

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集要項

令和3年7月
那覇市都市みらい部
公園管理課

—目 次—

はじめに	1
1 施設の概要	1
2 管理運営業務等	2
3 指定の予定期間	3
4 収入及び経費等	3
5 管理運営の基本的な考え方	4
6 備品等の貸与と帰属	5
7 指定管理者と市の責任分担等	5
8 応募資格	7
9 募集要項等の配布	8
10 説明会及び現場見学会の開催	8
11 募集要項等に関する質問の受付等	8
12 提出書類	9
13 募集期間	9
14 選定の方法等	10
15 失格事項	11
16 指定管理者の指定	11
17 指定管理者との協定締結及び業務引継	11
18 協定が締結できない場合	11
19 募集及び選定等スケジュール	12
20 問合せ先	12

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集要項

はじめに

那覇市松山公園文化交流施設（以下「文化交流施設」という。）は、松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資することを目的とした施設で、福州園、松山公園連携施設（通称：クニダテラス）、松山公園駐車場から構成される。

本施設は、県内唯一の中国式庭園である福州園を有し、大型旅客船バースから中心市街地へのアクセス道路に隣接する位置的な優位性などから、市民県民のみならず観光客にとっても魅力のある公園施設になることが期待されている。

現在、その管理施設のひとつである福州園では、夜間景観創出のためのライトアップ設備工事やイベント会場等としても活用できる広場の整備を令和3年度に完了、令和4年度にリニューアルオープンする計画であり、施設の特徴を活かしたイベント等を数多く企画立案し、実施していくことが求められる。

また、クニダテラスでは、琉球の歴史文化の紹介を通じた学習機能を有しており、周辺施設、自治会等と連携することによって、地域活性化の起点となる役割も担っている。

本市としては、複合的な公園施設で構成されている文化交流施設に民間活力を活かすことで、より効率的で効果的な管理運営を期待するものである。

1 施設の概要

- (1) 名称 那覇市松山公園文化交流施設（以下「文化交流施設」という。）
- (2) 施設構成
 - ア 福州園
 - イ 松山公園連携施設（以下「連携施設」という。）
 - ウ 松山公園駐車場（以下「駐車場」という。）
- (3) 位置
 - ア 福州園 : 那覇市久米2丁目29番19号
 - イ 連携施設 : 那覇市久米2丁目30番6号
 - ウ 駐車場 : 那覇市松山1丁目17番64号
- (4) 施設の面積と構成
 - ア 福州園 : 敷地面積 8,500 m²
園路、池、東屋、外灯、管理事務所、トイレなど
 - イ 連携施設 : 敷地面積 1,400 m²、延床面積 448 m²
案内所兼公園管理事務所、歴史展示室、飲食店、交流室、
象棋（チェンジー）広場
 - ウ 駐車場 : 大型車2台、普通車47台、障がい者用3台（暫定台数）

2 管理運営業務等

市民が安全かつ快適に利用できるように管理運営を行うこと。

詳細な業務については、別途仕様書を確認すること。

(1) 業務の内容

ア 管理運営等に関する主な業務

- ① 利用の禁止、制限及び文化交流施設の秩序維持
- ② 行為の許可及び利用許可
- ③ 利用料金の収受及び免除及び返還
- ④ 施設の点検及び維持修繕
- ⑤ 清掃及び草刈・剪定等の美化及び衛生環境の確保
- ⑥ 電気料金、上下水道料金等の支払い
- ⑦ 飲食スペースの運営に係る業務
- ⑧ セルフモニタリングの実施

イ その他上記業務に付随する業務

(2) 開園時間及び休園日

開園時間及び休園日を定める場合は、事業計画書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けること。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、又は開園し、若しくは休園することができる（「那覇市松山公園文化交流施設条例第4条」参照）。

開園時間については以下に示す。

- ア 福州園 午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める。
ただし、イベント等を開催する場合は開園時間を延長できるものとする。夜間については、イベント開催日含み、原則として、年間100日以上営業するものとする。

イ 連携施設

- ① 案内所兼公園管理事務所、交流室、歴史展示室：
午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める。
- ② 飲食店：
午前6時から午後11時までの間で指定管理者が定める。

- ウ 駐車場 指定管理者が定める。
ただし、原則として、24時間運営とすること。

(3) 管理業務報告等

- ア 事業計画書
- イ 業務報告書
- ウ 実施報告書
- エ セルフモニタリング実施報告書

オ 監査報告書

カ その他市長が必要と認める報告書

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 収入及び経費等

文化交流施設の管理運営にかかる全ての費用は、委託料及び利用料金をもって充てるものとする。管理運営にあたっては(9)に別記する備品以外の貸与はしない。業務内容を確認の上、その他必要なものは指定管理者で準備すること。過年度の実績については、別紙参照のこと。

(1) 指定管理料（委託料）の支払い

指定管理料については、市が示す管理経費の上限額（5ヵ年総額138,430千円（消費税及び地方消費税含む））の範囲内で、指定管理協定書に定める。協定で定めた額は、年度ごとに市から指定管理者に対し支払う。修繕費については別途年度協定を締結する。

(2) 利用料金の収入

那覇市松山公園文化交流施設条例第9条の利用料金等については条例に基づき算定し、本市に納入することなく直接収受（指定管理者の収入）すること。なお、利用料金とは、同条例第9条で定められた行為の許可並びに交流室及び冷房機の利用許可に係る料金とする。

(3) 利用料金の額の決定

(2)に示す利用料金額は、那覇市松山公園文化交流施設条例第9条第4項に規定する額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。

(4) 飲食店運営による収入

飲食店運営による収入（売上の一部等）については本市に納入することなく直接収受（指定管理者の収入）することができる。

(5) 余剰額等の措置

指定管理料（委託料）に係る経費は、年度ごとに清算する。その場合において、指定管理者の経営努力により、収入の増加、経費節減等が認められ、収支に余剰が生じたときは、原則として余剰額の2分の1に相当する額を市へ納入すること（指定管理者制度に関する運用指針（平成28年7月13日施行））。

ただし、収支に不足が生じたときは、市は補填を行わないものとする。

(6) 修繕費の取り扱い

修繕に要する費用は、指定管理料とは別に予算の範囲内で概算払いとし（指定管理事業者の負担で、自ら購入する備品は除く）、その額は年度協定書で定める。

ただし、不用額（余剰や未執行等）が生じた場合は、年度末の精算時に当該不用額を市に返納すること。

(7) 自主事業の収入

指定管理者は、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、事業計画に基づき自己の責任と費用負担による事業（以下「自主事業」という。）を行い、収入を得る事ができる。

ただし、本業務の妨げにならない範囲及び指定管理者に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨に沿った事業であること。また実施にあたっては、市に対して実施内容（目的、時期、収支計画等）を記した業務計画書を事前に提出し、承諾を受けること。

なお、自主事業として、有料化による駐車場の管理運営を行う場合は、那覇市公園条例の設置許可による手続きを行い、提案する使用料（570万円以上）を市に納入するものとする。さらに、駐車場有料化で得られた収益については、イベント企画等の事業へ還元するものとする。

その他の自主事業を行う場合は、那覇市公園条例に照らし、必要に応じて設置管理許可等による手続きを行うこと。また、物販を伴う事業については、提案する額（売上の5%以上）を協定に基づき市に納入するものとする。

(8) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(9) 市で準備する備品

- ア 福州園 【事務所内】机、椅子
【管理棟】机、椅子、棚
【その他】デジタルサイネージ機器等
- イ 連携施設 【事務所内】机、椅子
【飲食店】厨房機器類
【その他】椅子、ベンチ

5 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、文化交流施設を管理運営するにあたっては、法令等の遵守及び次に掲げる事項に沿って行うものとする。

(1) 順守法令等

- ア 都市公園法
- イ 地方自治法
- ウ 那覇市松山公園文化交流施設条例
- エ 那覇市公園条例

- オ 那覇市個人情報保護条例
 - カ 那覇市情報公開条例
 - キ 指定管理者制度の情報公開に関する基準
 - ク 那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ケ 那覇市公契約条例
 - コ 那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）
 - サ 那覇市蚊媒介感染症対策行動計画
 - シ その他関係法令等
- (2) 本管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
 - (3) 文化交流施設は、文化及び地域の交流の場を創出することにより、松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資することを目的とした施設であることから、その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
 - (4) 特定の個人及び団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
 - (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
 - (6) 個人情報の適切な管理を行うこと。
 - (7) 利用者及び地域住民の意見及び要望等を管理運営等に反映させるよう努めること。
 - (8) 管理運営にあたって、地元自治会等との連携を図るよう努めること。
 - (9) ライトアップ設備を活用し、イベント等を実施すること。

6 備品等の貸与と帰属

- (1) 指定管理者は、本市が所有する備品等の貸与を受けることができる。ただし、貸与備品は原則として現行使用のものとなる。貸与を受けた備品等は、台帳等を備えて管理しなければならない。
- (2) 物品等の帰属
 - ア 指定管理者が、指定期間中に管理運営経費により購入した物品等については、本市の所有に属するものとする。
 - イ 指定管理者は、業務において使用する本市の所有に属する物品のうち、重要物品については「那覇市物品会計規則」に基づく重要物品報告書により、毎年4月末日までに前年度において増減した重要物品を本市に報告すること。

※ 重要物品とは、一品の取得価格が100万円以上の物品のこと。

7 指定管理者と市の責任分担等

- (1) リスクの管理及び責任分担

指定管理者と市のリスク及び責任分担は、【表1】のとおりとする。

文化交流施設の管理及び施設の点検、修繕は指定管理者が負担する。事故・火災

などによる施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第一次的な責任は指定管理者が負うものとし、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに那覇市に報告しなければならない。

- (2) 管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入すること。

リスク分担表【表1】

項目	指定管理者	市	備考
文化交流施設の秩序維持	○		
行為の許可、利用許可	○		
都市公園法第5条2項、第7条の許可		○	本市以外の者の公園施設の設置及び管理の許可、占用の許可
利用料金の徴収、減免	○		
施設、設備、備品の維持管理、保守点検	○		飲食スペースに係る範囲は飲食事業者とする。
施設の修繕及び倒木処理	○		年度協定書で定められた修繕費総額の範囲内
		○	上記以外の場合
利用者・第三者への損害	○		自主事業及び指定管理者の責めによる場合（不適切な管理によるもの）
		○	上記以外の場合
火災等による施設等の損傷に対する責任	○		自主事業及び指定管理者の責めによる場合（不適切な管理によるもの）
		○	上記以外の場合
利用者等に係る保険の加入	○		自主事業及び指定管理者の責めによる場合（不適切な管理によるもの）に対応した保険
		○	市民総合賠償保険（全国市長会）
施設等に係る各種保険の加入	○		指定管理者が新たに設置した施設
		○	建物損害共済（全国市有物件損害共済会）
条例、規則等の変更		○	本事業に直接関係する条例等の変更
事業の中止	○		指定管理者の事業放棄
		○	市の指示によるもの
運営費の増大	○		指定管理者の責めに帰すべき事由による

			場合(不適切な運営等による運営費の増大等)
天災・暴動等による履行不能		○	
施設の損傷	○		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
		○	上記以外の場合
施設の利用不能等による収入減	○		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
		○	上記以外の場合
利用者等への対応	○		指定管理者が行う業務に関する苦情等
		○	施策としての事業全体に関する苦情等

8 応募資格

- (1) 指定期間中、文化交流施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に本店、支店、営業所等を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）とする。ただし、個人の応募はできない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等の途中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- (7) 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等でないこと。
- (8) 共同企業体（グループ結成）での応募について

複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結するものとする（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになる）。

共同企業体を組織する全ての法人若しくは団体は、上記(1)から(7)の資格を満たすこと。ただし、代表者又は代表となる団体以外の構成団体は、那覇市内に主たる事務所を有することを問わない。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募はできない。

9 募集要項等の配布

原則、那覇市のホームページ (<http://www.city.naha.okinawa.jp>) からのダウンロードとする。

- (1) 配布期間 令和3年7月16日（金）から 令和3年9月15日（水）午後5時まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 配布場所 那覇市都市みらい部 公園管理課（那覇市役所 本庁舎9階）
- (4) その他 「那覇市松山公園文化交流施設指定管理者業務仕様書」に記載されている別添資料については、説明会又は窓口にてCDで配布する。

10 説明会及び現場見学会の開催

文化交流施設の応募方法、提出書類等について説明会及び現場見学会を開催する。参加希望者は説明会参加申込書（様式10）を記入のうえ、FAX又はE-mailのいずれかで提出すること。なお、参加人数は、1団体につき2名までとし、この説明会に参加しなくても応募することは可能とする。

- (1) 開催日時 令和3年8月6日（金） 午後2時から午後4時まで
- (2) 開催場所 連携施設（クニダテラス） 交流室
- (3) 連絡先 那覇市都市みらい部 公園管理課
電話 098-951-3239
FAX 098-951-3206
E-mail b-kouen001@city.naha.lg.jp
- (4) 申込期限 令和3年8月4日（水）

11 募集要項等に関する質問の受付等

募集要項等に関する質問を以下のとおり受付する。質問に対する回答は、那覇市公園管理課のホームページにて公表し、質問者に対してはFAXまたはE-mailにて回答する。

- (1) 受付期間 令和3年8月6日（金）から令和3年8月27日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式11）に質問の趣旨を簡潔にまとめ、FAXまたはE-mailのいずれかで提出すること。なお、電話や口頭等による質問は原則として回答しない。提出後、公園管理課に電話で連絡すること。
- (3) 送付先 那覇市都市みらい部 公園管理課
電話 098-951-3239
FAX 098-951-3206
E-mail b-kouen001@city.naha.lg.jp
- (4) 質問の回答 市ホームページにて掲載する。

1 2 提出書類

応募を希望する団体は、次の書類（正本1部、刷本8部）を提出すること。書類は目次、仕切紙、ページ番号等を付与し、表紙及び背表紙に件名を付したフラットファイル等に綴ること。

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- (4) 法人にあつては法人の登記事項に係る証明書（提出3か月以内のもの）
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（様式3）
- (7) 令和2年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (8) 令和3年度における事業計画書及び収支予算書
- (9) 令和4年度から令和8年度までの年度ごとの文化交流施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書（様式8）
- (10) 納税証明書
 - ①法人の場合は、直近3ヵ年の市税の納税証明書、設立1年未満の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
 - ②法人以外の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類（様式4～7、様式9）
- (12) 共同企業体を結成する場合は、共同企業体協定書（様式13）及び委任状（様式14）

1 3 募集期間

指定管理者指定申請書（様式1）のほか、必要書類を次の期間内に持参提出すること。郵送、FAX等による提出物は受付しない。また、必要な書類が不足している場合は受付しない。

なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがある。

- (1) 受付期間：令和3年7月16日（金）から令和3年9月15日（水）午後5時まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 受付場所：那覇市都市みらい部 公園管理課
- (4) 留意事項
 - ア 提出後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
 - イ 共同企業体の構成員団体が、他の共同企業体の構成員になること又は単独で

の応募はできない。

ウ 応募書類にかかる費用は申請者の負担とする。

エ 提出された書類や資料は返却しない。

オ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届（様式12）を提出すること。

カ 必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。

1 4 選定の方法等

(1) 第1次審査（資格審査）

指定申請書等の提出後、応募資格条件を満たしているかどうか公園管理課にて書類審査を行う。

(2) 選定委員会

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、那覇市まちなみ共創部及び都市みらい部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）へ諮問し、書類審査とヒアリング及びプレゼンテーションによる審査する。審査は令和3年10月上旬に予定しており、日時、場所等については、後日応募者に連絡する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 応募者は、プレゼンテーションを15分行い、その後、選定委員からの質疑に対し応答する。発表の順番は応募書類の受付順とする。入室は1団体につき3名までとし、原則として、施設の管理責任者となる予定の者が応答すること。

イ 説明は、事業計画書の他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント）及び写真等による説明も可するが、追加資料の配布はできない。説明は事業計画書の内容に限ったものとし、逸脱がないよう注意すること。プロジェクター及びスクリーンについては市で用意するが、ノートパソコンは応募者で用意すること。

ウ 選定委員は、指定管理者選定基準表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

エ 第2次審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(4) 選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に公平かつ適正に審査し、選定する。審査基準については、別添1のとおりとする。

ア 文化交流施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。

- イ 事業計画書の内容が文化交流施設の効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られているものであること。
- ウ 業務計画の内容に沿った文化交流施設の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。

1 5 失格事項

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他不正行為があった場合

1 6 指定管理者の指定

- (1) 市は、第2次審査で選定された指定管理予定候補者を那覇市議会（令和3年11月定例会）の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 那覇市議会の指定の議決を得られなかった場合、指定管理予定候補者が本指定管理募集の業務提案に関して支出した費用等については、一切補償しない。
- (3) 指定結果については、提案審査を受けた団体全てに、指定または不指定の通知書を議会終了後、速やかに送付する。

1 7 指定管理者との協定締結及び業務引継

那覇市議会の議決を経て指定管理者として正式に指定した後に、基本協定を締結する。また、会計年度毎に、那覇市と年度協定を締結するものとする。

指定管理者は、指定管理を開始するまでの期間内に、本市及び現在、那覇市松山公園文化交流施設の業務を指定管理している事業者と円滑に引継業務を行わなければならない。指定管理期間満了前には、次期指定管理者として指定された事業者と円滑に引継業務を行うこと。なお、引継に要する全ての経費は、指定管理者として指定された者の負担となる。

1 8 協定が締結できない場合

指定管理者が協定締結までに次の事項に該当することとなったときは、指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況等の悪化により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者として不適切と認められるとき。
- (4) 応募資格を喪失したとき。

19 募集及び選定等スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定している。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和3年7月16日～令和3年9月15日 |
| (2) 説明会及び現場見学会の開催 | 令和3年8月6日（午後2時～午後4時） |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付 | 令和3年8月6日～令和3年8月27日 |
| (4) 申請の受付 | 令和3年7月16日～令和3年9月15日 |
| (5) 選定委員会 | 令和3年10月上旬予定 |
| | 日時、場所等については、後日応募者に連絡 |
| (6) 議会の議決 | 令和3年11月定例会（12月下旬予定） |
| (7) 協定の協議・締結 | 議決後から令和9年3月31日の間 |

20 問い合わせ先

那覇市都市みらい部 公園管理課 担当：宮城、真喜屋

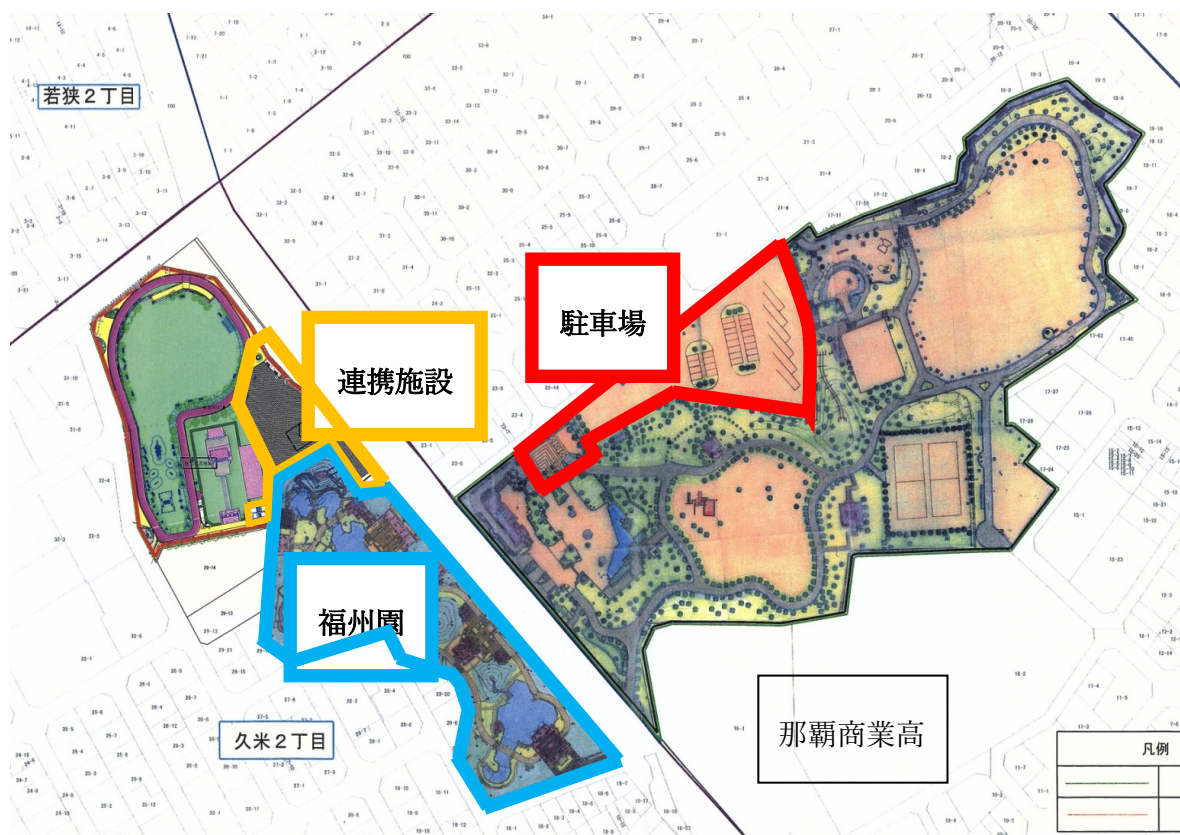
住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-951-3239

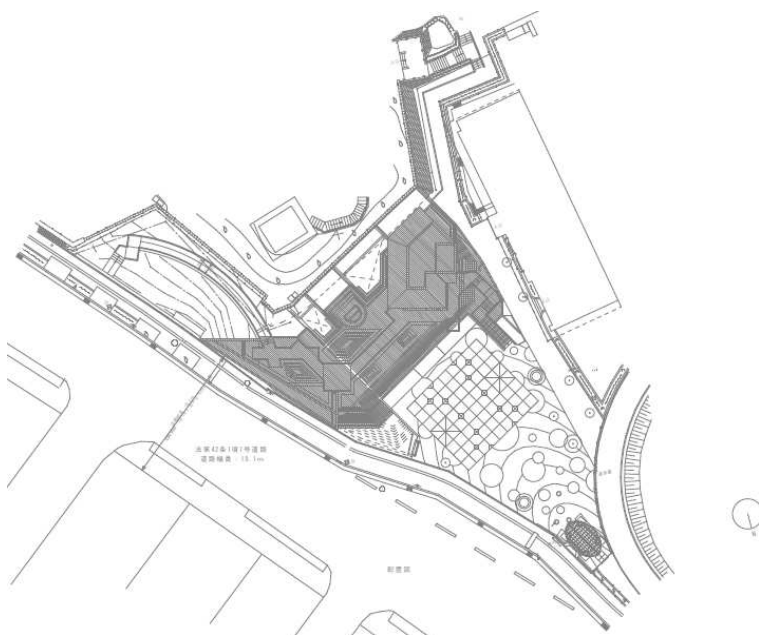
FAX 098-951-3206

E-mail b-kouen001@city.naha.lg.jp

那覇市松山公園文化交流施設 見取り図

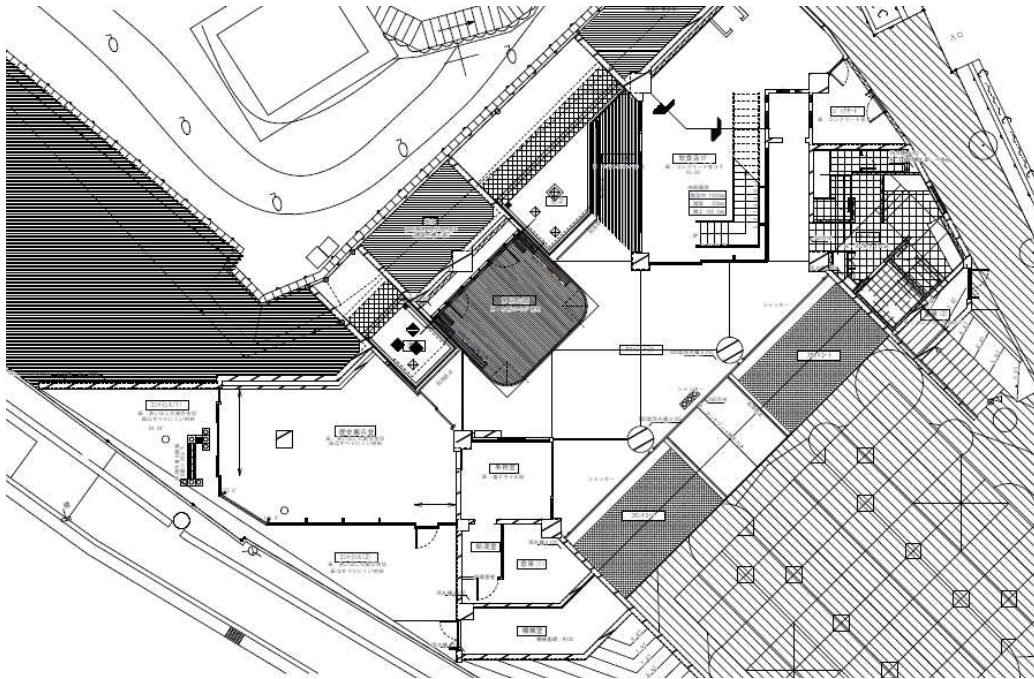


連携施設配置図

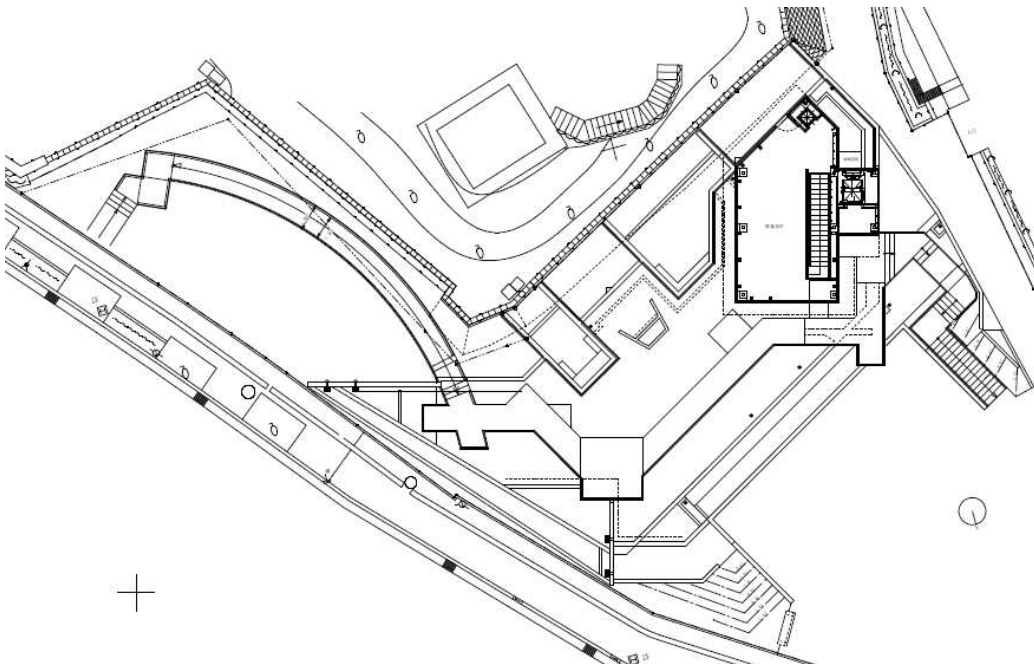


連携施設平面図

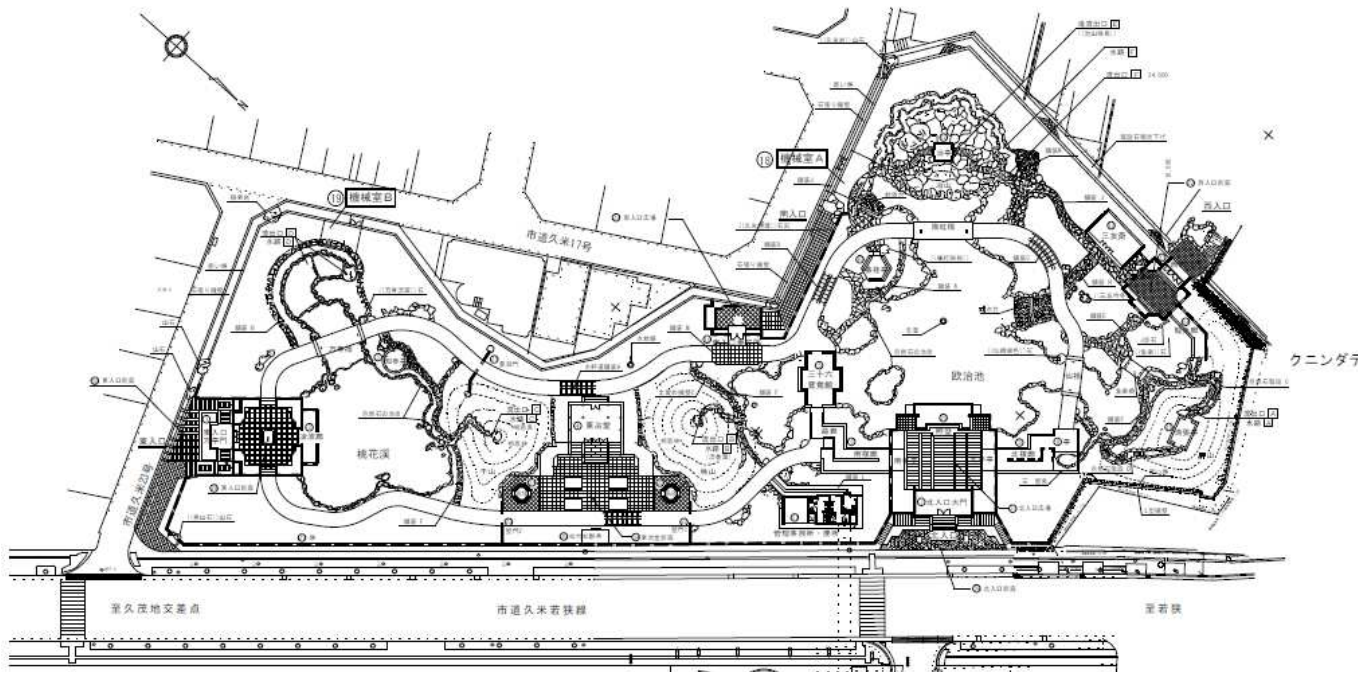
一階



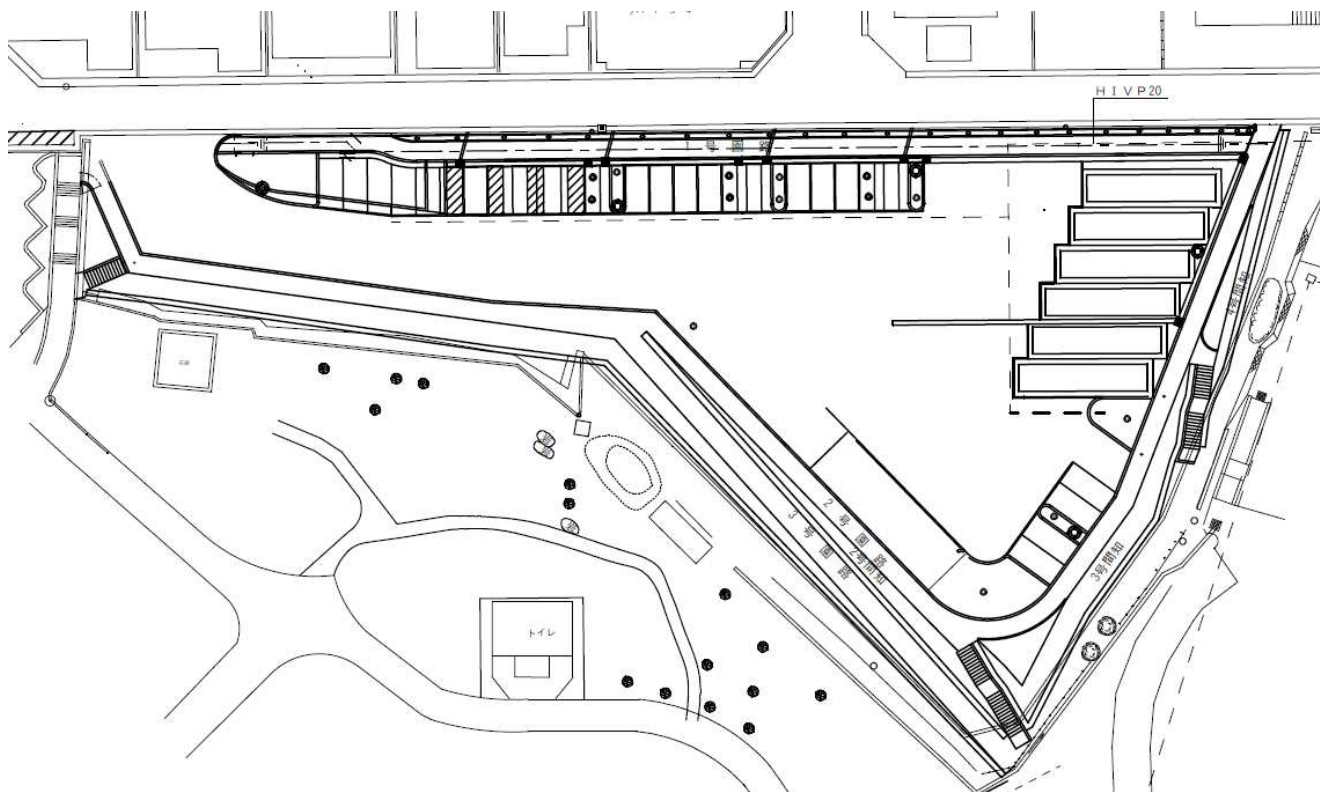
二階



福州園配置図



駐車場平面図



那覇市松山公園文化交流施設 指定管理者選定基準表

別添 1

選定基準	審査項目	審査内容	配点 100点
基本的な考えと管理体制 20点	設置目的の理解及び平等な利用を図るための考え方・方策	文化交流施設の設置目的及び公の施設を理解した申請理由となっているか。 事業内容が特定の市民、団体等に対して不当な利用の制限又は優遇するものではないか。	5
	利用者の安全管理	責任者及び管理体制が明確に示されているか。施設の安全管理について示されているか。	5
	職員の管理育成	施設が存在する久米地域（クニダ）の文化や福州園の施設概要等についての職員の指導育成、研修体制は十分か。	5
	危機管理	個人情報保護のための適切な措置をとることができるか。事故、災害等に対する対応策は適切か。	5
文化交流施設の効用の発揮と経費縮減 60点	運營業務	日常的な運営において、適切な人員を配置し、利用サービスの質の向上に取り組んでいるか。	10
	維持管理業務	基本的な施設管理及び庭園管理において、適切な人員を配置し、観光施設としての美観を整える計画がなされているか。	10
	自主事業による施設全体の魅力向上・地域連携	日常的な施設活用において、創意工夫によるサービスを提供し、利用者及び地域に対する魅力向上を図る取り組みがなされているか。 (例：物販、広報、サークル…)	15
	自主事業による賑わい創出・集客	ターゲットや収支を見据え、具体的かつ効果的なイベントなどの企画がなされているか。 (例：ライトアップのイベント…)	15
	経費削減（※1）	有料駐車場設置許可使用料として那覇市へ納付する金額に管理委託料の上限額と提案額の差額を加えた額	5
	自主事業の売上還元率（※2）	自主事業の売上から那覇市への納付率	5
運営能力 20点	安定的な運営が可能となる財政基盤	団体の財務状況の健全性及び文化交流施設を管理運営する財政能力	10
	公の施設の管理運営実績及び収支計画の内容、適格性、実現の可能性	実績からして、文化交流施設を良好に管理又は運営できる実績を有しているか。 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	10

※1 570万円以上の提案とする。

※2 5%以上の提案とする。

※3 各委員の採点の合計点が60点に満たない場合は選外とする。

◆松山公園文化交流施設 管理運營業務収支概要（1期目）

別紙

実績項目		H29	H30	R1	H29,30,R1 3年間平均	
指定管理	収入	管理委託料	17,000,000	17,000,000	17,157,400	17,052,467
		修繕費	3,400,000	3,400,000	3,431,488	3,410,496
		その他	18,855,179	17,302,518	14,663,845	16,940,514
	収入合計		39,255,179	37,702,518	35,252,733	37,403,477
	支出	賃金	6,387,303	4,273,375	5,525,000	5,395,226
		消耗品・備品	445,943	315,759	968,955	576,886
		光熱水費	6,854,881	6,944,468	5,797,636	6,532,328
		委託料	21,310,728	21,763,355	21,759,172	21,611,085
		修繕費	3,418,986	3,400,008	3,431,488	3,416,827
		その他	2,688,234	3,436,207	3,997,689	3,374,043
	支出合計		41,106,075	40,133,172	41,479,940	40,906,396
	①損益		-1,850,896	-2,430,654	-6,227,207	-3,502,919

実績項目		H29	H30	R1	H29,30,R1 3年間平均	
自主事業	収入	駐車場収入	4,968,000	5,346,000	6,968,400	5,760,800
		イベント収入	2,421,574	1,512,726	456,699	1,463,666
	収入合計		7,389,574	6,858,726	7,425,099	7,224,466
	支出	イベント経費等	5,538,088	5,059,913	1,057,335	3,885,112
		支出合計		5,538,088	5,059,913	1,057,335
	②損益		1,851,486	1,798,813	6,367,764	3,339,354
③=①+②		590	-631,841	140,557	-163,565	
市への返納金		295	—	70,279	—	

※①と②の合計が+になった場合の余剰金については、1/2 を市に返納

◆松山公園文化交流施設 2期目の取り扱いについて

指定管理料（委託料）の上限額

27,686 千円/年

・2期目の指定管理料は、主に福州園の夜間営業に係る経費として、1期目の指定管理料に10,634千円増額。

・ただし、駐車場有料化に係る使用料として、市に570万円以上を納入する。これに加えて駐車場事業者から指定管理者が得た収益については、イベントの企画等に充てるものとする。

・指定管理料に余剰金が生じたときは、余剰額の2分の1を市へ納入するが、自主事業で生じた収入については、指定管理者の収入とすることができる。

・指定管理料と自主事業に係る経費は、別で管理すること。

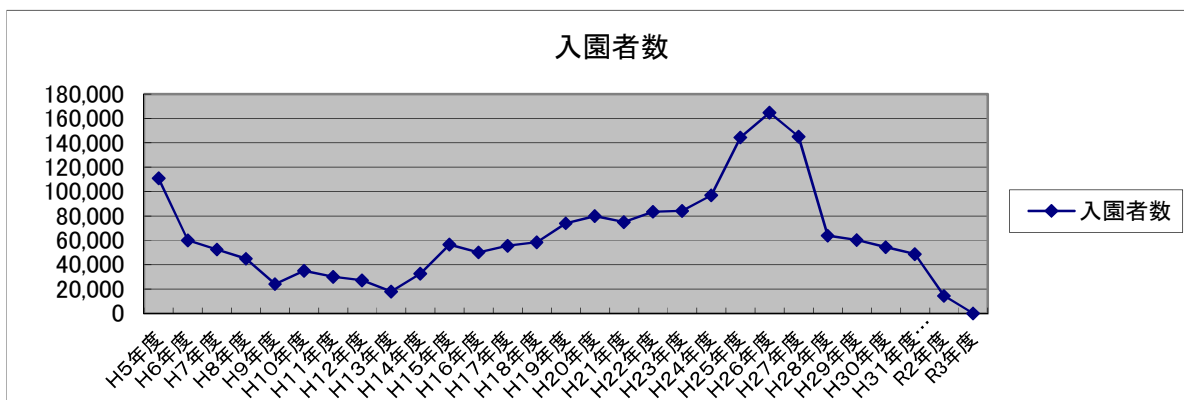
福州園 入園者数(年度別)

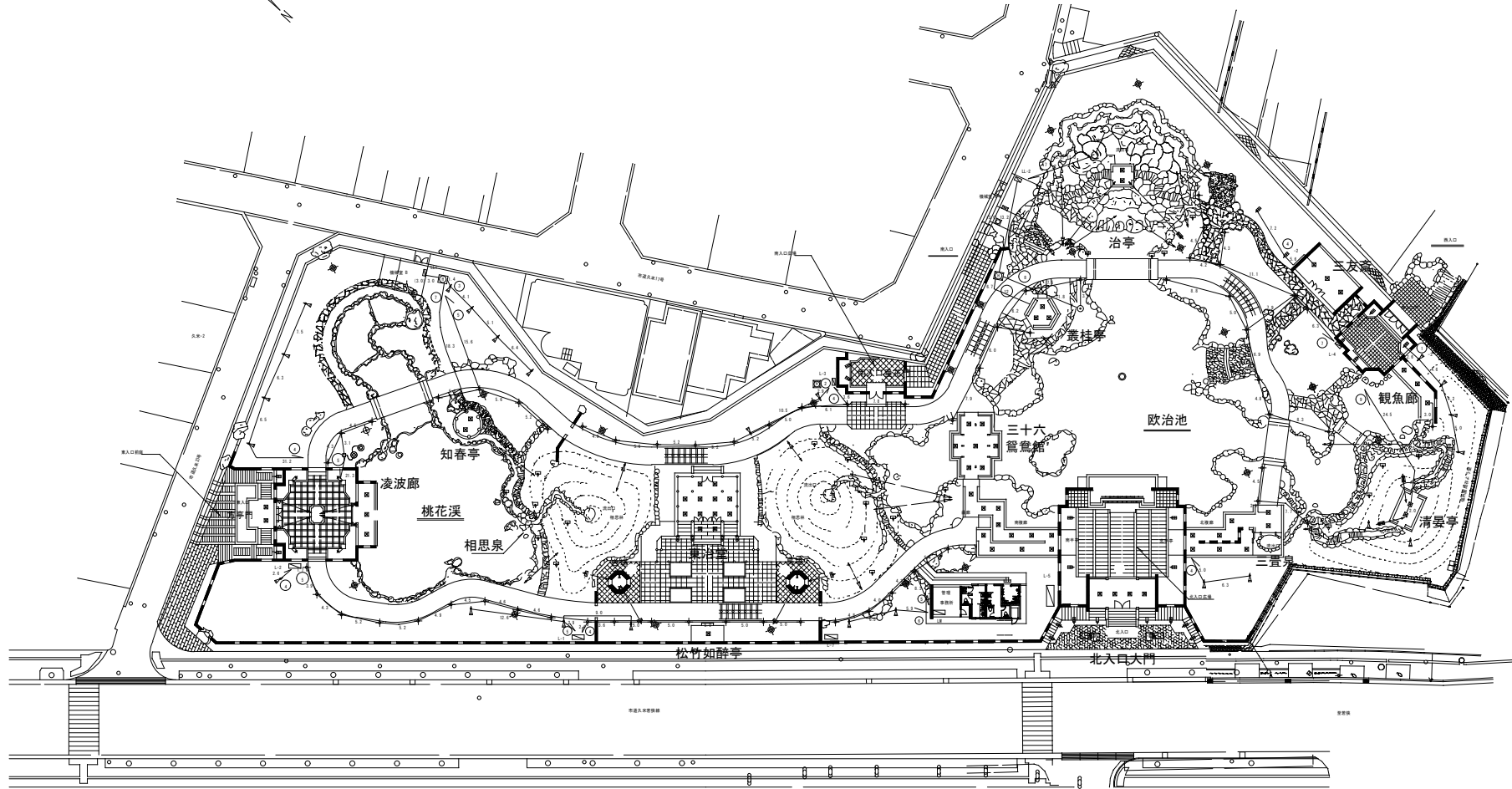
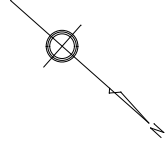
年 度	入園者数	備 考
H5年度	110,882	※平成4年度の資料は無 入園料:大人300円、小人100円
H6年度	59,937	
H7年度	52,571	
H8年度	44,878	
H9年度	24,123	
H10年度	34,856	
H11年度	29,891	
H12年度	27,255	
H13年度	17,936	
H14年度	32,492	無料化 (市制80周年記念に)
H15年度	56,458	
H16年度	49,990	
H17年度	55,650	
H18年度	58,277	
H19年度	73,881	
H20年度	79,818	
H21年度	75,019	
H22年度	83,480	
H23年度	84,218	
H24年度	96,932	
H25年度	144,381	
H26年度	164,748	
H27年度	145,099	
H28年度	63,764	指定管理者制度導入 →5月 入園料有料化(下記参照)
H29年度	60,196	
H30年度	54,456	
H31年度(R元年度)	48,574	新型コロナウイルス感染症の蔓延
R2年度	14,342	"
R3年度	0	再整備工事のため休園
計	1,844,104	

入園料
(平成28年5月から現在)

使用料(円)	一般	団体(20人以上)
大人	200	160
小人(中学生以下)	100	80

- ※ 保護者同伴の小学校就業前の者は無料
- ※ 休園日 水曜





- 01: 1段高ポットライト
- 02: 1段高ポットライト
- 03: 1段高ポットライト
- 04: 1段高ポットライト
- 05: 1段高ポットライト
- 06: 1段高ポットライト
- 07: 1段高ポットライト
- 08: 1段高ポットライト
- 09: 1段高ポットライト
- 10: 1段高ポットライト
- 01: カラー1段高ポットライト
- 02: カラー1段高ポットライト
- 11: 1段照明脚灯
- 12: 1段照明脚灯
- 13: 1段ポールライト
- 14: 1段ペンダント照明
- 05: 5m径円形

工事名	△松竹如醉亭園地整備工事（増築）		
図面名	一般設計図書		
設計年度	申請年度	工事年度	発注年度
図尺	A1 1/200 A2 1/100	図面番号	E-6
設計者名	株式会社 システムランド		
事業名称	松竹如醉亭公園整備計画		

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者業務仕様書

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、那覇市松山公園文化交流施設条例(以下「条例」という。)に基づき、那覇市松山公園文化交流施設(以下「文化交流施設」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 文化交流施設の管理運営に関する事項

指定管理者は文化交流施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うこと。

- (1) 文化交流施設は、文化及び地域の交流の場を創出することにより、松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資することを目的とした施設である。その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 本管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (3) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (5) 個人情報適切な管理を行うこと。
- (6) 利用者及び地域住民の意見及び要望を管理運営に反映させるように努めること。
- (7) 管理運営にあたって、地元自治会等との連携を図るように努めること。

3. 施設の概要

- (1) 名称
那覇市松山公園文化交流施設
- (2) 施設構成
ア 福州園
イ 松山公園連携施設 (以下「連携施設」という。)
ウ 松山公園駐車場 (以下「駐車場」という。)
- (3) 位置
ア 福州園 : 那覇市久米2丁目29番19号
イ 連携施設 : 那覇市久米2丁目30番6号
ウ 駐車場 : 那覇市松山1丁目17番64号

(4) 施設の概要

ア 福州園

- ・敷地面積：約 8,500 m²
- ・主な施設：園路、修景施設（池、東屋、外灯等）、管理事務所、トイレ

イ 連携施設

- ・敷地面積：約 1,400 m²
- ・延床面積：448 m²
- ・主な施設：案内所兼公園管理事務所、歴史展示室、飲食店、交流室、象棋（チェンジー）広場

ウ 駐車場

- ・大型車 2 台 普通車 47 台 障がい者用 3 台（暫定台数）

4. 開園時間及び休園日

開園時間及び休園日については以下に示す。指定管理者が定める時間については、事業計画書で提案すること。また、開園時間及び休園日を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（「那覇市松山公園文化交流施設条例第4条」を参照）

(1) 開園時間

(ア) 福州園

午前9時から午後10時までの間で指定管理者が設定する。

※ただし、イベント等を開催する場合は開園時間を延長できるものとする。

※原則として夜間はイベント開催日を含め年間100日以上開園するものとする。

(イ) 連携施設

①案内所兼公園管理事務所、交流室

午前9時から午後10時までの間で指定管理者が設定する。

②歴史展示室

午前9時から午後10時までの間で指定管理者が設定する。

③飲食店

午前6時から午後11時までの間で指定管理者が定める。

(ウ) 駐車場

指定管理者が定める。ただし、原則として24時間運営とすること。

(2) 休園日

指定管理者が定める。

(3) その他

指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、又は開園し、若しくは休園することができる。

5. 法令等の遵守

指定管理者は、文化交流施設の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 都市公園法
- (2) 地方自治法
- (3) 那覇市松山公園文化交流施設条例
- (4) 那覇市公園条例
- (5) 那覇市個人情報保護条例
- (6) 那覇市情報公開条例
- (7) 指定管理者制度の情報公開に関する基準
- (8) 那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (9) 那覇市公契約条例
- (10) 那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）
- (11) 那覇市蚊媒介感染症対策行動計画
- (12) その他関係法令等

6. 業務内容

(1) 運営業務

ア 管理運営計画の作成

管理運営に係る方針を立て、計画を作成すること。

イ 飲食スペースの運営に係る業務

都市公園法の規定による便益施設としての役割を担うことを前提とし、福州園や松山公園連携施設の屋上庭園の景観を活かした、より魅力のある飲食店の運営を行うこと。その収支については、市へ報告すること。

ウ 総合受付案内（連携施設内）

①当日の施設利用状況や催事情報を常に把握して案内するとともに、来園者に合った各種情報を提供する。

②案内所の掲示板に、イベント案内を表示する。

エ 歴史展示室の運営（「歴史展示室管理運営マニュアル」を参照）

①モニターの操作方法について熟知し、来園者から操作方法等問い合わせがあるときは対応すること。

②展示品について問い合わせがあるときは適切に受け応えるようにすること。

③展示品の入れ替えを適宜行うこと。

④ミッションカード及びリーフレット等を印刷・補充すること。

オ 福州園の入園受付及び入園料徴収

①利用者の人数把握、

②条例・規則に基づく入園料の徴収

③減免対応（説明を行う）

④つり銭を準備し、補充を行うこと

- ⑤入園者からの問い合わせ等への対応。
- ⑥パンフレット、リーフレットの印刷・補充
- ⑦入場券の作成・印刷・補充
- カ 福州園・広場等の利用許可・禁止に係る業務
 - ①利用予約及びキャンセルの受付
 - ②利用料の徴収（利用料は直接指定管理者の収入とする）
 - ③施設利用状況報告書の作成
- キ 駐車場管理業務
 - ①駐車場使用状況の月間報告
 - ②駐車場内の管理・指導。
 - ③文化交流施設内の違法車両への注意・指導
- ク 安全対策・利用指導等
 - ①利用者指導・事故防止等
 - 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため、利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行う。
 - ②防犯・防火対策等
 - 出入り口の施錠確認を行うとともに、火気の始末に留意し、火災防止に最大限の注意を払う。
 - ③ホームレス対策
 - ・ベンチ等を長時間に渡り独占使用する場合は注意、指導を行う。
 - ・小屋等の設置や軒下等の不法占用に対しては注意、指導を行う。
 - ④犬等動物への対応
 - 犬のノーリード禁止及び糞の持ち帰りについて注意、指導を行う。
 - ⑤事故等、緊急時の対応
 - 施設内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合は、関係機関に速やかに通報するとともに、公園管理課へ報告する。
 - ⑥施設内巡回業務
 - ・定期的に施設内を巡回し、危険な行為、不潔な行為その他施設利用に支障がある行為について注意、指導を行う。
 - ・施設巡回時の状況や対応等は必要に応じて公園管理課に報告する。
 - ⑦広報活動
 - ホームページの作成など、各種媒体を用いて、施設のPR・利用者のサービスに直結する情報提供、イメージアップに繋がる業務を行う。
 - ⑧危機管理
 - 災害、事故、急病人等の緊急時対応マニュアルの整備、連絡体制の確保、訓練の実施、消防設備点検を行う。
 - ⑨その他
 - ・光熱水費の支払い（飲食スペース部分は、飲食事業者の支払いとする）
 - ※福州園の光熱水費については、指定管理者で検針の上那覇市へ納付すること。

(2) 維持管理業務

利用者が安全かつ快適に利用できるよう良好な維持管理計画を立て、実施することとする。業務状況は、市から提示するよう求められた際は速やかに対応するよう整理しておくこと。

ア 施設管理業務

①建築物等管理

- ・建築物等について、ひび割れ、はがれ、かび等の発生が無い状態を維持し、かつ、美観を維持すること。
(「建築保全業務共通仕様書(国土交通省)」ホームページ参照)
- ・施設を安全かつ安心して利用できるよう点検し、建築物等の予防保全に努めること。

②設備保守管理(別添「維持管理特記仕様書」を参照)

- ・建築設備(給排水設備、空調設備、電気設備、エレベーター、消防設備等)、外灯、池、ミスト噴水、自動灌水装置、放送設備等は日常点検、法定点検、定期点検等を行い、性能を維持すること。
- ※消防設備は福州園・連携施設とする。
- ※福州園水道メーター(5ヶ所)の数値を毎週メール報告すること。

③植栽管理

- ・文化交流施設内の植物に対し、景観の維持向上、植物の健全育成のため、散水、剪定、病虫害駆除、施肥、除草等を実施する。除草剤は使用しないこと。
(別添「福州園内植栽管理計画」及び「屋上緑化管理マニュアル」を参照)

④池管理(水質)

- ・福州園の池について、水質管理を行うこと。
(外観、臭気、透明度、薬品反応、水藻の対策、残留塩素、PH)
(別添「福州園池の水質管理業務委託 特記仕様書」を参照)

イ 清掃業務

①建物清掃

- ・日常清掃(開園日毎日)、定期清掃(月1回程度)、窓ガラス両面清掃(適宜)を行うとともに、ゴミの適正な処理、衛生消耗品の補充などを行う。
- ・ゴミの収集は所定の分別を行い、指定箇所に集積し、風や猫等による散乱を防止する。

②園路・広場・駐車場等清掃

- ・園内の美観を損なわないよう清掃を実施する。定期的に側溝や雨水枡内に溜まったゴミや土砂等を除去する。

③グリーストラップ清掃

- ・飲食店事業者は日常清掃、定期清掃(槽内の沈殿物を除去し、産業廃棄物処理業者による処理)を行うこと。

ウ 保安警備業務

- ①文化交流施設の夜間巡回警備及び機械警備を行う。業務仕様については、別添の

「福州園機械・巡回警備業務委託仕様書」「松山公園連携施設機械・巡回警備業務委託仕様書」に準じるものとする。

エ 施設設備の修繕及び改修

・施設の劣化及び破損等を点検し、必要に応じ修繕及び改修を行う。

オ 市が備え付けた備品の管理

カ 歴史展示室の管理

・展示物の特徴、材質、取り扱い方法を十分理解した上で使用・保全を行う。故意又は過失により破損等した場合は、指定管理者が弁償する。

（「歴史展示室管理運営マニュアル」参照のこと）

キ 福州園及び連携施設の防火管理者（甲種）の選任及び防火管理者に係る業務

(3) 自主事業

指定管理者は、公園利用者の満足度、期待度の向上に応えながら、自主事業を行うことができる。

実施にあたっては年度当初の事業計画書に盛り込むこととし、その後追加する場合は事前に市の承認を得ることとする。

なお、有料化による駐車場の管理運営を行う場合は、那覇市公園条例の設置許可による手続きを行い、提案する使用料（570万円以上）を市に納入するものとする。さらに、駐車場有料化で得られた収益については、イベント企画等の事業へ還元するものとする。

その他の自主事業を行う場合は、那覇市公園条例に照らし、必要に応じて設置管理許可等による手続きを行うこと。また、物販を伴う事業については、提案する額（売上の5%以上）を協定に基づき市に納入するものとする。

自主事業の例

- ・福州園や連携施設を活用した多くのイベントの実施（観月会や結婚式など）
- ・福州園や歴史展示室の案内ガイド
- ・地域の文化を紹介する展覧会、イベント等
- ・その他貸切イベント等
- ・福州園や歴史展示室を活用した物販

(4) 業務報告

指定管理者は、毎月10日までに前月分の次に掲げる事項の報告書を提出するものとする。

ア 清掃及び草刈業務等

イ 施設点検・管理

ウ 行為の許可及び福州園・交流室の利用状況

エ 利用料金に係る事項

オ 自主事業に係る利用状況（例：駐車場利用状況）

カ その他市長が必要と認める事項

(5) 実績報告

指定管理者は、会計年度終了後30日以内に次に掲げる報告書を提出するものとする。

ア 清掃及び草刈業務等実績報告書

イ 施設点検・管理実績報告書

ウ 行為の許可、利用料金及び自主事業に係る実績報告書（年間集計含む）

エ 本業務及び自主事業に要した経費等の収支決算書

オ 監査報告書

カ その他市長が必要と認める事項

(6) 指定管理者のセルフモニタリング等

ア 指定管理者は、会計年度終了後に、施設の管理運営状況等について指定管理者制度に関する本市の要綱・要領等に則ったセルフモニタリングを実施しなければならない。また、本市の実施するモニタリングについて、必要な協力を行うものとする。

イ セルフモニタリングは、本市との協議、及び関係規定等に則り会計年度終了後に実施し、本市へ60日以内にモニタリング実施報告書を提出するとともに、ホームページ等にて公表しなければならない。

ウ セルフモニタリングは、モニタリングチェックシートの活用等を含んだ本市との協議を踏まえて実施するものとする。

エ 指定管理者は、施設の利用状況等を把握するために、本市との協議のうえ利用者アンケート等を実施するものとする。

オ その他、必要な事項については本市と協議するものとする。

(7) その他業務

ア 保険加入

公園の管理に係る損害賠償責任保険の契約を締結する。

基準とする契約内容

- ・対人 1事故につき 1億円
- ・対物 1事故につき 1千万円

イ 経理

- ・予算資料作成、月次決算及び年次決算資料作成（飲食店も含む）
- ・年次決算について第三者による外部監査を行うこと。
- ・毎日の処理（契約、購入、支払）、例月の処理（税、社会保険）

エ 記録等の作成及び保存

- ・管理運営及び経理状況に関する帳簿類を整理する。
- ・維持管理業務の作業状況等の記録類及び作業記録写真を整理する。
- ・上記書類の提示を求められた場合には、速やかに対応する。

- オ 職員資質向上事業
管理運営に係る技術を習得し、さらに技術の向上に資する研修受講などを行うこと。
- カ 利用統計業務（福州園、交流室）
 - ・入園者、利用料金の統計（日、月、年ごと、個人・団体別、県内外、国別等）
 - ・利用状況の分析と利用増のための対策
- キ 市からの要請への協力
施設の管理運営及び利用状況等に関する調査又は作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的に対応する。
- ク 次期指定管理者等への業務の引継ぎ
サービスの安定供給とノウハウの継承のため、指定管理期間満了時等には、業務マニュアル、備品リスト、留意事項等を作成の上、次期指定管理者への必要な引継ぎをすること。また市が必要と認める管理運営に関するデータ等についても無償で提供すること。
- ク その他
以上のほか、公園の管理を円滑に推進するため必要な業務を行う。

7. 業務を行うにあたっての留意事項

- ① 飲食店について
 - ア 原則として現飲食店事業者を継続させるものとする。
 - イ やむを得ず協議が整わず、新たな飲食店事業者を募集する場合は、指定管理者において選定するものとする。ただし、選定条件等については市と協議を行うものとする。
- ② 管理運営業務に支障がないように管理組織及び管理要員を配置し、運営にあたること。
 - ア 施設の開園時間内には、適切な人員を配置し、利用者の安全確保及び衛生管理を行うこと。
 - イ 管理責任者1名以上を配置すること。
 - ウ 原則として、福州園及びクニンダテラスの受付に1名以上、清掃員として1名以上、造園工として2名以上を配置すること。ただし、兼務することも構わない。
 - エ 業務時間外の緊急時等に対応できる実施体制をとること。
- ③ 職員研修を実施し、職員の資質向上を図ること。
 - ア 利用者に安全かつ快適に利用してもらうための心構え
 - イ 緊急時対策、防犯・防災対策と体制
 - ウ 個人情報保護の徹底
 - エ その他管理運営を行う上で必要な事項
- ④ 駐車場について
自主事業にて機械式有料化を行う場合は、都市公園法に基づく公園施設設置及び管理許可の申請を行うこと。また防犯カメラを設置する場合は「那覇市防犯カメラの設

置及び運用に関する条例」を遵守すること。

駐車料金は、駐車から1時間の間は無料、1時間から2時間の間は100円、2時間から3時間の間も100円とすること。3時間以降については、24時間最大料金を含め、近隣駐車場の料金以上にすることとし、本市と協議のうえ事業者で設定すること。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な対策を講じること。
- ⑥ 福州園の休園および貸切イベント開催について、正面入口に案内看板を設置及びホームページ等の各種媒体にて周知するとともに、入園・利用希望者からの問い合わせ等への対応を行うこと。また、騒音や照明が近隣へ悪影響を及ぼさないよう、注意すること。
- ⑦ HPを作成すること。また、SNS等を活用した情報発信に努めること

8. その他の注意事項

指定管理者は、業務を実施するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、那覇市と協議すること。
- (2) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、那覇市と協議すること。

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者 印
連絡先 担当者
電 話

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定を受けたいので、那覇市松山公園文化交流施設条例第14条第2項の規定により申請します。

誓 約 書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の申請に際し、下記の事項を誓約します。

- 1 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者はいません。
- 2 会社更生法及び民事再生法等による手続き中の団体ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行いません。
- 4 応募書類に虚偽の記載はありません。

組織及び運営に関する事項

団体の概要

(年 月現在)

団 体 名			
代 表 者 名			
所 在 地			
設 立 年 月 日			
従 業 員 数			
沿 革			
業 務 内 容			
財 政 状 況	年 度	令和元年度	令和2年度
	総 収 入		
	総 支 出		
	当 期 損 益		
	累 積 損 益		
連 絡 担 当 者	【氏名】 【電話】 【E mail】	【所属】 【F A X】	

団体名 _____

文化交流施設の管理運営に関する基本的な考え方と管理体制

【設置目的の理解、平等な利用について】

(1) 文化交流施設の指定管理者を申請する理由を記述してください。

(2) 市民の平等な利用の確保について考え方を記述してください。

【利用者の安全管理】

(3) 施設の安全管理について、責任者及び管理体制を記述してください。

団体名 _____

文化交流施設の管理運営に関する基本的な考え方と管理体制

【職員の管理育成】

(4) クニダの文化や福州園の施設概要等に関して、職員の指導育成、研修など資質向上のための計画を記述してください。

【危機管理】

(5) 個人情報の保護について、基本的な考え方を記述してください。

(6) 防犯、事故防止及び災害・緊急時の対応策等について記述してください。

団体名 _____

文化交流施設の効用の発揮と経費縮減

【運営業務】

(1) 窓口や受付など日常的な運営業務において、適切な利用サービスを提供するための人員の配置計画などを具体的に記述してください。

【維持管理業務】

(2) 観光施設としての美観を整えるため、基本的な施設の維持管理及び庭園管理において、管理計画（作業頻度、作業内容、体制、設備点検等）を具体的に記述してください。

団体名 _____

文化交流施設の効用の発揮と経費縮減

【自主事業による施設全体の魅力向上・地域連携】

(3) 日常的な施設活用において、施設の特徴を活かした魅力向上策及び地域活性化に資する計画等について、記述してください。

【自主事業による賑わい創出・集客】

(4) 賑わい創出や集客につながるイベントなどの企画について、具体的に（ターゲットや収支など）記述してください。

団体名 _____

文化交流施設の効用の発揮と経費縮減

【経費削減】

(5) 自主事業として駐車場有料化実施の有無とその場合の設置許可使用料として那覇市へ納付する金額を記載してください。また、管理委託料の提案額を記載してください。

【自主事業の売上還元率】

(6) 自主事業として、物販実施の有無とその場合の那覇市へ納付する売上に応じた率を提案してください。

様式7

団体名 _____

その他

(1) 貴団体の特徴やノウハウ等について、特にPRできることを記述してください。

様式9

団体名 _____

自主事業収支予算書

(単位：千円)

	自主事業名	項目	金額	備考
令和4年度		収入		
		支出		
		損益		
令和5年度		収入		
		支出		
		損益		
令和6年度		収入		
		支出		
		損益		
令和7年度		収入		
		支出		
		損益		
令和8年度		収入		
		支出		
		損益		

※積算根拠を添付してください。

※この様式に限らず別紙による提出も可能です。

説明会参加申込書

令和 年 月 日

那覇市長 様

所在地

団体名

担当者氏名

所属・職名

電話番号

F a x

E-mail

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名	

* E-mail に添付して送付される際に、開封確認等で着信を確認してください。

質 問 書

令和 年 月 日

那覇市長 様

所 在 地

団 体 名

担当者^ふ氏^り名^が

所属・職名

電 話 番 号

F a x

E-mail

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者募集要項等について、下記のとおり質問事項を提出します。

質問内容

資料名	募集要項・その他 ()	ページ	
項 目			
内 容			

注：質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

※E-mail に添付して送付される際は、開封確認等で着信を確認してください。

辞 退 届

令和 年 月 日

那覇市長 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

㊞

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の申請を辞退します。

氏 名			
部署・職名			
電話番号		F a x	

共同企業体協定書

令和 年 月 日

那覇市長 様

共同企業体の名称

構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者に応募するため、共同企業体の構成員について申し上げます。

委任状

令和 年 月 日

共同企業体の名称

(受任者)

所在地

共同企業体代表者 商号又は名称

代表者名

印

私は上記共同企業体代表者を代理人と定め、共同企業体と那覇市との間における下記事項に関する権限を委任します。

1. 委任事項

- (1) 管理に関する基本協定書
- (2) 管理費の請求、受領、返還に関する件
- (3) その他の契約履行に関する一切の件

2. 委任期間

令和 年 月 日から、当該施設を管理する指定期間の満了後から3か月を経過するまで

(委任者)

所在地

共同企業体者構成員 商号又は名称

代表者名

印

福州園 ライトアップ計画

Fukushuen Garden Lighting Plan

2020.12.10



Presented by TACT Lighting Design Office



四季を彩るあかりで演出

Color the four Season Lighting

福州園には四季折々の草花・木々が植えられており
それらはエリアに分けられています。

ただ、沖縄は本島のような四季を感じにいため
来園された皆さんにその四季の風景と植物をつなげる
あかりで演出し感度を高めます。

また四季のライトアップ意外にも
園内に数多く配置された石像や建築も効果的に
ライティングしていきます。

四季を彩るあかりで演出

Color the four Season Lighting

春景色

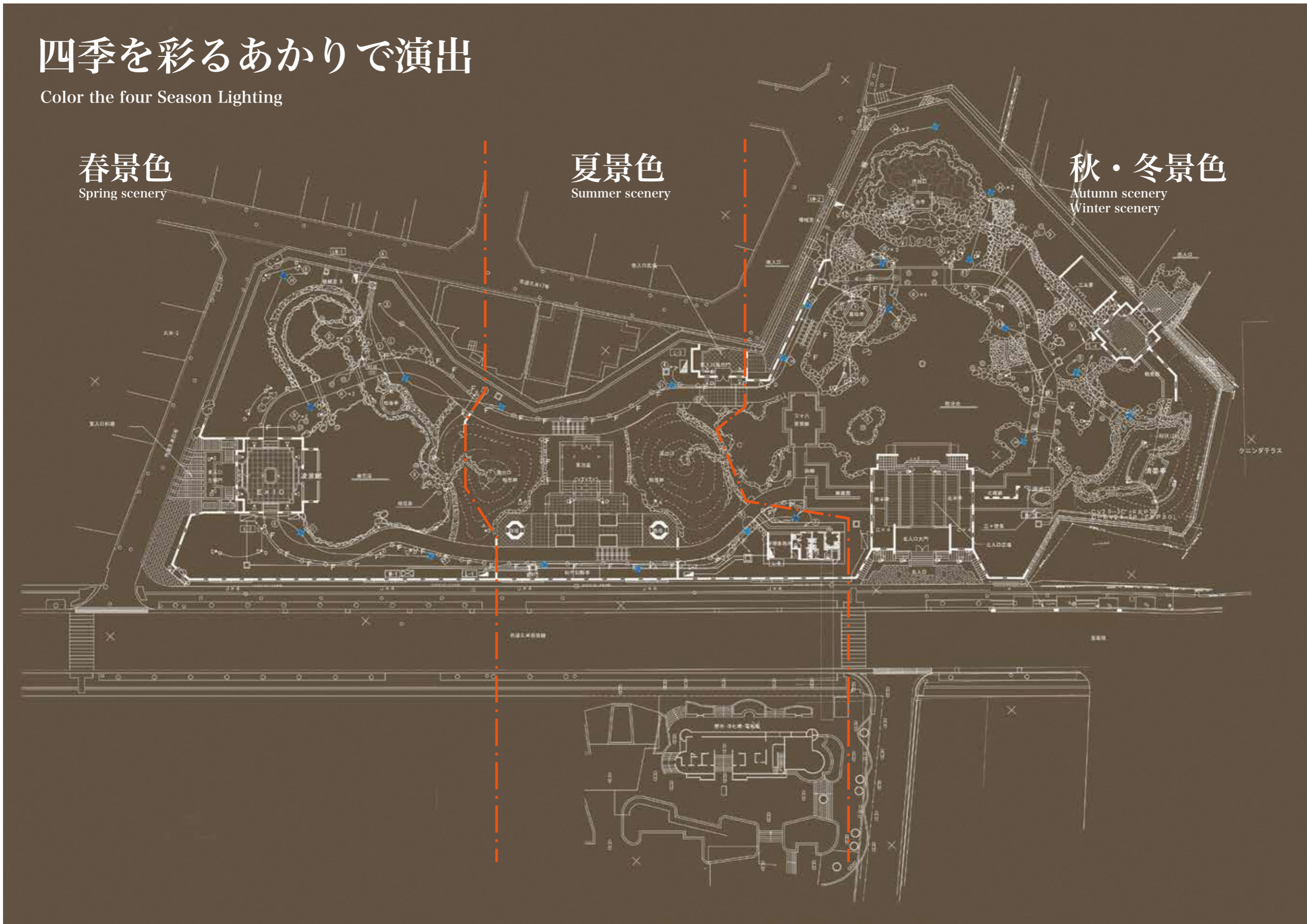
Spring scenery

夏景色

Summer scenery

秋・冬景色

Autumn scenery
Winter scenery



四季を彩るあかりで演出

Color the four Season Lighting

ハイポール・ローポールのみ点灯：ライトアップ前・夜間の保安

春景色

Spring scenery

夏景色

Summer scenery

秋・冬景色

Autumn scenery
Winter scenery



四季を彩るあかりで演出

Color the four Season Lighting

ハイポール消灯・ローポール・樹木等ライトアップ点灯：通常のライトアップ

春景色

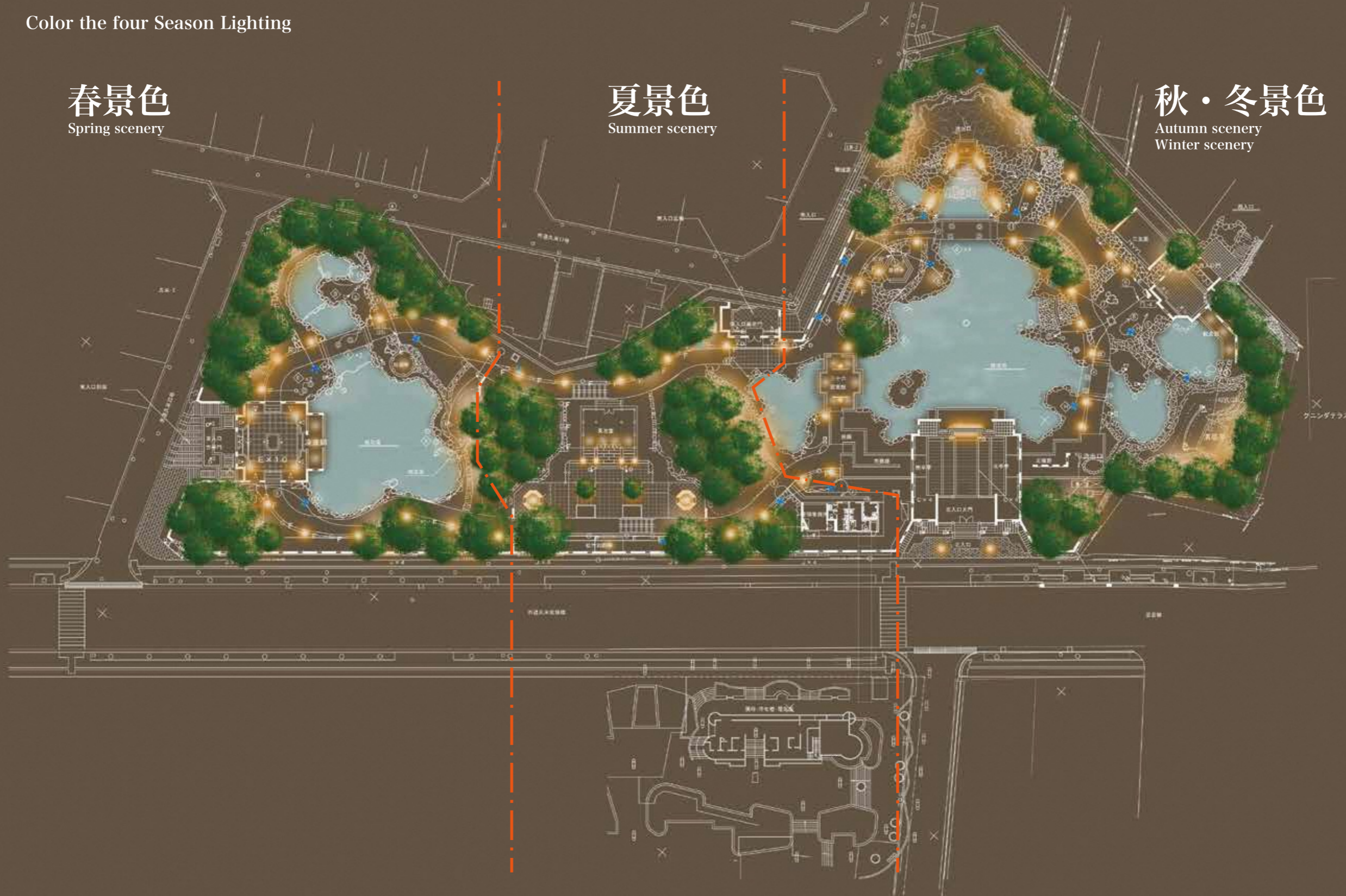
Spring scenery

夏景色

Summer scenery

秋・冬景色

Autumn scenery
Winter scenery



四季を彩るあかりで演出

ハイポール消灯・ローポール・樹木等ライトアップ・カラーライティング点灯：イベント時ライトアップ

Color the four Season Lighting

春景色

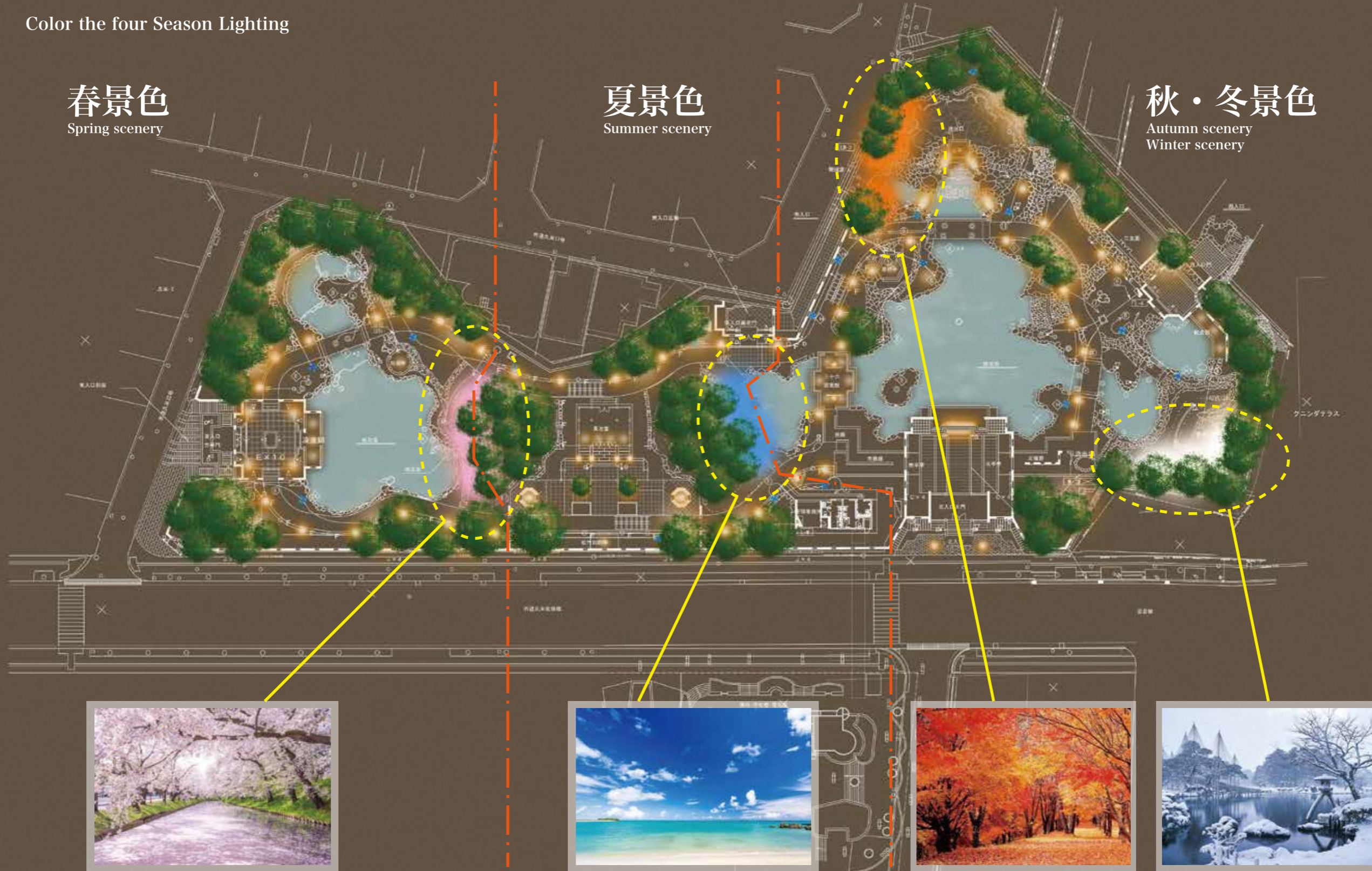
Spring scenery

夏景色

Summer scenery

秋・冬景色

Autumn scenery
Winter scenery



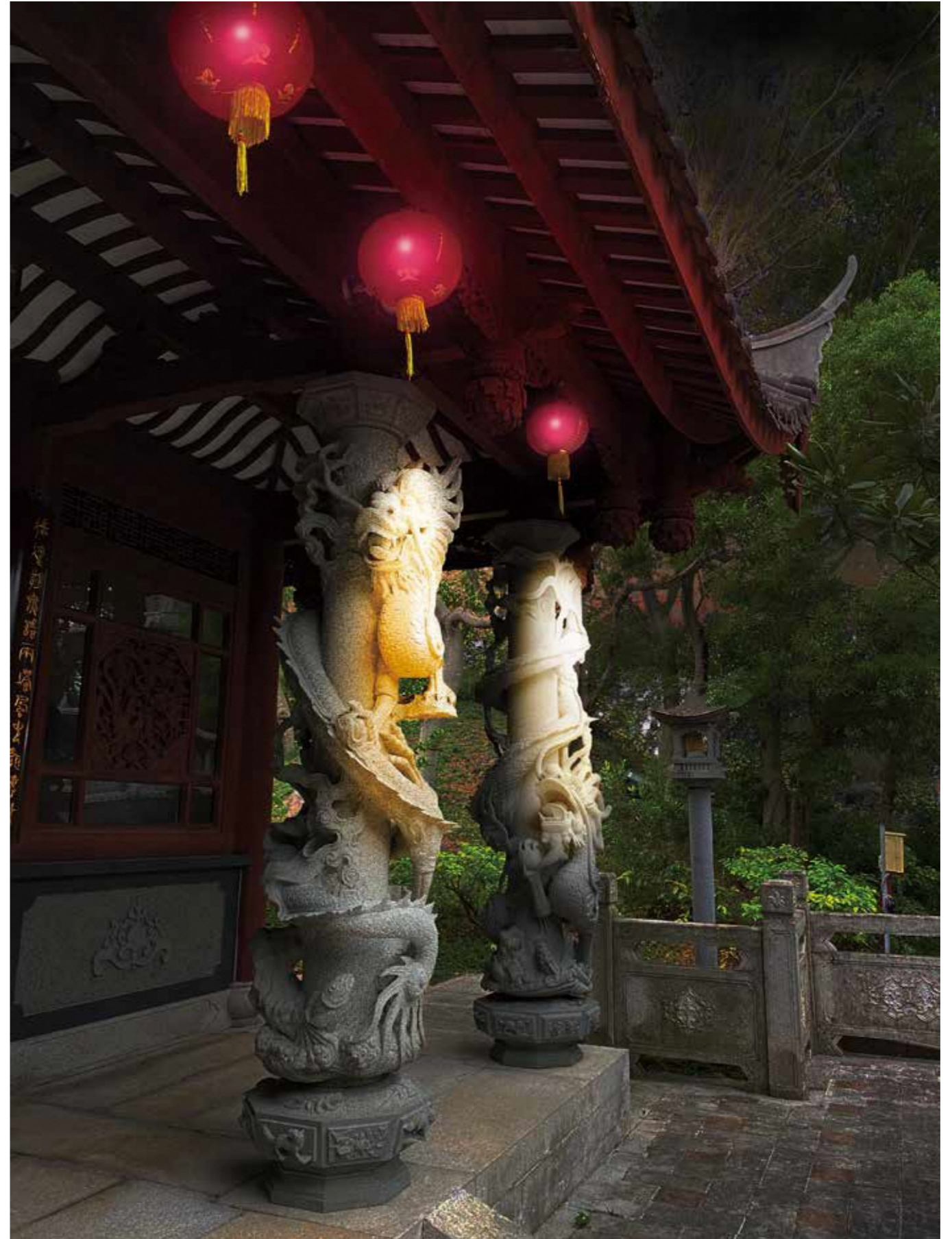




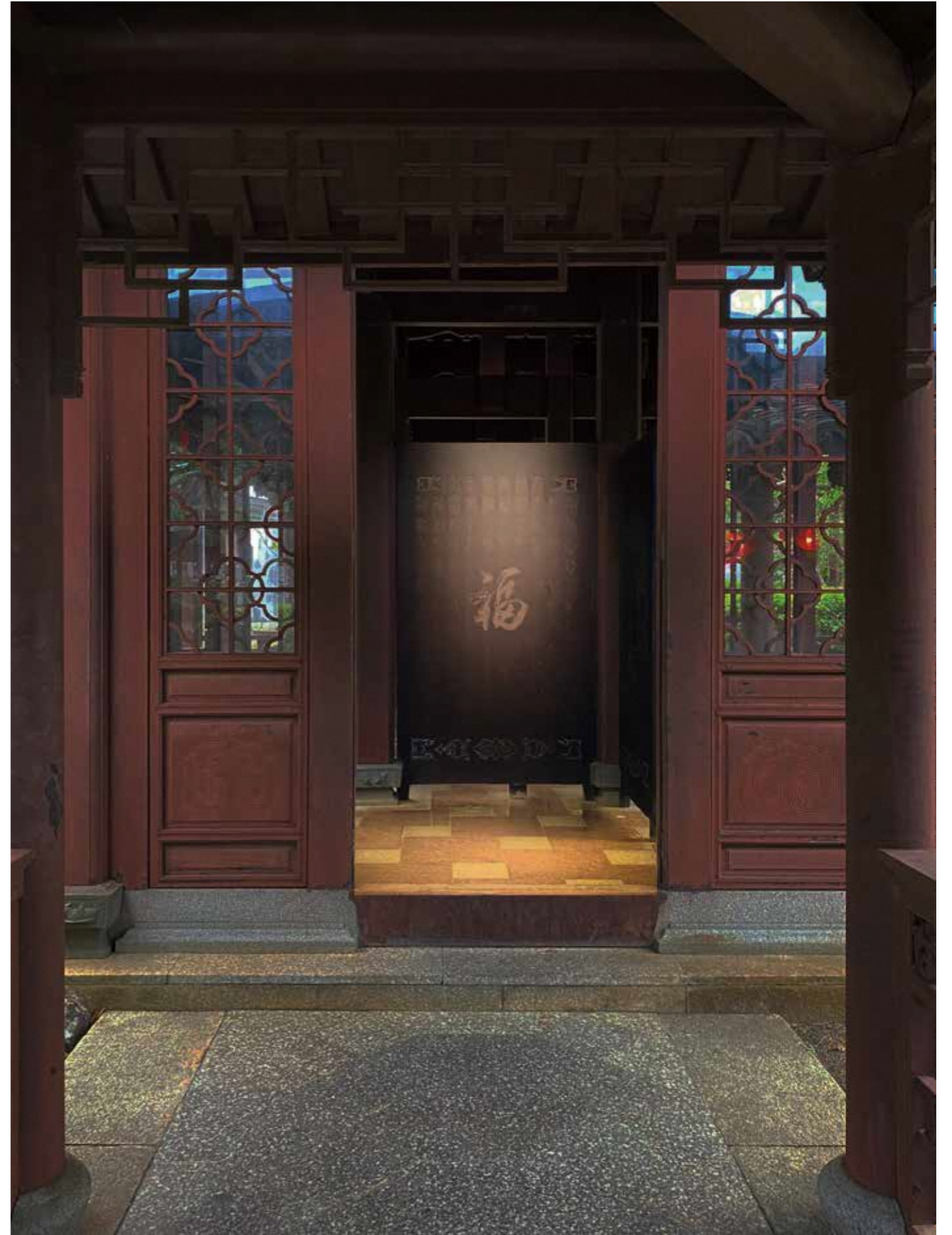


福州園 ライトアップ計画

Fukushuen Garden Lighting Plan







建築保全業務共通仕様書

平成 30 年版

平成 30 年 9 月 12 日 国営保第 22 号
最終改定 令和 2 年 6 月 15 日 国営保第 6 号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

第 1 編 総則

第 1 章 総則

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第 2 編以降の各編は、第 1 編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第 2 編以降の各編において、一般事項が第 1 章に規定されている場合は第 2 章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難しい場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。
 - (1) 契約書（頭書及び条項をいう）
 - (2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）
 - (3) 現場説明書
 - (4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第 2 編から第 6 編までに別に定めのある場合には適用しない。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号で規定する建築物をいう。
- (2) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

- (6) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10) 「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (11) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (12) 「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
- (13) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は、毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (14) 「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境及び警備に当たることをいう。
- (15) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (16) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
- (17) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (18) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (19) 「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (20) 「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
- (21) 「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (22) 「12条点検」とは、建築基準法第12条第2項及び第4項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）第12条第1項及び第2項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検すること

をいう。

- (23)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (24)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (25)「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (26)「執務環境測定等」とは、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）施行規則第四条の四に定めるねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）の調査及び防除に関する業務をいう。
- (27)「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第 4 編「清掃」で定める衛生消耗品を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
- (c) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a)の規定による。

1.1.5 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

第 2 節 業務関係図書

1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者との協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者との協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第 3 節 業務現場管理

1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1.3.2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1.3.3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.3.4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1.3.5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。
- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1.3.8 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

1.3.9 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第6編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。
- (b) 常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの可否は、特記による。

1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

1.4.7 業務の報告

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

- (a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。
- (b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成若しくは見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。
- (c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成に協力する等、必要な協力を行う。

1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

第 5 節 業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理等

- (a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第 2 編 4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」(c)汚泥等、第 4 編 2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。
- (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

1.5.2 産業廃棄物等

- (a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。なお、上記 1.5.1(a)のただし書きの廃棄物の一部は産業廃棄物であり、発注者が別途、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適切に処理することとなる。
- (b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱いや処理方法を定めた法律等を遵守して、適切に対応する。

第 6 節 業務の検査

1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

第 2 章 施設等の利用・作業用仮設物等

第 1 節 建物内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用

- (a) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。
- (b) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第 2 節 作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 作業用足場等

- (a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担により用いる。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。
- (b) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあつては、受注者の持込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第 2 編 定期点検等及び保守

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第 1 編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

1.1.2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が二種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。
点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。
 - (1) 周期Ⅰ：標準的な点検周期
 - (2) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が 1 年を超える場合の点検の実施は、特記による。

1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検並びに官公法第 12 条又は建築基準法第 12 条による点検（以下「12 条点検」という。）の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油

- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他特記で定めた事項

1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.5 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1) 「1D」は、1日ごとに行うものとする。
- (2) 「1W」は、1週ごとに行うものとする。
- (3) 「2W」は、2週ごとに行うものとする。
- (4) 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
- (5) 「2M」は、2月ごとに行うものとする。
- (6) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。
- (7) 「4M」は、4月ごとに行うものとする。
- (8) 「6M」は、6月ごとに行うものとする。
- (9) 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。
- (10) 「3Y」は、3年ごとに行うものとする。
- (11) 「5Y」は、5年ごとに行うものとする。
- (12) 「6Y」は、6年ごとに行うものとする。
- (13) 「10Y」は、10年ごとに行うものとする。

1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

1.1.7 応急措置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用するこ

とにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

- (b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

1.1.8 点検の省略

(a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。

- (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
 - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

第 2 節 法定点検等

1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

(a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

1.2.2 12 条点検の実施

- (a) 12 条点検の実施は、特記による。
- (b) 12 条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目 A に示す点検項目と

する。

点検項目 A：別表 点検等及び確認整理表の「官公法 12 条点検」の欄に点検周期の記載がある点検項目

点検項目 B：別表 点検等及び確認整理表の「建基法 12 条報告検査等」の欄に点検周期の記載がある点検項目

(c) 12 条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する。

(d) 上記(c)において第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 の備考欄に[12 条点検]と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の点検内容に換えて、12 条点検により履行する。

なお、同一年度に複数回の点検が指定されている場合は、そのうち 1 回を 12 条点検で履行する。

(e) 12 条点検を実施する場合は、12 条点検の結果に応じ、1.1.3「保守の範囲」に定めるところにより保守を実施する。

(f) 12 条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

1.2.3 支障がない状態の確認の実施

本編各章の点検は、官公法第 13 条第 1 項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成 17 年国土交通省告示第 551 号)の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第 6 に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。

(a) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

第 2 章 建築

第 1 節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、建築物等に関する業務に適用する。

2.1.2 点検の実施

点検方法は、原則として、目視、触接、軽打等による。

第 2 節 外部

2.2.1 屋根

(a) 屋根の作業項目及び作業内容は、表2.2.1による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.1 屋根

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 共通事項	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 陸屋根（塔屋を含む）				
a. 保護層 （保護コンクリート、保護モルタル、保護砂利等）	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 保護コンクリート及び保護モルタルは、平面及び立上り部の浮き、ひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 保護砂利は、片寄りの有無の点検	1 Y	3 Y	
b. 露出防水層 （保護層のない場合）	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 防水層の亀裂、破断及びめくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 防水層のふくれ、変形及びしわの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 防水層立上り部のめくれ及びずり落ちの有無の点検、押え金物の取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 仕上塗装の変退色及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 砂付ルーフィングの砂落ちの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 脱気装置の破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 勾配屋根 （長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺等）	① 葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 留付け金物のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
4. 屋上機器及び工作物	① 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 支持部分等の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

5. パラペット (設備機器基礎を含む)	① コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、損傷の有無の点検及び取付け状態（脱落及びビスの緩み）の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 手すり・丸環・点検口	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. ルーフドレン・とい	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検			
	② 結露及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 開閉式の場合は、その作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
9. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.2 外壁

(a) 外壁の作業項目及び作業内容は、表2.2.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.2 外壁

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項（塔屋を含む）	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	
2. コンクリート打放仕上げ	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、ポップアウト、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. モルタル塗り・タイル張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無を点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 各階の各方位面において、屋内等から安全に作業できる範囲で1か所軽打し、浮き及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 石張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

5. 金属製カーテンウォール	① パネル面又は取合い部の 変形、浮き、剥離、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. P Cカーテンウォール・ALCパネル等	① 変形、浮き、剥落、欠け及びひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② ファスナー、補強材のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ ジョイント部のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 塗装	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
8. サイディング	① 欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 目隠しパネル	① 欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
10. 外壁に緊結された広告板、空調屋外機等	① 機器本体の損傷及び劣化の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 支持部分等の損傷及び劣化の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
11. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

(a) ひさし（車寄せ）、とい及びタラップの作業項目及び作業内容は、表2.2.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ひさし（車寄せ）	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② モルタル又はコンクリート仕上げのものは、剥落、浮き、ひび割れ、汚損、エフロッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 金属製のものは、変形及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 支持柱がある場合は、変形、損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 防水層がある場合は、防水の亀裂、破断、めくれ、ふくれ、変形及びしわの有無の点検	1 Y	3 Y	
2. とい（縦とい、横とい等）	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

3. タラップ	①さび、腐食及び変形の有無の点検	1 Y	3 Y
	②取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y

2.2.4 軒天井・ひさし下端

(a) 軒天井及びひさし下端の作業項目及び作業内容は、表2.2.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.4 軒天井・ひさし下端

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ボード類張り	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 金属成形板張り	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.5 外部床

(a) 外部床の作業項目及び作業内容は、表2.2.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.5 外部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. コンクリート・モルタル・タイル・石	① ひび、浮き、割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 欠損部の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないかの確認	1 Y	3 Y	

2.2.6 屋外階段

(a) 屋外階段の作業項目及び作業内容は、表2.2.6による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.6 屋外階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 仕上げ・構造体	① 剥離、浮き、割れ、ふくれ、チョーキング、変退色、さび及び腐食の有無並びに塗装及び表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 踏み面の欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

2.2.7 バルコニー

- (a) バルコニーの作業項目及び作業内容は、表2.2.7による。
- (b) 避難上有効なバルコニーの作業項目及び作業内容は、第6章「防災設備」表6.3.6「その他の避難設備等」による。
- (c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.7 バルコニー

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 床	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.8 外部建具

- (a) 外部建具の作業項目及び作業内容は、表2.2.8による。
- (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.8 外部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 扉・枠 (人が通ることのできる設備)	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 丁番及びドアクローザーの取付け状態並び	1 Y	3 Y	[12条点検]

用点検口及びガラスを含む)	に作動状態の良否の点検				
	④ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]	
	⑤ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y		
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
	⑦ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y		
	⑧ 戸当り、フランス落とし等の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y		
	⑨ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]	
	2. 窓・枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
③ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y			
④ 建具及び部品類の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化並びに障子・部品・網戸等の落下の恐れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]		
⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y			
⑥ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]		
⑦ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、その剥がれ等の有無の点検	1 Y	3 Y			
3. シャッター・オーバーヘッドドア	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	1 Y		
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	③ 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	④ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	⑤ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	⑦ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1 Y	1 Y		
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y		

2.2.9 外部用自動ドア

(a) 外部用自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.9 外部用自動ドア

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ドア・サッシ部	① ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無の点検	3 M	1 Y	[12条点検]
	② 自動ドア表示ステッカー又は警告ラベルの有無の点検	3 M	1 Y	
	③ ドア本体作動時の異常音の有無の点検	3 M	1 Y	
	④ ドアと無目の隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y	

	⑤ 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y
	⑥ 引き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①から⑤までのほか、次による。 ・ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることの確認 ・無目点検カバーの取付け状態の点検 ・安全柵又は防護柵の点検	3 M	1 Y
	⑦ 開き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①から⑤までのほか、次による。 ・ドアと枠の隙間が適正であることの確認 ・ドア開閉時の床面との隙間が適正であることの確認 ・ドアストッパー及び各ピボットの取付け状態の点検	3 M	1 Y
2. 懸架部	① 引き戸式の場合は、 ・戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷 ・ハンガーレールの取付け状態の点検 ・戸車及びストッパーの取付け状態の点検	3 M	1 Y
	② 開き戸式の場合は、アームと駆動部の摩耗及び取付け状態の点検	3 M	1 Y
3. 動力部・作動部	① 手動開閉の動作確認及び異常音の有無の点検	3 M	1 Y
	② エンジンの取付け状態の確認	6 M	1 Y
	③ 引き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①及び②のほか、次による。 ・防振ゴムの変形の有無の点検 ・従動プーリーの取付け状態の点検 ・ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗及び取付け状態の確認	6 M	1 Y
	④ 開き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①及び②のほか、次による。 ・エンジンケース蓋の取付け状態の点検 ・エンジンケース防水材の取付け状態の点検 ・エンジンストッパーの取付け状態の点検 ・駆動軸の変形の有無の点検	6 M	1 Y
4. 制御装置	① 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検	3 M	1 Y
	② 徐行速度の状態の点検	3 M	1 Y
	③ ドア位置検出スイッチの取付け状態の点検	3 M	1 Y
	④ 電源スイッチの作動状態の点検	3 M	1 Y
	⑤ 制御装置の取付け状態の点検	3 M	1 Y
5. センサー部	① センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態の点検	3 M	1 Y
	② センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無の点検	3 M	1 Y

6. 電気回路	③ タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態の点検	3 M	1 Y
	④ マットスイッチの変形及び亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	⑤ マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y
	① 通常開閉動作及び反転動作の点検	3 M	1 Y
	② 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
7. 凍結防止装置	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
	④ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
	ガイドレールヒーターが設置されている場合は、作動状況の点検	1 Y	1 Y

2.2.10 エキспанションジョイント金物

(a) エキспанションジョイント金物の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.10 エキспанションジョイント金物

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. エキспанションジョイント金物	① 建物間の隙間の変位追随状態の点検	1 Y	3 Y	
	② 漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

第3節 内部

2.3.1 内壁・柱・はり

(a) 内壁・柱・はりの作業項目及び作業内容は、表2.3.1による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.1 内壁・柱・はり

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 共通事項	① 防火区画の外周部外壁等及び防火設備の処置の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 防火区画を構成する壁、柱、はり及び耐火被覆の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する壁、柱、はりに接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 静穏を必要とする室の壁（窓、出入口共）で防音上、支障となる亀裂、損傷、変形又は	1 Y	3 Y	

	腐食の有無の点検			
	⑥ 外部に面する室内側壁のひび割れ、かび、結露及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 塗装 (塗装仕上げ)	剥離、欠け、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 壁紙 (壁紙仕上げ)	剥離、破れ、摩耗、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. タイル・石	ひび割れ、浮き及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. コンクリートブロック壁・ガラスブロック壁	ひび割れ及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
8. 移動間仕切壁	収納及び移動の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 既製簡易間仕切壁	取付け状況の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. 便所へだて・扉	① 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 扉の開閉状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 金物の取付け状態の点検	1 Y	3 Y	

2.3.2 内部天井

(a) 内部天井の作業項目及び作業内容は、表2.3.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.2 内部天井

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 最上階、外部に面する室及び水使用室等の直下階にあつては漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 懸垂物等の付属物の取付け状態、損傷等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の天井仕上げ材の固定、劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. ボード類	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	

3. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 金属成形板	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 吹付け仕上げ材・耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 壁紙	① 浮き、剥離及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 点検口	① 変形及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 開閉の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. カーテンボックス・ブラインドボックス	① 変形及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 特定天井	壁等との間に6cm以上の隙間を確保されているかの点検(クリアランスがあるものに限る。)	1 Y	3 Y	[12条点検]

2.3.3 内部床

(a) 内部床の作業項目及び作業内容は、表2.3.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.3 内部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 使用上支障となる振動が発生する亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 建築材料の剥離又は浮きの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する床の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 防火区画を構成する床に接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 室内に面する木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. ビニル床タイ尔・ビニル床シート	ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. コンクリート・モルタル・タイ尔・石	① ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

4. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及び光沢度低下の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 畳・カーペット・タイルカーペット	摩耗、変退色及び汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. フローリング	① きしみの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② そり、割れ、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 点検口	① 変形及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 歩行時のぐらつきなど取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 開閉の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 鍵付きの場合は、施錠の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないか確認	1 Y	3 Y	
9. ピット	① 水の浸入の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 排水ピットの場合は、排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロアのパネル要素（床面材）のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	

2.3.4 内部階段

(a) 内部階段の作業項目及び作業内容は、表2.3.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.4 内部階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
c. 木製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 仕上材のささくれ、あばれ、めくれ、脱落、欠け及び剥離の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	

	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
4. 床・壁・天井・段裏	2.3.1「内壁・柱・はり」、2.3.2「内部天井」及び2.3.3「内部床」の当該事項による。			

2.3.5 内部建具

(a) 内部建具の作業項目及び作業内容は、表2.3.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.5 内部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 扉・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 丁番及びドアクローザーの取付け状態及び作動状態の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 召合せの良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 戸当り、フランス落とし等の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑧ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 窓・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 召合せの良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、剥がれ等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. シャッター・オーバーヘッドドア	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 金物類のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1 Y	1 Y	
4. 防火戸	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。			
5. 防火シャッター	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。			
6. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.3.6 内部用自動ドア

内部用自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9「外部用自動ドア」(5.「センサー部」⑤を除く)による。

2.3.7 電動書架

電動書架の作業項目及び作業内容は、表2.3.7による。

表2.3.7 電動書架

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 台枠・棚周り			
a. レール	レールの変形、摩耗、腐食及び異物の有無の点検	1 Y	
b. 台車フレーム	① 支柱及びフレームの取付け状況の良否の点検	1 Y	
	② 固定台車がある場合は、ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 台車当りゴムの変形及び破損の有無の点検	1 Y	
c. ラック	天板と支柱の緩みの有無の点検	1 Y	
2. 駆動装置等	① 駆動装置の異常音の有無の点検	1 Y	
	② ギヤ部の緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 操作ユニットの取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ チェーン駆動の場合は、以下の項目による。 ・①から③までのほか、次による。 ・チェーンの摩耗及び破損の有無の点検 ・チェーンの緩みとテンションボルトの点検	1 Y	
3. 制御装置・検出装置	① 各操作スイッチの作動異常の有無の点検	1 Y	
	② 各表示ランプの作動異常の有無の点検	1 Y	
	③ 安全装置の作動状況の良否の点検	1 Y	
	④ 漏電遮断器の作動状況の良否の点検	1 Y	
	⑤ 操作ユニット取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
4. 電気関連	① 端子部の接続状態及び配線状態の良否の点検	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	③ 通路照明がある場合は、その点灯状態の良否の点検	1 Y	

第4節 構造部

2.4.1 構造体・基礎

(a) 構造体・基礎の作業項目及び作業内容は、表2.4.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.4.1 構造体・基礎

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 建物周り	① 建物と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 基礎の沈下、変形及び損傷の有無を推定するため、建物に近接した法面及び舗装面の亀裂、緩み、はらみ出し、陥没、劣化、損傷等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

2. 建物本体	① 外壁躯体等の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 建物の傾斜の状態を下げ振り等を用いて点検	1 Y	3 Y	
	③ 隣接建物との相対沈下の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり及びけたの劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 玄関ポーチ・犬走り等	沈下、浮上、傾斜及び隙間の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 土台 (木造に限る)	沈下、劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

2.4.2 免震部材等

免震部材等の作業項目及び作業内容は、表 2.4.2 による。

表2.4.2 免震部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 免震部材			
a. 積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承	① 積層ゴムの傷及び変色の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 鋼材部のさびの有無の点検及び取付け状態の良否の点検	1 Y	[12条点検]
	③ すべり板の汚れ及び異物の有無の点検	1 Y	
	④ すべり板の傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑤ 積層ゴムの垂直及び水平変位量の測定	5 Y	
	⑥ 別置き試験体がある場合は、特性試験の実施	10 Y	
b. ダンパー	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 周辺環境	① 移動範囲内の障害物の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 建物と外周工作物とのクリアランス（規定離隔）の良否の点検	1 Y	[12条点検]
	③ 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有無の点検	5 Y	
3. 設備配管類	配管、可とう継手部の変形、亀裂等の有無の点検	1 Y	
4. 制振部材 (液体系材料を用いた部材)	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	

2.4.3 膜構造部材等

(a)膜構造建築物の作業項目及び作業内容は、表2.4.3による。

(b)膜構造部全体、膜体・接合部、ケーブル・取付金物及びケーブル被覆材の劣化及び損傷を点検する。

表2.4.3膜構造部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 膜構造部材			
a. 膜体及び取付部材	① 劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 膜張力及びケーブル張力の状況の点検	1 Y	[12条点検]

第 3 章 電気設備

第 1 節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、建築物等の電気設備の点検・保守に関する業務に適用する。

3.1.2 点検時の電源状況

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行う。

3.1.3 保安規程の遵守

保安規程により定められている作業項目、作業内容及び周期は、共通仕様書に優先する。
保安規程により定められていない事項は、共通仕様書による。

3.1.4 絶縁抵抗測定と接地抵抗測定

(a) 絶縁抵抗測定は、JIS C 1302「絶縁抵抗計」によるもので測定する。なお、絶縁抵抗計の定格測定電圧は表 3.1.1 による。

表 3.1.1 絶縁抵抗計の定格測定電圧

	使用電圧	定格測定電圧 (V)
低圧回路	100V級	100又は125
	200V級	250
	400V級	500
高圧回路		500又は1,000

備考 通信・情報設備及び制御回路は、測定場所に適合する電圧で測定する。

ただし、電子部品等の損傷が予想される部分は除外する。

(b) 接地抵抗測定は、原則として、接地抵抗計を用いて3極法で行う。ただし、D種接地工事の抵抗測定は、補助接地極が容易に設けられない場合、簡易測定法（2極法）で行ってもよい。

第 2 節 電灯・動力設備

3.2.1 照明器具

照明器具の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

なお、部品点検の実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。

表 3.2.1 照明器具

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体等	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに取付け状況の点検	1 Y	[12条点検]
	② ルーバー及び照明カバーの汚損、破損、変色等の有無の点検	1 Y	

	③ 光源の異常なちらつき等の有無の点検	1 Y	
	④ 防火戸等の閉鎖の障害となる照明器具の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑤ 照明器具の固定状況の確認	1 Y	[12 条点検]
2. 部品 (LED 灯)			
a. 制御装置 (電源ユニット等)	① 点灯時の異常音の有無の点検	1 Y	・モジュール等の交換ができ、内部の点検ができるものに限る。
	② 制御装置の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y	
b. コネクタ・ソケット等	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	1 Y	
c. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	
3. 部品 (蛍光灯及び HID 灯)			
a. 安定器	① 点灯時の異常音の有無の点検	1 Y	
	② 安定器の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	1 Y	
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の有無の点検	1 Y	
d. 端子台	変色、異臭等の有無の点検	1 Y	
e. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	

3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

分電盤・開閉器箱・照明制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.2 による。

表 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	1 Y	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	1 Y	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
	③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検	1 Y	
	④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	1 Y	
2. 導電部			
a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
	② 異常音、異臭及び変色の有無の点検	1 Y	
	③ 導電接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	1 Y	
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等)	① テストボタン(漏電遮断器)による動作の確認	1 Y	
	② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

	制御回路がある場合は、主回路のみとする。		
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照

3.2.3 耐熱形分電盤

耐熱形分電盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.3 による。

表 3.2.3 耐熱形分電盤

作業項目	作業内容	周期	備考	
1. キャビネット				
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割れの有無の点検 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことの確認	6 M 6 M 6 M 6 M	・ 耐熱形分電盤(一種)に限る。	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検 ⑤ 断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割れの有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M 6 M		
2. 導電部				
a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ② 異常音、異臭及び変色の有無の点検 ③ 導電接続部の緩みの有無の点検	6 M 6 M 6 M		
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	6 M		
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等)	① 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ② 点検時を除き非常用ブレーカーがON(入)になっていることの確認	6 M 6 M		
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M		・ 3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	6 M		・ 3.1.4 (b) 参照

3.2.4 制御盤

制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.4 による。

表 3.2.4 制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。なお、フィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。		

3. 機器・制御回路			
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・インバータ・表示灯・進相コンデンサ・ヒューズ類	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流の確認 ⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検 ⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態 ⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認 ② 警報装置の動作確認 ③ 液面継電器の動作確認 ④ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 (b) 参照

3. 2. 5 電気自動車用充電装置

電気自動車用普通充電装置・急速充電装置の作業項目及び作業内容は、表 3. 2. 5 による。

表 3. 2. 5 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3. 2. 2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。なお、フィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3. 2. 2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。		
3. 機器・制御回路			
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・表示灯・ヒューズ類	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 制御回路	警報装置の動作確認	1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 (b) 参照

3.2.6 幹線

幹線の作業項目及び作業内容は、表 3.2.6 による。

表 3.2.6 幹線

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無の点検	1 Y	
	② 端子部及び分岐接続部の緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 垂直幹線の最上部の支持状態の確認	1 Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことの確認	1 Y	
	② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
3. ケーブルラック・配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 取付け状況（支持ボルトの緩み等）の確認	1 Y	
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照

第 3 節 受変電設備

3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

(a) 特記がある場合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく非常電源（非常電源専用受電設備）の点検を併せて行う。

(b) 配電盤等（内部機器を除く）の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

表 3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認	1 Y	
	③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否の確認	1 Y	
	④ 室内整理状況の良否の確認	1 Y	
	⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかの確認	1 Y	
	⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかの確認	1 Y	
	⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかの確認	1 Y	
2. 配電盤 a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	

	③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無の点検	1 Y	
	④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否の確認	1 Y	
b. 開放形母線・閉鎖形盤内部 (各機器を除く)	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃	1 Y	
	② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否の確認	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑥ 配線符号(マークキャップ、端子番号等)の損傷及び脱落の有無の点検	1 Y	
	⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否の確認	1 Y	
3. 外部配線			・外部配線とは、配電盤から分電盤、制御盤等へ供給する幹線及び各配電盤間の電気室内の配線をいう。
a. ケーブル等の配線	3.2.6「幹線」の当該事項による。		
b. バスダクト	3.2.6「幹線」の当該事項による。		
c. ケーブルラック・配管	3.2.6「幹線」の当該事項による。		
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4(a) 参照
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4(b) 参照

3.3.2 変圧器

(a) 本項は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。

(b) 変圧器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.2 による。

表 3.3.2 変圧器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	・3.1.4(a) 参照
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)の有無の点検及び指示値の良否の確認	1 Y	
	⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑦ 冷却ファン付きは、外観及び作動の良否の点検	1 Y	
2. 油入変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。		
	② 油面計により、油量の良否の確認	1 Y	
	③ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	

3. 特別高圧ガス 入変圧器	④ 油劣化防止装置(吸湿呼吸器、コンサベータ等)の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	・油中ガス分析は状況に応じて行うこととし、点検周期は3 Yとする。
	⑤ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認。 ・絶縁破壊電圧試験(絶縁耐力試験) ・酸価度試験 ・油中ガス分析 ・油中水分測定	1 Y	
	⑥ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	
	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。		
	② ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ ガス強制循環式の場合は、ガス送風機の異常音の有無の点検	1 Y	
	⑤ 密度スイッチ(圧力スイッチ)の動作又は復帰の良否の確認	1 Y	
	⑥ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給。また、振動に異常が無いことの確認	3 Y	
	⑦ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	3 Y	
⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y		

3.3.3 交流遮断器

(a) 本項は、真空遮断器、油遮断器及び特別高圧ガス遮断器に適用する。

(b) 交流遮断器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3 による。

表 3.3.3 交流遮断器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認また、引出形にあっては、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否。また、動作回数の確認	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑦ 開閉特性試験により次の測定又は試験を行い、良否の確認 ・閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間 ・最低動作電圧 ・引外し自由動作	6 Y	

	・インターロック試験		
	⑧ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検 また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油。	3 Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の点検	6 Y	
2. 油遮断器	① 1. 「真空遮断器」の①から⑧まで		
	② 油量が適切であることの確認	1 Y	
	③ 絶縁油について次の試験を行い、その良否の確認 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験	6 Y	
	④ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	6 Y	
3. 特別高圧ガス遮断器	3.3.13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）」による。		

3.3.4 断路器

断路器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.4 による

表 3.3.4 断路器

作業項目	作業内容	周期	備考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

・3.1.4 (a) 参照

3.3.5 計器用変圧器・変流器

計器用変圧器・変流器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.5 による。

表 3.3.5 計器用変圧器・変流器

作業項目	作業内容	周期	備考
計器用変圧器・変流器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無の点検	1 Y	

	⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	⑦ 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照

3.3.6 避雷器

避雷器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.6 による。

表 3.3.6 避雷器

作業項目	作業内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
	⑤ ギャップレス避雷器の場合、漏れ電流測定を行い、その良否の確認	3 Y	

3.3.7 高圧負荷開閉器

(a) 本項は、閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。

(b) 高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.7 による。

表 3.3.7 高圧負荷開閉器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の確認。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
2. 開放形気中開閉器 (LBS)	① 1. 「閉鎖形気中開閉器」による。		
	② 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	③ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	④ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
3. 真空開閉器	① 1. 「閉鎖形気中開閉器」による。		
	② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3 Y	
	③ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	④ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	

⑤各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	6 Y	
------------------------------	-----	--

3.3.8 高圧カットアウト

高圧カットアウトの作業項目及び作業内容は、表 3.3.8 による。

表 3.3.8 高圧カットアウト

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照

3.3.9 高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.9 による。

表 3.3.9 高圧電磁接触器

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の点検。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否の確認	1 Y	
	⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であることの確認	1 Y	
	⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3 Y	
	⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	3 Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	6 Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑫ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照

3.3.10 力率改善装置

力率改善装置の作業項目及び作業内容は、表 3.3.10 による。

表 3.3.10 力率改善装置

作業項目	作業内容	周期	備考
力率改善装置 (進相コンデンサ、直列リアクトル)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・採取可能の場合に限る。 ・3.1.4 (a) 参照
	② コンデンサケースの膨れの有無の点検	1 Y	
	③ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験	1 Y	
	⑥ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

3.3.11 指示計器・保護継電器

指示計器・保護継電器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.11 による。

表 3.3.11 指示計器・保護継電器

作業項目	作業内容	周期	備考
指示計器・保護継電器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることの確認	1 Y	
	⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認	1 Y	
	⑦ シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）の実施	1 Y	
	⑧ 保護継電器の動作特性試験の実施	1 Y	

3.3.12 低圧開閉器類

低圧開閉器類の作業項目及び作業内容は、表 3.3.12 による。

表 3.3.12 低圧開閉器類

作業項目	作業内容	周期	備考
低圧開閉器類 (配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否の確認	1 Y	
	⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことの確認	1 Y	

3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS・C-GIS)

特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS・C-GIS) の作業項目及び作業内容は、表 3.3.13 による。

表 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS・C-GIS)

作業項目	作業内容	周期	備考	
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS・C-GIS)	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y		
	③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損並びにき裂の有無の点検	1 Y		
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y		
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y		
	⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否の確認	1 Y		
	⑦ 密度スイッチ (圧力スイッチ) の動作復帰の確認	1 Y		
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y		・ 3.1.4 (a) 参照
	⑨ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	6 Y		

3.3.14 その他特別高圧関連機器

その他特別高圧関連機器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.14 による。

表 3.3.14 その他特別高圧関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
充電判定装置	端子接続状況及び作動の良否の点検	1 Y	

第 4 節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

- (a) 特記がある場合は、消防法に基づく非常電源 (自家発電設備) の点検を併せて行う。
- (b) 特記がある場合は、建築基準法に基づく自家用発電装置の点検を併せて行う。
- (c) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1 による。
- (d) 運転試験は、6 Mは無負荷、1 Y及び6 Yは負荷状態で実施する。

表 3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 発電機室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	6 M	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることの確認	6 M	
	③ 保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無及び作動部の動きが円滑であることの確認	6 M	
	④ 廃油処理が行われていることの確認	6 M	
	⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確	6 M	

	保されていることの確認		
	⑥ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることの確認	6 M	
	⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	6 M	
	⑧ 電気配管、配線、給水管、排気管等の防火区画貫通部のき裂、脱落、損傷等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
2. 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの変形、損傷等の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無。また、たわみ軸継手が使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 原動機			
a. ディーゼル機	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
関・ガス機関	② 各部の汚損、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ クランクケース、過給機、燃料ポンプ、调速機等各部の潤滑油量が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
	⑤ 潤滑油の汚れ及び変質の有無の点検	6 M	
	⑥ 冷却水ヒーター、オイルパンヒーター及びヒーターの回路の断線、過熱等の有無の点検	6 M	
	⑦ 機関のターニングにより、次の確認を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1 Y	
	⑧ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否の点検	1 Y	
	⑨ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことの確認	1 Y	・紙フィルターは交換する。
	⑩ 渦流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無の点検	1 Y	
	⑪ 调速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況の確認	1 Y	
	⑫ 潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ、ウィングポンプ、ドレンプラグ等により排出し、フラッシング油を使用して清掃し、作業終了後フラッシング油を抜取り、新油を給油。なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・原動機油受 ・過給機油受 ・弁腕注油用タンク ・一体形燃料噴射ポンプ油受 ・调速機 ・空気圧縮機油受 また、次の各部にグリス油（製造者の指定品）	6 Y	

	を給油 ・冷却水ポンプ(電動機付) ・同上(機関付) ・燃料移送ポンプ		
	⑬ 潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解し、異常の有無の点検	6 Y	
	⑭ シリンダヘッドを取外し、分解清掃後、カラーチェック等により燃焼面のき裂及びストレッチによる変形の有無の点検。また、取付け時、シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンの交換	6 Y	
	⑮ 吸・排気弁を取外し、分解清掃後、ばねの異常及び弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無の点検	6 Y	
	⑯ 燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペットローラの摩耗、損傷、剥離等の有無の点検	6 Y	
	⑰ 燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高压管の取付け部の損傷の有無の点検	6 Y	
	⑱ シリンダライナ及びピストンの点検は、次による。 ・燃焼面のカーボンを除去、清掃 ・燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無の点検 ・ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリンダゲージにより測定 ・シリンダライナを拔出し、ジャケット側の腐食、損傷等の有無の点検 ・ピストンを抜き出し、ピストン及びピストンリングの摩耗状態の確認	6 Y	
	⑲ 給気管等の点検は、次による。 ・給気管内部に損傷の有無 ・膨張継手の汚損、亀裂、破損等の有無 ・給気冷却器付は、その内部を分解清掃後異常の有無 ・過給機ケースの損傷、亀裂、腐食等の有無	6 Y	
	⑳ 冷却水ポンプの分解点検等は、次による。 ・メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び割れの有無 ・インペラの損傷、亀裂、腐食等の有無 ・ケーシング本体との隙間測定	6 Y	
	㉑ 次の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無の点検 ・分配弁 ・塞止弁 ・始動・停止用電磁弁 ・減圧弁等	6 Y	
	㉒ 始動電動機等の点検等は、次による。 ・ブラシの摩耗状況の確認 ・整流子面に異常のないことの確認 ・開閉器主接点の面荒れ	6 Y	
b. ガスタービン	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
	② 各部の汚損及び変形の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無の点検及び潤滑油量の確認	6 M	[12 条点検]

	④ 必要に応じて、ボアスコープ等により燃焼器内部等の変形、損傷等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑨。ただし、カートリッジ式は、カートリッジの交換	1 Y	
	⑥ 潤滑油の性状分析又は交換。潤滑油を交換する場合は、ドレンバルブ等から排出後、新油を給油。 なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・潤滑油タンク ・減速機内部タンク	6 Y	
	⑦ 燃焼器内部の分解点検及び清掃部位は次による。 ・燃料ノズルの燃料配管 ・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板 ・アース、ケーブル等 ・ケーシング及びライナ ・点火プラグ及び燃料ノズル ・ライナ内外表面の割れ、焼損及びカーボンの付着 なお、分解点検後の組み立ては、次による。 ・ガスケットの交換 ・取付けボルトには、必要に応じて焼付防止剤の塗布 ・ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検の実施	6 Y	
	⑧ タービン翼及びタービンノズルの分解点検を次により行う。 ・ライナの取外し状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検 ・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、亀裂等の有無。なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無の点検	6 Y	
	⑨ 圧縮機の点検は、次による。 ・ボアスコープ等により圧縮機の変形、損傷等の有無の点検 ・ガスタービンを起動し、回転速度、圧縮機吐出し圧力及び排気温度の記録 ・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用して回転速度、圧力及び温度に変化がないかの確認	6 Y	
	⑩ 始動電動機等の点検は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑫による。		
4. 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無及び乾燥状態の確認	6 M	
	③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無	6 M	

	の点検		
	④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることの点検。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃の実施。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態の確認	6 M	
	⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無の点検	1 Y	
	⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
5. 発電機制御盤類 (発電機盤、自動始動盤、補機盤)			
a. 盤本体・内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無の点検	6 M	
	③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無の点検	6 M	
	⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	6 M	
b. 盤内機器	① 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無の点検	6 M	
	② 交流遮断器は、3.3.3「交流遮断器」の当該事項による。	6 M	
	③ 手動断路器は、3.3.4「断路器」の当該事項による。	6 M	
	④ 計器用変圧器・変流器は、3.3.5「計器用変圧器・変流器」の当該事項による。	6 M	
	⑤ 負荷開閉器は、3.3.7「高圧負荷開閉器」の当該事項による。	6 M	
	⑥ 指示計器及び保護継電器は、3.3.11「指示計器・保護継電器」の当該事項による。	6 M	
	⑦ 配線用遮断器等の開閉器類は、3.3.12「低圧開閉器類」の当該事項による。	6 M	
c. 制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否の確認並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 補機盤の点検等は、次による。 ・補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、	6 M	[12 条点検]

	破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることの確認	6 M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
6. 補機付属装置類			
a. 蓄電池装置	① 蓄電池の点検は、3.5.3「蓄電池」による。 ② 連続3回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	[12条点検]
b. 空気始動装置	① 始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無の点検 ② 連続3回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認 ③ 付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることの確認 ④ 安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることの確認 ⑤ 空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否の確認 ⑥ 始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることの確認	6 M 6 M 6 M 1 Y 6 M 1 Y	[12条点検] [12条点検] [12条点検]
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことの確認。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることの確認	1 Y	[12条点検]
d. 燃料槽	① 4.4.1「オイルタンク」の定期点検による。ただし、表4.4.1(A)地下オイルタンクの2.「本体及び配管」を除き、点検周期は6月ごととする。 ② 燃料油の貯蔵量を確認し、自家発電装置の定格出力における連続運転可能時間の算出。 ③ 燃料タンクの燃料油の水分の有無の点検 ④ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無の点検 ⑤ 燃料タンクのスラッジの堆積状況の確認		[12条点検]
e. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することの確認 ② ポンプの基礎ボルト及び取り付けボルトの締め付け状況の確認 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無の点検 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることの確認 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無の点検	6 M 1 Y 6 Y 6 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検] [12条点検]
f. ガス系統付属機器			
イ. ガス昇圧機	① 損傷、油漏れ、水漏れ等の有無の点検 ② 油量の確認 ③ 温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無の点検 ④ 軸封部等の漏れの有無の点検	6 M 6 M 1 Y 1 Y	[12条点検]
ロ. 空燃比制御装置	① 制御機器の作動の確認 ② 外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y	[12条点検]

ハ. ガス調圧器 (レギュレータ)	ガス調圧器を開放し、内部の点検	6 Y	
ニ. 逆火防止装置 (フレイムアレスタ)	逆火防止装置を開放し、内部の点検	6 Y	
ホ. 点火装置	① 点火プラグ・コードの点検	6 M	
	② 分配器 (ディストリビュータ) を開放し、内部の点検。ただし、内部点検ができないものは交換	6 Y	
	③ 高電圧発生器を開放し、内部の点検。ただし、内部が点検できないものは交換	6 Y	
ハ. ガス混合器 (ガスミキサ)	ガス混合器を開放し、内部の点検	6 Y	
g. 冷却水系統地下 水槽等	① ボールタップ等の自動給水装置の変形、損傷等の有無の点検し、動作が正常であることの確認	6 M	[12 条点検]
	② 地下水槽の水量の確認し、配管等の損傷、漏水等の有無の点検	6 M	
	③ 冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装の実施	6 Y	
	④ 地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無の点検	6 Y	
	⑤ 地下水槽内部の清掃、点検が終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることの確認	6 Y	
h. 冷却塔	① 羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 充填材の汚損の程度の確認	1 Y	
	③ 冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無の点検及び水の透明等の確認	1 Y	
	④ 送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりの有無の点検	1 Y	
	⑤ 水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃の実施	1 Y	
	⑥ 自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無の点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無の点検	1 Y	
	⑦ ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無及びフロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態の確認	1 Y	
	⑧ フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することの確認	1 Y	
	⑨ 通風装置のベルトのスリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無の点検	1 Y	
i. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否の点検及び連成計及び圧力計の数値の確認	6 M	
	② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 本体と電動機との直結部分が正常であることの確認また、軸受部分からの漏水の有無の点検	6 M	
	④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
j. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、	6 M	[12 条点検]

	緩み、腐食、漏水等の有無の点検		
	② ラジエータコア外面の汚損の有無の点検	6 M	
	③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無の点検	6 M	
k. 換気装置	④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無の点検	6 M	
	① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無の点検	6 M	
1. 排気装置			
イ. 消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② ドレンバルブ又はドレンコックの水分等の除去	1 Y	
ロ. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離の確認	6 M	
	② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無の点検。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態の確認	6 M	
	④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否の確認	1 Y	
ハ. 排気ガス処理装置 (三元触媒式処理装置・脱硝触媒式処理装置・水噴射式処理装置・蒸気噴射式処理装置)	① 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 排気ガスを測定し、性能の確認	6 M	
	③ 制御機器の作動の良否の確認	6 M	
ミ. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無の点検し、支持金具に緩みが無いことの確認	6 M	[12 条点検]
	② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無及びバルブの開閉状態が正常の位置にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無の点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることの確認。なお、点検で取外したパッキンは交換	1 Y	
	⑤ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況の確認	1 Y	
7. 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）の確認	6 M	[12 条点検]
	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照

8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
9. 耐震措置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無の点検、耐震措置が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
10. 運転機能			
a. 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度の測定。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況の確認	6 M	
	③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることの確認 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力	6 M	[12 条点検]
	④ ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことの確認	6 M	
	⑤ 換気装置及び換気口が自家発電装置と連動して作動する場合は、換気装置等が正常に作動することの確認	6 M	
	⑥ 運転中に異常音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑦ 保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることの確認	6 M	
	⑧ 自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態)による停止試験の実施。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により実施	6 M	
	⑨ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無の点検	6 M	
	⑩ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	6 M	
b. 調速機	① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の 100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能の確認	1 Y	・ 100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
	② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷	1 Y	

c. 保護装置	を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能の確認 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることの確認	1 Y	・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
d. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の 30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否の確認 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値の測定 ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、温度上昇に問題がないことの確認 ③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無の点検 ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無の点検 ⑤ 敷地境界線において騒音測定の実施 ⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度の測定 ⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	1 Y	[12 条点検]
		1 Y	[12 条点検]
		1 Y	[12 条点検]
		1 Y	
		1 Y	
		1 Y	
11. 予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることの確認	6 M	
	② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることの確認	6 M	
	③ 保守工具及び取扱説明書等が備えてあることの確認	6 M	

第 5 節 直流電源設備

3.5.1 共通事項

- (a) 特記がある場合は、消防法の非常電源（蓄電池設備）の点検を併せて行う。
- (b) 特記がある場合は、建築基準法に基づく電源別置形の蓄電池の点検を併せて行う。
- (c) 点検周期 6 Mは、原則として通電状態での点検作業とする。
- (d) 点検周期 1 Yは、停電状態での点検作業とする。

3.5.2 整流装置

整流装置の作業項目及び作業内容は、表 3.5.2 による。

表 3.5.2 整流装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 各 부품の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異常音、異臭等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12 条点検]
2. 機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・ 交流入力電圧 ・ トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・ 均等充電電圧 ・ 負荷電圧 ・ 出力電流及び負荷電流（盤面計器による）	6 M	
	② 均等充電機能を有する場合は、手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認	6 M	
	③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無の点検。また、入力・出力負荷、警報等の状況による ON、OFF 状態の確認	6 M	
	④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作の確認	1 Y	
	⑤ 均等充電機能を有する場合は、次の機器の動作状況の確認 ・ 均等充電から浮動充電への自動切替 ・ 負荷電圧補償装置 ・ タイマーの設定値 ・ 警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCC B トリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等）	1 Y	
	⑥ 自動回復充電の動作の確認	1 Y	
	⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替ることの確認	1 Y	[12 条点検]
3. 配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・ 一次主回路と大地間 ・ 二次主回路と大地間 ・ 一次・二次相互間	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照

3.5.3 蓄電池

蓄電池の作業項目及び作業内容は、表 3.5.3 による。

表 3.5.3 蓄電池

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無の点検。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期の確認。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期の確認	6 M	[12 条点検]
	② 封口部のはがれ、亀裂等の有無の点検	6 M	
	③ 全セルについて、電解液量の確認また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ 蓄電池又はキュービクルの転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑦ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12 条点検]
2. 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否の確認 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について実施 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて実施	6 M	
		1 Y	
	③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることの確認。実施されていない場合は点検終了後に均等充電（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池を除く。）を実施	6 M	

第 6 節 交流無停電電源設備

3.6.1 共通事項

(a) 交流無停電電源装置は定格出力容量 200 kVA 以下のものとし、次の事項の確認又は作業を行う。

- (1) 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに施錠及び標識の設置の確認を行う。
- (2) 当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
- (3) 点検作業は、原則として全停電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。

(b) 簡易形は、製造者の標準仕様で製造された定格出力容量 10 kVA 以下ものとする。

3.6.2 交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形を除く)

交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形を除く) の作業項目及び作業内容は、表 3.6.2 による。

表 3.6.2 交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形を除く)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外箱・機器等の外観状況	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
	② 抵抗器の変色及び変形の有無の点検	1 Y	
	③ コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防爆弁の異常の有無の点検	1 Y	
	④ 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1 Y	
	⑤ 継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1 Y	
	⑥ プリント基板の部品変色及び汚損の有無の点検	1 Y	
	⑦ ヒューズの熱変色の有無の点検	1 Y	
	⑧ 冷却ファンの熱による変色の有無の点検	1 Y	
	⑨ トランス及びリアクトルの過熱及び変色の有無の点検	1 Y	
2. 機能	① 容量 100kVA 以上の場合、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を実施、その良否の確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	② ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることの確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	③ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否の確認 ・発振器周波数の確認(主発振器、キャリアパス) ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形(電圧)の確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	④ 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認(展開接続図に基づいて)、表示警報等が正常であることの確認	1 Y	
	⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることの確認	1 Y	
	⑥ 次により無負荷運転試験(展開接続図に基づいて)を実施 ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことの確認 ・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることの確認 ・運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
3. 配線、端子	内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

5. 接地抵抗	・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間 単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (b) 参照
6. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。	1 Y	

3.6.3 交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形)

交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形) の作業項目及び作業内容は、表 3.6.3 による。

表 3.6.3 交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形)

作業項目	作業内容	周期	備考
交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形)	① 装置の過熱、ほこり等の付着の状態の確認	1 Y	
	② キャビネットの変形、損傷、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
	④ 支持ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の確認	1 Y	
	⑥ 電源電圧 (入力電圧・出力電圧) の確認	1 Y	
	⑦ 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替え、復電時の切替え、交流直送回路への切替え等の点検	1 Y	
	⑧ 蓄電池について、変形、損傷、亀裂、液漏れ等の有無の点検	1 Y	

第 7 節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、システム容量 100kW 未満の太陽光発電装置に適用する。

なお、外灯等の機器付属の太陽光発電装置は対象外とする。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.7.1 による。

表 3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	① モジュール (表面及び裏面) の汚れ、損傷及び変色の有無の点検	6 M	
	② モジュールのフレーム及び架台の変形、さび、損傷等の有無の点検	6 M	
	③ モジュール及び架台の固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	6 M	
	④ 外部配線の損傷、コネクタの変色及び損傷の有無の点検	6 M	
	⑤ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	6 M	
	⑥ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
2. 接続箱・集電箱	① 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無の点検	6 M	
	② 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無の点検	6 M 6 M	

	③ 内部機器の脱落、SPD(サージ防護デバイス)の損傷及び動作表示の有無の点検		
	④ 接地線の損傷、断線及び接地端子部の緩みの有無の点検	6 M	
	⑤ 回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 開放電圧を測定し、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないことの確認	1 Y	
3. パワーコンディショナ (PCS) ・系統連系保護装置 (インバータ・系統連系保護装置等)	① 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無の点検	6 M	
	② 配線の損傷の有無及び接続端子の緩みの確認	6 M	
	③ 動作時の異常音及び異臭の有無の点検	6 M	
	④ 表示部に異常表示が無いことの確認	6 M	
	⑤ 通気孔の詰まり、換気口フィルターの汚れ、目詰まり等の有無の点検	6 M	
	⑥ 接地線の損傷、断線及び接地端子の緩みの有無の点検	6 M	
	⑦ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
	⑧ 次により停電時の動作確認及び投入動作タイマー等の動作試験を実施 ・ PCS を系統連系運転とし、引込口開閉器等を開放したとき、保護装置が正常に働き、PCS が直ちに (電力会社との協議値どおりに) 停止すること。 ・ 復電したとき、所定の時間 (電力会社との協議値どおりに) に並列運転できること。	1 Y	
	⑨ 自立運転機能付きの場合、自立運転に切替えたとき所定の電圧が専用端子 (コンセント等) から出力されることの確認	1 Y	
4. 接地	① 配線の断線及び損傷の有無の点検	6 M	
	② 接地工事の種別ごとに接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照
5. 発電状態	正常に発電していることを、次の表示により確認 ・ 運転、停止等の状態 ・ 発電電力、積算電力量等の値	6 M	
6. 蓄電池	3.5.3 「蓄電池」による。		

第 8 節 風力発電設備

3.8.1 風力発電装置

(a) 本項は、小形風力発電装置 (受風面積 : 20 m²未満) に適用する。

(b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表 3.8.1 風力発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置			
a. 風車等	① 風車の回転状態及び向きの良い確認 ② 異常振動及び異常音の有無の点検 ③ 回転羽根、尾翼等の損傷及び亀裂の有無の点検 ④ 羽根エッジ部の保護テープのき裂の有無の点検 ⑤ 風車の固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検 ⑥ 回転部、継手部等の要所のグリス量の確認 ⑦ 尾翼のバラストウェイトの良い確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 発電機	① 発電機のスリップリング・ブラシ部分の磨耗等の有無の点検 ② 配線接続端子部の緩み、過熱及び変色の有無の点検	1 Y 1 Y	
c. 支柱	③ 絶縁抵抗を測定し、その良い確認 ① 固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検 ② 軸の変形の有無の点検 ③ 内部配線等の損傷及びびねじれの有無の点検 ④ ベアリング部のグリス量の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. その他	① 風車の停止・運転が正常に行えることの確認	1 Y	
e. 接地抵抗	② 接地及び落雷対策の良い点検 接地抵抗を測定し、その良い確認	1 Y 1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照
2. 電力制御装置	① 固定金具、固定ボルト等の緩み、腐食等の有無の点検 ② 外箱の腐食、損傷等の有無の点検 ③ 盤面の計器、表示灯、スイッチ類の損傷の有無の点検 ④ 内部配線及び端子接続部の緩み、過熱等の有無の点検 ⑤ 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無の点検 ⑥ 発電装置からの入力各相電流及び線間電圧が等しいことの確認 ⑦ 過入力に対する保護機能が適切であることの確認 ⑧ 主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定し、その良い確認 ⑨ 系統連系保護継電器が正常に動作することの確認 ⑩ 投入ロック試験により、次の動作の確認 ・ 停電時に、風力発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないこと。 ・ 復電時に、所要時間内に並列運転できること。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
3. 発電状態	正常に発電していることを、次の表示により確認 ・ 運転、停止等の状態 ・ 出力電力、積算電力量等の値	1 Y	
4. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。		

第9節 通信・情報設備

3.9.1 構内情報通信網装置

(a) 本項は、リピータ・スイッチ・ファイヤーウォール・メディアコンバーター等の機能を有する機器、インターフェース等に適用する。

(b) 構内情報通信網装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.1 による。

表 3.9.1 構内情報通信網装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器	① 機器外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の点検	1 Y	
	② ファンの回転状況が正常であることの確認	1 Y	
	③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び端子部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の確認	1 Y	
	⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後のシステムが正常に立上り、正常に動作することの確認	1 Y	
	⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検	1 Y	
	⑦ 固定金具（ボルトや金具等）の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑩ 接続機器相互通信によりシステムの動作が正常であることの確認	1 Y	
2. 機器装置収納架	① 機器装置収納架の外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の点検	1 Y	
	② 換気ファンの回転状況が正常であることの確認	1 Y	
	③ 機器収納箱等の表面温度の異常の有無の点検	1 Y	
	④ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
3. 無停電電源装置（簡易形）	3.6.3「交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）」による。		

3.9.2 構内交換装置

(a) 交換機の対象機種は、<Ⅰ>：大規模（内線 500 回線以上）、<Ⅱ>：中規模（内線 100 回線以上～500 回線未満）、<Ⅲ>：小規模（内線 100 回線未満）及び<Ⅳ>：ボタン電話装置とする。

(b) 構内交換装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.2 による。

表 3.9.2 構内交換装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 装置架及び各部の緩みの有無の点検	6 M	
	② 装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	
	③ 固定金具、固定ボルト等の緩みの有無の点検	6 M	
	④ エアフィルター汚れ、目詰まり等の有無の点検	6 M	
	⑤ 各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無の点検	6 M	
2. 機能			

a. 中央処理系	① ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が正常であることの確認	6 M	・〈I〉に限る。
	② 系が二重化されている機種の場合には、系の手動切換えスイッチ又はコマンドによりCPUのACT→SBY及びSBY→ACTと切替えることの確認	6 M	
	③ 障害表示試験は、システムの稼働に影響しない範囲の擬似障害（ファンアラーム、試験電話機のロックアウト等）を発生させ、警報表示及び障害情報の確認	6 M	
b. 通話路系 (装置が接続されているもの)	④ メモリー及びハード時計のメモリバックアップ電池の出力テストポイントを有する場合には、出力が正常であることの確認	6 M	
	① 可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行い、各種可聴信号の確認	6 M	
	② 局線表示盤試験は、運用中のランプ点灯状態の確認	6 M	・〈IV〉を除く。
	③ システム表示盤試験は、各システム稼働状態とランプの点灯状態が対応していることの確認。また、システムの稼働に影響のないスイッチについてはその機能も併せて確認	6 M	・〈I〉に限る。
	④ 集中試験台試験は、加入者試験、自己ダイヤル試験、トランク試験等の各機能確認。また、表示部、電鍵等の状態の確認	6 M	・〈I〉に限る。
	⑤ 局線トランク試験は、次による。 ・ 全局線（専用線を含む）の発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認 ・ 全局線（専用線を含む）の着信接続を行い、応答の確認	6 M	
	⑥ ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトランクの捕捉及び呼出音声の状態の確認	6 M	・〈IV〉を除く。
	⑦ 会議通話試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの捕捉、機能確認及び通話品質の確認	6 M	・〈IV〉を除く。
	⑧ ポケットベル試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ポケットベル装置の捕捉及び呼出機能の確認	6 M	・〈IV〉を除く。
	⑨ 各種音声ガイダンスの通話品質の確認	6 M	・〈IV〉を除く。
	⑩ 押しボタン電話機等により発信し、誤接続の有無の点検	6 M	・〈IV〉を除く。
3. 電源装置	① ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が正常であることの確認	6 M	
	① 電源部（整流装置）の充電状態の確認	6 M	
	② 蓄電池の損傷、漏液、汚損等の有無の点検。また、バッテリーの電圧、液量及び比重の確認	6 M	
4. 入出力装置	③ 交換機内部電源にテストポイントを有する場合には、電圧の確認	6 M	
	① 保守コンソール試験は、次による。なお、自己診断機能がある時は当該手順に基づき実施する。 ・ 保守コンソールが印字機能を有する場合には	6 M	・〈I〉、〈II〉に限る。

5. 付属機器等	任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態の確認 ・キーボードの汚れ及びランプの点灯状態の確認 ・ディスプレイの汚れ及び表示状態の確認		
	② 通話料金管理機能の動作の確認	6 M	・<Ⅰ>、<Ⅱ>に限る。
	③ 補助記憶装置の動作の確認	6 M	・<Ⅰ>、<Ⅱ>に限る。
	① MDF等の各端子の取付け状態の確認	6 M	・<Ⅳ>を除く。
	② 一般電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験内線への着信接続を行い着信音、鳴動及び応答確認	6 M	・<Ⅳ>を除く。
6. 運転環境	③ 多機能電話機及びボタン電話機の試験は次による。 ・試験電話機より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答の確認 ・試験電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能の試験を行い、機能表示の確認	6 M	
	保守コンソールで障害ロギングを分析	6 M	
7. 設置環境	① 交換機室の温度、湿度等が規定の範囲内であることの確認	1 Y	
	② 異常音及び異臭の有無の点検	1 Y	

3.9.3 拡声装置

(a) 消防法の適用を受ける放送設備は、第6章「防災設備」による。

(b) 拡声装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.3 による。

表 3.9.3 拡声装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 増幅器・操作装置・遠隔操作器	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
	② 表示装置、ランプ等をテストボタン等により点灯確認	1 Y	
2. マイクロホン	損傷及びコードの接続状態の確認	1 Y	
3. スピーカ	① 据付け状態、汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
4. 性能試験	音量、明瞭度等の確認	1 Y	

3.9.4 誘導支援装置（音声誘導装置、インターホン装置、トイレ等呼出装置）

誘導支援装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.4 による。

表 3.9.4 誘導支援装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 音声誘導装置			
a. レシーバー	① 動作状態の良否の確認 ② 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y 1 Y	
b. 発信機	① 発信状態の異常の有無の点検 ② 発信機表面の汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	
c. スピーカ	① 取付け状態及び損傷の有無の点検 ② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検 ③ 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
d. 磁気センサー	動作状態の良否の確認	1 Y	
e. 制御装置	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検 ② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	
2. インターホン装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検 ② 画像・画質、音量、明瞭度、雑音等の有無の点検	1 Y 1 Y	
3. トイレ等呼出装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検 ② 動作状態の良否の確認	1 Y 1 Y	

3.9.5 映像・音響装置

映像・音響装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.5 による。

表 3.9.5 映像・音響装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 操作卓・装置架・同収納機器	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検 ② 配線接続部（コネクタ及び端子台）の損傷、緩み等の有無の点検 ③ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
2. プロジェクタ（フロント形・リア形）	① 画像・画質（明るさ、レンズフォーカス、水平歪、色ムラ等）の点検及び調整 ② 異常音及びレンズの汚れの有無の点検 ③ カウンター付は使用（経過）時間の確認 ④ 取付け金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
3. スピーカ	① 取付け状態、損傷等の有無 ② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検 ③ 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
4. スクリーン	① 表面の汚れ、損傷等の有無の点検 ② 電動巻上式は、動作状態の良否の点検 ③ 支持部材の劣化、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	

3.9.6 情報表示装置（マルチサイン装置、出退表示装置、時刻表示装置）

(a) マルチサイン装置及び出退表示装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(A)による。

(b) 時刻表示装置（電気時計装置）の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(B)による。

表 3.9.6(A) マルチサイン装置及び出退表示装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 表示部	① 表示面の汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検	1 Y	
	③ 配線接続部（コネクタ及び端子台）の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
2. 電源部	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 各機器の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	③ 電源電圧の測定を行い、その良否の確認	1 Y	

表 3.9.6(B) 時刻表示装置（電気時計装置）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 親時計	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
	② 親時計の各種接点、機構部分、モーター、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻への修正の実施	1 Y	
	③ 電源部の充電状態、電解液面及び規定電圧の調整	1 Y	
	④ 時報器、チャイム、タイマー等の設定時間、動作機能（自動、手動、起動、停止）及び親時計部との時間同調の確認	1 Y	
2. 子時計	① 親時計との指示誤差等の調整	1 Y	
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	

3.9.7 テレビ共同受信装置

テレビ共同受信装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.7 による。

表 3.9.7 テレビ共同受信装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収容箱	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
2. アンテナ・マスト	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	

3.9.8 テレビ電波障害防除装置

テレビ電波障害防除装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.8 による。

表 3.9.8 テレビ電波障害防除装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収容箱・ヘッドエンド	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
2. アンテナ・マスト	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
3. 幹線施設	① 電柱及び架線は、3.13.1「構内配電線路・構内通信線路」の当該事項による。		
	② 幹線増幅器、分岐・分配器の損傷の有無及び取付け状態並びに防水処理の良否の確認	1 Y	
4. 引込施設	引込線の高さ、他線との隔離、樹木による障害等の有無の点検	1 Y	

3.9.9 監視カメラ装置

(a) 本項は、一般建築物に使用される監視カメラ装置に適用する。

(b) 監視カメラ装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.9 による。

表 3.9.9 監視カメラ装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 固定式カメラ (ネットワークカメラを含む)	① フォーカスが適正であることの確認	1 Y	
	② カラー用は、オートホワイトバランス動作を確認。マニュアル設定の場合は現場の照明に合せた適切な色温度が設定されていることの確認	1 Y	
	③ 監視対象の映像が白つぶれとなっていないことの確認	1 Y	
	④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑤ 監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がないことの確認	1 Y	
	⑥ 支持金物・支柱、落下防止ワイヤー、建物側の取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかの確認	1 Y	
	⑦ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
	⑧ ネットワークカメラへのログインID/パスワードが定期的に変更されていることの確認	1 Y	
2. レンズ (固定焦点・バリフォーカル・手動ズーム・電動ズーム)	① 各レンズ固有の機能が正常に動作することの確認	1 Y	
	② レンズ締付け及びロックが確実になされていることの確認	1 Y	
	③ レンズ面に汚れがないことの確認	1 Y	
3.ハウジング (屋内形・屋	① 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	

外形)	② ケースの腐食、水漏れ及び配線の異常がないことの確認	1 Y	
	③ ワイパー、デフロスタ及びヒーターの機能動作の確認	1 Y	
	④ 空冷ファンの作動状況（異常音、異常発熱、通風孔の閉塞）の良否の確認	1 Y	
	⑤ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の点検	1 Y	
	4. モニタ装置 (カラー・白黒)	① 解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことの確認	1 Y
	② 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることの確認	1 Y	
	③ カラー用は、コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスの確認	1 Y	
	④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑤ 画面の明るさ、コントラスト等の確認	1 Y	
5. VTR	① 操作が表示通りできることの確認	1 Y	
	② 走行系及び駆動系の清掃の実施	1 Y	
	③ スイッチングポイントの点検により、垂直同期の前縁より約 6.5H前にあることの確認	1 Y	
	④ トラッキングプリセットの点検により、トラッキングつまみが中心位置で正常な画面であることの確認	1 Y	
	⑤ ポーズ/スチル画像の点検により、正常な静止画像であることの確認	1 Y	
	⑥ スロートラッキングプリセットの点検により、スロー再生時、ノイズが出て見づらい画像でないことの確認	1 Y	
	⑦ アライメントテープ（又はテストテープ）により映像、音声ともに正常に再生できることの確認	1 Y	・ 互換性点検
	⑧ 映像、音声ともにテスト信号を入力して正常に記録・再生ができることの確認	1 Y	
	⑨ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
6. デジタルビデオレコーダー	① 操作が表示通りできることの確認	1 Y	
	② 映像及び音声が正常に記録・再生ができることの確認	1 Y	
	③ バックアップする機能を持つものについては、正常にバックアップ及び再生ができることの確認	1 Y	
	④ 給排気口にほこり等が詰まっていないか、確認及び清掃の実施	1 Y	
	⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がないことの確認。デジタル記憶媒体が推奨交換時間に達していないかの確認	1 Y	
	⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑦ 内蔵時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
	⑧ デジタルビデオレコーダーへのログイン I D	1 Y	

	／パスワードが定期的に変更されていることの確認	
7. 電動雲台	① 動作、回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② 自動首振りすることの確認	1 Y
	③ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	④ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の確認	1 Y
8. リモート操作器	① スイッチ操作が表示通り動作することの確認	1 Y
	② カメラ、ワイパー等の電源スイッチが確実に動作することの確認	1 Y
	③ カメラ選択釦の切換えにより、各制御ができることの確認	1 Y
	④ 各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の有無の点検	1 Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
9. レンズ・電動雲台一体型カメラ	1. 「固定式カメラ」によるほか、次による。	
	① 動作及び回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② プリセット機能があるものは、プリセット位置に正しく移動することの確認	1 Y
	③ 回転動作中に画面にノイズが発生しないことの確認	1 Y
	④ カバーの汚れ、傷等を確認し、清掃の実施	1 Y
	⑤ 屋外用は、ケースの腐食及び水漏れの有無の点検	1 Y
	⑥ ファン・ヒーターが設置されている場合は、その動作状況の確認	1 Y
	⑦ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑧ 取付け状態の良否(取付けネジの緩みや取付金具、建物側の取付け部にさびや腐食が発生していないか)の確認	1 Y
10. エンコーダ	① エンコーダに接続されたカメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
11. デコーダ	① デコーダを介して、カメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
12. 録画サーバ	① 操作が表示通りできることの確認	1 Y
	② 映像及び音声が正常に記録・再生できることの確認	1 Y
	③ 機器外観、排気口の汚れ及びほこりの有無の点	1 Y

	検	
	④ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。また、デジタル記憶媒体が推奨交換時期に達していないかの確認	1 Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑥ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y

3.9.10 駐車場管制装置

駐車場管制装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.10 による。

表 3.9.10 駐車場管制装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	6 M	
	② 配線及び端子接続状態の確認	6 M	
	③ 発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	
2. 管制盤	① 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	② リレー動作の確認（通常時、強制指令時）	6 M	
	③ LED点灯の確認（通常時、強制指令時）	6 M	
3. 検知器			
	a. ループコイル式	① 車両感知感度の点検 ② 車両感知時の各機器との連動の確認	6 M 6 M
b. 赤外線式発光器・受光器	① 集光レンズ及びアクリルパネルの状態の確認	6 M	
	② 赤外線を受・発光状態の確認	6 M	
	③ 受・発光モニタの点灯の確認	6 M	
4. カーゲート	① 遮断バーの位置の確認	6 M	
	② 各ベルト及び各ギヤ部の状態の確認	6 M	
	③ 開閉動作の確認	6 M	
5. 発券機	① 異常モニタ、サーモスタット、ICプリント基板の接続及びROM接続状況の確認	6 M	
	② 駐車券搬送部・廃券機構の状態の確認	6 M	
	③ 供給電源電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	④ 駐車券発券部の動作の確認	6 M	
6. 料金計算機	① コネクタ、ICプリント基板の接続及びROM装着状況の確認	6 M	
	② 料金計算機構の状態の確認	6 M	
	③ 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	④ 出庫処理動作の確認	6 M	
7. 料金表示器	表示部の表示内容の確認（駐車料金の金額表示 ドット切れの有無）	6 M	
8. 信号灯・警報灯・各表示灯	① 点灯及び滅灯の確認	6 M	
	② ブザーの鳴動の確認	6 M	
	③ 各動作条件に応じた動作の確認	6 M	

3.9.11 防犯・入退室管理装置

防犯・入退室管理装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.11 による。

表 3.9.11 防犯・入退室管理装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 制御装置	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 施錠、許可・不許可設定、データバックアップ機能等が正常に動作することの確認	1 Y	
	③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	
	④ 各基板の出力電圧及びLED表示の確認	1 Y	
	⑤ 各種異常表示がされることの確認	1 Y	
	⑥ バッテリー容量が正常であること及び予備電源で動作することの確認	1 Y	
2. 認識部 【磁気・IC・非接触カードリーダー、暗証番号入力、バイオメトリックス照合装置】	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 読取機能及び認識機能が動作することの確認	1 Y	
3. 遠隔制御器・電気錠	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 指定した電気錠等との施錠制御が確実に作することの確認	1 Y	
	③ 施錠信号により扉等が正常に動作することの確認	1 Y	
	④ 火災時の解錠機能が正常であることの確認	1 Y	

第 10 節 外灯

3.10.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表 3.10.1 による。

表 3.10.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① グローブを取外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	② 安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無の点検	1 Y	
2. 支持柱	① ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否の確認	1 Y	
	② 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	③ 変形、破損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	④ アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y	
3. 絶縁抵抗	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照

第 11 節 航空障害灯

3.11.1 航空障害灯

航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表 3.11.1 による。

表 3.11.1 航空障害灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① レンズを外して内外面の汚れ、灯具の損傷及び腐食の有無の点検 ② ランプソケット及び配線接続の良否の点検 ③ 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルトの緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
2. 支持柱	3.10.1「外灯」の当該事項による。		
3. 制御盤			
a. キャビネット	① 雨水の浸入、結露等の有無の点検 ② 外箱の過熱、異常音及び異常振動の有無の点検 ③ 固定金具、転倒防止金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
b. 導電部			
イ. 母線・分岐 導体盤内配 線・指示金 物等	異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
ロ. 端子台	異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
c. 機器・制御回 路			
イ. 遮断器・継 電器・電磁 接触器・変 流器・計 器・進相コ ンデンサ・ 制御機器	① テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 取付け状態の良否の確認 ④ 単位装置毎に試験運転を行い、運転電流を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
ロ. 絶縁変圧器	外傷、異常音、発熱等の異常の有無の点検	1 Y	
ハ. 制御回路	警報装置等の作動の良否の確認	1 Y	
d. 絶縁抵抗	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 (a) 参照
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認。なお、測定が困難な場合、接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	・ 3.1.4 (b) 参照

第 12 節 雷保護設備

3.12.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表 3.12.1 による。

表 3.12.1 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態の確認	1 Y	[12 条点検]
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
3. 支持管	① 支持金物の腐食及び緩みの有無の点検 ② 支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y 1 Y	[12 条点検]

4. 端子箱	① 端子台の緩み等の確認	1 Y	・適用規格が JIS A 4201:1992 に該 当するものに限る。
	② 箱の腐食の有無の点検	1 Y	
5. 接地極	① 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	② 接地極位置等の表示の有無の確認	1 Y	

第 13 節 構内配電線路・構内通信線路

3. 13. 1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路及び構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3. 13. 1 による。

表 3. 13. 1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ハンドホール・マンホール等	① 亀裂、損傷及び沈下の有無の点検	1 Y	
	② 周辺地盤の沈下の有無の点検	1 Y	
	③ 蓋及び金物の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	④ さび、腐食等の劣化の有無の点検	1 Y	
	⑤ 浸水の有無の点検	1 Y	
2. 電柱	① 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	② 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
3. 架線	① 架空電線の損傷の有無の点検	1 Y	・ 3. 1. 4 (a) 参照
	② 架空電線の張力（たわみ）の状況の確認	1 Y	
	③ 接続箇所の損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
	④ 架空電線と工作物又は樹木等の接近状態の点検	1 Y	
	⑤ ちょう架用線との取付け状態の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	
4. 地中線	① ハンドホール及びマンホール内は、次の点検を行う。 ・ケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無の点検 ・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態の確認 ・ケーブルの立上り部分の損傷及び劣化の有無 ・ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 (a) 参照
	② 埋設標の設置状態の確認	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	

第 4 章 機械設備

第 1 節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、建築物等の機械設備の点検・保守に関する業務に適用する。

4.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房等の開始前に、設備をシーズン中に連続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (2) 「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房等の期間中に、設備をシーズン中に継続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (3) 「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房等の終了後に、設備をシーズン中に連続使用したことによる劣化の有無等を確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

4.1.3 点検時期の表記

点検時期の表記は、次による。

- (1) 「IN」は、シーズンイン点検を示す。
- (2) 「ON」は、シーズンオン点検を示す。
- (3) 「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

4.1.4 フロン類の取扱い

フロン類を使用している機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）を遵守し適切に取扱い、漏洩防止に努めるものとする。

第 2 節 温熱源機器

4.2.1 鋳鉄製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。
 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記による。

- (c) 本項に規定する鑄鉄製ボイラー等は、鑄鉄製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーとし、鑄鉄製ボイラーは、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第三号に規定するボイラー及び同条第 4 号に規定する小型ボイラーに該当するものをいう。また、簡易ボイラーは、同法施行令第 13 条第 3 項第二十五号に規定するものをいう。いずれも、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (d) 鑄鉄製ボイラー等に付属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」（昭和 51 年 8 月 6 日労働省公示第 7 号）、「ボイラーの遠隔制御基準等について」（平成 15 年 3 月 31 日基発 0331001 号）等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (e) 鑄鉄製ボイラー等に付属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は 4.4.8「送風機」による。
- (f) 鑄鉄製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.1 による。
- (g) 点検時期及び回数は、次による。
- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回（ボイラーに限る。）
- (2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回（ボイラーに限る。）
- ：運転期間中の適切な時期に年 1 回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表 4.2.1 鑄鉄製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN	
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN	
	③ 取付状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
	a. 本体		
	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② すず等の付着の有無の点検	ON	
	b. 保温材		
	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
3. 内部の状況			
	a. 本体内部		
	(セクション・燃焼室)		
	① 水漏れ、過熱、割れ、焼損等の有無の点検	IN	
	② 焚口、掃除口等を開放し、燃焼室側のすず、カーボン等の付着物を除去し、水圧試験の実施	IN	
	③ 外部への燃焼ガス漏れの有無の点検	IN	
	④ 内部水側のスケール、スラッジ、酸化物等の付着及びさびの有無の点検	IN	
	⑤ 外部燃焼室側のすず、カーボン等の付着物の有無の点検	IN	
	⑥ 耐火材のき裂及び脱落の有無の点検	IN	
⑦ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すずの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	ON	
⑧ 各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み及び蒸気又は水の漏れの有無の点検		ON	

b. 煙道・煙突	① 排ガス漏れ、過熱及び変色の異常、腐食並びに割れの有無の点検	IN, ON	
	② すず、灰及び水溜りの有無の点検	IN	
4. 付属品			
a. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃	IN	
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	③ 各部品を清掃し、損傷及び劣化の有無の点検	IN	
	④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN	
	⑤ 取付けボルトの緩みの点検	ON	
	⑥ 漏れの有無の点検	ON	
	⑦ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON	
b. 排気管・ドレン管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
c. 逃し管	① 詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
d. 水面計	① 分解のうえ清掃	IN	
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON	
	④ ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検	IN, ON	
e. 圧力計・水高計・温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認	IN	
	② 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN	
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN	
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON	
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の確認	ON	
5. バーナー	① ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON	
	② 点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否の点検	IN, ON	
	③ ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON	
	④ 燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検	IN, ON	
	⑤ 前板の焼損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無の点検	IN, ON	
	⑥ タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON	
	⑦ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN, ON	
6. 自動制御装置			
a. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検	IN, ON	
	② 押ボタン、切換及びスナップスイッチの作動の良否の点検	IN	
	③ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	IN, ON	
	④ 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検	ON	
	⑤ 運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON	
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON	
b. 点火電極・絶縁碍子	① 焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON	
	② 放電の良否の点検	IN, ON	

c. 蒸気圧力制限器	③ 配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無の点検	IN, ON
	① 導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN, ON
	② レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検	IN, ON
d. 温水温度制限器	① 感温部のスケール等の付着及び損傷の有無の点検	IN, ON
	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN, ON
e. 水位検出器	① フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN
	② フロートの亀裂及びベローズの破損の損傷の有無の点検	IN
f. 火炎検出器	① 火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON
g. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」(一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON
h. ばい煙濃度計	① 投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON
	② 光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整の実施	IN, ON
i. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN, ON

4.2.2 鋼製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。
 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担等は特記による。
- (c) 本項に規定する鋼製ボイラー等は、鋼製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーのうち、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラーを対象とし、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (d) 鋼製ボイラー等に付属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」(昭和 51 年 8 月 6 日労働省公示第 7 号)、「ボイラーの遠隔制御基準等について」(平成 15 年 3 月 31 日基発 0331001 号)等の関係法令に基づき適切に実施する。
- (e) 鋼製ボイラー等に付属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7 「ポンプ」又は 4.4.8 「送風機」による。
- (f) 鋼製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.2 による。

(g) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回（ボイラーに限る。）

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回（ボイラーに限る。）

：運転期間中の適切な時期に年 1 回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表4.2.2 鋼製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN	
	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② 蒸気又は水及び燃焼ガスの漏れの有無の点検	ON	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
c. 管台・付属品 取付け部	① 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点検	IN, ON	
	② 曲り、損傷等の有無の点検	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 蒸気又は水 側部			
イ. 胴、ドラム、 鏡板、管寄せ、 炉筒及び気水分離 器の内部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検	IN	
	② 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無の点検	IN	
	③ 煙管、管ステー及び煙突管の曲り、変形等の有無の点検	IN	
	④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無の点検	IN	
	⑤ 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰まり及び腐食の有無の点検	IN	
	⑥ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	
ロ. ドラム内装置 （給水管等）	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検	IN	
	② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃	IN	
	③ 目詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
	④ ボルト等の緩み、損傷等の有無の点検	IN	
	⑤ 覗き窓、焚口、煙室等から局部過熱による変色、膨出、曲り、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	
ハ. マンホール、 検査穴及び掃除穴	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当り面の清掃	IN	
	② 蒸気又は水の漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検	IN	
	③ ボルトの緩み、損傷等の有無の点検	IN	
b. ガス側部			
イ. 炉筒、火室、 管板、ドラム及び管 寄せ	① すず、未燃物等の付着物の有無の点検	IN	
	② 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無の点検	IN	
	③ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	
ロ. 煙管、管ステー、 煙突	① すず、未燃物等の付着物の有無の点検	IN	
	② 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無の点検	IN	

管、水管及び降水管	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無の点検 ④ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN ON
ハ. 燃焼室、バーナータイル、仕切壁、煙室内の耐火材及び断熱材	① すず、カーボン等の付着物の有無の点検 ② 亀裂及び脱落の有無の点検 ③ 焼損、亀裂、脱落等の劣化及びカーボンの付着の有無の点検	IN IN ON
ニ. 煙室扉、爆発扉、点検口扉及び掃除口扉	① 開放のうえ内部の清掃 ② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの焼損等の有無の点検	IN IN
ホ. 煙道及び煙突	① 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無の点検 ② すず、カーボン及び水溜りの有無の点検 ③ 局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無の点検 ④ 排ガスの漏れの有無の点検	IN IN ON ON
4. 付属品		
ア. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃 ② 弁及び弁座の損傷の有無の点検 ③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施 ⑤ 取付けボルトの緩みの有無の点検 ⑥ 漏れの有無の点検 ⑦ テストレバーのあるものは作動テストの実施 ⑧ 安全弁用排気管の固定の良否、詰まり、腐食の有無の点検	IN IN IN IN ON ON ON ON
イ. 主蒸気弁・給水止弁・逆止弁・吹出し弁	① 分解のうえ清掃 ② 弁座の腐食、損傷等の有無の点検 ③ 弁越し、詰まり及びフランジ部の漏れの有無の点検 ④ 腐食の有無の点検	IN IN ON ON
ウ. 水面計	① 分解のうえ清掃 ② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 弁又はコックの開閉の良否の点検 ④ ガラスの汚れ及び亀裂の有無の点検	IN IN, ON IN, ON ON
エ. 水面計取付け水柱管・水位検出用連絡管	① 内部を清掃 ② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無の点検 ③ 管及び弁接続部の漏れの有無の点検 ④ 水面計及び検出器下部の排水弁を開き、管内の詰まりの有無の点検	IN IN ON ON
オ. 圧力計・水高計・温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認 ② 損傷等の有無の点検 ③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検 ④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検 ⑤ 正常値を指示していることの確認 ⑥ 取付け部等の漏れの有無の点検 ⑦ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN IN IN IN ON ON ON
カ. ストブローワー	① エレメントチューブの湾曲、焼損及び噴射口の目詰まりの有無の点検	IN

	② 本体の損傷及び蒸気又は空気の漏れの有無の点検	IN
	③ 蒸気漏れ、ギアの摩耗等の有無及び作動の良否の点検	ON
g. エコノマイザー	① すず及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 水側の詰まり、腐食及び損傷の有無の点検	IN
	③ 常用の圧力で水圧試験を行い、水漏れのないことの確認	IN
h. 空気予熱器	① すず及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 割れ及び損傷の有無の点検	IN
5. 主バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れの清掃	IN, ON
	② 油ノズル、カップ又はガスノズルの清掃	IN
	③ 燃料ノズル、カップ、ディフューザー、エアノズル、燃焼筒、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON
	④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON
	⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN
	⑥ 燃焼量調節リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み、摩耗及びセット位置のずれの有無の点検	IN
	⑦ ロータリーバーナー又はガンタイプバーナーは、回転部の異常振動、異常音及び発熱の異常の有無並びに電動機の絶縁の良否の点検	ON
	⑧ ロータリーバーナーは、ベルト及びプーリの劣化、緩み及び芯ずれの有無の点検	ON
	⑨ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
6. パイロットバーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃し、焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON
	② 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	ON
	③ 直接点火のパイロットバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
7. 自動制御装置		
a. 制御盤	① 盤内機器の接点の焼損及び過熱、異臭、腐食等の有無並びにスパーク発生の有無の点検	ON
	② 端子部の汚れ、緩み、変色、焼損等の有無の点検	ON
	③ 表示等の点灯及び警報器の発鳴の良否の点検	ON
	④ ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON
	⑤ 電源電圧を測定し、その良否の確認	ON
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON

b. 電極式・フロート式・コープス式水位検出器	① 電極筒を分解のうえ清掃	IN
	② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検	IN
	③ 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無の点検	IN, ON
	④ 電線接続端子のほこり、水分及びさびによる汚れの付着並びにねじの緩みの有無の点検	ON
	⑤ スイッチ部の焼損等の有無及び接触の良否の点検	ON
	⑥ フロート式の場合は、フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN, ON
	⑦ フロート式の場合は、フロートの亀裂、ベローズの破損等の有無の点検	ON
	⑧ コープス式の場合は、膨張管の損傷及び伸縮不良、リンク機構の摩耗、損傷等の有無並びに連絡管及び排水管の漏れの有無の点検	IN, ON
	⑨ コープス式の場合は、調節弁の漏れ及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	⑩ 給水調節弁の作動の良否の点検	ON
c. 差圧式水位発信器	導圧管、接続弁及びドレンポットの詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
d. 火災検出器	① 火災検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON
e. 燃料遮断弁	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON
	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社) 日本ガス協会) によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON
f. 蒸気圧力又は温水温度制限器	④ アクチュエーター部又はコイル部の過熱、異臭、異常音及び異常振動の有無の点検	ON
	⑤ 液動遮断弁は、充填油の量の適否の点検	ON
	① 導圧管接続口の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN
	② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON
	④ スイッチ部の焼損の有無を点検及び接触の良否の点検	ON
	⑤ マイクロスイッチのねじの緩み及びレバーの曲りの有無の点検並びに取付け状態の良否の点検	ON
g. 比例圧力又は比例温度調節器	⑥ 圧力制限器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ並びにベローズ部の亀裂の有無の点検	ON
	⑦ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
	① 感温部を取外しのうえスケール、さび等の付着及び損傷の有無の点検	IN
	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON

	④ ワイパー及びしゅう動面の汚れ及び摩耗の有無を点検並びに接触の良否及び断線の有無の点検	ON
	⑤ 圧力調節器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ及びベローズ部の亀裂の有無の点検	ON
	⑥ 温度調節器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
h. ばい煙濃度計	① 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON
	② 光軸のずれの有無の点検及び指示計のゼロ点調整	ON
	③ 投光器及び受光器のページ用ファンの作動の良否の点検	IN, ON
8. 給水装置		
a. 給水タンク	① 内部を清掃	IN
	② 本体の腐食、割れ及び水漏れの有無の点検	IN
	③ 水面計、水取出口及び弁の詰まりの有無の点検	IN
	④ タンク本体の水漏れ、内外面の腐食及び内部の沈殿物の有無の点検	ON
	⑤ 配管の水漏れ及び腐食の有無の点検	ON
	⑥ 水面計の指示の良否	ON
	⑦ 水位調節器の作動の良否	ON
b. 給水軟化装置	① 樹脂塔内部を清掃	IN
	② ロータリーバルブの摩耗及びシートの破損並びにずれの有無の点検	IN, ON
	③ 樹脂の量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リークの有無の点検	ON
	④ 樹脂塔、配管の水漏れ及びストレーナーの詰まりの有無の点検	IN, ON
	⑤ ロータリーバルブの作動の良否の点検	ON
	⑥ 薬液溶解槽の塩水の漏れ及び塩水バルブの固着の有無の点検	ON
9. 運転調整等		
a. バーナーの自動発停	蒸気圧力又は温水温度の上昇及び下降時におけるバーナーの発停状態を点検し、当該圧力又は温度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON
b. 水位制御	① ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水位の低下及び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にあることの確認	ON
	② 比例水位制御装置は、ボイラー運転時に常時規定の水位に保持されていることの確認	ON
c. 低水位遮断又は警報	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、1 段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼が遮断、警報が鳴ることの確認。更に、水位を低下させ、安全低水面に近付いたとき 2 段目の低水位遮断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態等により確認	ON
d. 起動時間・停止時間	① ボイラー起動時のプレパージ時間、点火スパーク時間、パイロットオンリー時間及び主バーナー着火時間を測定し、その良否の確認	ON
	② ボイラー停止時のポストパージ時間を測定し、その良否の確認	ON
e. バーナー消	① ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安	ON

炎遮断	全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認。また、火炎検出器を遮断してから安全遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下にあることの確認		
f. 火炎検出器 (ガス燃料の場合)	② バーナーの燃焼停止後警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認 パイロットバーナーのみの点火時及びメインバーナー燃焼中の火炎電流をマイクロアンメーターで測定し、その値が規定値以上であることの確認	ON	
g. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止・消火することの確認	ON	
h. バーナーの燃焼状態	① バーナーの最大燃焼時と最小燃焼時の燃料の流量、供給圧力及び戻り圧力、燃料弁開度、ダンパー開度等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 油燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、NO _x 濃度、SO _x 濃度及び温度を、ガス燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、一酸化炭素濃度、NO _x 濃度及び温度を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
i. ボイラー用水	第7節「水質管理」による。	ON	・特記がある場合

4.2.3 温水発生機（真空式・無圧式）

- (a) 本項は、燃料として灯油、重油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 温水発生機に付属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 温水発生機に付属する給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (d) 温水発生機（真空式・無圧式）の作業項目及び作業内容は、表4.2.3による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。

シーズンイン又はオン点検：運転期間開始前又は運転期間中の適切な時期に年1回

表4.2.3 温水発生機（真空式・無圧式）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検	
2. 外観の状況		
a. 本体	汚れ及び燃焼ガスの漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無の点検	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	
3. 内部の状況		
a. 燃焼室・伝熱面	① 清掃のうえ、過熱、腐食、水漏れ等の有無の点検 ② 真空式の場合は、真空度が規定の許容範囲内にあることの確認 ③ 燃焼ガス漏れの有無の点検	
b. 熱交換器	④ 運転時に水位が規定の許容範囲内にあることの確認 ① 接続部の水漏れの有無の点検	

<p>c. 煙道・煙突</p>	<p>② 汚れ及び詰まりの有無の点検並びに流量の適否の点検 ③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無の点検</p>
<p>c. 煙道・煙突</p>	<p>① 割れ、腐食等及び雨水の浸入の有無の点検 ② 排ガスの漏れの有無の点検 ③ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無の点検</p>
<p>4. 付属品</p>	
<p>a. 抽気装置 (真空式に限る)</p>	<p>① 作動の良否 ② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷の有無の点検 ③ 弁の損傷及び詰まりの有無の点検 ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無の点検 ⑤ 抽気ブローの作動の良否の点検</p>
<p>b. 制御安全装置</p>	<p>① 温度調節器の作動の良否 ② 真空式の場合は、溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無の点検 ③ 真空式の場合は、抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否の点検 ④ 無圧式の場合は、低水位スイッチの作動の良否の点検</p>
<p>5. 燃焼装置</p>	
<p>a. バーナー</p>	<p>① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れの清掃 ② 点火及び消火の良否の点検 ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否の点検 ④ ノズル、ディフューザー、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検 異物の付着及び腐食の有無の点検</p>
<p>b. 電極棒</p>	
<p>c. ストレーナー</p>	<p>漏れの有無の点検</p>
<p>d. 電磁弁・油圧計</p>	<p>作動の良否の点検</p>
<p>e. 火炎検出器</p>	<p>① 火炎検出器を外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検 ② 検出部の装着及び接触の良否の点検</p>
<p>f. 燃料遮断弁</p>	<p>① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認 ② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認 ③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検</p>
<p>g. 地震感知器</p>	<p>温水発生機運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認</p>
<p>6. 操作盤</p>	
<p>6. 操作盤</p>	<p>① 盤内機器の取付け状態の良否並びに過熱及び異臭の有無の点検 ② 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検 ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無の点検 ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否 ⑤ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</p>

4.2.4 温風暖房機

- (a) 本項に規定する温風暖房機は、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 温風暖房機に付属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 温風暖房機と別置き形となっているエアフィルターの点検・保守は、4.4.6「空気清浄装置」による。
- (d) 温風暖房機に付属するオイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (e) 温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表4.2.4による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
 - (1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年1回
 - (2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月1回（実施は特記による。）

表 4.2.4 温風暖房機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検	IN IN	
2. 外観状況			
a. 本体	水及び油漏れ並びに腐食、損傷等の有無の点検	IN	
b. 煙管・燃焼室	① 煙管を清掃のうえ、漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 燃焼室内部を清掃のうえ、漏れ、変形、損傷等の有無の点検	IN IN	
c. 煙道・煙突	① すずの付着、腐食、損傷等の有無の点検 ② ダンパーの開度の適否及び損傷等の有無の点検	IN IN	
3. 加湿器	① 清掃のうえ、腐食、損傷等の有無の点検 ② 作動の良否の点検	IN, ON IN, ON	
4. 燃料系統	① 配管の油漏れの有無の点検 ② ストレーナーを清掃し、損傷等の有無の点検 ③ 弁の油漏れの有無の点検及び開閉の良否の点検	IN IN IN	
5. バーナー	① 汚れ及び油漏れの有無の点検 ② ノズル、電極棒及び絶縁碍子の割れ、損傷等の有無の点検 ③ 着火の良否の点検 ④ ファンの異常音、異常振動、損傷等の有無の点検	IN IN IN IN	
6. 自動制御装置			
a. 燃焼安全制御器	燃焼安全制御器（火炎検出器）が作動した場合にバーナーモーターが停止することの確認	IN	
b. リミットスイッチ	リミットスイッチが規定の温度で作動した場合に、異常ランプが点灯し、運転が停止することの確認	IN	

c. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検	IN	
	② 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	IN	
	③ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
7. エアフィルタ			
a. ろ材	① 目詰まりの有無の点検	IN, ON	
	② 差圧計により圧力損失が、規定値以下であることの確認	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	

第3節 冷熱源機器

4.3.1 チリングユニット

(a) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検（圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上）は特記による。

(d) チリングユニットの作業項目及び作業内容は、表 4.3.1 による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定保安検査前に年 1 回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表 4.3.1 チリングユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
	④取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの点検	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	

5. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. クランクケースヒーター	① 温度の異常の有無の点検	IN, OFF	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
	③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	ON	
d. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
e. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の点検	IN	
d. インターロック	作動の良否の点検	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
	② 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 冷水及び冷却水系統			
a. 冷水	漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	
c. 排水	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認	IN, ON, OFF	
d. ドレンパン	汚れ及び腐食の有無の点検	ON, OFF	
e. 排水系統	通水試験を行い、流れに支障のないことの確認	IN, OFF	
10. 送風機			
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
11. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON	
c. 冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
d. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあ	IN, ON	

e. 熱交換状況	ることの確認 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON
f. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON
12. 保存	水系統（排水系統を除く）は、確実に水を抜いたうえ保存	OFF

4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するものは、3か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検（圧縮機電動機の定格出力が7.5kW以上）は特記による。

(d) 空気熱源ヒートポンプユニットの作業項目及び作業内容は、表 4.3.2 による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各 1 回

(2) シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に毎月 1 回

(3) シーズンオフ点検：冷房又は暖房の運転期間終了後に年各 1 回

表4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検 ④ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 冷暖房切替	冷房又は暖房切替えスイッチ及び四路切替弁の作動の良否の点検	IN, OFF	
b. 操作回路・電動機回路・ヒーター回路	電動機回路、ヒーター回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. クランクケー	① 温度の異常の有無の点検	IN, OFF	

スヒータ	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	IN, OFF ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
f. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモ	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の確認	IN	
d. インターロック	作動の良否の確認	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検 ② 配管の損傷、接触、摩耗及び腐食の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 水系統			
a. 冷温水	漏れの有無、水質及び流量の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	
c. 排水	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認	IN, ON, OFF	
d. ドレンパン	汚れ及び腐食の有無の点検	ON, OFF	
10. 送風機			
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
11. 運転調整			
a. プロペラファン	回転方向が正しいことの確認	IN, ON	
b. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
c. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認 ② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON	
d. 冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
e. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
f. 熱交換状況	冷媒、冷却風、冷水又は温水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON	
g. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で	IN, ON	

	作動することの確認		
12. 除霜装置	暖房運転時の場合は、作動の良否の点検	IN, ON	

4.3.3 遠心冷凍機

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検（圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上）は特記による。

(d) 遠心冷凍機の作業項目及び作業内容は、表 4.3.3 による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年 1 回

(2) シーズンオン点検：運転期間中の適切な時期に年 1 回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表4.3.3 遠心冷凍機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検 ④ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	脱落、破損等の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 機内の気密性	機内の圧力が許容範囲内にあることの確認	IN	
b. 圧縮機	① 油ポンプの異常音、異常振動、損傷等の有無の点検 ② エゼクターを外して詰まりの有無の点検 ③ ベーンが円滑に作動することの確認	OFF OFF OFF	
c. フィルター	① 機内を大気圧まで上昇させた後に点検	OFF	
d. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れの有無の点検 ④ 防食用亜鉛板付のものは、その消費量の点検 ⑤ 水室の乾燥	OFF OFF OFF OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
e. 抽気回収装置	① 圧縮機各部の劣化の有無の点検 ② 抽気槽を分解、清掃し、腐食の有無の点検 ③ フロート弁の作動の良否及びシート漏れの有無の点検	OFF OFF OFF	

	④ 圧縮機用油の汚れの有無の点検	OFF	
f. フロート室	フロート室のさび及び堆積物の有無の点検	OFF	
g. 油クーラー	水室を分解し、さび及び汚れの有無の点検	OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	高圧冷媒の場合は、安全弁を取外し規定圧力で作動することの確認	OFF	
5. 電気系統			
a. 主電動機・高圧盤	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
f. 遮断器・接点・アークシューター	溶着、荒れ及び緩みの有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 作動試験	保安装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
7. 冷媒系統	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検	IN, OFF	
	② 冷媒量の適否を冷媒レベルゲージ及び運転時の蒸発圧力により判定	IN, ON	
8. 潤滑油系統	① 油量の適否	IN	
	② 油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	IN	
9. 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否	IN	
	② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことの確認	IN	
10. 運転調整			
a. 音及び振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電動機及び圧縮機	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 主電流及び圧縮機電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON	
	③ 電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
	④ 電動機の冷却状態が正常であることの確認	IN, ON	
	⑤ 電動機が規定の時間で停止することの確認	IN	
c. 潤滑油	① 油面、油圧及び油温を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 油系統の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 油系統に異常音及び異常振動がないことの確認	IN, ON	

	確認		
d. 凝縮器	④ フィルターの詰まりの有無の点検 ① 冷却水の出口及び入口温度、凝縮圧力等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON	・密閉型の場合は、不凝縮ガスの点検不要
e. 蒸発器	① 冷水の出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液面等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
f. 容量制御装置	② 冷却管の汚れの有無の点検 冷水温度が規定値に制御され、ベーンダンパーの作動が円滑であることの確認	IN, ON IN, ON	
g. 増速装置	開放形の場合は、軸封装置の油漏れの有無の点検	IN, ON	
h. フロート弁・油戻し装置	正常に機能していることの確認	IN, ON	
i. 抽気装置	① 圧縮機用油の油面の良否及び異常音、異常振動等の有無の点検 ② 圧縮機の回転方向が正しいことの確認 ③ Vベルトの緩み及び損傷の有無の点検 ④ 吐出圧力が設定値にあることの確認 ⑤ リリーフ弁が規定圧力で作動することの確認 ⑥ 抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否の点検	IN, ON IN IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
j. 機器用水	⑦ 抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無の点検 第7節「水質管理」の当該事項による。	IN, ON ON	・特記がある場合
11. 整備・保存			
a. 気密確認	① シーズン中の抽気装置の使用回数の確認 ② シーズンオフの暖房期間中に温水が蒸発器に流入しない措置を講ずる。	OFF OFF	
b. 冷媒及び油抽出	① 冷媒中の遊離水分の有無の点検 ② 油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	OFF OFF	
c. 圧縮機	オイルタンク内部の異物、汚損等の有無の点検	OFF	
d. フロート室	フロート弁が手動で円滑に作動することの確認	OFF	
e. 気密試験・保存	① 機内を加圧し、発泡剤により漏れの有無の点検 ② 機内を真空ポンプで規定値以上の真空に保持し、窒素ガスで規定値まで加圧し、保存	OFF OFF	
f. 冷媒充填	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検 ② 機内真空度を規定値以上に保持した後、規定量の冷媒の充填	IN IN	

4.3.4 吸収冷凍機

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。
 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。
- (c) 本項は、熱源として蒸気又は高温水を使用する吸収冷凍機に適用する。
- (d) 吸収冷凍機の作業項目及び作業内容は、表4.3.4による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回
 - (2) シーズンオン点検：運転期間中に年 1 回
 - (3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表 4.3.4 吸収冷凍機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 付属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
4. 気密確認	機内圧力が規定値以内であることの確認	IN	
5. 電気系統			
a. 操作回路・電動機回路（密閉ポンプ・抽気ポンプ）	電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, OFF	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	① 電極棒の機能の点検 ② 必要に応じて電極棒を抜取り、亀裂又は折損の有無の点検	IN, ON OFF	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
7. 蒸気圧力調整弁	① リンク装置の緩みの有無の点検 ② 実作動及び疑似回路により作動させ、そ	IN, ON IN, ON	

	の良否の点検		
8. 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否の点検 ② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことの確認	IN IN	
9. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認 ② 運転電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON IN, ON	
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
d. 自動制御	蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することの確認	IN, ON	
e. 熱源	① 供給蒸気の 1 次圧力が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことの確認	IN, ON IN, ON	
f. 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON IN, ON	
10. 真空気密			
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF	
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF	
e. 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気	IN	
11. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON IN, ON	
12. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF OFF IN	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
13. 機器用水	第 7 節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合
14. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b. 冷水及び冷却	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の	OFF	

水系統 c. 溶液希釈	場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入 シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分 希釈されていることの確認	OFF
----------------	---	-----

4.3.5 吸収冷温水機

- (a) 本項は、燃料としてガス又は油を使用する吸収冷温水機（吸収冷温水ユニット含む）に適用する。
- (b) 吸収冷温水機に付属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW以上の作業項目及び作業内容は、表4.3.5(A)による。
- (d) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにおける作業項目及び作業内容は、表4.3.5(B)による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
 - (1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回
 - (2) シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中の適切な時期に年各1回
 - (3) シーズンオフ点検：冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回（吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットは特記による。）

表 4.3.5(A) 吸収冷温水機（冷凍能力が単体で 186kW 以上）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の点検 損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
		IN, OFF	
3. 内部の状況	① 焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検 ② 耐火材の亀裂、脱落等の有無の点検 ③ 燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検。 ④ 燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検 ① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF	
		OFF	
OFF			
OFF			
b. 熱交換器		OFF	
		OFF	
4. 付属品		① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検 ① 弁の開閉の良否の点検 ② 調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることの確認	IN, ON
			IN, ON
IN, ON, OFF			
IN			
b. 付属弁	IN		
	IN		

5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認	IN	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③ 作動の良否の点検	IN	
6. 電気系統			
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路 (キャンドポンプ・抽気ポンプ・ブロワーファン・油ポンプ)	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	機能の点検	IN	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
7. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
8. 燃焼装置			
a. 燃料系統配管	① 油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認	IN, OFF	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準)に定められた方法により外部漏れの確認	IN, OFF	
b. 弁	① 油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認	IN, ON	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準)に示す方法による弁越り漏れ量が基準以内であることを確認	IN, ON	
	③ ガス燃料の場合は、電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
	④ 異常時に規定値で作動することの確認	IN, ON	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
	⑤ 通電時にチャタリング、過熱、異常音等の有無の確認	IN, ON	
c. バーナー	① 耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	IN, OFF	
	② ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検	OFF	
	③ ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃	OFF	
	④ 点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	

d. リンク機構	① 動作の良否の点検	IN, ON, OFF
	② ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の点検	IN, OFF
e. 火災検知	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN
	② フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN
f. ストレーナー	詰まり、損傷等の有無の点検	IN
g. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN
9. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN
	② 各水室部に水漏れのないことの確認	IN
	③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き確認、あるいは満水保管時の切替弁確認	IN
10. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN
d. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON
e. 燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否の点検	IN, ON
f. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON
	② メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことの確認	IN, ON
	③ フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON
	④ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。なお、油だきはスモークの有無の点検	IN, ON
g. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN
11. 真空気密		
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認	IN, ON, OFF
	② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF
12. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にある	IN, ON

	ことの確認 ② 溶液に汚れがないことの確認	IN, ON	
13. 機器用水	第 7 節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合
14. 保存 a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b. 冷温水及び冷却水系統 c. 溶液希釈	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合にあつては、さび止め剤を規定の濃度まで注入。シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

表 4.3.5 (B) 吸収冷温水機（冷凍能力が単体で 186kW 未満）及び吸収冷温水機ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの確認	IN	
	③ 取付け状態の確認	ON	
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の確認	IN, ON	
3. 内部の状況 a. 燃焼室 b. 熱交換器	燃焼室内の汚れの確認	IN	
	スケール付着の有無の点検	IN	
4. 付属品 a. 付属弁	弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認	IN	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③ 作動の良否の点検	IN, ON	
6. 機内盤・遠隔操作盤	作動の良否の点検	IN, ON	
7. 電気系統 a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路（キャン ドポンプ・バー ナーモーター） b. 端子 c. サーマルリレ ー d. 温度調節器 e. 操作盤 f. 接地	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	キャンドポンプ及びバーナーモーター用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
	所定の設定値で作動することの確認	IN, ON	
	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	
8. 保安装置 a. 作動試験			・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。

b. インターロック	作動の良否の点検	IN
9. 燃焼装置		
a. 燃料系統配管・弁	① 油燃料の場合は、油配管継手部並びにバーナー停止時のノズルチップからの油の滴下量の確認 ② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格 JRA 4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に定められた方法により漏れの量の確認	IN, ON IN, ON
b. 燃焼監視制御装置	③ 弁の開閉の良否の確認 作動の良否の点検	IN, ON IN
c. バーナー	① 油燃料の場合は、炎口部の清掃 ② 油燃料の場合は、ノズル、燃焼筒等の焼損及び変形の有無の点検	IN IN
d. 火炎検知器	③ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等、絶縁碍子の亀裂の有無の点検並びに絶縁の良否の確認 ① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無の点検並びに絶縁の良否の確認 ② フレームロッドの整流方式は、汚れ、絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否の確認	IN, ON IN, ON
e. ストレーナー	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON
f. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN
10. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認 ② 各水室部に水漏れのないことの確認 ③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜きの確認、又は満水保管時の切替弁の確認	IN IN IN
11. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が規定値内にあることの確認 ② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN IN, ON
c. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON
d. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認 ② フレーム電流を測定し、その良否の確認 ③ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。なお、油だきは、スモークの有無の確認	IN, ON IN, ON IN, ON
e. 電動機	回転方向が正しいことの確認	IN

f. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON
12. 真空気密	① 抽気ポンプで機内の不凝縮ガスを採取し、規定値以下にあることの確認	IN, ON
	② パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON
13. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ濃度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON

4.3.6 パッケージ形空気調和機

(a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上のパッケージ形空気調和機(マルチ形を含む)に適用する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(d) 「フロン排出抑制法」のエアークンディショナーに該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検(圧縮機電動機の定格出力が7.5kW以上)は特記による。

(e) パッケージ形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6による。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回(法定冷凍能力3トン未満の場合は、シーズンイン点検のみとし、特記による。)

(2) シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回

(3) シーズンオフ点検：冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

表 4.3.6 パッケージ形空気調和機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN, OFF	[12条点検]
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	[12条点検]
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	[12条点検]
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, OFF	
3. 冷房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイルの水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の	IN	

	良否とともに（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源遮断、自動制御機器の切替え並びに作動確認の実施		
4. 暖房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイル、加湿給水等の止弁の開閉を確認するとともに（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源投入、自動制御機器の切替え並びに作動確認の実施	IN	
5. 水系統			[12条点検]
a. 加湿用給水	① 弁の開閉の確認	IN	
b. ドレンパン	② 漏れ及び汚れのないことの確認 汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	IN, OFF	
6. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み及び変色の有無の点検	IN, ON	
c. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の確認	IN, ON	
d. クランクケースヒーター	通電、発熱状態の異常のないことの点検	IN, ON, OFF	
7. 送風機 (室外機を含む)			
a. Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
d. 電動機	回転方向が正しいことの確認	IN	
8. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF	
9. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
	② 配管の損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF	
10. 熱交換器	① フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
	② 補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無の点検	IN	
11. 加湿器	① 作動の良否の点検	IN, ON, OFF	
	② 汚れ、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF	
12. 保安装置			
a. インターロック	室内送風機運転と（補助）電気ヒーターが連動して作動することの確認	IN	
b. 圧力開閉器	作動の良否の確認	IN	
c. 可溶栓又は安全弁	ガス漏れ、変形等の有無の確認	IN, OFF	
d. 温度ヒューズ	溶断、変形及び変色の有無の確認	IN	
e. 過熱防止器	作動の良否の確認	IN	
f. 圧力計	指示値が正常であることの確認	IN, OFF	
13. 自動制御機器	① 温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動する	IN	

	ことの確認 ② 温度及び湿度が設定値にて制御されていることの確認	ON	[12条点検]
14. 運転調整	異常のないことの確認	IN, ON, OFF	
a. 音・振動	① 供給電源電圧に異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電源電圧	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN	
c. 運転電流	① 主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認	IN, ON	
	② 送風機及び加湿器の電流に異常がないことの確認	IN, ON	
	③ 電気ヒーターの電流が定格値にあることの確認	IN, ON	
d. 冷凍機油	汚損、劣化及び油量の適否の点検	IN, ON	
e. 熱交換状況	冷媒、室外機及び室内機の吹出し空気温度の点検、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON	
f. 除霜装置	暖房運転時の場合は、検知作動及び四方弁動作の良否の点検	IN	
15. 保存	冷却水・加湿系統（排水系統を除く）の水の排出、保存	OFF	

4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

(a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記による。

(d) 「フロン排出抑制法」のエアークンディショナーに該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検（圧縮機電動機の定格出力が7.5kW以上）は特記による。

(e) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6による。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回

(2) シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回

(3) シーズンオフ点検：冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

4.3.8 氷蓄熱ユニット

(a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上の氷蓄熱ユニットに適用する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(d) 「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検（圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上）は特記による。

(e) 氷蓄熱ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.8によるほか、次による。

(1) チリングユニットを用いる場合は、表4.3.1による。

(2) 空気熱源ヒートポンプユニットを用いる場合は、表4.3.2による。

(3) スクリュー冷凍機を用いる場合は、表4.3.1の当該事項による。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各 1 回

(2) シーズンオフ点検：冷房又は暖房の運転期間終了後に年各 1 回

表4.3.8 氷蓄熱ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
2. タンク	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
3. 氷生成装置	熱交換器部分の汚れ、破損等の有無の点検	IN, OFF	

4.3.9 冷却塔

(a) 冷却塔の点検・保守等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 冷却塔の作業項目及び作業内容は、表4.3.9 による。

(c) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年 1 回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表4.3.9 冷却塔

作業項目	作業内容	点検時期	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN		
	② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無の点検	IN		
	③ 防振装置の損傷等の有無の点検	IN		
	④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無の点検	IN		
	⑤ 取付状態の点検	ON		
2. 外観の状況				
	a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF	
	b. 散水装置	① 損傷、変形、さび及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF	

	② 散水穴の目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 散水管の回転が円滑であることの確認 コイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, OFF
c. 熱交換器 (密閉形に限 る)		
d. エリミネータ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, OFF
e. ルーバ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
f. 充填材	① スケール等の付着の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 座屈、変形等の有無の点検	IN, ON, OFF
g. 架台	① 損傷、変形等の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有 無の点検	IN, ON, OFF
h. 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無の点検	IN, OFF
3. 水槽		
a. 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF
	② 水漏れの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 水位が規定の位置にあることの確認	IN, ON
b. 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することの確認	IN, ON, OFF
c. ストレーナー	目詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF
d. フレキシブル ジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無の点検	IN, OFF
4. 送風機		
a. 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 回転に支障のないことの確認	IN, ON, OFF
b. ファンケーシング	損傷、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF
c. 軸受	① 軸が円滑に回転することの確認	IN, ON, OFF
	② 油量の適否の点検	IN, ON
d. 電動機	① 損傷、腐食等の有無の点検	IN
	② 円滑に回転することの確認	IN, OFF
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
	④ 異常音、異常振動等の有無の点検	ON
e. ベルト	① 張り具合の適否の点検	IN, ON, OFF
	② 損傷及び摩耗の有無の点検	IN, ON, OFF
f. プーリ	損傷、摩擦等の有無の点検	IN, ON, OFF
5. 散水ポンプ (密閉形に限 る)		
a. 本体	① 汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	IN, OFF
	② 異常振動の有無の確認	ON
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
	② 回転方向が正しいことの確認	IN
	③ 電流が定格値内であることの確認	IN
	④ 異常音、異常振動の有無の確認	ON
6. 凍結防止装置	① サーモスタットが設定値で作動することの確認	IN
	② ヒーターの作動電流が定格電流以下にあること の確認	IN, ON
	③ ヒーターの絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
7. 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことの確認	IN
	② 異常音及び異常振動のないことの確認	IN
	③ 電源電圧の変動が規定値内にあることの確認	IN, ON
	④ 運転電流が定格値以下にあることの確認	IN, ON

	⑤ 散水管の回転数が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	⑥ 散水が均一に分散していることの確認	IN, ON	
	⑦ 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることの確認	IN	
8. 冷却水及び補給水	第 7 節「水質管理」による。	ON	・特記がある場合
9. シーズンオフ時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ保存	OFF	
10. シーズンイン時の清掃	本体及び冷却水配管の清掃	IN	・消毒等を行う場合は特記による。

第 4 節 空気調和等関連機器

4. 4. 1 オイルタンク

(a) 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、各地方条例等に基づく地下オイルタンク、屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの計測装置、ポンプ類を除く本体部分の定期点検は、本項による。

(b) 地下オイルタンクで、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサーなど漏れの検知装置を有する場合は、本項は適用しない。

(c) 地下オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表 4. 4. 1 (A) による。

(d) 屋内オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表 4. 4. 1 (B) による。

(e) オイルサービスタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表 4. 4. 1 (C) による。

(f) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの定期点検 : 特記がない場合は、年 1 回
ただし、設置 15 年以内のものは、3 年に 1 回

屋内オイルタンクの定期点検 : 特記がない場合は、年 1 回

オイルサービスタンクの定期点検 : 特記がない場合は、年 1 回

表 4. 4. 1 (A) 地下オイルタンク (定期点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎		
a. 上部スラブ	亀裂、崩没、沈下等の有無の点検	
b. マンホール	① パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否の点検 ② プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無の点検	
2. 本体及び配管	① 危険物に接する全ての部分について、「ガス加圧法」、「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」、及び「その他の方法」のうち、当該タンクに適する方法により漏れの点検 ② 残量の測定又は漏えい検査管により漏れの有無の点検	
3. 通気口	① 取付け状態の良否の点検	

	② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
4. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表 4.4.1(B) 屋内オイルタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂、沈下等の有無の点検 ② 防油堤の油だまりのごみ又は堆積物の有無の点検 ③ 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ④ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ⑤ 配管支持部の取付け状態の良否の点検	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁		
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け状態及び機能の良否の点検	
b. 弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	
4. 付属品		
a. 油面計	損傷の有無を点検及び指示が正しいことの確認	
b. 注油口	① 変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認 ② 注油口において油量の計測が不可能なものは、遠隔式計量装置又は自動式警報装置が設けられていることの確認	
c. 通気口	① 取付け状態の良否の点検 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
d. はしご・点検扉	取付け状態の良否及びさび、腐食等の有無の点検	
5. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表 4.4.1(C) オイルサービスタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂及び損傷の有無の点検 ② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ④ 配管が正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることの確認	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁		
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け及び機能の良否の確認	
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無の点検	
4. 計器	① 汚れ及び損傷の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認	

	③ 固定の良否の点検	
5. 液面制御装置 (フロートスイッチ)	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検 ② フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切し、その位置が許容範囲内にあることの確認	
6. 警報装置・電極 スイッチ	① 電極棒の異物付着の有無及び侵食の状態の点検 ② 作動の良否の点検	
7. 通気口	取付けの良否の点検	
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	
9. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項による。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表 4.4.2 による。

ただし、労働安全衛生法又は人事院規則で定める第一種圧力容器、第二種圧力容器及び小型圧力容器に該当しない場合は、本項は適用しない。

(d) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回(第一種圧力容器に限る。)

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回 (第一種圧力容器に限る。)

：運転期間中に年 1 回 (小型圧力容器及び第二種圧力容器)

表 4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	IN, ON	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	④ 配管支持部の変形の有無の点検	IN, ON	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 漏れの有無の点検	ON	
	③ 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無の点検	IN, ON	
	④ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	⑤ 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無の点検	IN	

3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検	IN	
	② 割れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
4. 圧力計・水高計・温度計	① 正常値を指示していることの点検	ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	ON	
	④ 指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認	IN	
	⑤ 損傷等の有無の点検	IN	
	⑥ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN	
	⑦ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN	
5. 付属管・弁			
a. 逃し管	① 漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 保温材の脱落及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	③ 詰まりの有無の点検	IN	
b. その他の管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 変形、腐食、曲り等の有無の点検	IN	
	③ 結露の有無の点検	IN	
	④ 伸縮継手の作動の良否、損傷等の有無の点検	IN	
c. 安全弁・逃し弁	① 取付けボルトの緩みの点検	ON	
	② 漏れの有無の点検	ON	
	③ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON	
	④ 分解のうえ清掃	IN	
	⑤ 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	⑥ 各部品を清掃し、損傷等の有無の点検	IN	
	⑦ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN	
d. 減圧弁	① 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることの確認	IN	
	② 損傷等の有無の点検	IN	
e. その他の弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	IN, ON	
6. 温度調整弁	① 作動の良否の点検	IN	・ハッターを除く。
	② 損傷等の有無及びスケール付着の有無の点検	IN	・ハッターを除く。
7. 蒸気トラップ	分解清掃のうえ、損傷等の有無の点検	IN	
8. 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度の点検	IN	・ハッターを除く。
	② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無の点検	IN	・ハッターを除く。
9. 溶解栓	劣化の有無の点検	IN	

4. 4. 3 還水タンク・開放形膨張タンク

還水タンク・開放形膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 3による。

表4. 4. 3 還水タンク・開放形膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	1 Y	

	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	1 Y
	④ 配管支持部の取付け状態が適正であることの確認	1 Y
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	1 Y
	② 漏れの有無の点検	1 Y
	③ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	1 Y
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検	1 Y
	② 内部の保護塗装の剥離等の有無の点検	1 Y
4. 管・弁		
a. 管	漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y
b. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y
5. 付属品		
a. 計器 (還水タンクに限る)	① 汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y
	② 正常値を指示していることの確認	1 Y
	③ 固定の良否の点検	1 Y
b. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	1 Y
6. 液面制御装置		
a. ボールタップ	① フロートの浸水、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y
	② 給水停止状態での漏水の有無及び水位の適否の点検	1 Y
b. フロートスイッチ (還水タンクに限る)	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検	1 Y
	② フロートの上下により電源が入・切し、その位置が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
c. 電極スイッチ	① 電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態の点検	1 Y
	② 水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することの確認	1 Y

4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

(a) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.4.4による。

(c) 空気清浄装置を附属している場合は、4.4.6「空気清浄装置」の作業項目及び作業内容を適用する。

(d) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房又は暖房の期間開始前に年各1回

(2) シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回

表4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	IN	

	検		
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN	
2. 外部の状況			
a. 本体	① 設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認	IN	[12条点検]
	② 腐食、変形、破損等の有無の点検	IN	
	③ 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取り付け状況の点検	IN	[12条点検]
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	IN	[12条点検]
3. 送風機			
a. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN	
	② 回転バランスの良否の点検	IN	
b. シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無の点検	IN	
c. ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	IN, ON	
d. プーリ	摩耗等の有無の点検	IN	
e. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	IN, ON	
	② 給油の状態の点検	IN, ON	
f. カップリング	摩耗、損傷等の有無の点検	IN	
g. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	② 回転方向が正しいことの確認	IN	
	③ 表面温度の異常の有無の点検	ON	
	④ 電流が定格値内であることの確認	IN, ON	
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
5. 加湿器	① 加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃の実施	IN, ON	・ ONは必要に応じて実施
	② 作動の良否の点検	IN, ON	
	③ 汚れ、損傷等の有無の点検	ON	
	④ 加湿状態点検用ランプが点灯することの確認	IN, ON	
6. エリミネータ	詰まり、腐食等の有無の点検	IN, ON	
7. 水系統			
a. 加湿用給水	① 給水止弁の開閉の点検	ON	
	② 漏れ及び汚れのないことの確認	ON	
b. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、清掃の実施	IN, ON	
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	IN, ON	・ ONは必要に応じて実施
8. エアフィルタ ー（プレフィルタ ター）			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	
9. 運転調整	① 運転の状況の確認	IN	[12条点検]
	② 運転時における電圧変動が既定値以下であることの確認	IN	
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	IN	
	④ インバーター設置の場合は、単体運転にて電圧及び電流値が異常でないことを確認	IN	

4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

(a) ファンコイルユニット・ファンコンベクターの作業項目及び作業内容は、表 4.4.5 による。

(b) 点検時期及び回数は次による。

シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各 1 回

表4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

作業項目	作業内容	備考
1. 外観の状況		
a. 本体	① 腐食、変形、破損等の有無の点検 ② 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の点検	
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	
c. 吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	
2. 送風機		
a. 羽根車	① 汚れ及びさび、腐食、変形等の有無の点検 ② 回転バランスの良否の点検	
b. 電動機	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 回転がスムーズであることの確認	
3. 熱交換器	① 冷温水コイルの破損及び腐食の有無の点検 ② フィンの汚れ及び目詰まりの有無の点検	
4. 排水系統		
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	・必要に応じて清掃を実施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	
5. エアフィルタ		
a. ろ材	汚れ、損傷等の有無の点検	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	
6. 電装部品		
a. 電気配線	損傷、過熱等の有無の点検	
b. 接続端子	端子接続の緩みの有無の点検	
c. 操作スイッチ・運転表示灯	① 損傷、破損等の有無の点検 ② 表示灯の点灯状態の点検 ③ 風量切替え等の作動の良否の点検	
7. 弁類	① 損傷及び破損の有無の点検 ② エア抜き弁の良否の点検	

4.4.6 空気清浄装置

(a) 本項は、パネル形、折込み形、袋形、自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）、電気集じん器（パネル形）に適用する。

(b) 空気清浄装置の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) ろ材の交換は、特記による。なお、ろ材を交換するときは、付着した粉じんを下流に飛散させないように送風機を停止して行う。

(d) 空気清浄装置の作業項目及び作業内容は、表4.4.6による。

(e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.4.6 空気清浄装置

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	1 Y	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	1 Y	1 Y	
2. ろ材	① 目詰まりの有無の点検	6 M	6 M	
	② 差圧計により圧力損失の点検	6 M	6 M	
3. 枠又はケーシング	① パネル形、折込み形、袋形及び電気集じん器（パネル形）のものは、枠の変形、腐食等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）のものは、ケーシングの変形、腐食等の有無の点検	6 M	6 M	
4. チャンバー	変形、腐食、汚れ等の有無の点検	6 M	6 M	
5. 制御盤	① 表示灯の点灯の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）】	6 M	6 M	
	② タイマー又は差圧計の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M	6 M	
6. 巻取機構	電動機等の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M	6 M	
7. 高圧電源部 (電気集じん器に限る)	電圧が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	・パネル形は6Mとする。
8. 荷電部・集じん部 (電気集じん器に限る)	① 汚れの有無の点検	6 M	6 M	・パネル形は6Mとする。
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	③ 放電線の劣化の有無の確認	6 M	6 M	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	6 M	6 M	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	6 M	6 M	

4.4.7 ポンプ

(a) 本項は、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット及びオイルポンプに適用する。

(b) ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.4.7による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表 4.4.7 ポンプ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考	
1. 基礎・固定部	① 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	6 M	1 Y	・必要に応じてパッキンの増締め実施	
	② 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	6 M	1 Y		
2. 外観の状況	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検	6 M	6 M		
	② 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y		
	③ ベルトの損傷等の有無の点検	6 M	6 M		
	④ 芯出しの良否の点検	6 M	1 Y		
	⑤ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M		
	⑥ 真空給水ポンプユニットの場合は、受水タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M		
	⑦ 軸封の漏水状態の点検	6 M	6 M		
	⑧ 設置の状況の確認	6 M	1 Y		
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M		
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y		
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y		
	④ 運転電流が定格値以下であることの確認	6 M	6 M		
4. 制御機器 (真空給水ポンプユニットに限る)	a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M		6 M
		② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M		6 M
		b. 真空開閉器、水位調整器	6 M		6 M
c. 電磁弁装置	作動の良否の点検	6 M	6 M		
5. フート弁・逆止弁	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y		
6. 圧力計・連成計 又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y		
	② 指示値が適正であることの確認	1 Y	1 Y		
7. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y		
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y		

4.4.8 送風機

- (a) 送風機の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 送風機の作業項目及び作業内容は、表4.4.8による。
- (c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.4.8 送風機

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6 M	1 Y	
	③ 防振材の破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況	① 設置の状況の確認	6 M	1 Y	
	② 汚れの有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	6 M	
5. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直結を除く。
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直結を除く。
7. Vプーリ	① 摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直結を除く。
	② 芯だしの良否の点検	6 M	6 M	・電動機直結を除く。
8. 羽根車	① 汚れ、変形、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ケーシング等に接触していないことの確認	1 Y	1 Y	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

4.4.9 天井扇・有圧換気扇

天井扇・有圧換気扇の作業項目及び作業内容は、表4.4.9による。

表4.4.9 天井扇・有圧換気扇

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 固定部	① 亀裂等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 防振材の破損、劣化等の有無の点検	1 Y	
	④ 天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y	
2. 外観の状況	① 汚れの有無の点検	1 Y	
	② 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
3. 電動機	① 回転方向が正しいことの確認	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	
	③ 運転電流が規定値内であることの確認	1 Y	
4. 羽根車	① 汚れ、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	② ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	③ フレーム等に接触していないことの確認	1 Y	
	④ 異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y	

4. 4. 10 全熱交換器

- (a) 全熱交換器の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 本項は、処理風量が2,000 m³/h 以上の回転形・静止形全熱交換器、1,000 m³/h 未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く。）及び500 m³/h 以上6,000 m³/h 以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。
- (c) 回転形・静止形全熱交換器の作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(A)による。
- (d) 天井隠ぺい形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(B)による。
- (e) 床置形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(C)による。
- (f) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4. 4. 10(A) 回転形・静止形全熱交換器（2,000m³/h以上）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y		
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6 M	1 Y		
2. 外観の状況					
	a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y		
3. 熱交換エレメント					
	a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
	(回転形に限る)	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
	b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
	c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
	d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	

e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y
4. 電気系統 (回転形に限る)			
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y
b. 電動機	① 絶縁抵抗の測定、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの確認 ④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y 1 Y 6 M 1 Y	1 Y 1 Y 6 M 1 Y
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y

表4.4.10(B) 天井隠ぺい形全熱交換ユニット (カセット形は除く) (1,000m³/h未満)

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメント				
a. 軸受 (回転形に限る)	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 給油の状態の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
4. 送風機	異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y	1 Y	
5. 電気系統 (回転形に限る)				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの点検 ④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y 1 Y 6 M 1 Y	1 Y 1 Y 6 M 1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4.4.10(C) 床置形全熱交換ユニット (500m³/h以上6,000m³/h以下)

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	

3. 熱交換エレメント			
a. 軸受 (回転形に限る)	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M
b. エレメント	② 給油の状態の点検	6 M	6 M
c. エアシール	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
d. 駆動装置	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M
e. ケーシング	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
4. 送風機			
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M
b. Vベルト	② 給油の状態の点検	6 M	6 M
c. ケーシング	ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
d. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y
	② 回転バランスの良否の点検	1 Y	1 Y
		6 M	1 Y
5. 電気系統 (回転形に限る)			
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y

第 5 節 給排水衛生機器

4.5.1 受水タンク・高置タンク

(a) 受水タンク・高置タンクの点検・保守は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 本項は、飲料水又は雑用水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクの点検に適用する。

(c) 受水タンク・高置タンクの作業項目及び作業内容は、表 4.5.1 による。

表4.5.1 受水タンク・高置タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 架台のさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無の点検	1 Y	
	⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等の確認	1 Y	
2. 外観の状況 (外部ケーシング)	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、	1 Y	

	損傷等の有無の点検		
	④マンホールの密閉状態及び施錠の良否の点検	1 Y	
	⑤はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無の確認	1 Y	
3. 付属装置			
a. ボールタップ・定水位弁	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
	② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことの確認	1 Y	
b. 水面制御及び警報装置 (フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒)	① 汚れ、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 作動の良否の点検	1 Y	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否の点検	1 Y	
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認	1 Y	
	④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないこと。	1 Y	
5. 緊急遮断弁・地震感知器・制御盤(バッテリーなどを含む)	① 変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	

4.5.2 受水タンク・高置タンクの清掃

受水タンク・高置タンクの清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、適切に実施する。

(a)一般事項は、次による。

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。又、作業は衛生的に行われるようにする。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。
- (5) 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。

(b) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき、適切に処理する。

(c) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査（5項目の簡易検査）及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査（51項目）及び残留塩素の測定を行う。

4.5.3 貯湯タンク

貯湯タンク（飲用）の作業項目及び作業内容は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、適切に実施する。

なお、適用は、4.4.2「熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」による。

4.5.4 貯湯タンクの清掃

貯湯タンクの清掃は、4.5.2「受水タンク・高置タンクの清掃」による。

4.5.5 汚水槽・雑排水槽

(a) 汚水槽・雑排水槽の保守・点検は、下水道法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 汚水槽・雑排水槽の作業項目及び作業内容は、表4.5.5による。

(c) 地方条例等により、表4.5.5より短い周期が定められている場合の点検周期は、その定めるところによる。

表4.5.5 汚水槽・雑排水槽

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体	① 排水漏れの有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 内部の浮遊物及び沈殿物の状況の点検	6 M	
	③ 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無の点検	6 M	
	④ マンホールの密閉状態の良否の点検	6 M	
2. 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒）	① 損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	② 作動の良否の点検	6 M	
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無の点検	6 M	
	② さび、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	⑤ 防虫網の目詰まり、さび、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	

4.5.6 汚水槽・雑排水槽の清掃

(a) 清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、6月以内ごとに1回以上行う。

(b) 清掃作業は、次による。

(1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。

(2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

(c) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法

等の規定に基づき、適切に処理する。

(d) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

4.5.7 ポンプ

(a) 本項は、揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット、水道用直結加圧形ポンプユニット、給湯用循環ポンプ（以下「陸上ポンプ」という。）、深井戸用水中モーターポンプ（以下「深井戸ポンプ」という。）並びに汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（以下「排水ポンプ」という。）に適用する。

(b) 陸上ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(A)による。

(c) 深井戸ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(B)による。

(d) 排水ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(C)による。

(e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.7(A) 陸上ポンプ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	6 M	1 Y	
	② 防振装置の変形、劣化等の有無の点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況	① グランドからの水漏れが正常であることの確認	6 M	6 M	
	② シェルの結露水、グランドからの水漏れ等の排水が排水管に流れていることの点検	6 M	6 M	
	③ 腐食、損傷及び水漏れの有無の点検	6 M	6 M	
	④ 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 軸継手の芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 制御機器 (小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る)				
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	1 Y	
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 圧力発信器	① 正常値を示していることの確認	6 M	1 Y	
	② 機能の異常の有無の点検	6 M	6 M	

5. 圧力タンク (小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る)	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 封入ガスの圧力が規定値にあることの確認	6 M	6 M	
6. フート弁・逆止弁 (揚水ポンプ・給湯ポンプに限る)	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y	
7. 圧力計・連成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
8. 運転調整	① 運転の状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

表4.5.7(B) 深井戸ポンプ

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 本体	① 締切圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	② 単位時間の揚水量の確認	6 M	6 M	
2. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	② 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
3. 自動空気抜弁	① 水漏れの有無の点検	6 M	6 M	
	② 空気が確実に抜けることの確認	6 M	6 M	
4. ケーブル	① 損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
5. 連成計・圧力計	① 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
6. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

表4.5.7(C) 排水ポンプ

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	① 設置の状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	

3. ケーブル	① 損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y
4. 連成計又は圧力計	① 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y

4.5.8 ガス湯沸器

(a) 本項は、瞬間式ガス湯沸器、貯湯式ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器に適用する。

(b) ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.8 による。

(c) 周期 I 又は周期 II の適用は、特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表4.5.8 ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	1 Y	1 Y	
2. 外観の状況	① 煙突及び給排気部の構造の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 機器及び排気筒の先端周辺に可燃物の有無の確認	1 Y	1 Y	
	③ さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 排気筒の接続部の穴あき等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 給気口にフィルターがある場合、目詰まりの有無の確認	1 M	1 Y	
	⑥ 厨房排気ダクト接続型は、油脂受け皿にほこりや油の有無を確認	1 Y	1 Y	
3. 弁又は栓	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検	1 M	1 M	
	② 逆止弁、逃し弁及び減圧弁の作動の良否の点検	6 M	6 M	
4. 温度調節機能	温度調節機能进行操作し、給湯温度が安定状態の良否の点検	1 M	1 Y	
5. バーナー	① バーナーの点火及び消火の良否の点検	1 M	1 Y	
	② 炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良否及びガスの臭いの有無の点検	1 M	1 Y	
	③ ノズルの詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ ガス圧の適否及び排気状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
6. 熱交換器	すすの付着の有無の点検	1 M	1 Y	
7. 安全装置	① 安全装置が改造されていないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 排気ファンが停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けている場合にはその作動の良否の点検	1 M	1 Y	

8. ボールタップ (貯湯式に限る)	① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
	② 作動の良否の点検	1 M	1 Y
	③ 缶内を清掃	1 Y	1 Y
9. 配管接続部	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
	② 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y

4.5.9 電気温水器

(a) 本項は、電気温水器のうち貯湯式電気温水器は貯湯容量 100L 以下の床置形及びヒートポンプ給湯機は貯湯容量 300L 以下の分離型に適用する。

(b) 電気温水器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.9 による。

(c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表4.5.9 電気温水器

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
2. 外観の状況	① 外筒の汚れ、詰まり等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 腐食、さび等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 内筒の湯垢の付着の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 発熱体（ヒーター）	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ給湯機は適用しない。
4. 温度調節器	給湯温度が規定の許容範囲以内にあることの確認	1 Y	1 Y	
5. 過熱防止器	自動的に遮断する装置を設けている場合は、その作動の良否の確認	1 Y	1 Y	
6. ボールタップ	① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 作動の良否の点検	1 M	1 Y	
	③ 缶内を清掃	1 Y	1 Y	
7. 配管	① 水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ給湯機に限る。
	② 冷媒の漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ給湯機に限る。
	④ 冷媒回路及び温水回路（ポンプを含む）の変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y	1 Y	
8. 弁・付属品	① 水道用減圧弁及び逃し弁の作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② タイマー類の作動の良否の点検	1 M	1 Y	

4.5.10 循環ろ過装置

- (a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法及び各地方条例により管理する。
- (b) 本項は、浴槽循環ろ過装置に適用し、作業項目及び作業内容は、表4.5.10による。
- (c) 点検周期は水質検査を除き、循環ろ過装置の利用形態を考慮したものとし、特記による。

表4.5.10 循環ろ過装置

作業項目	作業内容	備考
1. ろ過装置	① 外観及び内部の損傷、腐食等の有無の点検 ② 配管の変形、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ 圧力計の指示値が正常であること及び適正に作動することの確認 ⑤ 逆洗浄によりろ材の洗浄を行い、劣化の有無の点検	
2. 熱交換器	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 入口出口温度が適正であることの確認 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ サーモスタットが設定値で作動することの確認	
3. 除じん器	変形、腐食等の有無の点検	
4. 薬注装置	① 薬液の注入動作が適正であることの確認 ② ノズル等の詰まりの有無の点検 ③ 薬液タンクの劣化の有無の点検	
5. ろ過ポンプ		
a. 本体	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検 ② ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることの確認	
b. 電動機	① 発熱及び異常音の有無の点検 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	
6. ヘアーキャッチャー	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 弁類の作動の良否の点検	
7. 制御盤	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 温度調節器、運転タイマー、安全装置等が設定値で作動することの確認 ③ 漏電遮断器の動作確認の実施	
8. 制御装置	リミットスイッチ、開閉機構等が、規定値で作動することの確認	
9. 配管洗浄	逆洗浄又は洗浄剤による配管及びろ過機本体の洗浄	
10. 水質検査	濁度、過マンガン酸カリウム、大腸菌群及びレジオネラ属菌の検査	・ 毎日完全換水型の場合は1 Yとする。

4.5.11 衛生器具

- (a) 衛生器具の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 衛生器具の作業項目及び作業内容は、表 4.5.11 による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.11 衛生器具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 洗面器・手洗器・掃除流し	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	④ 排水の引き具合及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ トラップの封水の良否	6 M	1 Y	
	⑥ 水圧及び吐水時間（自閉式水栓）の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 自動水栓及び自閉式水栓の作動の良否の点検	6 M	1 Y	
2. 小便器・大便器	① 取付けの状態の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑤ 排水状況及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑥ トラップの封水の良否及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
3. 洗浄用タンク・大便器用洗浄弁・小便器用洗浄弁（専用洗浄弁を含む）	① タンク内の汚れ及びボールタップのピストン部の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボールタップの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	③ 洗浄管の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 弁を操作して排水状態の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 弁を操作してピストン及びハンドルノブの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ 逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 水圧及び吐水時間の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑧ 節水装置（自動洗浄）の作動の良否の点検	6 M	1 Y	

第6節 ダクト及び配管

4.6.1 ダクト

(a) 本項は、空調用、換気用及び排煙用のダクト類に適用する。

(b) ダクト類の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) ダクト類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者等にアスベスト含有の有無を確認する。

(d) ダクトの作業項目及び作業内容は、表 4.6.1 による。

(e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.6.1 ダクト

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考	
1. ダクト・排気筒	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]	
	② 裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y		
	③ 変形の有無の点検	6 M	1 Y		
	④ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y		
	⑤ 室の給気口及び換気口の取り付け状況の点検	6 M	1 Y		[12条点検]
	⑥ 風道の取り付け状況の点検	6 M	1 Y		[12条点検]
	⑦ 給気機又は排気機の設置の状況の点検	6 M	1 Y		[12条点検]
2. ダンパー (FD及びSDを除く。)	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y		
	② 損傷、異常音、異常振動等の有無	1 Y	1 Y		
3. 接続部	① 空気漏れの有無の点検	6 M	1 Y		
	② ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及びガスケットのずれ、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y		
4. たわみ継手	固定部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y		
5. 吊り及び支持金物	① 腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y		
	② 緩みの有無及び取付けの良否の点検	6 M	1 Y		
6. 吹出口・吸込口・ガラリ等	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]	
	② 汚れの有無の点検	6 M	1 Y		
	③ 取付け部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y		
	④ 塗装の剥離、腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y		
7. 外気取り入れ口	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	② 雨水等の防止措置の状況の点検	1 Y	1 Y		
8. 調理室等の換気	① 排気筒、排気フード及び煙突の取り付け状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	② 排気筒及び煙突の断熱の状況の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]	

4.6.2 配管

- (a) 本項は、空調用及び給排水用の配管類に適用する。
- (b) 配管類の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 排水管の清掃を特記により実施する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (d) 配管類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者等にアスベスト含有の有無を確認する。
- (e) 配管類の作業項目及び作業内容は、表4.6.2による。

表4.6.2 配管類

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 配管	① 劣化及び損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 水又は蒸気漏れ及び結露の有無の点検	1 Y	
	③ 裸配管の場合は、塗装の剥離、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 曲管、接続部及び弁類の前後における異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	1 Y	
2. 伸縮管継手	① 作動状態の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及びき裂、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 固定部の緩みの有無の点検	1 Y	
3. 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	
4. 弁類	① 開閉及び作動の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
5. 減圧弁	① 弁前後の圧力計により作動の良否	1 Y	
	② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
6. 支持金物	① 緩み及び腐食、損傷、変形等の有無の点検	1 Y	
	② 可動部分を有するものは作動の良否の確認	1 Y	
7. 固定金具	管等の固定金具の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
8. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
9. 間接排水	詰まり、損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]

第7節 水質管理

4.7.1 空調機器用水の水質管理

- (a) 本項は、接水部構成材料として銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している空調機器の冷却水系、冷水系及び温水系の水質管理に適用する。
- (b) 空調機器用水は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02（冷凍空調機器用水質ガイドライン）（以下「水質ガイドライン」という。）により管理する。
- (c) 試料の採取方法はJIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- (d) 空調機器用水の作業項目及び作業内容は、表4.7.1による。
- (e) 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
- (f) 飲料水及びボイラー用水を除き、空調機器用水として使用する雑用水の腐食性水質検査を行う場合に適用する。

(g) 腐食性水質検査は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02 (冷凍空調機用水質ガイドライン) の全ての項目について1回測定を行い、安定度指数より腐食傾向の有無を確認する。

表4.7.1 空調機器用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 水質管理			
a. シーズンイン作業	ストレーナー、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	1 Y	
b. シーズンオン作業	① 水質ガイドライン項目のうちpH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することの確認 ② pH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無の検査 ③ 冷却水接水部に腐食傾向がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換え ・冷却水の水素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにブロー量の調節 ・適正なインヒビターの使用 ④ スケール生成傾向がある場合は、③によるほか、次の場合には、ブラシ洗浄又は化学洗浄の実施 ・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大きくなった場合 ・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起こった場合 ⑤ 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は④による。	1 M	・適用は特記による。 ・適用は特記による。 ・適用は特記による。
2. レジオネラ症防止作業	冷却塔の冷却水、蓄熱槽及び超音波加湿器の貯水部には、次の措置を講じる。 ・「レジオネラ症防止指針(第3版)」((財)ビル管理教育センター発行)により、レジオネラ症防止の年次計画を作成し、日常及び定期的作業の実施 ・レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所より検査の実施	1 Y	・適用は特記による。

4.7.2 ボイラー用水の水質管理

(a) 本項は、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー又は貫流ボイラー等の鋼製ボイラーの用水に適用する。

(b) 水質基準及び検査方法は、JIS B 8223(ボイラの給水及びボイラ水の水質)及びJIS B 8224(ボイラの給水及びボイラ水の試験方法)による。

(c) 蒸発量、運転時間その他の運転状況、水質等に応じ、連続的又は間欠的に日々ブローを行う。

- (d) ボイラー用水の水質検査の作業項目及び作業内容は、表4.7.2による。
- (e) 薬剤投入は、適正な薬剤を用いて水量、水質等に応じ連続的又は間欠的に行う。
- (f) 水質の検査又は測定に関しては、採取の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

表4.7.2 ボイラー用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 給水	硬度及びpHの測定	1 D	・給水条件に変更があった場合も測定を行う。
2. 復水	pHの測定	1 D	
3. ボイラー水	pH、導電率及びりん酸イオンの測定	1 D	
4. 給水及びボイラー水	JIS B 8223（ボイラの給水及びボイラー水の水質）に定める水質項目について測定	IN	

4.7.3 飲料水の水質管理

- (a) 本項は、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合に適用する。
- (b) 水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。
- (d) 水道水の水質検査は、次による。
 - (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について、同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。
 - (2) 水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項3号に定めるところにより行う。
- (e) 飲用井戸の水質検査は、次による。

飲料水として井戸水を使用している場合の水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条第1項4号に基づき適切に実施する。
- (f) 検査記録は、次による。

水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

4.7.4 雑用水の水質管理

- (a) 水質検査は、4.7.3 飲料水の水質管理(d)(2)に準じて行う。
- (b) 検査記録は、4.7.3 飲料水の水質管理(f)に準じて行う。

第 8 節 浄化槽

4. 8. 1 適用

本節は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に適用し、浄化槽法、浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

4. 8. 2 保守点検

- (a) 保守点検は、浄化槽法第8条の規定による。
- (b) 必要に応じ、消毒剤の補給等の措置を講じるものとする。
- (c) 通常の使用状態における保守点検の周期は、表4. 8. 2による。

ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。

- (d) 保守点検を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告する。

表 4. 8. 2 浄化槽（みなし浄化槽を除く）の保守点検周期

処理方式	浄化槽の種類	点検周期
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 M
	2. 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3 M
活性汚泥方式		1 W
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 W
	2. スクリーン及び流量調整槽タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2 W
	3. 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 M

注) 処理対象人員は、JIS A 3302（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準）に定めるところによる。ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。

4. 8. 3 清掃

- (a) 清掃は、浄化槽法第9条の規定による。
- (b) 表4. 8. 2の処理方式に示す浄化槽にあつては年 1 回以上清掃を行う。
ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。
- (c) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の関係法令を遵守し適切に処理する。
- (d) 清掃を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告する。

4. 8. 4 定期検査

- (a) 定期検査は、浄化槽法第11条の規定による。
- (b) 指定検査機関により、年 1 回水質に関する検査を行う。
- (c) 定期検査で水質に関する検査を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告す

る。

第9節 井戸

4.9.1 井戸

井戸の作業項目及び作業内容は、表 4.9.1 による。

作業に先立ち以下のことを行う。

- (1) 井戸内の残留物質を確実に井戸外に排除する。
- (2) 配管に付着した物質並びに配管の内部の異物を除去する。

表4.9.1 井戸

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 水位	① 静水位及び動水位を測定し、異常の有無の点検	1 M	
	② ポンプが停止したときから、当該起動前の水位に回復するまでの時間の測定、その良否の点検	1 Y	
2. 急速濾過装置	作動の良否の点検	1 Y	
3. 沈砂槽	沈砂量を点検し、規定の許容範囲内にあることの確認	1 M	
4. 水質検査	第7節「水質管理」の当該事項による。		

第10節 雨水利用設備

4.10.1 雨水利用設備

(a) 雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づき、運転・保守管理・清掃を適切に行うことにより機能維持に努め、水質を保持するものとする。ただし、水槽などの清掃（年 1 回程度）は、特記による。

(b) 雨水利用設備の作業項目及び作業内容は、表 4.10.1 による。

表4.10.1 雨水利用設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 降雨集水装置	① 屋根面、ルーフドレンの汚れ、詰まり等の状況の点検	6 M	
	② 沈砂槽等への送水管内の詰まり、水漏れ、変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
2. スクリーン (網かご)	① 落ち葉、ゴミ等の汚れ及び詰まりの状況の点検	6 M	
	② スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	③ かき上げ装置がある場合は、動作の良否の点検	6 M	
3. 沈砂槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検	1 M	
	② 蚊等の発生状況の確認	1 M	
	③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体の当該事項による。	6 M	

4. 沈殿槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 蚊等の発生状況の確認 ③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体の当該事項による。	1 M 1 M 6 M	
5. 雨水貯留槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体、2. 水面制御及び警報装置及び3. 配管の当該事項による。	1 M	
6. ストレーナー	① スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 網及びろ布の詰まりの状況の点検	1 M 6 M	
7. ろ過装置	① ろ材の閉塞状況の点検 ② 逆洗浄装置の作動の良否の点検 ③ 水漏れ及び変形、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 締付けボルトの緩み及び腐食、曲がり等の有無の点検 ⑤ ろ材の点検	1 M 1 M 6 M 6 M	・ろ材の点検は特記による
8. ポンプ装置	4.5.7「ポンプ」の当該事項による。		
9. 付属装置			
a. 消毒装置	消毒剤の添加量及び補充の有無の点検	1 M	
b. 水位計・自動弁・オーバーフロー管	① 損傷及び腐食の有無の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	
c. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検 ② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M 6 M	・制御盤の点検は特記による。
10. 付属配管	4.5.1「受水タンク・高置タンク」及び4.6.2「配管」の当該事項による。		
11. 水質検査	第7節「水質管理」4.7.4の当該事項による。		

第 5 章 監視制御設備

第 1 節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、建築物等の監視制御設備の点検・保守に関する業務に適用する。

第 2 節 中央監視制御装置

5.2.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表 5.2.1 による。

表 5.2.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 据付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	② 換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無の点検	6 M	
	③ 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の確認	6 M	
	④ エアフィルターの状態の確認	6 M	
	⑤ 汚れ、損傷及びさびの有無の点検	1 Y	
	⑥ 卓上機器の置台は固定金具の状態の確認	1 Y	
2. 中央処理装置類	① 外部記憶装置等の動作確認、空き容量の確認	1 Y	
	② 以下の項目の動作を機能点検又はテストプログラムにより確認 ・CPU機能、メモリー ・ハードディスク等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェース装置	6 M	
	③ 故障表示（LED等）及びブザー鳴動の動作の確認	6 M	
	④ システムの構成情報や設定情報の保存	6 M	
	⑤ 記憶装置等の異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	
	⑥ コネクタ類の差し込み部を確認。また、プリント板等の表面の清掃	1 Y	
	⑦ 蓄積された履歴情報の保存	6 M	
3. 監視操作装置等			
	a. 表示装置		
	① 各部清掃及び画面表示性能の確認、キーボード（ライトペン、マウス、タッチパネル等）の機能点検又はテストプログラムによる動作の確認	1 Y	
	② 表示装置が取付け器具にて固定されていることの確認	1 Y	
b. 表示操作パネル	グラフィックパネル等の清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の確認	6 M	
4. 伝送装置	① 入出力動作の確認	1 Y	
	② 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧の確認	1 Y	
	③ 入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整	1 Y	

	④ 垂直自立型の伝送装置の固定ボルトの状態の確認	1 Y
	⑤ システムの構成情報や設定情報の保存	6 M
5. 記録装置		
a. ラインプリンタ・ロギングプリンタ等	① 各部清掃、注油、紙送り機構及び印刷機構の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認	1 Y
	② 監視状態での印字位置、ミシン目スキップ及び色切換え等の確認	6 M
	③ 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされていることの確認	1 Y
b. ハードコピー装置	① 各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整	1 Y
	② 監視状態での印画位置、色あい等の確認	6 M
	③ 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされていることの確認	1 Y
6. 電 源		
a. 各装置の電源	① 電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認	1 Y
	② 蓄電池の充電状態をテスト等により確認	6 M
	③ メモリー用バックアップ電池の寿命の確認	6 M
b. 無停電電源設備	3. 6. 3「交流無停電電源装置（UPS）（簡易型）」による。	

第 3 節 自動制御装置

5. 3. 1 自動制御装置

(a) 自動制御装置（電気式又は電子式）の作業項目及び作業内容は、表5. 3. 1(A)による。

(b) 自動制御装置（デジタル式）の作業項目及び作業内容は、表5. 3. 1(B)による。

表5. 3. 1(A) 自動制御装置（電気式又は電子式）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 温湿度調節器 （電気式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. ポテンショメータ	断線及び損傷の有無の点検	1 Y	
c. 温湿度	設定値の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
2. 変換器 （電子式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y	
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
3. 発信器 （電子式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y	
d. ゼロ点	実測によりゼロ点調整	1 Y	
e. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	

	認	
4. 演算器 (電子式に限る)		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
5. 検出器 (電子式に限る)		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. 出力値又は指示値	実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることの確認	1 Y
6. 操作器		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 音	運転時に全ストロークにわたって異常音のないことの確認	1 Y
c. ポテンシオメータ	接触面が滑らかであることの確認	1 Y
d. フルストローク	入力信号に比例して作動することの確認	1 Y
e. リミットスイッチ	作動の良否の点検	1 Y
f. 電流ブリッジリレー	電気式の場合は、接点の接触の良否の点検	1 Y
g. 接続リンク機構	組付け状態の良否及び破損の有無の点検	1 Y
7. 制御弁	① グランドパッキン部からの漏れの有無の点検 ② 弁を閉じた場合の漏れ量が規定の範囲内にあること又は全閉時の締切り状態の確認 ③ 操作器との接合部に緩み等のないことの確認 ④ 通電状態にて模擬出力により開閉状態の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
8. 指示機構		
a. 清掃	外部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. ゼロスパン	模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y
d. 指示計	感度の良否の点検	1 Y
e. 打点機構	打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合の調整	1 Y
f. アンプカード電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
g. セレクタースイッチ	コンタクターの接触位置が規定の位置であること及び接触、緩みの有無の確認	1 Y
9. 各制御ループ毎の動作確認	① 検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作の確認 ② 夏冬に適合した動作であることの確認 ③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動作の確認。また、停止時には制御弁等のインターロック動作確認	1 Y 1 Y 1 Y

表5.3.1(B) 自動制御設備 (デジタル式)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 調節器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 供給電源電圧・制御用電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 基本機能	比例帯、積分及び微分時間並びに各設定値が最適値に収まっており、かつ安定していることの確認	1 Y	
e. 付加機能	① イベント及びアラーム出力の作動並びに表示ランプの点灯の良否の点検	1 Y	
	② 補助出力の作動の良否の点検	1 Y	
f. メモリー保護装置	バックアップバッテリーの確認及び異常の有無の点検	1 Y	
g. 通信機能	中央監視制御装置と接続されている場合は、正しく通信されていることの確認	1 Y	
2. 変換器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 指示値又は実出力値	① 模擬の入力により指示値が規定の精度内にあることの確認	1 Y	・入力用のものに限る。
	② データ設定器より出力を変化させた場合の実出力値が規定の精度内にあることの確認	1 Y	・出力用のものに限る。
3. 検出器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 出力値又は指示値	出力値又は指示値が規定の精度内にあることの確認	1 Y	
4. 各制御ループの動作確認	① 検出器～変換器～調節器～変換器～操作器における一連の動作の確認	1 Y	
	② 制御設定値が制御動作に適合していることの確認	1 Y	
	③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動作の確認。また、停止時には制御弁等のインターロック動作確認	1 Y	

第 6 章 防災設備

第 1 節 一般事項

6.1.1 適用

本章は、建築物等の防災設備の点検・保守に関する業務に適用する。

6.1.2 消防法の点検と建築基準法の点検等

- (a) 排煙設備において、特記がある場合は、消防法の点検と建築基準法の点検を併せて実施する。
- (b) 自動火災報知設備の点検にあたり、防火戸、防火シャッター、煙感知器連動型防火ダンパー等の点検範囲と重複する場合は、当該設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (c) 配線（消防法に該当するものに限る。）及び誘導灯、非常用の照明装置の点検にあたり、当該配線等が電気事業法の事業用電気工作物に該当する場合、電気主任技術者と調整の上、実施すること。

第 2 節 消防用設備等

6.2.1 適用

本節は、消防法、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

6.2.2 点検・保守

- (a) 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表 6.2.2 によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。
- (b) 点検は、表 6.2.2 に定める資格を有する者が行うものとする。
- (c) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (d) 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。

表 6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防 の 用 に 供 する 設 備	消 火 設 備	消火器具	第 6 類	第 1 種	6 M	1 Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第 1 類			
		泡消火設備	第 2 類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、	第 3 類			

警報設備	粉末消火設備				
	動力消防ポンプ設備	第 1 類、第 2 類			
	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第 4 類	第 2 種	6 M	1 Y
	漏電火災警報器	第 7 類			
	消防機関へ通報する火災報知設備	第 4 類			
	非常警報設備	第 4 類、第 7 類			
避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第 5 類	第 2 種	6 M	1 Y
	誘導灯及び誘導標識	第 4 類、第 7 類（注）			
消防用水		第 1 類、第 2 類	第 1 種	6 M	
消火活動上必要な施設	排煙設備	第 4 類、第 7 類	第 2 種	6 M	1 Y
	連結送水管	第 1 類、第 2 類	第 1 種		
	連結散水設備	第 1 類、第 2 類	第 1 種		
	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第 4 類、第 7 類	第 2 種		
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者		6 M	1 Y
	配線				
	総合操作盤				

注) 第 4 類（甲種・乙種）又は第 7 類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

※ 本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記による。

第 3 節 建築基準法関係防災設備

6.3.1 点検・保守

本項は、建築基準法関係防災設備の点検及び保守に適用する。

なお、非常用エレベーターは、第 7 章第 2 節「エレベーター」の当該事項による。

6.3.2 非常用照明装置

非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表 6.3.2 による。

表 6.3.2 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否の確認	6 M	
	③ 充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることの確認	6 M	
	④ 自主評定マーク（JIL適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJマーク）の有無の点検	6 M	
	⑤ 配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況の確認（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	6 M	
	⑥ 非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置がないことの確認	6 M	
2. 機能点検	① ランプの汚れ、劣化等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することの確認	6 M	

3. 照度測定	③ 蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え時間が適切であるか確認する。	6 M	[12条点検]
	④ 電池内蔵形照明器具は定格時間以上(30分又は60分)継続して有効に点灯することの確認(48時間以上充電後)	6 M	[12条点検]
	⑤ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することの確認	6 M	[12条点検]
	① 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定。	1 Y	・測定箇所数は特記による。
	② 測定位置は、避難行動に重要な箇所(例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口に近い場所等)で、人の動線となる箇所	1 Y	
4. 予備電源 (内蔵型を除く)	① 蓄電池設備の点検は、第3章第5節「直流電源設備」の当該事項による。 ② 自家発電設備の点検は、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。		

6.3.3 防火設備

(a) 防火戸・防火シャッターの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3 (A) による。

(b) 耐火クロススクリーンの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3 (B) による。

(c) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の作業項目及び作業内容は、表 6.3.3 (C) による。

表6.3.3 (A) 防火戸・防火シャッター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 建具			
イ. 防火戸	① 防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 防火戸が堅固に取付けられていることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 順位調整器等の金物類の変形、さび、腐食の有無及び取り付け状態の良否の確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことをの確認	6 M	[12条点検]
ロ. 防火シャッター	① 防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることの確認	6 M	
	③ 開閉機構部の油漏れ及びモーターの過熱及び異常音の有無の点検	6 M	
	④ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否の確認	6 M	
	⑤ 軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況の確認(常時閉鎖式に限る。)	6 M	[12条点検]
	⑥ スプロケットの設置の状況の確認(常時閉鎖式)	6 M	[12条点検]

	に限る。)		
	⑦ 軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	6 M	[12条点検]
	⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	6 M	[12条点検]
	⑨ カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑩ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑪ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑫ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置 （手動閉鎖装置を含む）			
イ. 防火戸	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ（72℃）であること並びにヒューズ本体及び取り付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
ロ. 防火シャッター	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ（一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃）であること並びにヒューズ本体及び取り付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食が等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
ハ. 防火シャッターの危害防止装置	① 連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することの確認	6 M	
	③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
ロ. ランプ・スイッチ・ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることの確認	6 M	

ハ. 連動機構用予備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていること確認	6 M	
	③ 熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないこと確認	6 M	
	④ 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	6 M	
2. 機能点検			
a. 常時閉鎖の防火戸等	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置			
イ. 防火戸	① 温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であること確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器に作動表示がされること確認	6 M	
	③ 連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再開鎖すること確認	6 M	[12条点検]
	④ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ること確認	6 M	
ロ. 防火シャッター	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できること確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされること確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動すること確認	6 M	
ハ. 危害防止装置	① 防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が150ニュートン以下であること確認	1 Y	[12条点検]
	② 防火シャッターにあつては、次の状態を確認しその良否の点検		
	・ 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	・ 座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認	6 M	[12条点検]
	・ 防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること	1 Y	[12条点検]
	・ 座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が5cm以下であること	1 Y	[12条点検]
	・ 座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再降下すること	6 M	[12条点検]

	・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	[12条点検]
	② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	
	③ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることの確認	6 M	
ロ. 連動機構用予備電源	① 試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることの確認	6 M	[12条点検]
d. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1 Y	・回路電圧に適合した絶縁抵抗計を使用すること

表6.3.3 (B) 耐火クロススクリーン

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の確認	6 M	[12条点検]
	③ カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況の確認	6 M	[12条点検]
	④ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑤ ケースの劣化及び損傷の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑥ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の確認	6 M	[12条点検]

b. 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置を含む)			
イ. 耐火クロススクリーン	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
ロ. 危害防止装置	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
c. 連動制御器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d. 感知器 (煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器)	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
2. 機能点検.			
a. 自動閉鎖装置			
イ. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
ロ. 危害防止装置	① 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	6 M	[12条点検]
	③ 動作方式に応じて、運動エネルギー、停止距離、閉鎖力等が規定値以下であることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 注意喚起装置 (標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等) が設けられている場合、装置が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
c. 感知器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
3. 総合点検	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。ただし、「防火戸又は防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。		

表6. 3. 3 (C) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ドレンチャー等	① 設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 散水ヘッドの塗装、異物の付着等の有無の点検	6 M	[12条点検]

	③ 開閉弁の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 排水設備の排水が正常に行われることの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 水源の貯水槽の劣化及び損傷、水質、浮遊物、沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認	6 M	[12条点検]
	⑥ 給水装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況の点検	6 M	[12条点検]
	② 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
	④ ポンプ及び電動機の回転における潤滑油、装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異常がないかの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 加圧送水装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
c. 作動装置	① 自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 制御器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター 1. c. 連動制御器」による。		
e. 感知器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
2. 機能点検			
a. ドレンチャー	制御器の起動信号により、ドレンチャー等の正常作動の確認	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① 常用電源の遮断により、加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	6 M	[12条点検]
	② 試験スイッチ等の操作により、加圧送水装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	③ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の作動の状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 制御器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター 2. c. 連動制御器」による。		
d. 感知器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
3. 総合点検			
	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・回路電圧に適合

	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り） 		した絶縁抵抗計を使用すること
--	---	--	----------------

6.3.4 防火ダンパー

(a) 本項は、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。

(b) 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表 6.3.4 による。

表6.3.4 防火ダンパー (FD, SD)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することの確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置	① 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無の点検	6 M	
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取り付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器（FDを除く）	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d. 感知器（FDを除く）	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置	① FDは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認	6 M	[12条点検]
	② FDを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することの確認 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることの確認 ・連動制御器に作動表示がされることの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無の点検、関係部位が元の状態に戻ることを確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器（FDを除く）	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
c. 感知器（FDを除く）	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
3. 総合点検（FDを除く）	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認(自動試験機能を有する場合を除く)	1 Y	

② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1 Y	・回路電圧に適合した絶縁抵抗計を使用すること。

6.3.5 排煙設備

- (a) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(A)による。
- (b) 排煙設備【機械排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(B)による。
- (c) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(C)による。
- (d) 排煙設備【加圧防排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(D)による。
- (e) 予備電源【自家発電装置】の点検は、第 3 章第 4 節「自家発電設備」の当該事項による。
- (f) 予備電源【直結エンジン】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(E)による。

表6.3.5(A) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙窓	① 建具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 召合わせ及び気密性の良否の確認	6 M	
	④ 排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物がないことの確認	6 M	
b. 防煙壁	① 仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 可動式の場合、機構の作動状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 手動開閉装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことの確認	6 M	
	⑤ 周囲に動作に支障をきたす障害物がないことの確認	6 M	
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否の確認	6 M	
	② 排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	

表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙口・可動防煙壁	① 器具のがたつき、緩み等の有無による作動性の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]

b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食並びに煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d. 感知器	6. 3. 3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
e. ダクト (排煙風道)	① 4. 6. 1 「ダクト」の当該事項による。ただし、「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。		
	② ダクトと可燃物、電線等との離隔距離の確認	6 M	[12条点検]
f. 防火ダンパー	6. 3. 4 「防火ダンパー」の当該事項による。		
g. 排煙機	① 4. 4. 8 「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。		
	② 排煙風道との接続部の破損及び変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動防煙壁の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器の作動指令（煙感知器の作動等）により、排煙口及び可動防煙壁が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口及び可動防煙壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動防煙壁等の作動、排煙機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向 ・排煙口の開放状況	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]
	⑥ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1 Y	・回路電圧に適合した絶縁抵抗計を使用すること。

表 6.3.5(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	
1. 外観点検			
a. 排煙口・給気口	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d. 感知器	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
e. ダクト (給気風道)	① 4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2.ダンパー」及び「6.吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。		
f. 給気送風機	① 4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、「9.運転調整」は除く。		
	② 給気風道との接続部の破損、変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動状況の良否の確認	6 M	
	② 連動制御器(煙感知器の作動等)の作動指令により、排煙口が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 給気送風機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値(予備電源の場合は予備電源による) ・風量 ・回転方向	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合は、正常に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]
	⑥ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間	1 Y	・回路電圧に適合した絶縁

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末器回路と大地間（1回線当り） ・ 感知器回路と大地間（1回線当り） 		抵抗計を使用すること。
--	--	--	-------------

表 6.3.5(D) 排煙設備【加圧防排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 機材共通	① 6.3.5 (C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。ただし、e. 「ダクト」(給気風道)に、排煙風道を加える。	6 M	
b. 空気逃し口・圧力調整装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作等の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
	④ 空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 圧力調整装置が扉と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	6.3.5 (C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	6 M	
3. 総合点検	① 6.3.5 (C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	1 Y	
	② 給気送風機稼働時に、給気口の開放状況の確認	1 Y	[12条点検]

表 6.3.5(E) 予備電源【直結エンジン】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検・機能点検			
a. 設置の状況	① 本体の取付状況、基礎ボルトの腐食等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 適正な換気が行われているかの確認	6 M	[12条点検]
b. 燃料・潤滑油・冷却水	燃料、冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保されているかの確認	6 M	[12条点検]
c. セル始動用蓄電池・電気ケーブル	① 蓄電池の電圧及び電解液量（確認できるものに限る）が適正であるかの確認	6 M	[12条点検]
	② 電気ケーブル接続部に緩み、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 計器類・ランプ類	① 計器類の指示値、ランプ類の点灯状態の確認	6 M	[12条点検]
	② 計器類、スイッチ類の損傷の有無の点検	6 M	[12条点検]
e. 吸気部・排気管	変形、損傷、き裂等の有無の点検	6 M	[12条点検]
f. Vベルト	損傷、き裂の有無点検及びたわみの状態の確認	6 M	[12条点検]
g. 接地線	接地端子部の緩み、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
h. 絶縁抵抗	回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	[12条点検]
			・回路電圧に適合した絶縁抵抗計を使用すること
i. エンジンの始動・停止	① エンジンが正常に始動、停止することの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙口と連動して始動することの確認	1 Y	[12条点検]

③ 運転中、異常な振動、音の有無の確認	1 Y	[12条点検]
---------------------	-----	---------

6.3.6 その他の避難設備等

その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表 6.3.6 による。

表6.3.6 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 避難施設等			
a. バルコニー・防護柵等	著しい錆又は腐食の有無の点検	1 Y	[12条点検]
b. 避難器具	操作性の確保について点検	1 Y	[12条点検]
2. 特別避難階段	① 作動状況の点検	1 Y	[12条点検]
付室の外気に向かって開くことが出来る窓	② 付室の窓が外気に向かって開閉することの点検	1 Y	[12条点検]
3. 階段	① 仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 屋外階段の開放性の確認	1 Y	[12条点検]
4. 廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、特別避難階段の物品等の放置等	避難上障害となる廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段に物品等の放置がないことの確認	1 Y	[12条点検]
5. 非常用エレベーター乗降ロビー	① 作動状況の点検	1 Y	[12条点検]
	② 乗降ロビーの外気に向かって開くことが出来る窓の開閉の点検	1 Y	[12条点検]
6. 非常用進入口等	維持保全状況の確認	1 Y	[12条点検]

第 7 章 搬送設備

第 1 節 一般事項

7.1.1 適用

本章は、建築物等の搬送設備の点検・保守に関する業務に適用する。

7.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「POG (Parts・Oil・Grease の略) 契約」とは、定期的な保守（機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）及び定期的な点検（機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式をいう。
- (2) 「フルメンテナンス契約」とは、POG 契約の内容に加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を含む契約方式をいう。
- (3) 「遠隔監視」とは、保守会社の監視センター等が、通信回線等を利用してエレベーターの異常や不具合の有無を常時監視することをいう。また、万一エレベーター内に人が閉じ込められた場合に、インターホン等により当該監視センターと通話できることも含む。
- (4) 「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が、正常なエレベーター運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベーターの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。
- (5) 「マイコン制御」のエレベーターとは、運行制御等にマイクロコンピューターを使用しているものをいう。
- (6) 「リレー制御」のエレベーターとは、「マイコン制御」のエレベーター以外のものをいう。
- (7) 「高稼働」のエレベーターとは、当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は、走行時間が 100h／月以上のいずれかの場合をいう。

第 2 節 エレベーター

7.2.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく月次の定期自主検査及び人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項に基づく定期検査
- (2) 建築基準法第 8 条、官公法第 11 条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）に基づく定期的な保守及び点検

(b) 本節の仕様に含まれない業務

- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく年次の定期自主検査、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に基づく性能検査及び人事院規則第 32 条第 1 項に基づく性能検査
- (2) 建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検
- (c) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合、申請料の負担及びテストウェイトの手配は、特記による。また、(b) (1) による登録性能検査機関等の性能検査に、施設管理担当者は立ち会うものとする。
- (d) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合の実施時期は、(a) 本節の仕様に含まれる業務と同日としても良い。

表 7.2.1 エレベーターの法定検査等一覧

所有者の種別と適用法令		積載量が 1 トン未満の エレベーター	積載量が 1 トン以上の エレベーター
国	人事院規則が適用されるもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項の性能検査 建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検
	上記以外のもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検

- (e) 本節は、次のエレベーターには適用しない。
 - (1) エレベーターの種類
 - ベースメントタイプエレベーター、サイドマシンタイプエレベーター、斜行エレベーター、パンタグラフ式エレベーター、ホームエレベーター、段差解消機、いす式階段昇降機
 - (2) 特殊用途
 - 防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエレベーター
 - (3) 特殊環境
 - 高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエレベーター

7.2.2 修理、取替え、交換等

- (a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
 - (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
 - (3) 表 7.2.5 から表 7.2.8 の備考欄に※印を記した修理等は除く。
- (b) 修理、取替え及び交換等を行う項目は、表 7.2.2 による。ただし、保守契約の種別に

係ならず、次の事項は除く。

- ①表 7.2.2 の項目以外の修理、取替え及び交換等
 - ②巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
 - ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
 - ④制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
 - ⑤油圧式エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー取替え
 - ⑥意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
 - ⑦遮煙構造の部材取替え
- (c) (a)及び(b)の該当項目に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は受注者が負担する。
- (d) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.2.2 修理、取替え及び交換等の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベーターの仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメンテ ンス契約	POG 契約
機械室	制御盤・受電盤	バッテリー取替え	○	○	○	
		リレー取替え	○	○	○	
		コンデンサー類取替え	○	○	○	
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替え	○	○	○	
		ヒューズ交換	○	○	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	○	○	
		インバータ、コンバータ取替え	○	○	○	
		抵抗管取替え	○	○	○	
		整流器取替え	○	○	○	
		変圧器取替え	○	○	○	
		定電圧電源装置取替え	○	○	○	
		NFブレーカ取替え	○	○	○	
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
		回転機カーボンブラシ交換	○		○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○		○	
		ギヤ取替え	○		○	
		各軸受ベアリング取替え	○		○	
		綱車溝修正及び取替え	○		○	
		ギヤ油取替え	○		○	
		補充用ギヤ油	○		○	○
		オイルシール取替え	○		○	
		軸受グリスアップ	○		○	○
		防振ゴム取替え	○		○	
	階床選択機 (注)	稼動・固定接触子取替え	○		○	
		移動ケーブル取替え	○		○	

		歯車ユニット取替え	○		○		
		かご連結スチールテープ (チェーン) 取替え	○		○		
		マグネットコイル取替え	○		○		
		先行モータ取替え	○		○		
電磁ブレーキ	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え	○		○		
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	○		○		
		マグネットコイル取替え	○		○		
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替え	○		○		
		軸・軸受取替え	○		○		
		ブレーキスイッチ取替え	○		○		
		ブレーキアーム取替え	○		○		
	調速機	調速機	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
			軸受グリスアップ	○	○	○	○
			調速機本体取替え	○	○	○	
			スイッチ取替え	○	○	○	
	油圧機器	油圧機器	ポンプ修理		○	○	
			バルブ取替え		○	○	
			電磁コイル取替え		○	○	
ユニットOリング取替え				○	○		
ストレーナ取替え				○	○		
パッキン取替え				○	○		
高圧ゴムホース取替え (注)				○	○		
作動油取替え				○	○		
補充用作動油				○	○	○	
作動油冷却装置取替え (注)				○	○		
配管継ぎ手ラバーリング取替え				○	○		
駆動ベルト取替え				○	○		
かご			外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○	○	○
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○	○	○		
		停電灯ランプ交換	○	○	○	○	
	操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○	○	○		
		操作盤ランプ交換	○	○	○	○	
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○	
	かご戸	かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	○	○	○	
			連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
			ドアレール取替え	○	○	○	
			乗場戸との連結装置取替え	○	○	○	
			ドアシュー取替え	○	○	○	
	換気扇	換気ファンの取替え	○	○	○		
	戸閉め安全装置 (セーフティシュー)	戸閉め安全装置 (セーフティシュー)	アーム (レバー) 取替え	○	○	○	
			ケーブル取替え	○	○	○	
			スイッチ取替え	○	○	○	
			マグネット取替え	○	○	○	
	光電装置 (注)	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○	○	○	
			ユニット取替え	○	○	○	
	照明	照明	イルミネーションランプ取替え	○	○		
			かご内照明ランプ交換	○	○	○	○
	かご枠	防振ゴム取替え	○	○	○		
	はかり装置	はかり装置	スイッチ取替え	○	○	○	
			はかり装置取替え	○	○	○	
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○	○	○		
		軸受 (ベアリング) 取替え	○	○	○		

		エンコーダ取替え	○	○	○	
		駆動ベルト・チェーン取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		歯車ユニット取替え	○	○	○	
		ギヤオイル取替え	○	○	○	
		補充用ギヤ油	○	○	○	○
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
	つり合いおもり	ガイドシュー・ローラ取替え	○		○	
給油器取替え		○		○		
給油器補充用油		○		○	○	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	○	○	
		ドアクローザー取替え	○	○	○	
		かご戸との連結装置取替え	○	○	○	
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	○	○	
		押ボタンランプ交換	○	○	○	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○
	昇降路・ピット	かご・おもり吊り車 (注)	かご吊り車ベアリング取替え	○	○	○
おもり吊り車ベアリング取替え			○		○	
綱車取替え			○	○	○	
軸受グリスアップ			○	○	○	○
主ロープ		主ロープ切り詰め	○	○	○	
		主ロープ取替え	○	○	○	
調速機ロープ		調速機ロープ切詰め	○	○	○	
		調速機ロープ取替え	○	○	○	
つり合いロープ・鎖 (注)		つり合いロープ (鎖) 切詰め	○		○	
		つり合いロープ (鎖) 取替え	○		○	
非常止め装置ロープ (注)		非常止め装置ロープ取替え	○		○	
移動ケーブル		移動ケーブル取替え	○	○	○	
昇降路・ピット内機器		エンコーダ取替え	○	○	○	
		リミットスイッチ取替え	○	○	○	
調速機 (注)		軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
テンションプーリ		軸受テンションプーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
プランジャー・シリンダー		グラント部ダストシール取替え		○	○	
		グラント部パッキン取替え		○	○	
		プランジャープーリベアリング取替え (注)		○	○	
		軸受グリスアップ (注)		○	○	○
かご下機器		かご下ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		かご下プーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ (注)	○	○	○	○
緩衝器	油入り緩衝器油取替え (注)	○		○		

		油入り緩衝器油補充 (注)	○		○	
		ビット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○
	戸開走行保護装置		△	△	△	△
付 加 装 置 (注)	イ 地震時管制運転装置	感知器取替え	△	△	△	
	ロ 火災時管制運転装置	リレー取替え	△	△	△	
	ハ 自家発時管制運転装置	リレー取替え	△	△	△	
	ニ 停電時救出運転装置	リレー取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ホ オートアナウンス装置	本体取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ヘ 監視盤	表示ランプ交換	△	△	△	△
	ト 群管理(マイコン制御)	半導体、プリント基板取替え	△	△	△	
	チ 遠隔監視装置	本体取替え	△	△	△	
	(故障自動通報システム)	バッテリー取替え	△	△	△	
	リ マルチビームドアセーフティ	本体取替え	△	△	△	
	ヌ 超音波ドアセーフティ	本体取替え	△	△	△	
	ル かが内防犯カメラ	カメラ本体取替え	△	△		
	録画装置取替え	△	△			
ヲ かが内クーラー	フィルター取替え	△	△			
	冷媒補充、取替え	△	△			

(注) ○は修理、取替え及び交換等を行う項目。△は特記により実施する項目。

7.2.3 故障時等の対応

受注者は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

受注者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

7.2.4 点検共通事項

(a) エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.4(a)による。

表 7.2.4(a) エレベーターの種類と作業項目及び作業内容

エレベーターの種類	作業項目及び作業内容
ロープ式エレベーター (マイコン制御)	表 7.2.5
機械室なしエレベーター	表 7.2.6
油圧式エレベーター	表 7.2.8

なお、ロープ式エレベーター (リレー制御) の場合は、特記による。

(b) 建築基準法に規定する非常用エレベーターに該当する場合は、表 7.2.5 又は 7.2.6 に加え、表 7.2.7 を適用する。

(c) 表 7.2.5 から表 7.2.8 までの点検周期は、現地で直接、専門技術者が点検する場合を示す。

- (d) 付加装置を設ける場合は、特記による。
 (e) 遠隔監視に加え遠隔点検を適用する場合は、特記による。（通信費用も特記による。）
 なお、遠隔点検を設ける場合の遠隔点検内容は、表 7.2.4(b)による。

表 7.2.4(b) 遠隔点検内容

性能点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起動状態 ・ 加速走行状態 ・ 定常走行状態 ・ 減速走行状態 ・ 着床状態
各機器の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室又は制御盤の温度 ・ 制御機器の状態 ・ かご内の行先階ボタンの状態 ・ インターホンの状態 ・ ドアの開閉状態 ・ 乗場ボタンの状態 ・ ドアスイッチの状態 ・ 電磁ブレーキの異常の有無
利用状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ かごの走行距離、走行時間又は起動回数 ・ ドアの開閉回数

7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

- (a) ロープ式エレベーター（マイコン制御）の作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 による。
 (b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。
 (1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。
 (2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合
 (c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。
 (1) (高稼働)：高稼働運転を行うエレベーター
 (2) (人事院)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は	1 M	3 M	

	保全の実施上支障のないことの確認			
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無の点検	1 M	3 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	6 M	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
h. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)

i. つり合いおもり側調速機	の実施			
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
j. 機器の耐震対策	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことの確認	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	

n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤 (車いす兼用の場合に限る)	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり (車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	

g. ガイドシュー 又はローラー ガイド	の実施 取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 主索及び调速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検 ② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
i. ガイドレール 及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないこと	1 Y	1 Y	
k. つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検 ② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検 ② 油量の適否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	

	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインター ロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハン ガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動 ロープ及びチェ ーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 非常止めロー プ	さび、振戻り、変形及、劣化の有無並びに巻取りの良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ 用及びその他の 張り車	① 走行中に、異常音の有無の確認	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナ ルリミットス イッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
i. つり合いロー プ(鎖)及び取	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	

付部				
j. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	
6. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検	1 Y	1 Y	
7. 付加装置				
イ. 地震時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ロ. 火災時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ハ. 自家発時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ニ. 停電時救出運転装置	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② バッテリー液に不足がないことの確認	3 M	3 M	
ホ. オートアナウンス装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
ヘ. 監視盤	① 表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
	② スイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	1 M	3 M	
ト. 群管理				
(1). 運行状態	作動の良否の点検	1 M	1 Y	
(2). 制御盤及び信号盤	作動の良否の点検	1 M	3 M	
チ. 遠隔監視装置 (故障自動通報システム)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
8. その他の付加装置				
a. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
b. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
d. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 自動診断仮復旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. マルチビームドアセーフティー	作動の良否の点検	1 M	3 M	
g. 超音波ドアセーフティー	作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 乗場戸遮煙構造	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 遮煙構造の機能の確認	1 Y	1 Y	

i. かが内防犯カメラ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
j. かが内クーラー	作動の良否の点検	1 Y	1 Y

7.2.6 機械室なしエレベーター

(a) 機械室なしエレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.6 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

((b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.6 機械室なしエレベーター

作業項目	作業内容	周期A	周期B	備考
1. 機器類				
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検 ⑥ 制御盤内の清掃 ⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	1 M 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y	
b. 制御盤カバー スイッチ	⑧ スイッチの作動の良否の点検	1 M	3 M	
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検 ② 歯当りの良否の点検 ③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	(高稼働：3M)
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検 ② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検 ③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	1 M 6 M 6 M 6 M	3 M 6 M 6 M 6 M	(高稼働：3M) (高稼働：3M)

e. 電動機	⑤ ブレーキライニング摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
f. かご側調速機	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
g. つり合いおもり側調速機	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)・
	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
h. 機器の耐震対策	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
i. かご速度検出器	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
2. かご	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
	a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M
b. かご室の周壁・天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	

i. かが操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かが内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かが床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかがの床先との水平距離及びかが床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤（車いす兼用の場合に限る）	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり（車いす兼用の場合に限る）	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かがの周囲及び昇降路				
a. かがの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かが外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	

d. かご上安全スイッチ及び運転装置	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
	作動の良否の点検	6 M	6 M	
e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び调速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 破断の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	6 M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	1 Y	
k. つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
r. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
t. 終端階強制減	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	

速装置				
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	

	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
k. ピット冠水スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
l. つり合いロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
m. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 戸開走行保護装置	表 7.2.5 「ロープ式エレベーター (マイコン制御)」 6. 戸開走行保護装置の当該事項による。			
7. 付加装置	表 7.2.5 「ロープ式エレベーター (マイコン制御)」 7. 付加装置の当該事項による。			
8. その他の付加装置	表 7.2.5 「ロープ式エレベーター (マイコン制御)」 8. その他の付加装置の当該事項による。			

7.2.7 非常用エレベーター

非常用エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 又は表 7.2.6 に加え、表 7.2.7 による。

表 7.2.7 非常用エレベーター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. かご呼戻装置	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
2. 一次・消防運転	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
3. 非常標識・表示灯	表示及び点灯の良否の点検	1 Y	
4. 予備電源	異常の有無の点検	1 Y	
5. かご上の電気設備	① かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否の点検	1 Y	※水がある場合の除去
	② 電線管、ボックス等の内部の水の有無の点検	1 Y	
6. ピット			
a. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることの確認	1 Y	
b. 環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことの確認	3 M	
7. 中央監視室			
a. 中央監視盤	スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否の点検	1 Y	
b. 中央監視室との連絡装置	呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	3 M	

7.2.8 油圧式エレベーター

(a) 油圧式エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.8 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

((b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.8 油圧式エレベーター

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	

b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることの確認	1 Y	1 Y	
	② 火気厳禁の表示の有無の確認	1 Y	1 Y	※表示が適当でない場合は交換
d. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレーターの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. パワーユニット	① 圧力計の指示値が正常であることの確認	1 M	3 M	
	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否の点検	6 M	6 M	
	④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無の点検	3 M	3 M	
	⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否の点検	1 Y	1 Y	※汚れが著しい場合の油交換
	⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 安全弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑪ 電磁バルブの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	1 Y	1 Y	
	⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 圧力配管の固定状態の点検	1 Y	1 Y	

h. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	3 M	3 M	
i. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することの確認	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用の	1 Y	1 Y	

距離	エレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認			
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 専用操作盤 (車いす兼用の場合に限る)	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	
u. 鏡及び手すり (車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
v. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
w ドアゾーン行 過ぎ制限装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
3. かごの周囲・昇 降路				
a. かごの上部の 外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検 ② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検 ② 開閉機構の取付け状態の良否の点検 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検 ⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. リタイアリング カム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かご上安全ス イッチ及び運 転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. ガイドシュー 又はローラー ガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速 機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検 ② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
h. 主索の緩み検 出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール 及びブラケッ ト	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	1 Y	

k. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
1. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
r. 油圧シリンダー及びプランジャー (間接式に限る)	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. プランジャー離脱防止装置 (間接式に限る)	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることの確認	1 Y	1 Y	
	③ プランジャーリミットスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
t. プランジャー頂部綱車 (間接式に限る)	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものが有る場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	

c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリングのさびの有無の点検	6 M	6 M	
f. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることの確認	1 Y	1 Y	
g. 油圧シリンダー（直接式に限る）	① 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
h. 油圧シリンダー下綱車（間接式に限る）	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
i. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	

j. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
k. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
n. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
o. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
p. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置	表 7. 2. 5 「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」 7. 付加装置の当該事項による。			

第 3 節 エスカレーター

7. 3. 1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第 8 条、官公法第 11 条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省）に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検。

これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

(c) 本節は、次のエスカレーターには適用しない。

(1) エスカレーターの種類

車いす使用者用(車いす用ステップ付き)エスカレーター、螺旋形エスカレーター、中間部水平部付エスカレーター、動く歩道（ベルト式）等、構造上特殊なエスカレーター

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエスカレーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエスカレーター

7.3.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エスカレーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
- (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
- (3) 表 7.3.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。

(b) 修理、取替え及び交換を行う項目は、表 7.3.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を記したものとする。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。

- ①表 7.3.2 の項目以外の修理、取替え及び交換
- ②制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
- ④駆動機の一式取替え、ギヤケース、機械台及びブレーキフレーム取替え
- ⑤乗場の乗降板、踏段面
- ⑥トラス、外装板
- ⑦意匠部分（内装板、照明器具及びランプ）の塗装、メッキ直し、取替え、清掃
- ⑧安全設備品（三角部保護装置、転落防止柵（進入防止板、かけ上がり防止板）、落下防止網、注意標識、注意放送、踏段面等の注意標識、防火シャッター等連動スイッチ、スカートガード高分子潤滑剤(滑り剤)）

(c) (a) 及び (b) の該当項目に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は、受注者が負担する。

(d) 受注者は、エスカレーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。

(e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.3.2 修理、取替え及び交換等の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理、取替え及び交換等項目	保守契約の種別	
			フルメンテナンス 契約	POG 契約
機械室	受電盤・制御盤	リレーコイル取替え	○	
		リレー取替え	○	
		電磁接触器接点(リード線含む)取替え	○	
		ヒューズ類交換	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	
		NFブレーカ取替え	○	
	駆動機	各軸受ベアリング取替え	○	

		ギヤ油取替え	○	
		補充用ギヤ油	○	○
		オイルシール取替え	○	
		ギヤ歯当り調整	○	
	ブレーキ	コイル取替え	○	
		ライニング取替え	○	
	電動機	各軸受ベアリング取替え	○	
		電動機巻線絶縁処理	○	
		駆動ベルト取替え	○	
		軸受グリスアップ	○	○
	駆動鎖装置	駆動鎖取替え	○	
		駆動スプロケット取替え	○	
		駆動鎖安全スイッチ取替え	○	
	踏段駆動及び従動装置	軸受ベアリング取替え	○	
踏段鎖安全スイッチ取替え		○		
乗降口	手すり	補修及び取替え	○	
	くし	くし交換	○	○
	操作・安全スイッチ	手すり入込みロスイッチ取替え	○	
		非常停止スイッチ取替え	○	
中間部	踏段	前輪ローラ取替え	○	
		後輪ローラ取替え	○	
		前輪軸取替え	○	
	踏段鎖	踏段鎖取替え	○	
	手すり駆動装置	手すり駆動鎖取替え	○	
		駆動プーリ軸受ベアリング取替え(注 1)	○	
		駆動プーリゴムリング取替え(注 1)	○	
		アイドルスプロケット取替え	○	
		駆動・従動ローラ取替え(注 2)	○	
		ゲートローラ取替え	○	
	トラス内各機器	ガイドローラー取替え	○	
		各踏段レール修正及び取替え	○	
		安定器取替え(注 3)	○	
		スカートガード安全装置取替え	○	
踏段異常検出装置取替え		○		
	ケーブル、配線類取替え	○		

(注 1) 手すり駆動方式が、プーリ式の場合の修理又は取替え項目

(注 2) 手すり駆動方式が、挟圧式の場合の修理又は取替え項目

(注 3) 当該装置がある場合に限る

7.3.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

7.3.4 エスカレーター

エスカレーターの作業項目、作業内容及び点検周期は表 7.3.4 によるものとし、点検周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.3.4 エスカレーター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機械室			
a. 室内環境	① 温湿度の良否の点検	1 M	
	② 漏水及び汚れの有無の点検	1 M	
b. 受電盤及び制御盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗及び電圧を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	1 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	1 M	
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	3 M	
c. 駆動機	① 潤滑状態・潤滑油量の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
	⑤ 駆動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① 積載荷重を作用させない場合に、上昇時の踏段の停止距離が規定値以内で作動することの確認	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	1 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	3 M	
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 異常音、異常振動及び温度異常の有無の点検	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	6 M	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
f. 駆動ベルト	① ベルトの張力の良否の点検	6 M	
	② ベルトの油付着及び亀裂の有無の点検	6 M	
g. 駆動鎖安全スイッチ	① 作動の良否の点検	1 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	
h. 駆動鎖装置	① 鎖の発錆、伸び、劣化等の有無及び潤滑状態の良否の点検	1 Y	
	② 鎖への注油の実施	1 M	
	③ 鎖の張力の良否の点検	1 Y	
	④ 切断停止装置のレバーが容易に作動し、安全に運転を停止することの確認	1 Y	

i. 踏段鎖安全スイッチ	① 作動の良否の点検	1 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	
j. 踏段駆動及び従動装置	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 鎖給油装置	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 油タンクの油量の良否の点検	1 M	
2. 乗降口			
a. 運転状態	① 起動・停止時の衝撃及び運行時の異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	
	② 停止時の停止距離の異常の有無の点検	1 M	
b. くし	取付け状態の良否及び歯の欠損の有無の点検	1 M	
c. くしと踏段のかみあい	かみ合いの良否及び踏み段案内ローラの異常音の点検	1 Y	
d. 手すり	① 汚れ及び損傷の有無の点検	1 M	
	② 手すりと踏段が同一速度で昇降することの確認	1 M	
	③ 下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向へ引っ張っても手すりが停止しないことの確認	6 M	
e. インレットガード	ガードの良否の点検	1 M	
f. 非常停止スイッチ	① 作動の良否の点検	3 M	
	② スイッチの周囲に操作に支障となる障害物がないことの確認	1 M	※障害物がある場合の撤去
g. 手すり入込み口スイッチ	① スイッチの作動の良否の点検	3 M	
	② 手すり入込み口保護装置の取付けの良否の点検	6 M	
h. 操作盤	① 操作スイッチ類の作動の良否の点検	3 M	
	② ブザー鳴動の良否の点検	3 M	
i. 自動運転装置	① 作動の良否の点検	1 M	
	② センサー部の取付け状態の良否、汚れの有無の点検	1 Y	
j. 転落防止柵 (進入防止板・かけ上がり防止板)	取付け状態の良否の点検	1 M	
k. 注意標識	注意表示板・ステッカーの汚れ、破損及び剥がれの有無の点検	1 M	
l. 注意放送	注意放送の音量及び内容の点検	1 M	
m. 防火シャッター等連動スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	※作動不良の場合の調整
3. 中間部			
a. 内側板 (強化ガラス・パネル・スカートガード)	① 取付け状態の良否の点検	1 M	
	② ひび割れ及び欠損の有無の点検	1 M	
b. 踏段ライザー	① 踏段面の欠損、異常音等の有無及び走行状態の良否の点検	1 M	※欠損がある場合の修理又は交換)
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	
c. 踏段面等の注意標識	汚れの有無を点検し、注意標識表示が明瞭であることの確認	1 M	※汚れがある場合又は表示が

			明瞭でない場合の清掃又は修理若しくは交換
d. 踏段鎖	① 鎖の発錆、伸び及び摩耗の有無の点検	1 Y	
	② 潤滑状態の良否の点検	1 Y	
	③ 注油の実施	1 M	
	④ 張力の良否の点検	1 Y	
e. 踏段異常検出装置	作動の良否の点検	1 Y	
f. 踏段レール	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② さび、摩耗等の有無及び潤滑の良否の点検	1 Y	
g. 踏段とスカートガードの隙間	① 擦過音の有無の点検	1 M	
	② 踏段相互間及びスカートガードと踏段の隙間が全長にわたって規定値内にあることの確認	1 Y	
	③ 高分子系潤滑剤のすべり効果の有無の確認	1 M	
h. 踏段	① 踏段各部の固定ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	② ローラゴムの剥離、亀裂等の劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 踏段ブラケットの亀裂の有無の点検	1 Y	
i. 手すり駆動プーリー及びローラ	① 摩耗の有無の点検	1 Y	
	② 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
j. 手すり駆動鎖装置	① 異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	
	② 鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否の点検	6 M	
	③ 鎖の張力の良否の点検	6 M	
	④ 歯車の摩耗の有無の点検	1 Y	
	⑤ 歯車軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受・支点部又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 照明	① 球切れ又はちらつきの有無の点検	1 M	※球切れ又はちらつきがある場合の交換
	② 安定器の異常及び劣化の有無の点検	1 Y	
l. スカートガード安全装置	作動の良否の点検	3 M	
m. ケーブル及び配線類	ケーブル及び配線の劣化の有無の点検	1 Y	
n. 三角部保護装置	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の場合の修理
o. 落下防止網	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の場合の修理

第 4 節 小荷物専用昇降機

7.4.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第 8 条、官公法第 11 条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成 28 年 2 月 19 日国土交通省)に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検。

なお、これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

(c) 本節は、次の小荷物専用昇降機には適用しない。

(1) 小荷物専用昇降機の種類

自動開閉装置が付いている、速度 30m/min を超える、積載量 200kg を超える等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置した小荷物専用昇降機

7.4.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え及び交換の範囲は、次による。

(1) 修理、取替え及び交換の範囲は、小荷物専用昇降機を通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

(2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。

(3) 表 7.4.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。

(b) 修理又は取替えの項目は、表 7.4.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を記したものとす。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。

①表 7.4.4 の項目以外の修理、取替え及び交換

②巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え

③電動機の一式取替え、フレーム取替え

④制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え

⑤意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠、）の塗装、メッキ直し、取替え又は清掃

(c) (a) 及び (b) の該当項目に係る修理、取替え及び交換に伴う費用は、受注者が負担す

(d) 受注者は、小荷物専用昇降機の保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。

(e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.4.2 修理、取替え及び交換の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理、取替え及び交換項目	保守契約の種別	
			フルメンテナンス 契約	POG 契約
機械室	制御盤	リレー取替え	○	
		ヒューズ類交換	○	○
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	
		綱車取替え	○	
		ギヤ油取替え	○	
	ブレーキ	ライニング取替え	○	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール	○	
かご	かごの戸	駆動ロープ取替え(注)	○	
		スイッチ取替え(注)	○	
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替え(注)	○	
		スイッチ取替え(注)	○	
	ガイドシュー	ガイドシュー取替え	○	
出し入れ口	戸廻り	駆動ロープ取替え	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	
	操作盤押ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	
		かご位置表示ランプ(発光ダイオード除く)交換	○	○
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替え(注)	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え(注)	○	
	主ロープ	主ロープ切詰め・取替え	○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え(注)	○	
	かご下機器	かご下ガイドシュー取替え	○	
その他		補充用油脂類(ギヤ油、マシン油、グリース類)	○	○

(注) 当該装置がある場合に限る。

7.4.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

7.4.4 小荷物専用昇降機

小荷物専用昇降機の作業項目、作業内容及び点検周期は表 7.4.4 によるものとし、点検周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.4.4 小荷物専用昇降機

作業項目	作業内容	周期	備 考
1. 機械室			
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入り、点検口の開閉に支障がないことの確認	1 M	
	② 出入口扉及び点検口の施錠の良否の確認	1 M	
b. 室内環境	① 室内の清掃及び小荷物専用昇降機の機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	
	② 室内又は制御盤温度の良否の点検	1 M	
	③ 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の確認	3 M	
c. 主開閉器、受電盤及び制御盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ、冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	
d. 巻上機	① 減速歯車の潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	1 Y	
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	3 M	
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無の点検	1 M	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	
2. かご			
a. 運転状態	着床段差及び異常音の有無の点検	1 M	

b. かご室の周壁、天井及び床	変形、摩耗、腐食等の有無の点検	1 M	※劣化がある場合の修理又は交換
c. かごの戸、ロープ及びレール	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否の点検	1 M	
	② 戸の開閉状態の良否の点検	1 M	
	③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検	6 M	
	④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	
	⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	
d. かごの戸スイッチ	① 作動の良否の点検	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	3 M	
e. 安全棒	安全棒機構・スイッチの作動状態の良否の点検	1 M	※調整不能の場合の修理又は部分交換
f. 注意銘板の表示	搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無、表示が明瞭であることの確認	1 M	※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は交換
g. 2 方向同時開放警告装置	作動の良否の点検	1 M	
h. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
3. 各階出し入れ口			
a. 各階出し入れ口の戸及び枠	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否の点検	1 M	※劣化がある場合又は取付け不良の場合の交換
	② 戸の開閉状態の良否の点検	1 M	
	③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検	6 M	
	④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	
	⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	
	⑥ ドア用バランスウェイト・ストッパーの取付け状態の良否の点検	1 Y	
b. 操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	
c. 走行停止ボタン (スイッチ)	作動の良否の点検	1 M	
d. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	
e. 信号装置 (インターホン)	呼出し及び通話状態の良否の点検	1 M	
f. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	
g. 錠外し装置	作動の良否の点検	1 Y	
h. 注意銘板の表示	搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無並びに表示が明瞭であることの確認	1 M	※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は

I. 戸開放防止ブザー	作動の良否の点検	1 Y	交換
4. かごの周囲及び昇降路			
a. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
b. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	3 M	
c. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
d. ガイドシユール	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
e. 主索	① 破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることの確認	1 Y	
	② 取付け状態の良否及びダブルナット並びに割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	
	③ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y	
f. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	
g. つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	1 Y	
h. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
i. 上部リミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 作動の良否の点検	6 M	
j. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
k. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	
l. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	
m. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	
n. 昇降路	① 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
	② 昇降路の亀裂及び損傷、汚れの有無の点検	1 Y	
	③ 頂部すき間が少なく、かごが障害物に接触しないことの確認	1 Y	
5. ピット			
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	6 M	
	② 汚れ及び小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の点検	6 M	※汚れ又は小荷物専用昇降機に係わる設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	

d. つり合いおもり り底部すき間	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y
	最上階に停止時すき間に余裕があることの確認	1 Y
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	1 Y
	② スプリングのさびの有無の点検	1 Y
f. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y
g. 下部リミット スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	1 Y
	② 作動の良否の点検	6 M

第 5 節 機械式駐車設備

7.5.1 二段方式駐車装置

(a) 二段方式駐車装置の点検・保守は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 本節は、自動車駐車場に設置する機械式駐車装置で、二段方式の昇降式及び昇降横行式のものに適用する。

(c) 二段方式駐車装置の作業項目及び作業内容は、表 7.5.1 による。

表 7.5.1 二段方式駐車装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	6 M	
2. 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	3 M	
	② 柱のねじれ及び曲がりの有無の点検	3 M	
3. 駆動装置			
a. 電動機	異音、発熱の異常の有無の点検	3 M	
b. ブレーキ	ブレーキの作動状態の点検	3 M	
c. 伝動部 (チェーン・ワイヤ等)	① 損傷及び緩みの有無の点検	3 M	
	② チェーン・ワイヤの張り状態の確認	3 M	
	③ 潤滑状態の点検	3 M	
	④ チェーン・スプロケット、ワイヤ・シーブの摩耗状態の確認	3 M	
d. 油圧パワーユニット	① 各部に漏油がないことの確認	3 M	
	② 設定圧力の確認	3 M	
e. 停止位置検知装置	搬器が正しい位置に停止することの確認	3 M	
4. 搬器 (パレット)	① 取付けボルトの緩みの有無の点検	3 M	
	② 車止めの状態の点検	3 M	
	③ ガイドローラーの作動状態の点検	3 M	
5. 電源盤、操作盤			
a. 操作及び動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
b. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	3 M	
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	3 M	
d. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検	1 Y	
	② 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

e. 操作スイッチ	押しボタンスイッチ及びキースイッチの作動状況の確認	3 M
6. 安全装置	① 自動車のはみ出し防止の作動状況の点検	3 M
	② インターロックの作動状況の確認	3 M
	③ 非常停止装置の作動状況の確認	3 M
	④ 行過制限装置の作動状況の確認	3 M
	⑤ 搬器降下制限装置の作動状況の確認	3 M
	⑥ 自然降下保護装置の作動状況の確認	3 M
	⑦ 停電時の制動装置の作動状況の確認	3 M
	⑧ 出入口扉等の安全装置の作動状況の確認	3 M
7. 電気配線	① キャプタイヤケーブル等の被覆の損傷の有無の点検	3 M
	② 固定状態の点検	3 M
	③ 渡り配線の垂れの状況の点検	3 M
8. 掲示・表示	制限事項及び注意事項の確認	3 M

第 8 章 工作物・外構等

第 1 節 一般事項

8.1.1 適用

本章は、工作物及び外構等の点検・保守に関する業務に適用する。

第 2 節 工作物

8.2.1 鉄塔

鉄塔（タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む）の作業項目及び作業内容は、表 8.2.1 による。

表8.2.1 鉄塔（タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部（鉄筋コンクリート）	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食の有無の点検並びに落下の恐れがないことの点検	1 Y	

8.2.2 設備架台・囲障

設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）の作業項目及び作業内容は、表 8.2.2 による。

表8.2.2 設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部（鉄筋コンクリート）	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下の恐れがないことの点検	1 Y	

8.2.3 煙突

煙突（タラップ等の金物類を含む）の作業項目及び作業内容は、表 8.2.3 による。

表8.2.3 煙突（タラップ等の金物類を含む）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. コンクリート造	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びびそりの有無の点検	1 Y	
	③ 煙突下部の断熱材の堆積物の有無を点検	1 Y	
2. 鉄骨造	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	
	④ 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下の恐れがないことの点検	1 Y	

8.2.4 擁壁

擁壁の作業項目及び作業内容は、表 8.2.4 による。

表8.2.4 擁壁

作業項目	作業内容	周期	備考
擁壁	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	③ 水抜き孔のつまりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 擁壁の天端の状態の点検	1 Y	

第3節 外構

8.3.1 敷地

(a) 敷地の作業項目及び作業内容は、表 8.3.1 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.1 敷地

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 地盤面 (舗装部分を 除く)	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 歩行部の排水状況（水溜りの有無）の点検	1 Y	3 Y	
2. 歩道、玄関ポー チ、駐車場及び 敷地内通路	人及び車両の安全かつ円滑な進行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼす恐れがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食の有無について点検	1 Y	3 Y	
3. アスファルト 舗装・コンクリ ート舗装	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	

4. コンクリート 平板舗装・イン ターロッキング グブロック舗 装・縁石等	① ひび割れ、欠け、不陸、あばれ、がたつき 及び陥没の有無の点検	1 Y	3 Y
	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y
5. 視覚障害者誘 導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点 検	1 Y	3 Y
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が 損なわれていないかの確認	1 Y	3 Y
6. その他付属物	案内表示等の敷地内に設置されている付属 物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無の点 検	1 Y	3 Y

8.3.2 へい

(a) へいの作業項目及び作業内容は、表 8.3.2 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.2 へい

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
へい (コンクリート 造・補強コンク リートブロッ ク造・組積造 等)	① へいと周辺地盤との相対的な沈下及び浮上 の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② へいの傾斜の状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はら み、剥離及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ フェンス等の付属物のがたつき、破損及び 腐食の有無並びに落下の恐れがないことの 点検	1 Y	3 Y	

8.3.3 門

(a) 門の作業項目及び作業内容は、表 8.3.3 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.3 門

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
門	① 作動状態の良否及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きよ

(a) 排水桝・マンホール・側溝・街きよの作業項目及び作業内容は、表 8.3.4 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きよ

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
排水桝・マンホー ル・側溝・街きよ	① 排水状態の良否の点検	6 M	3 Y	[12条点検]
	② 側溝及び街きよの破損の有無の点検	6 M	3 Y	

	③ 排水桝と建物及び周辺地盤との相対的な沈下並びに浮上の有無の点検	1 Y	3 Y
	④ 排水桝と排水管との接続部分のずれ及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y
	⑤ 排水桝及びマンホールの蓋の破損の有無の点検	1 Y	3 Y
	⑥ 排水桝、マンホール及び蓋に付属する金物の取付け状態の良否、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y

第4節 植栽・緑地

8.4.1 植栽・緑地

植栽・緑地の作業項目及び作業内容は、表 8.4.1 による。

表8.4.1 植栽・緑地

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 樹木の活力度	① 枝折れ、枝枯れの有無の点検	1 Y	・春又は秋に実施。 ・春又は秋に実施。 ・台風シーズン前の実施が望ましい。 ・春又は秋に実施。
	② 葉色及び葉の大きさに異常の有無の点検	1 Y	
	③ 倒木及び落枝の可能性の有無の点検	1 Y	
	④ 樹木による走行障害の点検	1 Y	
2. 芝生の活力度	① 淡黄色部分又は裸地部分の有無の点検	1 Y	
	② 水はけの状態の点検	1 Y	
	③ 刈り込み状態の点検	1 Y	
3. 病虫害	① 病害及び虫害の症状の有無の確認	1 Y	
	② 木の根元のキノコ発生の有無を確認する。	1 Y	
4. 緑地空間の維持	① 枝葉による建物等への支障の有無の確認	1 Y	
	② 樹姿の状態が良好であることの確認	1 Y	

8.4.2 屋上緑化システム

(a) 屋上緑化システムの作業項目及び作業内容は、表 8.4.2 による。

(b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.4.2 屋上緑化システム

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 防水層及び排水	① 防水層に植物根の侵入等による損傷の兆候の有無の点検	3 M	1 Y	
	② 排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積等がないことの点検	3 M	1 Y	
2. 植栽の活力度	① 生育不良、枯損及び病虫害の兆候の有無の点検	3 M	1 Y	
	② 植栽以外の雑草の生育の有無の点検	3 M	1 Y	
3. 灌水	灌水設備及び散水設備の損傷の有無及び作動状態の点検	3 M	1 Y	

第 3 編 運転・監視及び日常点検・保守

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第 1 編と併せ、中央監視制御装置がある建築物等において常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の条件

- (a) 年間における業務を行わない日は、特記による。
- (b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。
- (c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

1.1.3 施設情報の把握

第 1 編 第 1 章 1.2.1「業務計画書」、1.2.2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

- (1) 入居官署の施設運営に関すること
- (2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること
- (3) 施設の行事に関すること
- (4) 設備系統図に関すること

1.1.4 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等の範囲は、特記による。

- (1) 設備機器の起動・停止の操作
- (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- (3) 室内温湿度管理と運転条件の変動に対応した機器の制御、設定値調整
- (4) 省エネルギー運転
- (5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- (7) その他特記で定めた事項

1.1.5 点検の範囲

- (a) 日常点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1 日 1 回巡視して機器等の異常の有

無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

1.1.6 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、Oリング類
 - ④ 精製水の補充
 - ⑤ フィルター類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
- (8) 消耗品の在庫管理
- (9) 保守で生じた発生材の分別及び指示された場所での保管
- (10) その他特記で定めた事項

1.1.7 運転・監視及び日常点検・保守の実施

本編各章に定めるところにより運転・監視及び日常点検を適正に行い、必要に応じて、保守の措置を講ずる。

1.1.8 周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は、次による。

- (1) 「2 H」は、2 時間ごとに行うものとする。
- (2) 「4 / D」は、1 日に 4 回行うものとする。
- (3) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。
- (4) 「1 W」は、1 週ごとに行うものとする。
- (5) 「2 / M」は、1 月に 2 回行うものとする。
- (6) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。
- (7) 「2 M」は、2 月ごとに行うものとする。

(8) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。

1.1.9 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン、Oリング類
- (4) 蓄電池用精製水
- (5) 発電機用燃料（オイルを含む）
- (6) フィルター類
- (7) 乾電池類
- (8) 塗料（タッチペイント）

1.1.10 定期点検時の立ち会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。

1.1.11 運転・監視の記録及び報告

- (a) 日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。
- (b) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
 - (1) 記録者
 - (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻
 - (3) 熱源機器運転中の外気温湿度
 - (4) 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
 - (5) その他本編に定める項目
- (c) 業務の報告は、施設管理担当者との協議による。なお、業務において、正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

1.1.12 臨機の措置等

- (a) 災害発生に対する措置について、施設管理担当者との協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。
 - (1) 緊急事態への準備
 - (2) 緊急事態発生後の対応
 - (3) 業務の早期復旧
- (b) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を行う。

1.1.13 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理担当者とはあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

1.1.14 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

- (1) 機器の取扱説明書等
- (2) 機器台帳等
- (3) 工具及び器具とその台帳

1.1.15 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

1.1.16 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

1.1.17 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第 2 章 建築

第 1 節 建築

2.1.1 建築

建築の作業項目及び作業内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 建築

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 陸屋根	① 排水状態の良否の点検	1 M	
	② 堆積物及びごみの有無の点検	1 M	
	③ 植物の有無の点検	1 M	
2. ルーフドレン・とい	① 排水状態の良否の点検	1 M	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 M	
	③ 破損及び漏水の有無の点検	1 M	
3. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検	3 M	
	② さび及び腐食の有無の点検	3 M	
4. 外 壁	仕上げ材の異常の有無の点検	3 M	
5. 屋外階段	① 排水状態の良否の点検	3 M	
	② 通行の妨げになる物品の有無の点検	3 M	
6. バルコニー	排水状態の良否の点検	3 M	
7. 視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無の点検	1 D	
8. 建 具			
イ. 扉枠・シャッター	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M	
	② 異常音の有無の点検	3 M	
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M	
	④ ガラス部分がある場合は、傷、破損等の有無の点検	3 M	
	⑤ 避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無の点検	1 D	
ロ. 窓・窓枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M	
	② 異常音の有無の点検	3 M	
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M	
	④ 有害な影響を与える結露の有無の点検	3 M	
	⑤ 開閉動作状況の良否の点検	3 M	
	⑥ ガラスの傷及びひび割れの有無の点検	3 M	
9. エキスパンションジョイント金物	金物の変形及び破損の有無の点検	3 M	
10. 車いす用駐車スペース	障害物の有無の点検	1 D	

第 3 章 電気設備

第 1 節 一般事項

3.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、作業項目、作業内容及び周期が、「保安規程の日次点検、月次点検等の日常巡視点検手入れ」と異なる場合は、保安規程を遵守できるよう調整する。

第 2 節 電灯・動力設備

3.2.1 電灯・動力

電灯・動力の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

表3.2.1 電灯・動力

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認	1 M	
2. 分電盤・照明制御盤	① 異常音の有無の点検	1 M	
	② 各開閉器等の開閉状態の確認	1 M	
	③ 内蔵タイマーの設定値の確認	1 M	
3. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無の点検	1 M	
4. 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② 充電コネクタ・ケーブルの破損、摩耗の有無の点検	1 M	

第 3 節 受変電設備

3.3.1 受変電

(a) 受変電の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

(b) 受変電の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

表3.3.1 受変電

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 盤類 (配電盤・パイプフレーム・さく等)	① 扉の開閉の良否を点検及び施錠の有無の点検	1 M	
	② 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無の点検	1 M	
	③ ボルトの緩みの有無の点検	1 M	
	④ 雨水浸入、ほこり等の堆積状態の確認	1 M	
	⑤ 標識の汚損及び取付け状態の確認	1 M	
2. 特別高圧機器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態の確認	1 D	

3. 高圧機器			
a. 変圧器 (モールド変圧器・油入変圧器)	異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 W	
b. 交流遮断器・ 断路器・負荷 開閉器・電磁 接触器	異常音、異臭、漏油等の有無の点検	1 D	
c. 計器用変圧 器・変流器	① 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無 の点検	1 W	
	② 接続部の変色の有無の点検	1 W	
	③ 接地線の外れ、断線等の有無の点検	1 W	
d. 指示計器・表 示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェック の確認	1 M	
e. 高圧進相コン デンサ・直列 リアクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
4. 低圧機器			
a. 開閉器類 (配線用遮断 器・漏電遮断 器・電磁接触 器)	① 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無の点 検	1 M	
	② 開閉表示状態(指示、点灯)の確認	1 M	
b. 指示計器・表 示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェック で確認	1 M	
c. 低圧進相コン デンサ・直列 リアクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	

第4節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

(a) 自家発電装置の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

(b) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1 による。

表3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検	1 D	
	② 潤滑油の油量が適正であることの確認	1 W	
2. 配電盤	① 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をラン プチェック等により確認	1 M	・装置搭載盤を 含む。
	② 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切 替スイッチの自動側位置等)にあることの確認	1 W	・装置搭載盤を 含む。
3. 補機付属装置			
a. 始動用蓄電池 装置			
イ. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	

d. 始動用蓄電池装置	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W
	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W
	② 蓄電池の電解液面の点検、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W
b. 始動用空気圧縮装置	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W
	① 充気された空気を圧力計指示値により確認	1 W
c. 燃料タンク・燃料移送ポンプ等	② 空気槽内の水抜きの実施	1 W
	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検	1 W
d. 冷却水タンク	② 適正な油量の確認	1 W
	① タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検	1 W
e. ラジエータ	② 冷却水の水量等の確認	1 W
	① ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検	1 W
	② ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点検	1 W
f. 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認	1 M
	② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることの確認	1 M
g. 排気管・消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことの確認	1 M
	② 排気管等の支持金具の緩みの有無の点検	1 M
h. バルブ	各種バルブの開閉状態の確認	1 M
	4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間の確認
	② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることの確認	1 M
	③ 回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値の確認	1 M
	④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切替えて、運転待機状態にあることの確認	1 M

第5節 直流電源設備

3.5.1 直流電源装置

直流電源装置の作業項目及び作業内容は、表 3.5.1 による。

表3.5.1 直流電源装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W	
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第 6 節 交流無停電電源設備

3.6.1 交流無停電電源装置 (UPS)

交流無停電電源装置 (UPS) の作業項目及び作業内容は、表 3.6.1 による。

ただし、第 2 編 3.6.1(b)に定める簡易形を除く。

表3.6.1 交流無停電電源装置 (UPS)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 交流無停電電源装置 (UPS)			
a. 整流装置・インバータ装置	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	
	② 各計器の指示値の確認	1 D	
	③ 表示灯類の点灯状態の確認	1 M	
b. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第 7 節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、システム容量 100kW 未満の太陽光発電装置に適用する。

なお、外灯等の機器付属の太陽光発電装置は対象外とする。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.7.1 による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	① 表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無の点検	1 M	
	② 外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
2. 接続箱・集電箱	外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
3. パワーコンディンサ (インバータ・系統連系保護装置等)	① 外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
	② 動作時の異常音、異臭等の有無の点検	1 M	
4. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 M	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、据置鉛蓄電池 (制御弁式) 等を除く。	1 M	
5. 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることの点検	1 D	

第 8 節 風力発電設備

3.8.1 風力発電装置

(a) 本項は、小形風力発電装置（受風面積：20m²未満）に適用する。

(b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表3.8.1 風力発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置	風車回転時の異常振動、異常音等の状態の確認	1 D	
2. 制御装置及び計測・保護装置	各指示計器の指示値により正常に発電していることの確認	1 D	
3. 諸装置（支持構造物等）	外観の異常の有無の点検	1 D	

第 9 節 外灯

3.9.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表 3.9.1 による。

表3.9.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
外灯	① 点灯状態の確認	1 D	
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無の点検	1 M	
	③ 地中埋込型器具の場合、歩行に危険な段差が生じていないかの確認	1 M	

第10節 航空障害灯

3.10.1 航空障害灯

航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表 3.10.1 による。

表3.10.1 航空障害灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	点灯状態の確認	1 D	
2. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② 警報作動状態を試験用押しボタン等により確認	1 M	

第11節 雷保護設備

3.11.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表 3.11.1 による。

表3.11.1 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
雷保護	① 突針・支持管の取付け状態の確認	1 M	
	② 棟上げ導体の取付け状態、損傷等の有無の点検	1 M	

第12節 構内配電線路・構内通信線路

3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路・構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3.12.1 による。

表3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
構内配電線路・構内通信線路	① 架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離並びにたるみ、損傷等の有無の点検	1 M	
	② 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無の点検	1 M	
	③ 引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無の点検	1 M	
	④ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無の点検	1 M	
	⑤ マンホール及びハンドホール内の浸水の有無の点検	3 M	

第 4 章 機械設備

第 1 節 温熱源機器

4.1.1 適用

温熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.1.2～表 4.1.5 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.1.2 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表 4.1.2 による。

表 4.1.2 運転・監視記録

機器の種別	項目	周期
鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー蒸気圧力又は温水温度 ・ボイラー及び給水タンク水位 ・給水温度、圧力及び流量 ・循環ポンプ吐出及び吸込圧力 ・燃料温度、圧力及び流量、 ・燃焼空気温度及び風圧 ・排ガス温度 ・炉内及び煙道ドラフト ・排ガス濃度分析及びばい煙濃度 ・天候 ・ボイラー室温度 	2 H
無圧式温水発生機・真空式温水発生機	<ul style="list-style-type: none"> ・真空度（真空式に限る） ・缶内水位 ・燃料保有量又はガス供給圧力 ・供給温度及び設定温水温度 ・天候 ・機械室温度 	
温風暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙濃度 ・油ポンプ圧力 ・天候 ・機械室温度 	1 D

4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの作業項目及び作業内容は、表 4.1.3 による。

表 4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・水高計・温度計	<ul style="list-style-type: none"> ① 指針に異常のないことの確認 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認 		
b. 水面計・連絡配管・水位検出器用連絡配管	<ul style="list-style-type: none"> ① コック又は弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことの確認 		
c. ボイラー水位	水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることの確認		
d. 燃料及び給水	<ul style="list-style-type: none"> ① 弁の開閉状態が正常であることの確認 		

系統	② 燃料又は水漏れがないことの確認	
e. バーナー	① 燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことの確認 ② 炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことの確認 ③ バーナーの装着状態が正常であることの確認	
f. ボイラー燃焼室	耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことの確認	
g. 煙道ダンパー	ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことの確認	
h. ボイラー室の換気	換気状態が良好に維持されていることの確認	
i. 吹出し作業 (鋼製ボイラーに限る)	① ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しの実施 ② 吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことの確認	
j. 給水軟化装置 (鋼製ボイラーに限る)	① 装置出口の水に硬度リークがないことの確認 ② 再生用食塩の保有量が適切であることの確認	
k. 燃料	① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることの確認 ② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることの確認 ③ パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことの確認	
1. 給水タンク	① 水位が常用水位以上にあることの確認 ② 入口及び出口弁が確実に開いていることの確認	
m. 薬液タンク (鋼製ボイラーに限る)	清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることの確認	
2. 起蒸時		1 D
a. プレパージ動作	① 動作時間に異常のないことの確認 ② 比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることの確認	
b. バーナー	① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことの確認 ② 主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することの確認	
c. 燃焼安全装置	① 主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することの確認 ② バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点灯することの確認	
d. 低水位遮断装置	バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することの確認	
e. 水面計 (鋼製ボイラーに限る)	① 水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことの確認 ② 2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことの確認	
f. 水面計取付け 水柱管・水位	① 連絡配管、弁及びコック等から水又は蒸気の漏れがないことの確認	

検出用連絡配管 (鋼製ボイラーに限る) g. 吹出し装置	② 水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物を除去。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことの確認 吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことの確認	1 D	
3. ボイラー運転中 a. 常時監視 b. 水位制御装置 c. バーナーの自動発停動作 d. バーナー燃焼量制御動作 (鋼製ボイラーに限る) e. 安全弁・逃し弁・逃し管 f. 燃焼用空気及び燃焼ガス g. 水質試験 (鋼製ボイラーに限る)	ボイラーの圧力(温水ボイラーにあつては温度)、水位及び燃焼状態を常時監視 給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることの確認 ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又は起動することの確認 燃焼量制御(比例制御、Hi-Low-Off又はHi-Mid-Low-Off)を行うものは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることの確認 ① 安全弁に漏れがないことの確認 ② 取付け部等に漏れがないことの確認 ③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことの確認 ① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことの確認 ② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことの確認 鋼製ボイラーの水質試験は、2編4章7節「水質管理」の当該事項による。	1 D	・特記がある場合
4. 運転終了時の作業	① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁の閉止 ② 給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁の閉止 ③ 主蒸気弁又は温水供給弁の閉止 ④ ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認。また、炎口部等の掃除の実施 ⑤ 煙道ダンパーの閉止 ⑥ 電源スイッチの遮断 ⑦ 吹出し弁及び配管に漏れがないことの確認 ⑧ 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことの確認 ⑨ ボイラー周辺部に損傷等がないことの確認	1 D	

4.1.4 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

真空式温水発生機・無圧式温水発生機の作業項目及び作業内容は、表4.1.4による。

表4.1.4 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前 a. 連成計	真空式は、次による。 ① 指針に異常のないことの確認 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認	1 D	

b. 水面計	水面が規定の水位にあることの確認		
c. 燃料及び給水系統	① 弁の開閉状態が正常であることの確認		
d. 機械室の換気	② 配管接続部から燃料又は水漏れがないことの確認		
e. 煙道ダンパー	換気状態が良好に維持されていることの確認		
f. 燃料	全開の状態にあることの確認		
2. 起動及び運転中	① 油だき温水発生機は、燃料タンクの保有量が適切であることの確認		1 D
a. 起動動作	② ガスだき温水発生機は、一次側ガス圧力が正常であることの確認		
b. 供給及び設定温水温度	① 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることの確認		
c. 燃焼状態	② 停止時の消火動作が正常であることの確認		
d. 給水及び燃料系統	規定の許容範囲内にあることの確認		
e. 燃焼ガス	燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることの確認		
3. 運転終了時の作業	水又は燃料漏れがないことの確認		1 D
	煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないことの確認		
	① 燃料元弁の閉止		
	② 電源スイッチの遮断		

4.1.5 温風暖房機

温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表 4.1.5 による。

表4.1.5 温風暖房機

作業項目	作業内容	周期	備考
温風暖房機	① 燃焼室内部に汚れ及び変形がないことの確認	1 D	
	② バーナーに異常音及び異常振動がないことの確認	1 D	
	③ 附属配管及び弁に損傷及び漏れがないことの確認	1 D	
	④ 燃焼状態に異常がないことの確認	1 D	
	⑤ コンビネーションコントロールの設定温度に異常がないことの確認	1 D	
	⑥ 燃焼安全制御器の作動が良好であることの確認	1 D	

第2節 冷熱源機器

4.2.1 適用

冷熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.2.2. 及び表 4.2.3 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.2.2 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.2.2による。ただし、パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機の記録の実施は、特記による。

表 4.2.2 運転・監視記録

機器の種別	項目	周期
チリングユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷水入口及び出口温度並びに圧力 ・冷却水入口及び出口温度及び圧力 ・蒸発及び凝縮圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度 	1 D
空気熱源ヒートポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度並びに圧力 ・潤滑油圧力及び温度 ・圧縮機吸込及び吐出圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度 	1 D
遠心冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・蒸発及び凝縮圧力 ・凝縮冷媒温度 ・圧縮機吸込及び吐出温度 ・吸込ベーン開度 ・潤滑油圧力 ・潤滑油冷却器入口及び出口温度 ・電源電圧及び主電動機電流 ・機械室温度 	* 4 / D
吸収冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・高・低圧再生器圧力 ・再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・機械室温度 	* 4 / D
吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・高温再生器温度及び圧力 ・高温再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・機械室温度 	* 4 / D (吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で 186kW 未満のもの並びに吸収冷温水機ユニットにあつては 1 D)
パッケージ形空調機及びガスエンジンヒートポンプ式空調機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却水入口及び出口温度並びに圧力 ・蒸発及び凝縮圧力 ・還気及び給気温度 ・電源電圧、圧縮機及び送風機電流 ・機械室温度 	1 D
氷蓄熱ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出力温度並びに圧力 ・ブライン入口及び出口温度並びに圧力 ・圧縮機蒸発圧力及び凝縮圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度 	1 D

* 4 / Dは、運転開始時・運転終了時及び運転中 2 回、1 日に 4 回実施する。

4.2.3 冷熱源機器

冷熱源機器の作業項目及び作業内容は、表 4.2.3 による。

表4.2.3 冷熱源機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・温度計	ガラス及び文字板に汚れのないことの確認		
b. 冷水及び冷却水配管系統	① 各種弁の開閉状況の確認 ② 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことの確認		
c. 電源	電圧が規定の許容範囲内にあることの確認		
d. 燃料	燃料を必要とする機器にあつては、燃料タンクの保有量が適切であることの確認		
2. 運転中		1 D	
	① 各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認 ③ 運転時に異常音及び異常振動がないことの確認 ④ 運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転		
3. 運転終了時		1 D	
	① 運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守 ② 弁類を所定の開閉位置の遵守 ③ 電源開閉器を規定の位置の遵守		

第3節 空気調和等関連機器

4.3.1 適用

空気調和等関連機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.3.2 及び表 4.3.3 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.3.2 空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の作業項目及び作業内容は、表4.3.2による。

表4.3.2 空気調和等関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. オイルサービスタンク	① 油の供給及び戻し機能に異常がないことの確認 ② 油漏れの有無の点検	1 M 1 M	
2. 熱交換器・ヘッダー	① 異常音及び異常振動の有無の点検 ② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認 ③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M 1 M 1 M	
3. 冷却塔	① ケーシングに異常振動がないことの確認 ② 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことの確認 ③ 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽	1 W 1 W 1 W	

	根車の回転が円滑であることの確認		
	④ 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることの確認	1 W	
	⑤ 冷却水の汚れの有無の点検	1 W	
4. ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	
	② 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無の点検	1 M	
	③ 加湿器の汚れの有無の点検	1 M	
	④ 排水の良否の点検	1 M	・排水受けを含む
5. ファンコイルユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② ドレン排水に支障のないことの確認	1 M	・排水受けを含む
	③ 汚れの状況の確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
6. 空気清浄装置	① 圧力損失が規定値以下であることの確認	1 M	
	② 自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことの確認	1 M	
	③ 電気集じん器（自動巻取形）は、巻取完了表示灯が点灯していないこと及び荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
	④ コンパクト形空気調和機用電気集じん器は、荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	
7. ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 軸封部からの水漏れが適当であることの確認	1 W	
	③ 電動機に異常発熱がないことの確認	1 W	
	④ 計器の指示値確認	1 W	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W	
8. 送風機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
9. 全熱交換器	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
10. 氷蓄熱ユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 W	
	② フランジ、パッキン等からの水漏れの有無の点検	1 W	
	③ 各部において結露の有無の点検	1 W	

4.3.3 地下オイルタンク

(a) 地下オイルタンクの月例点検の作業項目及び作業内容は、表4.3.3による。

(b) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの月例点検 : 月1回

表4.3.3 地下オイルタンク（月例点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	

2. 計量口・注油口	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認
3. 注入口ピット	① 割れ、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積物の有無の点検 ② 油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることの確認
4. 配管	損傷、変形、漏れ等の有無の点検
5. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検
6. 配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無の点検
7. 端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無の点検
8. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検 ② 接地抵抗を測定し、その良否の確認
9. 漏えい検査管	漏えい検査管を用いて、漏れの有無の点検

第 4 節 給排水衛生機器

4.4.1 適用

給排水衛生機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.4.2 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.4.2 給排水衛生機器

給排水衛生機器の作業項目及び作業内容は、表 4.4.2 による。

表 4.4.2 給排水衛生機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ポンプ			
a. 陸上ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検 ② 計器の指示値の確認 ③ 軸封部からの水漏れが適当であることの確認 ④ 電動機に異常発熱がないことの確認 ⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W 1 W 1 W 1 W 1 W	
b. 水中ポンプ	⑥ 逆止弁の機能の確認 ① 揚水機能の確認 ② 計器の指示値の確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の点検 ④ 逆止弁の機能の確認	1 M 1 M 1 W 1 M 1 M	
2. 水 槽			
a. 受水タンク・高置タンク	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態の確認 ② 内部の状況及び水位の確認 ③ 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことの確認 ④ 本体(6面)の状態の点検 ⑤ オーバーフロー管の異常の有無の確認	1 M 1 M 1 M 1 M 1 M	

	⑥ 通気管の異常の有無の確認	1 M	
	⑦ 水抜き管の異常の有無の確認	1 M	
	⑧ 防虫網の異常の有無の確認	1 M	
	⑨ 警報機能の確認	1 M	
b. 貯湯タンク	① 異常音及び異常振動の有無の確認	1 M	
	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認	1 M	
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M	
	④ 貯湯槽に外部電源方式の防食装置を設けている場合にあつては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻ることの確認	1 M	
c. 汚水槽・雑排水槽	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠の確認	1 M	・中水槽を含む。
	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	・中水槽を含む。
	③ 病害虫発生の有無の確認	1 M	・中水槽を含む。
	④ 異臭の有無の確認	1 M	・中水槽を含む。
3. 水質の維持			
a. 飲料水・中央式給湯設備による給湯水	① 外観検査（臭気、味、色、濁り）の実施	1 D	
	② 残留塩素の測定*	1 W	・地方条例により周期が1Dとなる場合がある。
b. 雑用水	① pH値、残留塩素、臭気及び外観の検査の実施	1 W	
	② 大腸菌群及び濁度の検査の実施	2 M	

* 残留塩素の測定で、貯湯槽の出口温度が 55℃～60℃の場合は、地方条例等により省略できる場合がある。

4.4.3 循環ろ過装置

- (a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）及び各地方条例の定めるところにより管理する。
- (b) 本項は浴槽循環ろ過装置に適用する。
- (c) 循環ろ過装置の作業項目及び作業内容は、表4.4.3による。
- (d) 浴槽水の換水の周期は特記とし、特記がない場合は1Dとする。

表4.4.3 循環ろ過装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ろ過装置	① ろ過圧力が正常であることの確認	1 D	
	② 逆洗浄が行われていることの確認	1 D	
2. 薬注装置	① 正常に稼動していることの確認	1 D	
	② 薬液が十分であることの確認	1 D	
3. ろ過ポンプ	正常に稼動していることの確認	1 D	
4. 水温及び水質の管理	① 温水の温度が設定値となっていることの確認	1 D	
	② 浴槽水の汚れ、異物の有無等の確認	1 D	
	③ 遊離残留塩素が規定値にあることの確認	2 H	
5. 浴槽水の換水	浴槽水の換水の実施		

第 5 章 監視制御設備

第 1 節 中央監視制御設備

5.1.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表 5.1.1 による。

表5.1.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 監視制御機器			
a. 外観	① 腐食、浸水等の有無の点検	1 D	
	② 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 D	
b. 装置・機器等	① ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無の点検、異常な温度上昇及び作動の確認	1 D	
	② プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検	1 D	
2. 電源装置 (UPS装置(簡易型)に限る)	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	・第 2 編 3.6.1(b)の簡易形のことをいう。
	② 各計器の指示値及び表示灯類の確認	1 W	

第 6 章 搬送設備

第 1 節 昇降機

6.1.1 昇降機

エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機の作業項目及び作業内容は、表 6.1.1 による。

ただし、付加装置の運転・監視及び日常点検・保守が必要な場合は、特記による。

表6.1.1 エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

作業項目	作業内容	周期	備考
1. エレベーター	① 戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことの確認	1 D	
	② 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないかの確認	1 D	
	③ かご内照明等の球切れの有無の確認	1 D	
	④ 加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	
	⑤ 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないかの確認	1 D	
2. エスカレーター	① くしの折損及び異物の挟まりの有無の確認	1 D	
	② 起動及び停止時の操作に異常がないこと。踏面の欠損等の有無の確認	1 D	
	③ 走行中の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	
	④ 固定保護板及び可動警告板、進入防止柵、登り防止仕切り板の損傷の有無の確認	1 D	
	⑤ 欄干照明、コムライト及び踏段照明の球切れの有無の確認	1 D	
	⑥ 踏み段クリート、ライザーの欠損及び異常磨耗の有無の確認	2 / M	
3. 小荷物専用昇降機	起動、走行・停止時の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	

第 4 編 清掃

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第 1 編と併せ、建築物等の清掃に関する業務に適用する。

1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは、1 日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3) 「日常巡回清掃」とは、1 日 1 回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- (4) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
- (5) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (6) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (7) 「木製床」とは、クリアラッカー仕上げされたフローリングをいう。
- (8) 「衛生消耗品」とは、トイレトーパー、水石鹸等をいう。
- (9) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

1.1.3 業務の条件

業務を行わない日は、特記による。

1.1.4 清掃業務の範囲

- (a) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (b) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）の移動は、原則として別途とする。
- (c) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - (1) 家具、什器等があり清掃不可能な部分。
 - (2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分。
 - (3) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ施設管理担当者に指示を受けた場合。
- (d) 清掃に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い

等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

1.1.5 業務時間

- (a) 日常清掃及び日常巡回清掃を行う時間は、特記による。
- (b) 定期清掃を行う日及び時間は、特記による。

1.1.6 周期の表記

清掃の周期の表記は、次による。

- (1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。
- (2) 「2 / M」は、1 月に 2 回行うものとする。
- (3) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。
- (4) 「2 M」は、2 月ごとに行うものとする。
- (5) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
- (6) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。
- (7) 「特記」は、特記による。

1.1.7 臨時の措置

地震による破損ガラスの片づけ、落葉の掃除等、臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、対応について協議する。

1.1.8 清掃業務の報告及び確認

- (a) 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書等）をもって、施設管理担当者へ報告する。
- (b) 職員の依頼を受けてやむをえず 1.1.4 の (c) 以外に清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
- (c) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

1.1.9 自主点検

清掃業務の作業成果の状況、資材の使用状況、建築物の保全状況、組織品質及び現場組織管理体制について、3 月以内ごとに 1 回を標準として、業務責任者及び業務担当者以外の者による自主点検を実施し、点検結果を施設管理担当者へ報告する。

1.1.10 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.1.11 資機材等の保管

- (a) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管する。
- (b) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。

1.1.12 注意事項

- (a) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (b) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。
- (c) 使用する資機材、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先するのが望ましい。

第 2 章 建物内部の清掃

第 1 節 床の清掃

2.1.1 弾性床

弾性床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 弾性床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。	
b. 全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。	
3. 補修		
a. 空バフイング	汚れが目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。	
b. スプレーバフイング (スプレークリーニング)	① 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	
4. 洗 浄		
a. 表面洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④ 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2 回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2. 「水拭き」bにより行う。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	
b. 剥離洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」により行	

	<p>う。</p> <p>③ 床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないように塗布する。</p> <p>④ 剥離用パッド(黒又は茶)を装着した床磨き機で洗浄する。</p> <p>⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑥ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。</p> <p>⑦ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。</p> <p>⑧ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑨ 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」bにより行う。</p> <p>⑩ 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。</p> <p>⑪ 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記がない場合は、3回(格子塗り)とする。</p>
--	---

2.1.2 硬質床

硬質床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.2 による。

表 2.1.2 硬質床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」bによる。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	
b. 全面水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	
3. 補修	表2.1.1の3.「補修」による。	
4. 洗浄		
a. 表面洗浄 (床保護剤が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	
b. 剥離洗浄 (床保護剤が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	
c. 一般床洗浄 (床保護剤が塗布されていない場合)	<p>① 椅子等軽微な什器の移動を行う。</p> <p>② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。</p> <p>③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p>	

	⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」bにより行う。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	
--	---	--

2.1.3 繊維床

繊維床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.3 による。

表 2.1.3 繊維床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。	・容易に除去できるしみ取り含む。
b. カーペットスリーパーによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除塵する。	
2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤(水溶性又は油性)を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。	
3. 補修 (スポットクリーニング)	バフイングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。	
4. 洗 浄 (全面クリーニング)	カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。なお、方法は特記による。	

2.1.4 木製床

木製床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.4 による。

なお、体育館用木製床の作業項目及び作業内容は、特記による。

表 2.1.4 木製床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」 aによる。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」 bによる。	
2. 水拭き 部分水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」 aによる。	・水拭きの場合、モップを固く絞り水を切って実施する。
3. 補 修	表2.1.1の3.「修復」による。	
4. 洗 浄 表面洗浄(床保護剤が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」 aによる。	・保護剤はクリアラッカー

第 2 節 場所別の清掃

2.2.1 玄関ホール

(a) 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(A)による。

(b) 玄関ホール（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(B)による。

表 2.2.1(A) 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
b. 扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1 D	
c. 什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
d. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
e. 金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	

表 2.2.1(B) 玄関ホール（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4. 「洗浄」 a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	特記	
c. 木製床	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」 による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2/M	
b. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場	1 M	

c. 扉ガラス	全面洗浄	合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。	1 M
d. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M
e. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1 M
f. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
g. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2.2.2 事務室

(a) 事務室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(A)による。

(b) 事務室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(B)による。

表 2.2.2(A) 事務室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	

表 2.2.2(B) 事務室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。 ② 表2.1.3の4. 「洗浄」 bによる。	1 M	特記
	補修	表2.1.1の3. 「補修」 による。		特記
b. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4. 「洗浄」 による。	1 Y	
c. 木製床	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」 による。	1 M	

2. 床以外の清掃				
a. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
b. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
c. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	
d. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラッド等を拭く。	1 Y	

2.2.3 会議室

(a) 会議室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(A)による。

(b) 会議室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(B)による。

表 2.2.3(A) 会議室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1 D	
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	

表 2.2.3(B) 会議室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。 ② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	2 M 特記	

b. 繊維床 c. 木製床	補修	表2.1.1の3. 「補修」による。	特記
	洗浄	表2.1.3の4. 「洗浄」による。	1 Y
2. 床以外の清掃	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」による。	1 M
	a. 窓ガラス	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M
b. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
c. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y
d. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラッド等を拭く。	1 Y

2.2.4 廊下・エレベーターホール

(a) 廊下・エレベーターホール（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表2.2.4(A)による。

(b) 廊下・エレベーターホール（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表2.2.4(B)による。

表2.2.4(A) 廊下・エレベーターホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	

3. 日常巡回清掃	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1 D
a. 床			
i. 弾性床及び硬質床			
ii. 繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスライパーで回収して除塵する。	1 D
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D

表 2. 2. 4(B) 廊下・エレベーターホール（定期清掃）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗淨	① 表2. 1. 1の4. 「洗淨」 aによる。 ② 表2. 1. 1の4. 「洗淨」 bによる。	1 M 特記
b. 硬質床	洗淨	① 表2. 1. 2の4. 「洗淨」 a又はcによる。 ② 表2. 1. 1の4. 「洗淨」 bによる。	1 M 特記
c. 繊維床	洗淨	表2. 1. 3の4. 「洗淨」 による。	1 Y
d. 木製床	洗淨	表2. 1. 4の4. 「洗淨」 による。	1 M
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M
b. 窓ガラス	洗淨	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スライジで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
d. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2. 2. 5 便所・洗面所

(a) 便所・洗面所（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2. 2. 5(A) による。

(b) 便所・洗面所（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2. 2. 5(B)による。

(c) 便所及び洗面所に用いる洗淨パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

表 2.2.5(A) 便所・洗面所（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 bによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 bによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
c. 洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	1 D	
e. 衛生器具	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	1 D	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	
c. 洗面台	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D	
d. 鏡	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D	
e. 衛生器具	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	1 D	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	1 D	

表 2.2.5(B) 便所・洗面所（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4. 「洗浄」 a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	特記	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈	2 M	

c. 照明器具	拭き	<p>したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 <p>洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。</p>	1 Y
d. 吹出口・吸込口	拭き	<p>次の作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。 	1 Y
e. 換気扇	拭き	<p>次の作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。 	1 Y

2.2.6 湯沸室

(a) 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(A)による。

(b) 湯沸室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(B)による。

表 2.2.6(A) 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。 表2.1.1の2. 「水拭き」 bによる。	1 D 1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分は、モップで拭く。	1 D	

表 2.2.6(B)湯沸室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。	1 M	

2. 床以外の清掃		② 表2.1.1の4. 「洗浄」bによる。	特記	
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
d. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.7 エレベーター

(a) エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(A)による。

(b) エレベーター（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(B)による。

表 2.2.7(A) エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 真空掃除機で吸塵する。	1 D	
	水拭き 表2.1.1の2. 「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵 表2.1.1の1. 「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き 表2.1.1の2. 「水拭き」aによる。	1 D	
c. フロアマット	除塵 真空掃除機で吸塵する。	1 D	
2. 床以外の清掃			
a. 壁・扉・操作盤	部分拭き 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
b. 扉溝	除塵 真空掃除機で吸塵する。	1 D	
3. 日常巡回清掃			

a. 床部分（弾性床及び硬質床）	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1 D	
------------------	-------	-----------------------	-----	--

表 2.2.7(B)エレベーター（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
c. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	2 / M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁・扉・操作盤	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。	1 M	
b. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
c. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.8 階段

(a) 階段（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.8(A)による。

(b) 階段（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.8(B)による。

表 2.2.8(A) 階段（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」による。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
b. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭	1 D	

		く。		
--	--	----	--	--

表 2.2.8(B) 階段（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考	
1. 床の清掃	a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。 ② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 特記	<ul style="list-style-type: none"> 幅木、ノンスリップの清掃を含む 幅木、ノンスリップの清掃を含む 幅木、ノンスリップの清掃を含む
	b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4. 「洗浄」 a又はcによる。 ② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 特記	
	c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4. 「洗浄」 による。	1 Y	
	d. 木製床	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」 による。	1 M	
2. 床以外の清掃	a. 壁	除塵	鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
		部分拭き	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。	2 / M	
	b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y		

2.2.9 食堂

(a) 食堂（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(A)による。

(b) 食堂（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(B)による。

表 2.2.9(A) 食堂（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃	a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D
		水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D
	b. 木製床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D
		水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D
2. 床以外の清掃	a. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1 D

b. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げ。	1 D	
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	

表 2.2.9(B) 食堂（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
b. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 窓台	拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。	2 / M	
b. 扉	洗浄	除塵後、汚れの強い部分を適正洗剤を用いて洗浄する。	2 / M	
c. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
d. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
e. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.10 浴室・シャワールーム・脱衣室

(a) 浴室・シャワールーム・脱衣室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(A) による。

(b) 浴室・シャワールーム・脱衣室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(B) による。

表 2.2.10(A) 浴室・シャワールーム・脱衣室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床 (浴室・シャワールーム内)	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水拭きする。	1 D	・浴槽を含む
b. 弾性床・木	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	

製床 (脱衣室)	拭き	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 壁 (浴室・シャ ワーブース 内)	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収 集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
c. 扉	部分拭 き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用い て除去する。	1 D	
d. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
e. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。	1 D	
f. 椅子・洗面 器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭き、整理する。	1 D	
g. 水栓・シャ ワー金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
h. 排水口	ごみ収 集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
i. 足拭きマッ ト	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。	1 D	・ 交換する方法 でもよい
j. 脱衣箱・脱衣 かご	拭き	タオルで拭き、整理する。	1 D	
k. 消耗品	補充	指定された消耗品（石鹼、タオル、ペー パー類）を補充する。	1 D	

表 2.2.10(B) 浴室・シャワールーム・脱衣室（定期清掃）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床 (脱衣室)	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記 特記
b. 木製床 (脱衣室)	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M
2. 床以外の清掃			
a. 天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす る。	2 / M
b. 扉	全面拭 き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす る。	2 / M
c. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈 したものを塗布し、汚れを分解して窓 用スクイジーで汚水を除去する。 ・ ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取 る。 ・ ガラス回りのサッシをタオルで清拭す る。ただし、サッシの溝やサッシ全体 の清拭は含まない。	2 M

d. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2.2.11 喫煙スペース

(a) 喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.11(A)による。

(b) 喫煙スペース（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.11(B)による。

表 2.2.11(A) 喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。	1 D	
b. 灰皿	吸殻収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。	1 D	
c. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	

表 2.2.11(B) 喫煙スペース（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2/M	

b. 窓ガラス	洗淨	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	6 M
d. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	6 M
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	6 M

2.2.12 ごみ集積所

(a) ごみ集積所（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.12(A)による。

(b) ごみ集積所（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.12(B)による。

表 2.2.12(A) ごみ集積所（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 bによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 吸殻収集容器	拭き	容器で汚れた部分はタオルで乾拭きする。	1 D	
b. ごみ収集容器	拭き	容器の外面で汚れた部分はタオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
c. 排水口(溝)	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
d. 扉	部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1 D	

表 2.2.12(B) ごみ集積所（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床	洗淨	表2.1.2の4. 「洗淨」 cによる。	1 M	
2. 床以外の清掃				

a. 壁	除塵 部分拭 き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 扉	全面拭 き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。	2 / M	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	6 M	
d. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	6 M	

第3節 ごみ運搬処理

2.3.1 ごみ運搬処理

ごみ運搬処理の作業項目及び作業内容は、表 2.3.1 による。

表 2.3.1 ごみ運搬処理

作 業 項 目	作 業 内 容	周 期	備 考
1. 中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等を区別して集積所まで運搬する。	1 D	
2. 分別	集められたごみを種類ごとに分別する。	1 D	
3. 梱包	集められたごみを適当な分量に梱包する。	1 D	

第 3 章 建物外部の清掃

第 1 節 窓ガラス

3.1.1 作業資格者

高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。

3.1.2 作業内容

(a) 窓ガラス(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.1.1 による。

(b) 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

(c) 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、(b) による。

(d) ガラス損傷の防止対策を必要に応じて実施する。

表 3.1.1 窓ガラス(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	

第 2 節 外部建具

3.2.1 適用範囲

本項は、外部建具のアルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製に適用する。

3.2.2 作業内容

アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして	1 Y	

2. 著しい汚れ	洗浄	仕上げる。 次の作業を行う。 ・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	特記	
----------	----	---	----	--

第3節 外壁

3.3.1 適用範囲

本項は、外壁のアルミニウム製、ステンレス製、タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分に適用する。

3.3.2 作業資格者

3.1.1「作業資格者」による。

3.3.3 作業内容

(a) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(A)による。

(b) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(B)による。

表 3.3.3(A) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)

作業項目		作業内容	周期	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取る。 ・水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	特記	

表 3.3.3(B) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)

作業項目		作業内容	周期	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。	特記	

第4節 建物周囲

3.4.1 玄関周り

(a) 玄関周り(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(A)による。

(b) 玄関周り(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(B)による。

表 3.4.1(A) 玄関周り（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	1 D	
	水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。	1 D	

表 3.4.1(B) 玄関周り（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	洗浄	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。	1 M	

3.4.2 犬走り

犬走り（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.2 による。

表 3.4.2 犬走り（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.3 構内通路

構内通路（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.3 による。

表 3.4.3 構内通路（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.4 駐車場

駐車場（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.4 による。

表 3.4.4 駐車場（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.5 屋上広場

屋上広場（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.5 による。

表 3.4.5 屋上広場（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	1 D	

第 5 編 執務環境測定等

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第 1 編と併せ、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検及びねずみ等の防除に関する業務に適用する。

1.1.2 点検及び保守に伴う注意事項

点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

第 2 章 空気環境測定

第 1 節 適用

2.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の空気環境の測定に適用する。

2.1.2 測定結果の報告

測定結果の報告は、第 1 編 1.4.7「業務の報告」による。なお、測定の結果、表 2.2.1 の管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

第 2 節 測定

2.2.1 空気環境測定

(a) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、表 2.1.1 による。

表 2.2.1 空気環境測定

測定項目	測定器等	管理基準値
1. 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ m のステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね 10 μ m 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気 1m ³ につき 0.15mg 以下
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 10 以下 (注 1)
3. 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 1,000 以下
4. 温度	0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17 度以上 28 度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5. 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
6. 気流	0.2m/s 以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s 以下

7.ホルムアルデヒドの量 (注2)	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-拘束 液体クロマトグラフ法により測定する機器、 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・ 4-トリアゾール法により測定する機器又は 厚生労働大臣が別に指定する測定器	空気 1m ³ につき 0.1mg 以下
----------------------	--	------------------------------------

(注1) 大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 10 を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 10 以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物においては、100 万分の 20 とする。

(注2) 測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間（6 月 1 日～9 月 30 日までの間）中に 1 回行うものとする。測定箇所は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行った各階ごとの一箇所とする。

※表中 1、2、3 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1 日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の 2 時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※表中 4、5、6 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1 日の使用時間中における 2 回の測定値とする。

(b) 測定位置等は、次による。

(1) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の高さで測定する。なお、床上 10cm の高さでの温度測定の必要がある場合には特記による。

(2) 外気については、外気取入口付近及び 1 階出入口付近で測定する。ただし、浮遊粉じん、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。

(c) 測定周期は、2 月以内ごとに 1 回とする。ただし、ホルムアルデヒドの量は表 2.2.1 (注 2) による。

(d) 測定点数は特記による。なお、特記がない場合は、表 2.2.2 により算出する。

表 2.2.2 測定点数

特定建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積に対し 1 測定点当たりの床面積	外気の測定点数
3,000 m ² 未満	300 m ²	2 点
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	400 m ²	2 点
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ²	2 点
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	800 m ²	2 点
20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	1,000 m ²	2 点
30,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	2,000 m ²	2 点

(注1) 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備又は機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。

(注2) 算出値の小数点以下は、切り上げる。

第 3 章 照度測定

第 1 節 適用

3.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の照度測定に適用する。

3.1.2 測定結果の報告等

測定結果の報告は、第 1 編 1.4.7「業務の報告」による。なお、測定の結果、表 3.2.1 の所要照度に適合しない場合は、その原因を追求し、施設管理担当者に報告する。

第 2 節 測定

3.2.1 照度測定

- (a) 測定方法は、JIS C 7612(照度測定方法)によるものとし、測定機器は JIS C 1609 -1(照度計)の規格品とする。
- (b) 測定周期は、6 月以内ごとに 1 回とする。
- (c) 測定箇所は、特記による。

表 3.2.1 所要照度

室名・区分	照度範囲(lx)
○設計室、○製図室、○事務室、役員室	1,000～500
電子計算機室、集中監視室、会議室、応接室	750～300

JIS Z 9110「照度基準総則」より抜粋

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。

第 4 章 吹付けアスベスト等の点検

第 1 節 適用

4.1.1 適用

本章は、建築物等に吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（以下、「吹付けアスベスト等」という。）が封じ込め処理又は囲い込み処理を実施した箇所、あるいは含有量 0.1% 超（重量比）アスベスト吹付け箇所において行う吹付けアスベスト等の点検に適用する。なお、適用箇所は特記による。

4.1.2 点検結果の報告等

点検の結果の報告は、第 1 編 1.4.7「業務の報告」による。なお、点検の結果、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散のおそれがある場合は、速やかに飛散を防止するための対策を検討し、施設管理者に提案する。

第 2 節 点検

4.2.1 吹付けアスベスト等の点検

- (a) 吹付けアスベスト等の点検項目及び点検内容は、表 4.2.1 による。
- (b) 点検及び測定は、通常の状態で行う。
- (c) 点検周期は特記による。なお、特記がない場合は、次による。
 - (1) 封じ込め又は囲い込み処理が施工されていない箇所の劣化及び損傷
 - ・露出部分、気流の流れのある部分等：3 月に 1 回
 - ・隠ぺい部分その他上記以外の部分：6 月に 1 回
 - (2) 封じ込め又は囲い込み処理が施工済み箇所の劣化及び損傷：1 年に 1 回
- (d) アスベスト粉じん濃度の測定の実施及びその方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 28 年 4 月 13 日基発 0413 第 2 号）に基づくものとし、実施は特記による。

表 4.2.1 吹付けアスベスト等の点検

点検項目	点検内容	備考
吹付けアスベスト等	次について目視により点検を行う。 ① 層表面の毛羽立ちの有無 ② 繊維のくずれの有無 ③ 部分的なたれ下がりの有無 ④ 下地と層間の浮き、はがれの有無 ⑤ 局部的損傷、欠損の有無 ⑥ 層の損傷、欠損の有無	[12 条点検]

第 5 章 ねずみ等の調査及び防除

第 1 節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、ねずみ等の調査及び防除に適用する。

5.1.2 用語の定義

本章において、「発生しやすい箇所」とは、食料を取り扱う区域、汚水槽、雑排水槽、湧水槽、浄化槽、雨水桝、阻集器（グリストラップ）、排水溝及び廃棄物の保管庫等をいう。

5.1.3 業務の実施

ねずみ等の調査及び防除は、建築物において有害生物を制御し、その水準を維持する総合的有害生物管理（IPM）に基づき行うものとする。

5.1.4 業務の範囲

原則、建物及び敷地全域を対象とする。ただし、エレベーターの昇降路、高圧変電室などの危険な個所は除く。

5.1.5 業務時間

調査及び防除を行う時間は、特記による。

5.1.6 業務の報告

調査又は防除業務において、あらかじめ施設管理担当者と打ち合わせの上、定められた時期に、定められた様式により報告する。

5.1.7 注意事項

- (a) ねずみ等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (b) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。
- (c) 薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも 3 日間はその旨の掲示を行うこと。
- (d) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- (e) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

- (f) 施設管理担当者からのねずみ等の防除作業に係る苦情又は緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第 2 節 ねずみ等の調査

5.2.1 調査の周期

ねずみ等の調査の周期は、次による。

- (1) 発生しやすい箇所は、2 月以内ごとに調査を実施する。
- (2) 発生しやすい箇所以外は、6 月以内ごとに調査を実施する。

5.2.2 調査における注意事項

調査は、発注者が提供する過去の報告書等を参考に効率的に実施する。

5.2.3 調査の内容

ねずみ等の調査は、聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境及び施設・設備の調査とし、実施は特記による。

5.2.4 調査結果の判定及び提案

- (a) ねずみ等の調査結果に基づく判定は、「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成 20 年 1 月 25 日健衛発第 0125001 号）による。
- (b) 食物管理や施設改善など、職員や施設による措置が必要な場合は、施設管理担当者に提案する。

第 3 節 ねずみ等の防除

5.3.1 防除作業等

- (a) 防除作業に先立ち、5.2.4 調査結果の判定及び提案に基づき、業務計画書を作成する。
- (b) 作業計画を立て、施設管理担当者に承諾を得るものとする。防除作業等は特記による。
- (c) ねずみ等の防除作業等は調査結果の判定に基づき、以下による。
 - (1) 発生防止対策の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
 - (2) 施設改善の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
 - (3) 防除作業の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
- (d) 薬剤を使用する場合は、少なくとも 3 日前までに使用薬剤名、実施場所、臭いの程度、化学物質などに対する過敏者への注意等を記載した事前通知を作成し、実施 3 日後まで当該場所入り口等に掲示する。
- (e) トラップ等を使用する場合は、トラップの種類、設置場所、数等を記載する。

5.3.2 効果判定

防除作業終了後、措置を行った箇所に対して、前調査と同じ方法により、効果判定を行う。

5.3.3 再作業

効果判定によって措置水準に該当する場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、再作業を行う。

第 6 編 警備

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第 1 編と併せ、施設内の警備に関する業務に適用する。

1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「警備員」とは、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 14 条（警備員の制限）に定められた要件を満たし、同法第 21 条及び 22 条の記載に基づいて法定教育を受けた者で、警備業務に従事する者をいう。
- (2)「施設警備業務」とは、定められた時刻に警備員を配置し、「巡回」、「立哨」、「動哨」及び「座哨」を行うほか、ローカルシステムによる監視等により警備業務に当たることをいう。
- (3)「巡回」とは、定期又は臨時に施設の屋内外を一定の動線で巡回し、警備に当たることをいう。
- (4)「立哨」とは、定められたポストにおいて立ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (5)「動哨」とは、定められたポストにおいて一定の区域を歩きつつ警備に当たることをいう。
- (6)「座哨」とは、定められたポストにおいて座ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (7)「ポスト」とは、警備員を固定的に配置する場所をいう。
- (8)「ポスト配置表」とは、指定した場所及び時刻において、警備員の交代の有無にかかわらず、継続的に配置するポストを示した表をいう。
- (9)「装備品」とは、警備員が警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等をいう。
- (10)「護身用具」とは、警備業務において警備員の安全を確保するために身につける警戒棒、警戒杖、刺股、非金属性楯、ヘルメット、防刃チョッキ、防弾チョッキ等をいう。
- (11)「ローカルシステム」とは、警備対象施設に設置された防犯監視システム、入退室管理システム、監視カメラシステム等又はこれらを併用した防犯装置をいう。
- (12)「防犯監視システム」とは、盗難等の事故の発生を監視するものをいう。
- (13)「入退室管理システム」とは、施設、部屋等の入退室時に資格権限の確認をカード・生体認証等で行い、判別し、電気錠等を制御するとともに、状態を表示・管理・記録するものをいう。
- (14)「監視カメラシステム」とは、監視カメラにより設置箇所の画像をモニタに表示し、管理・記録するものをいう。

- (15)「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。
- (16)「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。

1.1.3 警備方式等

- (a) 警備方式は、施設警備業務、機械警備業務又はこれらの併用とし、その適用は特記による。
- (b) 施設警備業務に必要となるポストの数は、特記による。

1.1.4 警備員の資格等

- (a) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
- (b) 配置する警備員については、あらかじめ警備員名、検定資格（施設警備 1 級、2 級）の有無等を書面に記載し、施設管理担当者へ提出する。
- (c) 消防関係法令に基づく防災センターには、自衛消防業務講習修了者又は条例に定める講習修了者を置くこととする。

1.1.5 警備計画書等

- (a) 警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者へ提出する。
- (b) 機械警備業務を行う場合は、発注者の提示する警備業務用機械装置の配置平面図により、警備計画書を立案する。
- (c) 警備計画書をもとに警備員が行う業務の内容・詳細を記載した「指令書」を作成し、施設管理担当者へ提出する。

1.1.6 業務の報告

- (a) 施設警備業務において実施した業務内容は、警備日誌を作成し、保管する。
- (b) 施設警備業務においては、原則として、毎日施設管理担当者へ警備日誌を提出する。
- (c) 機械警備業務においては、異常が発生した場合に警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告する。

1.1.7 服装等

警備員の服装及び装備品は、原則として警備業法に基づき届けられた服装等であって、かつ、発注者が承認した受注者の定めるものとする。ただし、施設警備業務において護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者との協議する。

1.1.8 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。

- (1) 厳重に保管し、鍵の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理する。
- (2) 無断で複製はしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、施設管理担当者に作成を依頼又は届出し、作成を行う。
- (3) 業務期間終了時に返却する。
- (4) 定期的に鍵点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認する。
- (5) 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバッグに収める。
- (6) 施設管理者から預託鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却時まで保管する。

第 2 章 警備業務

第 1 節 施設警備業務

2.1.1 勤務時間

勤務日、勤務時間及び業務を行わない日は、特記による。

2.1.2 業務室等

施設警備業務を行う防災センター、守衛室、警備員控室、休憩室等の机、椅子、書類棚、ロッカー等什器類の供用は、特記による。

2.1.3 ローカルシステム

- (a) ローカルシステムの適用及び警戒範囲等は特記による。
- (b) ローカルシステムの設置を業務に含む場合は特記による。

2.1.4 業務内容

施設警備業務の業務項目及び業務内容は、表 2.1.4 による。なお、適用は特記による。

表 2.1.4 施設警備業務

業務項目	業務内容	備考
1. 防犯・防災監視	① 防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別 ② 異常発生時に現場に急行し、内容を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。 ・初期消火、非常放送等の緊急対応 ・施設管理担当者及びあらかじめ定められた者への連絡 ・避難誘導、応急手当等の救助対応 ・警察、消防署等への通報	
2. エレベーター管理	① エレベーターの運行管理 ② 火災・救急等の緊急時における操作	
3. 鍵管理	職員及び関係者への鍵の貸出及び使用について管理	
4. 駐車場管理	① 自走式駐車場においては、駐車場内の巡回 ② 機械式駐車場においては、車両の誘導及び機械操作	
5. 出入管理	① 施設における人、物及び車両の出入り管理 ② 門及び玄関出入口等の解錠又は施錠 ③ 入退室管理システム、監視カメラシステムの監視卓の監視及び異常発生時の対応	
6. 遺失物の取り扱い	① 遺失物の受付 ② 遺失物はあらかじめ定められた方法で管理	
7. 巡回監視	① 不審者及び不審物の発見及び適正処理 ② 火災予防上の火気点検 ③ 各室の施錠状況の確認	

	④ 在館者の有無の確認 ⑤ 施設内外の異常があれば報告
8. 各種災害時の対応	① 台風接近前後に施設の安全確認 ② 地震後に施設の安全確認 ③ 豪雪及び大寒波時に施設の安全確認
9. 急病人等発生時の対応	① 怪我人、急病人等発生時は現場へ急行し応急手当の実行 ② 119番通報、あらかじめ定められた者への連絡 ③ 意識不明者へのAEDの使用

2.1.5 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第2節 機械警備業務

2.2.1 警備業務用機械装置

(a) 警備業務用機械装置の機能は、次による。なお、機能の適用、警戒範囲等は特記による。

- (1) 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- (2) センサーが感知した内容を表示する機能
- (3) 火災発生を感知する機能
- (4) ガス漏れを感知する機能
- (5) 金庫盗難を感知する機能
- (6) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- (7) 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能
- (8) 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能
- (9) 警備の開始、解除の操作を行う機能
- (10) 基地局に異常等の信号を送信する機能
- (11) 一般公衆回線の断線を監視する機能
- (12) 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

(b) 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

2.2.2 既存設備の使用

既存警備業務用機械装置を用いて機械警備業務を行う場合は、その旨を特記する。

2.2.3 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

2.2.4 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

- (1) 現場に応じた緊急措置
- (2) 施設管理担当者への連絡
- (3) 基地局への連絡
- (4) 警察、消防署等への通報

別 表

点検等及び確認整理表

(1) 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第 12 条に規定する点検（以下「官公法 12 条点検」という。）、官公法第 13 条に基づく支障がない状態の確認（以下「官公法 13 条確認」という。）の全て、及び建築基準法（以下「建基法」という。）第 12 条に規定する項目（以下「建基法 12 条項目」という。）の全てについて、以下の「法律と告示の関係表」に対比させ法定周期を一覧表として記載した。

法律と告示の関係表

法		告示		概要
条	項	告示番号	別表番号	
建基法 第 12 条	第 1 項 第 2 項	第 282 号	—	敷地及び構造
	第 3 項 第 4 項	第 283 号	—	昇降機
			第 285 号	別表 1
		別表 2		排煙設備
		別表 3		非常用の照明装置
		別表 4		給水設備及び排水設備
		第 723 号	別表 1	防火設備
			別表 2	
			別表 3	
	別表 4			
官公法 第 12 条	第 1 項	第 1350 号	—	敷地及び構造
	第 2 項	第 1351 号	別表 1	換気設備
			別表 2	排煙設備
			別表 3	非常用の照明装置
			別表 4	給水設備及び排水設備
			別表 5	防火設備
官公法 第 13 条		第 551 号		確認

(2) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印は、当該法定点検項目のうち、建基法第 12 条第 1 項から第 4 項に規定され、かつ、官公法 12 条点検又は官公法 13 条確認を含む項目を示す。

(3) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「b」印は、当該法定点検項目のうち、官公法第 12 条第 1 項又は第 2 項に規定がなく、共通仕様書において定めていない項目を示す。

す。

- (4) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印が記載されている点検項目については、共通仕様書第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 の備考欄に [12 条点検] と記載している。
- (5) 官公法第 12 条、第 13 条及び建基法第 12 条に基づく各々の点検又は確認の周期について表記は次による。
 - (a) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
 - (b) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。
 - (c) 「3 Y」は、3 年ごとに行うものとする。
 - (d) 「10 Y」は、10 年ごとに行うものとする。

別 表
点検等及び確認整理表

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 282 号 (制定 H20.3.10 最終改正 R2.4.1))				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1350 号 (最終改正 H29.3.31))	建基法 12 条 報告検査等	官公法 12 条 点検	官公法 13 条 確認	共通仕様書
別表 建築物の敷地及び構造								
(い) 調査項目								
一 敷地及び地盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	一 (1)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	一 (2)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(3)	令第 128 条に規定する通路 (以下「敷地内の通路」という。)	敷地内の通路の確保の状況		3 Y			b
	(4)		有効幅員の確保の状況		3 Y			b
	(5)		敷地内の通路の支障物の状況		3 Y			b
	(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状		3 Y			b

			況					
	(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	一 (3)	3Y	3Y	1Y	○
	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	一 (4)	3Y	3Y	1Y	○
	(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	一 (5)	3Y	3Y	1Y	○
二 建築物の外部	(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	二 (1)	3Y	3Y	1Y	○
	(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	二 (2)	3Y	3Y	1Y	○
	(3)	土台 (木造に限る)	土台の沈下等の状況	二 (3)	3Y	3Y	1Y	○
	(4)		土台の劣化及び損傷の状況	二 (4)	3Y	3Y	1Y	○
	(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況		3Y			b
	(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (5)	3Y	3Y	1Y	○
	(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (6)	3Y	3Y	1Y	○
	(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (7)	3Y	3Y	1Y	○
	(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (8)	3Y	3Y	1Y	○
	(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (9)	3Y	3Y	1Y	○
	(11)		外壁	外装仕上げ材等	二 (10)	3Y/ 10Y	3Y/ 10Y	1Y

			く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	二 (11)	3Y	3Y	1Y	○
(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	二 (12)	3Y	3Y	1Y	○
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	二 (13)	3Y	3Y	1Y	○
(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	二 (14)	3Y	3Y	1Y	○
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況		3Y			b
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	二 (15)	3Y	3Y	1Y	○
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	二 (16)	3Y	3Y	1Y	○
三 屋上及び屋根	(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	三 (1)	3Y	3Y	1Y	○
	(2)	屋上回り(屋上面を除く。)	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	三 (2)	3Y	3Y	1Y	○
	(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	三 (3)	3Y	3Y	1Y	○
	(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	三 (4)	3Y	3Y	1Y	○
	(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	三 (5)	3Y	3Y	1Y	○
	(6)	屋根	屋根の防火対策の状況		3Y			b
	(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	三 (6)	3Y	3Y	1Y	○

	(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広 告塔等)	機器、工作物本体及び接 合部の劣化及び損傷の 状況	三 (7)	3Y	3Y	1Y	○	
	(9)		支持部分等の劣化及び 損傷の状況	三 (8)	3Y	3Y	1Y	○	
四 建築物の内部	(1)	防火区画	令第 112 条第 11 項から第 13 項までに 規定する区画の状況		3Y			b	
	(2)		令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又 は第 7 項から第 10 項までの各項に規定 する区画の状況		3Y			b	
	(3)		令第 112 条第 18 項に規定する区画の状 況		3Y			b	
	(4)		防火区画の 外周部	令第 112 条第 16 項に規 定する外壁等及び同条 第 17 項に規定する防火 設備の処置の状況		3Y			b
	(5)			令第 112 条第 16 項に規 定する外壁等及び同条 第 17 項に規定する防火 設備の劣化及び損傷の 状況	四 (1)	3Y	3Y	1Y	○
	(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況	四 (2)	3Y	3Y	1Y	○	
	(7)		組積造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	四 (3)	3Y	3Y	1Y	○	
	(8)		補強コンクリートブロ ック造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	四 (4)	3Y	3Y	1Y	○	
	(9)		鉄骨造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	四 (5)	3Y	3Y	1Y	○	

(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (6)	3 Y	3 Y	1 Y	○	
(11)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況		3 Y			b	
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	四 (7)	3 Y	3 Y	1 Y	○	
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	四 (8)	3 Y	3 Y	1 Y	○	
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況		3 Y			b	
(15)			令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況		3 Y			b
(16)			令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況		3 Y			b
(17)			床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (9)	3 Y	3 Y	1 Y
(18)	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (10)			3 Y	3 Y	1 Y	○	
(19)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (11)			3 Y	3 Y	1 Y	○	
(20)	耐火構造の	準耐火性能等の確保の				3 Y			b

		床又は準耐火構造の床	状況					
(21)		(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	四 (12)	3 Y	3 Y	1 Y	○
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況		3 Y			b
(23)		令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況		3 Y			b
(24)	天井		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	四 (13)	3 Y	3 Y	1 Y	○
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	四 (14)	3 Y	3 Y	1 Y	○
(26)			区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況		3 Y			b
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況		3 Y			b
(28)		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第一号口に規定する基準についての適合の状況		3 Y			b
(29)			防火扉又は戸の開放方向		3 Y			b
(30)			常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	四 (15)	3 Y	3 Y	6 M	○

(31)		常閉防火設備等の閉鎖 又は作動の状況	四 (16)	3 Y	3 Y	6 M	○
(32)		常閉防火設備等の閉鎖 又は作動の障害となる 物品の放置の状況	四 (17)	3 Y	3 Y		○
(33)		常閉防火扉等の固定の 状況	四 (18)	3 Y	3 Y		○
(34)	照明器具、懸垂物 等	照明器具、懸垂物等の落 下防止対策の状況	四 (19)	3 Y	3 Y	1 Y	○
(35)		防火設備又は戸の閉鎖 の障害となる照明器具、 懸垂物等の状況	四 (20)	3 Y	3 Y		○
(36)	居室の採光及び換 気	採光のための開口部の 面積の確保の状況		3 Y			b
(37)		採光の妨げとなる物品 の放置の状況		3 Y			b
(38)		換気のための開口部の 面積の確保の状況		3 Y			b
(39)		換気設備の設置の状況		3 Y			b
(40)		換気設備の作動の状況	四 (21)	3 Y	3 Y		○
(41)		換気の手助けとなる物品 の放置の状況		3 Y			b
(42)	石綿等を添加した 建築材料	吹付け石綿及び吹付け ロックウールでその含 有する石綿の重量が当 該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるも の(以下「吹付け石綿等」 という。)の使用の状況		3 Y			b
(43)		吹付け石綿等の劣化の 状況	四 (22)	3 Y	3 Y	1 Y	○
(44)		除去又は囲い込み若し くは封じ込めによる飛 散防止措置の実施の状 況		3 Y			b

五 避難施設等	(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	四 (23)	3Y	3Y	1Y	○		
	(1)	令第 120 条第 2 項に規定する通路	令第 120 条第 2 項に規定する通路の確保の状況		3Y			b		
	(2)	廊下	幅の確保の状況		3Y			b		
	(3)		物品の放置の状況	五 (1)	3Y	3Y	1Y	○		
	(4)	出入口	出入口の確保の状況		3Y			b		
	(5)		物品の放置の状況	五 (2)	3Y	3Y	1Y	○		
	(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況		3Y			b		
	(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況		3Y			b		
	(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	五 (3)	3Y	3Y	1Y	○		
	(9)		物品の放置の状況	五 (4)	3Y	3Y	1Y	○		
	(10)		避難器具の操作性の確保の状況	五 (5)	3Y	3Y	1Y	○		
	(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況		3Y			b	
	(12)			幅の確保の状況		3Y			b	
	(13)			手すりの設置の状況		3Y			b	
	(14)			物品の放置の状況	五 (6)	3Y	3Y	1Y	○	
	(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	五 (7)	3Y	3Y	1Y	○	
	(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況		3Y			b
	(17)			屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況		3Y			b
	(18)			開放性の確保の状況	五 (8)	3Y	3Y		○	
(19)	特別避難階段	令第 123 条第 3 項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の		3Y			b			

			確保の状況						
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況			3Y		b	
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	五 (9)		3Y	3Y	6M	○
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	五 (10)		3Y	3Y	1Y	○
(23)			物品の放置の状況	五 (11)		3Y	3Y	1Y	○
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			3Y			b
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	五 (12)		3Y	3Y	6M	○
(26)			可動式防煙壁の作動の状況	五 (13)		3Y	3Y	6M	○
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況			3Y			b
(28)			排煙設備の作動の状況	五 (14)		3Y	3Y	6M	○
(29)			排煙口の維持保全の状況	五 (15)		3Y	3Y	6M	○
(30)		非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			3Y			b
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	五 (16)		3Y	3Y		○
(32)		その他の設備等	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況			3Y		
(33)	昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の					3Y			b

				設置の状況							
	(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況			3Y		b		
	(35)			乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況			3Y	1Y	○		
	(36)			物品の放置の状況			3Y		b		
	(37)			非常用エレベーターの作動の状況			3Y		b		
	(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			3Y	6M	○		
	(39)			非常用の照明装置の作動の状況	五 (17)		3Y	3Y	6M	○	
	(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	五 (18)		3Y	3Y	6M	○	
	六 その他	(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	六 (1)		3Y	3Y	1Y	○
		(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	六 (2)		3Y	3Y	1Y	○
(3)		特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	六 (3)		3Y	3Y	1Y	○	
(4)				上部構造の可動の状況	六 (4)		3Y	3Y		○	
(5)		避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	六 (5)		3Y	3Y	1Y	○	
(6)		煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	六 (6)		3Y	3Y	1Y	○	
(7)				付帯金物の劣化及び損傷の状況	六 (7)		3Y	3Y	1Y	○	
(8)			令第 138 条 第 1 項第一	煙突本体の劣化及び損傷の状況	六 (6)		3Y	3Y	1Y	○	

(9)	号に掲げる 煙突	付帯金物の劣化及び損 傷の状況	六 (7)	3Y	3Y	1Y	○
-----	-------------	--------------------	-------	----	----	----	---

官 公 法 13 条 追 記 分		植栽				1Y	○
		柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（木造）				1Y	○
		柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（組積造）				1Y	○
		柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（補強コンクリートブロック造）				1Y	○
		柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（鉄骨造）				1Y	○
		柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造）				1Y	○
		手すり、丸環等の外観及び固定				1Y	○
		塔屋の外観				1Y	○
		タラップ、庇、とい等の外観				1Y	○
		バルコニーの外観及び固定				1Y	○
		内装壁仕上げ材等の外観及び固定				1Y	○
		災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路の外観、固定、及び作動				大地震の発生時	—
		危険物を貯蔵し、又は使用する室の外観、固定、及び作動				大地震の発生時	—
		不特定多数の者が利用する建物の部位					—
		エキスパンションジョイント金物等の外観				1Y	○
		屋上緑化設備の外観及び作動				3M	○
	床及び階段の共通部材の外観及び固定				1Y	○	
	屋外階段の外観及び固定				1Y	○	

	床材料の外観及び固定			1 Y	○
	仕上材料、下地の外観及び固定			1 Y	○
	二重床			1 Y	○
	階段等の材料の外観及び固定			1 Y	○
	視覚障害者誘導用ブロック部材等の外観及び固定			1 Y	○
	点検口の部材の外観、固定及び作動			1 Y	○
	排水溝の外観			1 Y	○
	建具回りの外観			1 Y	○
	静穏に必要な部材の外観			1 Y	○
	建具の外観及び作動			1 Y	○
	自動扉の作動			1 Y	○
	防護柵の外観			1 Y	○
	防煙壁の外観			6 M	○
	案内表示の外観			1 Y	○
	門扉の外観及び作動			1 Y	○
	広告塔の外観			1 Y	○
	駐車場、車路の外観			1 Y	○
	歩道、玄関ポーチ等の外観			1 Y	○
	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観			1 Y	○

建築基準法（H20 国土交通省告示第 283 号（最終改正 R2. 4. 1）		官公庁施設の建設等に関する法律	建基法 12 条報告検査等	官公法 12 条点検	官公法 13 条確認	共通仕様書
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (1/6)						
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (2/6)						
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (3/6)						
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (4/6)						
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (5/6)						
表 2-2-2 建築物の昇降機の [点検] (6/6)						
(1/6)	かごを主索又は鎖で吊るエレベーター (第二号から第四号までに掲げるものを除く)	規定なし	1 Y	—	—	b
(2/6)	油圧エレベーター		1 Y	—	—	b

	(第三号及び第四号に掲げるものを除く)					
(3/6)	車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15 メートル以下で、かつ、その床面積が 5.25 平方メートル以下のものであって、昇降行程が 4 メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの		1 Y	—	—	b
(4/6)	階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が 9 メートル以下のもの		1 Y	—	—	b
(5/6)	エスカレーター		1 Y	—	—	b
(6/6)	小荷物専用昇降機		1 Y	—	—	b

別 表

点検等及び確認整理表（設備）

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第 1 換気設備				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第 1 換気設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書	
		(い)		(ろ) 検査事項					
		検査項目							
一 設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(1)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の 外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		1 Y			b	
	(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	— (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置		1 Y				b
	(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	— (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○	

	(5)		風道の取付けの状況	一 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(6)		風道の材質		1 Y			b	
	(7)		給気機又は排気機の設置の状況	一 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(8)		換気扇による換気の状況		1 Y			b	
	(9)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量		3 Y			b	
	(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (6)	3 Y	1 Y	1 Y	○	
	(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	一 (7)	1 Y	1 Y	1 Y / 6 M	○	
	(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	一 (8)	1 Y	1 Y	1 Y / 6 M	○
	(13)		空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況	一 (9)	1 Y	1 Y	1 Y / 6 M	○
	(14)			空気ろ過器の点検口		1 Y			b
	(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		1 Y			b	
	(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度		3 Y			b
	(17)			各居室の相対湿度		3 Y			b
	(18)			各居室の浮遊粉じん量		3 Y			b
	(19)			各居室の一酸化炭素含有率		3 Y			b
	(20)			各居室の二酸化炭素含有率		3 Y			b
	(21)	各居室の気流		3 Y			b		
	二 室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		1 Y			b
		(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	二 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○
		(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		1 Y			b

	(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		1 Y			b	
	(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	二 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	二 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		1 Y			b	
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		1 Y			b	
	(9)	自然換気設備		煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）		1 Y			b
	(10)	機械換気設備		煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器の設置の状況		1 Y			b
	(11)			換気扇による換気の状況		1 Y			b
	(12)			給気機又は排気機の設置の状況	二 (4)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(13)			機械換気設備の換気量		1 Y			b
	三 法第88条第3項又は第89条第1項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況		1 Y			b
		(2)		防火ダンパーの取付けの状況	三 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
		(3)		防火ダンパーの作動の状況	三 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		三 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○	
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			1 Y				b
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ		三 (4)	1 Y	1 Y			○
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況			1 Y				b

(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置		1 Y			b
(9)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	三 (5)	1 Y	1 Y	6 M	○
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。						
一項 (3)、(9) 及び (16) から (21) まで、 二項 (13) 並びに三項 (9)	前回の検査後にそれぞれ(は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録	三 (5)				
一項 (1)、(2)、(5) から (8) まで、(10) から (12) まで、(14) 及び (15)	前回の検査後にそれぞれ(は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録	一 (1)、 (3)、(4) 及び (6) から (8) まで				
一項 (4) 及び(13)	前回の検査後にそれぞれ(は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	一 (2)、 (9)				

建築基準法（H20 国土交通省告示第 285 号（最終改正 R2. 4. 1））

建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R2. 4. 1））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第 2 排煙設備				(ろ)検査事項	官公庁施設 の建設等に 関する法律 (H20 国土交 通省告示第 1351 号(最終 改正 R2. 4. 1)) 別表第二 排煙設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
(い) 検査項目									
一 令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等 令第 123 条第 3 項第 2 号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する昇降路又は乗降ロビー、	(1)	排煙機 の外観	排煙機の設置の状況	一 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(2)		排煙風道との接続の状況	一 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(3)		煙排出口の設置の状況		1 Y			b	
	(4)		煙排出口の周囲の状況	一 (3)	1 Y	1 Y		○	
	(5)		屋外に設置された煙排出口 への雨水等の防止措置の状 況		1 Y			b	
	(6)	排煙機 の性能	排煙口の開放との連動起動 の状況	一 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(7)		作動の状況	一 (5)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(8)		電源を必要とする排煙機の 予備電源による作動の状況	一 (6)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(9)		排煙機の排煙風量		1 Y			b	
	(10)		中央管理室における制御及 び作動状態の監視の状況	一 (7)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(11)	排煙口 の排煙 口の外 観	排煙口の位置		1 Y			b	
	(12)		排煙口の周囲の状況	一 (8)	1 Y	1 Y		○	
	(13)		排煙口の取付けの状況	一 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(14)		手動開放装置の周囲の状況	一 (10)	1 Y	1 Y		○	
	(15)		手動開放装置の操作方法の 表示の状況		1 Y			b	
	(16)		機械排 煙設備	手動開放装置による開放の 状況	一 (11)	1 Y	1 Y	6 M	○

(17)	の排煙 口の性 能	排煙口の開放の状況	— (12)	1 Y	1 Y		○	
(18)		排煙口の排煙風量		3 Y			b	
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	— (13)	3 Y	1 Y	6 M	○	
(20)		煙感知器による作動の状況	— (14)	1 Y	1 Y		○	
(21)	機械排 煙設備 の排煙 風道(隠 蔽部分 及び埋 設部分 を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	— (15)	1 Y	1 Y	6 M	○	
(22)		排煙風道の取付けの状況	— (16)	1 Y	1 Y	6 M	○	
(23)		排煙風道の材質		1 Y			b	
(24)		防煙壁の貫通措置の状況	— (17)	1 Y	1 Y	6 M	○	
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	— (18)	1 Y	1 Y		○	
(26)		防火ダンパー (外壁 の開口 部で延 焼のお それの ある部 分に設 けるも のを除 く。)	防火ダンパーの取付けの状況	— (19)	1 Y	1 Y	6 M	○
(27)			防火ダンパーの作動の状況	— (20)	1 Y	1 Y	6 M	○
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	— (21)	1 Y	1 Y	6 M	○
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		1 Y			b
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	— (22)	1 Y	1 Y		○
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)		1 Y			b
(32)	特殊な 構造の 排煙設 備の排		排煙口及び給気口の大きさ及び位置		1 Y			b
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況	— (23)	1 Y	1 Y		○	

(34)	特殊な構造の排煙風道の	煙口及び給気	排煙口及び給気口の取付けの状況	— (24)	1 Y	1 Y	6 M	○
(35)		口の外	手動開放装置の設置の状況	— (25)	1 Y	1 Y		○
(36)		観	手動開放装置の操作方法の表示の状況		1 Y			b
(37)		特殊な	排煙口の排煙風量		3 Y			b
(38)		構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	— (26)	3 Y	1 Y	6 M	○
(39)			煙感知器による作動の状況	— (27)	1 Y	1 Y		○
(40)		特殊な	給気風道の劣化及び損傷の状況	— (28)	1 Y	1 Y	6 M	○
(41)		構造の排煙設備の給気風道	給気風道の材質		1 Y			b
(42)			給気風道の取付けの状況	— (29)	1 Y	1 Y	6 M	○
(43)		(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	防煙壁の貫通措置の状況	— (30)	1 Y	1 Y	6 M	○
(44)		特殊な	給気送風機の設置の状況	— (31)	1 Y	1 Y	6 M	○
(45)		構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気風道との接続の状況	— (32)	1 Y	1 Y	6 M	○
(46)		特殊な	排煙口の開放と連動起動の状況	— (33)	1 Y	1 Y	6 M	○
(47)		構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	— (34)	1 Y	1 Y	6 M	○
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	— (35)	1 Y	1 Y	6 M	○
(49)			給気送風機の給気風量		1 Y			b

	(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (36)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		1 Y			b
	(52)		吸込口の周囲の状況	一 (37)	1 Y	1 Y		○
	(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1 Y			b
二 令第128条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第128条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(1)	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	二 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)		給気口の周囲の状況	二 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	二 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		排煙風道の取付けの状況	二 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(5)		排煙風道の材質		1 Y			b
	(6)	煙設備	給気口の周囲の状況	二 (5)	1 Y	1 Y		○
	(7)		給気口の取付けの状況	二 (6)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(8)	給気口の外觀	給気口の手動開放装置の周囲の状況	二 (7)	1 Y	1 Y		○
	(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況		1 Y			b
	(10)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	二 (8)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(11)		給気口の開放の状況	二 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(12)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を	給気風道の劣化及び損傷の状況	二 (10)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(13)		給気風道の取付けの状況	二 (11)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(14)		風道の材質		1 Y			b

		除く。)					
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	二 (12)	1 Y	1 Y	6 M	○
(16)		給気風道との接続の状況	二 (13)	1 Y	1 Y	6 M	○
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	二 (14)	1 Y	1 Y	6 M	○
(18)		給気送風機の作動の状況	二 (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	二 (16)	1 Y	1 Y	6 M	○
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	二 (17)	1 Y	1 Y	6 M	○
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		1 Y			b
(22)		吸込口の周囲の状況	二 (18)	1 Y	1 Y		○
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1 Y			b
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速		3 Y			b
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置		1 Y			b
(26)		空気逃し口の周囲の状況	二 (19)	1 Y	1 Y		○
(27)		空気逃し口の取付けの状況	二 (20)	1 Y	1 Y	6 M	○
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	二 (21)	1 Y	1 Y		○
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置		1 Y			b
(30)		圧力調整装置の周囲の状況	二 (22)	1 Y	1 Y		○
(31)		圧力調整装置の取付けの状況	二 (23)	1 Y	1 Y	6 M	○
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	二 (24)	1 Y	1 Y		○

三 令第126条の2第1項に規定する居室等	(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	三 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)		手動降下装置による連動の状況	三 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)		煙感知器による連動の状況	三 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		可動防煙壁の材質		1 Y			b
	(5)		可動防煙壁の防煙区画	三 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	三 (5)	1 Y	1 Y		○
四 予備電源	(1)	自家用 発電装 置等の 状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	四 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		発電機の発電容量		1 Y			b
	(3)		発電機及び原動機の状況	四 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)		始動用の空気槽の圧力	四 (4)	1 Y	1 Y		○
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	四 (6)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	四 (8)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	四 (9)	1 Y	1 Y		○
	(11)	接地線の接続の状況	四 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(12)	絶縁抵抗		1 Y			b	
	(13)	自家用 発電装 置の性 能	電源の切替えの状況	四 (11)	1 Y	1 Y		○
	(14)	始動の状況	四 (12)	1 Y	1 Y		○	
	(15)	運転の状況	四 (13)	1 Y	1 Y		○	
	(16)	排気の状況	四 (14)	1 Y	1 Y		○	

(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	四 (15)	1 Y	1 Y		○	
(18)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	四 (16)	1 Y	1 Y		○	
(19)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	四 (17)	1 Y	1 Y		○	
(20)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	四 (18)	1 Y	1 Y		○	
(21)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	四 (19)	1 Y	1 Y		○	
(22)		給気部及び排気管の取付けの状況	四 (20)	1 Y	1 Y		○	
(23)		V ベルト	四 (21)	1 Y	1 Y		○	
(24)		接地線の接続の状況	四 (22)	1 Y	1 Y		○	
(25)		絶縁抵抗		1 Y			b	
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	四 (23)	1 Y	1 Y		○
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。								
一項 (9)、(18)、(20)、(37)、(39) 及び (49) 並びに二項 (24)		前回の検査後にそれぞれ (は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録	一 (14) 及び (27)					

<p>一項 (2)、(4)、(6) から (8) まで、(10)、(12) から (14) まで、(16)、(19)、(21)、(22) 及び (27)、 二項 (1) から (4) まで、(6) から (8) まで、(10)、(12)、(13)、(16) から (20) まで及び (26) から (28) まで、 三項 (2)、(3)、(5) 及び (6) 並びに四項 (3) から (8) まで及び (10) から (17) まで</p>	<p>前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>	<p>一 (2) から (11) まで、(13)、(15)、(16) 及び (20)、 二 (1) から (8) まで、(10)、(11)、(13) から (17) まで及び (19) から (21) まで、 三 (2) から (5) 並びに四 (2) から (7) まで及び (9) から (15) まで</p>				
--	--	---	--	--	--	--

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1))

建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

<p>建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第 3 非常用の照明装置</p>				<p>官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第三 非常用の照明装置</p>	<p>建 基 法 12 条 報 告 検 査</p>	<p>官 公 法 12 条 点 検</p>	<p>官 公 法 13 条 確 認</p>	<p>共 通 仕 様 書</p>
		<p>(い) 検査項目</p>	<p>(ろ)検査事項</p>					

器具	一 照明	(1)	非常用の	使用電球、ランプ等	一 (1)	等				
		(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況		1 Y	1 Y		○	
電池及び 自家用発電装置	二 電池内蔵形の蓄電池、 電源別置形の蓄電池	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び点灯の状況	二 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○	
		(2)	照度	照度の状況		1 Y			b	
		(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況		1 Y			b	
		(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		二 (3)	1 Y	1 Y		○
三 電源別置形の蓄電池及び 自家用発電装置	三	(1)		照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	三 (1)	1 Y			b	
		(2)	配線	電気回路の接続の状況		1 Y			b	
		(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況		1 Y			b	
		(4)	配線	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		1 Y			b	
		(5)		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況		三 (2)	1 Y	1 Y		○
		(6)	切替回路	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況		三 (2)	1 Y	1 Y		○
蓄電池	四 電池内蔵形の蓄電池	(1)	配線及び	充電ランプの点灯の状況	四 (1)	1 Y	1 Y		○	
		(2)	充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況		1 Y			b	

五 電源別置形の蓄電池	(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)			蓄電池室の換気の状況	五 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)			蓄電池の設置の状況	五 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)		性能 蓄電池の	電圧		1 Y			b
	(5)			電解液比重		1 Y			b
	(6)			電解液の温度		1 Y			b
	(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (4)	1 Y	1 Y		○
	(8)				キュービクルの取付けの状況	五 (5)	1 Y	1 Y	1 Y
六 自家用発電装置	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	六 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)			発電機の発電容量		1 Y			b
	(3)			発電機及び原動機の状況	六 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	六 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)			始動用の空気槽の圧力	六 (4)	1 Y	1 Y		○
	(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	六 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	六 (6)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	六 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)			自家用発電装置の取付けの状況	六 (8)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(10)			自家用発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	六 (9)	1 Y	1 Y		○
	(11)		接地線の接続の状況	六 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(12)		絶縁抵抗		1 Y			b	
	(13)		装置の性能 自家用発電	電源の切替えの状況	六 (11)	1 Y	1 Y		○
	(14)			始動の状況	六 (12)	1 Y	1 Y		○
	(15)			運転の状況	六 (13)	1 Y	1 Y		○
	(16)			排気の状態	六 (14)	1 Y	1 Y		○

(17)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	六 (15)	1 Y	1 Y	○
五項 (2) から(6) まで並びに六項 (3) から(8) まで及び(10) から (17) までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。		五 (2) 及び(3) 並びに六(2) から(7) まで及び(9) から (15) まで			

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1))

建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第 4 給水設備及び排水設備				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1)) 別表第四 給水設備及び排水設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書				
	(い)	(ろ)検査事項										
一 飲 料 用 の 配 管 設 備 及 び 排 水 設 備	(1)	配管の取付けの状況	1 Y							1 Y	○	
	(2)	配管の腐食及び漏水の状況	1 Y						1 Y	1 Y	○	
	(3)	飲料用配管及び排水配管	配管が貫通する箇所 の損傷防止措置の状況						1 Y			b
	(4)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	継手類の取付けの状況						1 Y			b
	(5)		保温措置の状況						1 Y			b
	(6)		防火区画等の貫通措置の状況						1 Y			b
	(7)		配管の支持金物						1 Y			b

	(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			1 Y			b
	(9)		止水弁の設置の状況			1 Y			b
	(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			1 Y			b
	(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			1 Y			b
二 飲料水の配管設備	(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況			1 Y			b
	(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			1 Y			b
	(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	二 (1)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			1 Y			b
	(5)		給水ポンプの運転の状況	二 (2)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			1 Y			b
	(7)		給水タンク等の内部の状況	二 (3)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	二 (4)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	二 (5)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	二 (6)		1 Y	1 Y	1 Y	○
三 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			1 Y			b
	(2)		排水槽の通気の状況			1 Y			b
	(3)		排水漏れの状況	三 (1)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		排水ポンプの設置の状況	三 (2)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)		排水ポンプの運転の状況	三 (3)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(6)	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			1 Y			b	
	(7)	排水再利用配	雑用水の用途			3 Y			b
	(8)	管設備（中水	雑用水給水栓の表示の状況	三 (4)		1 Y	1 Y	1 Y	○

(9)	道を含む。)	配管の標識等			1 Y			b
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況		三 (5)	1 Y	1 Y	1 Y /6M	○
(11)		消毒装置		三 (6)	1 Y	1 Y		○
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		三 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	○
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			1 Y			b
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			1 Y			b
(15)	その他 排水管	公共下水道等への接続の状況			1 Y			b
(16)		雨水排水立て管の接続の状況			1 Y			b
(17)		排水の状況	三 (8)		1 Y	1 Y	1 Y	○
(18)		掃除口の取付けの状況			1 Y			b
(19)		雨水系統との接続の状況			1 Y			b
(20)		間接排水の状況	三 (9)		1 Y	1 Y	1 Y	○
(21)		通気管	通気開口部の状況			1 Y		
(22)	通気管の状況		三 (10)		1 Y	1 Y	1 Y	○
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。								
一項((2)を除く。)、 二項(2)、(3)及び び(7)を除く。)並び びに三項(2)、(3)、 (5)、(11)、(14) 及び(22)を除く。)		前回の検査後にそれぞれ (は)欄に掲げる検査方法 と同等の方法で一級建築士 等が実施した検査の記録	二(2)及び (4)から(6) まで並びに 三項(2)、 (4)、(5) 及び(7)か ら(9)					

	一項 (2)、二項 (2)、 (3) 及び(7) 並びに 三項 (2)、 (3)、 (5)、 (11)、 (14) 及び(22)	前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法 と同等の方法で一級建築士 等が実施した検査の記録又 は前回の検査後に建築基準 法令以外の法令の規定に基 づき実施した点検等の記録	一 (1)、二 (1) 及び(3) 並びに三 (1)、 (3)、 (6) 及び(10)				
--	--	--	---	--	--	--	--

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 R2. 4. 1))

建築設備等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、
方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号 (最終改正 R2. 4. 1))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築基準法 (H28 建築基準法関係告示 723 号) (最終改定 R2. 4. 1) 防火設備				官公庁施設 の建設等に 関する法律 (H20 国土交 通省告示第 1351 号 (最終 改正 R2. 4. 1)) 別表第五 防火設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書	
別表		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項						
一 防 火 扉	(1)	防火扉	設置場 所の周 囲の状 況	閉鎖の障害となる物品の放 置の状況	一 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		扉、枠及 び金物	扉の取付けの状況	一 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)		扉、枠及 び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損 傷の状況	一 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		危害防 止装置	作動の状況	一 (4)	1 Y	1 Y		○
	(5)	連動機 構	煙感知 器、熱煙 複合式 感知器	設置位置		1 Y			b
	(6)		煙感知 器、熱煙 複合式 感知器	感知の状況	一 (5)	1 Y	1 Y	6 M	○

		及び熱感知器						
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	－ (6)	1 Y	1 Y		○
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況	－ (7)	1 Y	1 Y		○
(9)		連動制御器	結線接続の状況	－ (8)	1 Y	1 Y		○
(10)	接地の状況		－ (9)	1 Y	1 Y		○	
(11)	予備電源への切り替えの状況		－ (10)	1 Y	1 Y		○	
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	－ (11)	1 Y	1 Y		○
(13)			容量の状況	－ (12)	1 Y	1 Y		○
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	－ (13)	1 Y	1 Y		○
(15)			再ロック防止機構の作動の状況	－ (14)	1 Y	1 Y		○
(16)			防火扉の閉鎖の状況	－ (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
(17)		総合的な作動の状況	防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況		1 Y			b
二 防火シャッター	(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	二 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		駆動装置（(2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するもの	二 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取り付けの状況	二 (3)	1 Y	1 Y		○
	(4)		スプロケットの設置の状況	二 (4)	1 Y	1 Y		○
	(5)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	二 (5)	1 Y	1 Y		○
			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況					

		に 限 る。)					
(6)	カー テ ン部	スラット及び座板の劣化の 状況	二 (6)	1 Y	1 Y	6 M	○
(7)		吊り元の劣化及び損傷並び に固定の状況	二 (7)	1 Y	1 Y	6 M	○
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	二 (8)	1 Y	1 Y	6 M	○
(9)	まぐさ 及びガ イドレ ール	劣化及び損傷の状況	二 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○
(10)	危 害 防 止装置	危害防止用連動中継器の配 線の状況	二 (10)	1 Y	1 Y		○
(11)		危害防止装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況	二 (11)	1 Y	1 Y		○
(12)		危害防止装置用予備電源の 容量の状況	二 (12)	1 Y	1 Y		○
(13)		座板感知部の劣化及び損傷 並びに作動の状況	二 (13)	1 Y	1 Y		○
(14)		作動の状況	二 (14)	1 Y	1 Y		○
(15)	連動機 構	煙感知 器、熱煙 複合式 感知器		1 Y			b
(16)		及び熱 感知器	感知の状況	二 (15)	1 Y	1 Y	6 M
(17)	温度ヒ ューズ 装置	設置の状況	二 (16)	1 Y	1 Y		○
(18)	連 動 制 御器	スイッチ類及び表示灯の状 況	二 (17)	1 Y	1 Y		○
(19)		結線接続の状況	二 (18)	1 Y	1 Y		○
(20)		接地の状況	二 (19)	1 Y	1 Y		○
(21)		予備電源への切り替えの状 況	二 (20)	1 Y	1 Y		○

	(22)	連動機構用予備電源	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	二 (21)	1 Y	1 Y		○	
	(23)		容量の状況	二 (22)	1 Y	1 Y		○		
	(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	二 (23)	1 Y	1 Y		○	
	(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	二 (24)	1 Y	1 Y		○	
	(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	二 (25)	1 Y	1 Y	6 M	○	
	(27)		防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況		1 Y			b	
	三 耐火クロススクリーン	(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	三 (1)	1 Y	1 Y		○
(2)		駆動装置		ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	三 (2)	1 Y	1 Y		○	
(3)		カーテン部		耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	三 (3)	1 Y	1 Y		○
(4)				吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	三 (4)	1 Y	1 Y		○
(5)		ケース		劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	三 (5)	1 Y	1 Y		○
(6)		まぐさ及びガイドレール		劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	三 (6)	1 Y	1 Y		○
(7)		危害防止装置		危害防止用連動中継器の配線の状況	危害防止用連動中継器の配線の状況	三 (7)	1 Y	1 Y		○
(8)				危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	三 (8)	1 Y	1 Y		○
(9)				危害防止装置用予備電源の容量の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況	三 (9)	1 Y	1 Y		○
(10)				座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	三 (10)	1 Y	1 Y		○
(11)				作動の状況	作動の状況	三 (11)	1 Y	1 Y		○

	(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1 Y			b	
	(13)		感知の状況	三 (12)	1 Y	1 Y		○		
	(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	三 (13)	1 Y	1 Y		○
	(15)				接地の状況	三 (14)	1 Y	1 Y		○
	(16)				予備電源への切り替えの状況	三 (15)	1 Y	1 Y		○
	(17)				劣化及び損傷の状況	三 (16)	1 Y	1 Y		○
	(18)		連動機構用予備電源	容量の状況	三 (17)	1 Y	1 Y		○	
	(19)				三 (18)	1 Y	1 Y		○	
	(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	三 (19)	1 Y	1 Y		○	
	(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	三 (20)	1 Y	1 Y		○	
	(22)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	三 (21)	1 Y	1 Y		○	
	(23)				防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況		1 Y			b
四 ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備 (以下「ドレンチャー等」という。)	(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	四 (1)	1 Y	1 Y		○	
	(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	四 (2)	1 Y	1 Y		○	
	(3)		開閉弁	開閉弁の状況	四 (3)	1 Y	1 Y		○	
	(4)		排水設備	排水の状況	四 (4)	1 Y	1 Y		○	
	(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	四 (5)	1 Y	1 Y		○	
	(6)			給水装置の状況	四 (6)	1 Y	1 Y		○	

(7)	加 圧 送 水 装 置	ポンプ制御盤のスイッチ類 及び表示灯の状況	四 (7)	1 Y	1 Y		○	
(8)		結線接続の状況	四 (8)	1 Y	1 Y		○	
(9)		接地の状況	四 (9)	1 Y	1 Y		○	
(10)		ポンプ及び電動機の状況	四 (10)	1 Y	1 Y		○	
(11)		加圧送水装置の予備電源へ の切り替えの状況	四 (11)	1 Y	1 Y		○	
(12)		加圧送水装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況	四 (12)	1 Y	1 Y		○	
(13)		加圧送水装置用予備電源の 容量の状況	四 (13)	1 Y	1 Y		○	
(14)		圧力計、呼水槽、 起動用圧力スイッチ等の付 属装置の状況	四 (14)	1 Y	1 Y		○	
(15)	連 動 機 構	煙 感 知 器、熱煙 複 合 式 感 知 器 及 び 熱 感 知 器 (火 災 感 知 器 用 ヘ ッ ド 等 の 感 知 装 置 を 含 む。)		1 Y			b	
(16)		感知の状況	四 (15)	1 Y	1 Y		○	
(17)		制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状 況	四 (16)	1 Y	1 Y		○
(18)			結線接続の状況	四 (17)	1 Y	1 Y		○
(19)			接地の状況	四 (18)	1 Y	1 Y		○
(20)	予備電源への切り替えの状 況		四 (19)	1 Y	1 Y		○	
(21)	連 動 機	劣化及び損傷の状況	四 (20)	1 Y	1 Y		○	

(22)	構用予備電源	容量の状況	四 (21)	1 Y	1 Y		○
(23)	自動作動装置	設置の状況	四 (22)	1 Y	1 Y		○
(24)	手動作動装置	設置の状況	四 (23)	1 Y	1 Y		○
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	四 (24)	1 Y	1 Y		○
(26)		防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況		1 Y			b

建築基準法（H28 国土交通省告示第 723 号）（最終改正 R2. 4. 1）

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R2. 4. 1））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

上記以外の官公法第 13 条（確認）		全ての機器類の作動				1 Y/ 6 M	○
		基礎、架台の外観				1 Y/ 6 M	○
		分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定				1 Y	○
		端子盤の外観及び固定				1 Y	○
		照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定				1 Y	○
		監視カメラの外観及び固定				1 Y	○
		自動火災報知装置の外観及び固定				6 M	○
		音声誘導装置の外観及び固定				1 Y	○
		インターホンの外観及び固定				1 Y	○
	トイレ等呼出装置の外観及び固定				1 Y	○	

	太陽光発電装置の外観及び固定			1 Y	○
	風力発電装置の外観及び固定			1 Y	○
	構内情報通信網装置の外観及び固定			1 Y	○
	構内交換機(P B X)の外観及び固定			1 Y	○
	拡声装置の外観及び固定			1 Y	○
	映像、音響装置の外観及び固定			1 Y	○
	情報表示装置の外観及び固定			1 Y	○
	テレビ共同受信装置の外観及び固定			1 Y	○
	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定			1 Y	○
	駐車場管制装置の外観及び固定			1 Y	○
	入退室管理装置の外観及び固定			1 Y	○
	航空障害灯の外観及び固定			1 Y	○
	外灯の外観及び固定			1 Y	○
	電光掲示板の外観及び固定			1 Y	○
	構内配電線路の外観及び固定			1 Y	○
	構内通信線路の外観及び固定			1 Y	○
	熱源機器(冷凍機、冷却塔、ボイラー等)の外観及び固定			1 Y/ 6 M	○
	製缶類(オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等)の外観			1 Y	○
	消火機器(消火器を含む)の外観及び固定			6 M	○
	中央監視装置の外観及び固定			1 Y	○
	自動制御機器の外観及び固定			1 Y	

		井戸の外観、固定及び作動の状況				1 Y	○
		浄化槽の外観、固定及び作動の状況				1 Y	○

松山公園文化交流施設
維持管理 特記仕様書

	大項目	中項目	小項目	備考
福州園	池・滝循環ろ過	循環ポンプ	運転時電流	
		ろ過機	ろ過剤の確認(圧力計確認)	
		ろ過ポンプ	圧力、動作状況、電気機器類の電流値等	
		薬剤投入等	次亜塩素、凝集剤(PAC)等の投入	
連携施設	ミスト噴霧	軟水装置	塩タンク塩補充	
			カートリッジフィルタチェック、取替	
	池循環ろ過	ろ過機	交換部品	
			バイオ浄化フィルタ洗浄 紫外線殺菌灯チェック、取替	
	消防設備点検 エレベータ ダムウエータ	ポンプ	交換部品	
			外観機能点検・総合点検	
			保守(フルメンテナンス)	
			保守(フルメンテナンス)	

第四章 管 理 計 画

年間管理計画表

作業別	月別												回数	適用	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
高・中木管理	夏季剪定				■									1~2	台風前に行う
	冬季剪定								■			■		1	厳冬期を除く
	施肥										■	■			固形肥料その他
	病虫害防除			■								■		2~3	早期発見、物理的防除を基本
	樹勢回復措置			■				■				■			回復措置を適切に組み合わせる
	移植		常緑樹					常緑樹				シタレヤナギ等			移植は適期に行う
	支柱			■								■			補修等は冬季及び台風前に行う
	枯損樹撤去			■								■			倒木・幹折・枝さけ・その他撤去
	間引き														適宜に行う
	補植		常緑樹						常緑樹			シタレヤナギ等			補植は適期に行う
低木管理	刈込		■	■			■							2~5	花木類は花期終了後実施
	剪定			■										1	軽剪定程度とする
	施肥										■	■		1	粒状肥料その他
	補植			■								■			樹種により適期に行う
芝生管理	芝刈		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		3~5	刈むらのないようにする
	施肥				■						■			1~2	粒状肥料その他
	除草剤散布											■		1	C.A.T.除草剤
	目土掛											■		1回/2年	厚さ10mm以内
	芝張			■								■			深さ15cm程度、土壌改良
全般	除草													3~5	雑草は根より抜き取る
	植え込み地清掃			24~34回					12~18回					36~52	枯枝・落葉・その他除去
	灌水・葉面洗浄						■								必要に応じて行う

4 管理計画

植栽の管理計画は、植栽管理計画、植込地管理、草地等管理からなる。

【植栽管理】

- I 植栽管理計画
- II 植込地管理
- III 草地等管理

I 植栽管理計画

1 管理方針の策定

植栽は樹種によって必要となる管理形態が異なるので、それぞれ個別に管理方針を策定することで、年間を通して福州園の景観が保たれるよう、具体的な作業内容を計画する。

2 植栽管理計画表の作成

植栽管理計画表を作成するにあたっては、植物のサイクルが1年であることを踏まえ、管理行為が適期に実行できるよう配慮する。

II 植込地管理

植込地管理は剪定、施肥、病虫害防除、樹勢回復、移植、支柱取替等、枯損木・危険木処理、間引き、補植、除草・草刈からなる。

・植込地管理

- 1 剪定
- 2 施肥
- 3 病虫害防除
- 4 樹勢回復
- 5 移植
- 6 支柱取替等
- 7 枯損木・危険木処理
- 8 間引き
- 9 補植
- 10 除草・草刈

1 剪定

剪定は、高・中木の剪定と低木・生垣の剪定からなる。

- 1) 基本事項
- 2) 剪定時期
- 3) 剪定の方法
- 4) 高・中木の剪定
- 5) 低木の剪定

1) 基本事項

- ・剪定は、整姿剪定と弱剪定(整枝剪定)に分け、整姿剪定は樹形の骨格づくりを目的に、弱剪定は、樹冠の整正、密集による病虫害および枯枝の発生防止等を目的として行う。
- ・リュウキュウマツ等、修景上、規格形にする必要のある場合以外は、自然形に仕立てる。
- ・剪定は、枝下し(大枝下し)、切詰め、枝抜き、切返し等の剪定方法の中で、樹種、形状および剪定の目的に応じて最も適切な方法で行う。
- ・ソウシジュ、キョウチクトウ、ゲッキツ等低木類、並木の場合には、不揃いを避けるため、最初の本の基本を決定し、その木を標準として剪定を進める。
- ・施設等に影響を及ぼす以外は、不定芽の発生原因となるので、ぶつ切りは行わない。

2) 剪定時期

剪定は樹木の生長、開花などに有害な影響を与える度合の少ない時期(剪定適期)に行う。すなわち樹木の休眠期、新生枝の生長停止期、開花後、落葉終期の各時期に行うことを原則とすることから、夏季と冬季に剪定する。

ただし、枯枝や著しく病虫害に侵されている枝、台風等で折損によって危険をきたす恐れのある枝については、極力早めに剪定する。

剪定時期については、植栽管理計画に記載する。

(1) 夏季剪定

夏期剪定は、落葉樹では7月下旬から9月上旬までの時期を標準とし、各樹種の基本樹形を保ちながら樹枝先端部の伸長枝を切除する。ただし、緑陰形成機能を阻害する程、強剪定をしてはならない。常緑樹では夏期の新梢の成長が停止する5月下旬から6月、又は9月から10月までの時期を標準とし、骨格作りを主目的にした剪定を行なう。

(2) 冬季剪定

冬期剪定時期は厳寒期を除き、12月上旬より3月下旬までを標準とする。樹形は骨格作りを主目的にした剪定を行い、その樹種の持つ自然樹形を保つようにしなければならない。

3) 剪定の方法

(1) 枝抜き剪定

枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中透かしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取る。

〔主な留意点〕

- ① 枝の抜き方は、まず骨格となる枝を選択し、その枝の伸びを考慮して、まわりの不要枝を抜き取る。
- ② 抜く位置は、枝分れしている付け根から行き、切口を長く残さないようにする。
- ③ 太い枝は一度に切ろうとすると、必ず裂けてしまうので、3回ぐらいに分けて切る。

(枝下し)

大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cmうえであらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした上、切返しを行い切除する。大枝(おおむね直径が5cm以上の枝)の切断面には防腐処理を施す。

(2)切返し剪定

切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、および樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根から切り取る。

骨格枝となっている枯枝および古枝を切り取る場合は、後継枝となる子枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取る。

〔主な留意点〕

- ① 樹形を小さくするためのものであるから、外側に向いた枝を切り返す。
- ② 配置上、よい方向の枝を残し、樹形の維持に留意する。
- ③ 切返し方は、枝抜きに準ずる。

(3)切詰め剪定

切詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の頂上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、シダレヤナギなどは内芽)を残すものとする。

〔主な留意点〕

定芽は新生枝につくので、新生枝中間部の下方、外向きの定芽で切り詰める。切詰めは対象芽のすぐ上で行う。深すぎたり、余部を残すと、新梢折れ、枯れ込みの危険がある。

表13 枝抜き剪定、切返し剪定、切詰め剪定の特性

剪定法	効果	切り取り位置	剪定枝の種類
枝抜き剪定	骨格枝の形成	主枝と幹の間および副	混みすぎた枝

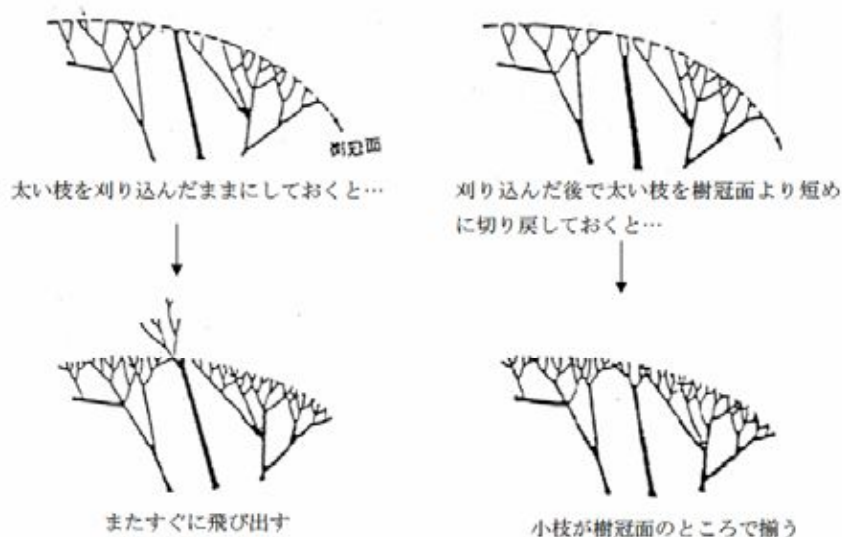
刈込の目的	大枝の透かし	主枝と主枝の間	枯枝、不定枝
切返し剪定	樹形の縮小	側枝の途中	樹冠を縮小する場合
	樹勢の回復	新生枝と側枝の間	こぶなどを取る場合
切詰め剪定	樹冠の現状維持	新生枝の途中	樹冠より飛び出して当年伸びた枝(新生枝)
	定芽の発達		

(4) 刈込み

- ・枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- ・裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。なお、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、特に注意し、樹種によっては芽摘み等の方法で行う。
- ・個体別(樹種別)に強弱がある場合は、統一体としての美を保つためには、強めに剪定(切詰め、枝抜き)を行い、常に一定の形状を維持する。
- ・大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。

[主な留意点]

- ① 刈込み原形に樹勢、被度に留意し、計画樹高に従って決定する。
- ② 樹種によって、刈込み形を決定する。
- ③ 切透かし(枝抜き)は、全体的なまとまりのほか、各樹木のバランスがとれるように行う。
- ④ 縁部のものはあまり詰めない。特に、下枝の枯れ上がりを防止する。



4) 高・中木の剪定

(1) 基本事項

- ・樹木の保護と育成を図るうえで必要となる最小限の剪定を行う。
- ・それぞれの樹種の特性を損なわないように剪定する。

・剪定は枝抜き剪定を基本とし、それぞれの樹木の自然樹形に仕立てることを原則とする。

(2) 剪定基準

以下の枝について剪定を行う。

a 枯枝および弱小枝

枯枝は全て除去し、弱小枝は樹形を損なわない程度に剪定する。枯枝、弱小枝を切り取る時は、その枝の付け根の部分で切り取る。

枯枝が枝の先端部分にあり、その部分のみを除去するのが困難で、健全な枝と共に除去しなければならない場合は、健全な枝を含め必要最小限の剪定を行う。ただし、切り取る位置は枝の付け根とする(枝抜き剪定による)。

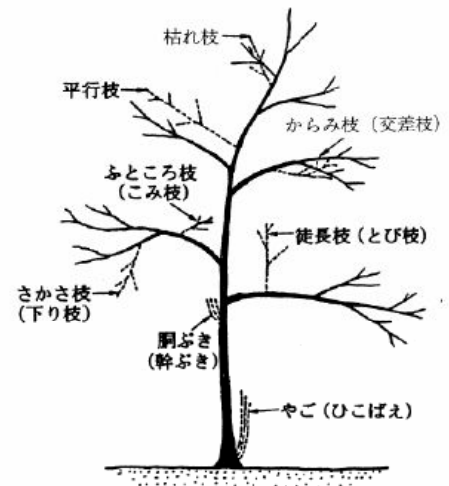
b 病虫害枝

病虫害枝の除去は、枯枝および弱小枝の除去を準用する。

c 不要枝

不要枝(右図参照)

- ひこばえ(やご)
- ※隣接住宅地のあるキョウチクトウは除く
- 胴ぶき(幹ぶき)
- 徒長枝(飛び枝)
- からみ枝(交差枝)
- 逆さ枝
- ふところ枝(こみ枝)
- その他(車枝、立枝、対生枝、平行枝等)



樹木剪定基本箇所名称図

d 危険枝

危険枝は全て除去する。

e 障害枝

通風、採光、人の通行等の障害となる枝を剪定する。

5) 低木の剪定

(1) 基本事項

- ・低木、生垣としてふさわしい形状に整える。
- ・自然樹形に仕立てる場合は高・中木の剪定を準用する。
- ・整形に仕立てる場合は刈込みによる。

(2) 剪定基準

a 自然仕立て

- ・枯枝、病虫害枝および混みすぎた枝を除去する(枝抜き剪定)。
- ・樹高、枝張りの調整は枝抜きによる。原則として切詰めは行わない。

b 整形仕立て

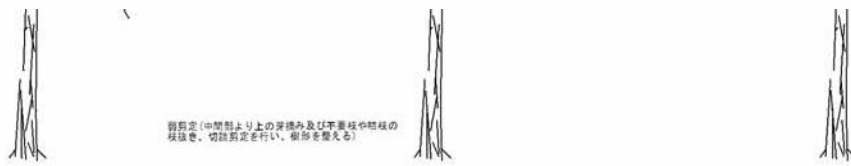
- ・刈込み高、刈込み幅は樹木の形状および将来樹形に応じて決定する。
- ・枯枝、病虫害枝はすべて除去する。

c 生垣

- ・不要枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端を揃える。
- ・枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- ・1回目の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

剪定例





リュウキュウマツ

剪定前

剪定後

1年後



リョクチク

(キリンチチク・ワラワチチク等)

剪定前

剪定後

1年後



剪定 (節目にて剪定、枯竹及び枯損している竹の除去)
 リョクチク H=4.0m程度で剪定
 キリンチチク H=4.0m程度で剪定
 ワラワチチク H=2.0m程度で剪定
 ※強風時、施設構造物に影響を及ぼす恐れのある竹は低く剪定する
 ※治平、安成等からの案内看板を損なわぬよう配慮する

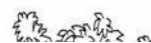
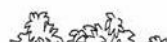


ガジュマル

剪定前

剪定後

1年後



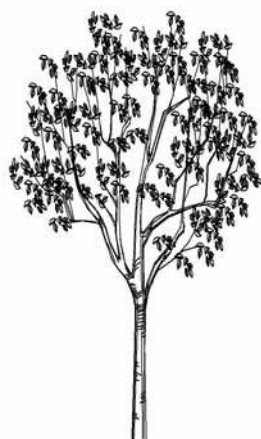


ソウシジュ

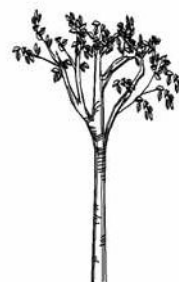
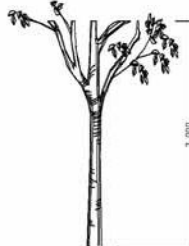
剪定前

剪定後

1年後



剪定後(剪定が薄くなりすぎているので、萌芽力や萌芽性の
 維持を目的に、3.0mの高さで剪定)
 剪定後に注意し、成長枝や萌芽枝を剪すようにする



キョウチクトウ

(平刈キョウチクトウ剪定)

剪定前

剪定後

1年後



剪定後(剪定が薄くなりすぎているので、萌芽を促すよう剪定)
 キョウチクトウ(平刈)は、1.5mの高さで剪定
 キョウチクトウ(平刈)は、1.5mの高さで剪定
 平刈キョウチクトウの剪定は、1.5mの高さで剪定
 平刈キョウチクトウの剪定は、1.5mの高さで剪定



ウメ

剪定前

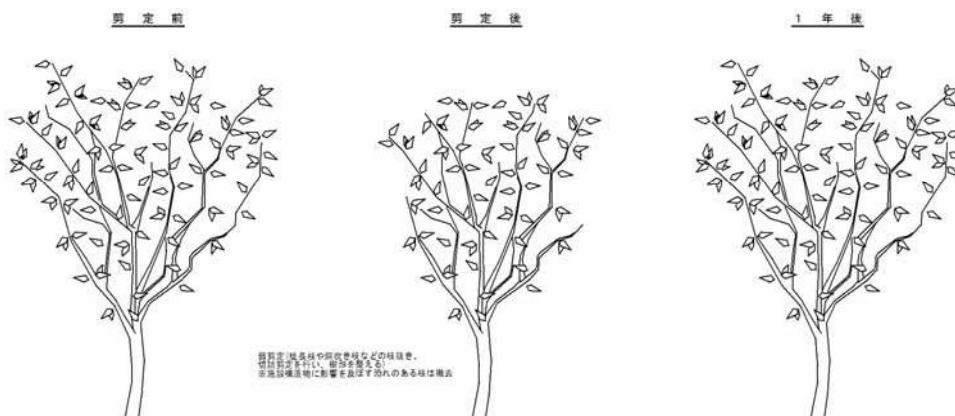
剪定後

2年後





ヨウギョクラン



剪定管理一覧表

分類	樹木名	剪定	備考
高木	アカギ	強剪定(徒長枝や立枝などの枝抜き、大枝の剪定後は腐朽しやすいので、被服処理をする)	安波亭から園内景観を眺望できるように剪定する
	シマトネリコ	強剪定(徒長枝や立枝などの枝抜きを行う)	安波亭から園内景観を眺望できるように剪定する
	アキニレ	弱剪定(不要枝や枯枝の枝抜きを行う)	
	ナシ	弱剪定(不要枝や枯枝の枝抜きを行う)	
	ヨウテイボク	弱剪定(不要枝や枯枝の枝抜きを行う)	
中木	ブソウゲ	整枝剪定(H=1.5m程度で刈込、剪定)	
	トベラ	整枝剪定(不要枝の枝抜きを行う)	
低木	ジャクシン	整姿剪定(芽摘み及び枯枝の枝抜きを行う)	
	ゲッキツ	整枝剪定(刈込、剪定を行う)	
	オキナワツゲ	整枝剪定(刈込、剪定を行う)	

2施肥

- 1) 基本事項
- 2) 施肥時期
- 3) 施肥方法

1) 基本事項

・植物の生育状態および土壌の土性と保肥状態に合わせて、最も適した肥料を適切な方法で施す。肥料は有機質肥料を基本とし、腐葉土の利用を推奨する。有機質肥料により土壌の育成に努め、必要に応じ無機質肥料を併用する。

- ・溝および縦穴の掘削に際しては、根に損傷を与えないよう注意する。

表15 植物栄養三要素と主要効果

栄養素	主要効果
窒素(N)	栄養生長促進
リン酸(P O)	根系を発達させ、結実に効果がある。
カリ(K O)	蒸散を抑制し樹木の病害、寒害、抵抗性を高め結花に効果がある。

表16 施肥の分類

成分の形態	主成分または給源	名 称
無機質肥料	窒素肥料	硫安、尿素、石灰窒素、硝酸ソーダなど
	リン酸肥料	過リン酸石灰、溶性リン肥など
	カリ肥料	硫酸カリ、塩化カリなど
	石灰肥料	生石灰、消石灰、炭酸石灰など
	苦土肥料	苦土石灰、硫酸苦土など
	複合肥料	化学肥料、配合肥料など
有機質肥料	動物質肥料	魚粕類、骨粉類、加工畜肥、鶏ふん、畜肥など
	植物質肥料	腐葉土、バーク堆肥、堆きゅう肥、堆肥、草木灰など

2) 施肥時期

- ・元肥は、植付けにともなうもの以外では、原則として12月から2月にかけて施す。
- ・追肥は夏期の生育旺盛時に施す。また、花木については花後、果実のなるものについては摘果後に施す。

3) 施肥方法

- ・施肥は、肥料の種類、施肥の目的、施肥の時期等に最も適した方法で行う。

3 病虫害防除

病虫害防除は物理的防除および農薬による防除からなる。

- 1) 基本事項
- 2) 早期発見
- 3) 物理的防除
- 4) 農薬による防除
- 5) 農薬散布前の周知
- 6) 作業時の留意事項
- 7) 散布後の措置

1) 基本事項

- ・殺虫剤等の適正使用に関する基本指針に基づき、人の健康や環境へのリスクを低減した病虫害防除を行うこととし、次の事項に留意する。
- ・農薬による防除は、人の健康を損なう恐れがある上、野鳥や昆虫類などの害虫の天敵をも殺してしまう恐れがあるのでその使用は最小限に限る。
- ・樹木剪定や間引きにより通風・採光を確保することで病虫害の予防に努める。そのうえで、病虫害の早期発見に努め、発生初期に防除を行う。
- ・病原菌や害虫に樹木が部分的に侵された場合で、かつその患部を削除すれば足りる場合は物理的防除を行う。
- ・病害に樹木が全体的に侵された場合は、伐採を原則とする。
- ・害虫が発生し、当該樹木および周辺樹木の健康がおびやかされた場合、最小限の範囲内で農薬による防除を行う。
- ・用いる農薬は、人体影響を考慮しピレスロイド系を優先する。ただし、対象樹木や対象害虫によってはこの限りではない。特に、ピレスロイド系は魚毒性が強い薬剤であるため、魚類が生息している池付近では、散布しないこととする。

2) 早期発見

病虫害の発生初期に発見できれば、対応も容易である。また、発生時期や場所を記録し傾向をつかむことは、今後の発生状況を想定するうえで大いに役に立つ。時期や場所をある程度特定できれば、効率良く見回り調査を実施できるため、早期発見も決して困難ではなくなる。

3) 物理的防除

物理的防除の主要な方法として、手取りや剪定がある。剪定基準による。ただし、害虫の発生初期で拡散前であれば、はさみを使わず枝葉を部分的に摘み取る手取りも可能である。

4) 農薬による防除

薬剤の使用に際しては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)等の農薬関連法規、およびメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜や環境への影響に十分注意する。また、同法に基づき作物残留性農薬、土壌残留性農薬若しくは水質汚濁性農薬として指定された農薬又は毒物および劇物取締法(昭和25年法律第303号)に定める毒物若しくは特定毒物に該当するものは、使用してはならない。内分泌攪乱作用の疑いのある農薬については、使用を禁止する。また、平成19年に発出された「住宅地等における農薬使用について」の通り、物理的防除を優先すること、散布時の近隣住民への周知、飛散の軽減に留意することなど、人畜、環境への影響を最小限に抑えるための事項を遵守する。

5) 農薬散布前の周知

- ・薬剤散布を行う場合、事前に看板を置くなどの周知を図る。
- ・周辺住民に対しても、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について以下の点に配慮し十分な事前周知に努める。
- ・散布日時については、可能な限り早めに近隣住民に知らせるとともに、気象条件が合わない等による代替日についても知らせる。
- ・農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、飛散が少ない気象条件や時間帯を選ぶとともに、来園者が少ない時間帯を設定する。

6) 作業時の留意事項

- ・それぞれの病虫害および植物の特性に応じて、最も効果的な薬剤を所定の方法で散布又は塗布する。
- ・散布日は、風、日照、降雨等の気象条件を考慮し、実施する。
- ・散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害に侵された部分を中心にむらなく散布する。
- ・散布に際しては、散布区域への立入りを制限するか、見張りを立てる等最大限の配慮を行う。

7) 散布後の措置

散布した区域については、一定期間看板による表示をするとともに可能な限り区域内に人が立ち入らないよう措置を行う。

また、農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所、使用した農薬の種類、希釈倍率を記帳し、一定期間(3年程度)保管すること。

4 樹勢回復措置

樹勢が減退していることが顕著に認められるときは、速やかに土壌改良、排水、客土、エアレーション、灌水、施肥、剪定・根切り、薬剤注入・塗布、外科治療等の樹勢回復措置を講じる。

- 1) 基本事項
- 2) 土壌改良
- 3) 排水
- 4) 客土
- 5) エアレーション
- 6) 灌水
- 7) 施肥

- 8) 剪定・根切り
- 9) 薬剤注入・塗布
- 10) 外科治療

1) 基本事項

樹木の健康状態やその置かれている環境に合わせて、適当な回復措置を適切に組み合わせて講じる。なお、安全性が確保できない樹木、または回復が見込めない樹木については、速やかに伐採し、処分する。

表23 樹木の樹勢減衰要因と改善手法

樹勢減衰要因	改善手法
日照不足	移植
土壌劣化	土壌改良、エアレーション、施肥
過湿	排水、移植、客土
水不足	灌水、土壌改良
病虫害	薬剤散布・注入・塗布、剪定、土壌改良、外科治療、施肥
外傷	剪定、外科治療、薬剤注入・塗布

2) 土壌改良

(1) 基本事項

樹木の生育している土壌の状態が悪化し、樹勢が減退している場合は、その土壌環境圧を緩和するために、土壌改良等を施す。

3) 排水

湿性植物以外の植物を植栽する場合は、土層内に滞水層が形成されないようにする。

4) 客土

客土は、良質土を用いて行い、有効土層が確保できるようにする。

5) エアレーション

・土壌が踏圧等で固結した場合、芝生等が密生して通気・透水性が低下した場合はエアレーションを行う。

・エアレーションを施すための耕起の深さは60cmを標準とする。ただし、大径木の場合は必要に応じて深さを増す。

6) 灌水

- ・移植後3～5年までの樹木については、夏季に必要な応じて灌水を行う。
- ・灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝または夕方に行い、冬季に行う場合は日中(午前中)に行う。

7) 施肥

- ・土壌中の養分が不足していたり、そのバランスが崩れていて、樹勢が衰えている場合は、不足している養分を含む肥料を施す。

8) 剪定・根切り

- ・病虫害枝や傷害をうけた枝のために樹勢が衰えている場合は、それらの枝を除去した後、適当な処置を施す。
- ・下枝が枯れ込んだり不定芽の発生が不足した場合は、必要な応じて根切りを行う。
- ・根切りは、不定芽の発生を必要とする位置で行う。

9) 薬剤注入・塗布

- ・樹勢の著しく低下している場合等、外部からの処置だけでは樹勢の回復が困難な場合は、薬剤注入(樹幹注射)を併用することにより樹勢の回復を図る。
- ・剪定に弱い樹木の剪定を行った場合や、大枝(5cm以上)の剪定を行った場合は、切口に殺菌性の薬剤を塗布する。

10) 外科治療

- ・老木で、空洞が生じた場合、主幹に腐朽や著しい外傷が認められた場合は必要な応じて外科手術を行う。

5 移植

- ・樹木の置かれている環境がその植物の生育特性に適合していない(周辺樹木が生長したため十分な受光量を得られない場合や土地の地下水位が高く過湿となっている場合等)ために樹勢が減退しているときで、なおかつ樹木の移植難易特性を勘案しても移植が必要と判断された場合については、植栽適地へ移植する。

6 支柱取替等

- 1) 基本事項
- 2) 支柱取り外し
- 3) 支柱取替
- 4) 支柱結束直し

- 1) 基本事項

- ・支柱が腐朽したり、シュロ縄が緩んだり、逆にシュロ縄が樹木にくい込んだりするなど、樹木の保護上の効果が得られなくなったり、樹木に損傷を与える恐れが生じた場合は、速やかに支柱を撤去するか、又は取替え、結束直しを行う。

2) 支柱取り外し

- ・樹木の根系が十分に発達し、その生育上控木を必要としない程度にまで育ったときは、樹木を損傷しないよう十分注意し、支柱を撤去する。また、杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線、洋釘および幹巻材も同様にきれいに取除く。

3) 支柱取替

- ・樹木の根系が樹木の地上部を支持するほどは発達していない場合で、なおかつ支柱本体の再利用が不可能な場合は、在来の支柱を撤去し、支柱を取替える。なお、樹木が傾いているときは、立て直し、支柱を取付ける。

4) 支柱結束直し

- ・支柱の根系が樹木の地上部を支持するほどは発達していない場合で、なおかつシュロ縄が緩むなど付属物は損壊しているものの、支柱本体は再利用が可能な場合は、杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線について樹木を損傷しないよう丁寧に取り除き、新しい材料で支柱を樹幹に緊密に固着する。支柱が緩んでいるとき、又は抜けているときは、しっかり打ち直し、固定させる。

7 枯損木・危険木の処理

1) 基本事項

2) 処理方法

1) 基本事項

- ・樹木が枯死した場合は、伐採または伐採抜根の上処分する。
- ・幹に空洞等が生じ、倒木の恐れが生じた場合は外科手術を施すか主幹の切返しを行う。ただし、やむを得ない場合は伐採または伐採伐根の上処分する。
- ・台風等の災害により倒木、幹折れ、枝さけなどが生じた場合は、幹起し、枝抜き、切返しにより復旧することを原則とする。ただし、現場の状況や樹勢から、復旧が困難な場合は、伐採または伐採抜根の上処分する。
- ・台風等により倒木等の恐れがある樹木については、事前に倒木を抑える処理、もしくは伐採をする。

2) 処理方法

- ・枯損木の伐採伐根は、枯損木を掘り取る方法で行うことを原則とする。
- ・掘り取りが不可能な場合は伐採とし、出来るだけ地際より処置する。一度に掘り取る事が適当でない場合は、地上部を伐採したうえで根を掘りあげる。
- ・枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物等を損傷しないよう注意深く行う。
- ・伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所処理する。
- ・抜根後は穴を埋戻し整地する。
- ・危険木の外科手術は、外科治療による。
- ・危険木の枝抜き、切返しは、剪定の方法による。
- ・倒木、幹折れ等を伐採伐根する場合は、適当な位置で伐採したうえで根を掘りあげる方法で行う。

8 間引き

- ・樹木の健全な発育を促すうえで必要な場合、および林床の保護上必要な場合には間伐または移植を行う。
- ・間伐は、対象木の移植が不適当または著しく困難な場合に行う。
- ・移植することが望ましい樹木については根廻しのうえ適地に移植する。

9 補植

- ・樹林内の樹木欠損部が周辺の樹木の生長では補えない場合、又は樹林の構成種の転換を図る場合など、新たに樹木を植栽する必要がある場合には補植を行う。

III 草地等管理

草地等管理は芝生地管理、草地管理、花壇管理からなる。

- 1 芝生地管理
- 2 草地管理
- 3 花壇管理

1 芝生地管理

芝生地管理は刈込み、施肥、目土かけ、除草、病虫害防除、エアレーション、灌水、ブラッシング、補植からなる。

- 1) 基本事項
- 2) 刈込み
- 3) 施肥
- 4) 目土かけ
- 5) 除草
- 6) 病虫害防除

- 7) エアレーション
- 8) 灌水
- 9) ブラッシング
- 10) 補植

1) 基本事項

- ・コウライシバを将来とも芝生地として維持していくよう管理する。
- ・コウライシバは踏まれることに比較的耐えるが、利用が過大な場合は裸地化するので、過大利用により裸地化する恐れのある場所は、利用期間を制限し、養生期間を設ける。

2) 刈込み

(1) 基本事項

- ・芝生の刈込みは、芝生の美観維持ばかりでなく、他の植物の生育抑制、通風の維持等も目的として行うものなので、その目的が達成できるような刈込みを行う。
- ・刈込み高は芝が健全に育つのに支障のない刈高(短く刈り過ぎると、生長点を切るばかりでなく、葉面積の減少による光合成量の抑制があり、茎葉の再生産が衰え、根系の粗悪化や生理障害などをもたらす)を選び、規則的に刈る。
- ・刈込みは、年1～5回程度行う。

(2) 刈込みの方法

- ・芝生地内にある樹木、草本、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ・樹木の根際、柵類のまわりなど、機械刈の不適當又は困難な場所は手刈とする。
- ・リュウノヒゲ等の周りでは、その中にホフク茎が侵入しないように、10cm程度外側で垂直に切込み、縁切りをする。
- ・刈り取った芝は、速やかに処理する。また、刈跡はきれいに清掃する。

3) 施肥

(1) 基本事項

- ・芝生の生育促進や、地力の維持を図るために施肥を行う。
- ・土壌の状態、芝の生育状況、季節にあわせて、最も適当な肥料を必要量だけ施す。

表25 標準施肥量(コウライシバ)

窒素	15～35g/年/m ²
リン酸	10～25
カリ	10～25

(2) 施肥方法

- ・所定の施肥料を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
- ・降雨直後等で葉面がぬれている時は、原則として施肥を行わない。

4) 目土かけ

(1) 基本事項

- ・芝の地下茎の更新を促進するため、数年おきに目土かけを行う。
- ・目土の材料は床土と同じ質のものを原則とし、固まりやすい土壌の場合は粗砂、土壌改良剤を混入するなどの措置をとる。必要な場合は有機質土壌改良剤を目土の材料として使用する。
- ・目土の深さは、原則として芝の生長点を覆う程度とする。
- ・1回あたりの目土量は $0.5\sim 1.0\text{m}^3/100\text{m}^2$ とする。

(2) 目土かけの方法

- ・土壌改良剤や肥料を目土に混入する場合は、所定の量を目土に混入し、入念に混合する。
- ・目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に十分にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

5) 除草

(1) 基本事項

- ・原則として、抜取除草とする。抜取除草が困難な場合は、関係機関と協議する。

(2) 除草の方法

- ・芝生を痛めないよう、除草器具などを用いて、根より丁寧に抜き取る。
- ・抜き取った雑草は、速やかに処理する。また、除草跡はきれいに清掃する。

6) 病虫害防除

- ・芝の病気は、栄養不良、施肥のアンバランス、過度の踏圧による損傷に起因する場合が多いので、病害については、芝生の生育環境や、栄養状態を良好に保つことを原則とする。

7) エアレーション

(1) 基本事項

- ・土壌の硬化防止、根の発育促進、微生物活動の活性化を図るため、必要に応じエアレーションを行う。
- ・穿孔する深さは7～15cmとする。
- ・施工回数は年1回を標準とする。

- ・施工時期は3～6月とし、主に梅雨時に行う。

(2) 施工方法

- ・人力による場合は、農業用フォーク等で表土に穴をあける。間隔は15cm程度とし、芝生全面にむらのないように行う。
- ・機械による場合は、石等を取り除いた後、専用機械によりカッティングを行い、切り取った土壌は均一に敷きならす。

8) 灌水

- ・夏季等必要に応じて灌水を行う。
- ・所定の灌水量を芝生全面に行き渡るよう、均一に散水する。
- ・夏季は日中を避け、朝又は夕方に灌水を行う。冬季は日中に行う。

9) ブラッシング

- ・芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面をていねいに引っかき、ホフク茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎(サッチ)を除去する。
- ・発生した枯葉、枯茎等は速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

10) 補植

- ・回復不能の裸地が生じたときは補植を行う。
- ・補植にあたっては、あらかじめその部分を掘り起し、深さ15cm程度まで表土を交換するか、土壌改良を施したうえ、沈下防止のため、よく転圧する。
- ・張芝にあたっては、周囲と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水する。

2 草地管理

草地管理は草刈り、追加播種、立入制限および灌水からなる。

- 1) 基本事項
- 2) 草刈り
- 3) 立入制限

1) 基本事項

- ・草地管理は年1～2回の草刈りを原則とし、過剰利用によって裸地化したときは、追加播種、立入制限等を行う。
- ・刈高は5～15cmを標準とする。

2) 草刈り

- ・草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでい
るツル性雑草もきれいに除去する。
- ・刈り草は、毎回指定箇所へ運搬し速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃
する。

3) 立入制限

- ・立入制限を行う区域は、柵などで囲い、よく見える位置に制限の理由と期間を明記
した表示板を設置する。

3 花壇管理

花壇管理は地ごしらえ、植付け、除草・灌水、施肥、病虫害防除、その他からなる。

- 1) 基本事項
- 2) 地ごしらえ
- 3) 植付け
- 4) 除草・灌水
- 5) 施肥
- 6) その他

1) 基本事項

- ・花壇の管理にあたっては、草花の形態および開花時期等を十分考慮し、除草、灌水
施肥等を行う。
- ・花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐える
よう栽培され、細根が多く発生し、徒長していない整一な形姿のものを使用する。
- ・球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。
- ・種子は、採種後1年以内のものとし、発芽率80%以上のものを使用する。
- ・病虫害が発生したら、発見し次第植え替える。

2) 地ごしらえ

- ・古株、雑草等は根から掘り起こし、土を払った後、指定箇所へ運搬し処理する。

- ・花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、良く反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないように均す。
- ・肥料を施す場合は、所定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより、床土とよく混合する。

3) 植付け

- ・花苗、球根の植付けは、所定のデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、しっかりと植え付ける。
- ・植付け後は、よく灌水し、苗が傾いたり根が浮きあがったりするなど、植付けが確実でないものについては植え直しをする。

4) 除草・灌水

- ・除草および灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期をはずさないよう行う。
- ・除草は花苗を痛めないよう、除草器具などで行い、雑草だけ根から抜き取る。この際、花苗の根が浮きあがったりしているものは植え直す。
- ・灌水は花苗を痛めないようていねいに行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させ、植付け直後およびその後1週間は1日おきに行うことを標準とし、土壌、天候、気温等の状況により適宜調節するものとする。

5) 施肥

- ・元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- ・追肥は、肥料の種類および植物の生育状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

6) その他

- ・リュウノヒゲ等の花壇縁取りおよび修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。

3) 管理計画

分類	番号	樹種		夏季剪定		冬季剪定		備考
		和名	種名	8月～9月	適用	1月～2月	適用	
	1	リュウキウマツ	ウマツ	整姿剪定	枝抜・切詰	整枝剪定(弱剪定)	芽摘み・切詰	樹冠維持
	1-A	リュウキウマツ	ウマツ	〃	枝抜・切詰	〃	芽摘み・切詰	
	2	スイシヨウ	ウ	刈込		〃		
	3	ビヤクシン	ン		整形仕立て	〃		
	4	リョクチク	ク	-		枯竹撤去、定尺剪定	切返	4m程度に樹高を揃える
	5	キンシチク	ク	-		枯竹撤去、定尺剪定	切返	〃
	6	ブツクチク	ク	-		枯竹撤去、定尺剪定	切返	2m程度に樹高を揃える
	7-A	ガジュマル	ル	整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切返・切詰	整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切詰	
	7	ガジュマル	ル	整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切返・切詰	整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切詰	
	8	ヨウギョク	ラ	〃		整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切詰	
	9	ハクモク	レン	整枝剪定	枝抜	〃		
	10	ソウシジュ	ユ	〃		整枝剪定、定尺剪定	枝抜・切詰	3m程度に樹高を揃える
	11	キワ	タ	整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	12	アオギ	リ	〃		整枝剪定		
	13	シダレヤナ	ギ	整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切詰	整枝剪定(弱剪定)	枝抜	
	14	アキニ	レ	〃		整枝剪定(弱剪定)	枝抜・切詰	
	15	ムクノ	キ	〃		〃		
	16	アカカ	ギ	整姿剪定	枝抜・切詰	整枝剪定	切詰	
	17	ユズ		整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	18	ムクロジ	ジ	整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	19	フウ	ウ	〃		整枝剪定	枝抜・切詰	
	20	ナクン	ハ	〃		整枝剪定	枝抜・切詰	
	21	キバナキョウチクトウ		〃		整枝剪定	枝抜・切詰	
	22	ラシ	ボ	〃		整枝剪定	枝抜・切詰	
	23	モモ	モ	整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	24	ナシ	シ	整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	25	カカリ	ン	整枝剪定	枝抜・切詰	〃		
	26	コウシン	バラ	刈込	自然仕立て	〃		
	27	ボケ	ケ	刈込	自然仕立て	整枝剪定	切詰	

3) 管理計画

分類	番号	樹種 和名	夏季剪定		冬季剪定		備考
			8月～9月	適用	1月～2月	適用	
	28	モクレン	整枝剪定	枝抜・切詰	—	適用	
	29	シマトネリコ	整枝剪定	枝抜・切詰	—		
	30-A	ツバキ	整枝剪定	枝抜・切詰	—		
	30	ツバキ	整枝剪定	枝抜・切詰	—		
	31	ツツジ	刈込	整形仕立て	—		
	32	オウバイ	—		刈込	自然仕立て	
	33	キョウチクトウ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	2.5m程度に樹高を揃える
	34	ブツソウゲ	—		刈込	自然仕立て	
	35	ザクク	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	36	トウオガタマ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	37	ジュラン	—		刈込	自然仕立て	
	38	トキワレンゲ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	39	サンダシ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	40	クチナシ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	41	ガクアジサイ	—		刈込	自然仕立て	
	42	ジヤスミン	—		刈込	自然仕立て	
	43	キンモクセイ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	44	サルズベリ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	45	フヨウ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	46	イカダカズラ	—		刈込	自然仕立て	
	47	ポインセチア	刈込	自然仕立て	—		
	48	ロウバイ	刈込	自然仕立て	—		
	49	ウメ	整枝剪定	枝抜・切詰	—		樹冠維持
	50	ナツメ	刈込	自然仕立て	—		
	51	リュウキュウフジツギ	刈込	自然仕立て	—		
	52	ヤコウボク	—		整枝剪定	枝抜・切詰	
	53	ゲツキ	—		刈込	整形仕立て	整形しすぎないこと
	54	カラヒメツゲ	—		刈込	整形仕立て	整形しすぎないこと
	55	マサキ	—		整枝剪定	枝抜・切詰	

3) 管理計画

分類	番号	樹種名		夏季剪定		冬季剪定		備考
		和名	種名	8月～9月	適用	1月～2月	適用	
	56	トベシ	ラウ	刈込	自然仕立て	—	適用	
	57	センネンボク(赤)	ウ	—		整枝剪定	間引き	
	58	センネンボク	ク	—		—		
	59	セイシ	ボク	刈込	自然仕立て	刈込	自然仕立て	樹形維持
	60	福州ミ	カシ	整枝剪定	枝抜	—		
	61	シナ	フシ	刈込	手入れ	—		
	62	カエ	カズラ	刈込	手入れ	—		
	63	モツ	コウバラ	刈込	自然仕立て	—		
	64	ニト	ベカズラ	—		刈込	手入れ	
	65	オオ	イタビ	—		刈込	自然仕立て	
	66	カ	シナ	—		刈込	手入れ	
	67	ゲ	ツトウ	刈込	間引き	—		
	68	ア	ガバンス	—		刈込	手入れ	
	69	イ	チハ	刈込	手入れ	—		
	70	ク	ワズイモ	刈込	手入れ	—		
	71	モ	ンステラ	—		刈込	手入れ	
	72	ハ	ナチヨ	刈込	手入れ	—		
	73	シ	ヨウ	刈込	手入れ	—		
	74	ス	イセ	刈込	手入れ	—		
	75	ア	ナナ	刈込	手入れ	—		
	76	ウ	ラムラサ	刈込	手入れ	—		
	77	ヤ	バネヒメバシヨウ	刈込	手入れ	—		
	78	ス	ギノハカズラ	刈込	手入れ	—		
	79	リ	ユウノヒゲ	刈込	手入れ	—		
	80	エ	ビネ	刈込	手入れ	—		
	81	ム	ラサキツユクサ	—		刈込	手入れ	
	82	オ	モト	刈込	手入れ	—		
	83	ス	イレン	—		刈込	手入れ	
	84							

3) 管理計画

分類	番号	樹種		夏季剪定		冬季剪定		備考
		和名	種名	8月～9月	適用	1月～2月	適用	
	85	ハ	ス	-	適用	刈込	手入れ	
	86	プ	ラ	刈込	手入れ	-		
	87	ユ	リ	刈込	手入れ	-		
	88	マ	ド	-		刈込	手入れ	
	89	キ	ウ	刈込	手入れ	-		
	90	ベ	ア	-		刈込	手入れ	
	91	オ	ン	-		刈込	手入れ	
	92	ヤ	ン	-		刈込	手入れ	
	93	カ	ク	刈込、定尺剪定	切返	-		自然形に樹高を揃える
	94	コ	バ	芝刈		芝刈		3～5回/年
	95	リ	ツ	整姿剪定	枝抜・切詰	整枝剪定(弱剪定)	芽摘み・切詰	整形仕立て
	96	リュ	ウ	刈込	手入れ	-		
	97	マ	ウ	-		刈込	自然仕立て	
	98	フ	ジ	-		刈込	手入れ	
	99	ヨ	ク	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	100	サ	ナ	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	101	オ	ゲ	刈込	整形仕立て	-		整形しすぎないこと
	102	シ	ツ	-		刈込	自然仕立て	
	103	オ	ウ	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	104	ク	キ	-		整姿剪定	枝抜・切詰	
	105	ア	ン	整姿剪定	自然仕立て	-		
	106	ビ	ン	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	107	ゴ	ユ	-		刈込	自然仕立て	
	108	ム	ゲ	-		整姿剪定	枝抜・切詰	
	109	グ	バ	-		整姿剪定	枝抜・切詰	
	110	サ	ラ	-		整姿剪定	枝抜・切詰	
	111	オ	ウ	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	112	イ	イ	整姿剪定	枝抜・切詰	-		
	113	ソ	ツ	整姿剪定	枝抜・切詰	-		

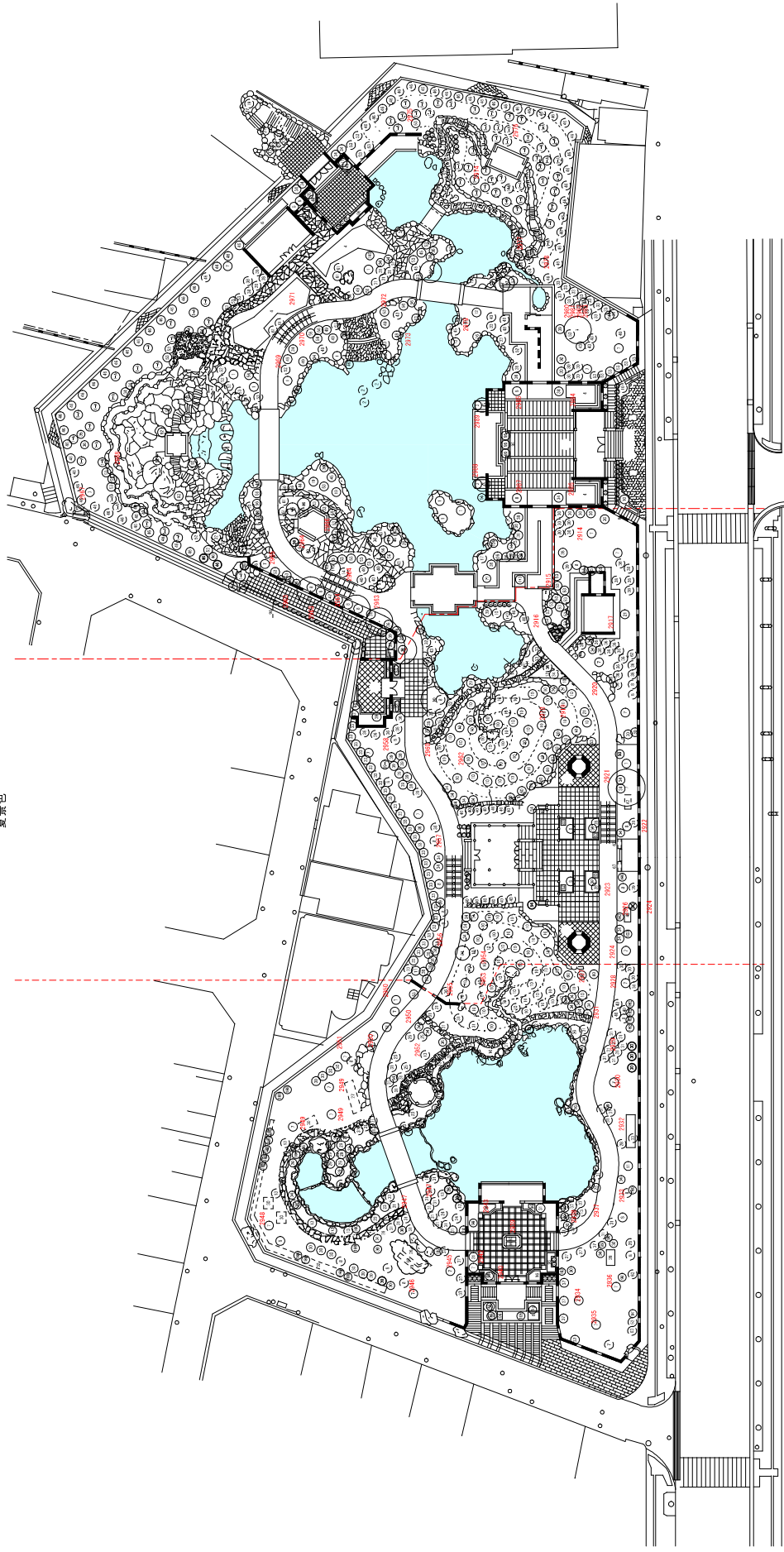
現場写真位置図

松山公園(福州園) S=1/300

秋・冬景色

夏景色

春景色



平成 24 年度	福州園 植栽設計委託業務
事業名	福山公園(福州園)の公園緑化事業計画
図名	図紙
縮尺	1:300
図番	1/1
所属	那覇市 建設管理部 公園管理課



No.1

工 種	リョクチク
測 点	2911
①古木、老木を除去	
4m程度で樹高を揃える	



No.2

工 種	タイサンボク
測 点	2912
①造形物の支障枝	
を除去	
②整枝剪定	



No.3

工 種	タイサンボク
測 点	2913
①造形物の支障枝	
を除去	
②整枝剪定	



No.4

工 種	ガジュマル
測 点	2914
①枯れ枝の除去	
②造形物の支障枝の除去	



No.5

工 種	ゲッキツ
測 点	2915
①刈込剪定	



No.6

工 種	ゲッキツ
測 点	2916
①刈込剪定	



No.7

工 種	キバナキョウチクトウ
測 点	2917
①H=1.5m程度で剪定	
②再生を促す	



No.8

工 種	ソウシジュ
測 点	2918
①枯れ木の除去	
②H=3.0mの高さで剪定	
③再生を促す	



No.9

工 種	ソウシジュ
測 点	2919
①枯れ木の除去	
②H=3.0mの高さで剪定	
③再生を促す	



No.10

工 種	ガジュマル
測 点	2920
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.11

工 種	ガジュマル
測 点	2921
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.12

工 種	タイサンボク
測 点	2922
①整姿剪定	



No.13

工 種	タイサンボク
測 点	2923
①整姿剪定	



No.14

工 種	オオゴチョウ
測 点	2924
①枯れているので撤去	



No.15

工 種	ガジュマル
測 点	2925
①造形物の支障枝	
の除去	



No.16

工 種	オオゴチョウ
測 点	2926
①H=1.0で剪定し	
再生を促す	



No.17

工 種	ブツソウゲ
測 点	2927
①ソウシジュの	
枯れ木撤去	
②ブツソウゲ	
H=1.5mの高さ	
で刈込む	



No.18

工 種	ガジュマル
測 点	2928
①造形物の支障枝	
の除去	
②枯れ枝の除去	



No.19

工 種	シマヤマヒハツ
測 点	2929
①刈込剪定	



No.20

工 種	ガジュマル
測 点	2930
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.21

工 種	ブツウゲ
測 点	2931
①樹高が伸び過ぎ な為1.0mで剪定	



No.22

工 種	オキナワツゲ
測 点	2932
①刈込剪定	



No.23

工 種	ガジュマル
測 点	2933
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.24

工 種	ガジュマル
測 点	2934
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.25

工 種	ガジュマル
測 点	2935
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.26

工 種	ガジュマル
測 点	2936
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.27

工 種	モモ
測 点	2937
①枯れているので撤去	
②補植	



No.28

工 種	モモ
測 点	2938
①撤去補植	
②ブッソウゲ・オウバイ	
刈込選定	



No.29

工 種	カンノンチク
測 点	2939
①老木は根元切除し	
新株の再生を期す	



No.30

工 種	ブッソウゲ
測 点	2940
①1.0mの高さで	
剪定する	
②球根類を植える	
スイセン・リュウノヒゲ	



No.31

工 種	
測 点	2941
①球根類を植える	
スイセン・リュウノヒゲ	



No.32

工 種	
測 点	2942
①球根類を植える	
スイセン・リュウノヒゲ	



No.33

工 種	
測 点	2943
①球根類を植える	
スイセン・リュウノヒゲ	



No.34

工 種	カジユマル
測 点	2945
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.35

工 種	ガジュマル
測 点	2946
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.36

工 種	
測 点	2947
①ツツジを植える	



No.37

工 種	ガジュマル
測 点	2948
①造形物の支障枝の除去	
②枯れ枝の除去	
③裸地部にヤブラン	



No.38

工 種	ガジュマル
測 点	2949
①整枝剪定を行う	



No.39

工 種	壁沿い
測 点	2950
①目隠しにムクゲを植栽	



No.40

工 種	壁沿い
測 点	2951
①目隠しにムクゲ	
を植栽	



No.41

工 種	裸地部
測 点	2952
ブッソウゲ・ツツジ	
を群植する	



No.42

工 種	ソウシジュ
測 点	2953
①H=3.0mで剪定し	
再生を促す	



No.43

工 種	ソウシジュ
測 点	2954
①H=3.0mで剪定し	
再生を促す	



No.44

工 種	ソウシジュ
測 点	2955
①H=3.0mで剪定し	
再生を促す	
②キバナキョウチクトウ	
H=2.5mの高さで剪定	



No.45

工 種	キョウチクトウ
測 点	2956
①樹高が高すぎて	
下枝がなく目隠しの	
用をなしていない	
よってH=2.5mの高で	
剪定し側芽を促す	



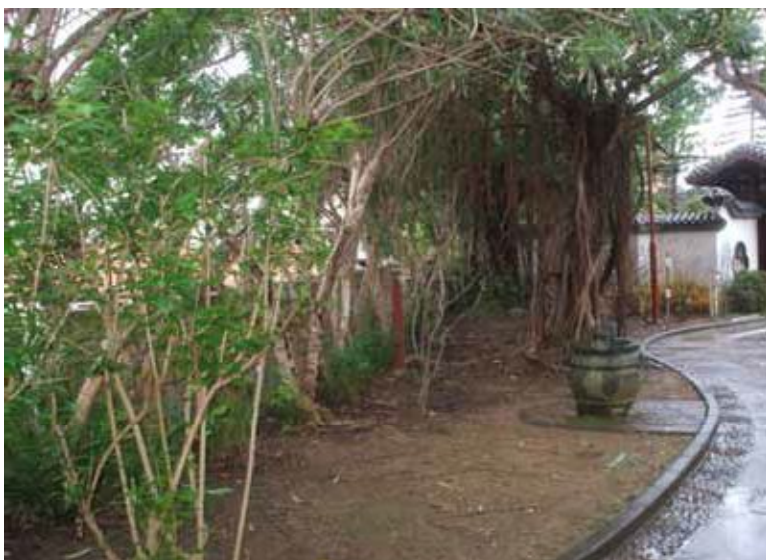
No.46

工 種	キョウチクトウ
測 点	2957
①樹高が高すぎて	
下枝がなく目隠しの	
用をなしていない	
よってH=2.5mの高で	
剪定し側芽を促す	



No.47

工 種	キョウチクトウ
測 点	2958
①樹高が高すぎて	
下枝がなく目隠しの	
用をなしていない	
よってH=2.5mの高で	
剪定し側芽を促す	



No.48

工 種	キョウチクトウ
測 点	2959
①樹高が高すぎて	
下枝がなく目隠しの	
用をなしていない	
よってH=2.5mの高で	
剪定し側芽を促す	
②間隙箇所へ補植	



No.49

工 種	ブツソウゲ
測 点	2960
①H=1.5mの高さで 剪定し再生を図る	



No.50

工 種	サンダンカ
測 点	2961
①H=0.8mの高さで 剪定し再生を図る	



No.51

工 種	ソウシジュ
測 点	2962
①H=3.0mの高さで 剪定し新緑の再生を 図る	



No.52

工 種	ナンヨウスギ
測 点	2963
①経常不良のため	
撤去	
②跡地にポインセチア	
ヨウギョクランを植栽	



No.53

工 種	裸地部
測 点	2964
フヨウ植栽	



No.54

工 種	ガジュマル
測 点	2965
①樹勢が強すぎて	
他の樹木が育たない	
適所(柵)にて根を	
切断する	



No.55

工 種	サルスベリ
測 点	2966
①整枝剪定	



No.56

工 種	ガジュマル
測 点	2967
①造形物の支障枝 の除去	
②枯れ枝の除去	



No.57

工 種	リュウキュウマツ
測 点	2968
①枯れ木の撤去	



No.58

工 種	トベラ
測 点	2969
①刈込剪定	



No.59

工 種	ウメ
測 点	2970
①徒長枝、雑枝を 除去し整姿剪定に 期す	



No.60

工 種	リョクチク
測 点	2971
①4m程度で樹高を揃え 枯れ木、老木を除去し 若竹に期す	



No.61

工 種	トベラ
測 点	2972
①刈込剪定	
②ゲッキツもトベラ	
同様刈込剪定	



No.62

工 種	ウメ
測 点	2973
①倒木は早急に 立て直す	
②徒長枝、雑枝 を剪定する	



No.63

工 種	リュウキュウマツ
測 点	2974
①園内景観確保のため 強剪定を施した場合 樹形成形に相当の年月 を要するため撤去補植	
②以後、整姿剪定し 園内景観の確保	



No.64

工 種	リュウキュウマツ
測 点	2975
①枯れ枝の除去	
②整枝剪定	



No.65

工 種	リュウキュウマツ
測 点	2976
①枯れ枝の除去	
②整枝剪定	



No.66

工 種	シマトネリコ
測 点	2977
①周囲の景観が	
楽しめるよう	
H=1.5mで剪定する	



No.67

工 種	ガジュマル
測 点	2978
①造形物の支障枝 の除去	
②園外へ伸びた枝 の除去	



No.68

工 種	アカギ
測 点	2979
①園内景観が確保 できるよう整姿剪定	
②アオギリ 整枝剪定	



No.69

工 種	ワシントンヤシ
測 点	2980
①撤去	
②ヨウギョクラン 移植後 キョウチクトウ補植	



No.70

工 種	ガジュマル
測 点	2981
①整姿剪定	
②整枝剪定	
③裸地部にヤブラン	



No.71

工 種	ウメ
測 点	2982
①徒長枝、雑枝 を剪定する	
②ゲッキツ補植	



No.72

工 種	キンモクセイ
測 点	2983
①先端の枯枝を剪定 して再生を図る	
②ツバキ補植	



No.73

工 種	リョクチク
測 点	2984
①古木、老木を除去	
4m程度で樹高を揃える	



No.74

工 種	タイサンボク
測 点	2985
①造形物の支障枝	
を除去	
②整枝剪定	



No.75

工 種	リョクチク
測 点	2986
①古木、老木を除去	
4m程度で樹高を揃える	



No.76

工 種	タイサンボク
測 点	2987
①造形物の支障枝を除去	
②整枝剪定	



No.77

工 種	フヨウ
測 点	2988
①トベラの撤去	
②整枝剪定	
③ビヤクシン整姿剪定	



No.78

工 種	フヨウ
測 点	2989
①雑木の除去	
②整枝剪定	
③ビヤクシン整姿剪定	

福州園池の水質管理業務委託 特記仕様書

件 名 福州園池の水質管理業務委託

履行場所 那覇市久米2-29

1. 総則

福州園池の水質とろ過装置の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図るため本業務を行うものとする。

2. 一般事項

- (1) 保守点検業務を行う際には、事前に管理者に連絡すること。
- (2) 保守点検業務終了後、点検表及び業務報告書を作成し、市へ提出すること。
- (3) 故障等緊急の場合は、その都度呼び出しに即時応ずるものとし、迅速に正常に復するよう処置するものとする。ただし、保守点検業務回数には、算入しないものとする。
- (4) 保守点検業務実施中、各機器の部品の取替その他修理を要する箇所を発見した場合は、その都度担当者へ連絡しその指示を受けるものとする。

3. 業務内容

業務内容は、福州園内政治池(1,000t)、桃花溪(500t)の水質管理と、それに伴う各設備の維持管理の保守点検とする。

- (1) 園内池の水質については、次の通りとし、

イ	外 観	不快でないこと
ロ	臭 気	不快でないこと
ハ	透 視 度	30cm以上とする。
ニ	薬品反応	日常使用時及び外部への放流時に、環境に対して影響を及ぼさないこと。
ホ	水藻の対策	必要により行う
ヘ	残留塩素	0.1～0.4PPM
ト	PH	5.8～8.6

以上の水質を満たすために、次亜塩素、凝集剤(PAC)等の必要な薬品の投与の措置をする。

- (2) 池の水質を維持するため機械室A、Bの各設備の保守点検を行うこと。

点検内容は、ポンプ類の圧力等、動作状況、電気機器類の電流値等を測定すること。機器の仕様は次のとおりとする。

政治池(A機械室 DL-130型)、桃花溪(B機械室DL-50型)
設備は同名同数とする。

- イ 循環ポンプ 1台 滝に使用 (A: 15kw、B: 15kw)
- ロ 濾過用ポンプ 1台 濾過器に使用 (A: 11kw、B: 3.7kw)
- ハ 濾過器本体、各バルブ (エア式) 1式、仕切弁1式
エアコンプレッサー 1台
- ニ 操作盤 2面
- ホ その他使用薬品に依る機器 (塩素注入用定量ポンプ等)
PX-31、MP-10
- ヘ 集毛器 2基

以上の点検結果、機器類に異状が有る場合は、市に報告をすると共に、定期的に必要な応急措置を行うこと。

4. 委託期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで。

5. 報告内容

前1項の水質基準を維持するため、次の各設備の保守点検結果を、週に1回以上行い翌月に報告する。

* 報告書の書式は別紙のとおりとする。

※水質及び機械関係の維持管理上で、「甲」より試験等の施行申し入れがあるときに、「乙」は経費などの変更のない軽微な事項については、協力する事。

6. その他 業務に必要な資格等について

業務の履行に際し、必要な資格等は管工事2級とし、その他、設備機器類の維持管理について2年以上の実績のある者を配置すること。

7 暴力団員等の排除

- (1) この業務に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当すると判明したときに那覇市は、この契約を解除することができる。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

那覇市建設管理部
公園管理課

設備機器点検項目

1. 濾過器、制御盤

①点検項目

- | | | |
|----------|-----------|---------------|
| 1) 運転音 | 2) ろ過ポンプ | 3) ろ過圧力 |
| 4) ろ過電流 | 5) 逆洗時圧力 | 6) 逆洗時電流 |
| 7) 洗浄時圧力 | 8) 洗浄時電流値 | 11) その他指示するもの |

2. 循環ポンプ

①点検項目 1) 運転時電流

3. 薬注ポンプ（次亜塩素酸ナトリウム、PAC注入器）

①点検項目 1) ストローク率（%表示）

②調整項目 1) ストローク率（%表示）

4. バルブ及び配管等

①点検項目 1) 漏水等

福州園機械・巡回警備委託業務仕様書

甲：委託者 那覇市長
乙：受託者

1. 目的

- (1) 本業務は、警備業法、同施工規則及び県公安委員会規則等関係条例に基づき警備業法第2条の警備業務を行う。
- (2) 福州園の建造物、装飾品、植栽、財産の保全と維持を目的にし、火災、盗難及び不良行為を排除し、円滑な業務運営に協力する。

2. 警備対象物件 福州園 那覇市久米2丁目29番地

3. 委託期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

4. 管理時間及び実施方法

- (1) 開園日 (日曜日、月、火、木、金、土)

開園時間 午後6時から翌日午前9時までを通常の機械・巡回警備とする。

- (2) 閉園日 (毎週水曜日)

24時間機械・巡回警備する。ただし、水曜日が公休日の場合は開園し、翌日を閉園とする。なお、台風時の閉園、甲の都合により臨時の開園、閉園のときも上記の方法による。

- (3) 巡回数

通常機械・巡回警備 午後6時から翌日午前9時の2回巡回(不定期)

24時間機械・巡回警備 午前9時から午後6時の1回巡回(不定期)

午後6時から午後翌日午前9時の2回巡回(不定期)

5. 警備の概要

- (1) 機械基地局(親局)を設置しセンサー作動による機械警備及び巡回警備とする。基地局の機械警備を基に、開園日の毎日2回の巡回。閉園日の24時間機械警備と3回の巡回警備を行う。
- (2) 基地局において異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し施設の内部、外部を点検し、異常の有無を確認する。必要に応じて次の業務を行うものとする。
 - ・現場に応じた緊急措置
 - ・施設管理課(公園管理課)への連絡
 - ・警察、消防署への連絡
- (3) 乙は、警報装置が常に正常に作動するよう管理すること。万一、故障、破損などにより機能しないときは正常に復旧するまで、警備員を配置する等の処置を講ずること。
- (4) 入園、出園の際に必要なコントロールボックス用キーは複数枚を乙が負担する。
- (5) 乙は、警報装置の維持管理、破損等による取り換えは乙が行い、その費用は乙が負担する。但し、甲の責めに帰すべき事由がある場合は甲の負担とする。
- (6) 警報装置は、型式、性能等、甲の承認を受けるものとする。

6. 業務の報告義務

- (1) 乙は、当該対象物件の警備における検索確認状況、及び異常発生または改善事項の連絡等について警備日誌に記載し月毎の報告書を提出する。警備日誌、報告書の様式は乙の制定のものとする。
- (2) 警備時間内における異常事態発生の場合は、担当警備員が現場へ急行し応急処置を講じ、必要がある場合は警察署等の関係機関ならびに甲に速やかに通報し連絡する。

7. 機器設置箇所

- (1) 乙の警報器等設置は、当該対象物件の出入り口が可能な箇所とし設置機器の種類、個数、設置場所を記載した図面を作成し提出すること。
- (2) センサー等の設置は、建造物保護のため建造物への配線、及び取り付けは行わないものとする。ただし、管理所及び受付・休息所は配線及び取り付けが可能とする。
- (3) 機械警備機器の設置の着手前、機器仕様書の提出を行い、甲の承認を受けるものとする。

8. 警報機器

- (1) 施設のドア、窓ガラス等の開閉及び破損、侵入者を感知する機能。
- (2) 火災、ガス漏れの発生を感知する機能を有する物。
- (3) センサーの警戒エリアは管理区域とする。
- (5) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- (6) 警備の開始、解除の操作を行う機能
- (7) 音声警報のスピーカーについては、既存の放送設備に接続し、該当センサー作動時には、警告メッセージがアナウンスされるものとする。

9. 立て看板の設置

「警備中」と明記された立て看板、又はそれに類似する看板の設置場所、及び複数を甲と協議し、乙の負担ですみやかに設置すること

10. 法令の遵守

受注者は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の関連法令を遵守すること。

12. 正当報酬の確認

受注者は、常駐する業務従事者（被雇用者）の最低賃金法その他関連法令に基づく報酬等について、発注者が別に定める様式で年2回実施する確認を業務従事者（被雇用者）の受諾を受けて提出すること。

11. その他

本仕様書に定めのない事項、又は特に必要な事項については甲乙協議のうえ決めるものとする。

松山公園連携施設機械・巡回警備委託業務仕様書

甲：委託者 指定管理者

乙：受託者

1. 目的

- (1) 本業務は、警備業法、同施工規則及び県公安委員会規則等関係条例に基づき警備業法第2条の警備業務を行う。
- (2) 松山公園連携施設の建造物、装飾品、植栽、財産の保全と維持を目的にし、火災、盗難及び不良行為を排除し、円滑な業務運営に協力する。

2. 警備対象物件 松山公園連携施設 那覇市久米2丁目30番6号

3. 委託期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

4. 管理時間及び実施方法

(1) 開館日

警備機器のセットから解除までの時間を通常の機械・巡回警備とする。

(2) 閉館日（指定管理者が定める）

24時間機械・巡回警備する。なお、台風時の閉館、甲の都合により臨時に開館、閉館する場合も同様の方法とする。

(3) 巡回数

通常機械・巡回警備 (開館日)	警備機器のセットから解除までの時間内で 2回巡回（不定期）
24時間機械・巡回警備 (閉館日)	警備機器のセットから解除までの時間内で 3回巡回（不定期）

5. 警備の概要

- (1) 機械基地局（親局）を設置しセンサー作動による機械警備及び巡回警備とする。基地局の機械警備を基に、開館日の毎日2回の巡回。閉館日の24時間機械警備と3回の巡回警備を行う。
- (2) 基地局において異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し施設の内部、外部を点検し、異常の有無を確認する。必要に応じて次の業務を行うものとする。
 - ・現場に応じた緊急措置
 - ・施設管理者（公園管理課）への連絡
 - ・警察、消防署への連絡
- (3) 乙は、警報装置が常に正常に作動するよう管理すること。万一、故障、破損などにより機能しないときは正常に復旧するまで、警備員を配置する等の処置を講ずること。
- (4) 入館、退館の際に必要なコントロールボックス用キーは複数枚を乙が負担する。
- (5) 乙は、警報装置の維持管理、破損等による取り換えは乙が行い、その費用は乙が負担する。但し、甲の責めに帰すべき事由がある場合は甲の負担とする。
- (6) 警報装置は、型式、性能等、甲の承認を受けるものとする。

6. 業務の報告義務

- (1) 乙は、当該対象物件の警備における検索確認状況、及び異常発生または改善事項の連絡等について警備日誌に記載し月毎の報告書を提出する。警備日誌、報告書の様式は乙の制定のものとする。
- (2) 警備時間内における異常事態発生の場合は、担当警備員が現場へ急行し応急処置を講じ、必要がある場合は警察署等の関係機関ならびに甲に速やかに通報し連絡する。

7. 機器設置箇所

- (1) 乙の警報器等設置は、当該対象物件の出入り口が可能な箇所とし設置機器の種類、個数、設置場所を記載した図面を作成し提出すること。
- (2) 機械警備機器の設置の着手前、機器仕様書の提出を行い、甲の承認を受けるものとする。

8. 警報機器

- (1) 施設のドア、窓ガラス等の開閉及び破損、侵入者を感知する機能。
- (2) 火災、ガス漏れの発生を感知する機能を有する物。
- (3) センサーの警戒エリアは連携施設建造物内とする。
- (4) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能。
- (5) 警備の開始、解除の操作を行う機能。

9. 立て看板の設置

「警備中」と明記された立て看板、又はそれに類似する看板の設置場所、及び複数を甲と協議し、乙の負担ですみやかに設置すること

10. 法令の遵守

受注者は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の関連法令を遵守すること。

11. 正当報酬の確認

受注者は、常駐する業務従事者（被雇用者）の最低賃金法その他関連法令に基づく報酬等について、発注者が別に定める様式で年2回実施する確認を業務従事者（被雇用者）の受諾を受けて提出すること。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、又は特に必要な事項については甲乙協議のうえ決めることとする。
- (2) 平成27年8月1日から平成28年3月31日までは市において警備会社と契約している。指定管理者は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの警備を同警備会社と引き続き委託契約を締結すること。

那覇市松山公園連携施設
「久米の窓」

コンテンツ管理更新マニュアル

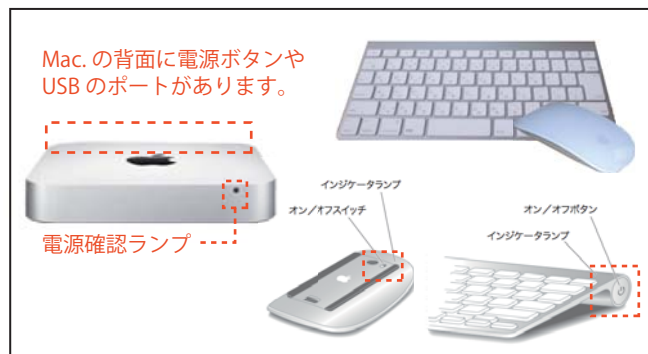
<目次>

1.管理アプリの起動のしかた	・・・01
2.新規作成	・・・02・03
3.編集・削除・表示設定	・・・04

2015年10月

株式会社トータルメディア開発研究所

1. 管理アプリの起動のしかた

Mac.mini
更新管理アプリ格納

①4台のモニタに表示しているコンテンツは WindowsPC となりますが、情報検索のデータは Mac.mini をサーバーとして格納されています。

通常は PC 画面がスリープ状態になっていますのでキーボードをタッチしてスリープを解除してください。

※キーボードとマウスはコードレスとなっていますので、もし操作できない場合は電源スイッチがオンになっているか確認してください。

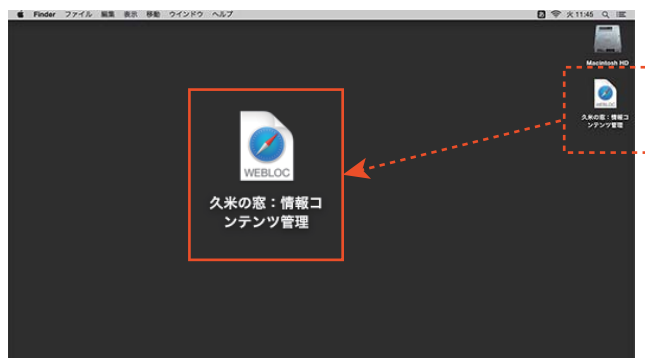
(1) ログイン画面



②通常は (2) のデスクトップ画面が表示されますが、PC 再起動時や起動初期状態では (1) の画面となりログインが必要となります。

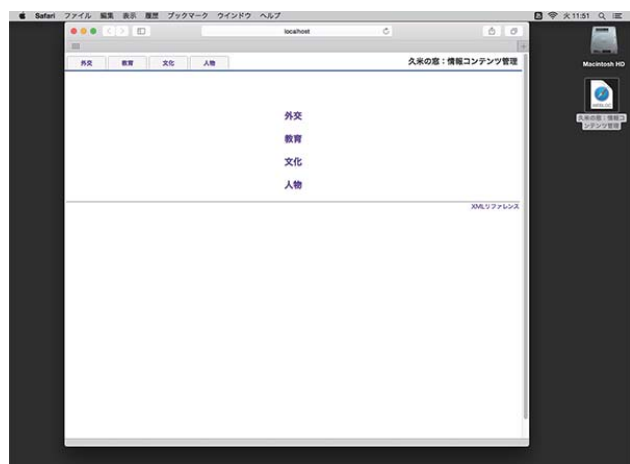
※デスクトップがログイン画面になっていた場合は、「kume」アイコンをクリックし、パスワードを「kume」と入力し (→) ボタンかキーボードの【return】でログインしてください。

(2) Mac.デスクトップ画面



③デスクトップ画面のアイコン「久米の窓：情報コンテンツ管理」をダブルクリックしてブラウザを立ち上げてください。

(3) 「久米の窓：情報コンテンツ管理」メニュー画面

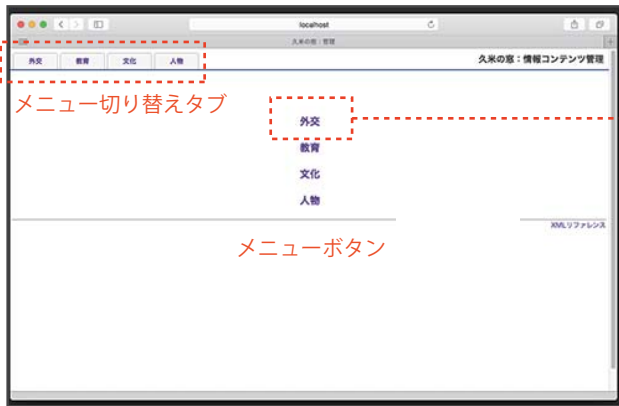


④管理画面展開

※管理画面を終了させる場合はキーボードの【command】+【Q】を押してください。

2. 新規作成

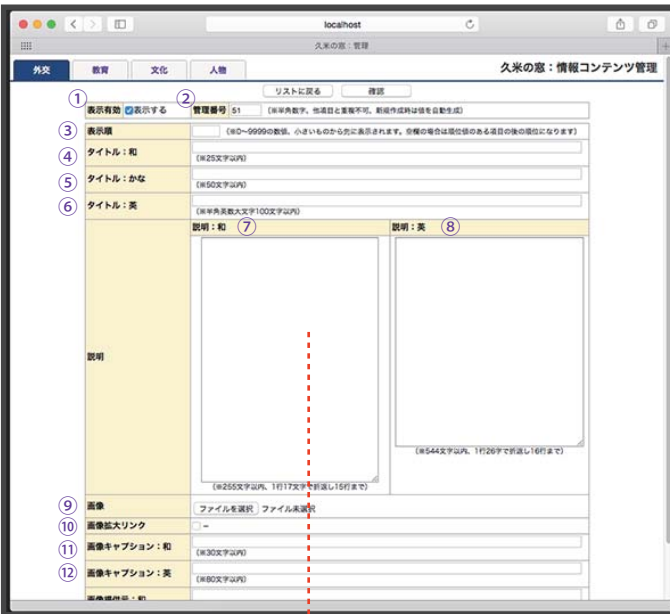
(1) 「久米の窓：管理」画面トップメニュー



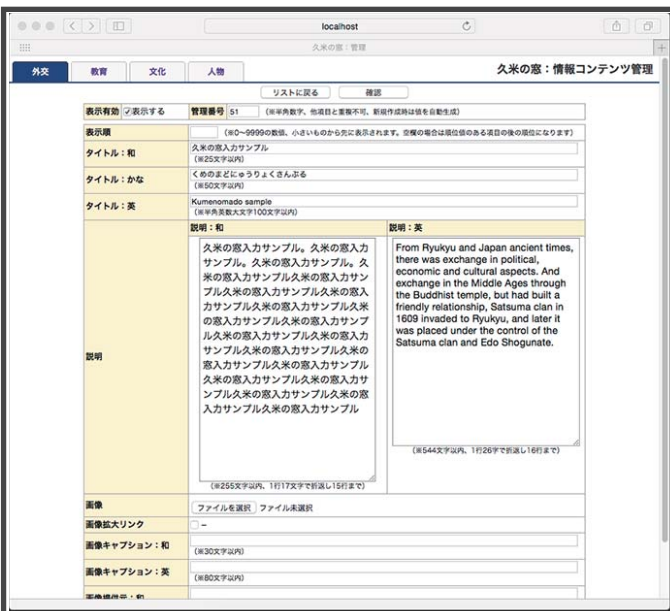
①項目を選択

メニュー切り替えタブまたはメニューボタンから、更新したい項目を選択します。

(3) 新規登録画面（入力フォーム）



(4) 情報入力画面



(2) 「外交」情報一覧画面



②【外交】を選択した場合の新規登録

登録されている情報一覧表示のページへ遷移します。右上の【新規データを追加】ボタンを選択します。

③新規入力フォームへ情報入力

新規の入力フォームが表示されますので、各項目欄に必要な情報を入力します。

①表示有効：表示・非表示の設定

デフォルトはチェックが入っています。チェックを外すと表示されません。

②CSV 管理番号：管理用番号

デフォルトは自動的に生成された番号がついていますので、特に変更不要の場合はこのままにしてください。

③表示順：表示の順番を設定

デフォルトは空欄になっていますが、このままの場合は、順位値のある項目の後の順番に表示されます。現在は全て空欄になっているので登録されている順番になります。

④タイトル（和）：日本語タイトルを入力

25文字まで入力可能です。この文字がサムネールにも使用されます。

⑤タイトルかな：日本語タイトルのよみを入力

50文字まで入力可能です。この文字がサムネールにも使用されます。

⑥タイトル（英）：英語タイトルを入力

半角英数大文字の場合 100文字まで入力可能です。この文字がサムネールにも使用されます。

⑦説明（和）：日本語の解説情報を入力

255文字以内、1行17文字で折返し15行まで入力可能です。日本語の解説情報を入力します。

⑧説明（英）：英語の解説情報を入力

544文字以内、1行26文字で折返し16行まで入力可能です。英語の翻訳情報を入力します。

2. 新規作成

(4) 情報入力画面 (画像の登録)

④画像を登録

⑨画像【ファイルを選択】：画像を登録

【ファイルを選択】 ボタンをクリックして該当画像をアップロードします。画像を選択したら入力画面に画像が表示されます。

※Flash メモリから直接選択できます。

※画像サイズは横 640px× 縦 480px で表示されますので、登録画像は必ず指定サイズ以上の解像度の物をご用意ください。表示領域内で縦横何れかを基準に自動的にリサイズし表示されます。

⑩画像拡大リンク： チェックで解像度が大きい物は拡大設定可能

登録する画像素材が高解像度の物は拡大表示させることができます。
ボックスにチェックを付けると表示側で拡大ボタン (虫眼鏡) が表示されます。チェックが入ってない場合は拡大ボタンは非表示となります。

※拡大表示サイズは横 900px× 縦 1200px となりますので、この解像度以下の画像素材の場合は自動で引き延ばして拡大表示されるため、画質が粗くなります。このため極力指定サイズ以上の解像度でのアップロードをお薦めします。

(5) 情報登録画面 (画像表示・文字情報入力)

⑤画像キャプション・画像提供元を入力

⑪画像キャプション (和)：画像の日本語キャプションを入力
30文字まで入力可能です。

⑫画像キャプション (英)：画像の英語キャプションを入力
半角英数大文字の場合 80文字まで入力可能です。

⑬画像提供元 (和)：画像所蔵先を日本語で入力
30文字まで入力可能です。

⑭画像提供元 (英)：画像所蔵先を英語で入力
半角英数大文字の場合 80文字まで入力可能です。

※登録した画像を削除したい場合は該当画像横の「画像を削除する」項目にチェックを入れると瞬時に画像が消去されます。

(6) 登録内容確認画面 (プレビュー)

⑥登録内容確認画面 (プレビュー)

全ての情報を入力し終わったら、画面下か画面上部に表示された【確認】ボタンをクリックで、確認画面に遷移します。

ここで画像の確認や文字表示のチェックを行い、問題なければ【登録】ボタンを選択して情報を保存します。

※解説文はほぼこの段落通りに表示されますが、英語に関しては単語の長さにより、若干段落箇所が変わる場合もあります。

⑦登録完了

登録が完了すると【リストに戻る】ボタンが表示されます。クリックするとリスト画面へ戻ります。

※サムネール一覧の画像からもクリックで拡大確認できます。実際に表示される画像サイズが表示されます。

(7) 登録完了画面

登録ボタン (下)

登録ボタン (上)

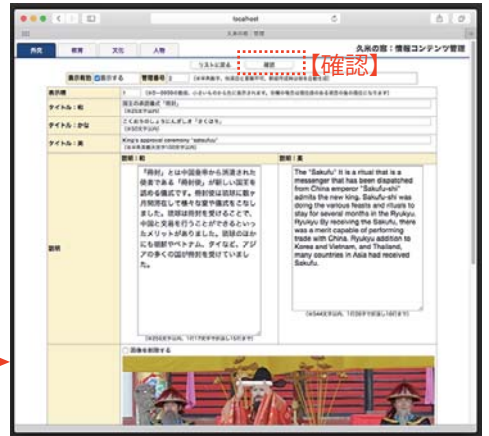
3. 編集

(1) 【外交】 情報一覧画面 (編集)



①更新したい項目を選んで【編集】をクリックします。

(2) 【外交】 情報編集画面



②情報を変更して【確認】→【登録】ボタンをクリックして修正情報を保存します。

4. 削除

(1) 【外交】 情報一覧画面 (編集)



①情報を削除したい場合は、情報一覧の【削除】をクリックします。

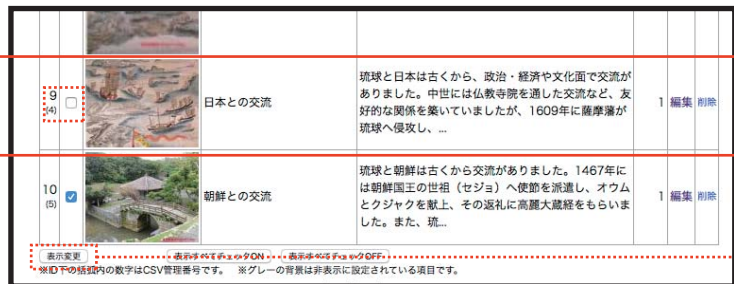
(2) 【外交】 情報削除確認画面



②問題なければ【OK】をクリックし、情報を削除します。
③「ID「××」のデータを削除しました。」の文言が表示されれば削除は完了です。

5. 表示・非表示の設定

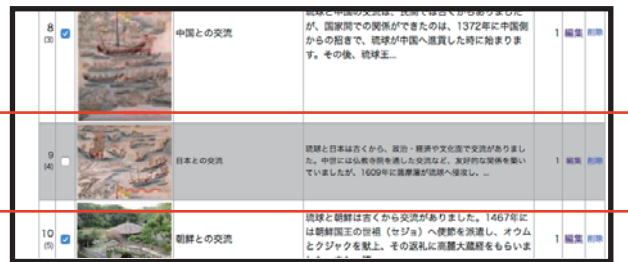
(1) 情報一覧画面



【表示変更】

①情報を非表示にしたい場合は、情報一覧で該当の□チェックボックスをクリックしてチェックを外し、画面左下の【表示変更】ボタンをクリックしてください。

(2) 情報の非表示設定画面 (情報一覧)



②□チェックを外した項目にグレーのマスクがかかり非表示設定となります。

(3) 情報の表示切り替え画面



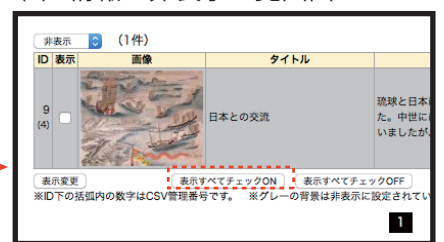
③デフォルトは「すべて」の情報が表示されています。プルダウンの▼で表示有効 (チェックされた情報のみ)、非表示 (チェックなし) でリストを絞り込みます。

(4) 情報の非表示設定画面



④「表示有効」をチェックするとチェックされている情報のみの一覧表示に切り替わります。

(5) 情報の非表示一覧画面



⑤「非表示」を選択すると非表示にしている情報のみの一覧表示に切り替わります。【表示すべてチェック ON】をクリックするとチェックを外した項目全てが一括でチェック ON となります。

松山公園連携施設 展示設計製作
映像音響機器ハード操作説明書

株式会社トータルメディア開発研究所

目 次

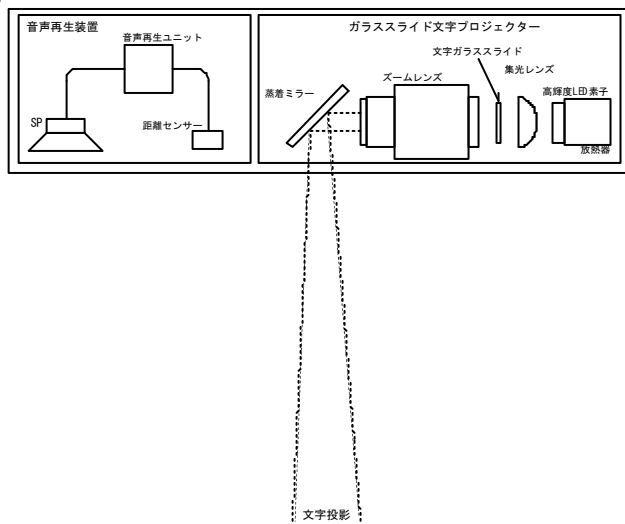
1. 伝播の光.....	2
2. 電源の操作	3
3. 保守項目	3
4. 久米の窓.....	5
5. 電源の操作	6
6. 保守項目	7

1. 伝播の光

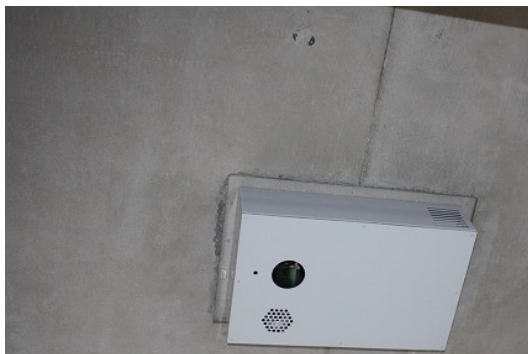
特注品のLED光源ガラススライド（ゴボ）文字プロジェクターにセンサーでの音声再生装置を内蔵した装置を天井に取り付けます。

天井に取り付けた装置の下に来るとセンサーが動作し予め設定した効果音や音声流れます。文字は常時点灯しています。

■機器内部



設置状態



投影状態



投影は 80cm の高にフォーカスを合わせています。

2. 電源の操作

事務所奥壁のスイッチ「アマハジテラス」を操作することで点灯、消灯ができます。



3. 保守項目

1. 長期間運用しない場合は内部にカビなどの発生が考えられますので運用開始までは2週間に1日程度電源を入れてください。
2. 冷却ファンが止まり機器内部の温度が80度以上になると投影が停止します。ファンの交換が必要です。保守連絡先までご連絡ください。
3. 音量調整方法及び音源の交換方法
化粧カバーを取り外すと下記となります。

MicroSD カード

音量調整つまみ



4. 音源の交換方法

化粧カバーを取り外すと下記となります。

次に電源を切ってください。

電源が入ったままカードを交換すると故障します。

MicroSD カード



MicroSD カードは一度押すと飛び出しますので引き抜いて交換してください。

5. フォーカス位置調整

化粧カバーを取り外すと下記となります。

レンズフォーカス調整リングを回すと調整できます。



納品時投影フォーカス位置 80cm の高に調整

※投影サイズは調整できません。

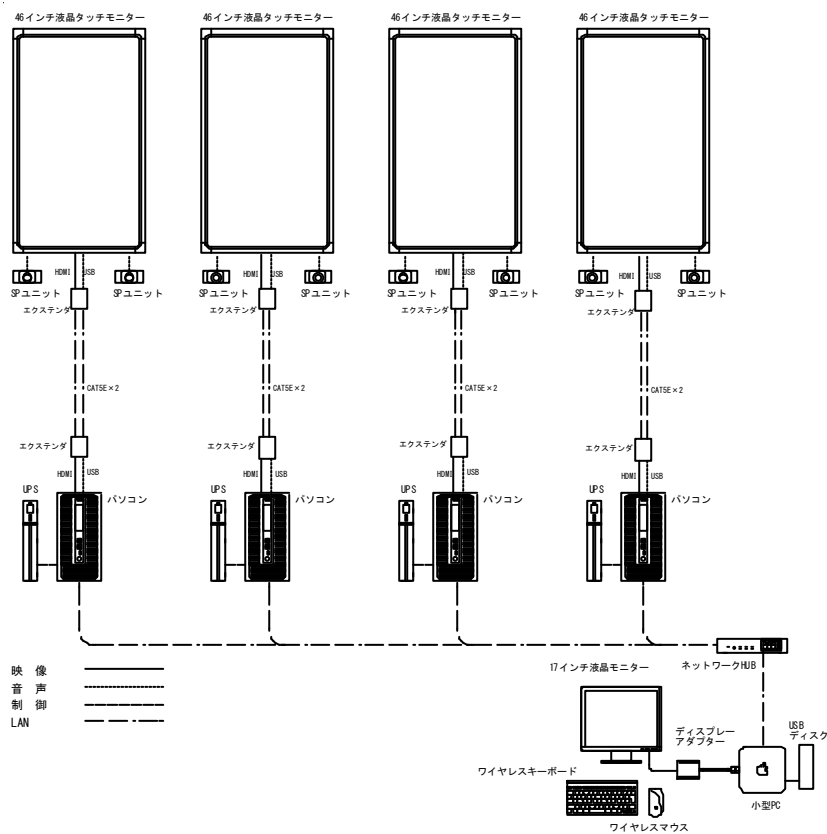
4. 久米の窓

4セットの縦型タッチパネルモニターUPS及び1台のサーバー情報更新用PCで構成されます。

待機画面は4台連動し画面表示します。

映像信号及びタッチパネル制御用USBは延長機器で延長されています。

■機器構成図



5. 電源の操作

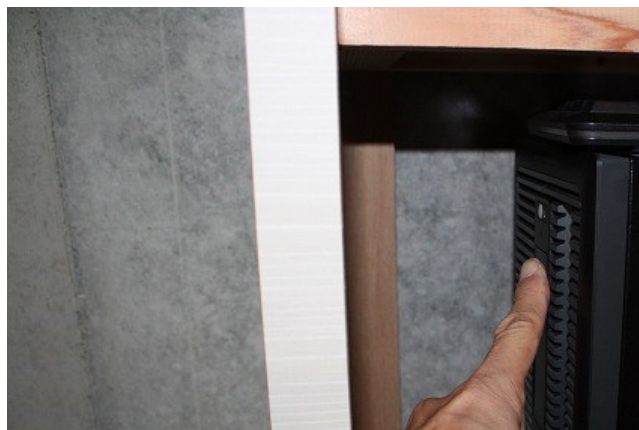
電源を入れる場合は事務所奥壁のスイッチ「制御盤」「モニター」の順でスイッチを入れます。
2分ほどで運用可能となります。



電源を切る場合は「モニター」⇒「制御盤」の順でスイッチを切ります。
「制御盤」を切った時に機器を収納から「ピッ」「ピッ」と音がします。
これはUPSからの電源が切れたアラーム音です。
切ってから10秒後にパソコンは電源の自動でやり始めます。
60秒後UPSの電源も切れ「ピッ」「ピッ」の音も消えます。

※注意

長期間運用しない場合はUPSのバッテリーが消耗してしまい交換が必要になります。
「制御盤」のスイッチは入れたままで4台のパソコンの電源ボタンを押して切ります。
電源を入れる場合も各パソコンの電源ボタンを押して電源を入れます。



6. 保守項目

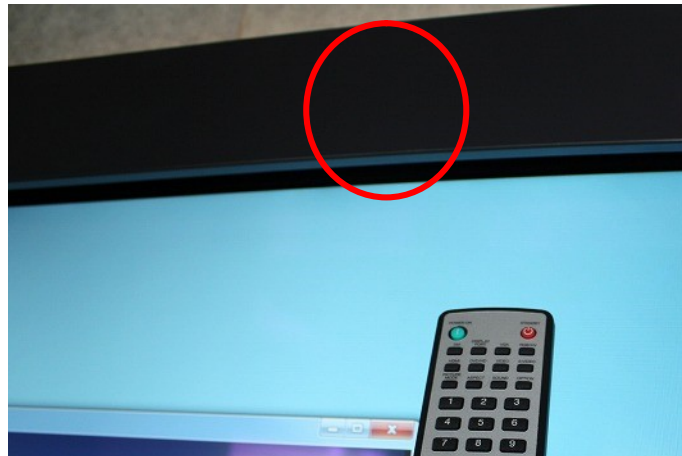
1. 音量調整方法

通常パソコン画面の音量調整にて調整できます。

モニターのリモコンでも可能です。

写真のように画面右上に向けて操作するとリモコンでの調整が可能です。

この場合音量を上げても音が出ない場合はパソコン画面の音量を確認してください。



2. UPS バッテリーの寿命は 4 年ですので定期的な交換が必要です。

UPS の環境設定画面

通信ポート検索	: 自動
待機時間	: 10 秒
外部コマンドライン	: なし
外部コマンド待機時間	: 0 秒
シャットダウンまでの時間	: 60 秒

3. モニター納入時設定

保護設定 パワーセーブ AUTO STANDBY : OFF

アドバンスオプション オーバースキャン : OFF

画面調節 アスペクト : 1:1

その他は変更なし

ハード機器不具合問い合わせ先
092-771-4443 株式会社エフスタジオ
導入時担当古森

松山公園連携施設 展示工事取扱説明書

■久米の窓 フレーム

フレームの清掃方法

- ①少しの汚れやホコリは柔らかい布でやさしく拭いてください。
- ②ひどい汚れの場合は水に薄めた中性洗剤にひたした布をよく絞って拭き取り、乾いた布で仕上げてください。
クレンザー、シンナー、ベンジンでの洗浄、ふき取りは絶対におやめ下さい。
傷、破損の原因、表面の仕上がりが変化する恐れがあります。

■久米ギャラリー

ケースの開閉方法

- ①ケースの1面が扉式になっています。
鍵穴がありますので鍵を差し込んで開閉を行ってください。

ケースの清掃方法

- ①少しの汚れやホコリは柔らかい布でやさしく拭いてください。
- ②ひどい汚れの場合は水に薄めた中性洗剤にひたした布をよく絞って拭き取り、乾いた布で仕上げてください。
クレンザー、シンナー、ベンジンでの洗浄、ふき取りは絶対におやめ下さい。
傷、破損の原因、表面の仕上がりが変化する恐れがあります。

■周辺散策マップ

メンテ扉の開閉方法

- ①前面全体が扉式になっています。
鍵穴がありますので鍵を差し込んで開閉を行ってください。

注意事項

アクリル部分は乾いた柔らかい布でやさしく拭いてください。
クレンザー、シンナー、ベンジン、帯電防止剤等での洗浄、ふき取りは絶対におやめ下さい。
傷、表面の仕上がりが変化してしまいます。

■久米テーブル

テーブルの清掃方法

- ①少しの汚れやホコリは柔らかい布でやさしく拭いてください。
- ②ひどい汚れの場合は水に薄めた中性洗剤にひたした布をよく絞って拭き取り、乾いた布で仕上げてください。
クレンザー、シンナー、ベンジンでの洗浄、ふき取りは絶対におやめ下さい。
傷、破損の原因、表面の仕上がりが変化する恐れがあります。

■グラフィック部分取扱説明

ケースの清掃方法

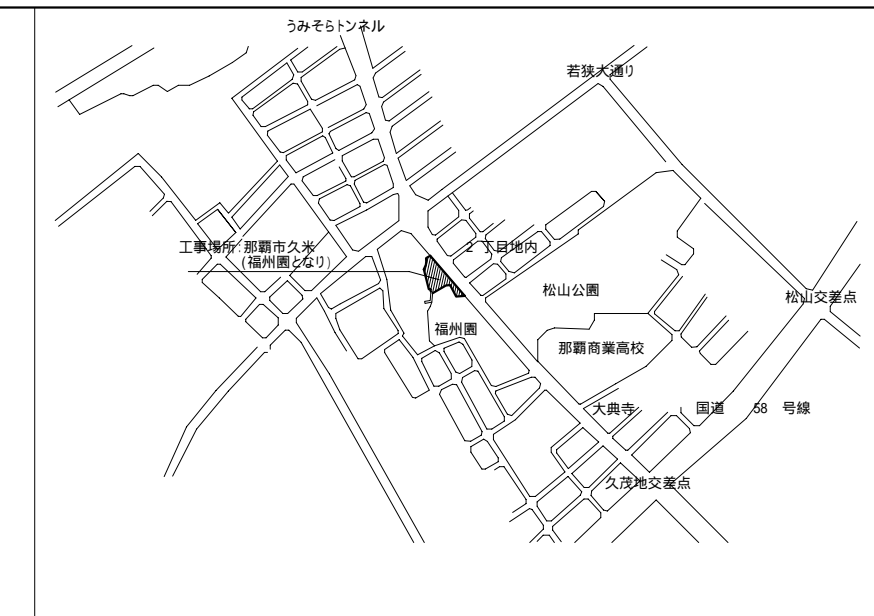
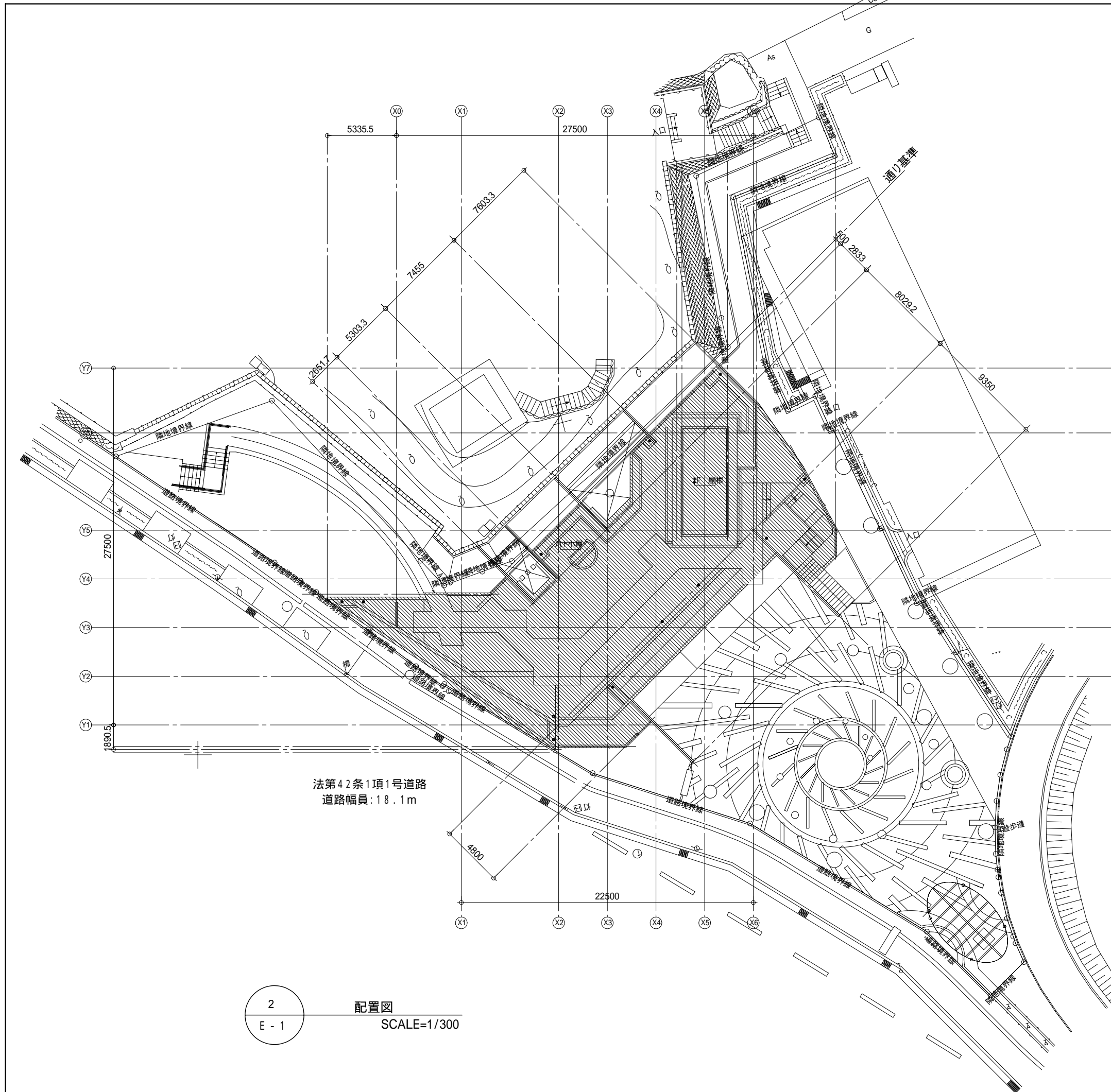
- ①グラフィックはインクジェットによりプリントしたものです。
- ②表面汚れ防止、紫外線退色防止のためUVカットラミネートフィルム加工をしています。
- ③少しの汚れやホコリは柔らかい布でやさしく拭いてください。
- ④ひどい汚れの場合は水に薄めた中性洗剤にひたした布をよく絞って拭き取り、乾いた布で仕上げてください

平成26年度 松山公園整備工事（電気）

図 面 目 録					
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
E - 1	案内図・配置図	1/300	E - 15	2階放送設備配線図	1/100
E - 2	幹線設備系統図	-	E - 16	自動火災報知設備系統図	-
E - 3	屋外幹線設備配線図	1/100	E - 17	ピット内自動火災報知設備配線図	1/100
E - 4	1階幹線設備配線図	1/100	E - 18	1階自動火災報知設備配線図	1/100
E - 5	電灯動力分電盤表	-	E - 19	1階非常照明・誘導灯設備配線図	1/100
E - 6	照明器具姿図・凡例	-	E - 20	2階消防設備配線図	-
E - 7	1階電灯設備配線図	1/100	E - 21	屋外電灯配線図（1）	1/100
E - 8	1階コンセント設備配線図	1/100	E - 22	屋外電灯配線図（2）	1/100
E - 9	2階コンセント設備配線図	1/100	E - 23	屋外電灯配線図（3）	1/100
E - 10	弱電設備系統図	-	E - 24	屋外電灯配線図（4）	1/100
E - 11	放送設備系統図	-	E - 25	R階電灯設備配線図	1/100
E - 12	1階弱電設備配線図	1/100	E - 26	屋外コンセント設備配線図	1/100
E - 13	2階弱電設備配線図	1/100	E - 27	1階電気設備配線図	1/100
E - 14	1階放送設備配線図	1/100			

平成26年度

那覇市建設管理部 花とみどり課



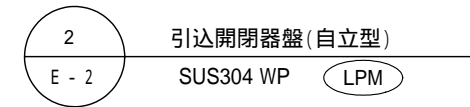
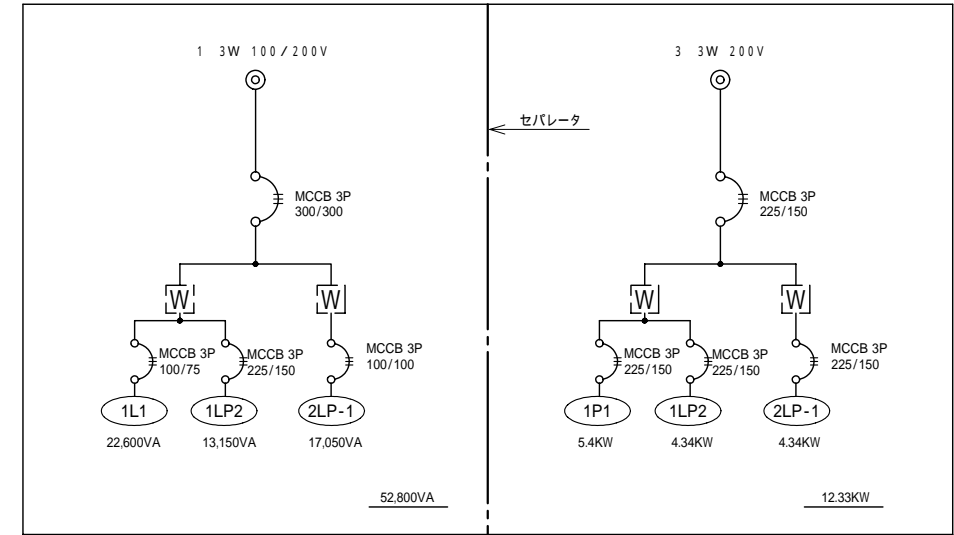
1 案内図
E - 1 NO SCALE

2 配置図
E - 1 SCALE=1/300

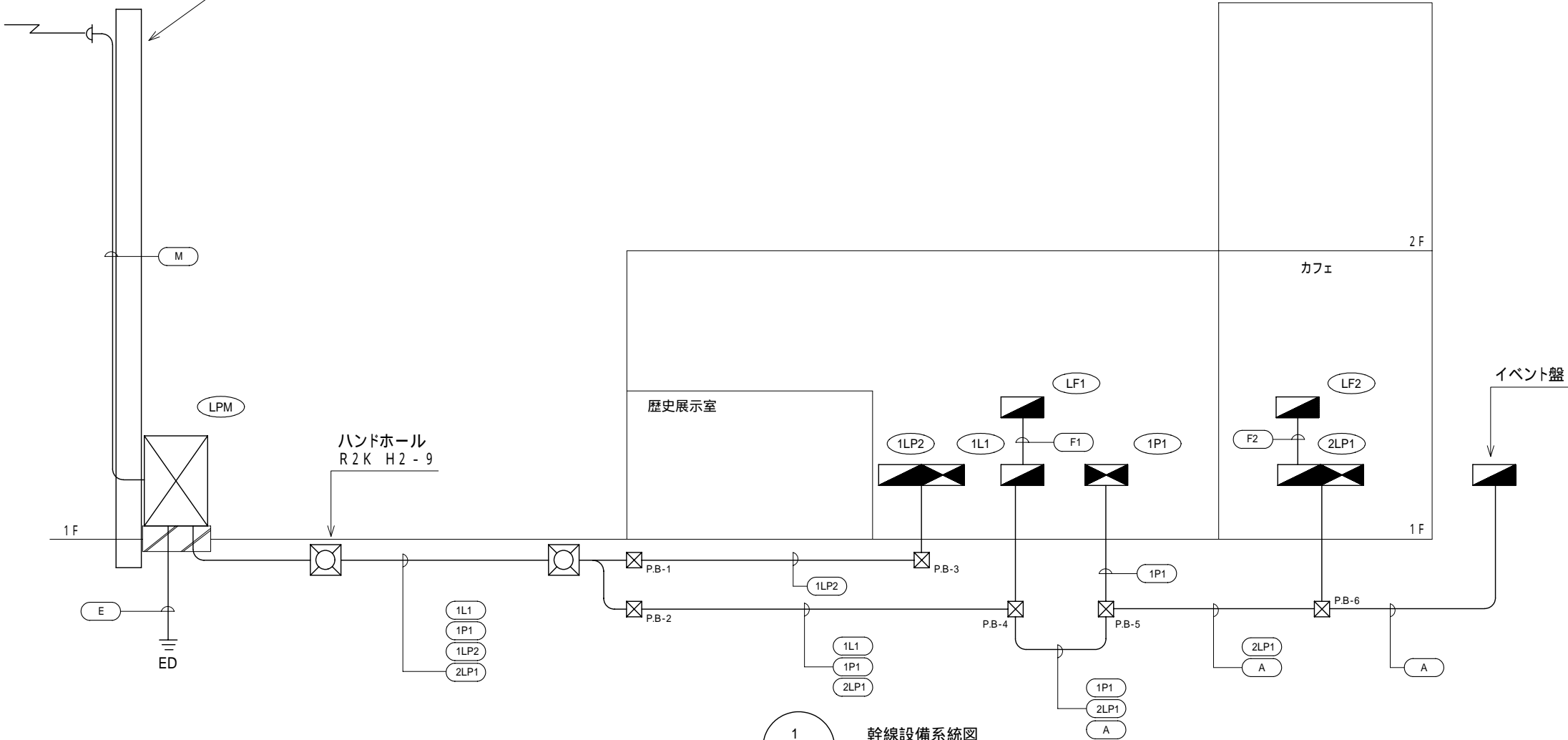
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	案内図・配置図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/300
摘要		図面番号	E - 1
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

幹線サイズ一覧表		
幹線番号	配管・配線	備考
M	1 CET60sq (54)HIVE	
	3 CET60sq (54)HIVE	
1L1	1 CET38sq E8 (54)VE・(50)FEP	
A	1 CET14sq E5.5 (36)VE・(40)FEP	
1P1	3 CET14sq E5.5sq (36)VE・(40)FEP	
1LP2	1 CET14sq E5.5 (36)VE・(40)FEP	
	3 CET22sq E5.5sq (42)VE・(40)FEP	
2LP1	1 CET38sq E8 (54)VE・(50)FEP	
	3 CET60sq E22sq (54)VE・(65)FEP	
E	接地工事E14°(16)VE	
F1	1 FP5.5-2C E1.6(22)PF	
F2	1 FP5.5-2C E1.6(22)PF	

番号	仕様	備考
☒ P.B-1	SPC 300×300×200	
☒ P.B-2	SPC 600×600×200	
☒ P.B-3	SPC 300×300×200	
☒ P.B-4	SPC 600×600×200	
☒ P.B-5	SPC 500×500×200	
☒ P.B-6	SUS304 200×200×100	

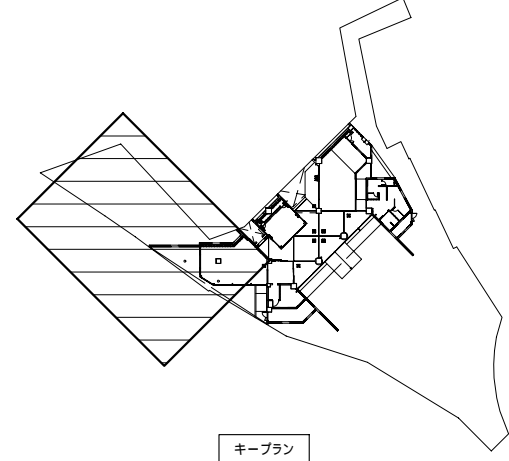
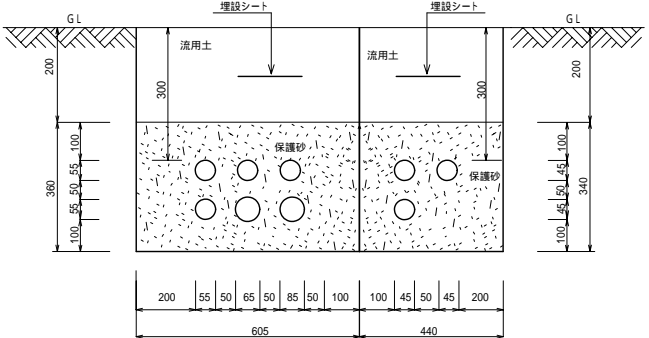
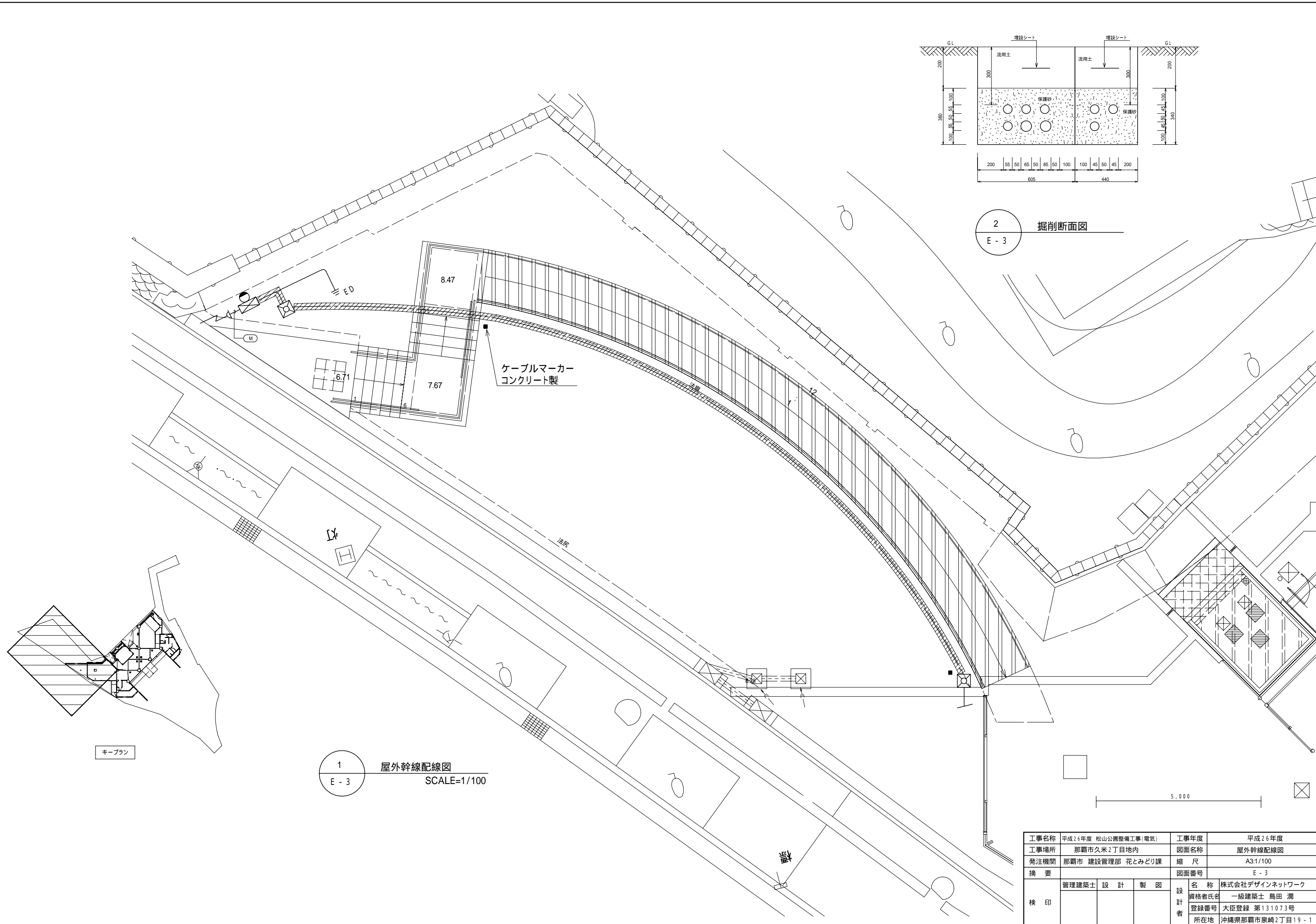


沖縄電力引込
1 3W 100/200V
3 3W 200V
コンクリート柱 12m
根架 支線含む



1 幹線設備系統図
E - 2 NO SCALE

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	幹線設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/5
摘要		図面番号	E-2
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	




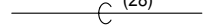
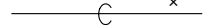


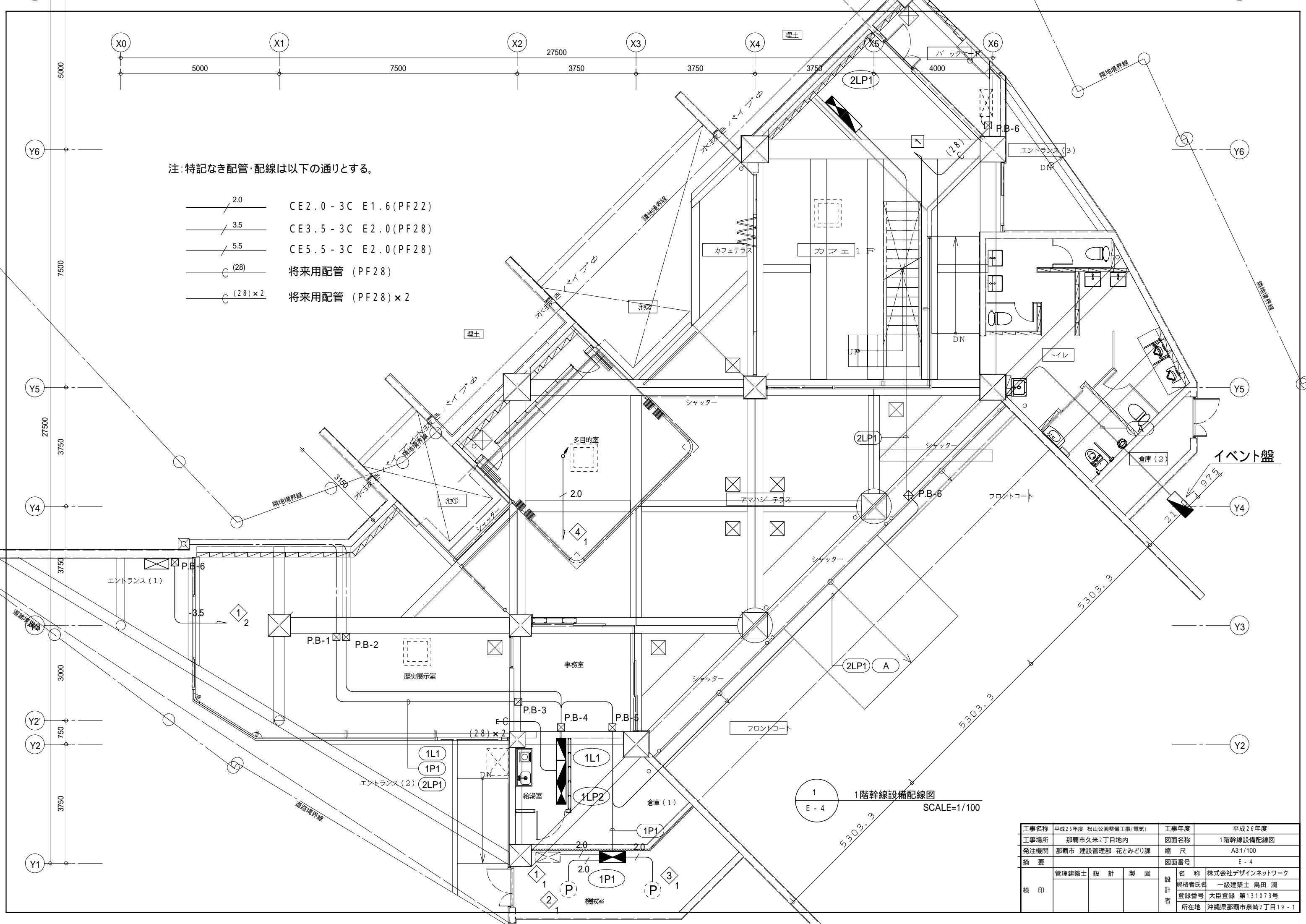
1
E-3
屋外幹線配線図
SCALE=1/100

2
E-3
掘削断面図

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外幹線配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-3
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

注：特記なき配管・配線は以下の通りとする。

-  2.0 CE2.0-3C E1.6(PF22)
-  3.5 CE3.5-3C E2.0(PF28)
-  5.5 CE5.5-3C E2.0(PF28)
-  (28) 将来用配管 (PF28)
-  (28)×2 将来用配管 (PF28)×2



1 1階幹線設備配線図
E-4
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階幹線設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-4		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		

凡 例	
	照明器具(蛍光灯)
	照明器具(シーリングライト)
	照明器具(ブラケット)
	照明器具(ダウンライト)
	照明器具(投光器)
	照明器具(街路灯)
	埋込スイッチ 1P15A(ネーム付)*1~4 ステンレスプレート付
	埋込スイッチ 3路,4路15A(ネーム付) ステンレスプレート付
	埋込スイッチ 1P15A(PL内蔵) ステンレスプレート付
	フル2線スイッチ 光アドレス設定式 ステンレスプレート付
	フル2線リモコンスイッチ プレート付(nは個数を示す)
	自動点滅器 AC100V 3A EE8413
	センサー親機(ボックス含む) 参考品番:WTK2411
	センサー子機 参考品番:WTK2911
	操作ユニット 参考品番:WTC58207W
	埋込コンセント 2P15AE x 2 ET付 ステンレスプレート付
	埋込コンセント 2P15AE x 1, ET20A兼用 E付 ステンレスプレート付
	防水コンセント 2P15AE x 2 ET付
	フロアコンセント 2P15AE x 2
	インバータ機器収納箱(インバータ機器は支給品取付) 300 x 200 x 200
	接地3P20A 引掛防雨コンセント 参考品番:WK6420
	ジャンクションボックス(天井付、壁付) Sはステンレスプレート
	ジャンクション Hはハトメプレート Bはブランク
	防雨入線プレート
	ブルボックス
	空調リモコン(別途工事) アウトレットボックス4角中浅44mm
	空調換気扇リモコン(別途工事) アウトレットボックス4角中浅44mm
	電動機(別途工事) 接続は本工事
	換気扇(別途工事) 接続は本工事
	電灯分電盤
	動力分電盤
	動力制御盤(別途工事)
	接地工事(A種、B種、D種)
	コンクリート柱
	FK式ハンドホール(電力用)
	FK式ハンドホール(通信用)
	配管・配線 天井隠べい、二重天井内
	配管・配線 床埋込
	配管・配線 露出配管
	配管・配線 二重天井内ころがし
	配管・配線 地中埋設
	空配管 呼び線(ビニル被覆鉄線)
	配管・配線 立上げ、素通し、立下げ

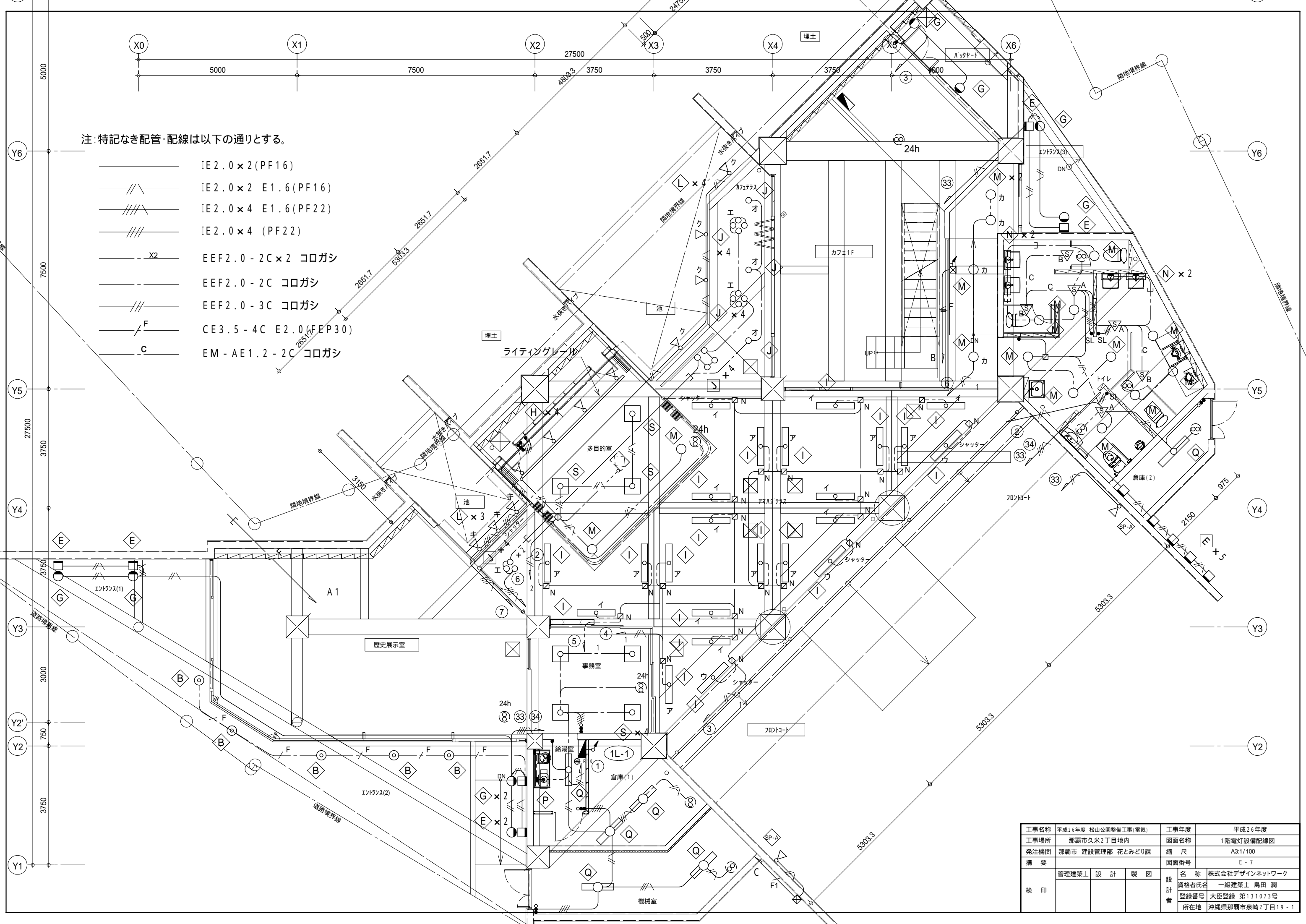
照明器具姿図

<p>ERL8020SB Rs-5モジュール広角電球色_500mA LEDユニットブロック70x1 電球色タイプ(3000K) 消費電力 8.7W 本体:ステンレス 枠:ステンレス+アライン ガラス:透明強化ガラス 重:10.5kg 電源内蔵 適合ケーブル径:12~15 防雨形(IP67) 調光不可 人の通行する場所への設置可能 幅:390 長さ:390 高さ:170 (mm) (エントランス)</p>	<p>ERB6090S LEDZユニットブロック70 取付ボックス含む ステンレス LEDZユニットブロック70x1 電球色タイプ(3000K) 消費電力 4.4W アルミダイキャスト メタリックグレー仕上(シルバー) 透明強化ガラス 重:0.9kg 防雨形(IP44) 調光不可 幅:150 高さ:150 埋込深さ:96 mm (エントランス)</p>	<p>ERB6075S LEDZ Lamp Disk100 拡散_3000K LEDZランプディスク100x1 GX53 消費電力 8.6W メタリックグレー仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 乳白消ガラス 重:3.0kg 壁面・天井面取付兼用型 防湿防雨形 重:0.9kg 防雨形(IP44) 調光不可 幅:293 高さ:293 出:190 (mm) (エントランス)</p>	<p>ERS3339W Rs-12モジュール広角電球色 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 22.1W 本体:アルミダイキャスト(白艶消) 重:1.1kg 調光不可 径:96 長さ:101 高さ:169 (mm) (多目的室)</p>
<p>ERB6191W LEDZランプ/JDR5W 防水型40Wタイプ専用ユニット17.6W 昼白色タイプ(5000K)RAD-539N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-539W 非調光タイプ ステンレス製 カバー:乳白アクリル 重:2.5kg 壁面・天井面取付兼用型 縦・横方向取付可能 防湿防雨形 調光不可 アウトアブラケット 幅:1292 高さ:100 出:96 (mm) (アマハジテラス)</p>	<p>ERD3400W LEDZランプ/JDR x1 E11 消費電力 5.5W 枠:アルミダイキャスト(白艶消) コーン:アルミ 鏡面仕上 透明強化ガラス 重:0.5kg 防湿防雨形 調光不可 断熱施工不可 径:113 (mm) 防湿形ベースダウンライト 防湿防雨形 ERD3400W 埋込穴:100 埋込深さ:127 (mm) (カフェ入口)</p>	<p>ERS3144SB Rs-7モジュール広角電球色_500mA LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 9.5W メタリック仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 透明強化ガラス 重:1.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレージ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 断熱施工不可 防湿形ベースダウンライト 径:116 (mm) 埋込穴:100 埋込深さ:103 (mm) (池)</p>	<p>ERD2645W Rs-5LEDモジュール ナチュラルホワイトタイプ(4000K) 消費電力 9.5W 非調光タイプ 枠:アルミダイキャスト(白艶消) 楕円反射板タイプ 下面透明消ガラス 電源ユニット別梱包 重:0.7kg 防湿形(IP44) 防湿防雨形(IP67) 調光不可 断熱施工不可 防湿形ベースダウンライト 径:116 (mm) 埋込穴:100 埋込深さ:103 (mm) (トイレ)</p>
<p>ERB6137W ブラケットライト 上下配光タイプ ERB6137W LEDユニットブロック100x1(上側) LEDユニットブロック70x1(下側) 電球色タイプ(3000K) 消費電力 10.9W 本体:白艶消 重:0.8kg 調光不可 幅:150 高さ:150 出:45 mm (トイレ)</p>	<p>ERB6174W 防水型チューブユニット20Wタイプ'エコノミー'4000K ブラケット 非調光タイプ スイッチ付 ERB6174W 20Wタイプ専用ユニット14.5W 昼白色タイプ(5000K)RAD-406N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-406W 乳白アクリル 重:1.4kg 調光不可 スイッチ付 幅:650 長さ:103 高さ:75 (mm) (流し元)</p>	<p>ERK9111W 軌りタイプユニット40Wタイプ'エコノミー'3000K ベースライト反射笠付形 非調光タイプ ERK9111W エコノミータイプ 40Wタイプ専用ユニット19.3W 昼白色タイプ(5000K)RAD-402N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-402W 温白色タイプ(3500K)RAD-402WW 電球色タイプ(3000K)RAD-402L 白 重:2.9kg 調光不可 幅:128 長さ:1250 高さ:103 (mm) (倉庫・機械室)</p>	<p>ERK9060W FPL形状LEDユニット36Wタイプ'5000K スクエアベースライト 白ルーバー形 非調光タイプ ERK9060W FPL36Wタイプ専用ユニット15.2W 昼白色タイプ(5000K)RAD-416N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-416W 温白色タイプ(3500K)RAD-416WW 白 ルーバー:白 重:4.9kg 調光不可 径:470 (mm) 埋込穴:450 埋込深さ:90 (mm) (事務室・多目的室)</p>
<p>ERS3620S Rs-24モジュール広角電球色 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 41.6W アルミダイキャスト メタリック仕上(シルバー+メタリック) 透明強化ガラス 重:4.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレージ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 径:150 長さ:159 全高:325 (mm) (屋外)</p>	<p>ERS3144SB Rs-7モジュール広角電球色_500mA LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 12.5W メタリック仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 透明強化ガラス 重:1.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレージ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 径:70 長さ:127 高:207 (mm) (屋外)</p>	<p>ERL8049H_1 L223H_1 LEDZランプ ディスク 45 拡散配光(3000K) ランプ含む LEDZランプディスク45x1 GU10 消費電力 3.9W グレー仕上(ダークグレー) アルミダイキャスト 乳白消ガラス 重:2.7kg 防雨形 調光不可 径:91 高さ:800 mm (屋外)</p>	

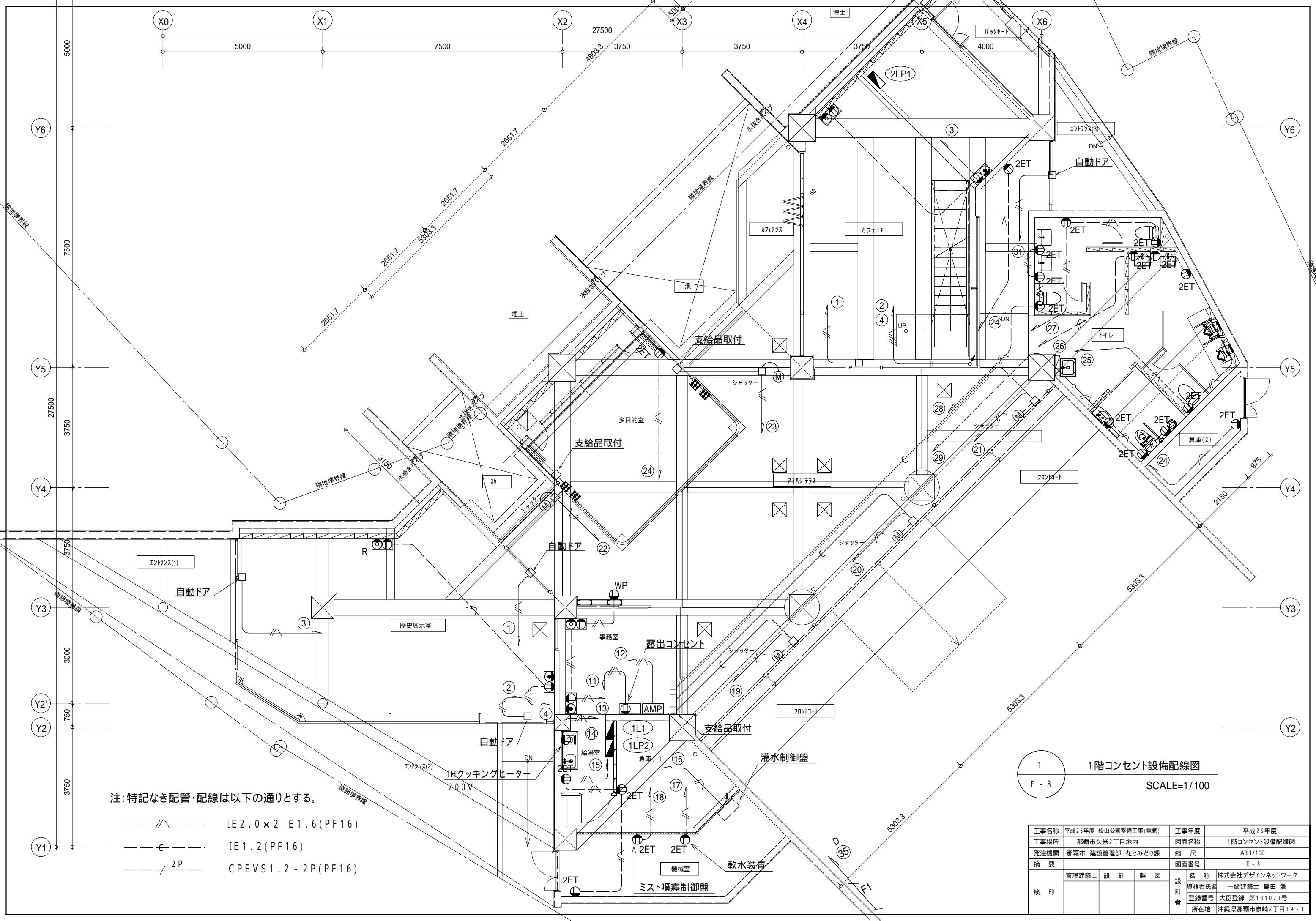
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	照明器具姿図・凡例
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S
摘要		図面番号	E-6
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社デザインネットワーク	
	登録番号	一級建築士 鳥田 潤	
	所在地	大臣登録 第131073号	

注：特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- IE 2.0 × 2 (PF16)
- /// IE 2.0 × 2 E1.6 (PF16)
- //// IE 2.0 × 4 E1.6 (PF22)
- //// IE 2.0 × 4 (PF22)
- - - X2 EEF2.0 - 2C × 2 コロガシ
- - - EEF2.0 - 2C コロガシ
- /// EEF2.0 - 3C コロガシ
- / F CE3.5 - 4C E2.0 (FEP30)
- C EM - AE1.2 - 2C コロガシ



工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階電灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-7
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

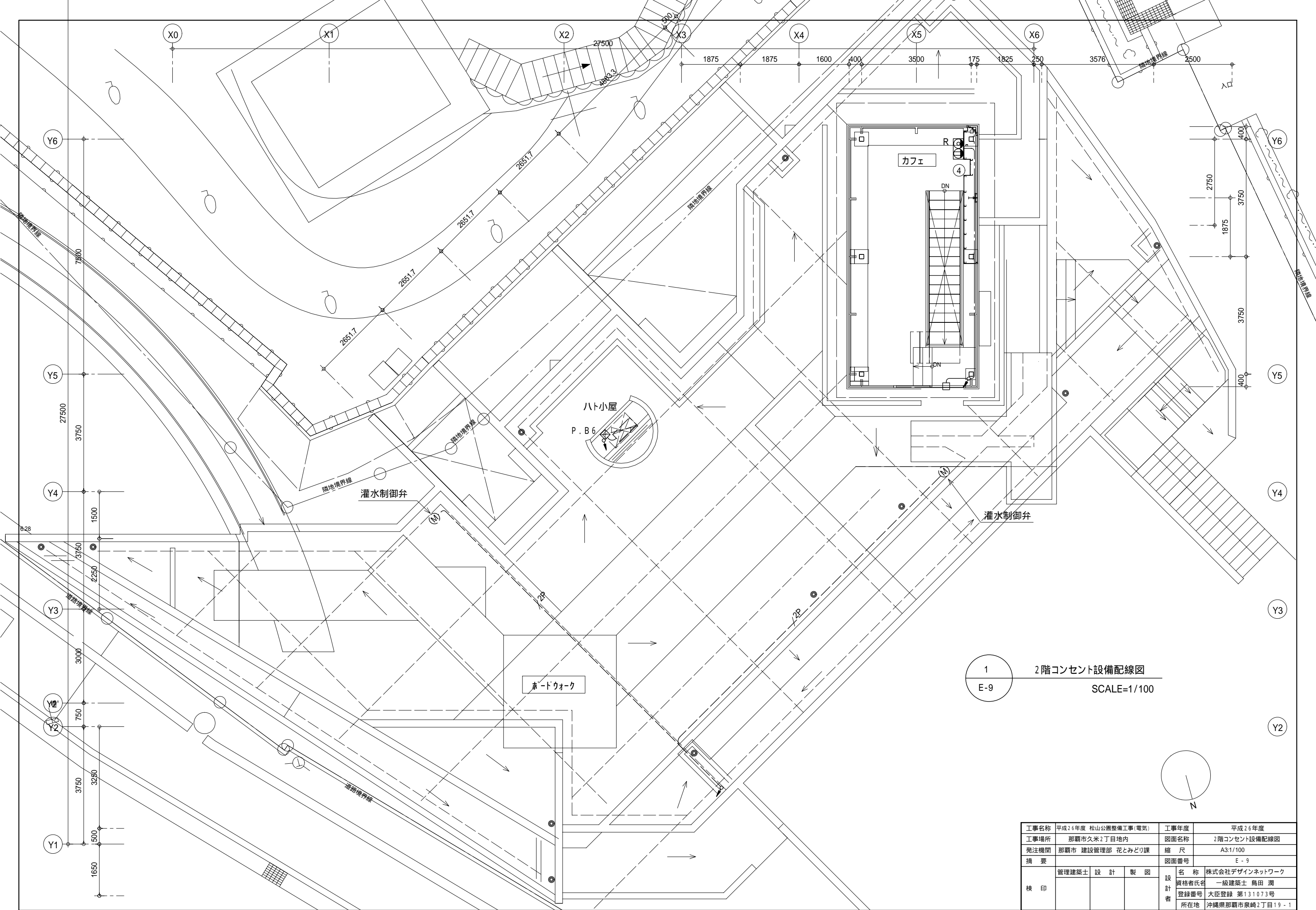


注: 特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- //— IE2.0×2 E1.6(PF16)
- ε— IE1.2(PF16)
- 2P— CPEVS1.2-2P(PF16)

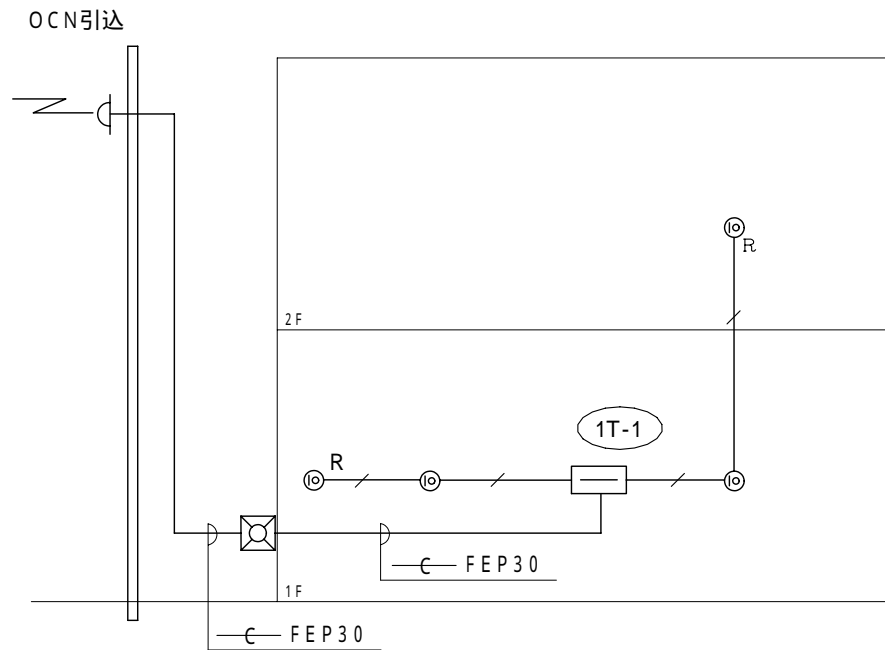
1 1階コンセント設備配線図
E-8 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-8
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

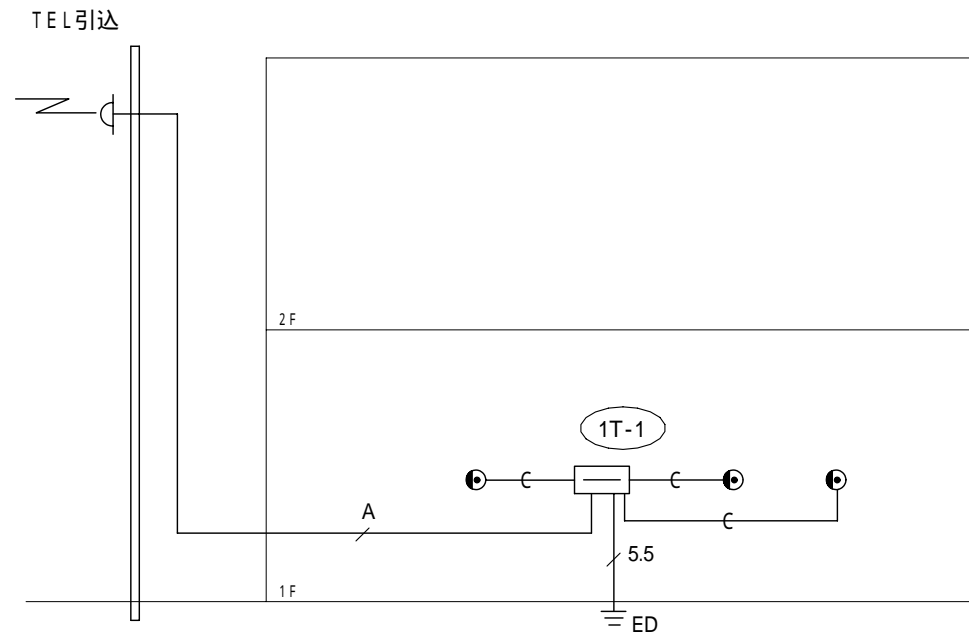


1 2階コンセント設備配線図
E-9 SCALE=1/100

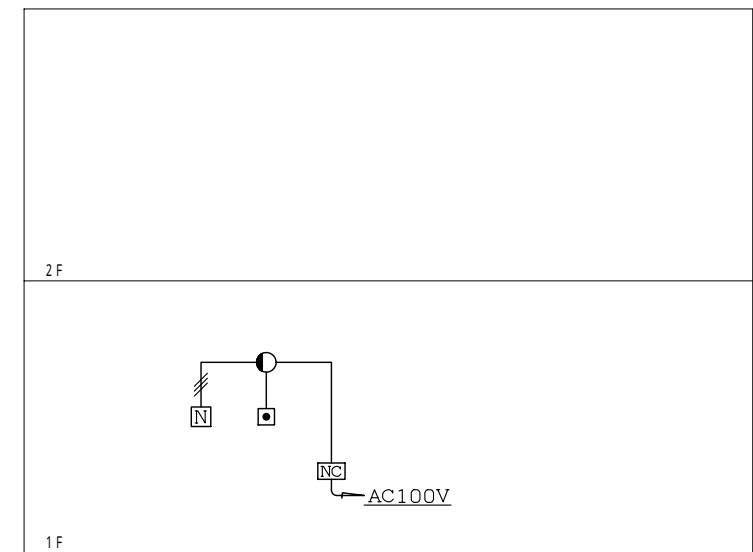
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-9		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1 テレビ共聴設備系統図
E-10 NO SCALE



2 電話設備系統図
E-10 NO SCALE



3 トイレ呼出設備系統図
E-10 NO SCALE

記号	名称	備考
◎	直列ユニット	中間用
◎R	直列ユニット	端末用
□	共用端子盤	
—/—	配管、配線	S-5C-FB(PF16)
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

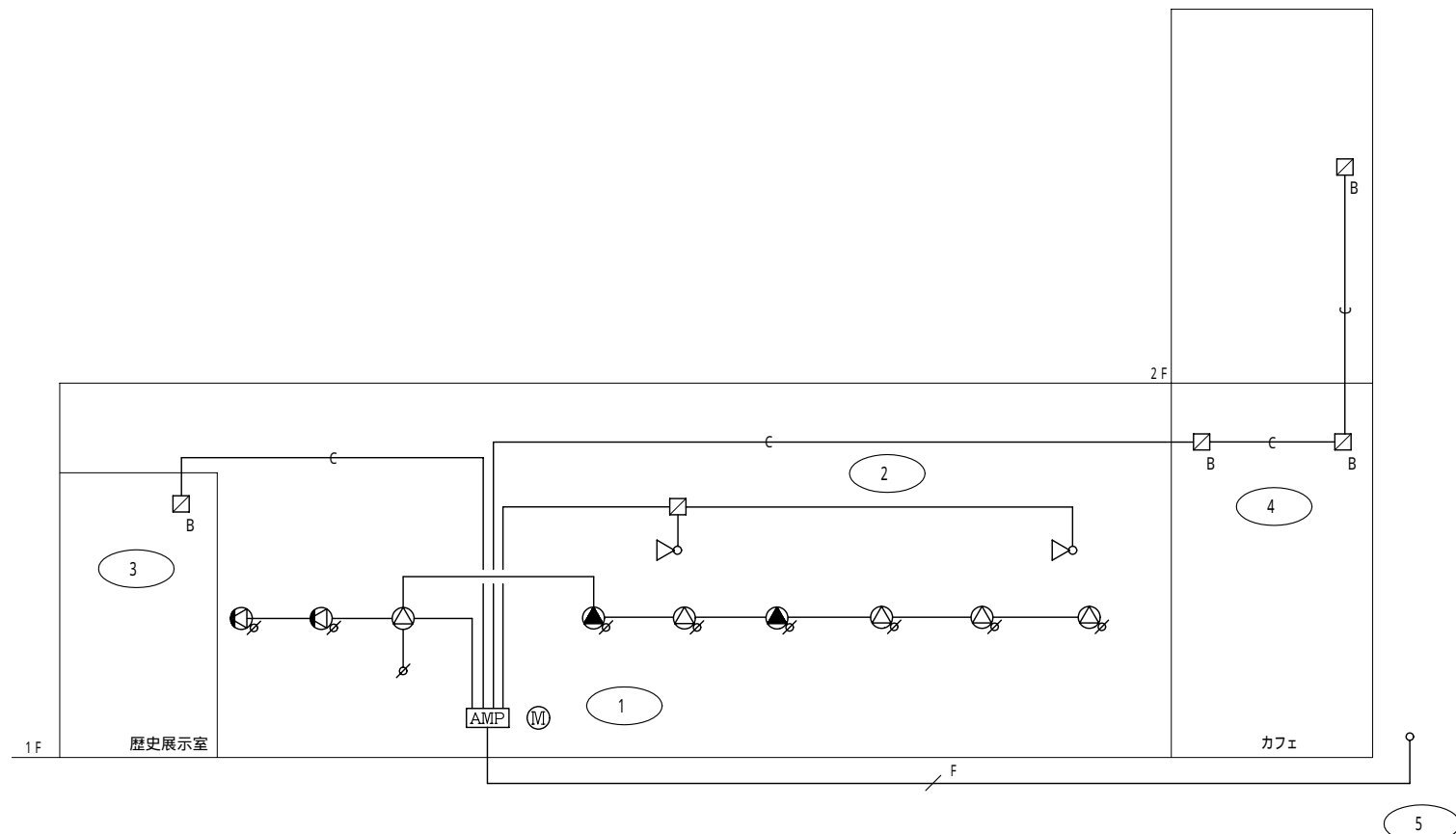
記号	名称	備考
●	6極4心モジュラージャック	
□	共用端子盤	
—/—5.5	配管、配線	IE5.5(PF16)
—/—A	配管、配線	—C— FEP30×2
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

記号	名称	備考
□NC	トイレ呼出表示器	3窓
●	廊下灯(プザー付)	
□	復旧ボタン	
□N	トイレ用押ボタン	
□	共用端子盤	
—/—	配管、配線	EM-AE0.9-2C(PF16)
—/—	配管、配線	EM-AE0.9-3C(PF16)
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

特記

- 1) テレビ共聴はOCN(ケーブルネットワーク)と調整する。(届出、本工事含む)
- 2) 施設使用料は発注者支払いとする。

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	弱電設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/5
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	

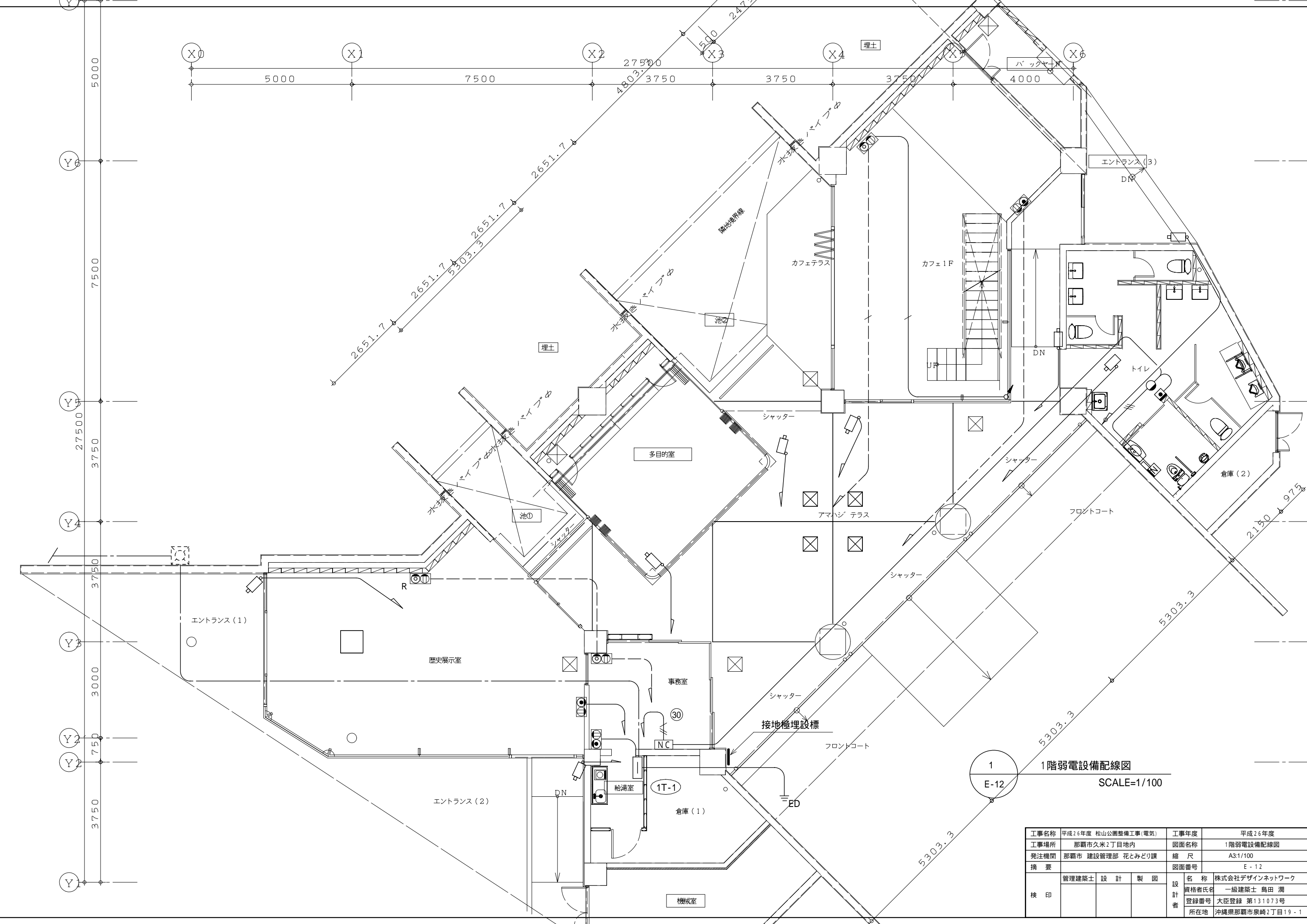


1 放送設備系統図
E - 11 NO SCALE

記号	名称	備考
[AMP]	システムアンプ	160W 10局
[M]	呼出マイクロホン	
[1]	天井埋込型スピーカー	3W
[2]	天井埋込型スピーカー	3W AT付
[3]	天井露出型スピーカー	3W AT付
[4]	天井埋込型スピーカー	1W 防滴型
[5]	壁掛型スピーカー	3W アッテネータ付
[6]	ソフトホーンスピーカー	6W
[7]	アッテネータ	0.5 - 6W
[No]	スピーカー系統番号	
[]	共用端子盤	
[B]	ブランクプレート	新金プレート
—	配管、配線	EM - HP1.2 - 3C(PF16)
—	配管、配線	EM - HP1.2 - 4C(PF16)
— ^{3P}	配管、配線	EM - HP1.2 - 3P(PF16)
— ^{5P}	配管、配線	EM - HP1.2 - 5P(PF22)
— ^{10P}	配管、配線	EM - HP1.2 - 10P(PF28)
— ^F	配管、配線	(将来用FEP(30))

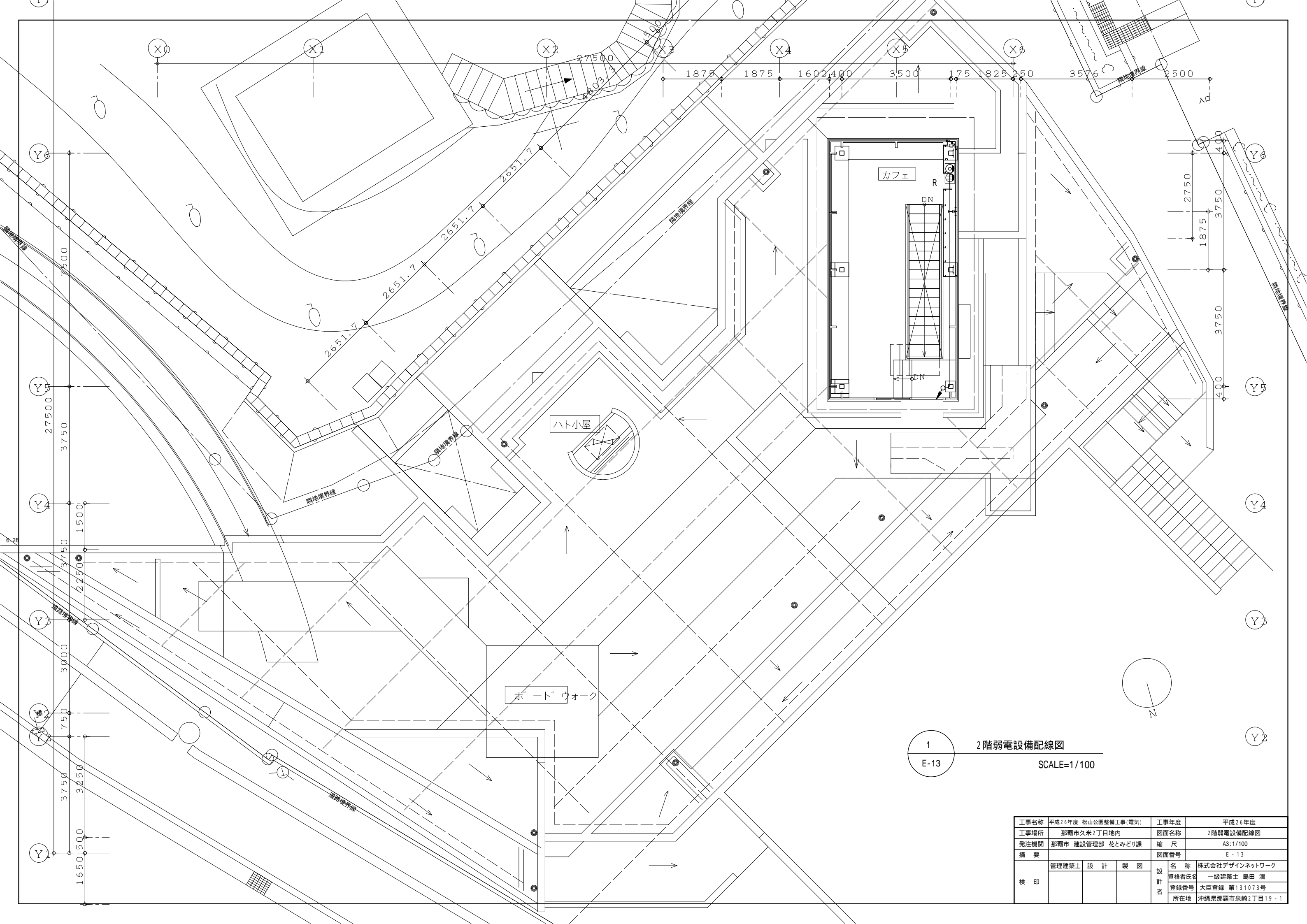
<p>システムアンプ</p> <table border="1"> <tr><td>定格出力</td><td>160W(63...ハイインピーダンス)</td></tr> <tr><td>スピーカー制御出力</td><td>5回線(ハイインピーダンス)</td></tr> <tr><td>入力</td><td>マイク×2、マイク/外部(切替)×2、外部×2、フロント外部、リモコンマイク、ベージング、パワーアンプ、マイクインサーション</td></tr> <tr><td>出力</td><td>録音、ライン</td></tr> <tr><td>外部制御</td><td>電源起動、スピーカー回線選択、非常時音声遮断入力</td></tr> <tr><td>電源</td><td>AC100V、110W(電気用品安全法)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>8.3kg</td></tr> </table>	定格出力	160W(63...ハイインピーダンス)	スピーカー制御出力	5回線(ハイインピーダンス)	入力	マイク×2、マイク/外部(切替)×2、外部×2、フロント外部、リモコンマイク、ベージング、パワーアンプ、マイクインサーション	出力	録音、ライン	外部制御	電源起動、スピーカー回線選択、非常時音声遮断入力	電源	AC100V、110W(電気用品安全法)	質量	8.3kg	<p>壁掛型スピーカー(ATT付)</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>16cmコーン型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>92dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>120Hz-13kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k / 3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>アッテネータ</td><td>4段階(大/中/小/切)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>2.1kg</td></tr> </table>	スピーカーユニット	16cmコーン型	定格入力	1W	出力音圧レベル	92dB/W(1m)	周波数特性	120Hz-13kHz	入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k	アッテネータ	4段階(大/中/小/切)	質量	2.1kg	<p>トイレ呼出表示器</p> <table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)</td></tr> <tr><td>形状</td><td>壁取付形</td></tr> <tr><td>材質</td><td>SPCC(1.2)</td></tr> <tr><td>窓数</td><td>3窓</td></tr> <tr><td>表示方式</td><td>呼出音と表示点灯</td></tr> </table>	電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)	形状	壁取付形	材質	SPCC(1.2)	窓数	3窓	表示方式	呼出音と表示点灯
定格出力	160W(63...ハイインピーダンス)																																							
スピーカー制御出力	5回線(ハイインピーダンス)																																							
入力	マイク×2、マイク/外部(切替)×2、外部×2、フロント外部、リモコンマイク、ベージング、パワーアンプ、マイクインサーション																																							
出力	録音、ライン																																							
外部制御	電源起動、スピーカー回線選択、非常時音声遮断入力																																							
電源	AC100V、110W(電気用品安全法)																																							
質量	8.3kg																																							
スピーカーユニット	16cmコーン型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	92dB/W(1m)																																							
周波数特性	120Hz-13kHz																																							
入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k																																							
アッテネータ	4段階(大/中/小/切)																																							
質量	2.1kg																																							
電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)																																							
形状	壁取付形																																							
材質	SPCC(1.2)																																							
窓数	3窓																																							
表示方式	呼出音と表示点灯																																							
<p>追加出力制御器</p> <table border="1"> <tr><td>出力制御</td><td>10回線</td></tr> <tr><td>モニタースピーカー</td><td>定格出力0.5W、65mm、音量連続可変</td></tr> <tr><td>質量</td><td>2kg</td></tr> </table>	出力制御	10回線	モニタースピーカー	定格出力0.5W、65mm、音量連続可変	質量	2kg	<p>ソフトホーンスピーカー</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>12cm防滴型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>6W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>96dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>150Hz-15kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k / 3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>質量</td><td>1.7kg</td></tr> </table>	スピーカーユニット	12cm防滴型	定格入力	6W	出力音圧レベル	96dB/W(1m)	周波数特性	150Hz-15kHz	入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k	質量	1.7kg	<p>プザー付廊下灯</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>埋込形(JIS2個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>表示灯</td><td>赤色</td></tr> <tr><td>備考</td><td>プザー付</td></tr> </table>	形状	埋込形(JIS2個用スイッチボックス)	材質	樹脂	表示灯	赤色	備考	プザー付												
出力制御	10回線																																							
モニタースピーカー	定格出力0.5W、65mm、音量連続可変																																							
質量	2kg																																							
スピーカーユニット	12cm防滴型																																							
定格入力	6W																																							
出力音圧レベル	96dB/W(1m)																																							
周波数特性	150Hz-15kHz																																							
入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k																																							
質量	1.7kg																																							
形状	埋込形(JIS2個用スイッチボックス)																																							
材質	樹脂																																							
表示灯	赤色																																							
備考	プザー付																																							
<p>天井埋込型スピーカー</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>16cmコーン型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>93dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>80Hz-14kHz、偏差20dB</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>10k(1W)、3.3k(3W)、1.6k(6W)</td></tr> <tr><td>パネル/フレーム</td><td>銀色アルミ/ベニチン/クロムメッキモールド</td></tr> <tr><td>質量</td><td>750g</td></tr> </table>	スピーカーユニット	16cmコーン型	定格入力	1W	出力音圧レベル	93dB/W(1m)	周波数特性	80Hz-14kHz、偏差20dB	入力インピーダンス	10k(1W)、3.3k(3W)、1.6k(6W)	パネル/フレーム	銀色アルミ/ベニチン/クロムメッキモールド	質量	750g	<p>アッテネータ</p> <table border="1"> <tr><td>入力容量</td><td>6W(0.5W-6W適合)</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k - 20k</td></tr> <tr><td>音量調節</td><td>OFF、-18dB、-12dB、-6dB、0dB</td></tr> <tr><td>質量</td><td>190g(プレート含まず)</td></tr> </table>	入力容量	6W(0.5W-6W適合)	入力インピーダンス	1.7k - 20k	音量調節	OFF、-18dB、-12dB、-6dB、0dB	質量	190g(プレート含まず)	<p>復旧ボタン</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>ABS樹脂</td></tr> </table>	形状	壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)	材質	ABS樹脂												
スピーカーユニット	16cmコーン型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	93dB/W(1m)																																							
周波数特性	80Hz-14kHz、偏差20dB																																							
入力インピーダンス	10k(1W)、3.3k(3W)、1.6k(6W)																																							
パネル/フレーム	銀色アルミ/ベニチン/クロムメッキモールド																																							
質量	750g																																							
入力容量	6W(0.5W-6W適合)																																							
入力インピーダンス	1.7k - 20k																																							
音量調節	OFF、-18dB、-12dB、-6dB、0dB																																							
質量	190g(プレート含まず)																																							
形状	壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)																																							
材質	ABS樹脂																																							
<p>天井埋込型スピーカー(防滴型)</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>9cm防滴型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>90dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>150Hz-18kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>質量</td><td>700g</td></tr> </table>	スピーカーユニット	9cm防滴型	定格入力	1W	出力音圧レベル	90dB/W(1m)	周波数特性	150Hz-18kHz	入力インピーダンス	3.3k / 10k	質量	700g	<p>呼出マイクロホン</p> <table border="1"> <tr><td>形式</td><td>単一指向性エレクトレットコンデンサ型</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>100Hz-12kHz</td></tr> <tr><td>出力インピーダンス</td><td>600 不平衡</td></tr> <tr><td>感度</td><td>-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)</td></tr> <tr><td>チャイム</td><td>上4音(FSEソフ)、下2音(ピンポーン)</td></tr> <tr><td>電源</td><td>DC3V(単3乾電池×2)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>480g</td></tr> </table>	形式	単一指向性エレクトレットコンデンサ型	周波数特性	100Hz-12kHz	出力インピーダンス	600 不平衡	感度	-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)	チャイム	上4音(FSEソフ)、下2音(ピンポーン)	電源	DC3V(単3乾電池×2)	質量	480g	<p>呼出錠(ひも付)</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>埋込形(JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>備考</td><td>引きひも式、押ボタン式両用</td></tr> </table>	形状	埋込形(JIS1個用スイッチボックス)	材質	樹脂	備考	引きひも式、押ボタン式両用						
スピーカーユニット	9cm防滴型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	90dB/W(1m)																																							
周波数特性	150Hz-18kHz																																							
入力インピーダンス	3.3k / 10k																																							
質量	700g																																							
形式	単一指向性エレクトレットコンデンサ型																																							
周波数特性	100Hz-12kHz																																							
出力インピーダンス	600 不平衡																																							
感度	-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)																																							
チャイム	上4音(FSEソフ)、下2音(ピンポーン)																																							
電源	DC3V(単3乾電池×2)																																							
質量	480g																																							
形状	埋込形(JIS1個用スイッチボックス)																																							
材質	樹脂																																							
備考	引きひも式、押ボタン式両用																																							

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	放送設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S
摘要		図面番号	E-11
検印	管理建築士	設計	株式会社デザインネットワーク
	設計	製図	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市宇泉崎2丁目19-	



1 階弱電設備配線図
SCALE=1/100

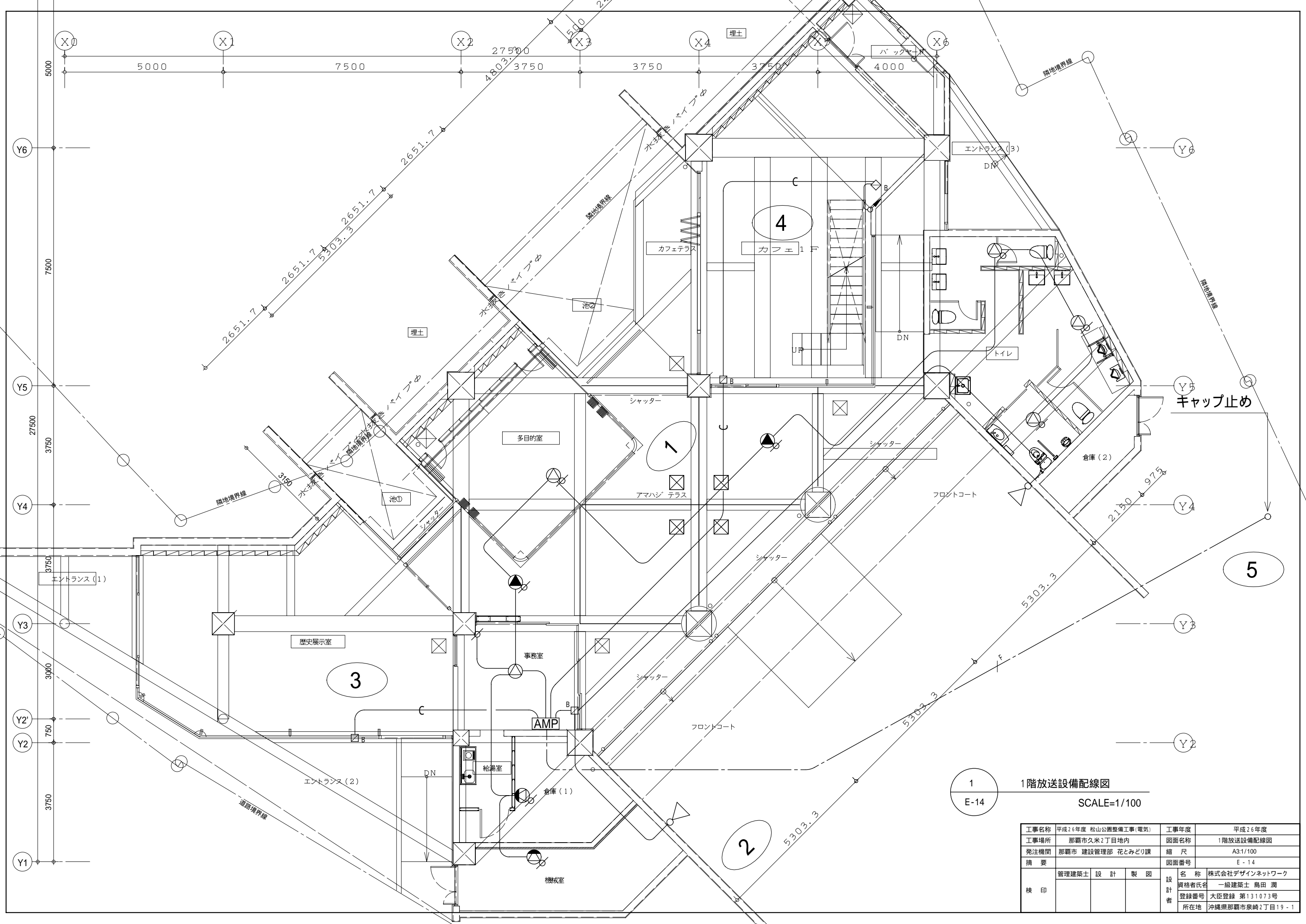
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階弱電設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-12		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1
E-13

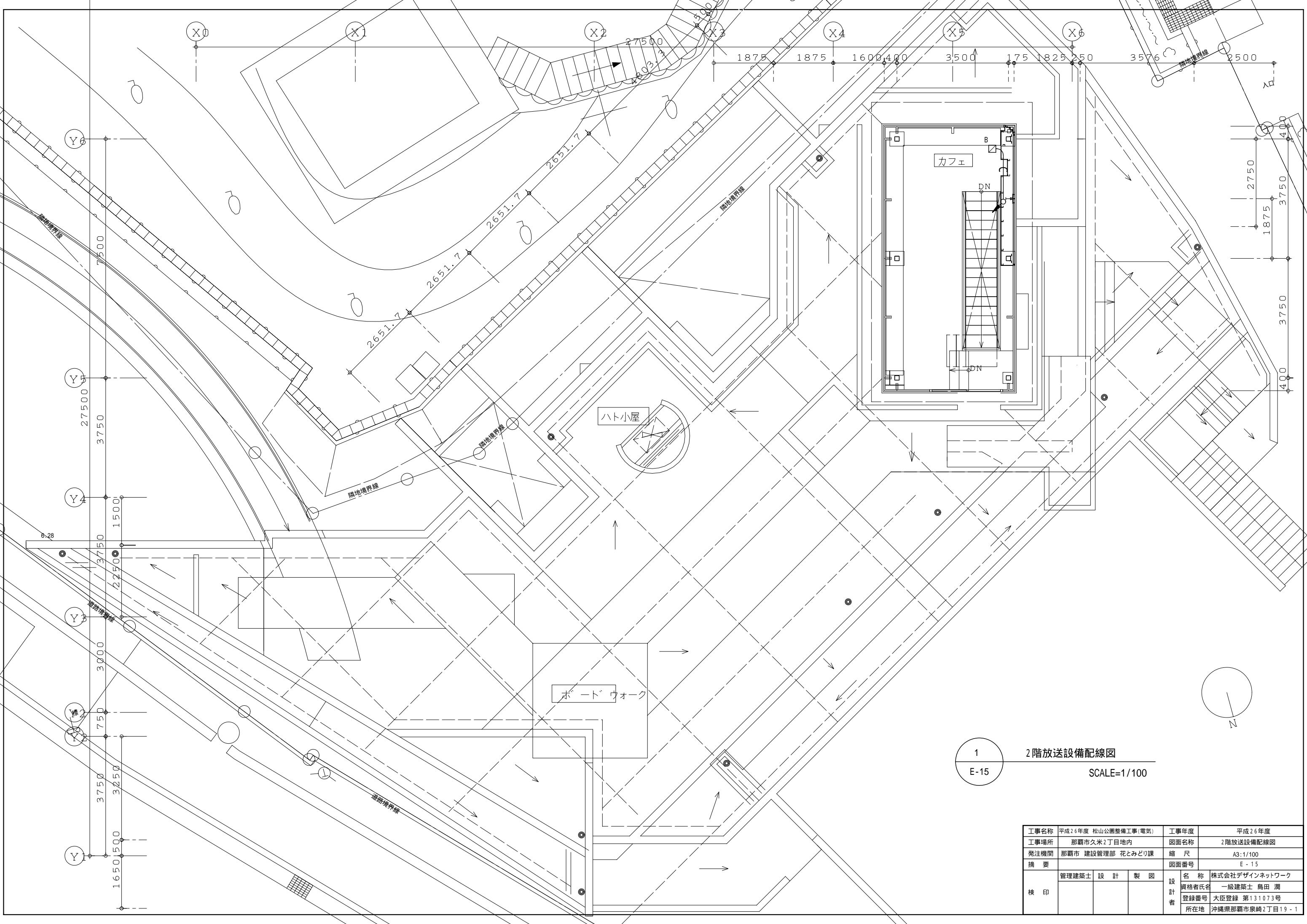
2階弱電設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階弱電設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



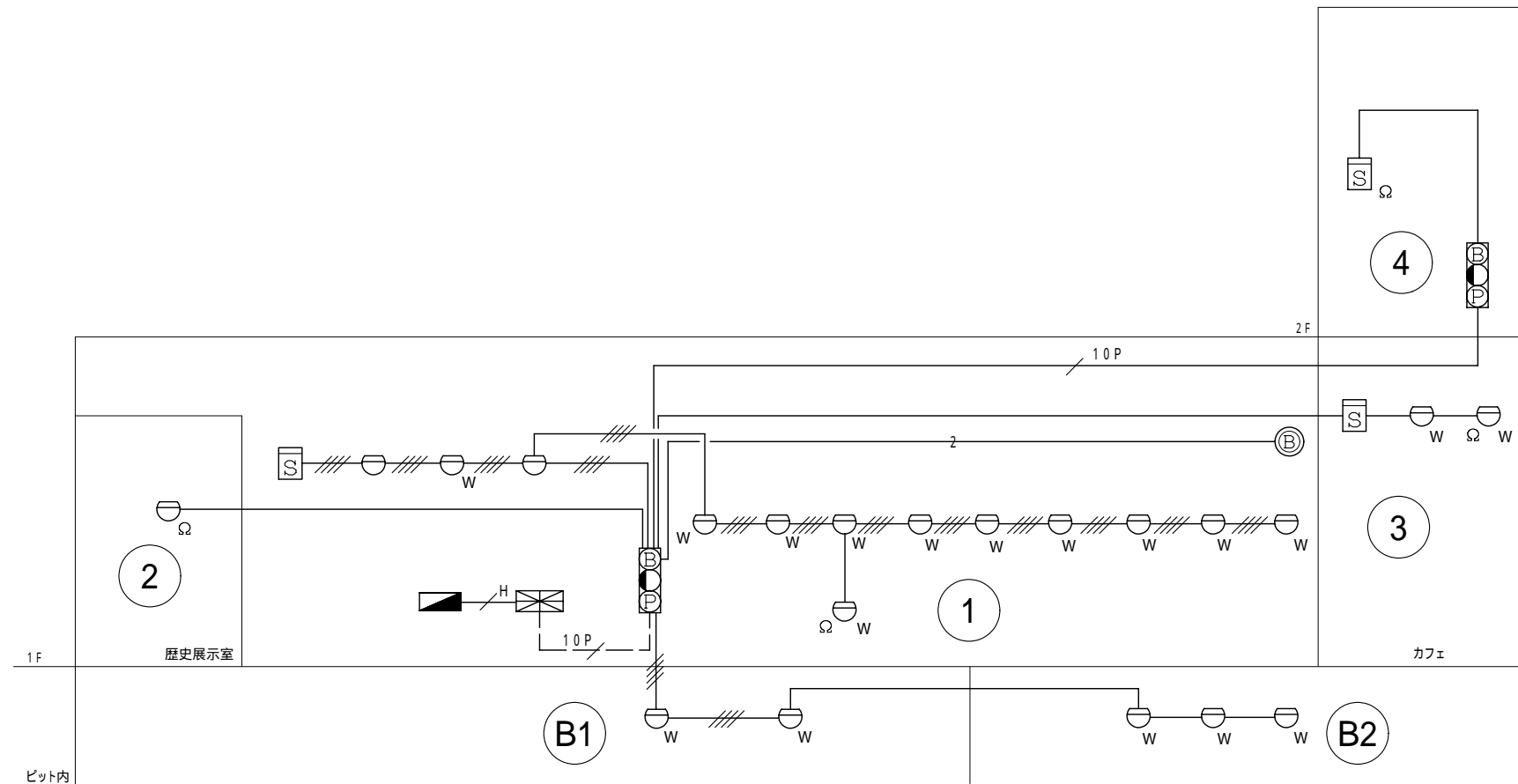
1 1階放送設備配線図
E-14 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階放送設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1
E-15
2階放送設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階放送設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



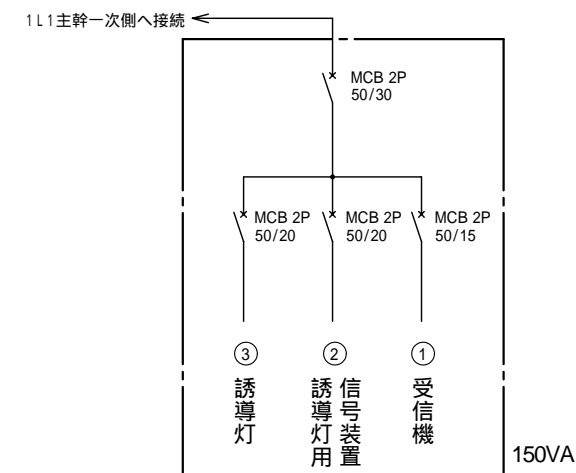
1 自動火災報知設備系統図
E - 16 NO SCALE

記号	名称	備考
	受信機	P型1級 10回線
	総合盤	P型1級 埋込
	ベル	DC24V
	ベル	DC24V 防雨型
	スポット型感知器	差動式 2種
	スポット型感知器	差動式 2種防水
	スポット型感知器	定温式 特種
	スポット型感知器	定温式 1種防水
	煙感知器	光電式 2種
	ガス感知器	
	終端抵抗	10k
	警戒区域番号	
	非常用分電盤 (LF)	
	誘導灯信号装置	誘導音+点滅用(1回路用)
	配管、配線	FP5.5-3C E1.6(PF22)
	配管、配線	HIV2.0×2 E1.6(PF16)
	配管、配線(誘導灯)	EM-AE1.2-2C(PF16)
	配管、配線(誘導灯)	EM-IE2.0×2 E1.6(PF16)
	配管、配線	EM-IE2.0×2 E1.6(PF16)
	配管、配線	EM-HP1.2-2C(PF16)
	配管、配線	EM-AE1.2-2C(PF16)
	配管、配線	EM-AE1.2-4C(PF16)
	配管、配線	EM-HP1.2-7P(PF22)
	配管、配線	EM-HP1.2-10P(PF28)

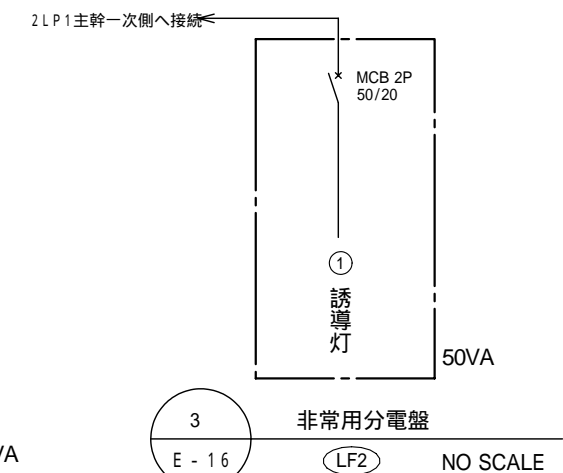
特記

- 1) 感知器は壁又は、はり等から0.6m(熱感知器は0.4m)以上、換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。

 JB13W×1 埋込非常灯 K1-IRS4-JE13 電池内蔵 器具取付高さ <table border="1"> <tr><td>器具取付高さ</td><td>2.1m</td><td>2.4m</td><td>2.6m</td><td>3.0m</td><td>4.0m</td><td>5.0m</td><td>6.0m</td></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.0m</td><td>4.4</td><td>4.6</td><td>4.7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>8.6m</td><td>9.5</td><td>10.1</td><td>11.2</td><td>7.3</td><td></td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>6.9m</td><td>7.6</td><td>8.0</td><td>8.9</td><td>7.3</td><td></td></tr> </table> 注: 建築基準法関係法令による非常照明とする。	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7			直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3		四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3		 JB30W×1 直付非常灯 K1-ISC14MP-JE30 電池内蔵 器具取付高さ <table border="1"> <tr><td>器具取付高さ</td><td>2.1m</td><td>2.4m</td><td>2.6m</td><td>3.0m</td><td>4.0m</td><td>5.0m</td><td>6.0m</td></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.3m</td><td>4.7</td><td>4.9</td><td>5.3</td><td>5.9</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>9.9m</td><td>10.7</td><td>11.2</td><td>12.2</td><td>14.4</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>8.1m</td><td>8.8</td><td>9.2</td><td>10.1</td><td>11.9</td><td>13.5</td></tr> </table> 注: 建築基準法関係法令による非常照明とする。	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.3m	4.7	4.9	5.3	5.9	4.4	直接配置	A2	9.9m	10.7	11.2	12.2	14.4	16.0	四角配置	A4	8.1m	8.8	9.2	10.1	11.9	13.5	 K1-ISS4-JE13 JE13W 電池内蔵 <table border="1"> <tr><td>器具取付高さ</td><td>2.1m</td><td>2.4m</td><td>2.6m</td><td>3.0m</td><td>4.0m</td><td>5.0m</td><td>6.0m</td></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.0m</td><td>4.4</td><td>4.6</td><td>4.7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>8.6m</td><td>9.5</td><td>10.1</td><td>11.2</td><td>7.3</td><td></td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>6.9m</td><td>7.6</td><td>8.0</td><td>8.9</td><td>7.3</td><td></td></tr> </table>	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7			直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3		四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3		 避難口誘導灯 B級BH形 片面 SH1-FBF20-BH 電池内蔵 B級・BH形 壁・天井直付・吊下兼用型 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7																																																																																														
直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3																																																																																													
四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3																																																																																													
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.3m	4.7	4.9	5.3	5.9	4.4																																																																																												
直接配置	A2	9.9m	10.7	11.2	12.2	14.4	16.0																																																																																												
四角配置	A4	8.1m	8.8	9.2	10.1	11.9	13.5																																																																																												
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7																																																																																														
直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3																																																																																													
四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3																																																																																													
 避難誘導灯 B級 BH形 矢印付 SH1-FBF20-BH 電池内蔵 B級・BH形 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型	 防湿・防雨型 避難誘導灯 B級 BH形 B級・BH形 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型	 通路誘導灯 B級 両面 ST1-FSF22-BH 電池内蔵 注: 消防法関係法令による通路誘導灯とする。	 SH1-FBF20AF-BH B級 電池内蔵 音声付 B級・BH形 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型																																																																																																

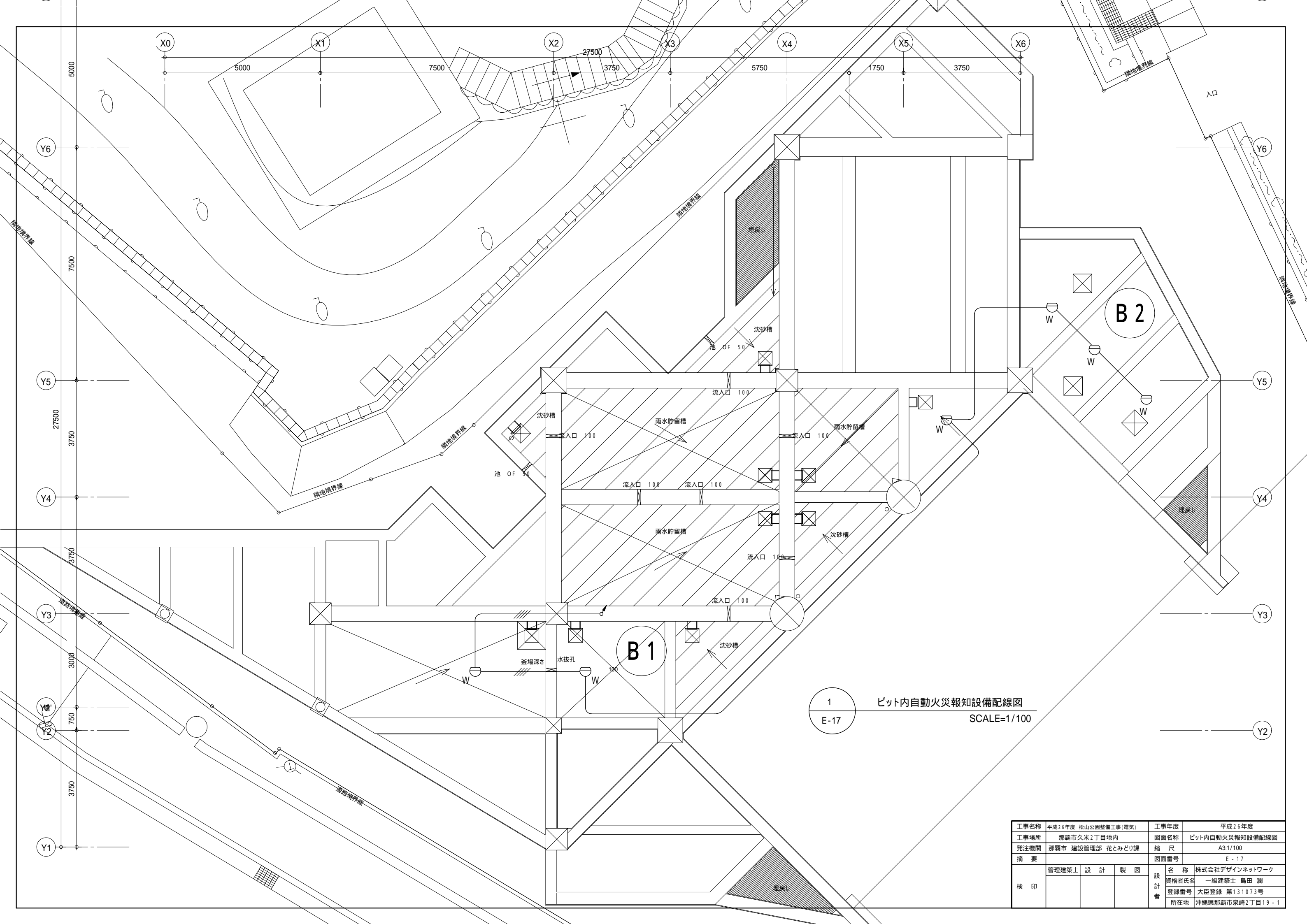


2 非常用分電盤
E - 16 (LF1) NO SCALE



3 非常用分電盤
E - 16 (LF2) NO SCALE

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	自動火災報知設備系統図	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S	
摘要		図面番号	E-16	
検印	管理建築士	設計	製図	
	資格者氏名	株式会社デザインネットワーク		
	登録番号	一級建築士 鳥田 潤		
	所在地	大臣登録 第131073号		
			所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-

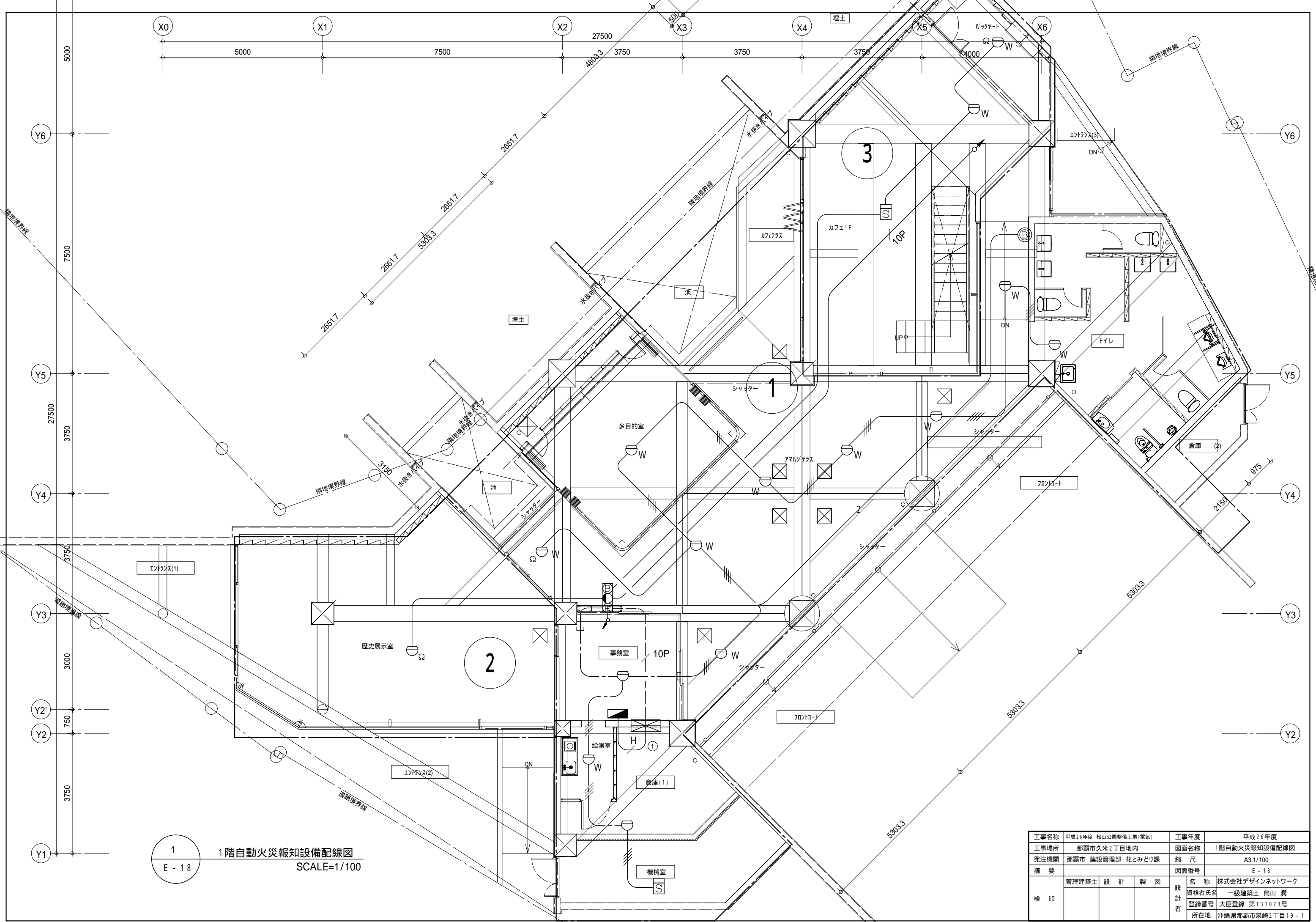


1
E-17

ピット内自動火災報知設備配線図

SCALE=1/100

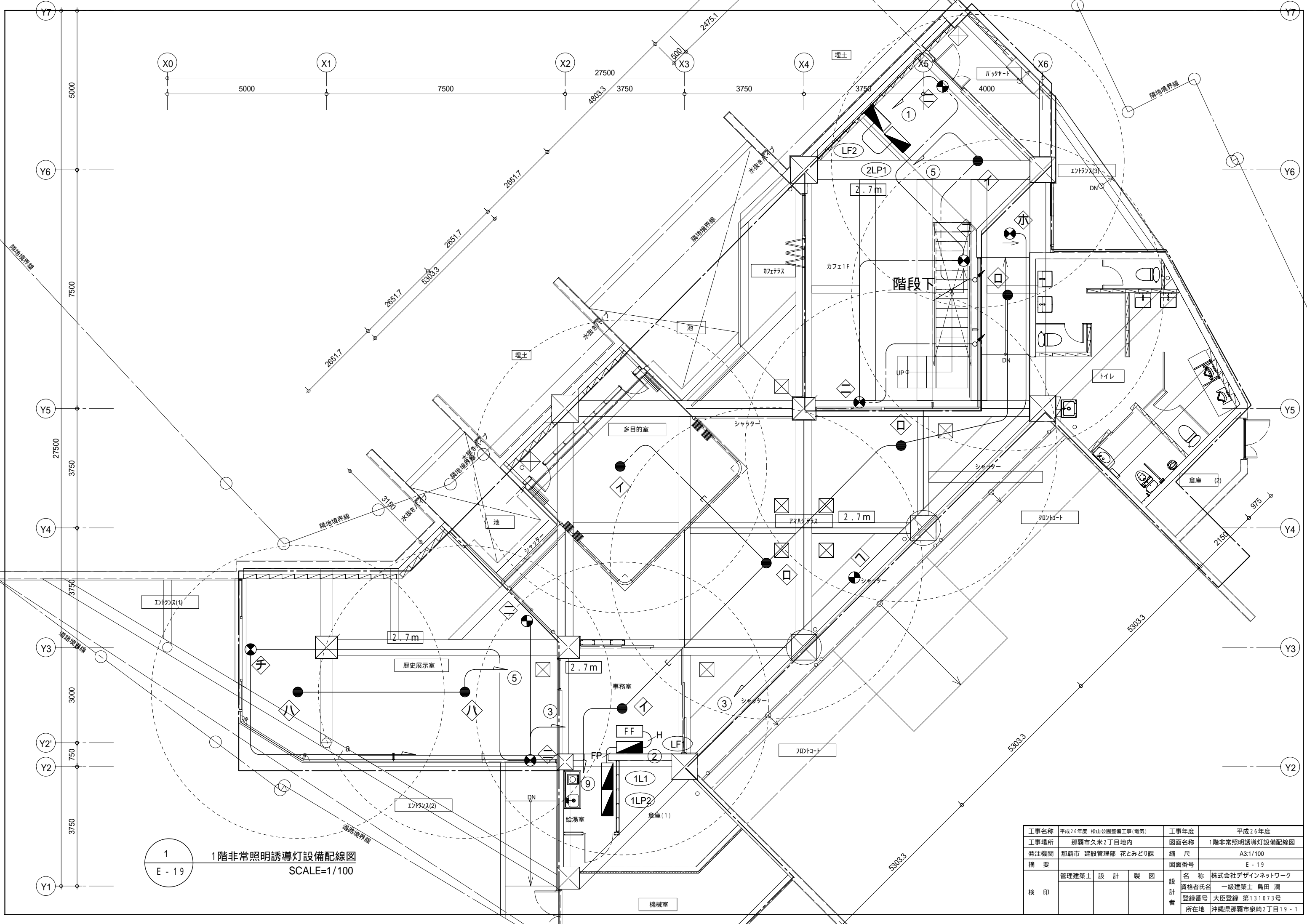
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	ピット内自動火災報知設備配線図	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100	
摘要		図面番号	E-17	
検印	管理建築士	設計	製図	
	資格者氏名	株式会社デザインネットワーク		
	登録番号	一級建築士 島田 潤		
	所在地	大臣登録 第131073号		
			所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1



1 1階自動火災報知設備配線図
SCALE=1/100

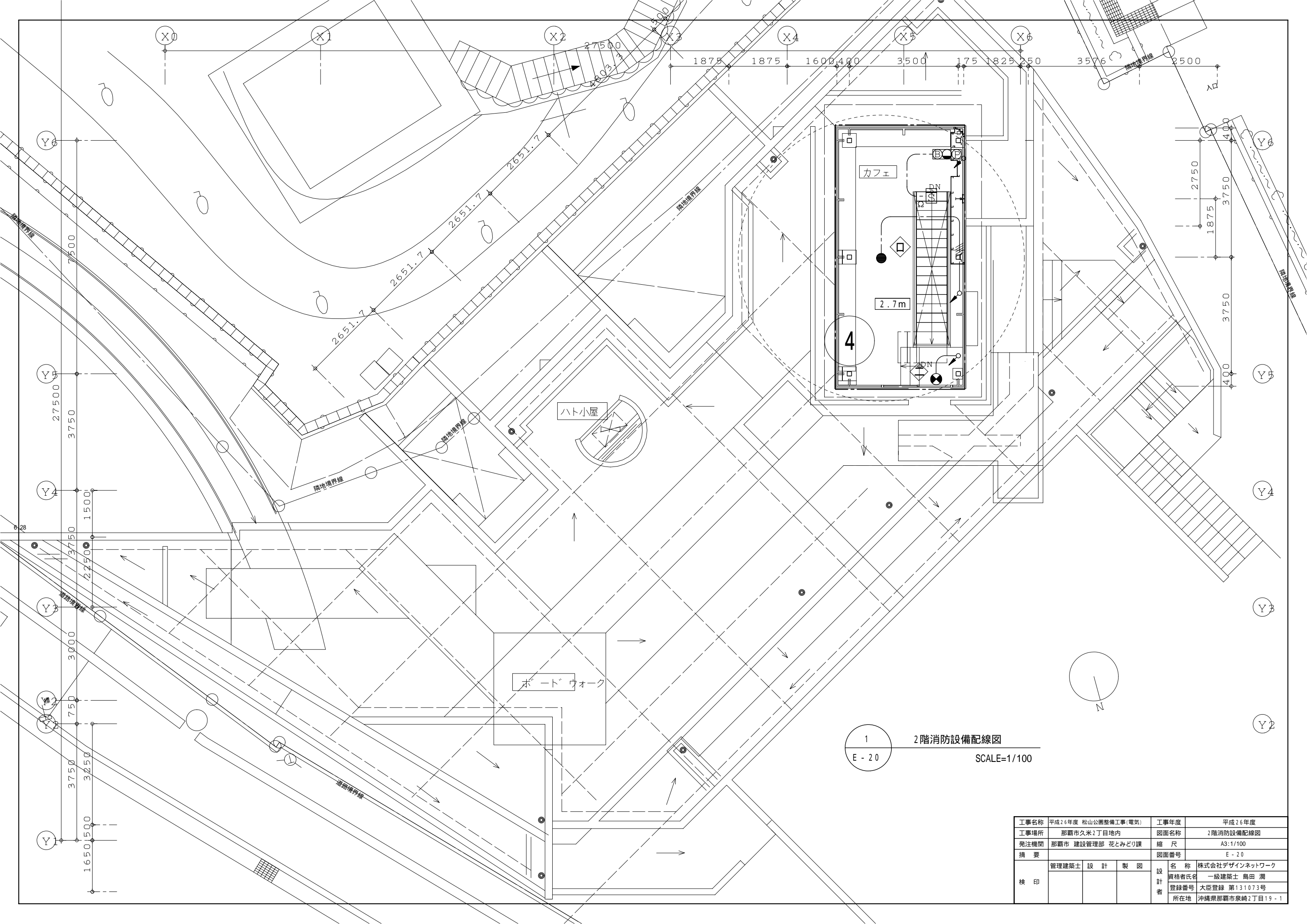
E - 18

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階自動火災報知設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 18
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		



1 1階非常照明誘導灯設備配線図
E - 19 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階非常照明誘導灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3.1/100
摘要	図面番号 E - 19		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

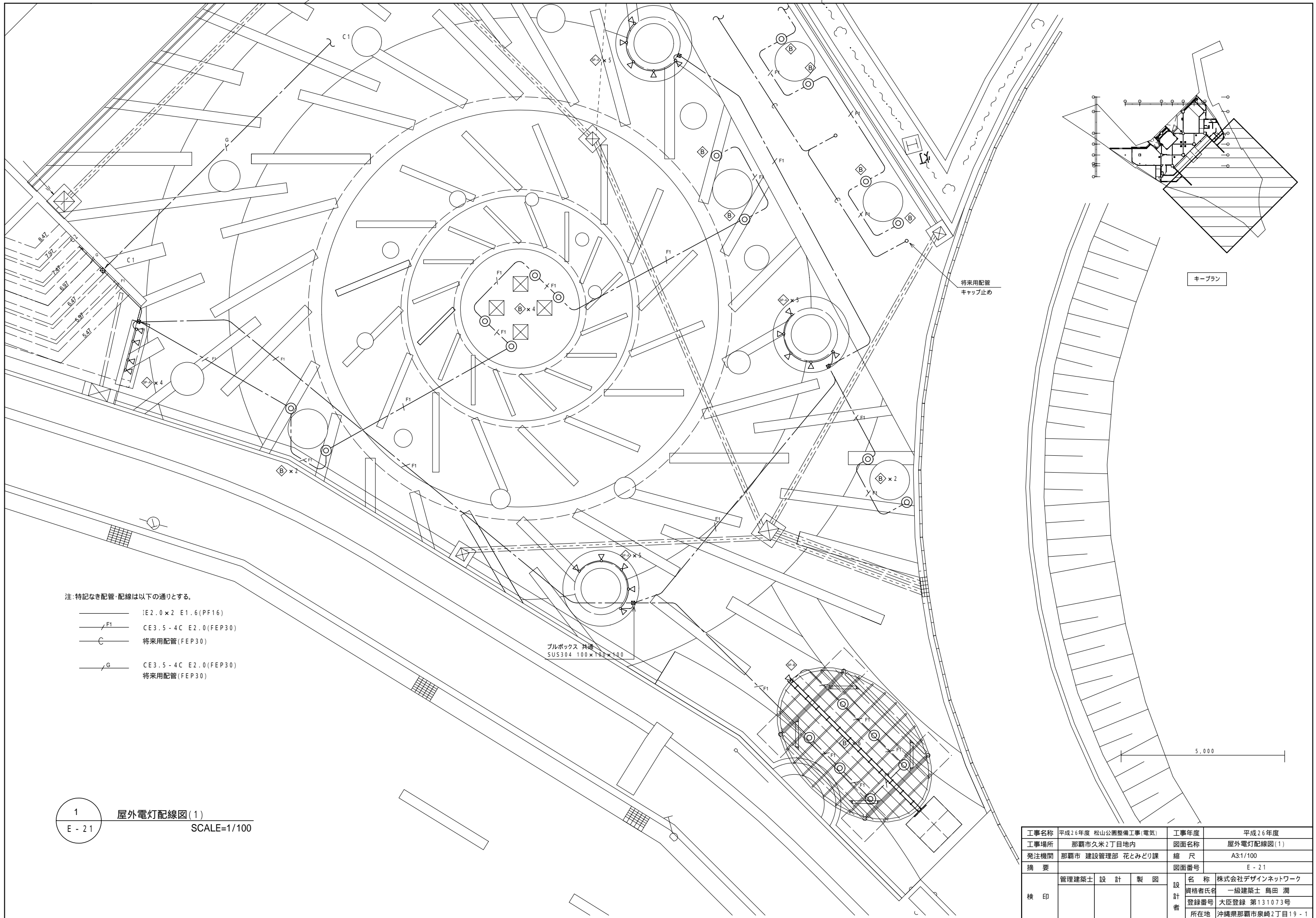


1
E-20

2階消防設備配線図

SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階消防設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-20		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



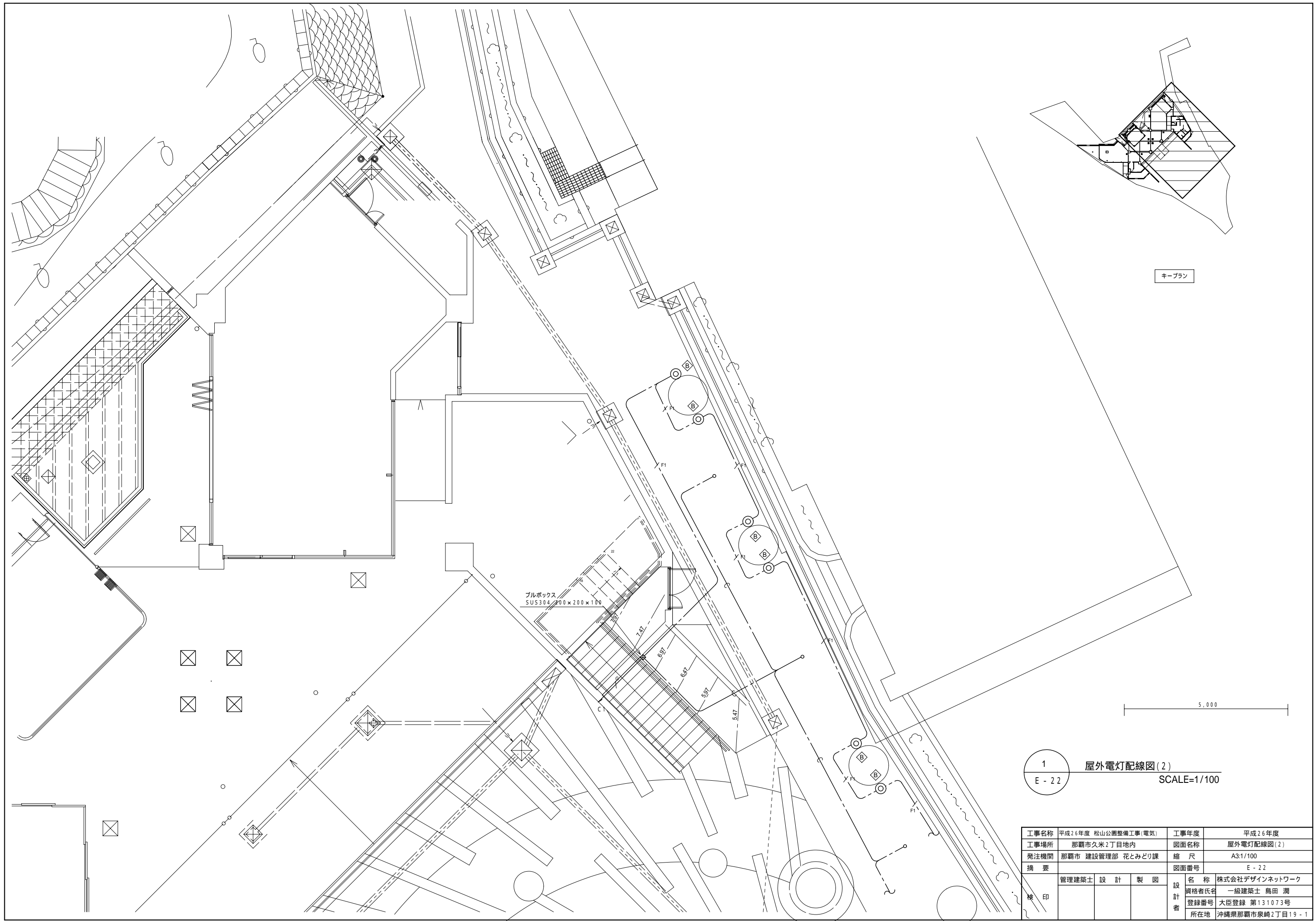
注: 特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- IE2.0×2 E1.6(PF16)
- /F1 CE3.5-4C E2.0(FEP30)
- C 将来用配管(FEP30)
- /G CE3.5-4C E2.0(FEP30)
- 将来用配管(FEP30)

プルボックス 共通
SUS304 100×100×100

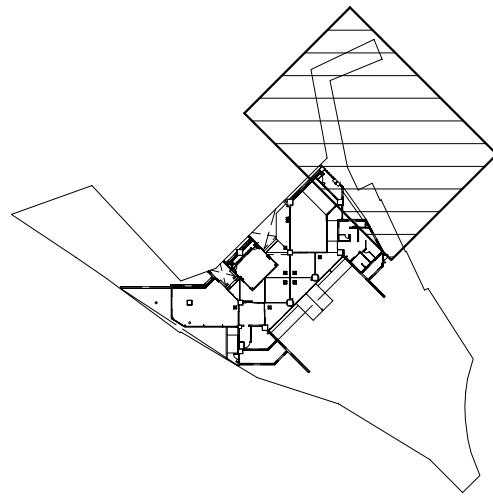
1 屋外電灯配線図(1)
E - 21 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(1)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-21
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

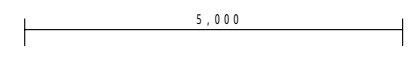
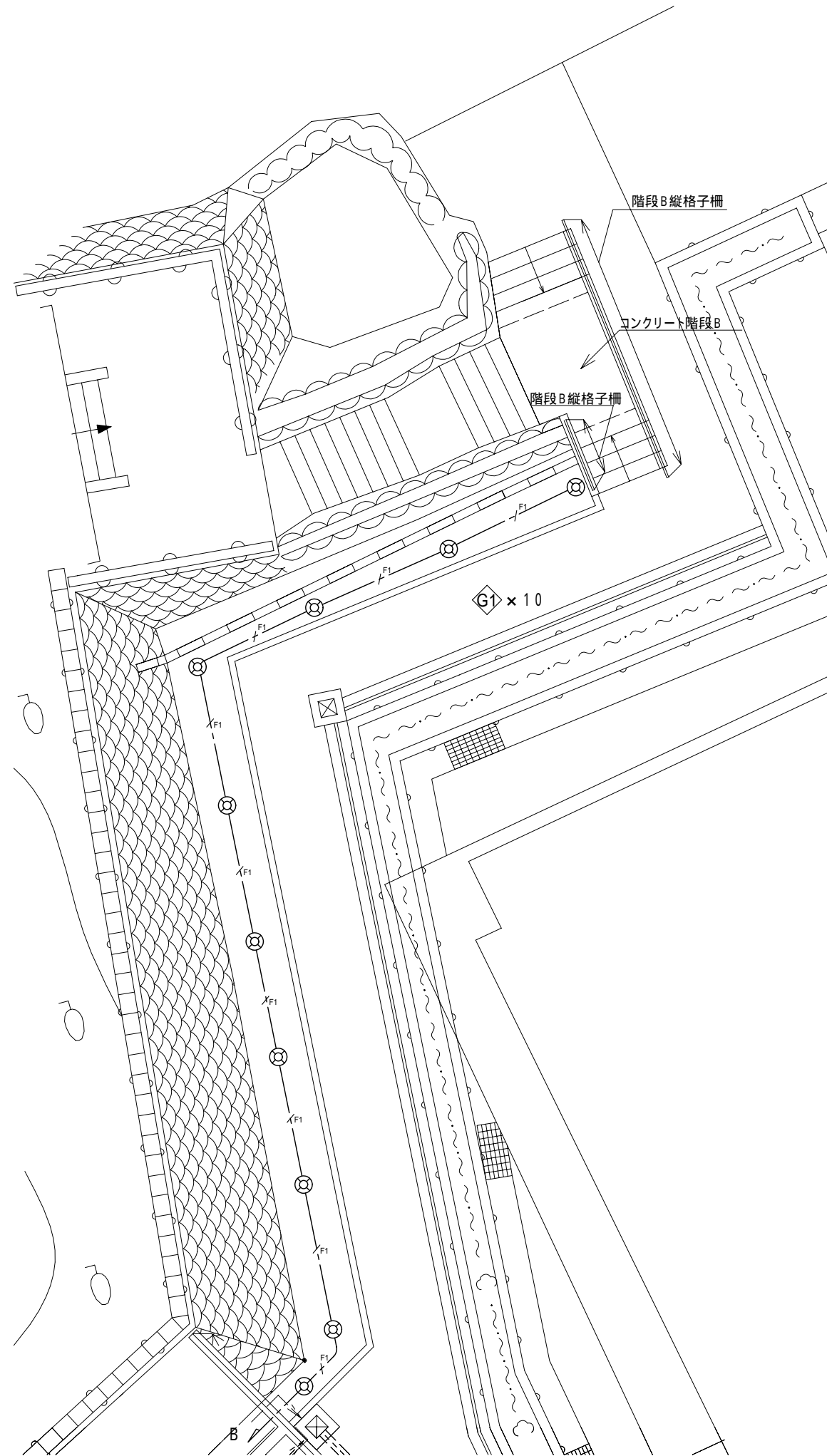


1 屋外電灯配線図(2)
E-22 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(2)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-22
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	株式会社デザインネットワーク
		資格者氏名	一級建築士 島田 潤
		登録番号	大臣登録 第131073号
		所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1

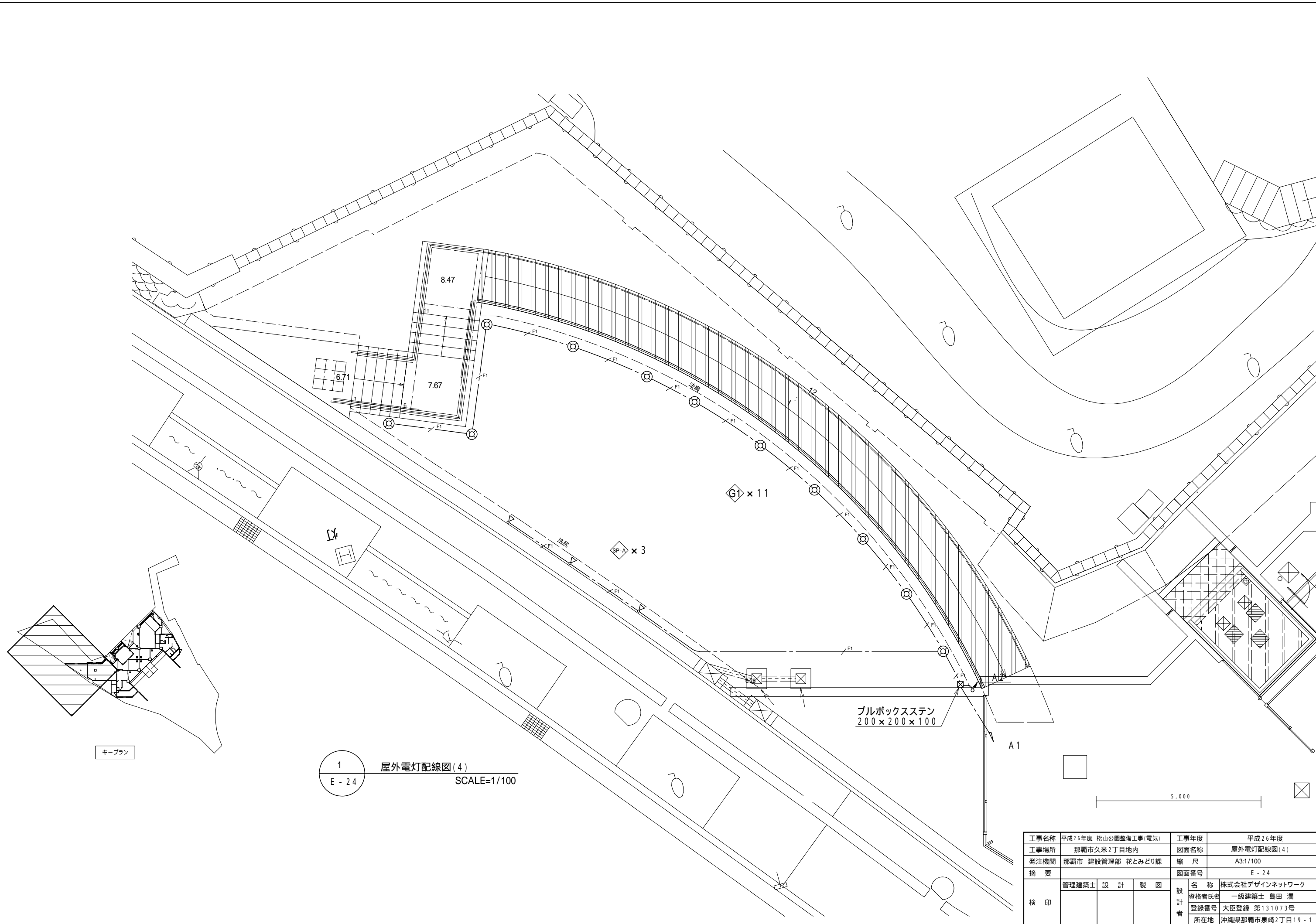


キープラン



1
E - 23
屋外電灯配線図(3)
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(3)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 23
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



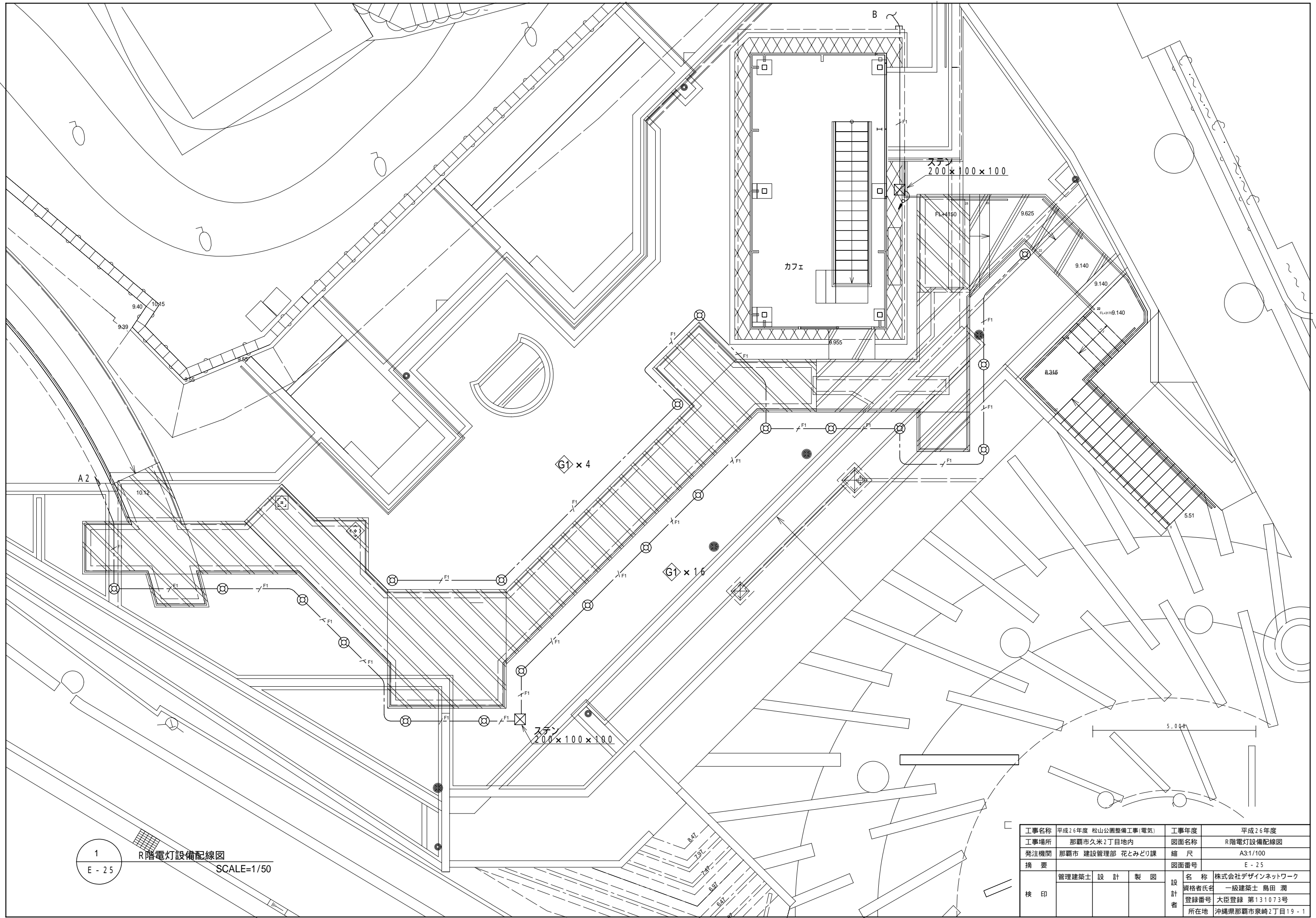
キープラン

1 屋外電灯配線図(4)
E - 24 SCALE=1/100

ブルボックスステン
200 x 200 x 100

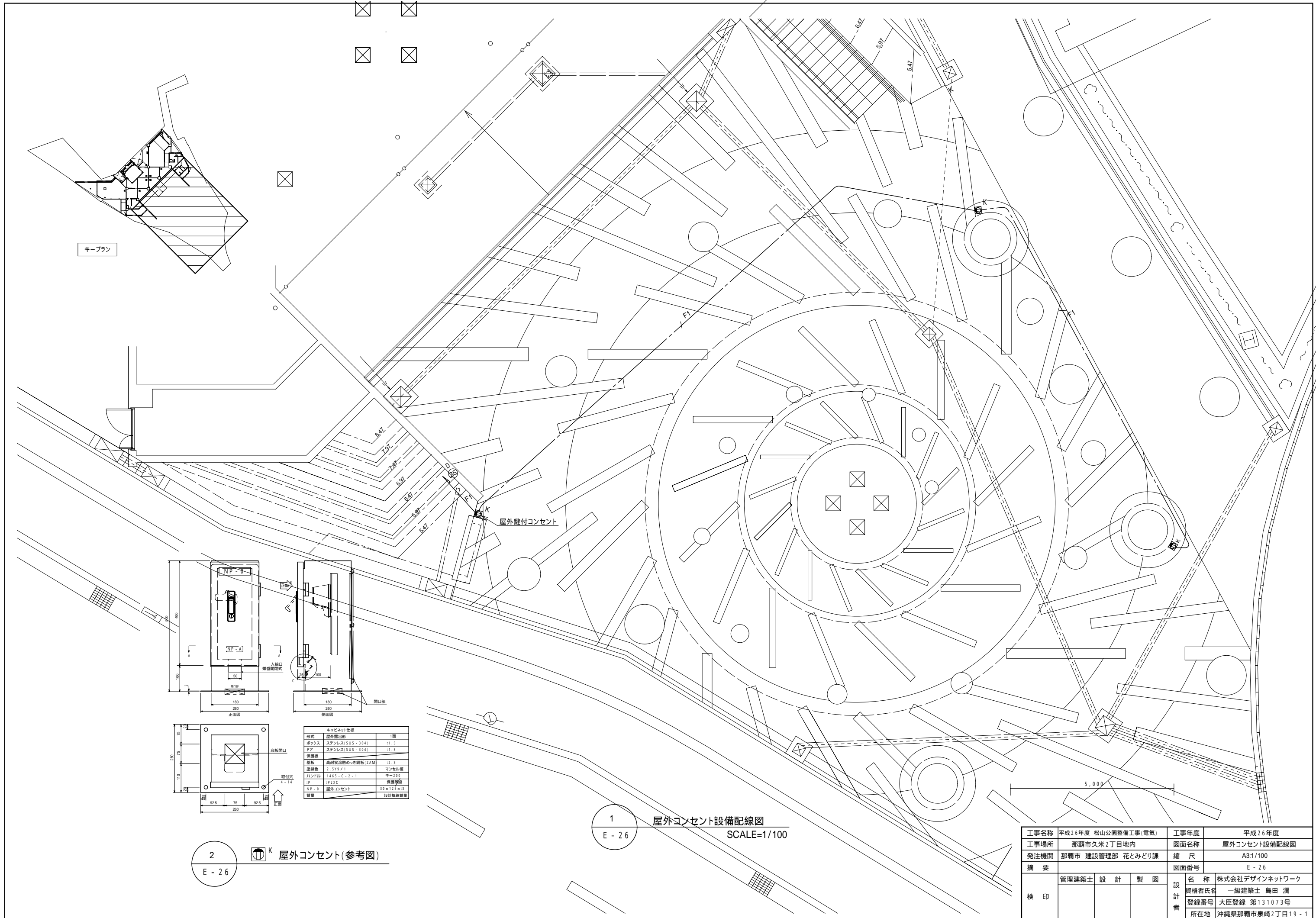
5,000

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(4)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 24
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



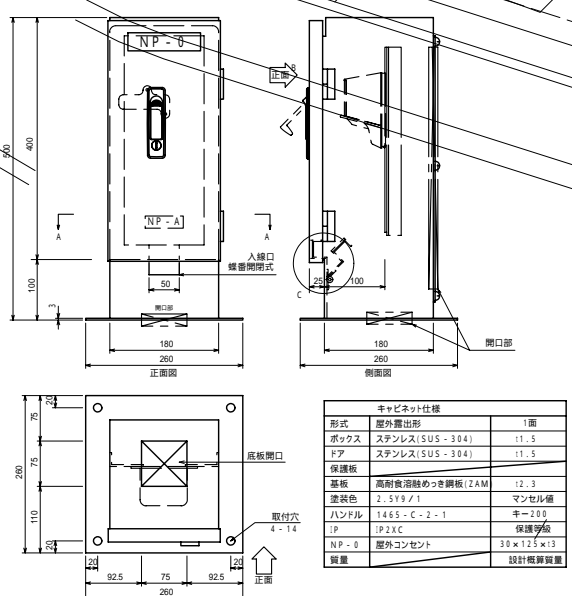
1 R階電灯設備配線図
E - 25 SCALE=1/50

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	R階電灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 25
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



キープラン

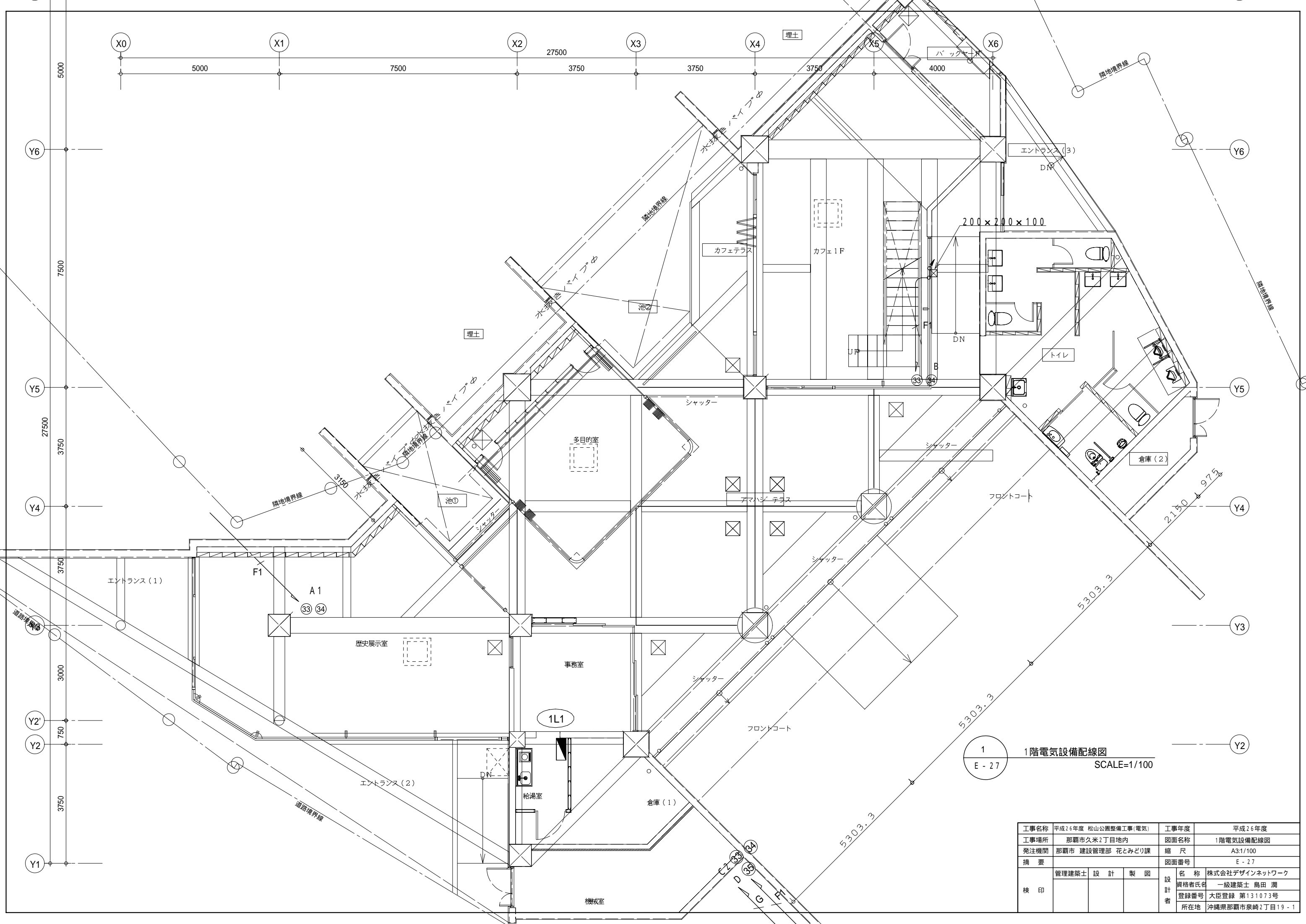
屋外継付コンセント



2 屋外コンセント(参考図)
E - 26

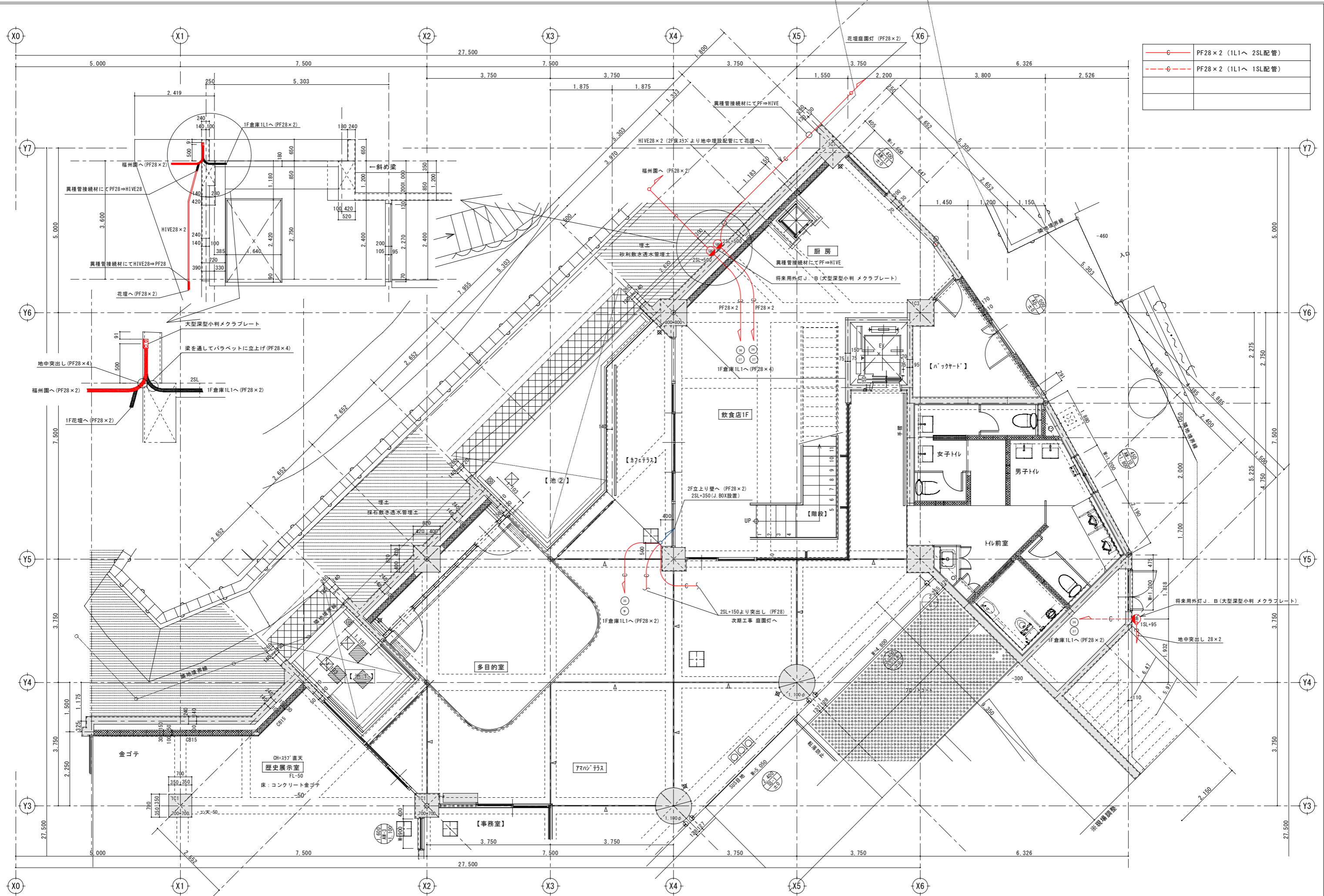
1 屋外コンセント設備配線図
E - 26 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 26
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

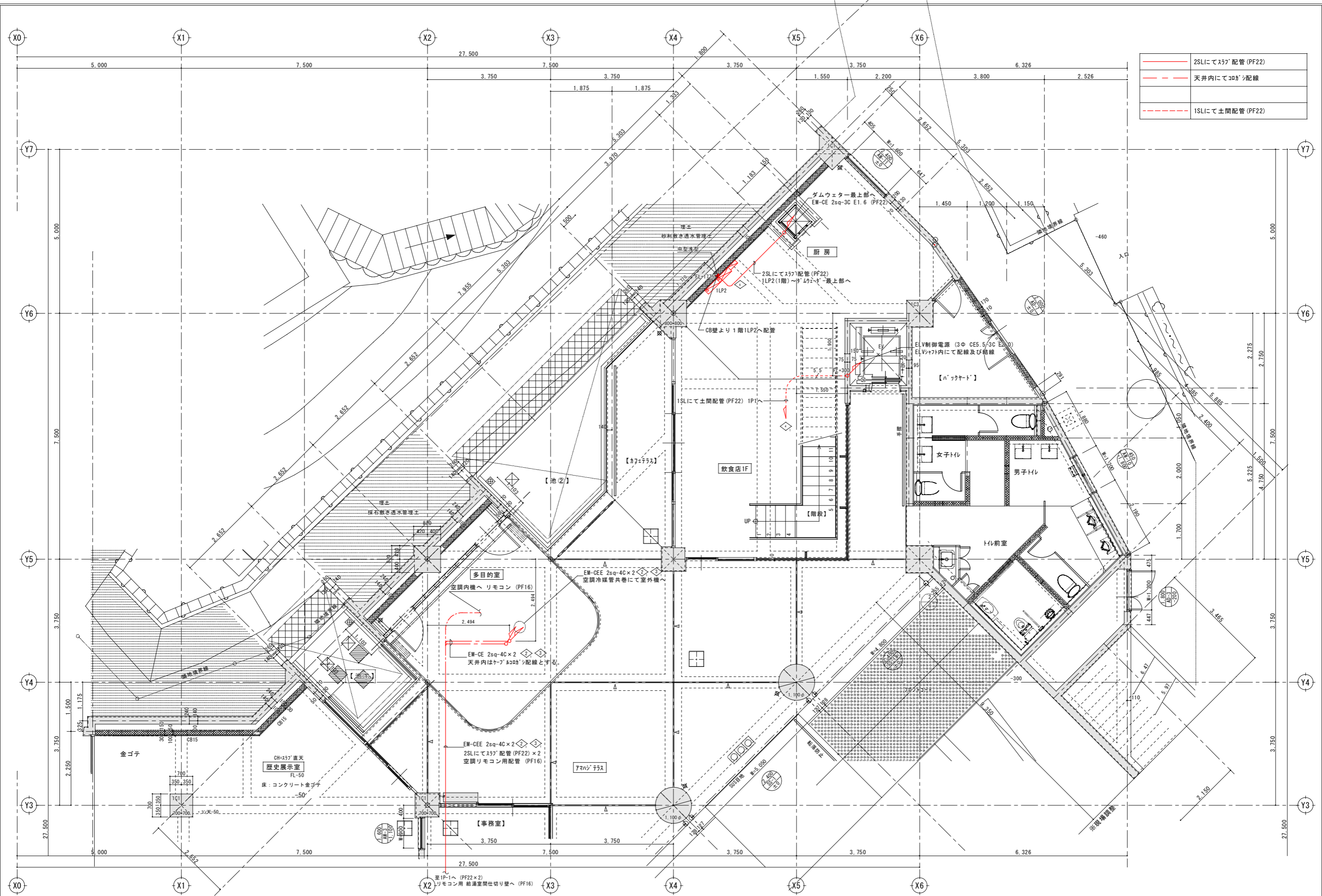


1 1階電気設備配線図
E - 27
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階電気設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E - 27		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

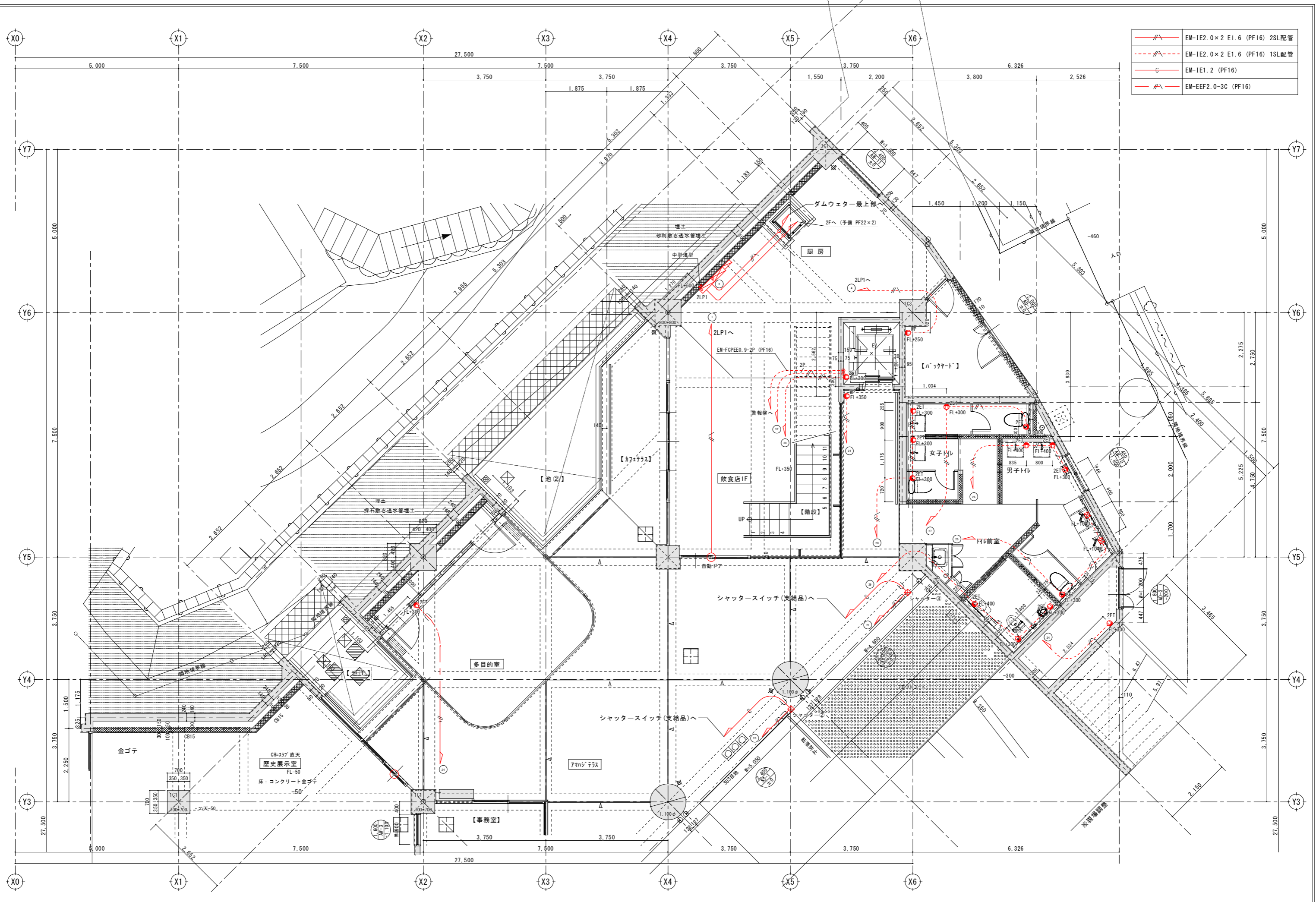


	PF28×2 (1L1～2SL配管)
	PF28×2 (1L1～1SL配管)



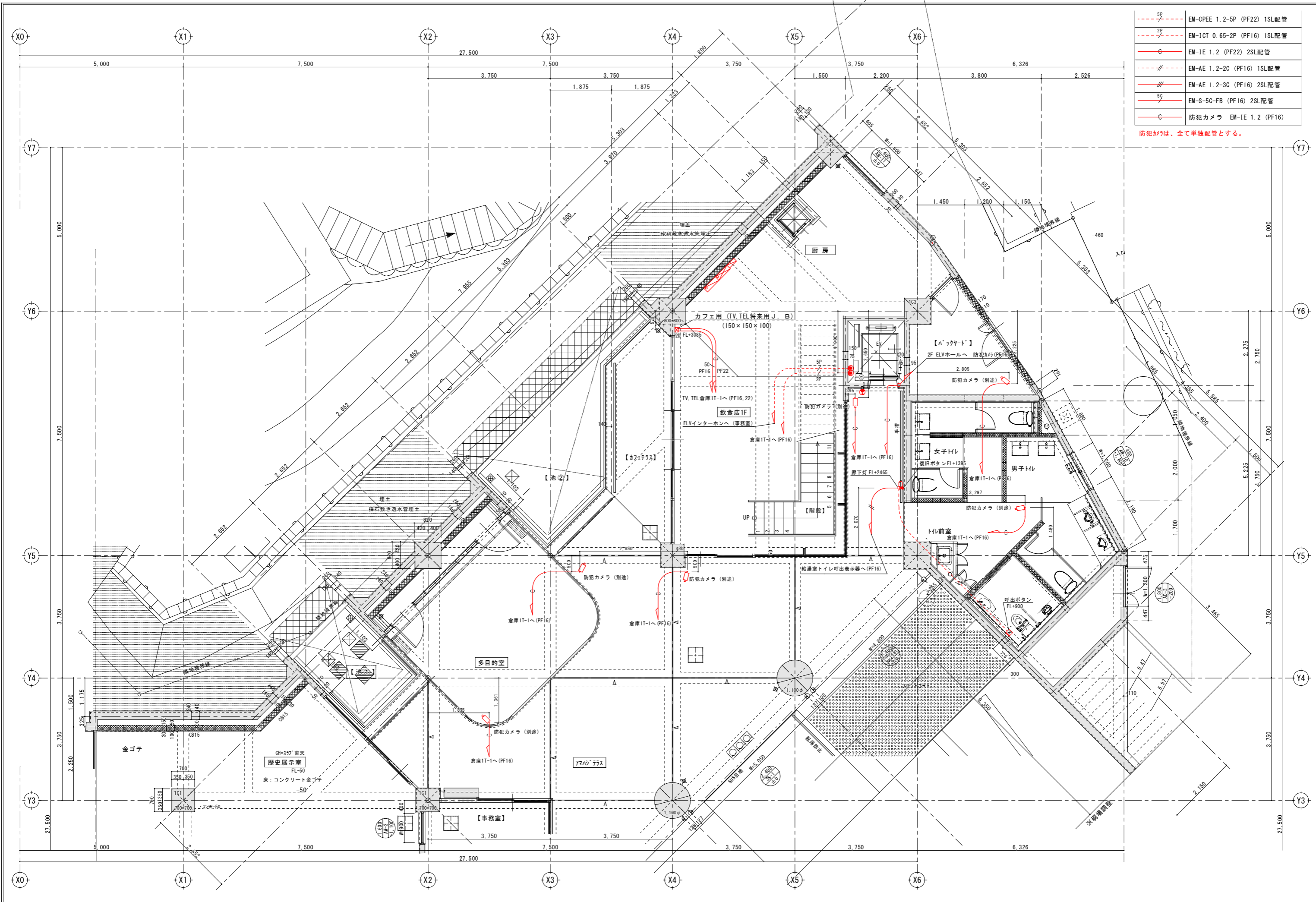
	2SLにてｽﾌﾟ配管 (PF22)
	天井内にてｺﾝｸﾞ配線
	ISLにて土間配管 (PF22)

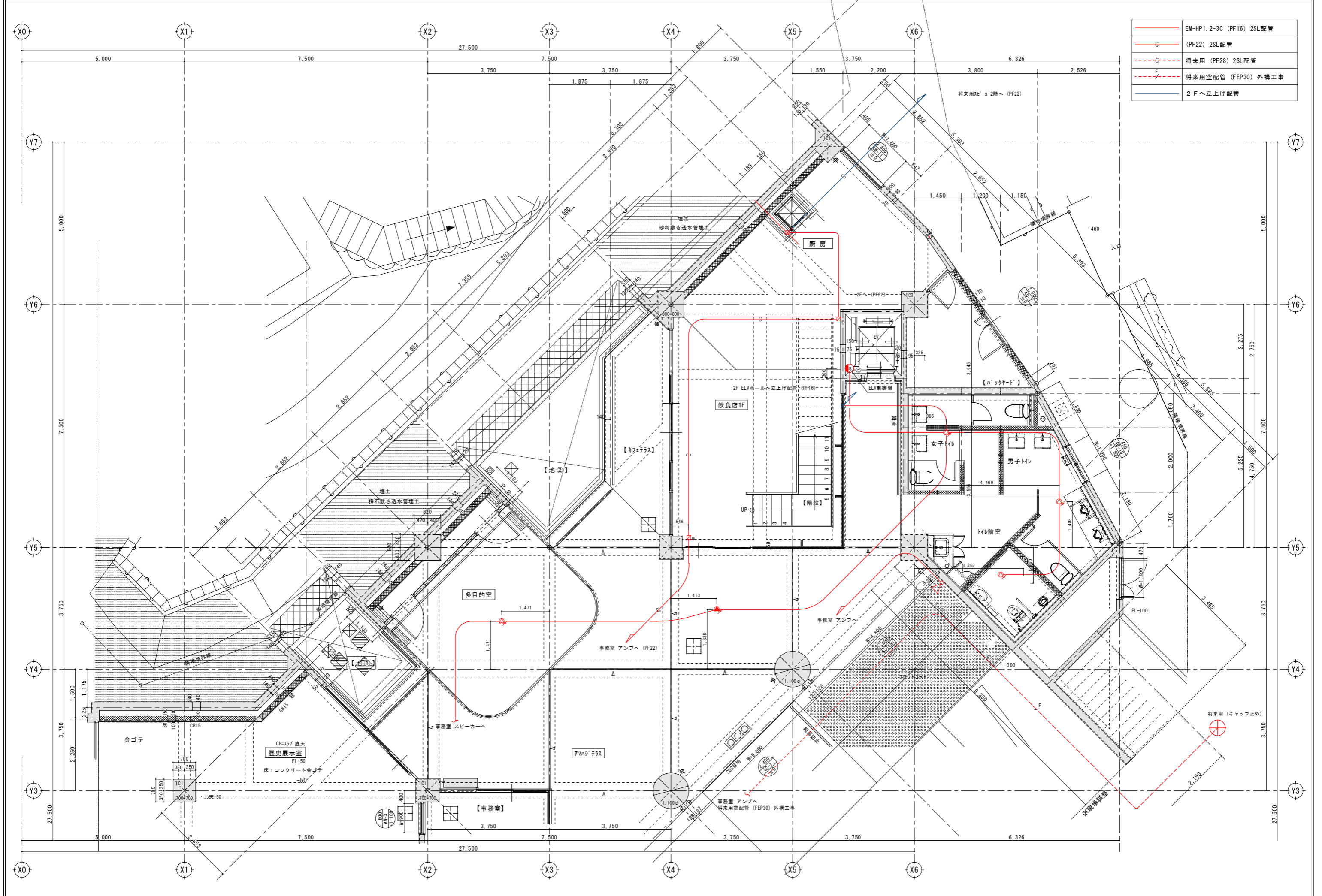
	EM-1E2.0×2 E1.6 (PF16) 2SL配管
	EM-1E2.0×2 E1.6 (PF16) 1SL配管
	EM-1E1.2 (PF16)
	EM-EEF2.0-3C (PF16)



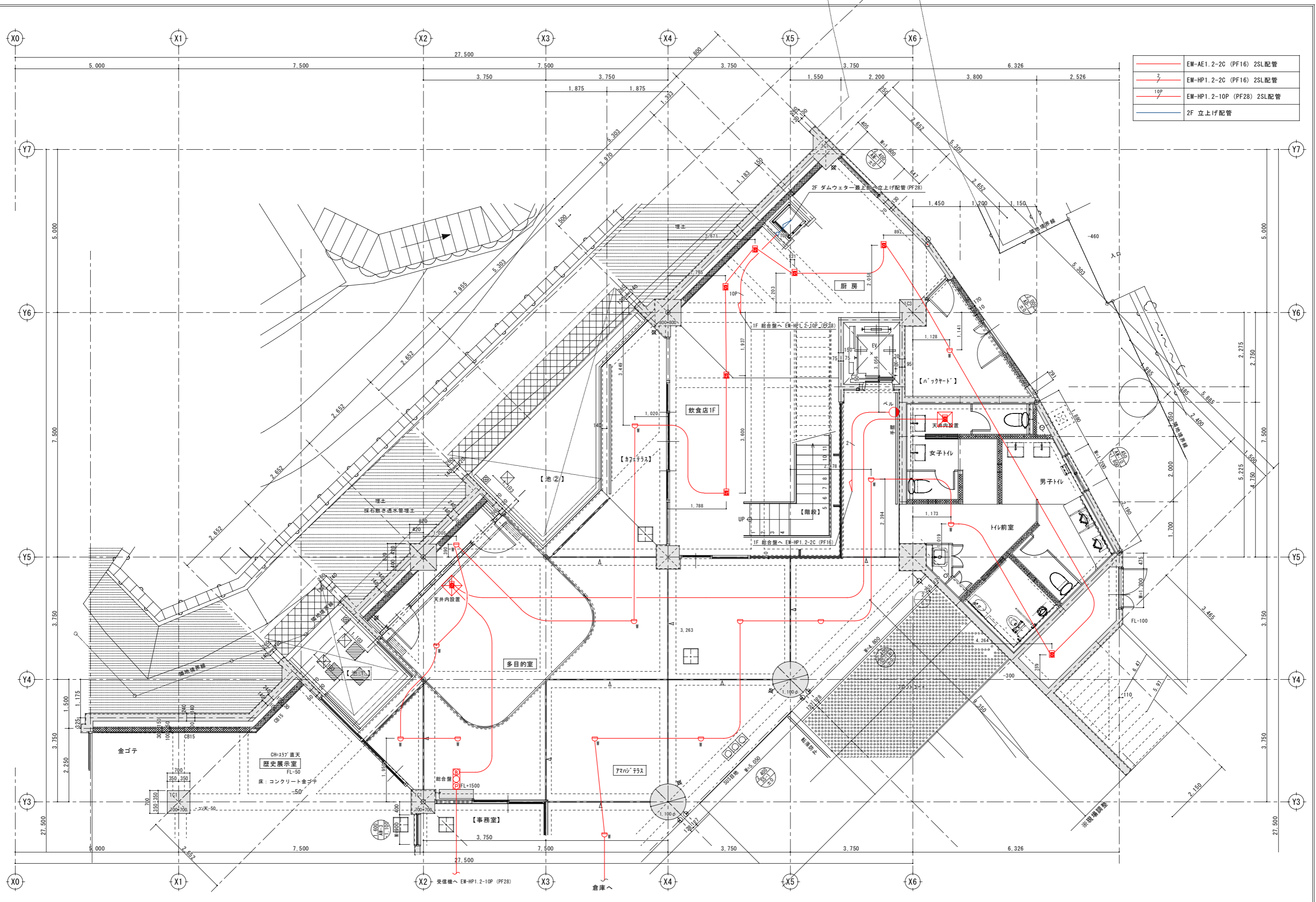
	EM-CPEE 1.2-5P (PF22) 1SL配管
	EM-ICT 0.65-2P (PF16) 1SL配管
	EM-IE 1.2 (PF22) 2SL配管
	EM-AE 1.2-2C (PF16) 1SL配管
	EM-AE 1.2-3C (PF16) 2SL配管
	EM-S-5C-FB (PF16) 2SL配管
	防犯カメラ EM-IE 1.2 (PF16)

防犯カメラは、全て単独配管とする。



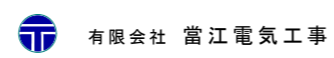


	EM-HP1.2-3C (PF16) 2SL配管
	(PF22) 2SL配管
	将来用 (PF28) 2SL配管
	将来用空調管 (FEP30) 外構工事
	2Fへ立上げ配管



	EM-AE1.2-2C (PF16) 2SL配管
	EM-HP1.2-2C (PF16) 2SL配管
	EM-HP1.2-10P (PF28) 2SL配管
	2F 立上げ配管

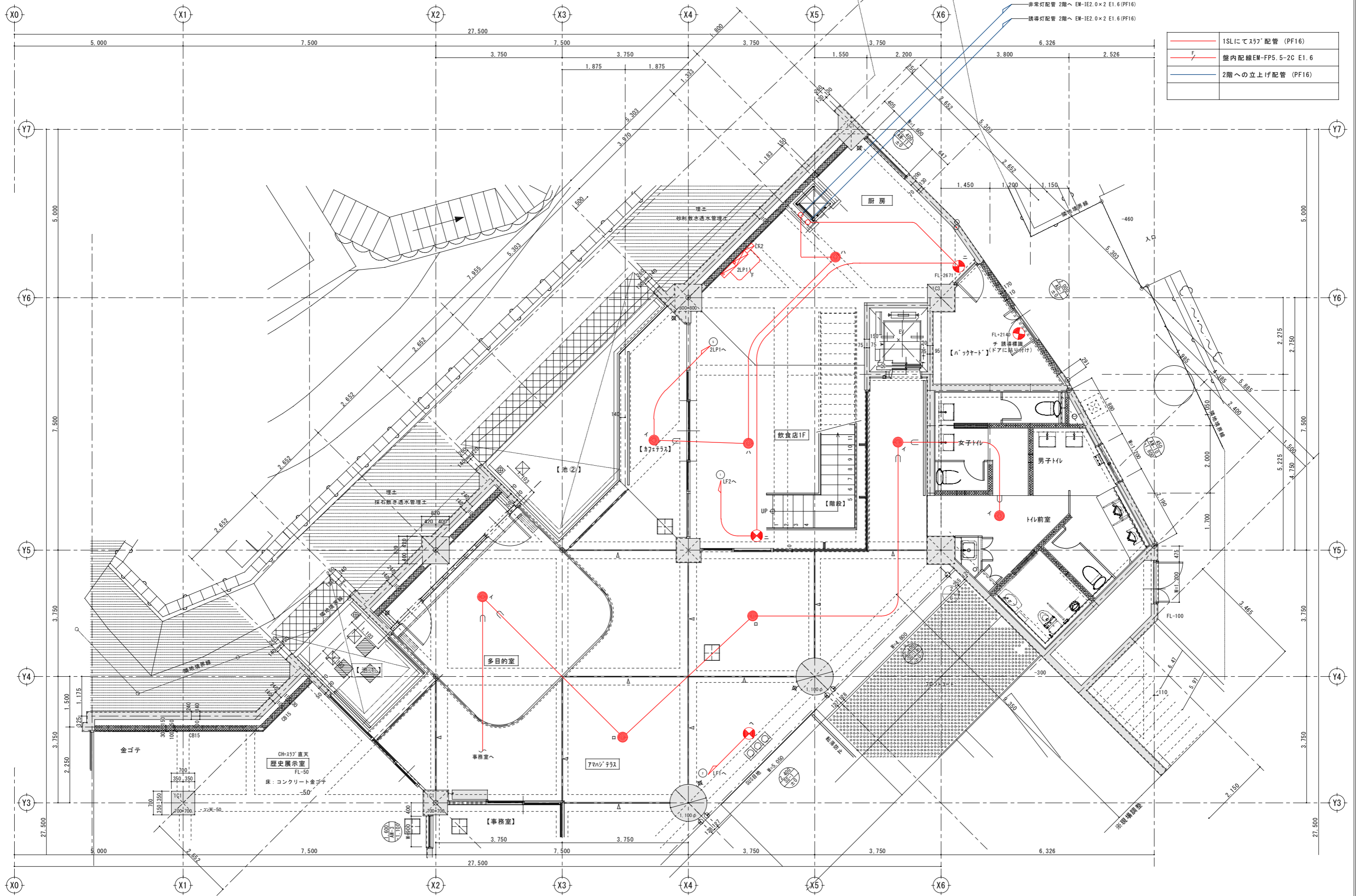
記事
 1/50 (1/100)
 出図年月日



監理者
 現場担当
 製図
 印
 印
 印

工事名称
 平成26年度 松山公園整備工事(設備)
 工事場所
 沖縄県那覇市久米2丁目地内

図面名称
 1F 自動火災報知設備配線図 1
 図面番号
 施工-18



	1SLにてｽﾗｯﾌﾟ配管 (PF16)
	盤内配線EM-FP5.5-2C E1.6
	2階への立上げ配管 (PF16)

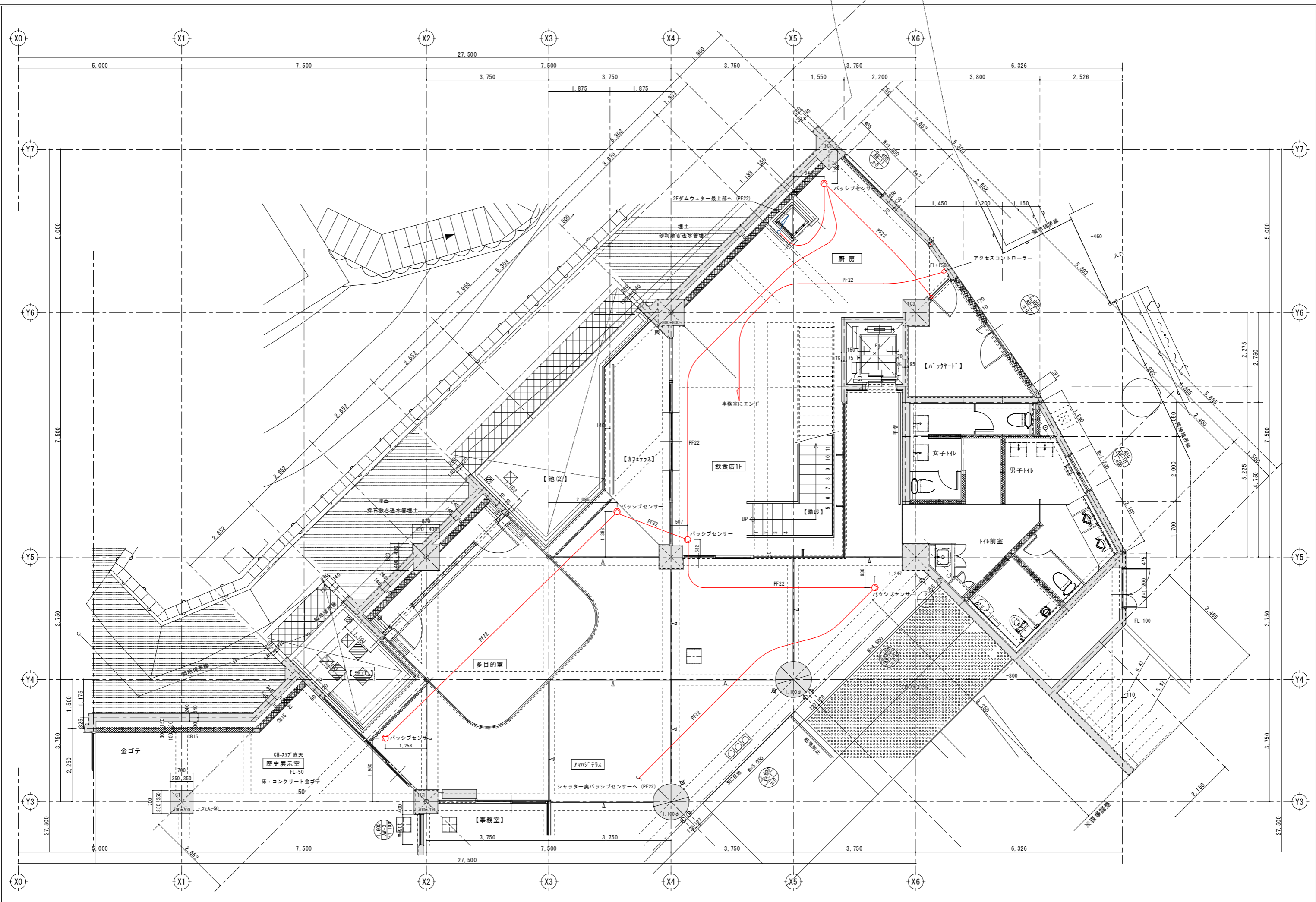
記号
 1/50 (1/100)
 出図年月日

有限会社 當江電気工事

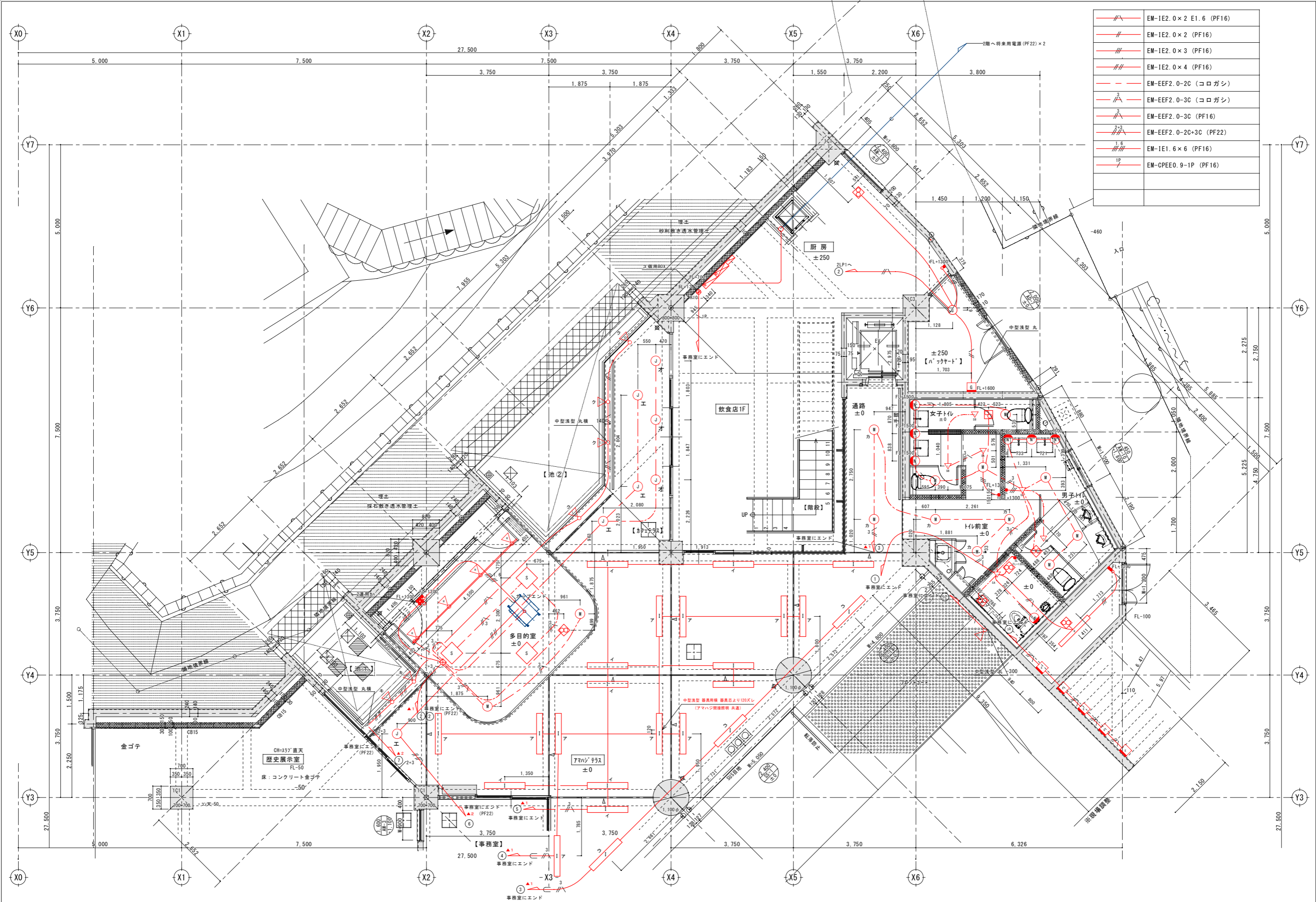
監理者
 現場担当
 製図
 印

工事名称
 平成26年度 松山公園整備工事(設備)
 工事場所
 沖縄県那覇市久米2丁目地内

図面名称
 1F 非常照明・誘導灯設備配線図 1
 図面番号
 施工-21



記号 監理者 現場担当 製図 縮尺 1/50 (1/100) 出図年月日	有限会社 当江電気工事 印 印 印	工事名称 平成26年度 松山公園整備工事 (設備)	図面名称 1F 警備設備配線図 1	図面番号 施工-23
		工事場所 沖縄県那覇市久米2丁目地内		



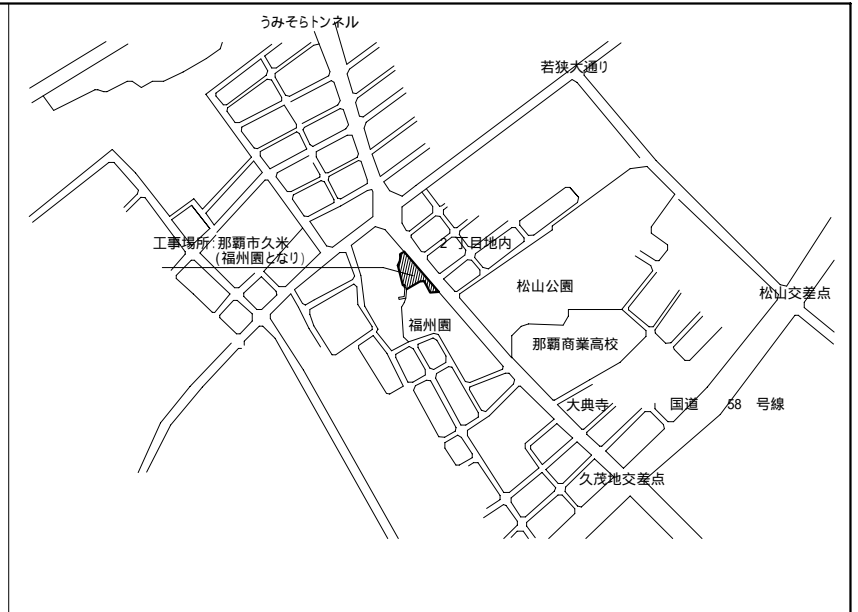
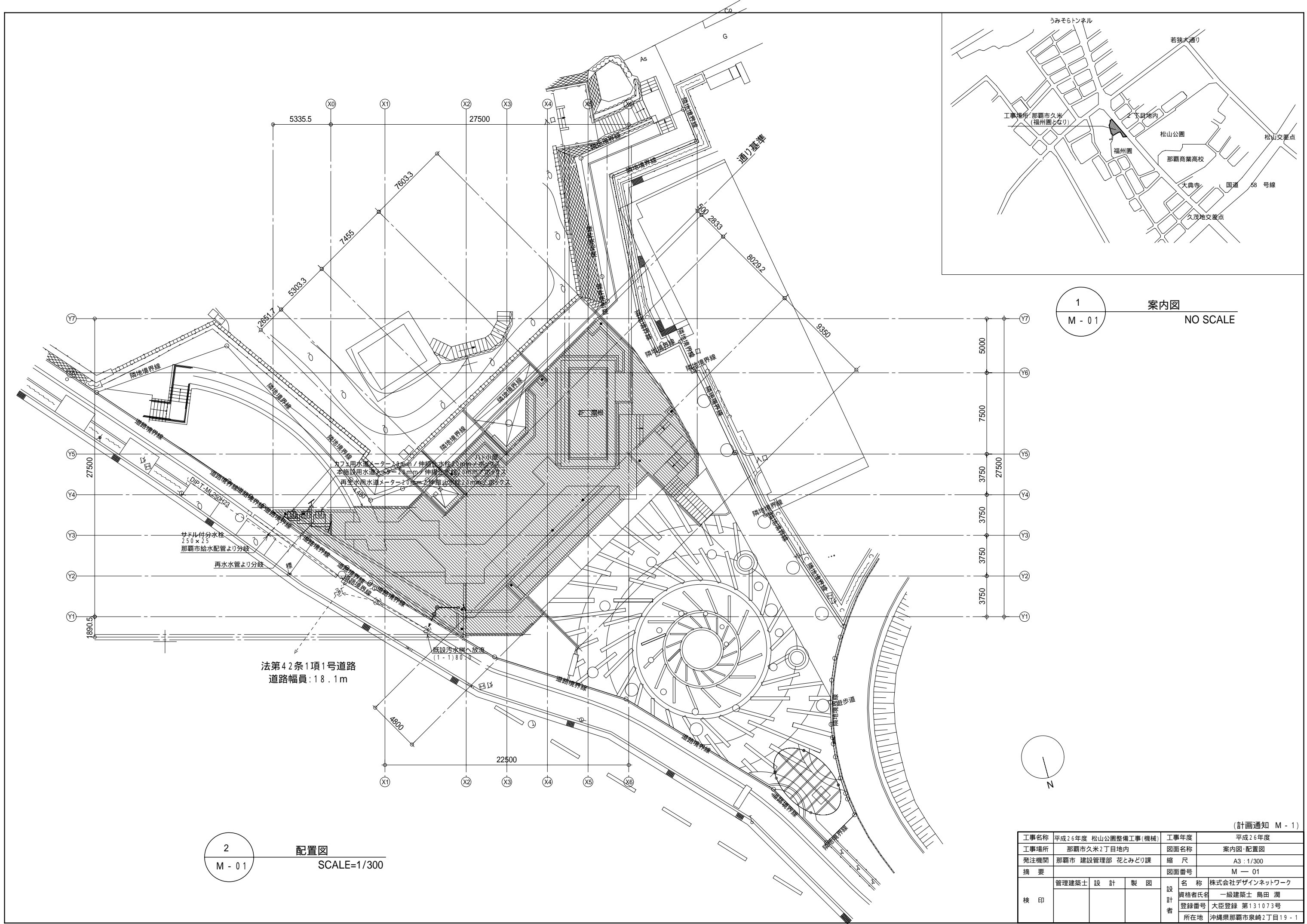
	EM-IE2.0x2 E1.6 (PF16)
	EM-IE2.0x2 (PF16)
	EM-IE2.0x3 (PF16)
	EM-IE2.0x4 (PF16)
	EM-EEF2.0-2C (コロガシ)
	EM-EEF2.0-3C (コロガシ)
	EM-EEF2.0-3C (PF16)
	EM-EEF2.0-2C+3C (PF22)
	EM-IE1.6x6 (PF16)
	EM-CPEE0.9-1P (PF16)

平成26年度 松山公園整備工事（機械）

図面番号	図面名称	縮尺
M - 1	案内図・配置図	1/300
M - 2	衛生器具・空調換気機器表	-
M - 3	1階給排水設備平面図	1/200
M - 4	1階給排水設備平面詳細図	1/100
M - 5	1階空調・換気設備平面図	1/100
M - 6	2階空調・換気設備平面図	1/100
M - 7	1階灌水設備平面図	1/200
M - 8	屋上階灌水設備平面図	1/200
M - 9	ミスト噴霧・池循環ろ過系統図・機器表	NO SCALE
M - 10	ミスト噴霧高圧配管図	1/100
M - 11	池循環配管図	1/100
M - 12	池循環機械室図	1/40
M - 13	ミスト噴霧機器配線図	1/40

平成26年度

那覇市建設管理部 花とみどり課



1
M - 01
案内図
NO SCALE

2
M - 01
配置図
SCALE=1/300

				(計画通知 M - 1)	
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度		
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	案内図・配置図		
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3 : 1/300		
摘要		図面番号	M - 01		
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社デザインネットワーク
				資格者氏名	一級建築士 島田 潤
				登録番号	大臣登録 第131073号
				所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1

空調換気機器一覧表

記号	名称	仕様	付属品	数量				合計	電源(60Hz)				常用電源	深夜電源	運転方式		遠方						設置場所	特記・備考					
				1階	2階	R階				V	消費電力				室内		室外		操作			表示							
											KW	W			Com	Fan	Com	Fan	運転	停止	温度	外気			運転	停止	故障	警報	計測
CK-4-1	空冷エアコン (ベアタイプ)	型式:天井埋込力セット型 (ラウンドフロ-、4方向吹出) 冷房能力(定格):7.1KW(3.0HP)	標準化粧パネル、エア-フィルタ-、ポンプアップメカ共 ワイヤレスリモコンスイッチ、その他一式	1				1	3	200	1.75		48	1.62	94	○											1階 多目的室		
WR-1	ル-ムエアコン	型式:壁掛け型 冷房能力(定格):4.0KW(1.5HP)	エア-フィルタ- ワイヤレスリモコンスイッチ、その他一式	1				1	3	200	1.3		22	1.1	38	○												1階 事務室	
HEU-1	全熱交換機換気扇	型式:天井カセット形(接続径 150mm) エンタルピ-63.0%以上 風量:250m3/h x 57pa	パイプフ-ド深形(SUS製 100)、インテリアパネル、吊金具 専用スイッチ、その他一式	1				1	1	100	212																1階 多目的室		
FE-1	天井換気扇	型式:低騒音形(プラスチック製) 150mm 風量:250m3/h x 30pa	パイプフ-ド深形(SUS製 150)、吊金具 その他一式	3				3	1	100	29.5																1階 男子トイレ 1階 女子トイレ 1階 多目的室		
FE-2	天井換気扇 ミニキッチン用	型式:低騒音形(銅板製) 100mm 風量:220m3/h x 30pa	パイプフ-ド深形(SUS製 100)、吊金具 その他一式	1				1	1	100	36.0																1階 給湯室		
FE-3	天井換気扇 (24h換気)	型式:低騒音形(プラスチック製) 100mm 風量:70m3/h x 30pa	パイプフ-ド深形(SUS製 100)、吊金具 その他一式	3	1			4	1	100	9.3																1階 事務室、歴史展示室 1階 多目的室 1階 厨房		
FE-4	天井換気扇	型式:低騒音形(プラスチック製) 150mm 風量:250m3/h x 0pa	パイプフ-ド深形(SUS製 150)、吊金具、湿度スイッチ その他一式	3				3	1	100	7.2																1階 倉庫(1)(2) 1階 機械室		
SA-1	自然給気ユニット	型式:天井付プラスチック製(接続径 100mm) 風量: 67~122m3/h	パイプフ-ド深形(SUS製 100) その他一式	4	1			5																			1階 事務室、歴史展示室 1階 多目的室、カフェ 2階 カフェ		
SA-2	自然給気ユニット	型式:天井付プラスチック製(接続径 150mm) 風量: 199~300m3/h	パイプフ-ド深形(SUS製 150) 、その他一式	4				4																			1階 倉庫(1)(2) 1階 多目的トイレ、機械室		

衛生器具表

注1) 機器表の数量は参考程度とし、最終的には平面図による。

記号	器具名	規格 (電源等)	品番 (TOTO LIXIL シマブン)	仕様(附属品)	数量								合計	備考
					男子 トイレ	女子 トイレ	多 目的 トイレ	給 湯 室	バ ッ ク ラ ン ク 部	外 部				
C-1	洋風大便器	(再生水使用)	CS597BC/SH596BAY BC-P10SM-AY/DT-PA150CH	壁掛式便器 タンク密結型ロ-タンク(掃除口付)ふた固定仕様、洗浄便座(ふたなしタイプ)	1	2							3	
C-2	身障者用大便器	(再生水使用)	CS597BC/SH596BAY BC-P10SM-AY/DT-PA150CH	壁掛式便器 タンク密結型ロ-タンク(掃除口付)ふた固定仕様、洗浄便座(ふたなしタイプ)			1						1	
W-1	洗浄機能付便座	(AC100V 318W) (水道水使用)	TCF5502ER V86 (フタなし) CW-E61A-NECK	パブリック向け 男女共通仕様、壁付リモコン、鏡音装置付	1	2							3	
W-2	洗浄機能付便座	(AC100V 318W) (水道水使用)	TCF5502ERV82W CW-E61A-NECK-UR	身障者 便ふたなし、金属製ベ-スプレ-ト専用便座、5くらりモコン			1						1	
U-1	小便器	(AC100V 10W) (再生水使用)	UFS800CE AWU-506RP	自動洗浄小便器(低リップ) 壁掛式、トラップ付、排水ソケット埋込排水管用	2								2	
L-1	カウンタ-式洗面器		L710/TEN41AW L-555ANC/AM90	ベッセル式角形洗面器 自動水栓(単水栓・発電)、壁排水金具(P)止水栓、ブラケット	2	2							4	カウンター (建築工事)
L-2	身障者用洗面器	(AC100V 0.6W)	L270C/TEN41A L-275FCR/AM-90(100V)	壁掛式洗面器 自動水栓(単水栓)、壁排水(Pトラップ)、壁給水止水栓、バックハンガ-				1					1	
S-1	マルチンク		SK500/T200SNR13 A-17/LF-7R-13	小形 壁排水金具、給水栓、固定金具	1								1	
F-1	横水栓	13-F12	T28AKUH13 LF-13G-13-CV	キ-式カップリング付水栓	1	1	1		1				4	
F-2	横水栓	13-F12	T28KUNH13 LF-33G-13-CV	キ-式カップリング付水栓 土間埋込用ステンレスボックス						2			2	
F-3	自在水栓		T130AUN13C LF-12F-13	泡沫キャップ							1		1	
A-1	紙巻器		YH702 CF-A63S(AY)	ステンレス製2連	1	2	1						4	
A-2	手すり		T112CL10 KF-920E70D12	大便器用 L型樹脂被覆・ステンレスタイプ(700W x 700H x 230D)				1					1	
A-3	手すり		T112HK7 KF-471EH70	大便器用 はね上げ式(ロック付)・樹脂被覆・ステンレスタイプ(L=700)				1					1	
A-4	手すり		T112CU2 KF-701AE	小便器用 樹脂被覆・ステンレスタイプ(600W x 480H x 550D)				1					1	
A-5	手すり		EW3386C KFC-270T1	大便器用 荷もたね、ロ-タンク用樹脂被覆・ステンレスタイプ				1					1	
A-6	化粧鏡		YM3580FC KF-3010AS	耐食鏡(350 x 800 x 5)				1					1	
A-7	ベビ-チェア		YKA16 KFA-12	難燃性樹脂製				1					1	
A-8	排水グレーチング		EWBS620SBR H R A B - 15 L 150	トラップ付排水ユニット(防水タイプ) 144 x 144	1	1	1						3	

注 記

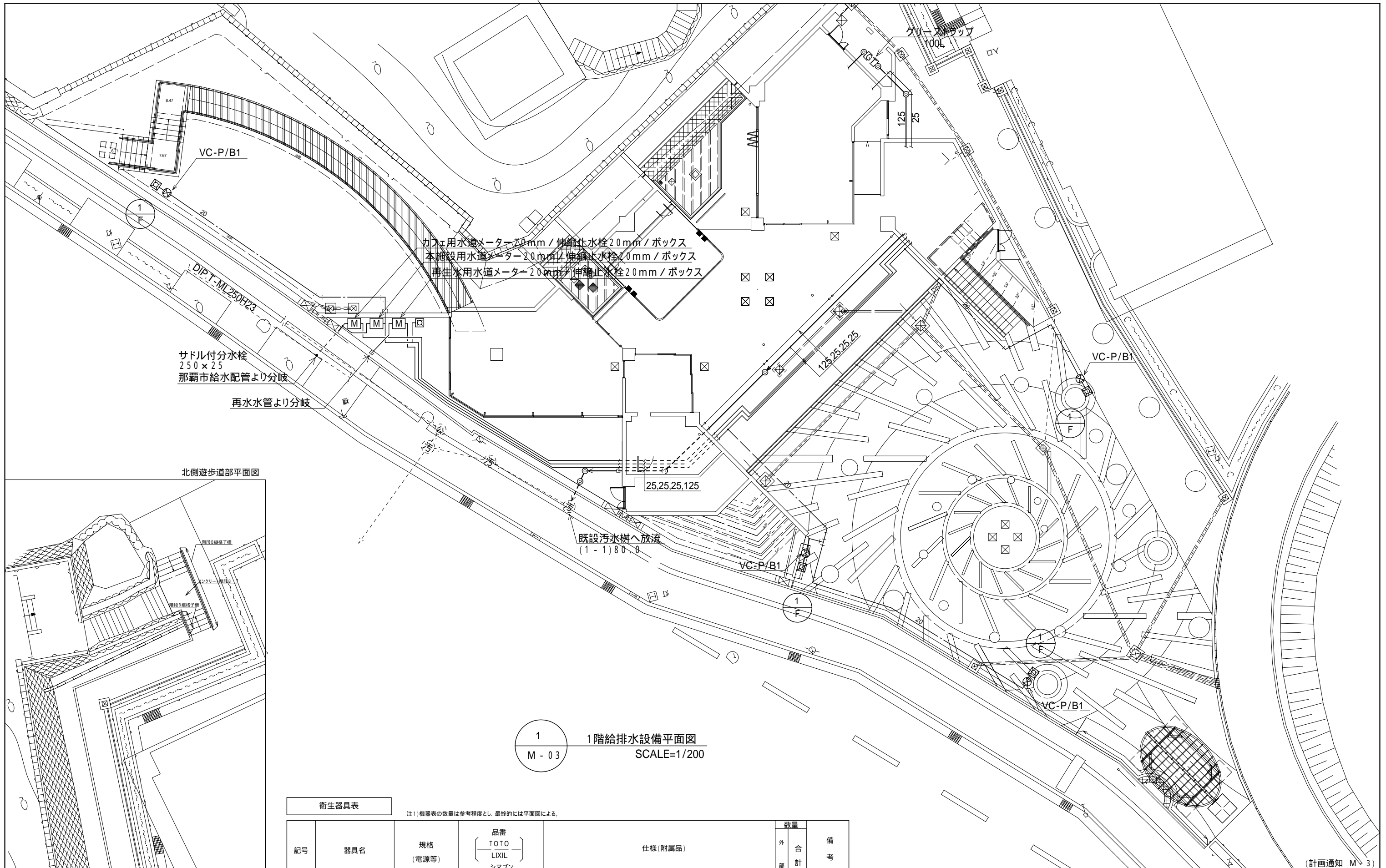
- 空調機はグリーン購入法適応品とし、冷媒は新冷媒とする。
- 冷房能力はJIS条件時とする。
- 室外機ケ-シング内外両面及び室外機ファンは耐食表面処理を施し、補償期間は5年間とする(ファンは除く)。
- 室外機基礎は建築工事とする。室外機基礎はやはり侵入対策を施す。
- 室外機は、転倒防止用ステンレスワイヤ-(6mm以上)、その他付属品一式を付属する。
- 室外機等の側板は、L型アングル(溶融亜鉛メッキ)、棒鋼・ナット(ステンレス製)で補強する。
- 室外機等の据付ボルトはステンレス製とする。(各ボルト1本、Wナット締め)。
- 室外機は外部接続端子付とする。

- 全熱交換器又は調湿外気処理機は空調機と連動運転するが、単独運転も可能とする。
- 冷媒管の室内露出部分はスリムダクト仕上げとする。
- リモコンスイッチと室内機の制御用配線及び配管等は本工事とする。
- 電気容量は参考値とする。
- 延焼ライン内及び防火区画内のパイプフード及び屋外フードは、防火ダンパー付とする。
- 各室外機はショートサーキットを起こさない間隔とする。

凡例					
記号	種別	備考	記号	種別	備考
GV(ア-ト用) BV(ア-ト用) BV(ア-ト用)	仕切弁	水道直結部分(JIS10K) その他部分(JIS5K)	フレキシブル継手	ステンレス製	
CV(チェック弁)	逆止弁	全使用箇所部分(JIS10K)	防振継手	球型	
水栓、混合水栓			間接排水		
床上掃除口、非防水、防水 ビニール床			ホールタップ		
床上掃除口			量水器	本工事(伸縮止水栓共)	
床排水トラップ			第3種移動式消火設備	消防用(伸縮止水栓共)	
通気金具		外部(露出型)埋込型アルミ合金製 内部(排水吸気弁)	消火器露出(スタンド型) (本工事)	ABC6型	
ガスコック			消火器(格納箱共) (本工事)	ABC6型 格納箱(鋼板製:6mm・SUS製:5mm)	
ガスカラン		ホ-ズコック	床上コック止め	ガス(FL+140)	
インパ-ト機 埋込小口径インパ-ト機		マンホールフタ(水封形)(密閉蓋)	床上プラグ止め	排水(FL+100)	
雨水グレ-チング機 埋込小口径雨水機		マンホールフタ(水封形)(密閉蓋)	床上バルブ止め	給水(FL+100)	
弁機		VC-P 弁機	絶縁 フランジ接合		
散水栓(埋込BOX)		ステンレス製、ボックス、散水栓、飲用禁止を表記	ストレーナー		
ガスメーター		貸与品(ガス事業者工事)マイコン式 ガス遮断装置付	エア-チャンバ	ライニング鋼管(V8)	
ルーフドレ		鋼鉄製(建築工事)			

(計画通知 M-2)

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	衛生器具・空調換気機器表
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮 尺	A3:N/5
摘 要		図面番号	M-02
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	資格者氏名	一級建築士	鳥田 潤
	登録番号	大臣登録	第131073号
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-1	

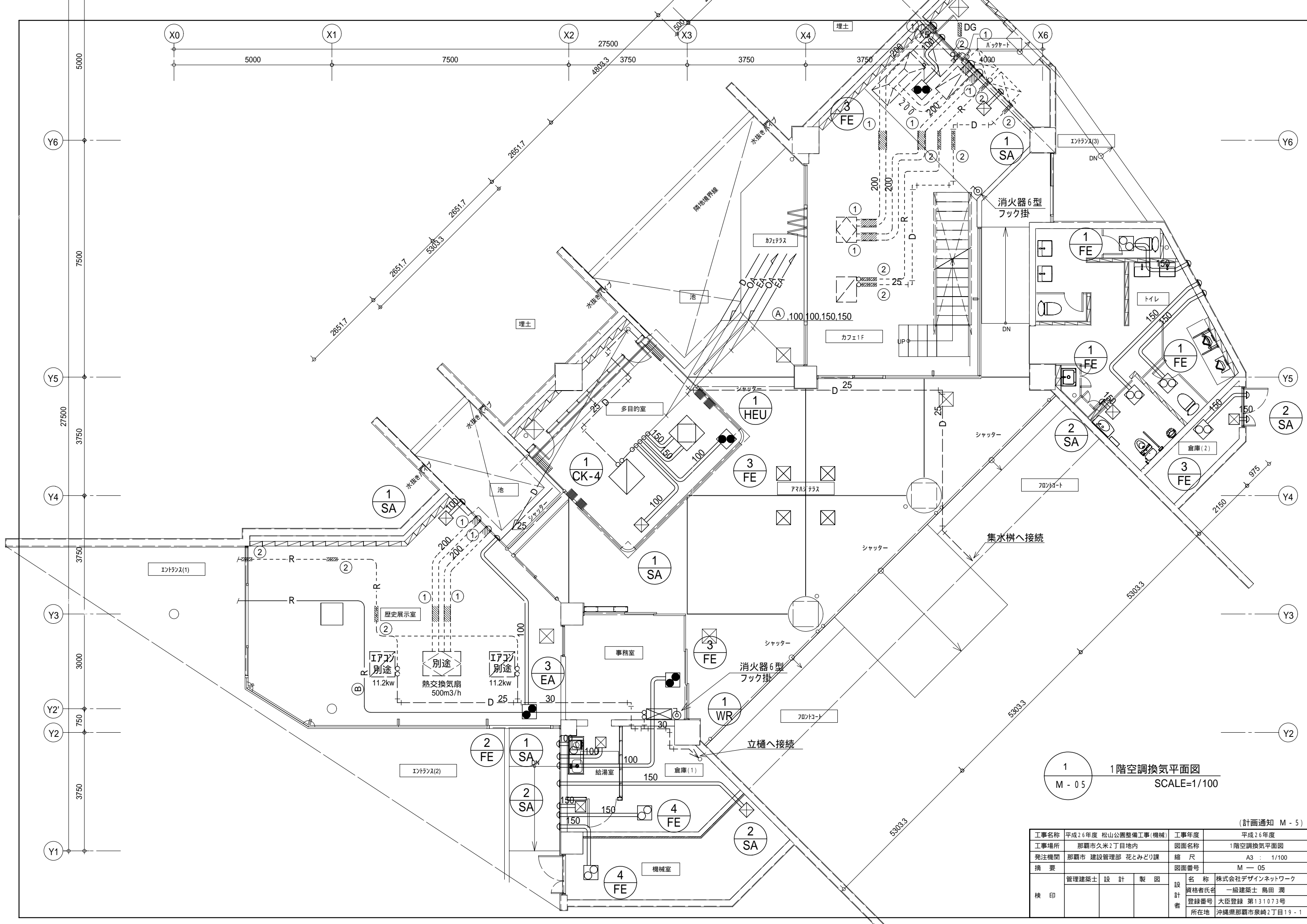


1 1階給排水設備平面図
M-03 SCALE=1/200

衛生器具表				注1) 機器表の数量は参考程度とし、最終的には平面図による。			
記号	器具名	規格 (電源等)	品番 (TOTO LIXIL シマブン)	仕様(附属品)	数量		備考
					外 部	合 計	
F-4	横水栓	13-F12	T28KUNH13 LF-33-13-CV	キ-式カップリング付水栓 土間埋込用ステンレスボックス	4	4	

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階給排水設備平面図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/200
摘要		図面番号	M-03
検印	管理建築士 設計	製図	名称 株式会社デザインネットワーク
			資格者氏名 一級建築士 島田 潤
			登録番号 大臣登録 第131073号
			所在地 沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1

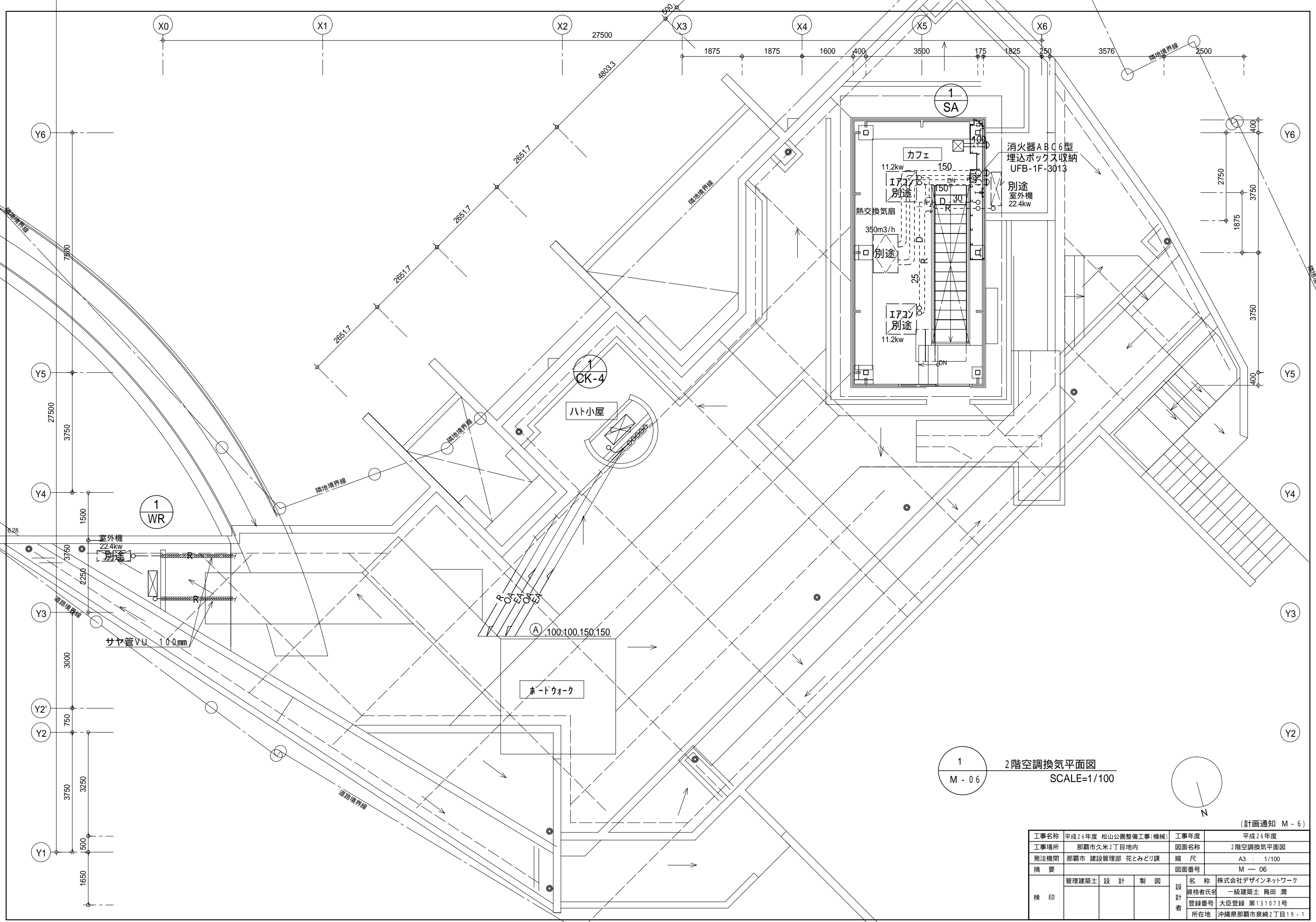
(計画通知 M-3)



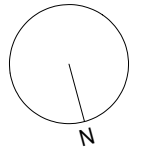
1 階空調換気平面図
M - 05
SCALE=1/100

(計画通知 M - 5)

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階空調換気平面図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3 : 1/100
摘要		図面番号	M - 05
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1
M-06 2階空調換気平面図
SCALE=1/100

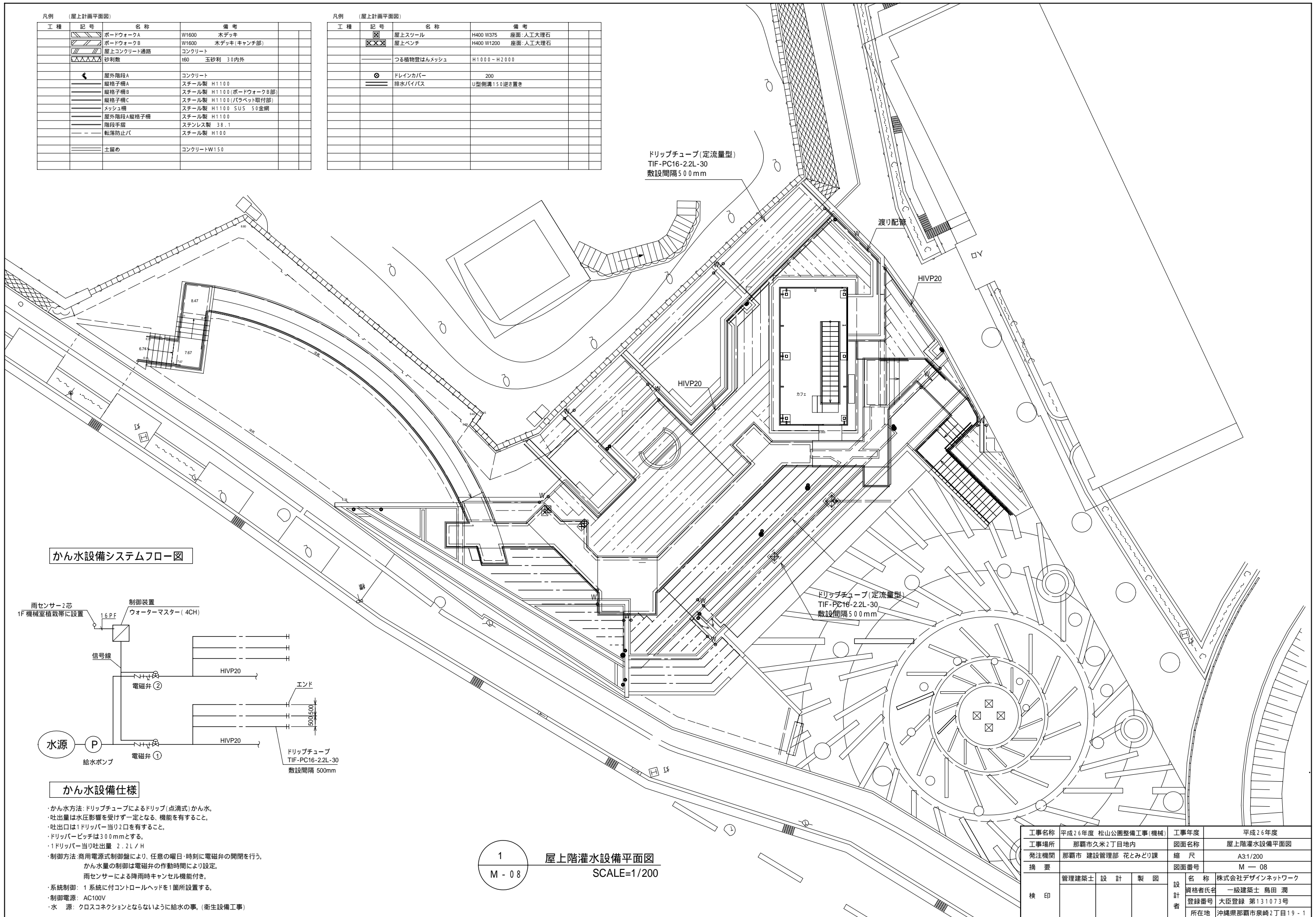


(計画通知 M-6)

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階空調換気平面図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3 : 1/100
摘要		図面番号	M-06
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

工種	記号	名称	備考
		ボードウォークA	W1600 木デッキ
		ボードウォークB	W1600 木デッキ(キャンチ部)
		屋上コンクリート通路	コンクリート
		砂利敷	t60 玉砂利 30内外
		屋外階段A	コンクリート
		縦格子欄A	スチール製 H1100
		縦格子欄B	スチール製 H1100(ボードウォークB部)
		縦格子欄C	スチール製 H1100(パラベット取付部)
		メッシュ欄	スチール製 H1100 SUS 50金網
		屋外階段A縦格子欄	スチール製 H1100
		階段手摺	ステンレス製 38.1
		転落防止バ	スチール製 H100
		土留め	コンクリートW150

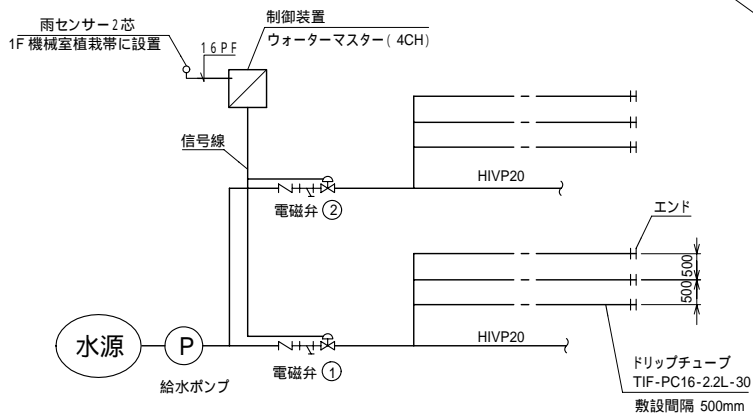
工種	記号	名称	備考
		屋上スツール	H400 W375 座面:人工大理石
		屋上ベンチ	H400 W1200 座面:人工大理石
		つる植物登はんメッシュ	H1000-H2000
		ドレインカバー	200
		排水バイパス	U型側溝150逆さ置き



ドリップチューブ(定流量型)
TIF-PC16-2.2L-30
敷設間隔500mm

ドリップチューブ(定流量型)
TIF-PC16-2.2L-30
敷設間隔500mm

かん水設備システムフロー図

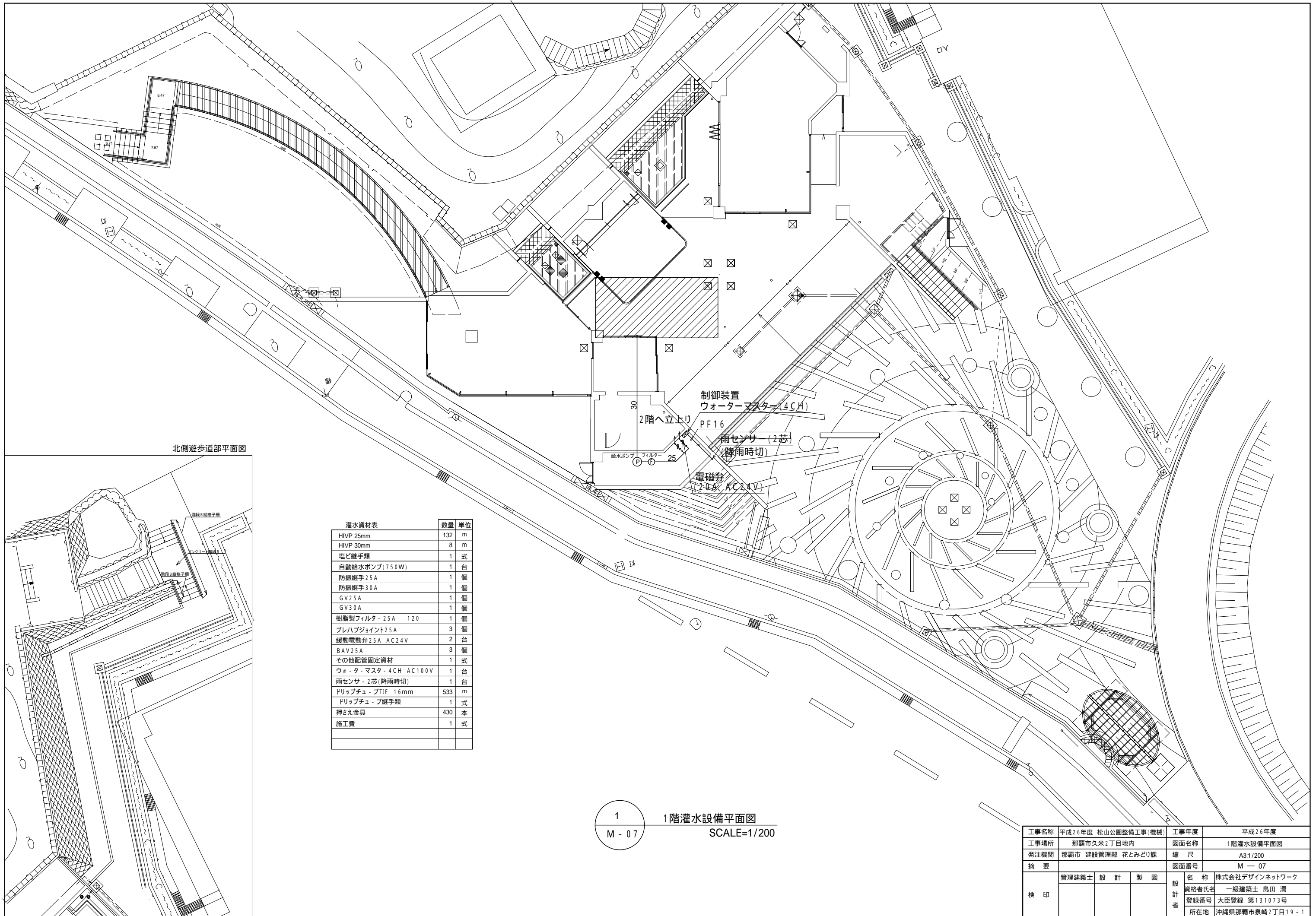


かん水設備仕様

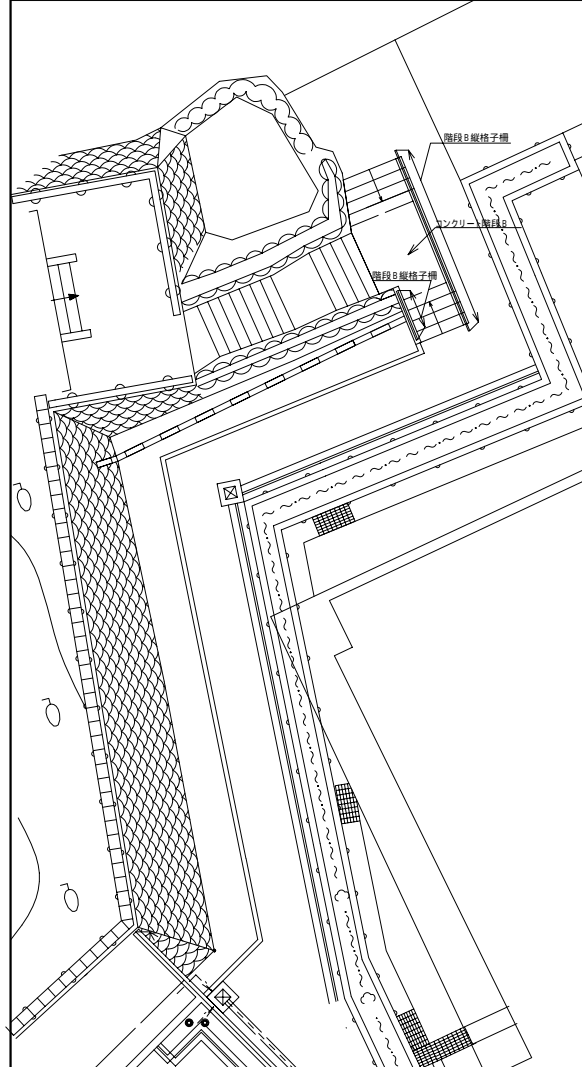
- ・かん水方法: ドリップチューブによるドリップ(点滴式)かん水。
- ・吐出量は水圧影響を受けず一定となる、機能を有すること。
- ・吐出口は1ドリッパー当り2口を有すること。
- ・ドリッパーピッチは300mmとする。
- ・1ドリッパー当り吐出量 2.2L/H
- ・制御方法: 商用電源式制御盤により、任意の曜日・時刻に電磁弁の開閉を行う。
かん水量の制御は電磁弁の作動時間により設定。
雨センサーによる降雨時キャンセル機能付き。
- ・系統制御: 1系統に付コントロールヘッドを1箇所設置する。
- ・制御電源: AC100V
- ・水 源: クロスコネクションとならないように給水の事。(衛生設備工事)

1 屋上階灌水設備平面図
M-08 SCALE=1/200

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋上階灌水設備平面図	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮 尺	A3:1/200	
摘 要		図面番号	M-08	
検 印	管理建築士 設 計	設 計 者	名 称	株式会社デザインネットワーク
	製 図		資格者氏名	一級建築士 島田 潤
			登録番号	大臣登録 第131073号
			所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1



北側遊歩道部平面図

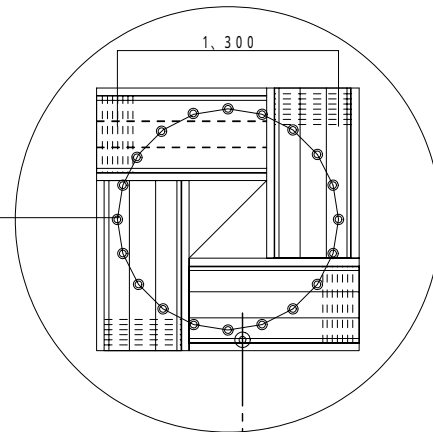
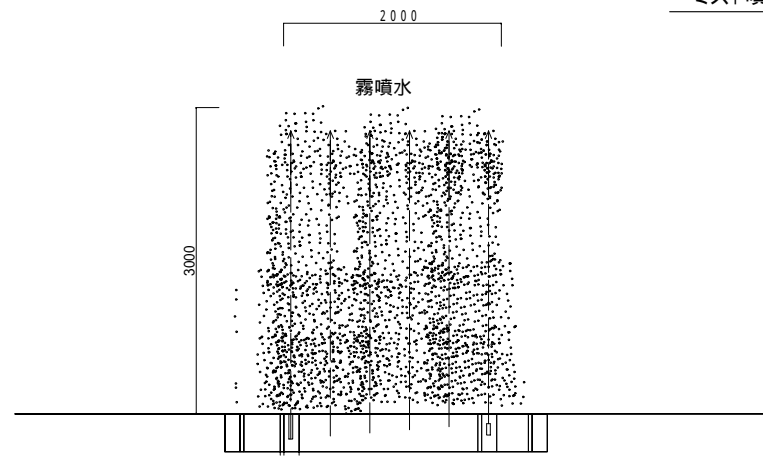


灌水資材表	数量	単位
HIVP 25mm	132	m
HIVP 30mm	8	m
塩ビ継手類	1	式
自動給水ポンプ(750W)	1	台
防振継手25A	1	個
防振継手30A	1	個
GV25A	1	個
GV30A	1	個
樹脂製フィルタ - 25A 120	1	個
プレハブジョイント25A	3	個
緩動電動弁25A AC24V	2	台
BAV25A	3	個
その他配管固定資材	1	式
ウォーターマスター - 4CH AC100V	1	台
雨センサー - 2芯(降雨時切)	1	台
ドリップチューブTIF 16mm	533	m
ドリップチューブ継手類	1	式
押さえ金具	430	本
施工費	1	式

1
M - 07
1階灌水設備平面図
SCALE=1/200

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階灌水設備平面図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/200
摘要		図面番号	M - 07
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

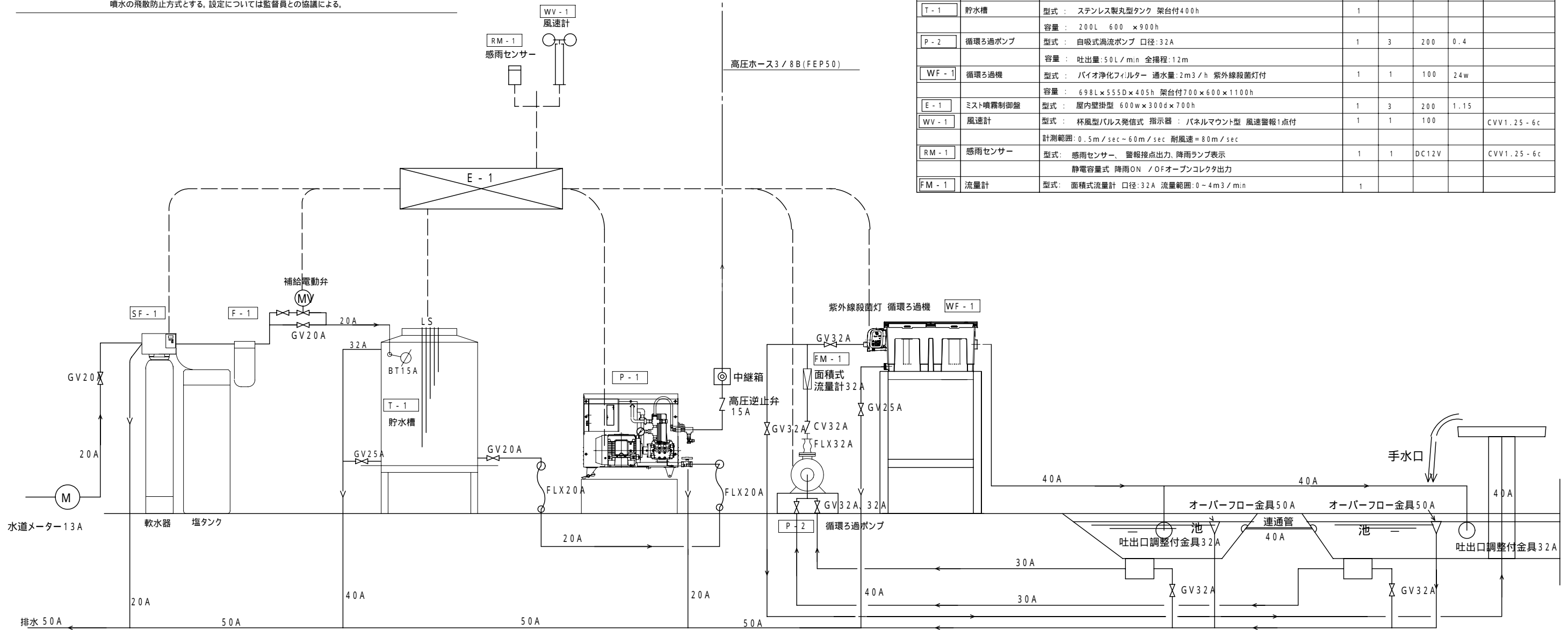
ミスト噴霧、池ろ過系統図



噴水概要

ミスト噴水 : ノズルピットから直上向けに細霧を噴霧
 噴水制御方法 : 噴霧高さ変化は高圧ポンプ圧調整にて設定する。噴水時間はタイマーにより
 年間、週間、日当りの時間設定とする降雨時、風速設定、範囲以外噴霧停止とし
 噴水の飛散防止方式とする。設定については監督員との協議による。

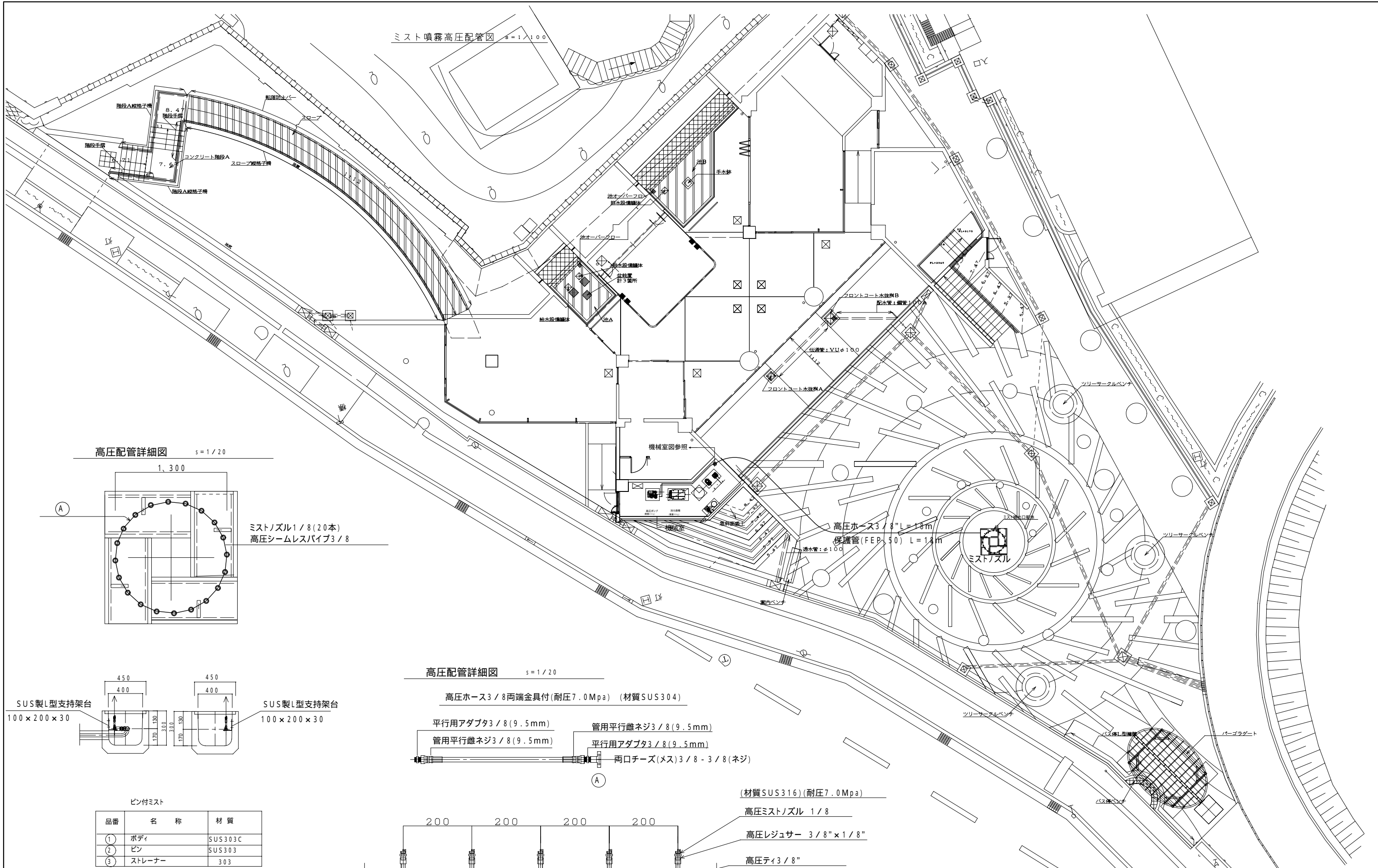
記号	機器名称	仕様	電気仕様			備考
			台数	V	KW	
P-1	ミスト噴霧ポンプ ユニット	型式 : 高圧プランジャーポンプユニット密閉型	1			
		口径 : 吸込口 1.5A 高圧吐出口 1/2A 余水口 3/8A				
		吐出圧 : 5.0MPa 圧力制御弁 圧力計付50 (10MPa)				
		水量 : 3.4L/min(5.0MPa) 290rpm				
		電動機 : 1/5減速ギヤードモーター 4P密閉形	1	3	200	0.75
SF-1	軟水装置	型式 : 自動軟水装置 樹脂筒FRP製 本体 252 × 623h	1	1	24	45w
		口径 : 1N OUT 20A 排水16 ホース				
		運転圧力 : 2.0~4.0kg/cm2				
		水量 : 20L/min				
		付属品 : 塩タンクPE-330 電源トランス100v/24v				
F-1	カートリッジフィルター ミストノズル	型式 : 5μフィルター (適用カートリッジPP250Lmm)	1			
		型式 : ピン付ミストノズル(ストレート付) SUS303c	20			
		口径 : 1/8 ミスト20ミクロン以下 (5.0MPa)				
		高圧ホース 口径 : 3/8B (耐圧7.0MPa以上)両端金具付(SUS304)				スーパーハイロン
		高圧シームレスパイプ 口径 : 3/8 (耐圧6.0MPa以上)				SUS316
T-1	貯水槽	型式 : ステンレス製丸型タンク 架台付400h	1			
		容量 : 200L 600 × 900h				
		高圧継手 口径 : 3/8 (耐圧6.0MPa以上)				SUS316
		高圧逆止弁 口径 : 1/2 (耐圧10MPa)(クラッキング圧50kPa)	1			SUS304
		高圧逆止弁 口径 : 1/2 (耐圧10MPa)(クラッキング圧50kPa)	1			SUS304
P-2	循環ろ過ポンプ	型式 : 自吸式渦流ポンプ 口径:32A	1	3	200	0.4
		容量 : 吐出量:50L/min 全揚程:12m				
WF-1	循環ろ過機	型式 : バイオ浄化フィルター 通水量:2m3/h 紫外線殺菌灯付	1	1	100	24w
		容量 : 698L×555D×405h 架台付700×600×1100h				
E-1	ミスト噴霧制御盤	型式 : 屋内壁掛型 600w×300d×700h	1	3	200	1.15
WV-1	風速計	型式 : 杯風型パルス発信式 指示器 : パネルマウント型 風速警報1点付	1	1	100	CVV1.25-6c
		計測範囲:0.5m/sec~60m/sec 耐風速=80m/sec				
RM-1	感雨センサー	型式 : 感雨センサー、警報接点出力、降雨ランプ表示 静電容量式 降雨ON / OFオープンコレクタ出力	1	1	DC12V	CVV1.25-6c
FM-1	流量計	型式 : 面積式流量計 口径:32A 流量範囲:0~4m3/min	1			



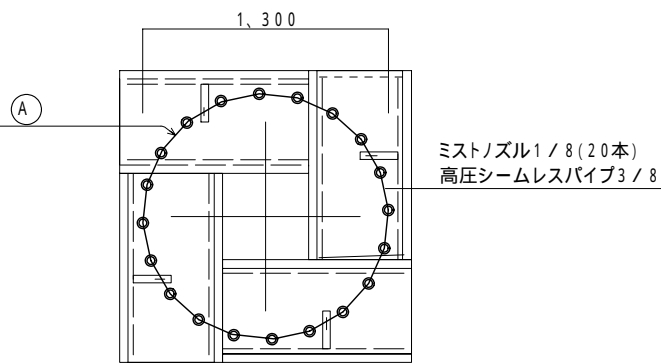
1
M-09
ミスト噴霧、池ろ過系統図
NO SCALE

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	ミスト噴霧、池循環ろ過系統図、機器表
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S
摘要		図面番号	M-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		

ミスト噴霧高圧配管図 s=1/100

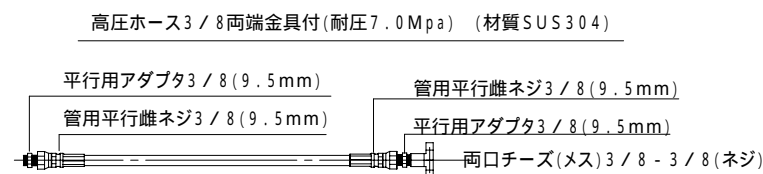


高圧配管詳細図 s=1/20



ミストノズル 1/8 (20本)
高圧シームレスパイプ 3/8

高圧配管詳細図 s=1/20



高圧ホース 3/8両端金具付 (耐圧7.0Mpa) (材質SUS304)

平行用アダプタ 3/8 (9.5mm) 管用平行雌ネジ 3/8 (9.5mm)

管用平行雌ネジ 3/8 (9.5mm) 平行用アダプタ 3/8 (9.5mm)

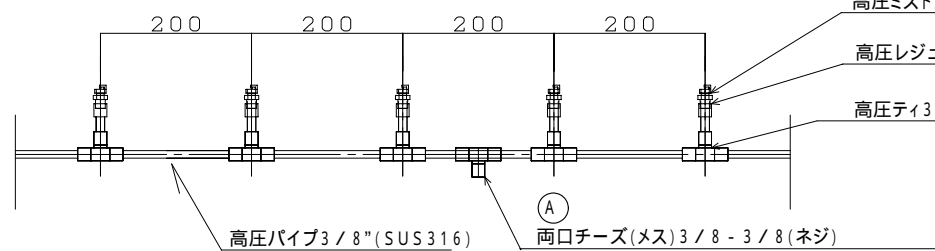
両口チーズ (メス) 3/8 - 3/8 (ネジ)

(材質SUS316) (耐圧7.0Mpa)

高圧ミストノズル 1/8

高圧レジュサー 3/8" x 1/8"

高圧ティ 3/8"



高圧パイプ 3/8" (SUS316) 両口チーズ (メス) 3/8 - 3/8 (ネジ)

SUS製L型支持架台

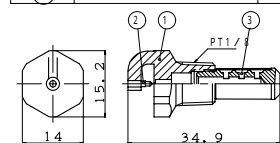
100 x 200 x 30

SUS製L型支持架台

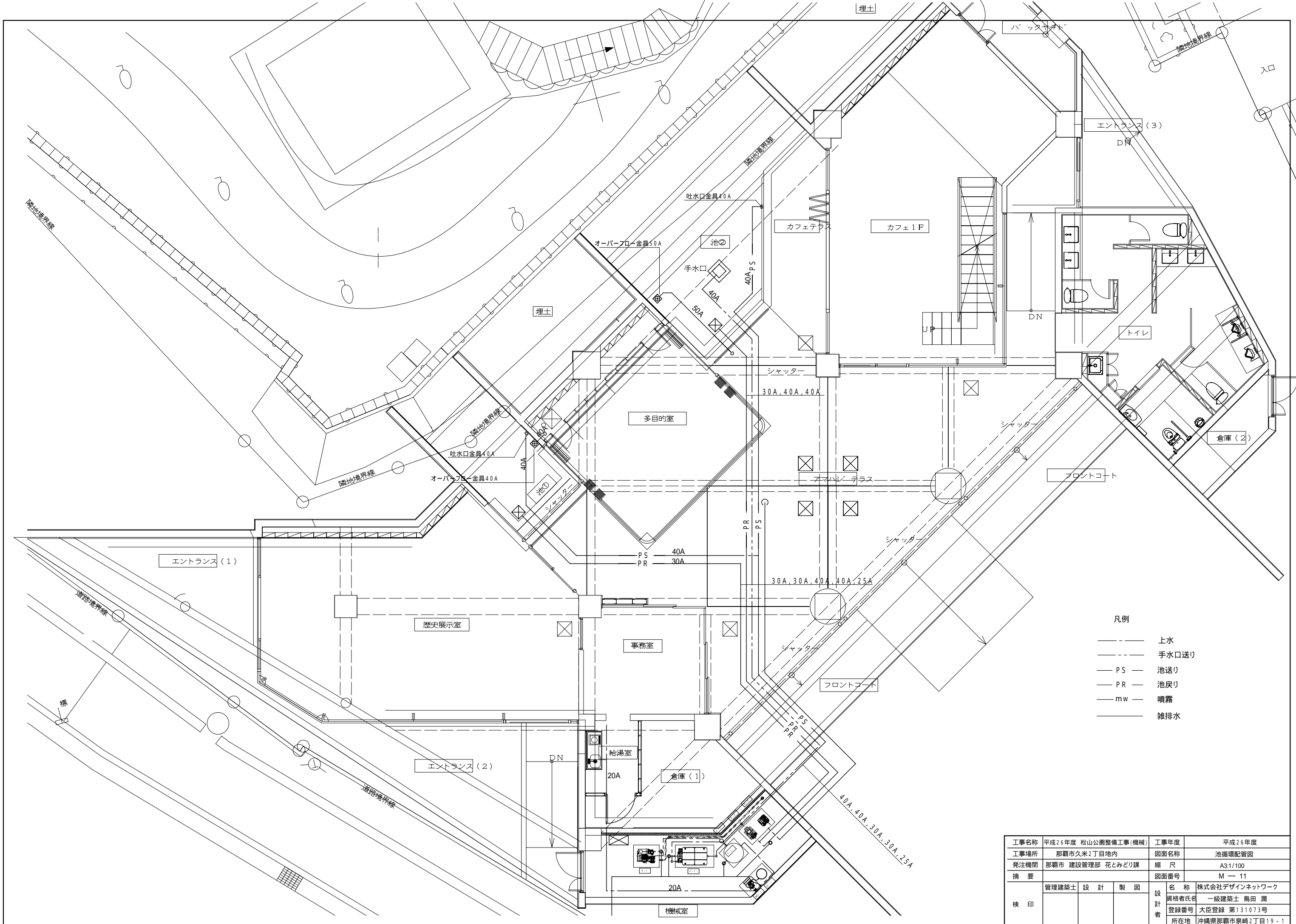
100 x 200 x 30

ピン付ミスト

品番	名称	材質
①	ボディ	SUS303C
②	ピン	SUS303
③	ストレーナー	303

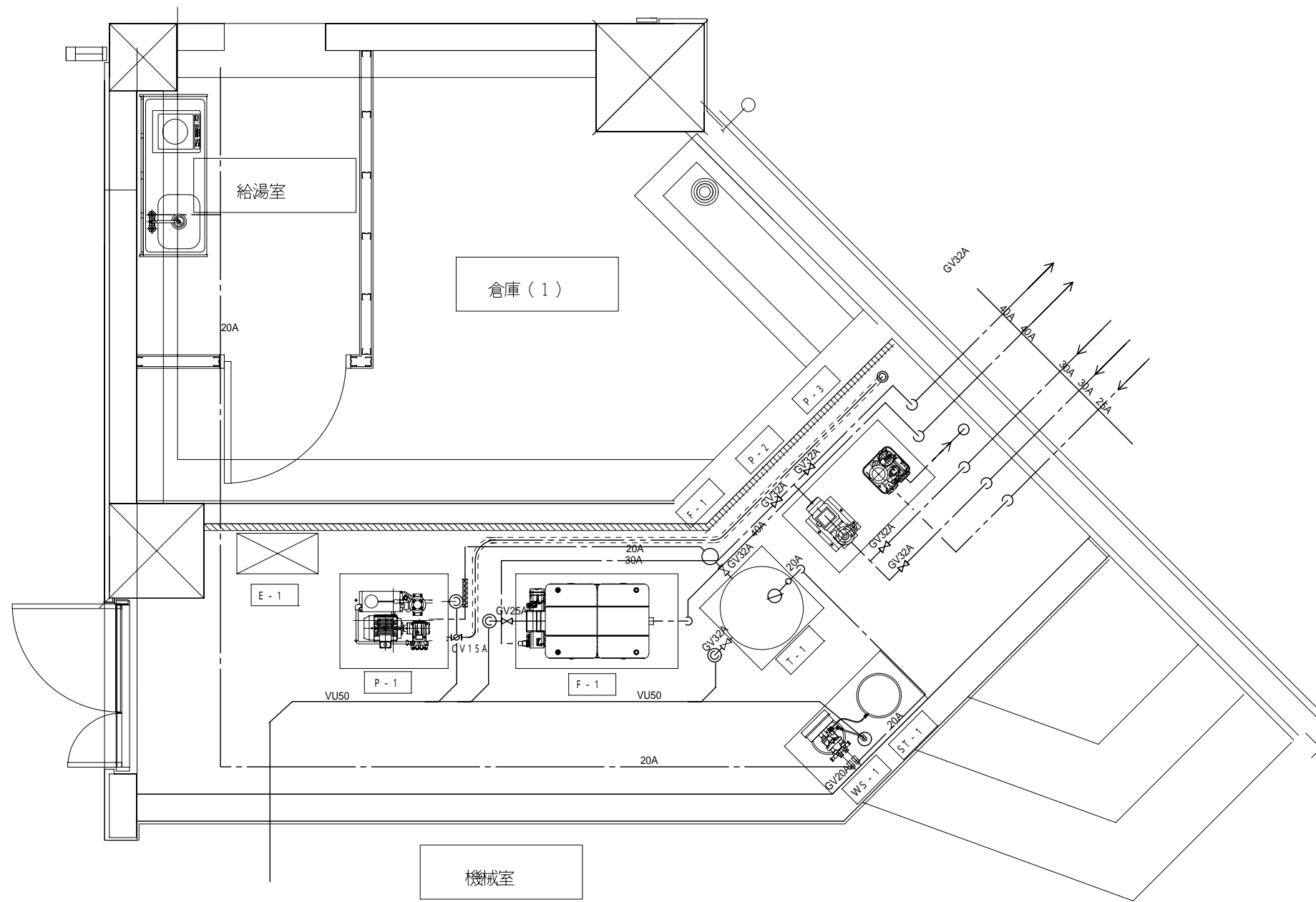


工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	ミスト噴霧高圧配管図	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/200	
摘要		図面番号	M-10	
検印	管理建築士	設計	製図	
	名称	株式会社デザインネットワーク		
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤		
	登録番号	大臣登録 第131073号		
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1			

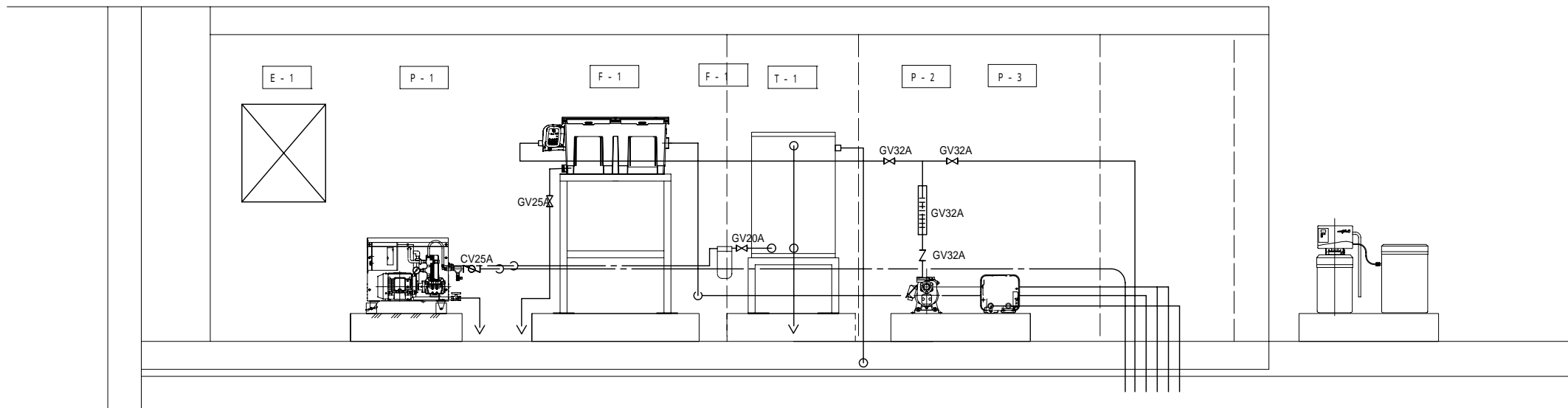


- 凡例
- 上水
 - 手水口送り
 - PS — 池送り
 - PR — 池戻り
 - mw — 噴霧
 - 雑排水

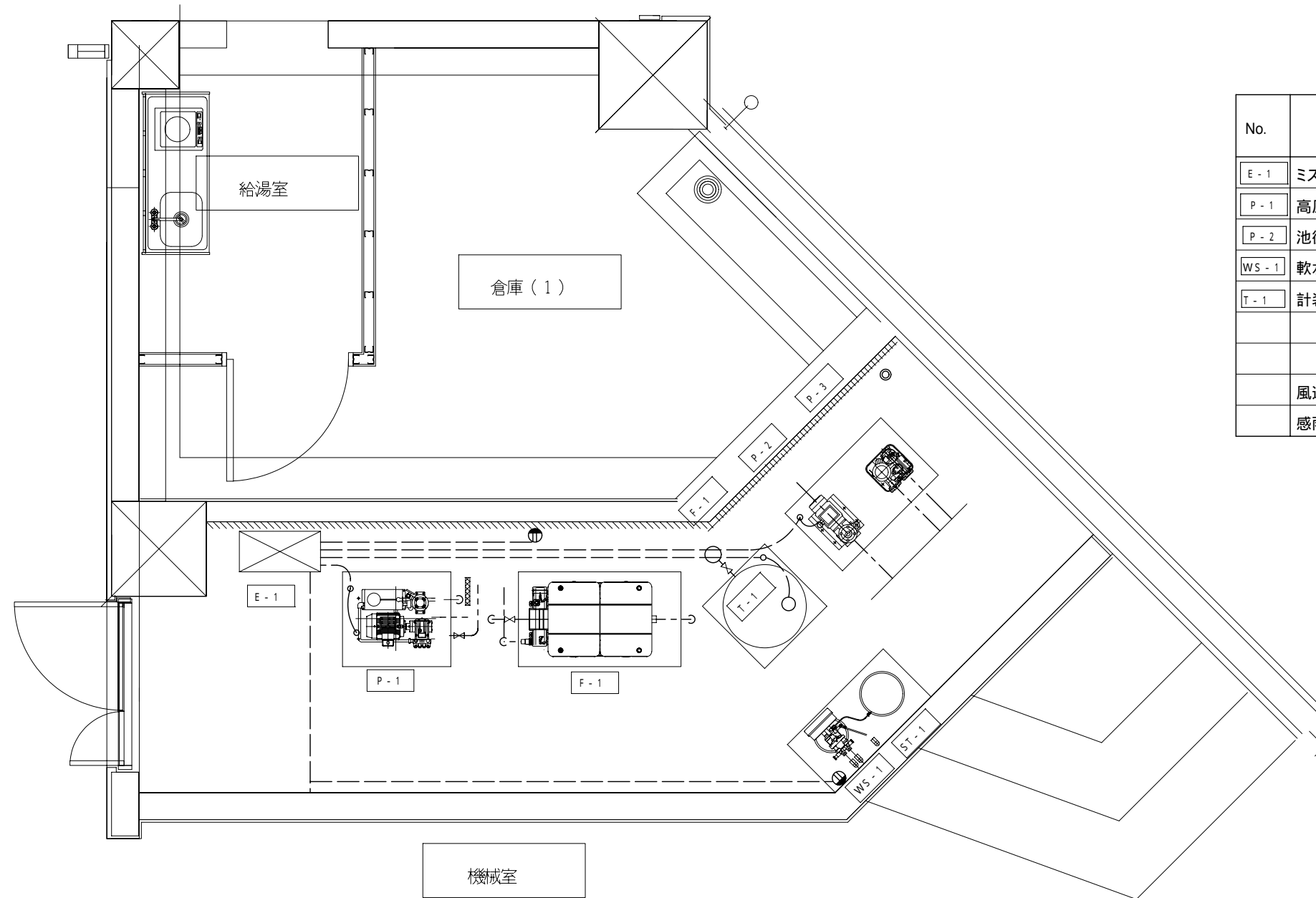
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	池循環配管図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		



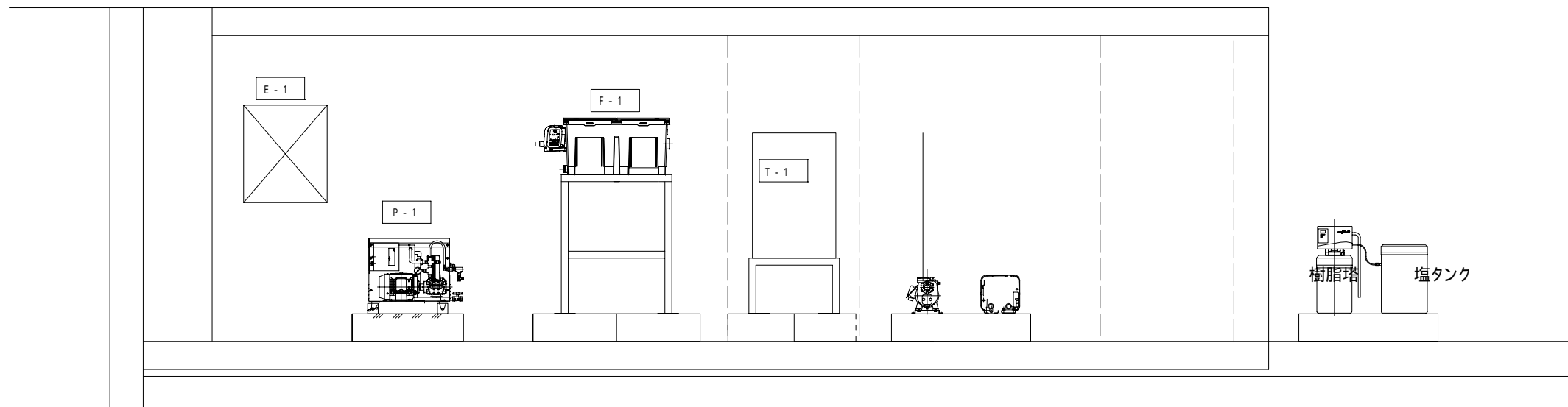
記号	名称	記号	名称	備考
P-1	ミスト高圧ポンプ	=====	高圧ホース(支持保護管)	(VE36)
P-2	池循環ろ過ポンプ	-----	給水管 (H1VP)	
P-3	灌漑水給水ポンプ	-----	灌水管 (H1VP)	
F-1	バイオ池ろ過装置	-----	排水管 (VU)	
WS-1	軟水装置	XXXXXX	防振継手(ねじ込み)	
ST-1	軟水装置塩タンク			
F-1	カートリッジフィルター	--- ---	高圧ボール弁	
T-1	貯水槽	--- ---	高圧逆止弁	
E-1	ミスト噴霧制御盤	--- ---	仕切弁	
		--- ---	逆止弁	



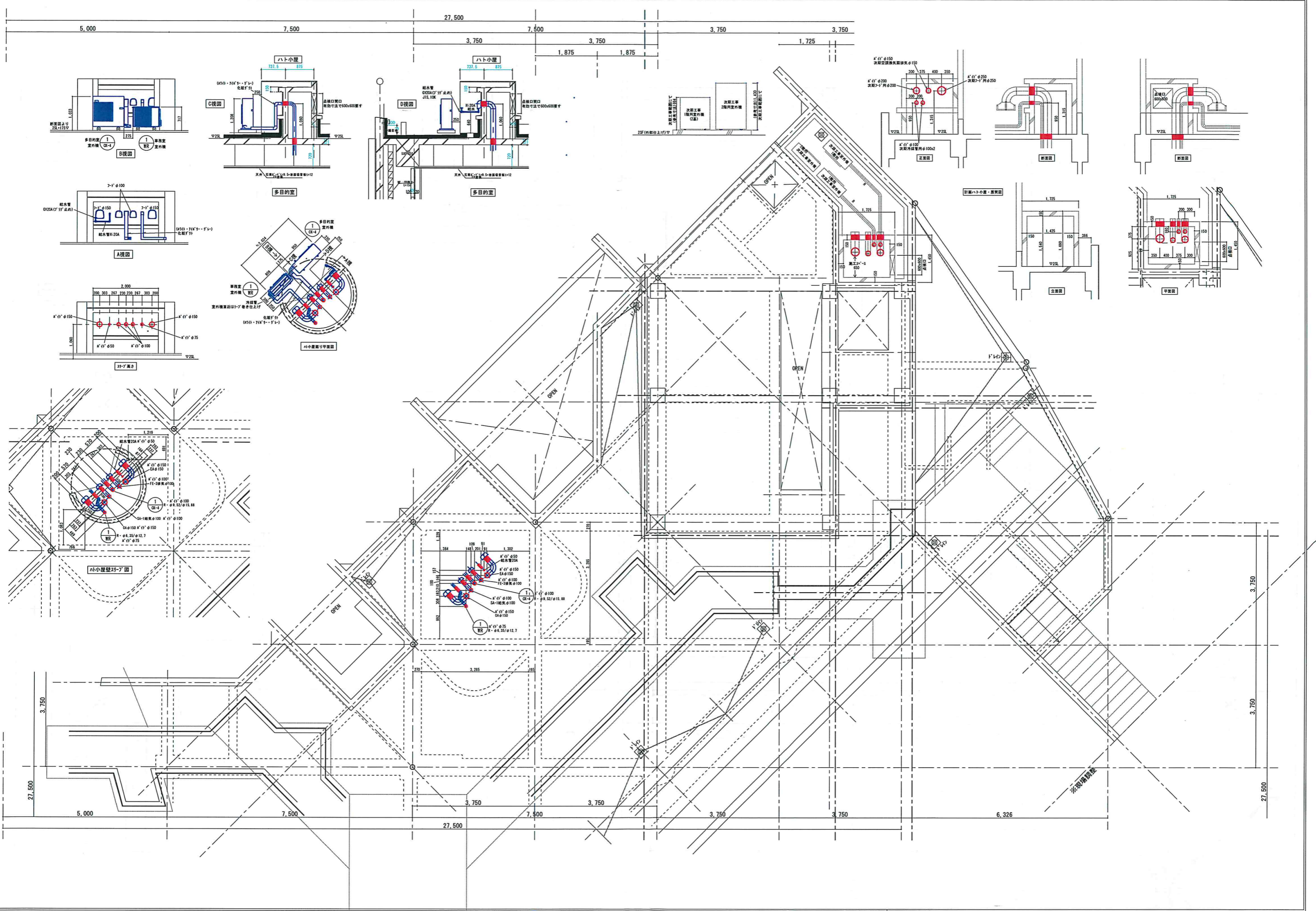
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	池循環機械室図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/40
摘要		図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



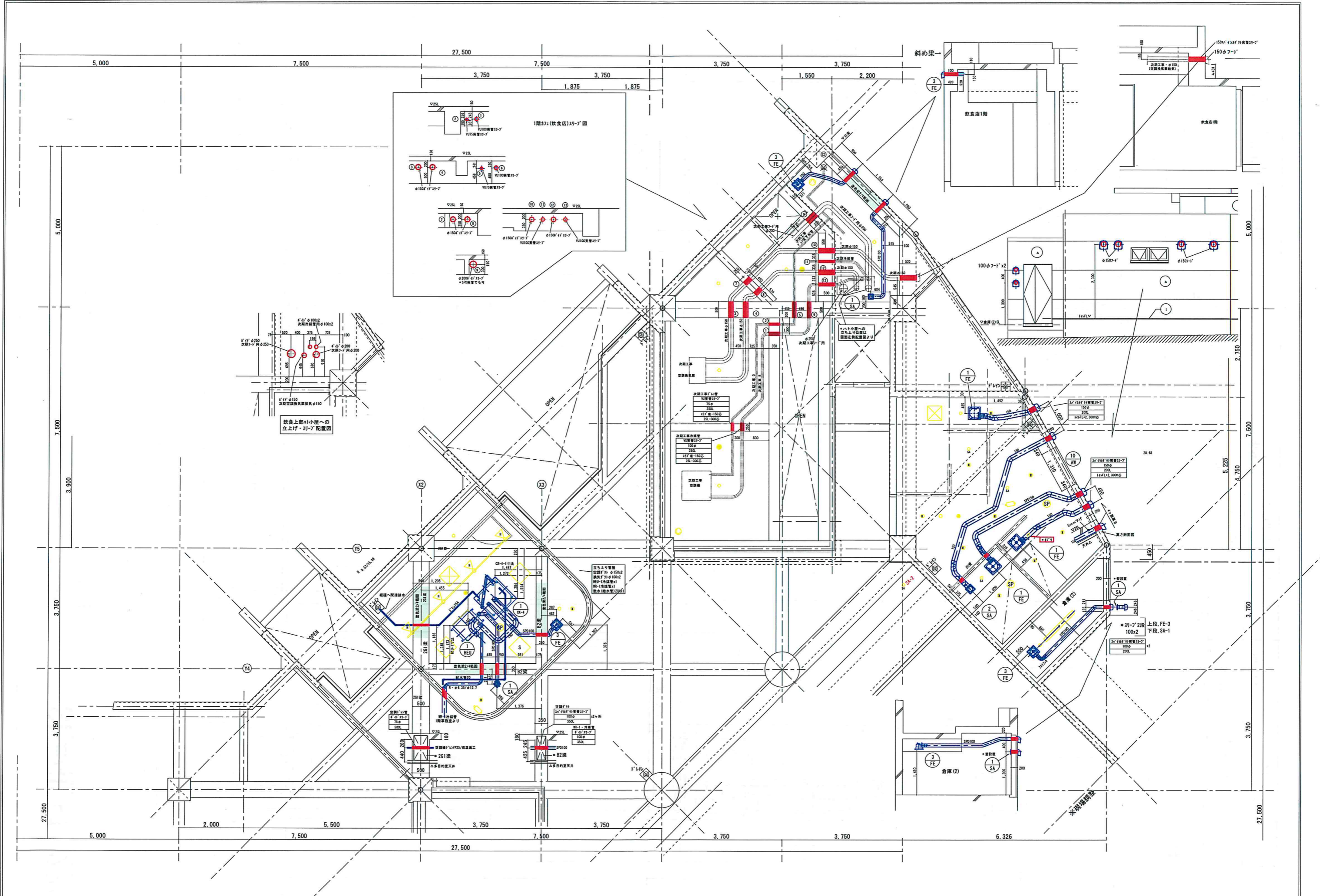
No.	種別	名称	用途	電線管
E-1	ミスト噴霧制御盤	CV8sq-3c	ミスト噴水操作盤	
P-1	高圧ポンプ	CV2.0sq-4c	"	VE22
P-2	池循環ポンプ	CV2.0sq-4c	"	VE22
WS-1	軟水器タイマー	CV2.0sq-3c	軟水器タイマー	VE22
T-1	計装ケーブル	CVV1.25sq-6c	池水位検知(補給水、ポンプ空転防止)	VE22
		CVV1.25sq-4c	雨水槽水位検知(補給水)	VE22
		CVV1.25sq-4c		VE22
	風速計	SM-4c	専用付属ケーブル	VE22
	感雨計	KPEV-S 1.25sq-7P	専用付属ケーブル	VE22



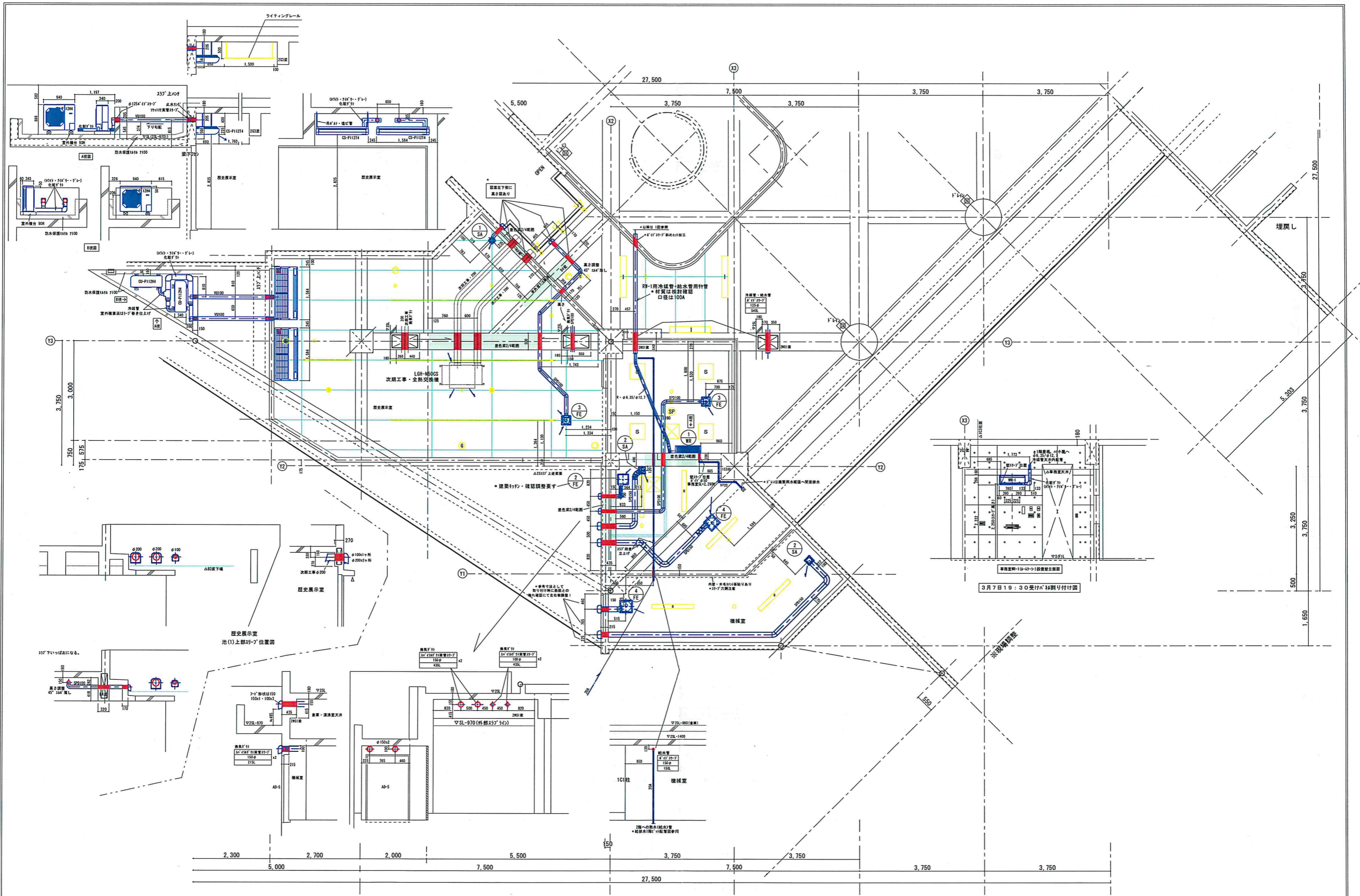
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(機械)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	ミスト噴霧機器配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/40
摘要		図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

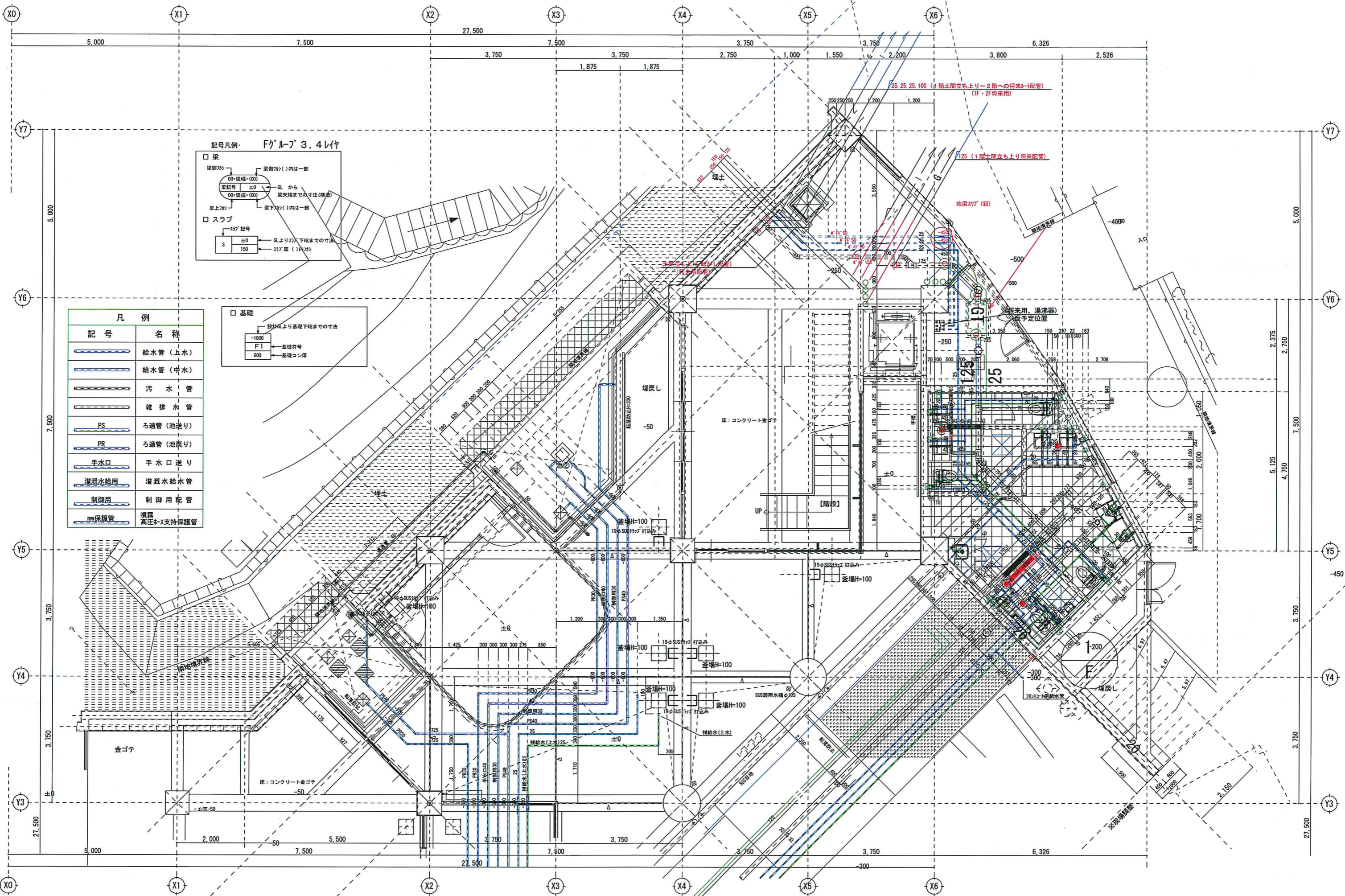


記号	有限会社 當江電気工事	監理者	現場担当	製図	縮尺	工事名称	図面名称	図面番号
		印	印	印	1/50 (1/100)	平成26年度 松山公園整備工事(設備)	2F 換気・空調設備(配管及びびり-フ)図	
					出図年月日	工事場所		
						沖縄県那覇市久米2丁目地内		



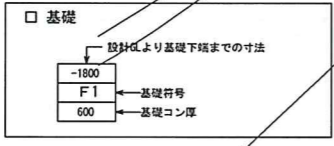
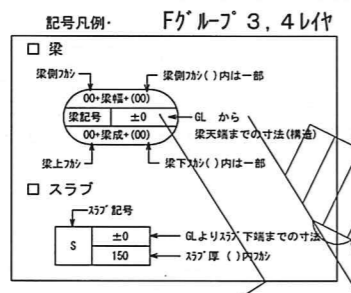
<p>記事</p>	<p>有限会社 當江電気工事</p>	<p>監理者 印</p> <p>現場担当 印</p> <p>製図 印</p>	<p>縮尺 1/50 (1/100)</p> <p>出図年月日</p>	<p>工事名称 平成26年度 松山公園整備工事(設備)</p> <p>工事場所 沖縄県那覇市久米2丁目地内</p>	<p>図面名称 1F 換気・空調設備(配管及び2F-7)図-1</p>	<p>図面番号</p>
-----------	--------------------	--	---	---	---	-------------





凡例

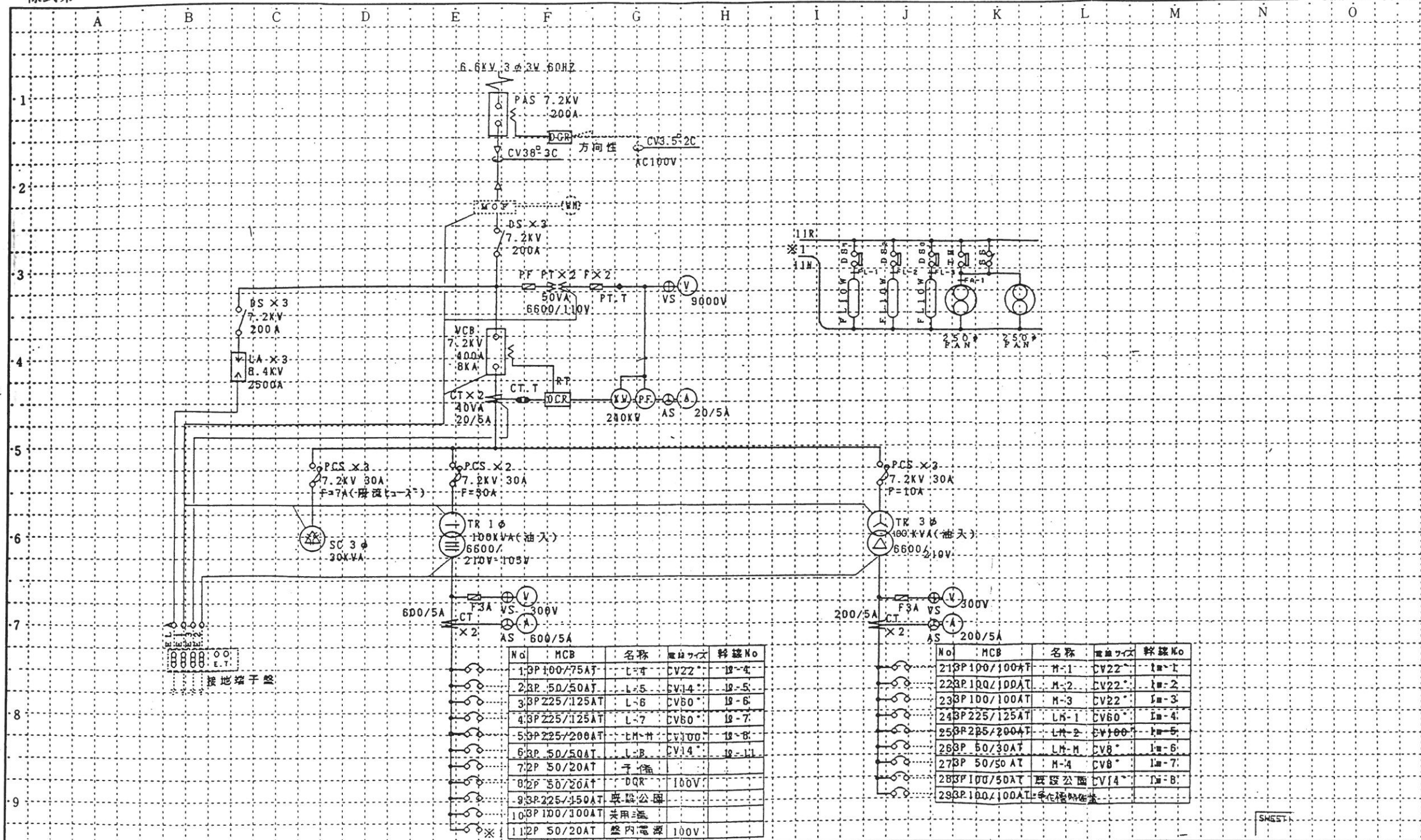
記号	名称
	給水管 (上水)
	給水管 (中水)
	汚水管
	雑排水管
	ろ過管 (池送り)
	ろ過管 (池戻り)
	手水口
	灌漑水給水管
	制御用配管
	噴霧 高圧ホース支持保護管



受電設備単線結線図

No. _____

様式第



No.	MCB	名称	電圧ワイズ	幹線No
1	3P 100/75AT	トコ	CV22	12-4
2	3P 50/50AT	L-5	CV14	12-5
3	3P 225/125AT	L-6	CV60	12-6
4	3P 225/125AT	L-7	CV60	12-7
5	3P 225/200AT	LH-M	CV100	12-8
6	3P 50/50AT	L-B	CV14	12-11
7	2P 50/20AT	予備		
8	2P 50/20AT	DGR	100V	
9	3P 225/150AT	取器公機		
10	3P 100/100AT	共用器		
11	2P 50/20AT	盤内電源	100V	

No.	MCB	名称	電圧ワイズ	幹線No
21	3P 100/100AT	M-1	CV22	12-1
22	3P 100/100AT	M-2	CV22	12-2
23	3P 100/100AT	M-3	CV22	12-3
24	3P 225/125AT	LK-1	CV60	12-4
25	3P 225/200AT	LH-2	CV100	12-5
26	3P 50/30AT	LH-M	CV8	12-6
27	3P 50/50AT	M-4	CV8	12-7
28	3P 100/50AT	取器公機	CV14	12-8
29	3P 100/100AT	共用器		

- 記載要領
1. 高压機器的な定格事項 (相、電圧、容量等) を明記すること。
 2. 変圧器の結線方法 (△結線、Y結線、V結線) を明示すること。
 3. 非常用発電機を設置する場合はその電源切替方法を明確にすること。
 4. 図記号は原則として JIS C 0301 (電気用図記号) によること。
 5. 特記事項がある場合は余白に箇条書きすること。

お客様	電気番号	店所	作業区	画	家 No.
	住所	那覇市楚辺1丁目11番地			
	氏名	松山公園			
	事業所名				

会社名: 那覇市楚辺1丁目11番地
 マエダ電気工事株式会社
 連絡先: 電話 098-(853)-90

契約負荷設備調査表

店所 20 / 作業区 25 / 画 1140 家 需要家名 松山公園

















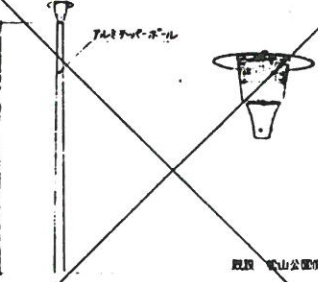




相	電圧 (V)	使用機器名	銘板記載容量		換算容量 (KW)	台数	容量計 KW	備考
			容量	単位				
√	200V	モ - 9 -	1.5	KW	1.875	4	7.5	
"	"	"	0.75	"	0.938	0	1.876	
"	"	"	2.7	"	4.625	1	4.625	
"	"	"	7.5	"	9.275	0	28.125	
"	"	"	11.0	"	14.75	1	14.75	
"	"	"	18.5	"	20.125	1	20.125	
"	"	"	22.0	"	27.5	1	27.5	
							20.6501	

入力換算率

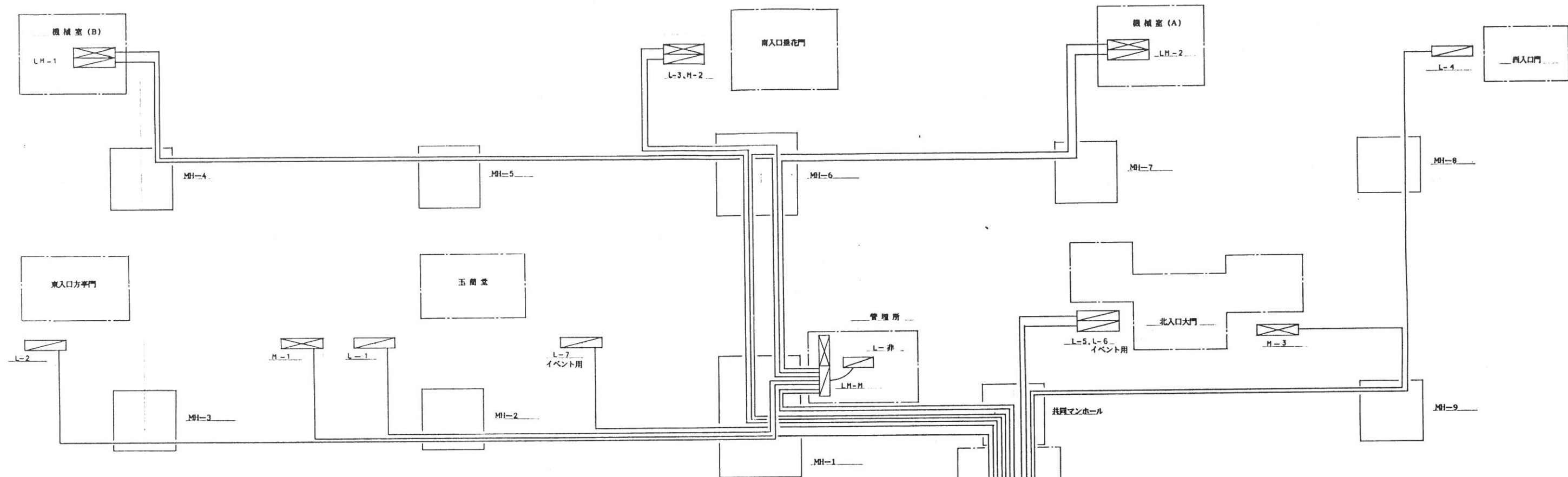
三相低圧誘導電動機	出力が馬力表示のもの	93.3%
	出力がキロワット表示のもの	125.0%
単相低圧誘導電動機	出力が馬力表示のもの	100.0%
	出力がキロワット表示のもの	133.0%

- 注 1. 使用機器欄はモーター、ヒーター、溶接器等を記入して下さい。
 2. 入力表示は換算容量欄に記入する。消費電力表示は入力とみなす。

福州園

  <p>A-2 松下 YA58712 器具品 A-1 松下 YA58704 器具品 直付ライトアップ</p>		 <p>松下 YA70301 器具品 地中埋込器具</p>		 <p>松下 HLW6725T 器具品 エントランスライト 西入口 南入口</p>		 <p>管理所ブラケット</p>		 <p>管理所</p>			
A-2 HID 100W		D HID 100W		H FL 13W		L IL 40W		P FL20W*3		Z FL 13W*1	
A-1 HID 400W		D HID 100W		H FL 13W		L IL 40W		P FL20W*3		Z FL 13W*1	
 <p>西通明ライトアップ</p>		 <p>松下 NCE 71860 器具品 地中埋込器具</p>		 <p>T-3 160W ナラストレス器具品</p>		 <p>ヘッド 鋼鉄 角鋼色 古味仕上げ 松下 HL 14111T 器具品</p>		 <p>角埋込器具</p>			
B FL 40W*1		E 150W*1		T-2 150W		M IL 40W		Q FSS4-401			
B FL 40W*1		E 150W*1		T-1 150W		M IL 40W		Q FSS4-401			
 <p>700-Y (702F) 本体 アルミダイオキスト H=4500 基礎は 標準図参照</p> <p>実定積200V電力用形 H=4500 ポール 高圧電線用メッキ鋼管製</p>		 <p>付立灯</p>		 <p>T-1 NCE 11201 器具品 地中埋込器具</p>				 <p>700-Y (702F) H=4500 既設 岡山公園側</p>			
F HID 100W		J FL 9W*1		N-2 FSR1-402		R HID 400W					
F HID 100W		J FL 9W*1		N-1 FSR1-401		R HID 400W					
 <p>オプティカル 200m付</p> <p>12V電圧トランス付 8分電圧に適合 カラーフィルター付 松下 YA52912 器具品</p>				 <p>角埋込器具</p>							
C-2 HID 200W		G		O-3 FL 9W*1		S-3 FSS4-401 WP SUS					
C-1 HID 300W		G		O-2 FL 30W*1		S-2 FSS4-402					
C-1 HID 300W		G		O-1 FL20W*1		S-1 FSS4-401					
C-1 HID 300W		G		K FBS3-401							

工事名	岡山公園第3期電線工事 (電気設備)	縮尺	—
図面名称	照明器具表	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-3

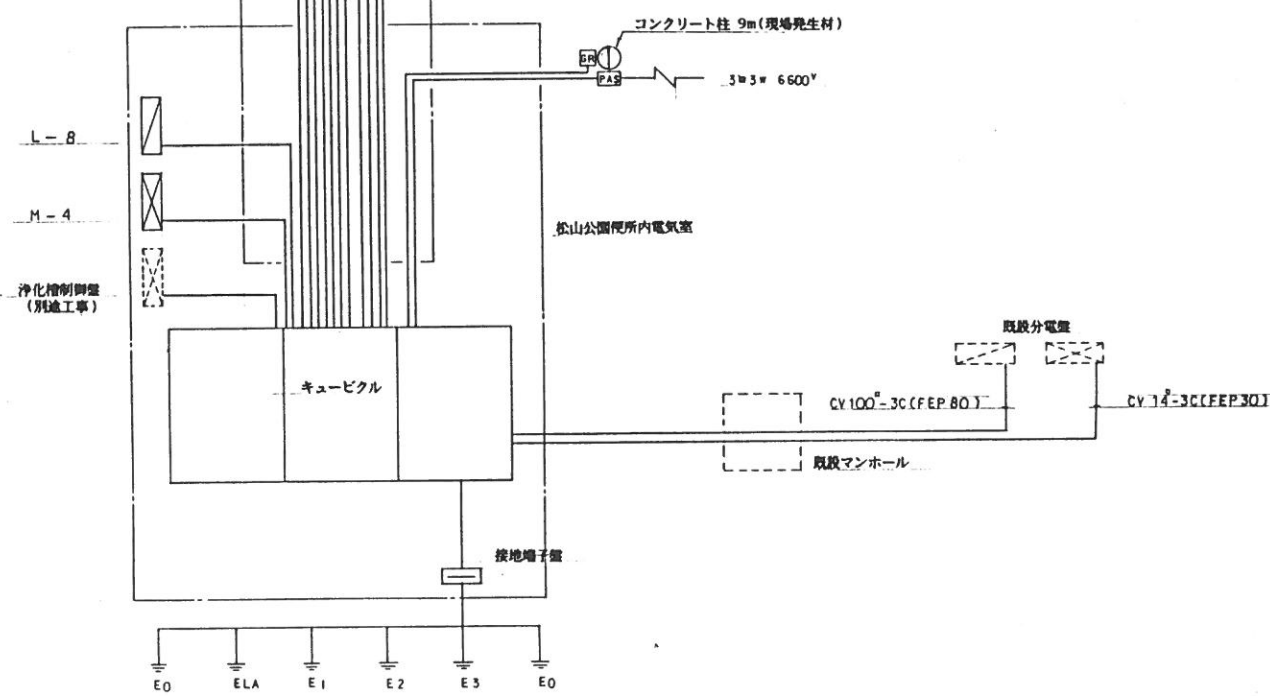


注) 斜線部は既設とする。

幹線番号	目	至	配管、配線サイズ	
1L-1	LM-M	L-1	CV 14" - 3C	(30) FEP
1L-2	LM-M	L-2	* 14" - 3C	(30)
1L-3	LM-M	L-3	* 8" - 3C	(50)
1L-4	キュービクル	L-4	* 22" - 3C	(50)
1L-5	キュービクル	L-5	* 14" - 3C	(50)
1L-6	キュービクル	L-6	* 60" - 3C	(50)
1L-7	キュービクル	L-7	* 60" - 3C	(50)
1L-8	キュービクル	LM-M	* 100" - 3C	(80)
1L-9	LM-M	LM-1	* 14" - 3C	(50)
1L-10	LM-M	LM-2	* 22" - 3C	(30)
1L-11	キュービクル	L-8	* 14" - 3C	(31)
1L-12	LM-M	L-非	HIV 55" x 3	(25)
1m-1	キュービクル	M-1	CV 22" - 3C	(30) FEP
1m-2	キュービクル	M-2	* 22" - 3C	(30)
1m-3	キュービクル	M-3	* 22" - 3C	(50)
1m-4	キュービクル	LM-1	* 60" - 3C	(50)
1m-5	キュービクル	LM-2	* 100" - 3C	(80)
1m-6	キュービクル	LM-M	* 8" - 3C	(30)
1m-7	キュービクル	M-4	* 8" - 3C	(22)
1m-8	キュービクル	浄化槽制御盤	* 14" - 3C	(28)

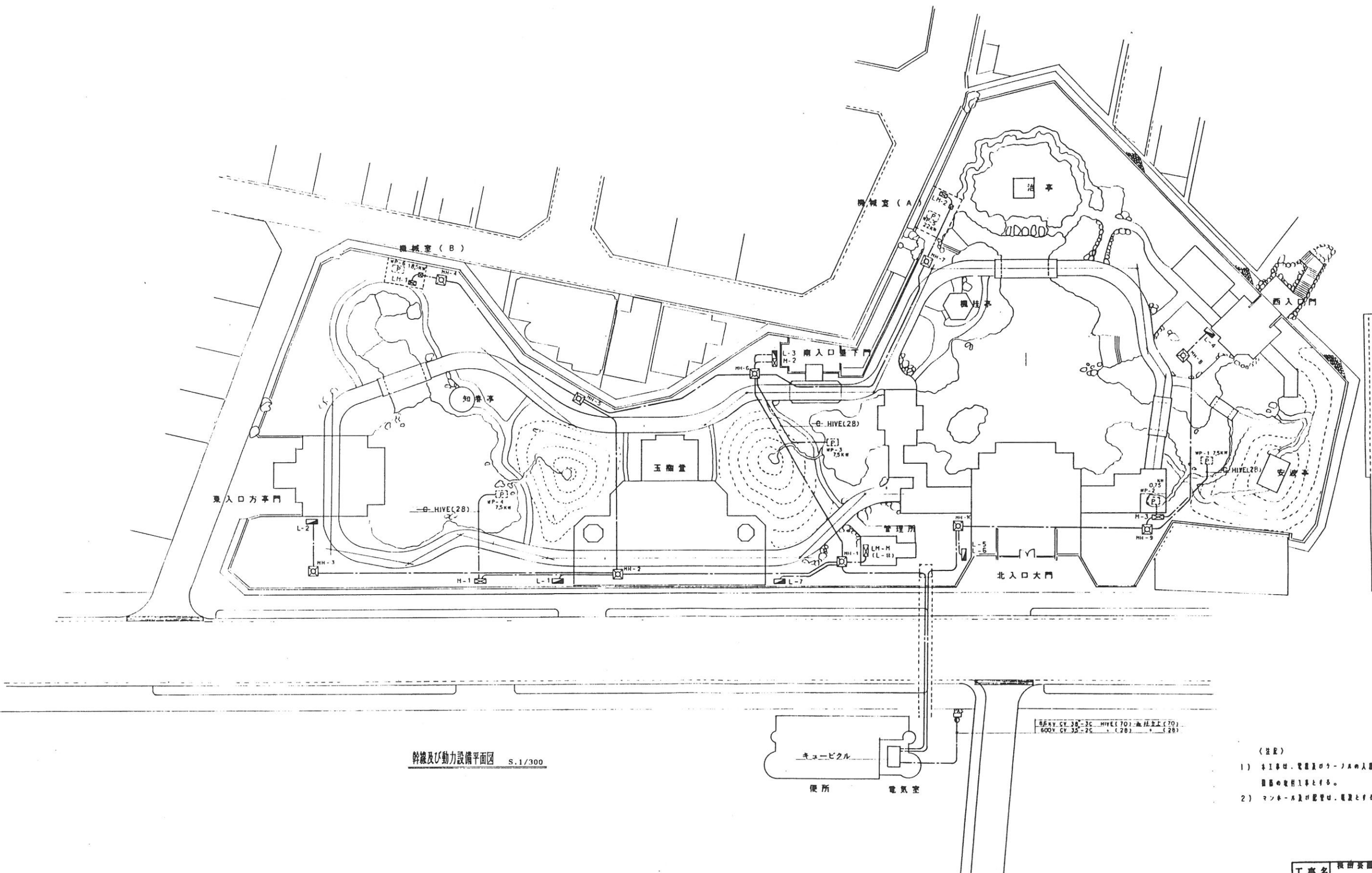
市道久米若鉄線

飛区鉄線



幹線系統図 NO. SCALE

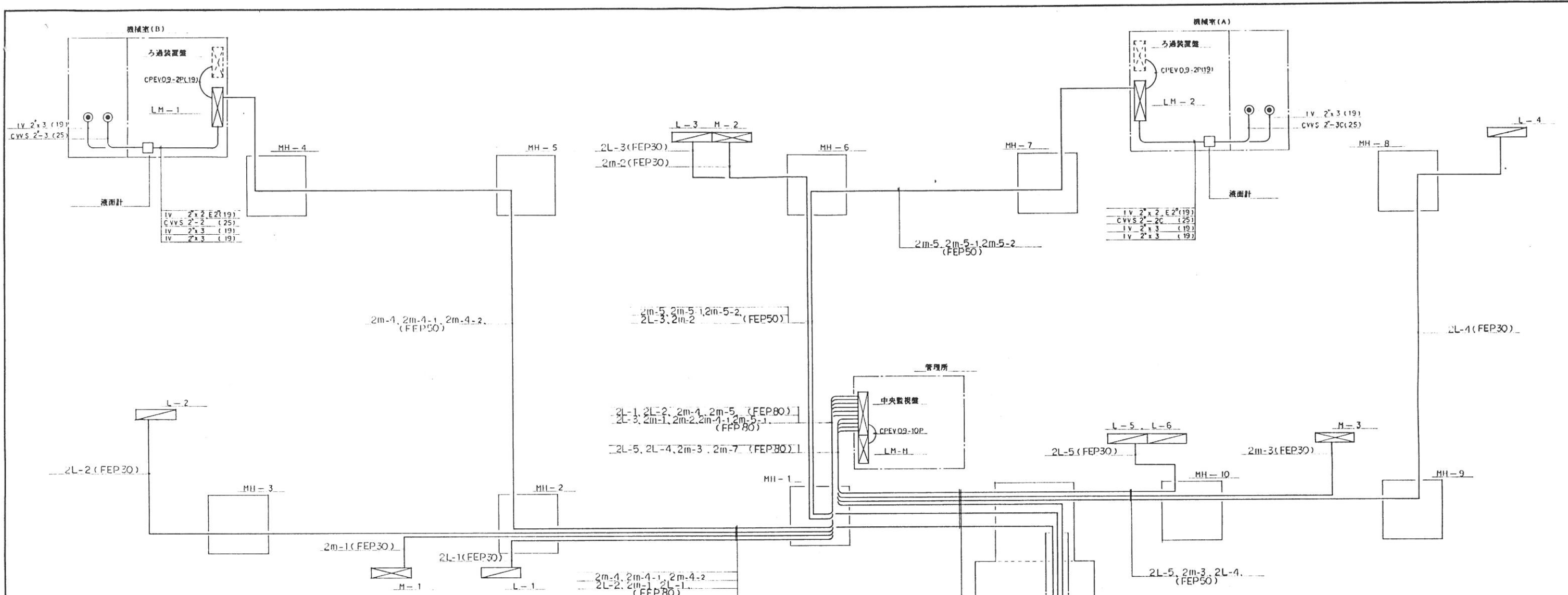
工事名	松山公園内電気室工事 (電気設備)	縮尺	NO SCALE
図面名称	幹線系統図	付	
マエダ電気工事株式会社		番	E-4



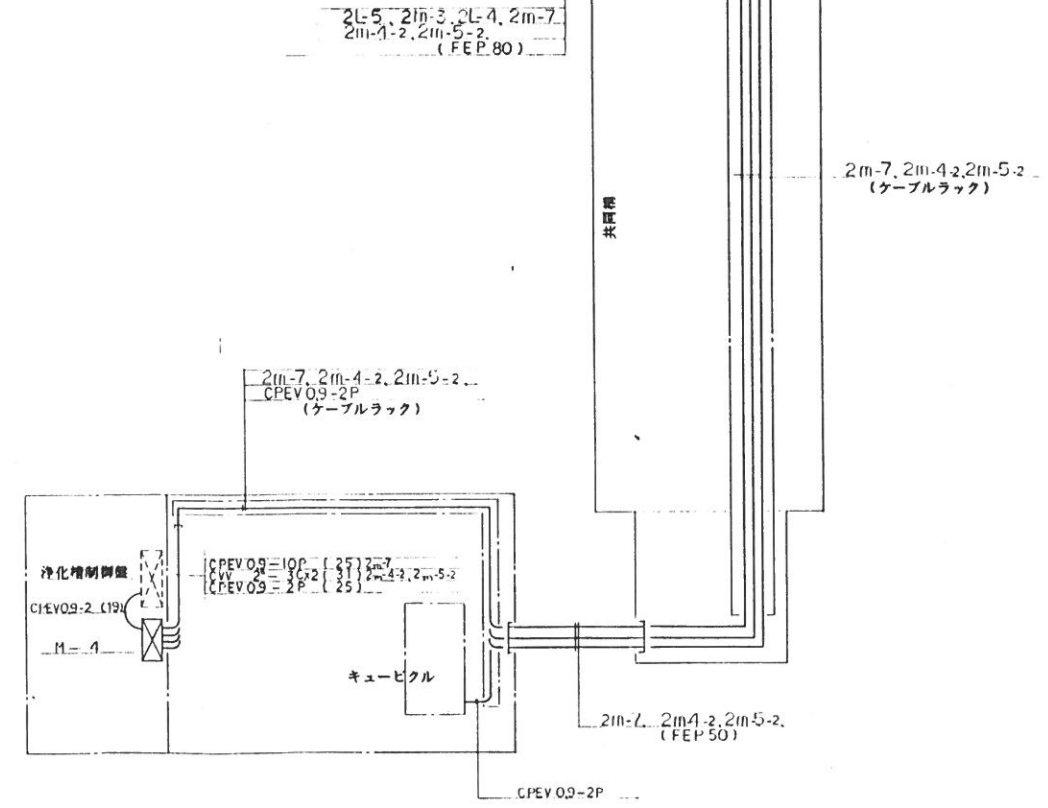
幹線及び動力設備平面図 S.1/300

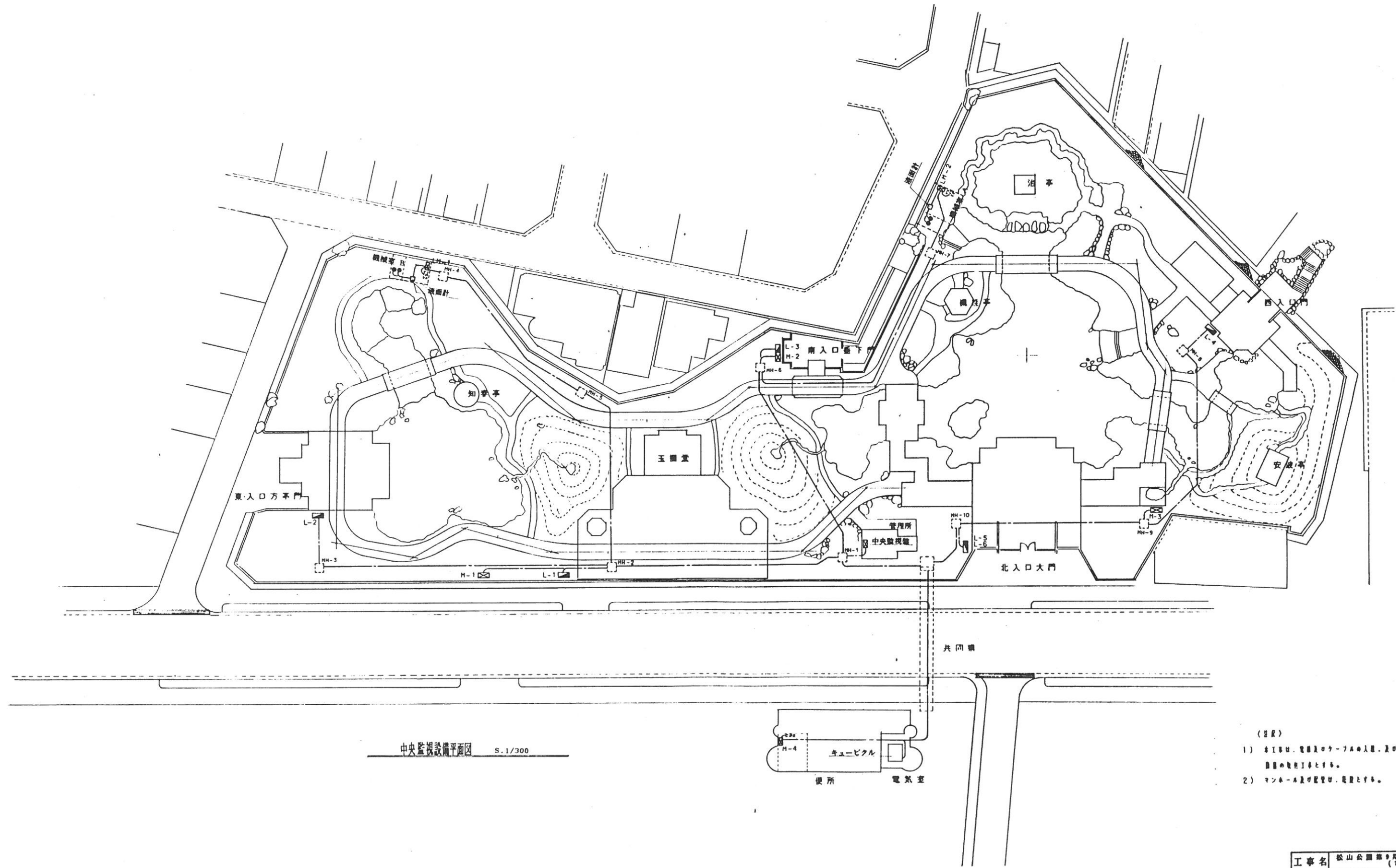
- （注）
- 1) 本工事は、電線及ケーブルの敷設、及び分電盤、照明器具等の設置の取付工事とする。
 - 2) マンホール及び配管は、電設とする。

工事名	振西公園緑地利用管理工事 (電気設備)	縮尺	1/300
図面名称	幹線及び動力設備平面図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-5



ケーブル番号	自	至	配管, 配線サイズ
2L-1	L-1	中央監視盤	CPEV 09-10P 系統図参照
2L-2	L-2	*	* 09-10P *
2L-3	L-3	*	* 09-5P *
2L-4	L-4	*	* 09-10P *
2L-5	L-5	*	* 09-10P *
2m-1	M-1	中央監視盤	CPEV 09-5P 系統図参照
2m-2	M-2	*	* 09-5P *
2m-3	M-3	*	* 09-10P *
2m-4	LM-1	*	* 09-10P *
2m-5	LM-2	*	* 09-10P *
2m-6	LM-M	*	* 09-10P *
2m-7	M-4	*	* 09-10P *
2m-4-1	LM-1	中央監視盤	CVVS 2"-2C 系統図参照
2m-4-2	LM-1	M-4	CVV 2"-3C *
2m-5-1	LM-2	中央監視盤	CVVS 2"-2C 系統図参照
2m-5-2	LM-2	M-4	CVV 2"-3C *

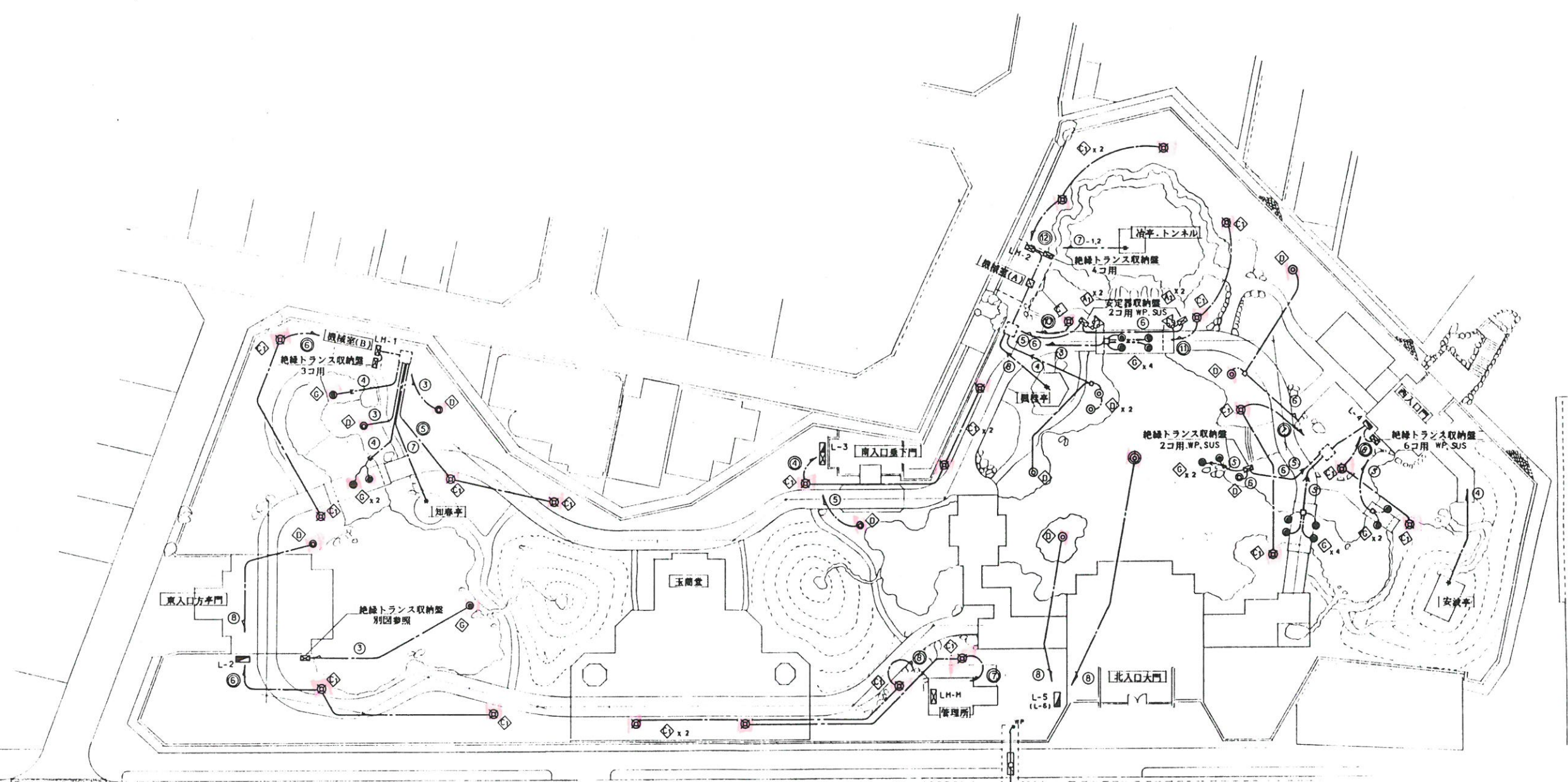




中央監視設備平面図 S.1/300

- (注)
- 1) 本工事は、電線及ケーブルの敷設、及び配電盤、監視器具等の設置の電気工事とする。
 - 2) マンホール及び配管は、電設とする。

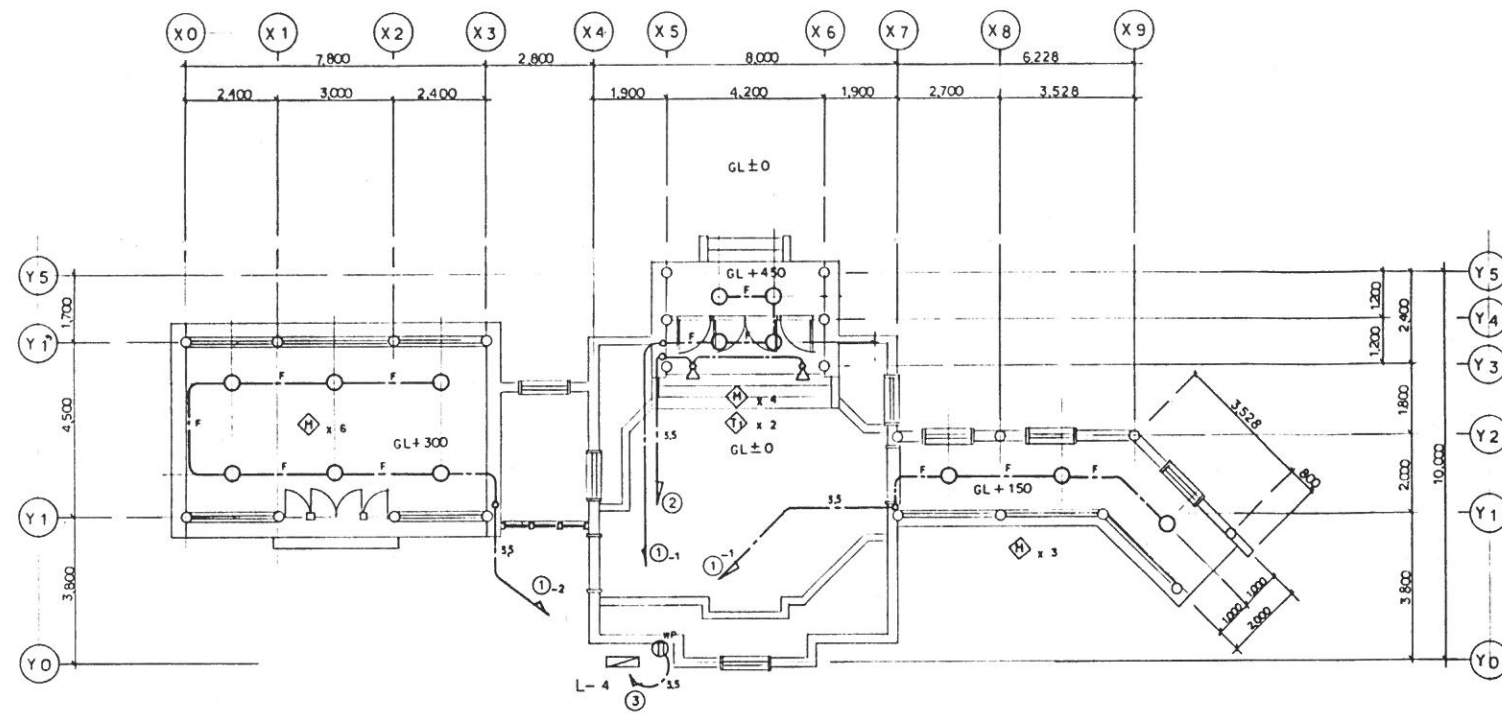
工事名	松山公園第3期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/300
図面名称	中央監視設備平面図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-7



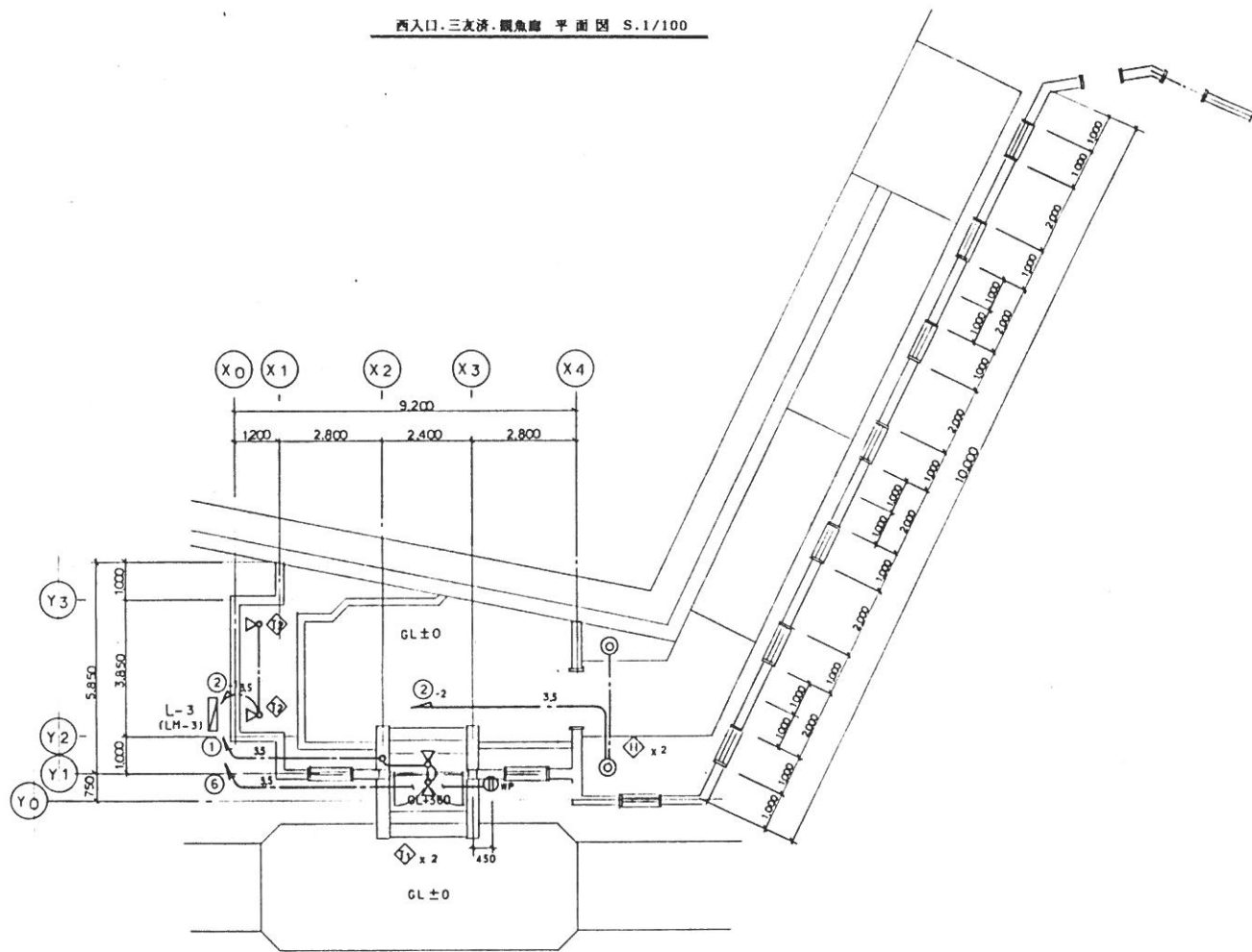
外灯設備平面図 S. 1/300

- (注)
- 1) 本工事は、電線沿ひ・74の人員、及び分電盤、照明器具等の設置の設計工事とする
 - 2) マンホール及び配管は、別途とする
 - 3) ①のタイプの照明器具は、すべて設置工事とする
②は、設置は本工事とする

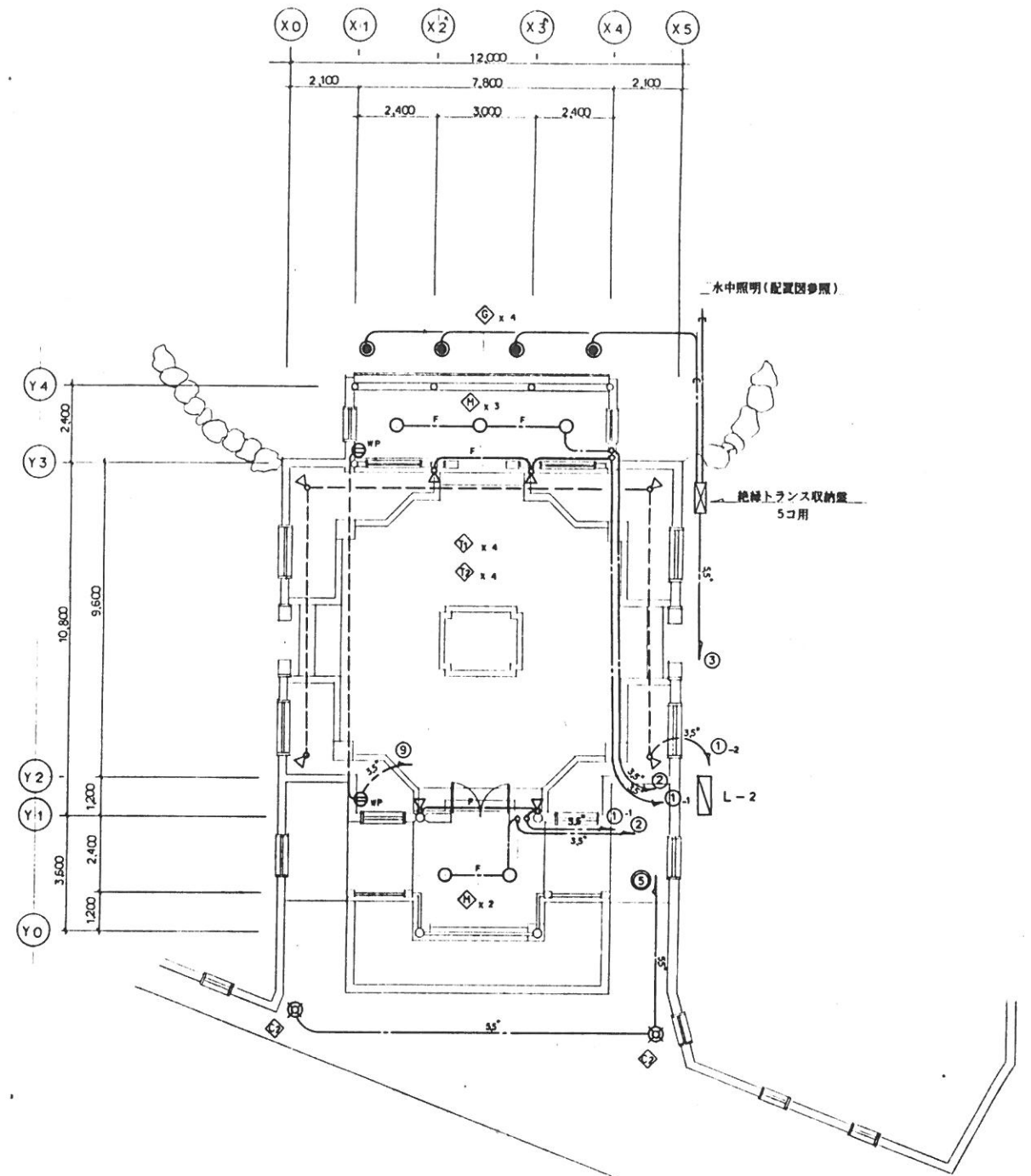
工事名	松山公園第9期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/300
図面名称	外灯設備平面図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-B



西入口・三友済・観音堂 平面図 S.1/100



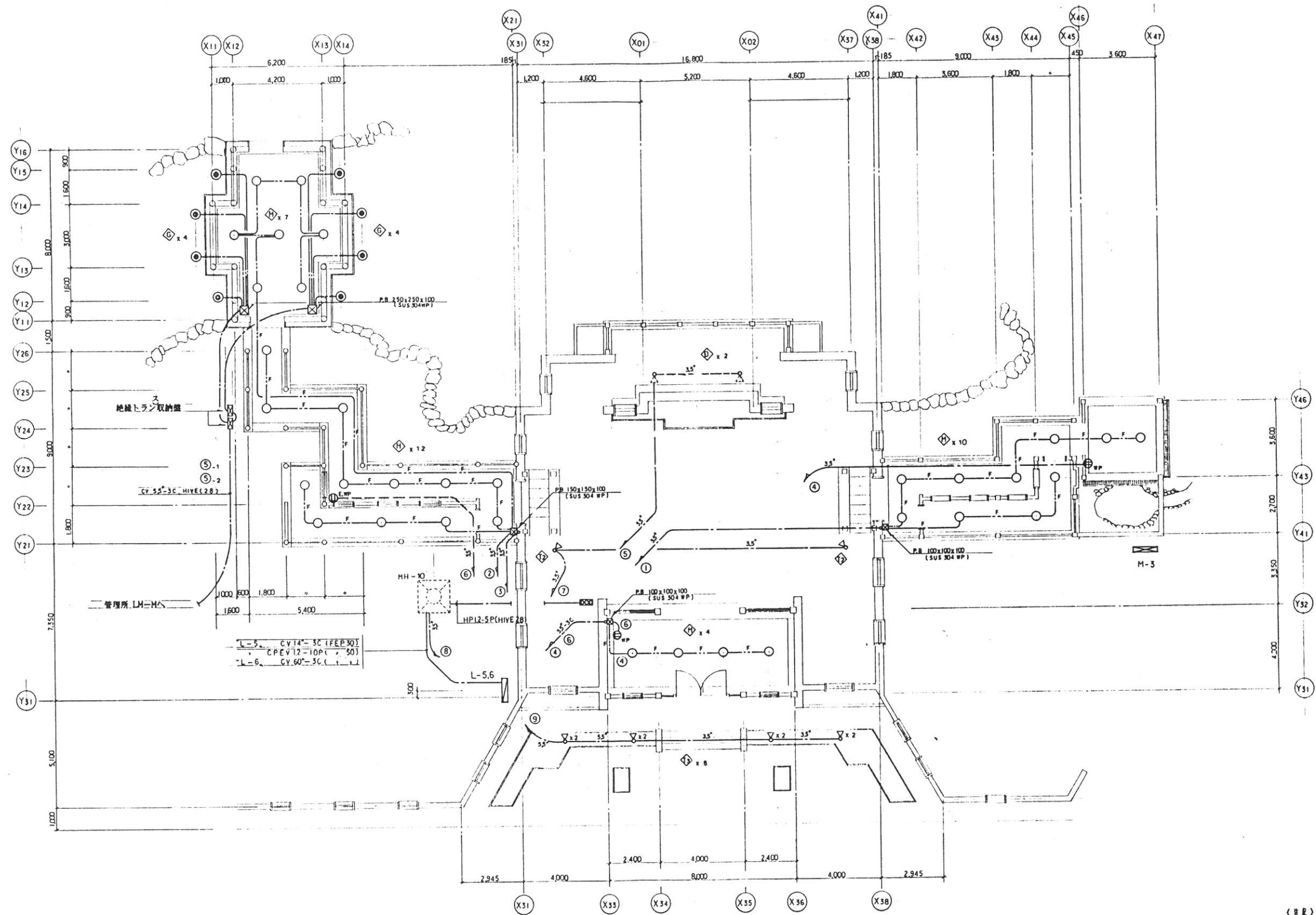
南入口浄化門 平面図 S.1/100



東入口方平門 平面図 S.1/100

- (注記)
- 1) 本工事は、電線配線工事、照明器具の設置工事とする。
 - 2) マンホ-A及び配管は、別途とする。

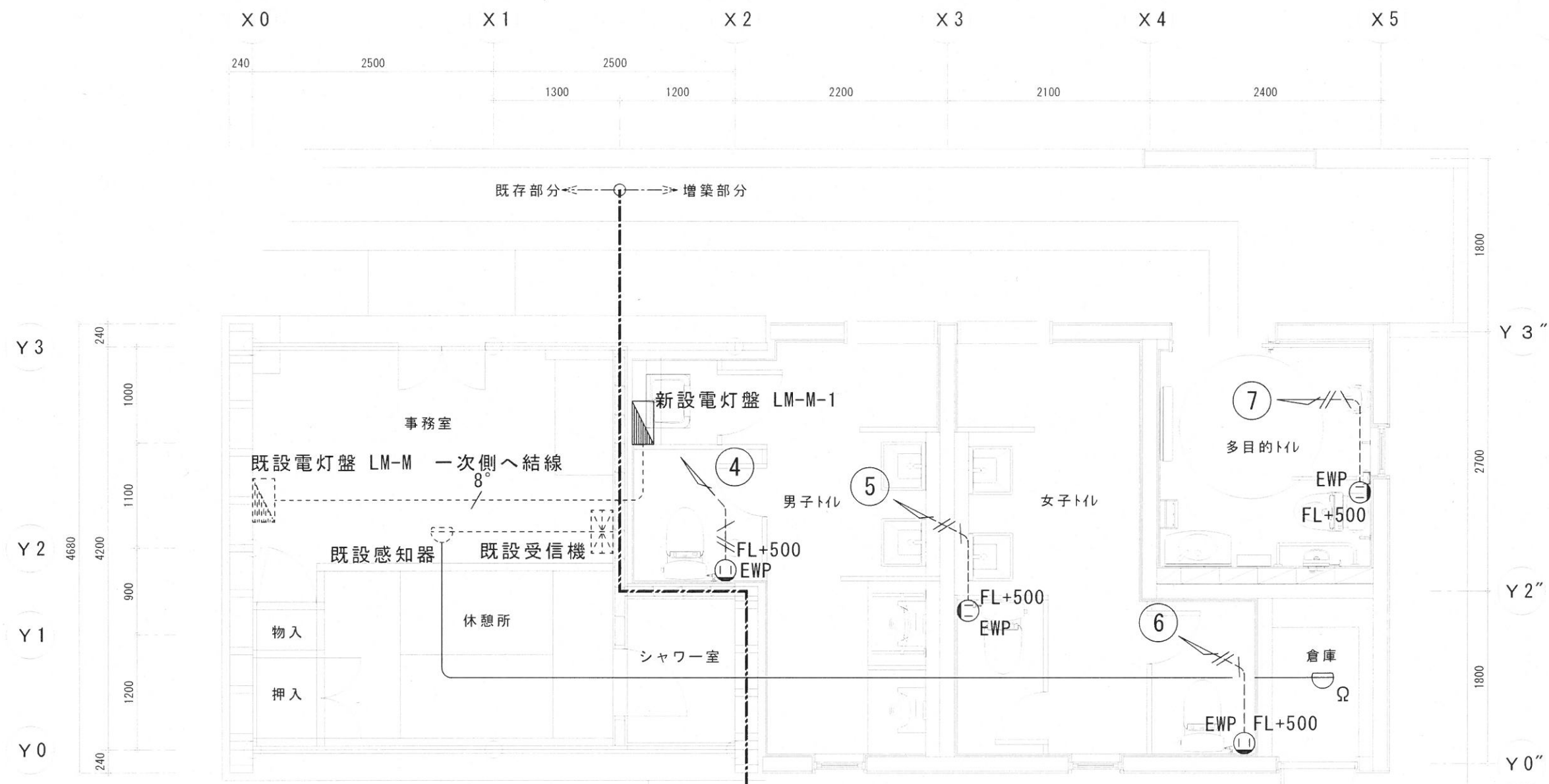
工事名	徳山公園南寺期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/100
図面名称	電気設備平面図(1) (西入口、南入口、東入口)	頁	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-9



北入口・ホール・電気配線平面図 S.1/100

- (注記)
- 1) 本工事由、電線及びケーブルの径、及び分電盤、計器器具等の規格の取扱いとする
 - 2) マンホール及び配管は、電線とする

工事名	板山公園第9期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/100
図面名称	電気設備手続書(2) (北入口ホール)	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-10



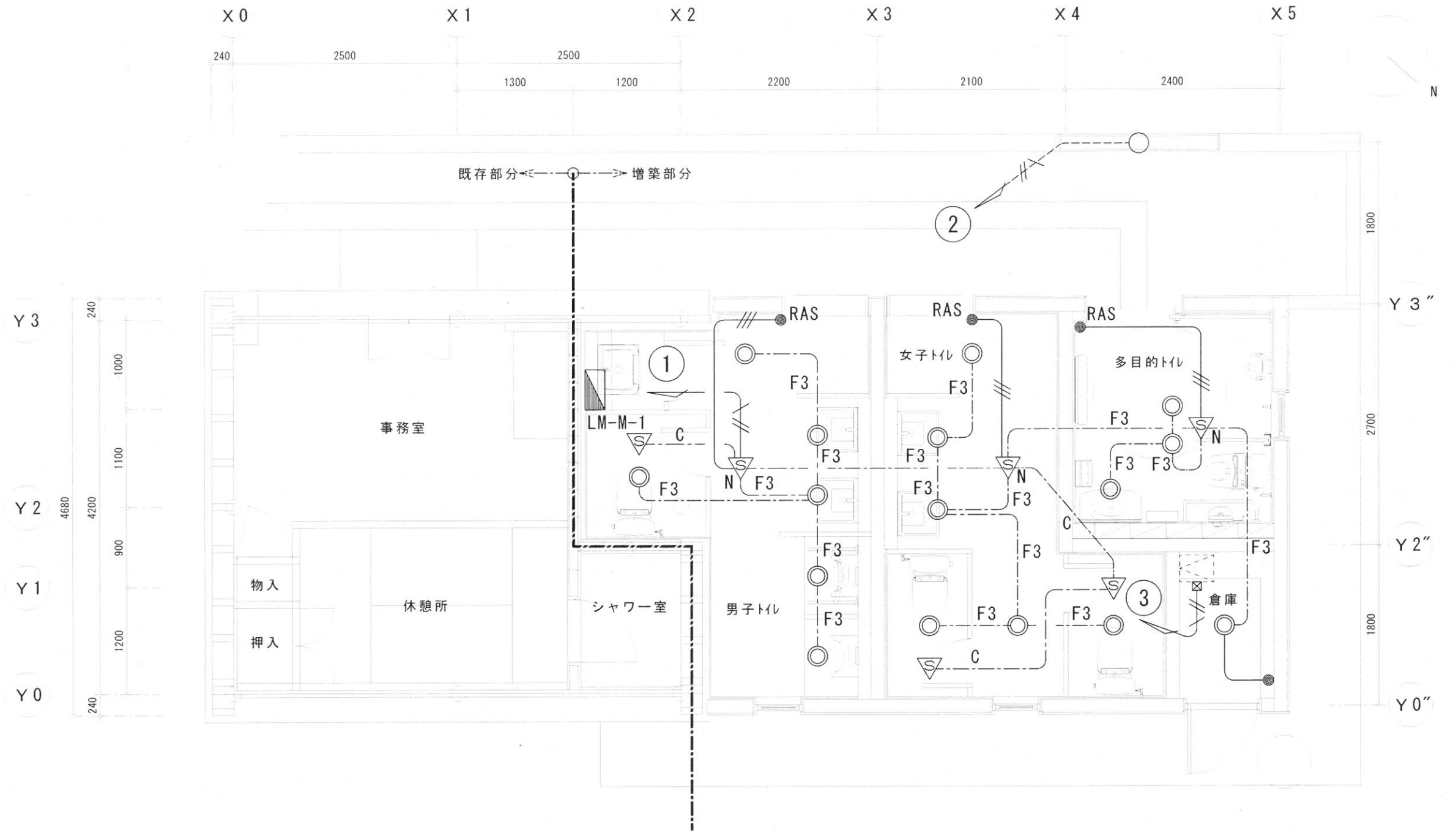
盤名称 及形状	電気方式 幹線サイズ	結線図	NO	MCCB (ELCB)	負荷名称	容量 (VA)	RRY 20A	備考
電灯分電盤 LM-M-1 T型 銅板製 防水 上部引込	1φ3W 100/200V EM-1E8 [®] × 3 E2.0	既設電灯盤 LM-Mへ	①	(2P50/20)	照明	150		
			②	(2P50/20)	屋外照明	10		ソーラータイマー
			③	(2P50/20)	換気扇	40		タイムスイッチ
			④	(2P50/20)	ウォシュレット	800		
			⑤	(2P50/20)	ウォシュレット	800		
			⑥	(2P50/20)	ウォシュレット	800		
			⑦	(2P50/20)	ウォシュレット	800		
			⑧	(2P50/20)	予備			
計			3P50/30	合計	3400			

幹線・コンセント設備凡例		
記号	名称	備考
■	新設電灯盤 LM-M-1	
Ⓛ EWP	防水コンセント	2P-15A×1 EWP
—/—/—	EM-1E2.0×2 E2.0 (PF16)	
—/—/—	EM-1E8 [®] × 3 (HIVE22)	
⊖	スポット感知器	差動式2種
—	AE1.2-2C (PF16)	

- 天井インペイ配管
- - - 床インペイ配管
- - - 露出配管
- - - ケーブルコロガシ

※注記
既設事務室と同一警戒区域とする。

工事名称	平成25年度福州園便所等整備工事(設備)		工事年度	平成25年度	
工事場所	那覇市久米2-29(福州園敷地内)		図面名称	電灯設備・コンセント・感知器配線図	
発注機関	那覇市建設管理部公園管理課		縮尺	A1 S=1/25 A3 S=1/50	
摘要			図面番号	E-07	
			名称	株式会社「インテック」	
審査	管理建築士	設計	設計者	資格者氏名	島田 潤
		製図		登録番号	第110-3036号
				所在地	那覇市泉崎2-19-1



A901 LED電球φ9.0W×1 軒下用ダウンライト

2800K、Ra74、器具光束310lm
消費電力9.0W、電圧100V
反射材 アクリル(乳白)
枠 ステンレス(クールホワイトつや消し仕上)
埋込穴φ15.0、埋込高18.4

パナソニック NNN61010K 相当品

B451 LED4.5W 昼光照明

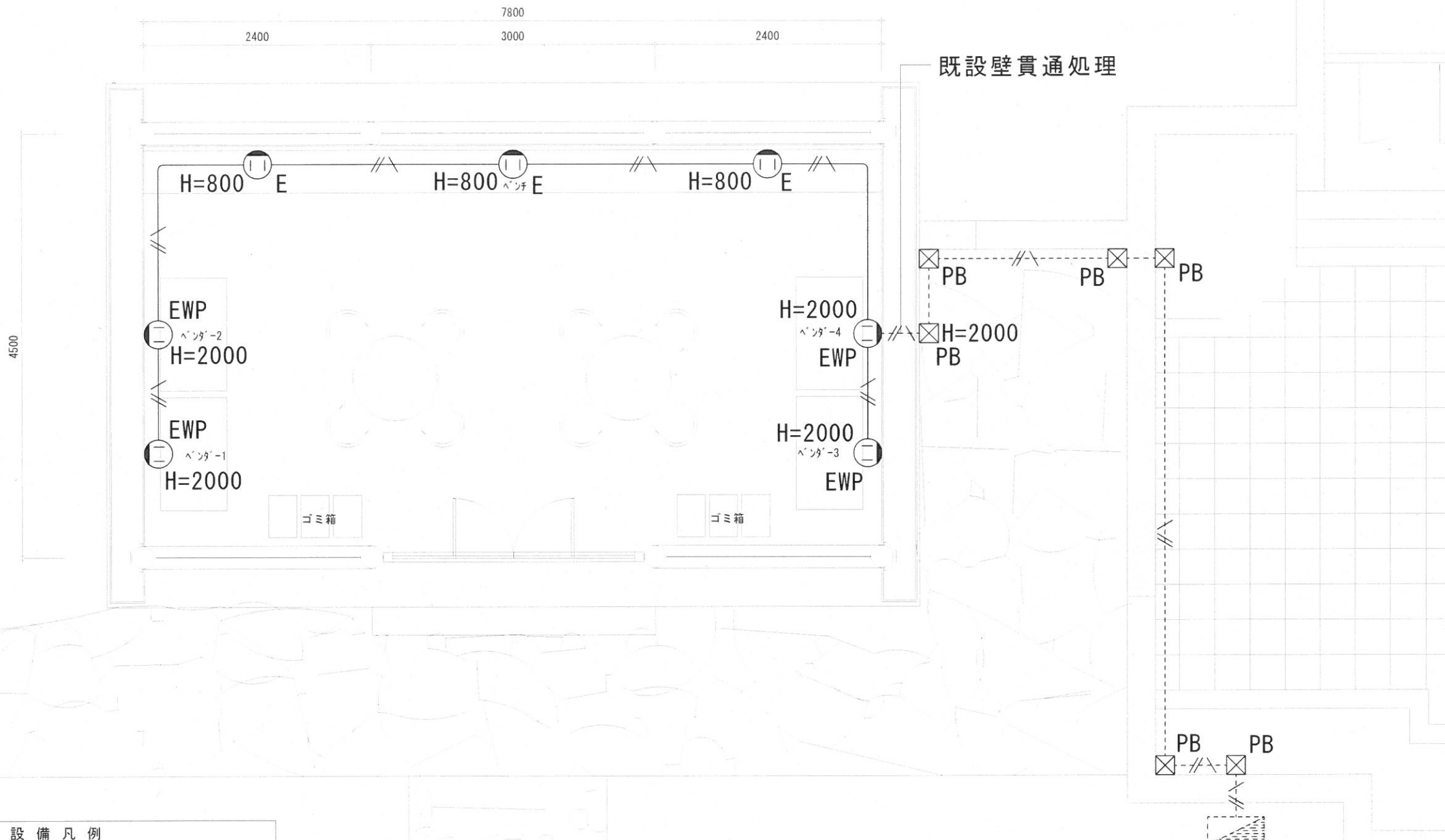
●LED (電球色相当)
●アルミダイカスト(シルバー)
●ガラス クリアー フルー色
●径φ130出125 質量 2kg
●消費電力4.5W 器具光束 215 lm
●防湿・防雨形 LEDフラケット 床置・壁面兼用

東芝 LEDB80909NL-LS 相当品

記号	名称	備考
●	埋込スイッチ	1P-15A×1 (SUS)
●WP	防水スイッチ	1P-15A×1 WP
●RAS	熱線式自動スイッチ (OFF、自動、連続)	防滴プレート付
▽N	熱線センサー付自動スイッチ (親機 8A、広角感知型)	屋外用
▽	熱線センサー付自動スイッチ (子器)	屋外用
—	EM-1E2.0×2 (PF16)	
—	EM-1E2.0×3 (PF16)	
—	EM-1E2.0×2 E2.0 (PF16)	
F3	EM-EF2.0-3C	(天井内コロガシ)
C	CPEV-S 0.9-1P	(天井内コロガシ)

- 天井インペイ配管
- - - 床インペイ配管
- - - 露出配管
- - - ケーブルコロガシ

工事名称	平成25年度福岡県便所等整備工事(設備)	工事年度	平成25年度
工事場所	那覇市久米2-29(福岡園敷地内)	図面名称	海平部 電灯設備 事務室使用
発注機関	那覇市建設管理部公園管理課	縮尺	A1 S=1/25 A3 S=1/50
摘要		図面番号	E-08
審査	管理建築士	設計	製図
		名称	株式会社「デザイン」
		資格者氏名	島田 潤
		登録番号	第110-3036号
		所在地	那覇市泉崎2-19-1



コンセント設備凡例		
記号	名称	備考
⓪EWP	防水コンセント 2P-15A×2 EWP	メタルモール A型専用1個用スイッチボックス
⓪E	埋込コンセント 2P-15A×2 E付	防滴プレート付
--//--	EM-1E2.0×2 E2.0 (HIVE16)	
—//—	EM-1E2.0×2 E2.0	メタルモール A型
☒PB	150×150×100	SUS・WP

——— メタルモール A型
 - - - - - 露出配管

三友斎 平面図 S=1/50

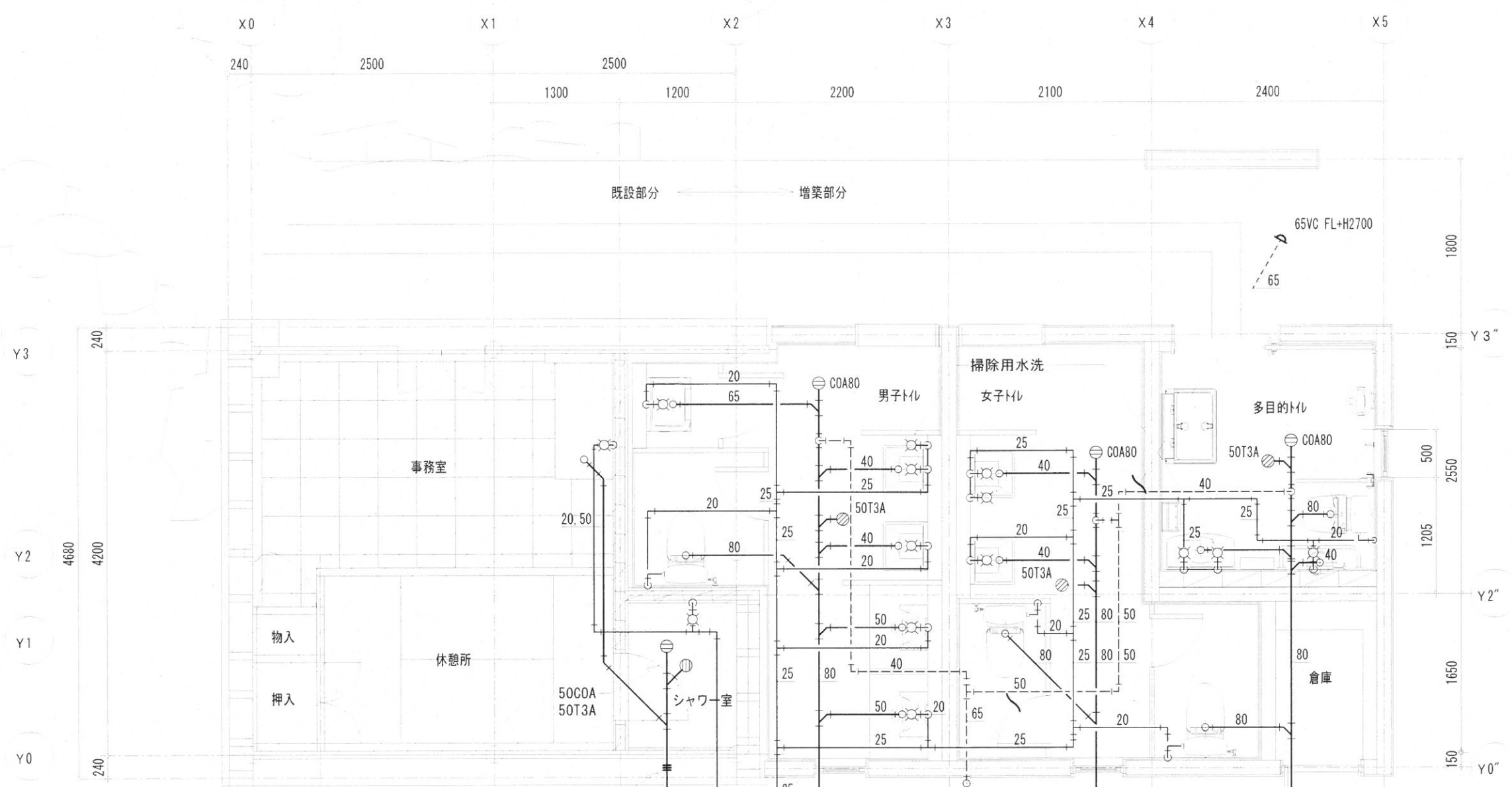
電灯盤L-4 (既設) 空スペースに
 ブレーカーELCB2P50AF20ATを1個増設する

工事名称	平成25年度福州園便所等整備工事(設備)			工事年度	平成 25 年度	
工事場所	那覇市久米2-29 (福州園敷地内)			図面名称	階平面図(コンセント設備)三友斎	
発注機関	那覇市 建設管理部 公園管理課			縮尺	A1 S=1.25 A3 S=1.50	
摘要				図面番号	E-09	
審査	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社「インテック」
					資格者氏名	島田 潤
					登録番号	第110-3036号
					所在地	那覇市泉崎2-19-1

名 称	規 格	男子 便所	女子 便所	多目的 便所	屋 外	合 計	備 考
洋風大便器（多目的）	C480N・TS741BQRX・TS40L・T82CR32 TC291J・T53WR75・T53DNJ・TS116MDR			1		1	・同等品
L型手すり	T112CL11・T11D3R			1		1	
可動式手すり	T112HK8・T110D49・T11D51			1		1	・同等品
小便器	UFH570Z・T600PNX・T9RJ	2				2	
小便器用手すり	T112CU2・T110D3R	1				1	
平付手洗器	L30D・T205NR C・T22BP TL340CRU・TL220DJ			1		1	・同等品
コンパクト手洗器	LSE570AP			1		1	
壁掛け洗面器	L250A・TLS11・TL340CRU T7P18・TL250D+HH04060	2	2			4	・同等品
掃除用流し	SK322・T23B20C・T37SEP TK22・T9RJ	1				1	
ベビーチェア	YKA15・YPH62011W2・T110D28	1	2	1		4	
ベビーシート	YKA25・YPH62012W2・T110D28			1		1	
散水栓	T29SNR13				2	2	

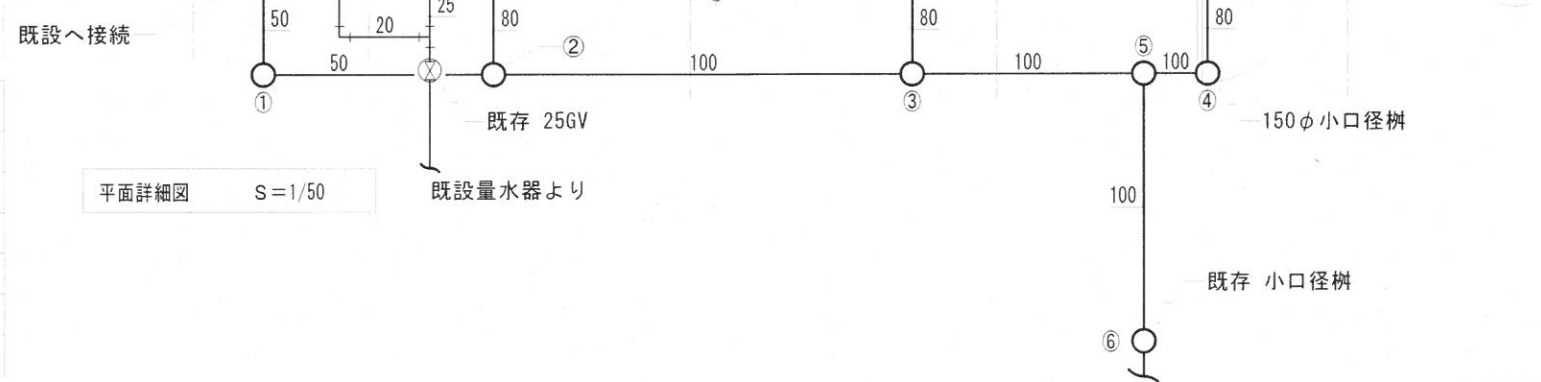
記号	名 称	仕 様	電 源			台数	備 考
			Φ	v	kw		
FE-1	キャビネットファン	型 式：静音形キャビネットファン 風 量：360m ³ /h-60Pa 附 属 品：・給排気グリル・风量調整ダンパー ・電源スイッチ・深形パイプフード	1	100	39	1	

工事名称	平成25年度福州園便所等整備工事（設備）			工事年度	平成 25 年度	
工事場所	那覇市久米2-29（福州園敷地内）			図面名称 縮 尺	衛生器具表・換気機器表	
発注機関	那覇市 建設管理部 公園管理課			図面番号	M-04	
摘 要						
審 査	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社「イノテック」
					資格者氏名	島田 潤
					登録番号	第110-3036号
					所在地	那覇市泉崎2-19-1

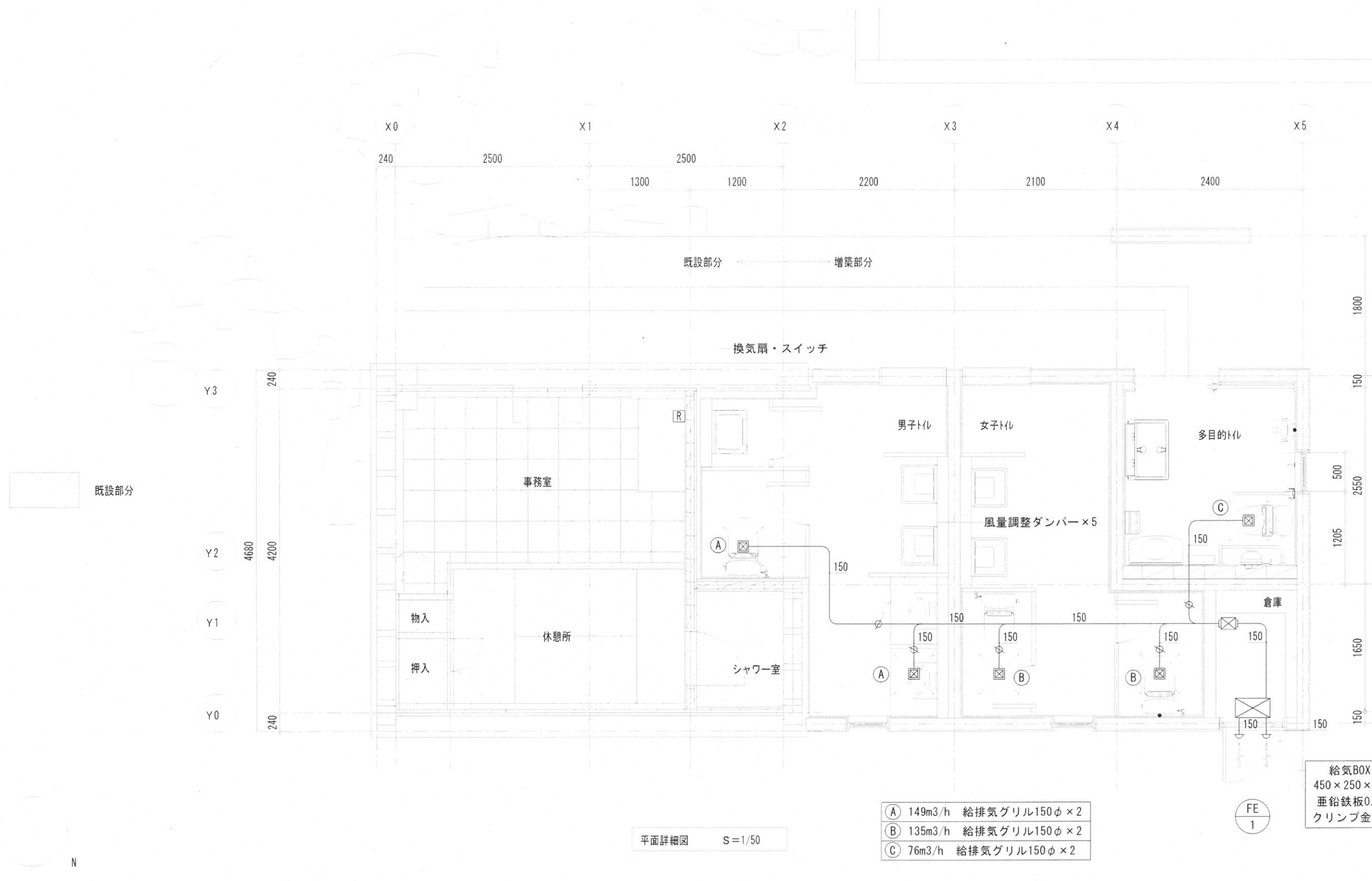


樹表

No	樹深さ	樹口径	樹仕様	インバート	樹蓋	備考
1	600	150φ	小口径樹	90LL	ミカゲ150φ	
2	620	150φ	小口径樹	90YT	ミカゲ150φ	
3	650	150φ	小口径樹	90YT	ミカゲ150φ	
4	500	150φ	小口径樹	90LL	ミカゲ150φ	
5	670	150φ	小口径樹	WLS	ミカゲ150φ	
6	850	150φ	小口径樹	ST	ミカゲ150φ	・既存樹



工事名称	平成25年度福州園便所等整備工事(設備)			工事年度	平成25年度	
工事場所	那覇市久米2-29(福州園敷地内)			図面名称	平面詳細図(衛生設備)	
発注機関	那覇市建設管理部公園管理課			縮尺	A1・1/25 A3・1/50	
摘要				図面番号	M-05	
審査	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社「イネクト」
					資格者氏名	島田 潤
					登録番号	第110-3036号
					所在地	那覇市泉崎2-19-1



平面詳細図 S=1/50

- ① 149m³/h 給排気グリル150φ×2
- ② 135m³/h 給排気グリル150φ×2
- ③ 76m³/h 給排気グリル150φ×2

給気BOX
450×250×250
垂鉛鉄板0.5t
クリップ金網×2

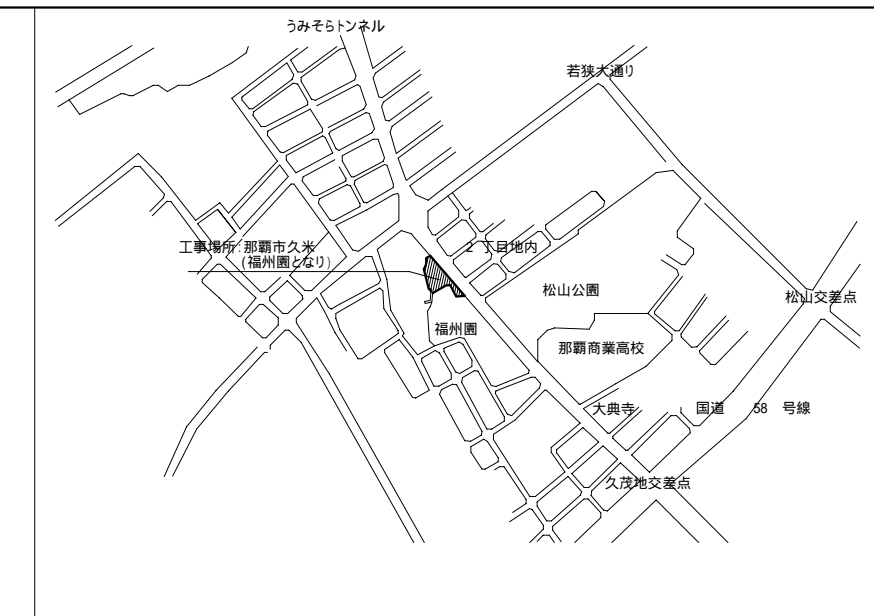
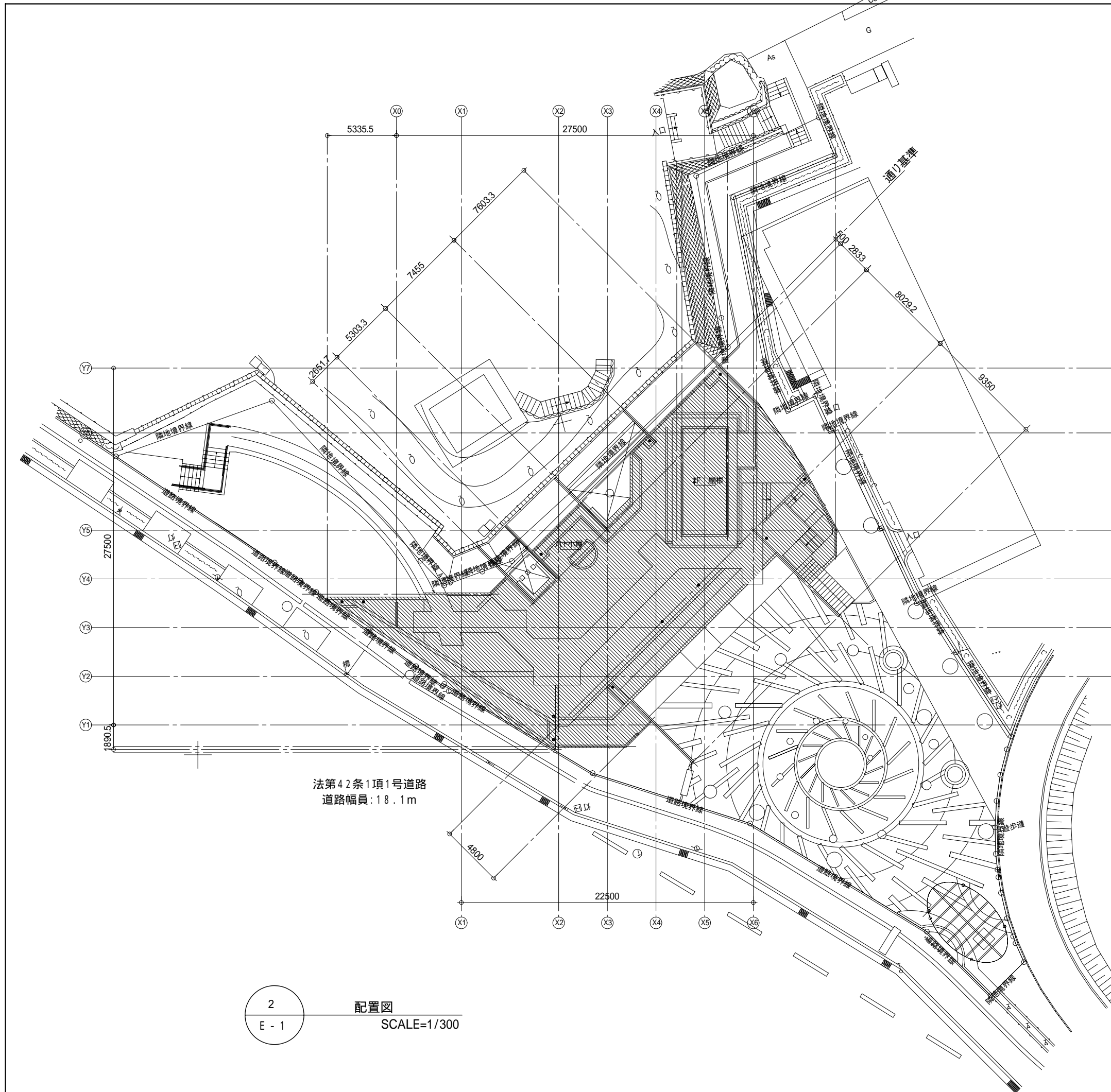
工事名称	平成25年度福州園便所等整備工事(設備)			工事年度	平成25年度	
工事場所	那覇市久米2-29(福州園敷地内)			図面名称	平面詳細図(換気設備)	
発注機関	那覇市建設管理部公園管理課			縮尺	A1・1/25 A3・1/50	
摘要				図面番号	M-06	
審査	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社「エム・エフ」
					資格者氏名	島田 潤
					登録番号	第110-3036号
					所在地	那覇市泉崎2-19-1

平成26年度 松山公園整備工事（電気）

図 面 目 録					
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
E - 1	案内図・配置図	1/300	E - 15	2階放送設備配線図	1/100
E - 2	幹線設備系統図	-	E - 16	自動火災報知設備系統図	-
E - 3	屋外幹線設備配線図	1/100	E - 17	ピット内自動火災報知設備配線図	1/100
E - 4	1階幹線設備配線図	1/100	E - 18	1階自動火災報知設備配線図	1/100
E - 5	電灯動力分電盤表	-	E - 19	1階非常照明・誘導灯設備配線図	1/100
E - 6	照明器具姿図・凡例	-	E - 20	2階消防設備配線図	-
E - 7	1階電灯設備配線図	1/100	E - 21	屋外電灯配線図（1）	1/100
E - 8	1階コンセント設備配線図	1/100	E - 22	屋外電灯配線図（2）	1/100
E - 9	2階コンセント設備配線図	1/100	E - 23	屋外電灯配線図（3）	1/100
E - 10	弱電設備系統図	-	E - 24	屋外電灯配線図（4）	1/100
E - 11	放送設備系統図	-	E - 25	R階電灯設備配線図	1/100
E - 12	1階弱電設備配線図	1/100	E - 26	屋外コンセント設備配線図	1/100
E - 13	2階弱電設備配線図	1/100	E - 27	1階電気設備配線図	1/100
E - 14	1階放送設備配線図	1/100			

平成26年度

那覇市建設管理部 花とみどり課



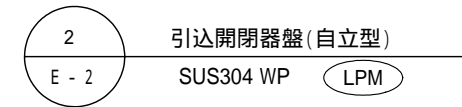
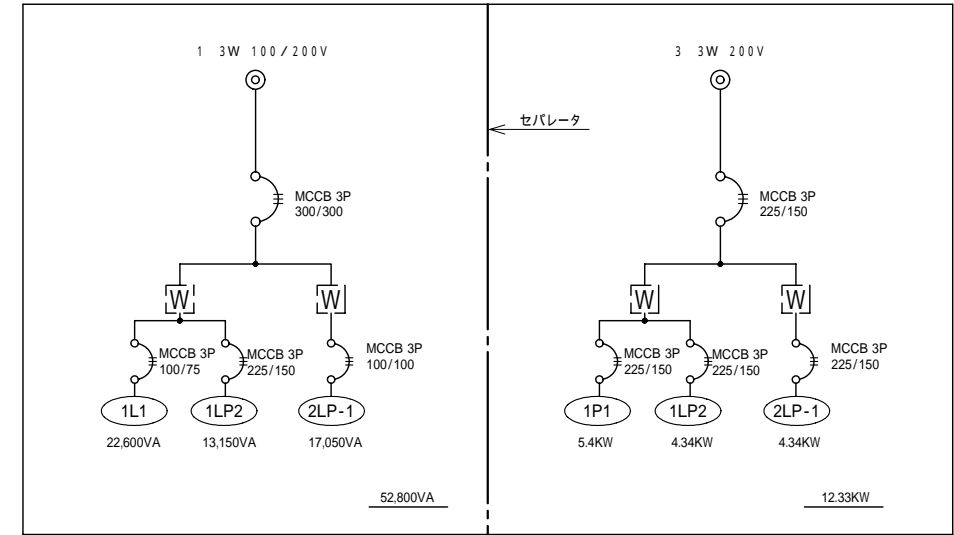
1
E - 1 案内図
NO SCALE

2
E - 1 配置図
SCALE=1/300

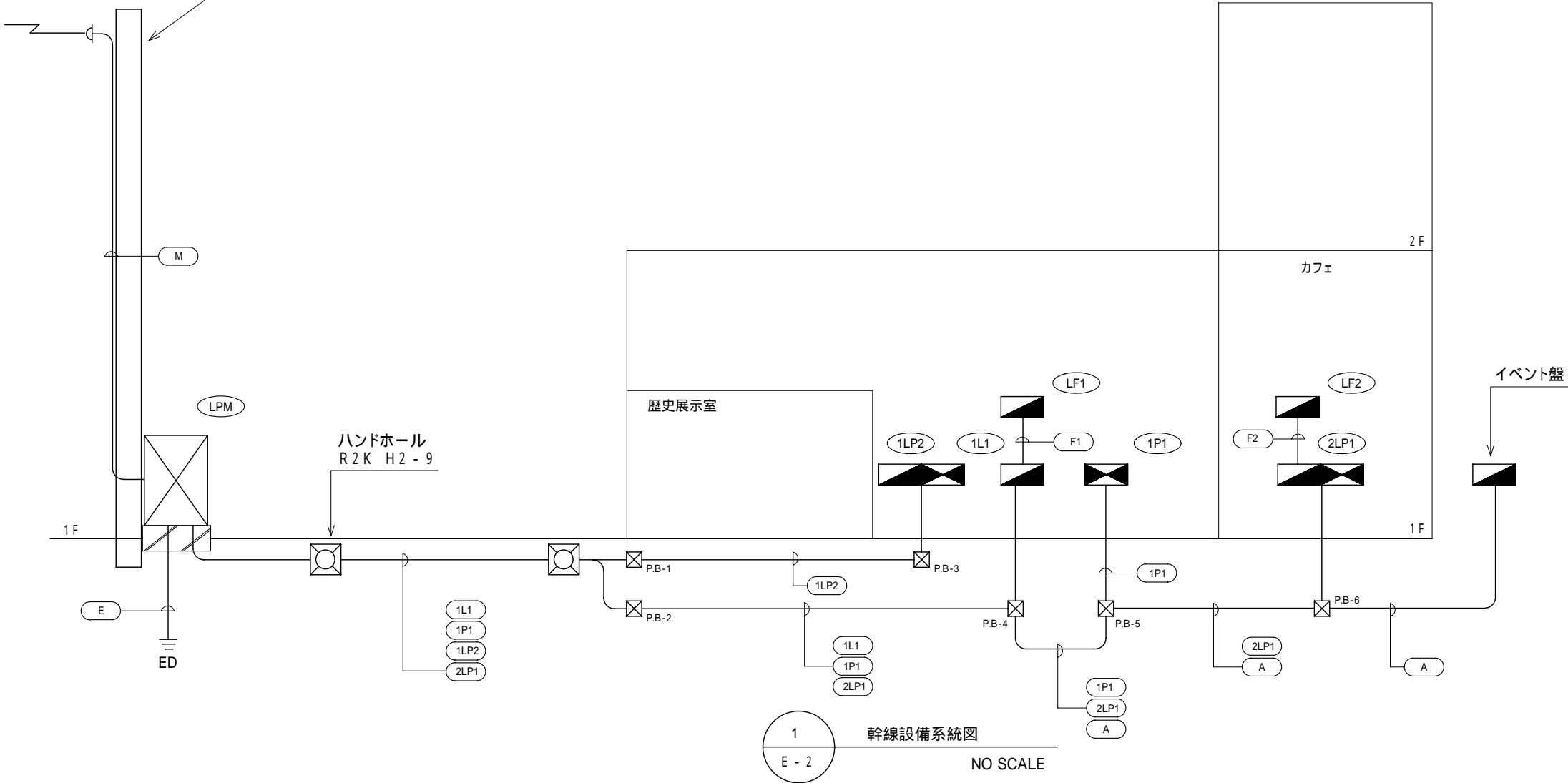
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	案内図・配置図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/300
摘要		図面番号	E - 1
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		

幹線サイズ一覧表		
幹線番号	配管・配線	備考
M	1 CET60sq (54)HIVE	
	3 CET60sq (54)HIVE	
1L1	1 CET38sq E8 (54)VE・(50)FEP	
A	1 CET14sq E5.5 (36)VE・(40)FEP	
1P1	3 CET14sq E5.5sq (36)VE・(40)FEP	
1LP2	1 CET14sq E5.5 (36)VE・(40)FEP	
	3 CET22sq E5.5sq (42)VE・(40)FEP	
2LP1	1 CET38sq E8 (54)VE・(50)FEP	
	3 CET60sq E22sq (54)VE・(65)FEP	
E	接地工事E14°(16)VE	
F1	1 FP5.5-2C E1.6(22)PF	
F2	1 FP5.5-2C E1.6(22)PF	

番号	仕様	備考
☒ P.B-1	SPC 300×300×200	
☒ P.B-2	SPC 600×600×200	
☒ P.B-3	SPC 300×300×200	
☒ P.B-4	SPC 600×600×200	
☒ P.B-5	SPC 500×500×200	
☒ P.B-6	SUS304 200×200×100	

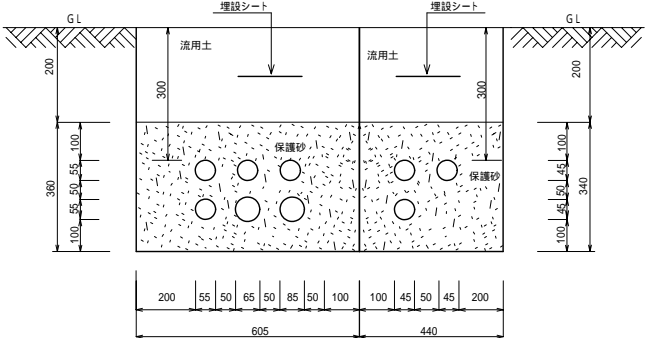
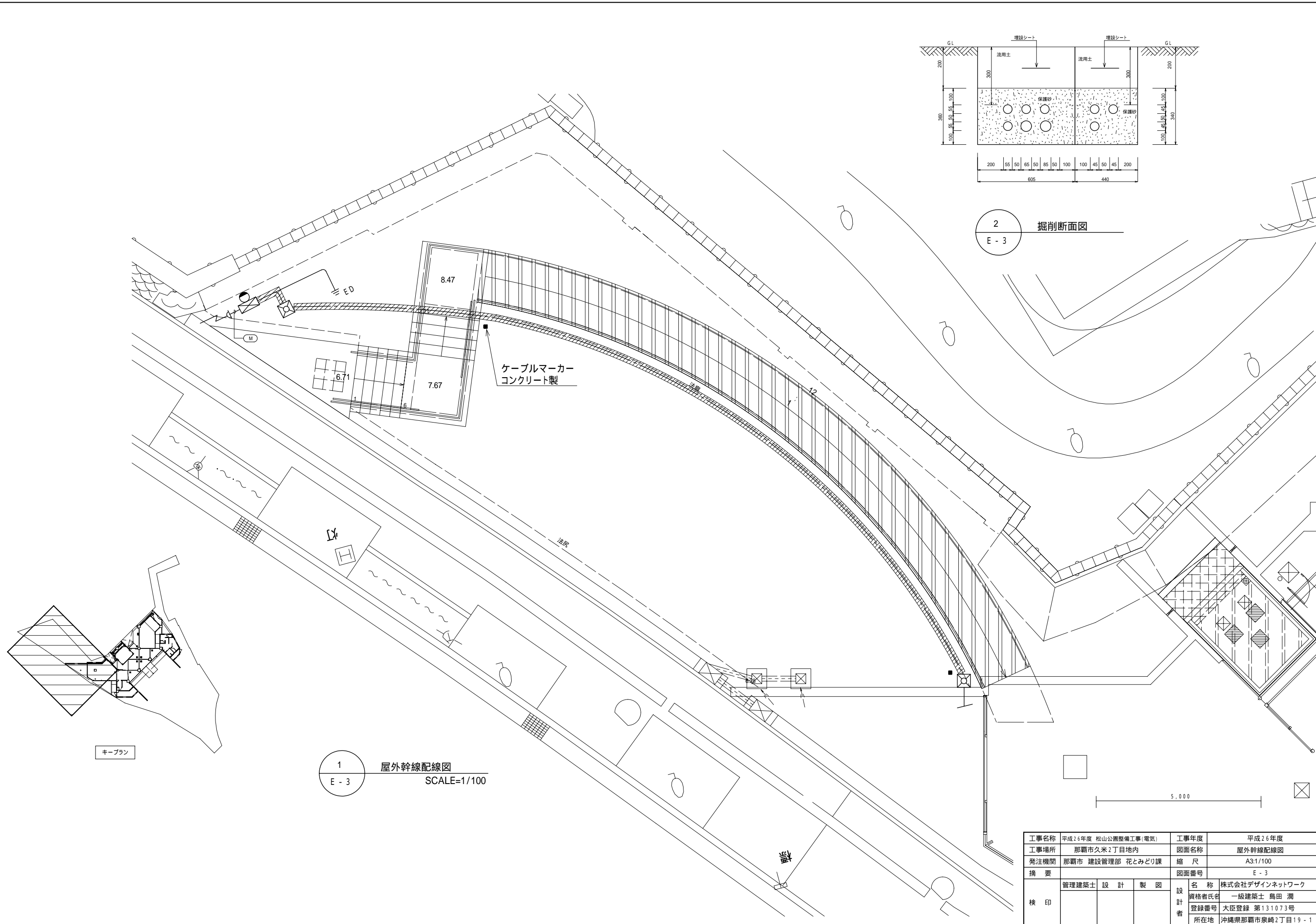


沖縄電力引込
1 3W 100/200V
3 3W 200V
コンクリート柱 12m
根架 支線含む



1 幹線設備系統図
E - 2 NO SCALE

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	幹線設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/5
摘要		図面番号	E-2
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	




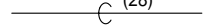
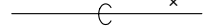


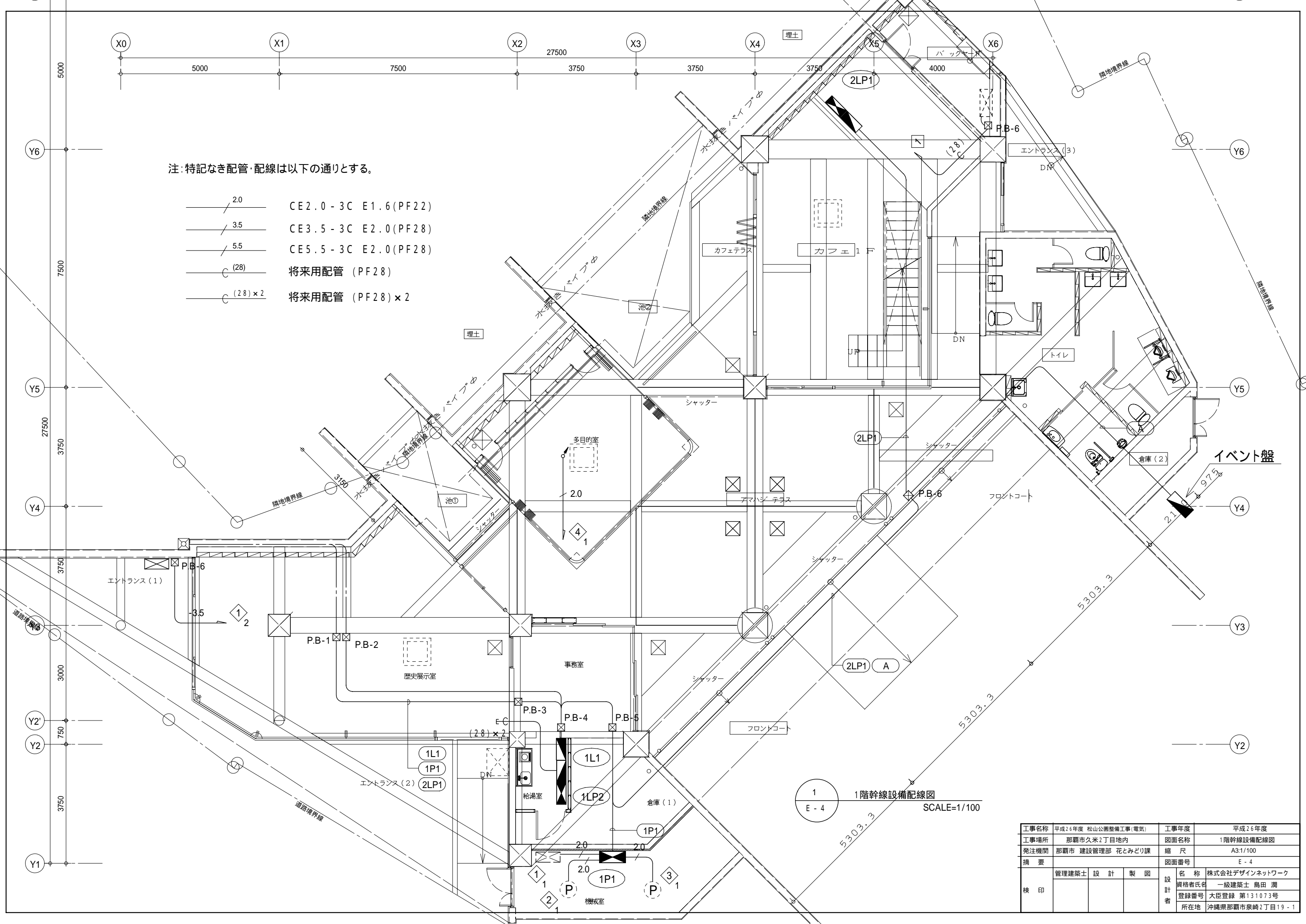
1
E-3
屋外幹線配線図
SCALE=1/100

2
E-3
掘削断面図

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外幹線配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-3
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

注：特記なき配管・配線は以下の通りとする。

-  2.0 CE2.0-3C E1.6(PF22)
-  3.5 CE3.5-3C E2.0(PF28)
-  5.5 CE5.5-3C E2.0(PF28)
-  (28) 将来用配管 (PF28)
-  (28)×2 将来用配管 (PF28)×2



1 1階幹線設備配線図
E-4
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階幹線設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-4		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		

凡 例	
	照明器具(蛍光灯)
	照明器具(シーリングライト)
	照明器具(ブラケット)
	照明器具(ダウンライト)
	照明器具(投光器)
	照明器具(街路灯)
	埋込スイッチ 1P15A(ネーム付)*1~4 ステンレスプレート付
	埋込スイッチ 3路,4路15A(ネーム付) ステンレスプレート付
	埋込スイッチ 1P15A(PL内蔵) ステンレスプレート付
	フル2線スイッチ 光アドレス設定式 ステンレスプレート付
	フル2線リモコンスイッチ プレート付(nは個数を示す)
	自動点滅器 AC100V 3A EE8413
	センサー親機(ボックス含む) 参考品番:WTK2411
	センサー子機 参考品番:WTK2911
	操作ユニット 参考品番:WTC58207W
	埋込コンセント 2P15AE x 2 ET付 ステンレスプレート付
	埋込コンセント 2P15AE x 1, ET20A兼用 E付 ステンレスプレート付
	防水コンセント 2P15AE x 2 ET付
	フロアコンセント 2P15AE x 2
	インバータ機器収納箱(インバータ機器は支給品取付) 300 x 200 x 200
	接地3P20A 引掛防雨コンセント 参考品番:WK6420
	ジャンクションボックス(天井付、壁付) Sはステンレスプレート
	ジャンクション Hはハトメプレート Bはブランク
	防雨入線プレート
	ブルボックス
	空調リモコン(別途工事) アウトレットボックス4角中浅44mm
	空調換気扇リモコン(別途工事) アウトレットボックス4角中浅44mm
	電動機(別途工事) 接続は本工事
	換気扇(別途工事) 接続は本工事
	電灯分電盤
	動力分電盤
	動力制御盤(別途工事)
	接地工事(A種、B種、D種)
	コンクリート柱
	FK式ハンドホール(電力用)
	FK式ハンドホール(通信用)
	配管・配線 天井隠べい、二重天井内
	配管・配線 床埋込
	配管・配線 露出配管
	配管・配線 二重天井内ころがし
	配管・配線 地中埋設
	空配管 呼び線(ビニル被覆鉄線)
	配管・配線 立上げ、素通し、立下げ

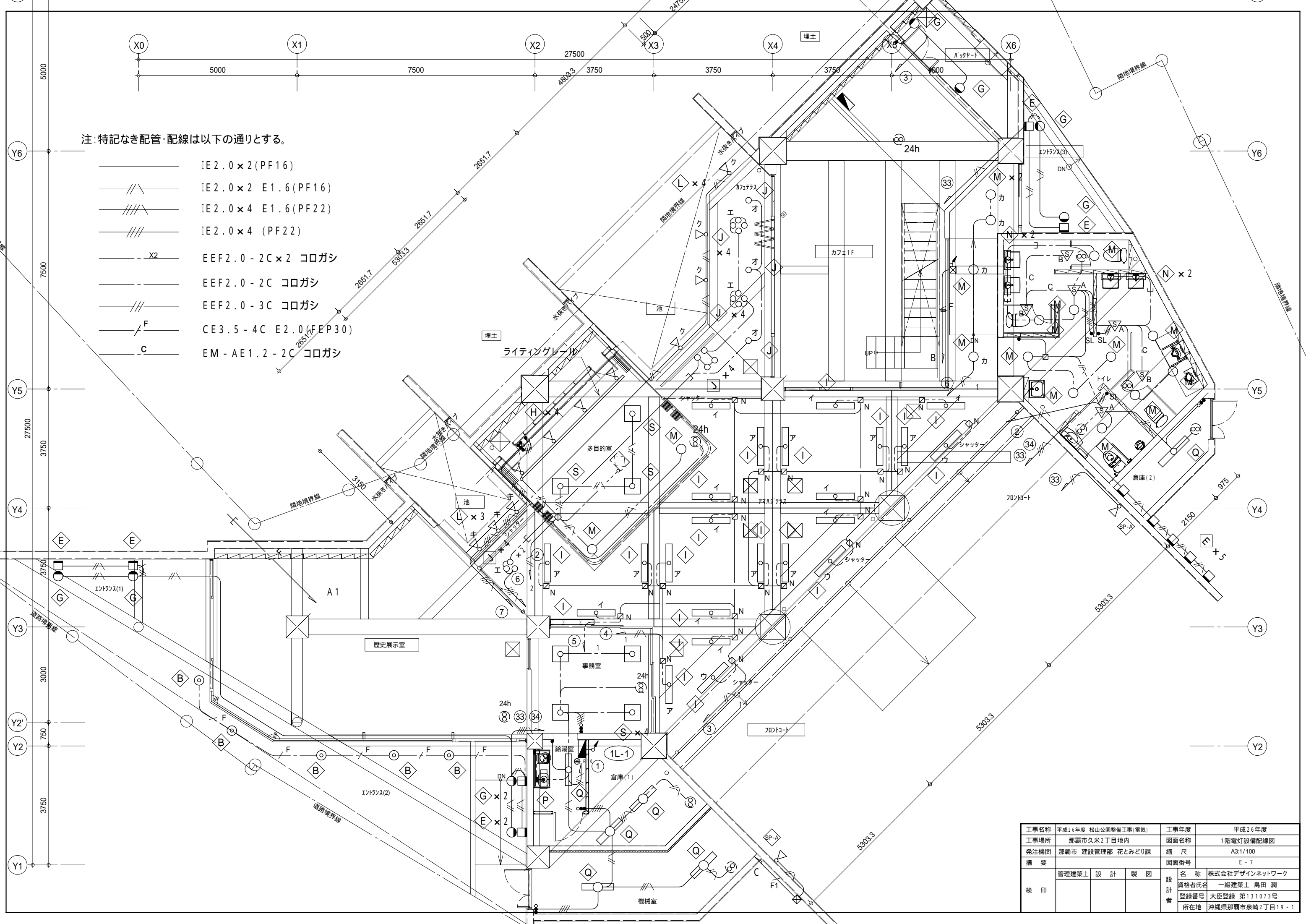
照明器具姿図

<p>ERL8020SB</p> <p>Rs-5モジュール広角電球色_500mA</p> <p>LEDユニットブロック70x1 電球色タイプ(3000K) 消費電力 8.7W 本体:ステンレス 枠:ステンレス+アライン ガラス:透明強化ガラス 重:10.5kg 電源内蔵 適合ケーブル径:12~15 防雨形(IP67) 調光不可 人の通行する場所への設置可能 幅:390 長さ:390 高さ:170 (mm)</p> <p>コンクリート埋設 ERL8020SB</p> <p>(エントランス)</p>	<p>ERB6090S</p> <p>LEDZユニットブロック70</p> <p>取付ボックス含む ステンレス</p> <p>LEDユニットブロック70x1 電球色タイプ(3000K) 消費電力 4.4W アルミダイキャスト メタリックグレー仕上(シルバー) 透明強化ガラス 重:0.9kg 防雨形(IP44) 調光不可 幅:150 高さ:150 埋込深さ:96 mm</p> <p>アウトアブラケット ERB6090S</p> <p>(エントランス)</p>	<p>ERB6075S</p> <p>LEDZ Lamp Disk100 拡散_3000K</p> <p>LEDランプディスク100x1 GX53 消費電力 8.6W メタリックグレー仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 乳白消ガラス 重:3.0kg 壁面・天井面取付兼用型 防湿防雨形 重:0.9kg 防雨形(IP44) 調光不可 幅:293 高さ:293 出:190 (mm)</p> <p>アウトアブラケット ERB6075S</p> <p>(エントランス)</p>	<p>ERS3339W</p> <p>Rs-12モジュール広角電球色</p> <p>Rs-12 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 22.1W 本体:アルミダイキャスト(白艶消) 重:1.1kg 調光不可 径:96 長さ:101 高さ:169 (mm)</p> <p>スポットライト ERS3339W</p> <p>(多目的室)</p>
<p>ERB6191W</p> <p>LEDZLAMP/s/JDR5W</p> <p>防水型40Wタイプ専用ユニット17.6W 昼白色タイプ(5000K)RAD-539N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-539W 非調光タイプ ステンレス製 カバー:乳白アクリル 重:2.5kg 壁面・天井面取付兼用型 縦・横方向取付可能 防湿防雨形 調光不可 アウトアブラケット 幅:1292 高さ:100 出:96 (mm)</p> <p>防湿形ベースダウンライト 防湿防雨形 ERD3400W</p> <p>(アマハジテラス)</p>	<p>ERD3400W</p> <p>LEDZランプ JDR x1 E11</p> <p>消費電力 5.5W 枠:アルミダイキャスト(白艶消) コーン:アルミ 鏡面仕上 透明強化ガラス 重:0.5kg 防湿防雨形 調光不可 断熱施工不可 径:113 (mm) 埋込穴:100 埋込深さ:127 (mm)</p> <p>防湿形ベースダウンライト 防湿防雨形 ERD3400W</p> <p>(カフェ入口)</p>	<p>ERS3144SB</p> <p>Rs-7モジュール広角電球色_500mA</p> <p>Rs-7 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 9.5W メタリック仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 透明強化ガラス 重:1.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレンジ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 断熱施工不可 防湿形ベースダウンライト 径:116 (mm) 埋込穴:100 埋込深さ:103 (mm)</p> <p>アウトアスポットライト ERS3144SB</p> <p>(池)</p>	<p>ERD2645W</p> <p>Rs-5LEDモジュール ナチュラルホワイトタイプ(4000K) 消費電力 9.5W 非調光タイプ 枠:アルミダイキャスト(白艶消) 楕円反射板タイプ 下面透明消ガラス 電源ユニット別梱包 重:0.7kg 防湿形(IP44) 防湿防雨形(IP67) 調光不可 断熱施工不可 防湿形ベースダウンライト 径:116 (mm) 埋込穴:100 埋込深さ:103 (mm)</p> <p>スポットライト ERS3144SB</p> <p>(トイレ)</p>
<p>ERB6137W</p> <p>ブラケットライト 上下配光タイプ ERB6137W</p> <p>LEDユニットブロック100x1(上側) LEDユニットブロック70x1(下側) 電球色タイプ(3000K) 消費電力 10.9W 本体:白艶消 重:0.8kg 調光不可 幅:150 高さ:150 出:45 mm</p> <p>ブラケットライト 上下配光タイプ ERB6137W</p> <p>(トイレ)</p>	<p>ERB6174W</p> <p>防水型チューブ'ユニット20Wタイプ'エコノミー4000K</p> <p>ブラケット 非調光タイプ スイッチ付 ERB6174W</p> <p>20Wタイプ専用ユニット14.5W 昼白色タイプ(5000K)RAD-406N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-406W 乳白アクリル 重:1.4kg 調光不可 スイッチ付 幅:650 長さ:103 高さ:75 (mm)</p> <p>ブラケット 非調光タイプ スイッチ付 ERB6174W</p> <p>(流し元)</p>	<p>ERK9111W</p> <p>ネリタイプユニット40Wタイプ'エコノミー'3000K</p> <p>ベースライト反射笠付形 非調光タイプ ERK9111W</p> <p>エコノミータイプ 40Wタイプ専用ユニット19.3W 昼白色タイプ(5000K)RAD-402N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-402W 温白色タイプ(3500K)RAD-402WW 電球色タイプ(3000K)RAD-402L 白 重:2.9kg 調光不可 幅:128 長さ:1250 高さ:103 (mm)</p> <p>ベースライト反射笠付形 非調光タイプ ERK9111W</p> <p>(倉庫・機械室)</p>	<p>ERK9060W</p> <p>FPL形状LEDユニット36Wタイプ'5000K</p> <p>スクエアベースライト 白ルーバー形 非調光タイプ ERK9060W</p> <p>FPL36Wタイプ専用ユニット15.2W 昼白色タイプ(5000K)RAD-416N ナチュラルホワイトタイプ(4000K)RAD-416W 温白色タイプ(3500K)RAD-416WW 白 ルーバー:白 重:4.9kg 調光不可 径:470 (mm) 埋込穴:450 埋込深さ:90 (mm)</p> <p>スクエアベースライト 白ルーバー形 非調光タイプ ERK9060W</p> <p>(事務室・多目的室)</p>
<p>ERS3620S</p> <p>Rs-24モジュール広角電球色</p> <p>Rs-24 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 41.6W アルミダイキャスト メタリック仕上(シルバー+メタリック) 透明強化ガラス 重:4.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレンジ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 径:150 長さ:159 全高:325 (mm)</p> <p>アウトアスポットライト ERS3620S</p> <p>(屋外)</p>	<p>ERS3144SB</p> <p>Rs-7モジュール広角電球色_500mA</p> <p>Rs-7 LEDモジュール 電球色タイプ(3000K) 消費電力 12.5W メタリック仕上(シルバー+メタリック) アルミダイキャスト 透明強化ガラス 重:1.2kg 任意方向取付可能 電源内蔵フレンジ 防湿防雨形(IP67) 調光不可 径:70 長さ:127 高:207 (mm)</p> <p>アウトアスポットライト ERS3144SB</p> <p>(屋外)</p>	<p>ERL8049H_1 L223H_1</p> <p>LEDZランプ'ディスク'45 拡散配光(3000K)</p> <p>ランプ含む</p> <p>LEDZランプディスク45x1 GU10 消費電力 3.9W レーザー仕上(ダークグレー) アルミ/バイアル:アルミダイキャスト 乳白消ガラス 重:2.7kg 防雨形 調光不可 径:91 高さ:800 mm</p> <p>庭園灯 ERL8049H x1 L223H x1</p> <p>(屋外)</p>	

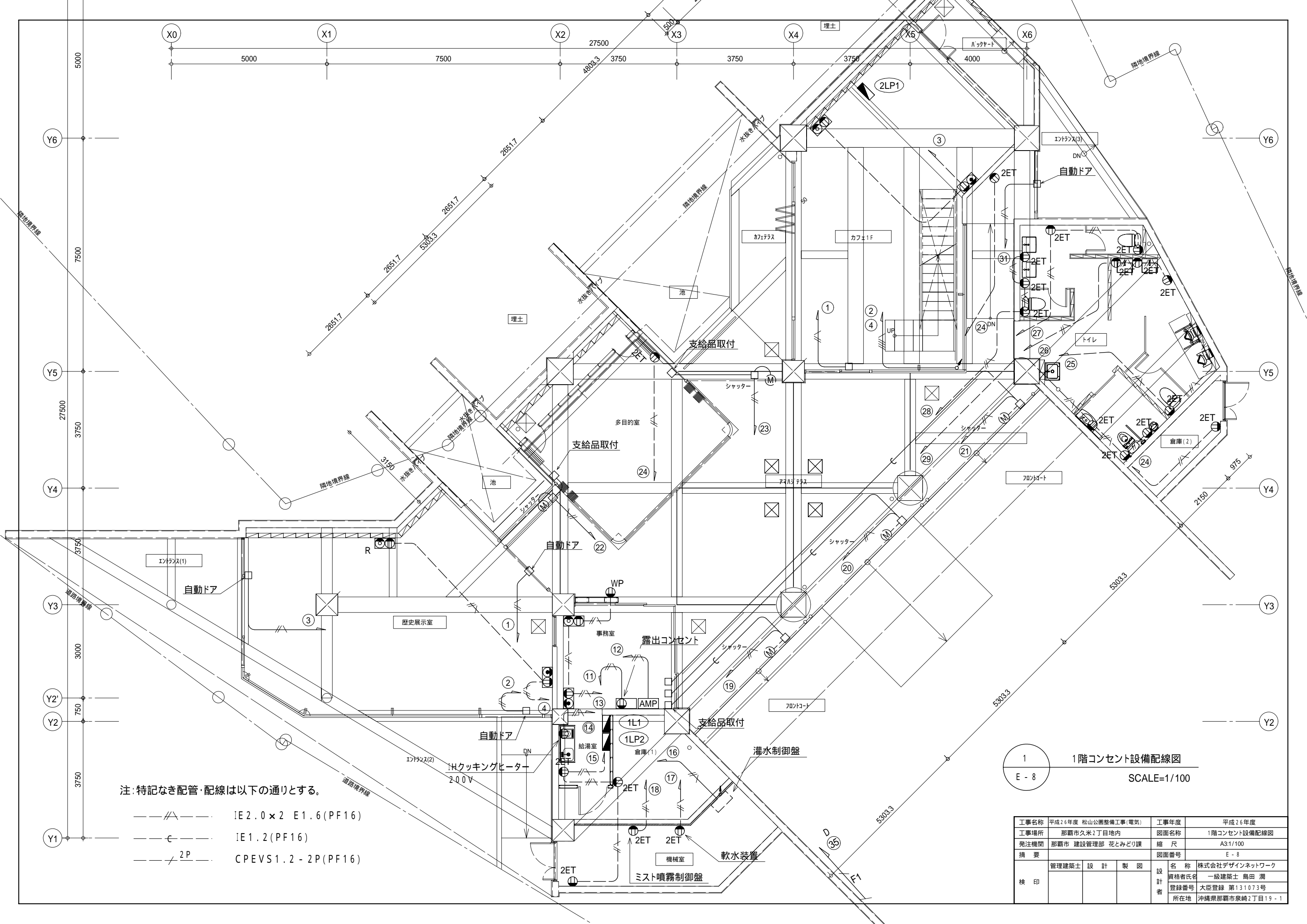
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	照明器具姿図・凡例	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S	
摘要		図面番号	E-6	
検印	管理建築士	設計	製図	
	資格者氏名	株式会社デザインネットワーク		
	登録番号	一級建築士 鳥田 潤		
	所在地	大臣登録 第131073号		
			所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-1

注：特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- IE 2.0 × 2 (PF16)
- /// IE 2.0 × 2 E1.6 (PF16)
- //// IE 2.0 × 4 E1.6 (PF22)
- //// IE 2.0 × 4 (PF22)
- - - X2 EEF2.0 - 2C × 2 コロガシ
- - - EEF2.0 - 2C コロガシ
- /// EEF2.0 - 3C コロガシ
- / F CE3.5 - 4C E2.0 (FEP30)
- C EM - AE1.2 - 2C コロガシ



工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階電灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-7
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

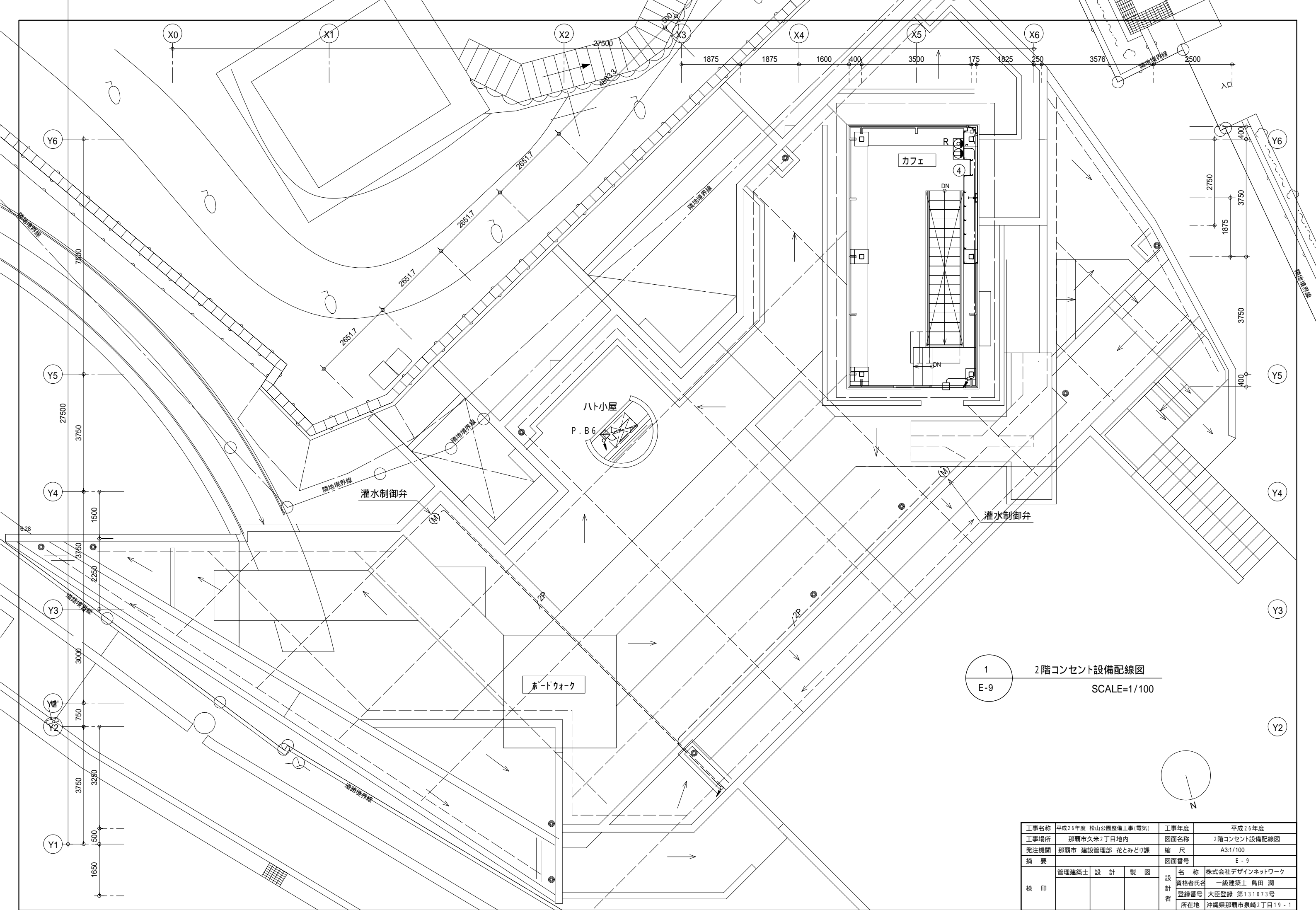


注: 特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- //— IE 2.0 × 2 E1.6 (PF16)
- ε— IE 1.2 (PF16)
- 2P— CPEVS1.2 - 2P (PF16)

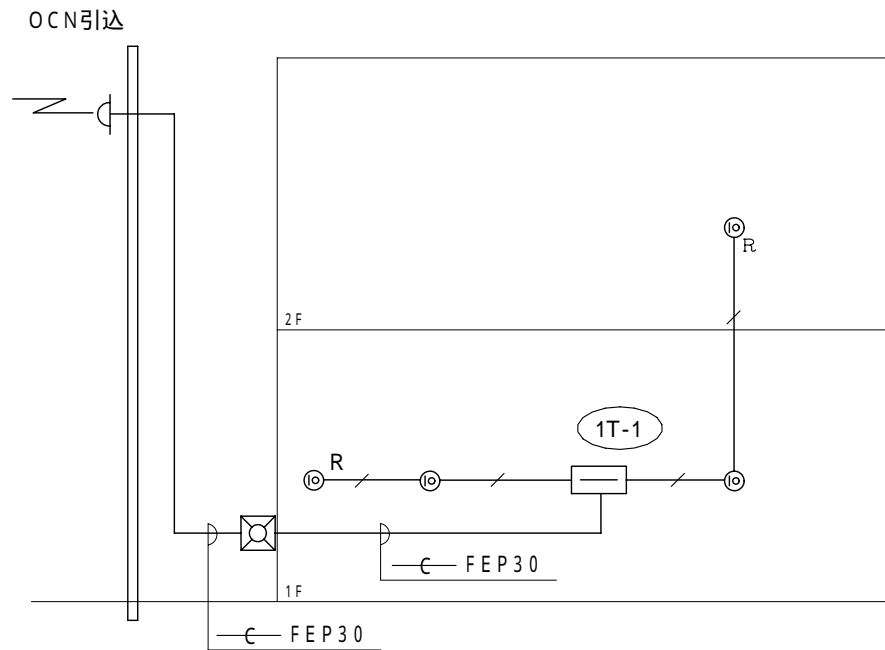
1 1階コンセント設備配線図
E - 8 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要			図面番号 E - 8
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

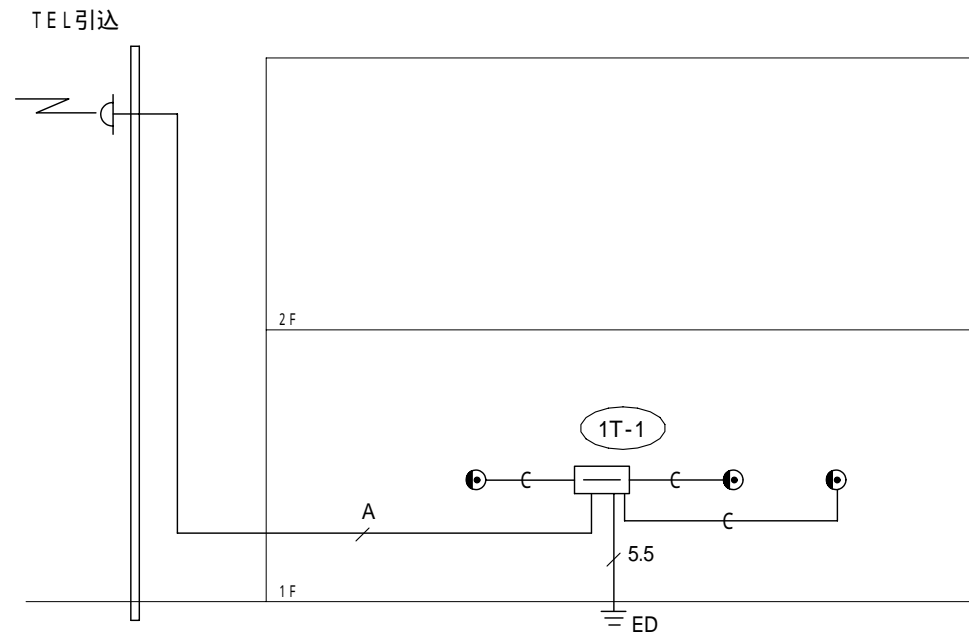


1 2階コンセント設備配線図
E-9 SCALE=1/100

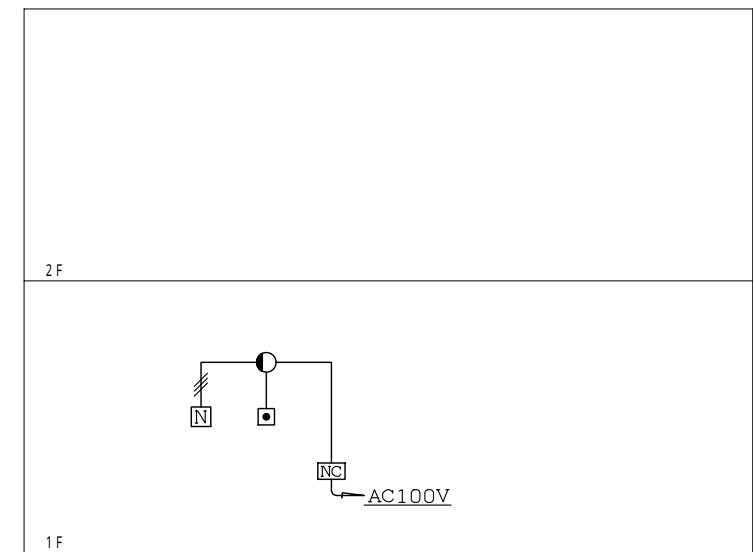
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-9		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1 テレビ共聴設備系統図
E-10 NO SCALE



2 電話設備系統図
E-10 NO SCALE



3 トイレ呼出設備系統図
E-10 NO SCALE

記号	名称	備考
◎	直列ユニット	中間用
◎R	直列ユニット	端末用
□	共用端子盤	
—/—	配管、配線	S-5C-FB(PF16)
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

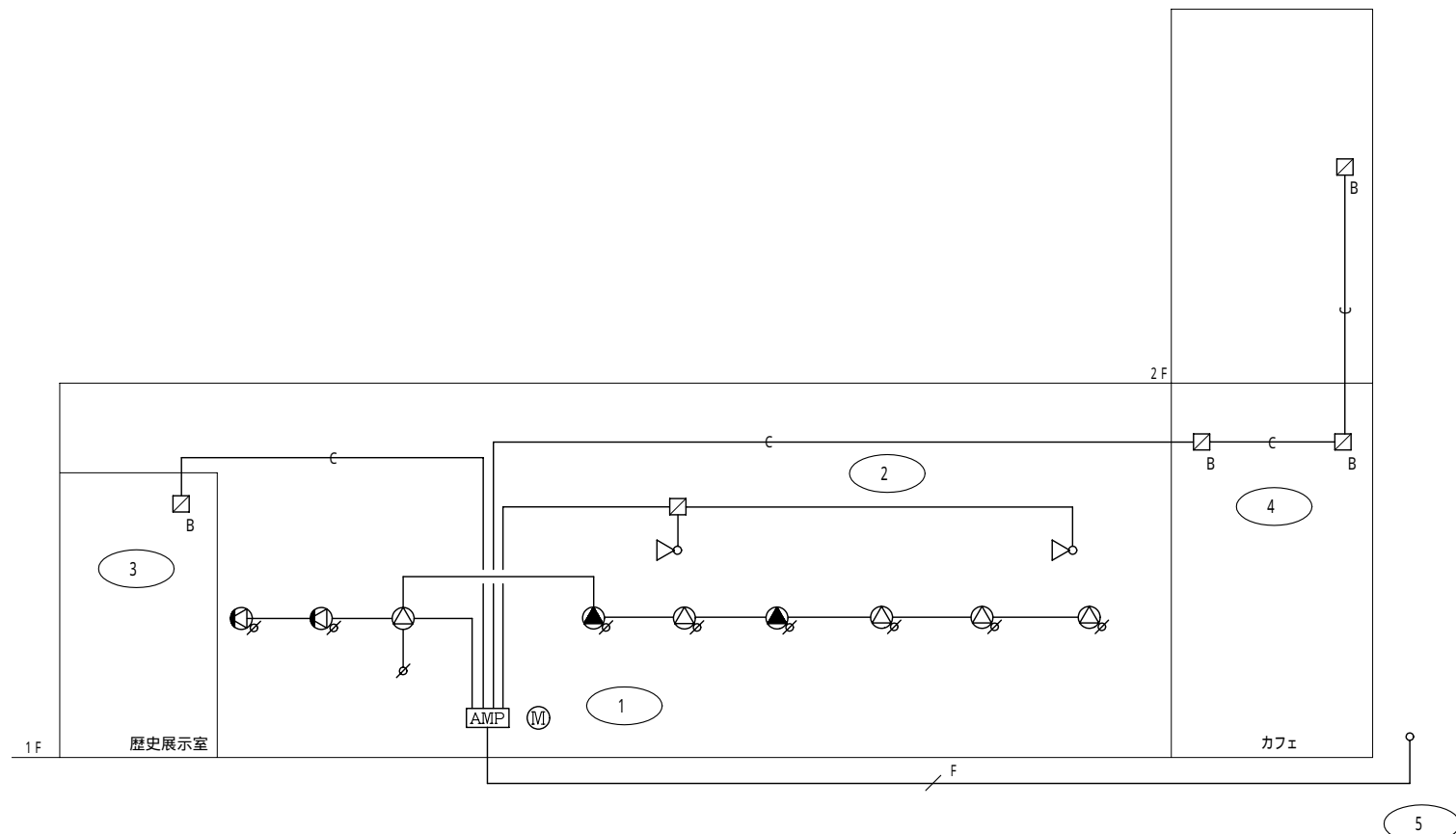
記号	名称	備考
●	6極4心モジュージャック	
□	共用端子盤	
—/—5.5	配管、配線	IE5.5(PF16)
—/—A	配管、配線	— FEP30×2
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

記号	名称	備考
□NC	トイレ呼出表示器	3窓
●	廊下灯(プザー付)	
□	復旧ボタン	
□N	トイレ用押ボタン	
□	共用端子盤	
—/—	配管、配線	EM-AE0.9-2C(PF16)
—/—	配管、配線	EM-AE0.9-3C(PF16)
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	
—/—	配管、配線	

特記

- 1) テレビ共聴はOCN(ケーブルネットワーク)と調整する。(届出、本工事含む)
- 2) 施設使用料は発注者支払いとする。

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	弱電設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/5
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	

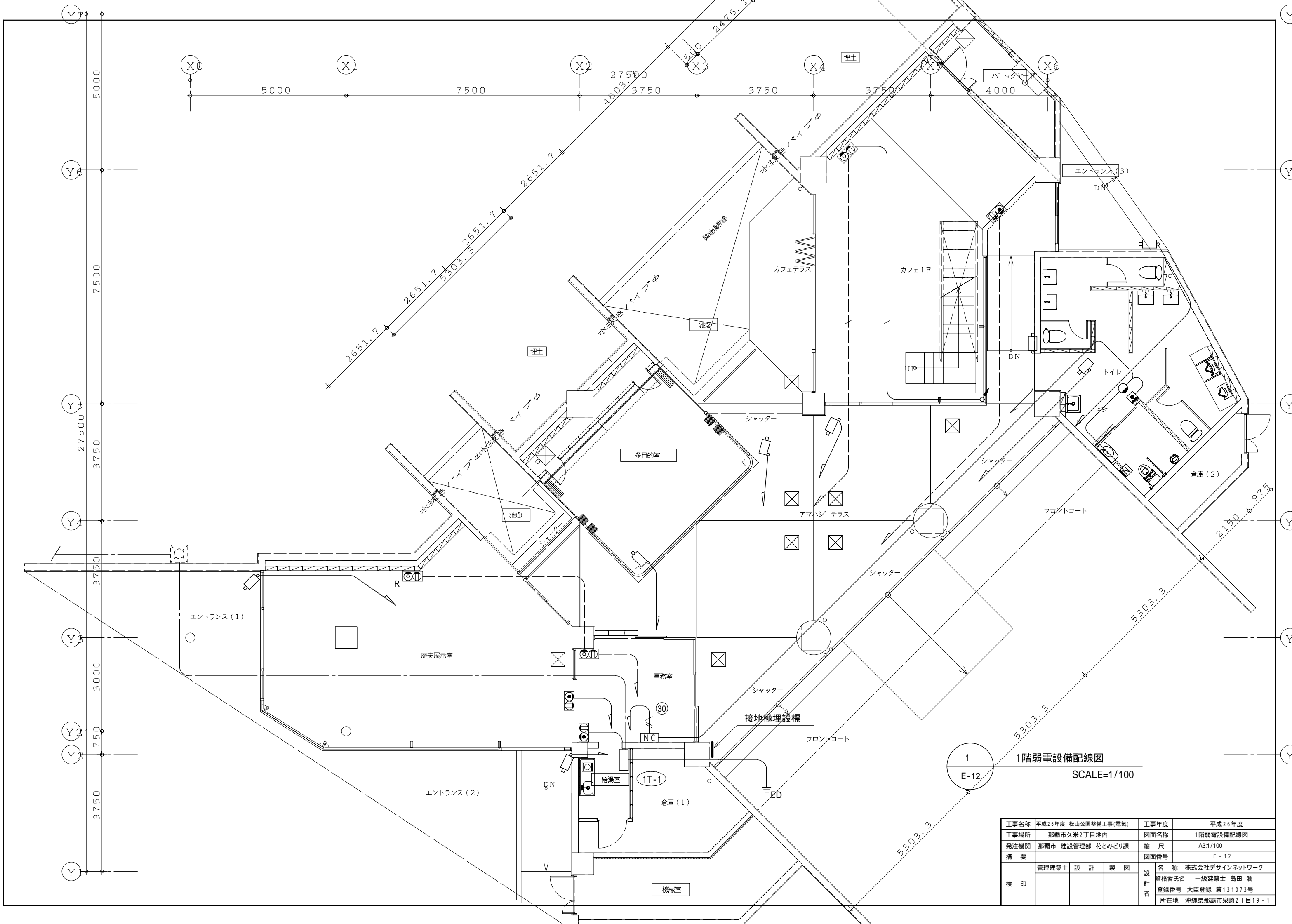


1 放送設備系統図
E - 11 NO SCALE

記号	名称	備考
[AMP]	システムアンプ	160W 10局
(M)	呼出マイクロホン	
(△)	天井埋込型スピーカー	3W
(△)	天井埋込型スピーカー	3W AT付
(△)	天井露出型スピーカー	3W AT付
(△)	天井埋込型スピーカー	1W 防滴型
(△)	壁掛型スピーカー	3W アッテネータ付
(△)	ソフトホーンスピーカー	6W
(△)	アッテネータ	0.5 - 6W
(No)	スピーカー系統番号	
(=)	共用端子盤	
(B)	ブランクプレート	新金プレート
—	配管、配線	EM - HP1.2 - 3C(PF16)
—	配管、配線	EM - HP1.2 - 4C(PF16)
— 3P	配管、配線	EM - HP1.2 - 3P(PF16)
— 5P	配管、配線	EM - HP1.2 - 5P(PF22)
— 10P	配管、配線	EM - HP1.2 - 10P(PF28)
— F	配管、配線	(将来用FEP(30))

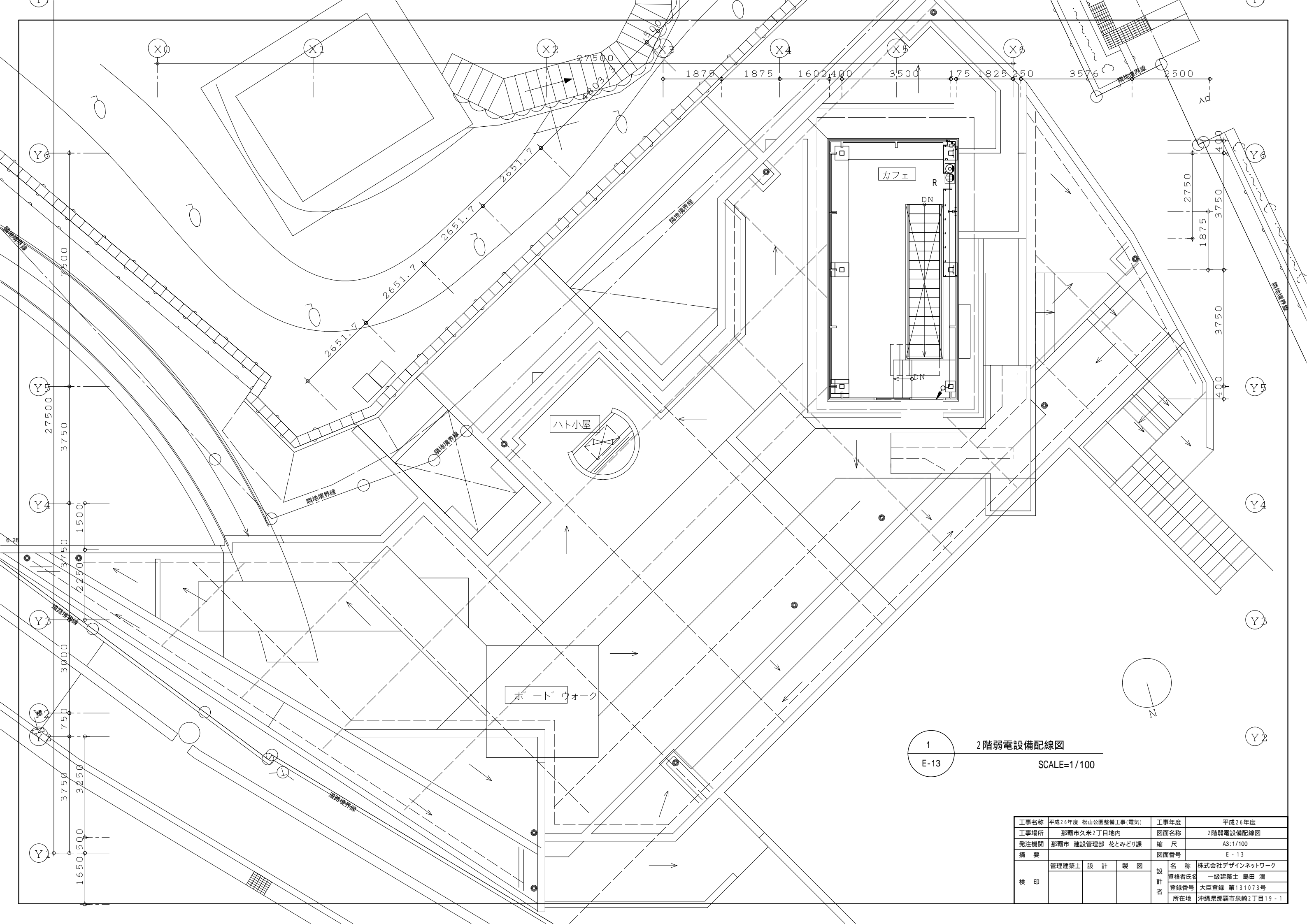
<p>システムアンプ</p> <table border="1"> <tr><td>定格出力</td><td>160W(63, ハイインピーダンス)</td></tr> <tr><td>スピーカー制御出力</td><td>5回線(ハイインピーダンス)</td></tr> <tr><td>入力</td><td>マイク×2, マイク/外部(切替)×2, 外部×2, フロント外部, リモコンマイク, ページング, パワーアンプ, マイクインサーション</td></tr> <tr><td>出力</td><td>録音, ライン</td></tr> <tr><td>外部制御</td><td>電源起動, スピーカー回線選択, 非常時音声遮断入力</td></tr> <tr><td>電源</td><td>AC100V, 110W(電気用品安全法)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>8.3kg</td></tr> </table>	定格出力	160W(63, ハイインピーダンス)	スピーカー制御出力	5回線(ハイインピーダンス)	入力	マイク×2, マイク/外部(切替)×2, 外部×2, フロント外部, リモコンマイク, ページング, パワーアンプ, マイクインサーション	出力	録音, ライン	外部制御	電源起動, スピーカー回線選択, 非常時音声遮断入力	電源	AC100V, 110W(電気用品安全法)	質量	8.3kg	<p>壁掛型スピーカー(ATT付)</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>16cmコーン型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>92dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>120Hz-13kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k / 3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>アッテネータ</td><td>4段階(大/中/小/切)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>2.1kg</td></tr> </table>	スピーカーユニット	16cmコーン型	定格入力	1W	出力音圧レベル	92dB/W(1m)	周波数特性	120Hz-13kHz	入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k	アッテネータ	4段階(大/中/小/切)	質量	2.1kg	<p>トイレ呼出表示器</p> <table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)</td></tr> <tr><td>形状</td><td>壁取付形</td></tr> <tr><td>材質</td><td>SPCC (1.2)</td></tr> <tr><td>窓数</td><td>3窓</td></tr> <tr><td>表示方式</td><td>呼出音と表示点灯</td></tr> </table>	電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)	形状	壁取付形	材質	SPCC (1.2)	窓数	3窓	表示方式	呼出音と表示点灯
定格出力	160W(63, ハイインピーダンス)																																							
スピーカー制御出力	5回線(ハイインピーダンス)																																							
入力	マイク×2, マイク/外部(切替)×2, 外部×2, フロント外部, リモコンマイク, ページング, パワーアンプ, マイクインサーション																																							
出力	録音, ライン																																							
外部制御	電源起動, スピーカー回線選択, 非常時音声遮断入力																																							
電源	AC100V, 110W(電気用品安全法)																																							
質量	8.3kg																																							
スピーカーユニット	16cmコーン型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	92dB/W(1m)																																							
周波数特性	120Hz-13kHz																																							
入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k																																							
アッテネータ	4段階(大/中/小/切)																																							
質量	2.1kg																																							
電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)																																							
形状	壁取付形																																							
材質	SPCC (1.2)																																							
窓数	3窓																																							
表示方式	呼出音と表示点灯																																							
<p>追加出力制御器</p> <table border="1"> <tr><td>出力制御</td><td>10回線</td></tr> <tr><td>モニタースピーカー</td><td>定格出力0.5W, 65mm, 音量連続可変</td></tr> <tr><td>質量</td><td>2kg</td></tr> </table>	出力制御	10回線	モニタースピーカー	定格出力0.5W, 65mm, 音量連続可変	質量	2kg	<p>ソフトホーンスピーカー</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>12cm防滴型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>6W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>96dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>150Hz-15kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k / 3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>質量</td><td>1.7kg</td></tr> </table>	スピーカーユニット	12cm防滴型	定格入力	6W	出力音圧レベル	96dB/W(1m)	周波数特性	150Hz-15kHz	入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k	質量	1.7kg	<p>プザー付廊下灯</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>埋込形(JIS2個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>表示灯</td><td>赤色</td></tr> <tr><td>備考</td><td>プザー付</td></tr> </table>	形状	埋込形(JIS2個用スイッチボックス)	材質	樹脂	表示灯	赤色	備考	プザー付												
出力制御	10回線																																							
モニタースピーカー	定格出力0.5W, 65mm, 音量連続可変																																							
質量	2kg																																							
スピーカーユニット	12cm防滴型																																							
定格入力	6W																																							
出力音圧レベル	96dB/W(1m)																																							
周波数特性	150Hz-15kHz																																							
入力インピーダンス	1.7k / 3.3k / 10k																																							
質量	1.7kg																																							
形状	埋込形(JIS2個用スイッチボックス)																																							
材質	樹脂																																							
表示灯	赤色																																							
備考	プザー付																																							
<p>天井埋込型スピーカー</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>16cmコーン型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>93dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>80Hz-14kHz, 偏差20dB</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>10k (1W), 3.3k (3W), 1.6k (6W)</td></tr> <tr><td>パネル/フレーム</td><td>銀色アルミ/ステンチング/クロムメッキモールド</td></tr> <tr><td>質量</td><td>750g</td></tr> </table>	スピーカーユニット	16cmコーン型	定格入力	1W	出力音圧レベル	93dB/W(1m)	周波数特性	80Hz-14kHz, 偏差20dB	入力インピーダンス	10k (1W), 3.3k (3W), 1.6k (6W)	パネル/フレーム	銀色アルミ/ステンチング/クロムメッキモールド	質量	750g	<p>アッテネータ</p> <table border="1"> <tr><td>入力容量</td><td>6W(0.5W-6W適合)</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>1.7k - 20k</td></tr> <tr><td>音量調節</td><td>OFF, -18dB, -12dB, -6dB, 0dB</td></tr> <tr><td>質量</td><td>190g(プレート含まず)</td></tr> </table>	入力容量	6W(0.5W-6W適合)	入力インピーダンス	1.7k - 20k	音量調節	OFF, -18dB, -12dB, -6dB, 0dB	質量	190g(プレート含まず)	<p>復旧ボタン</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>ABS樹脂</td></tr> </table>	形状	壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)	材質	ABS樹脂												
スピーカーユニット	16cmコーン型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	93dB/W(1m)																																							
周波数特性	80Hz-14kHz, 偏差20dB																																							
入力インピーダンス	10k (1W), 3.3k (3W), 1.6k (6W)																																							
パネル/フレーム	銀色アルミ/ステンチング/クロムメッキモールド																																							
質量	750g																																							
入力容量	6W(0.5W-6W適合)																																							
入力インピーダンス	1.7k - 20k																																							
音量調節	OFF, -18dB, -12dB, -6dB, 0dB																																							
質量	190g(プレート含まず)																																							
形状	壁埋込形(JIS1個用スイッチボックス)																																							
材質	ABS樹脂																																							
<p>天井埋込型スピーカー(防滴型)</p> <table border="1"> <tr><td>スピーカーユニット</td><td>9cm防滴型</td></tr> <tr><td>定格入力</td><td>1W</td></tr> <tr><td>出力音圧レベル</td><td>90dB/W(1m)</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>150Hz-18kHz</td></tr> <tr><td>入力インピーダンス</td><td>3.3k / 10k</td></tr> <tr><td>質量</td><td>700g</td></tr> </table>	スピーカーユニット	9cm防滴型	定格入力	1W	出力音圧レベル	90dB/W(1m)	周波数特性	150Hz-18kHz	入力インピーダンス	3.3k / 10k	質量	700g	<p>呼出マイクロホン</p> <table border="1"> <tr><td>形式</td><td>単一指向性エレクトレットコンデンサ型</td></tr> <tr><td>周波数特性</td><td>100Hz-12kHz</td></tr> <tr><td>出力インピーダンス</td><td>600 不平衡</td></tr> <tr><td>感度</td><td>-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)</td></tr> <tr><td>チャイム</td><td>上4音(FSE/F), 下2音(ピンポーン)</td></tr> <tr><td>電源</td><td>DC3V(単3乾電池×2)</td></tr> <tr><td>質量</td><td>480g</td></tr> </table>	形式	単一指向性エレクトレットコンデンサ型	周波数特性	100Hz-12kHz	出力インピーダンス	600 不平衡	感度	-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)	チャイム	上4音(FSE/F), 下2音(ピンポーン)	電源	DC3V(単3乾電池×2)	質量	480g	<p>呼出錠(ひも付)</p> <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>埋込形(JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>備考</td><td>引きひも式, 押ボタン式両用</td></tr> </table>	形状	埋込形(JIS1個用スイッチボックス)	材質	樹脂	備考	引きひも式, 押ボタン式両用						
スピーカーユニット	9cm防滴型																																							
定格入力	1W																																							
出力音圧レベル	90dB/W(1m)																																							
周波数特性	150Hz-18kHz																																							
入力インピーダンス	3.3k / 10k																																							
質量	700g																																							
形式	単一指向性エレクトレットコンデンサ型																																							
周波数特性	100Hz-12kHz																																							
出力インピーダンス	600 不平衡																																							
感度	-47dB(0dB=1V/Pa, 1kHz)																																							
チャイム	上4音(FSE/F), 下2音(ピンポーン)																																							
電源	DC3V(単3乾電池×2)																																							
質量	480g																																							
形状	埋込形(JIS1個用スイッチボックス)																																							
材質	樹脂																																							
備考	引きひも式, 押ボタン式両用																																							

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	放送設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S
摘要		図面番号	E-11
検印	管理建築士	設計	株式会社デザインネットワーク
	設計	製図	
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	



1 階弱電設備配線図
SCALE=1/100

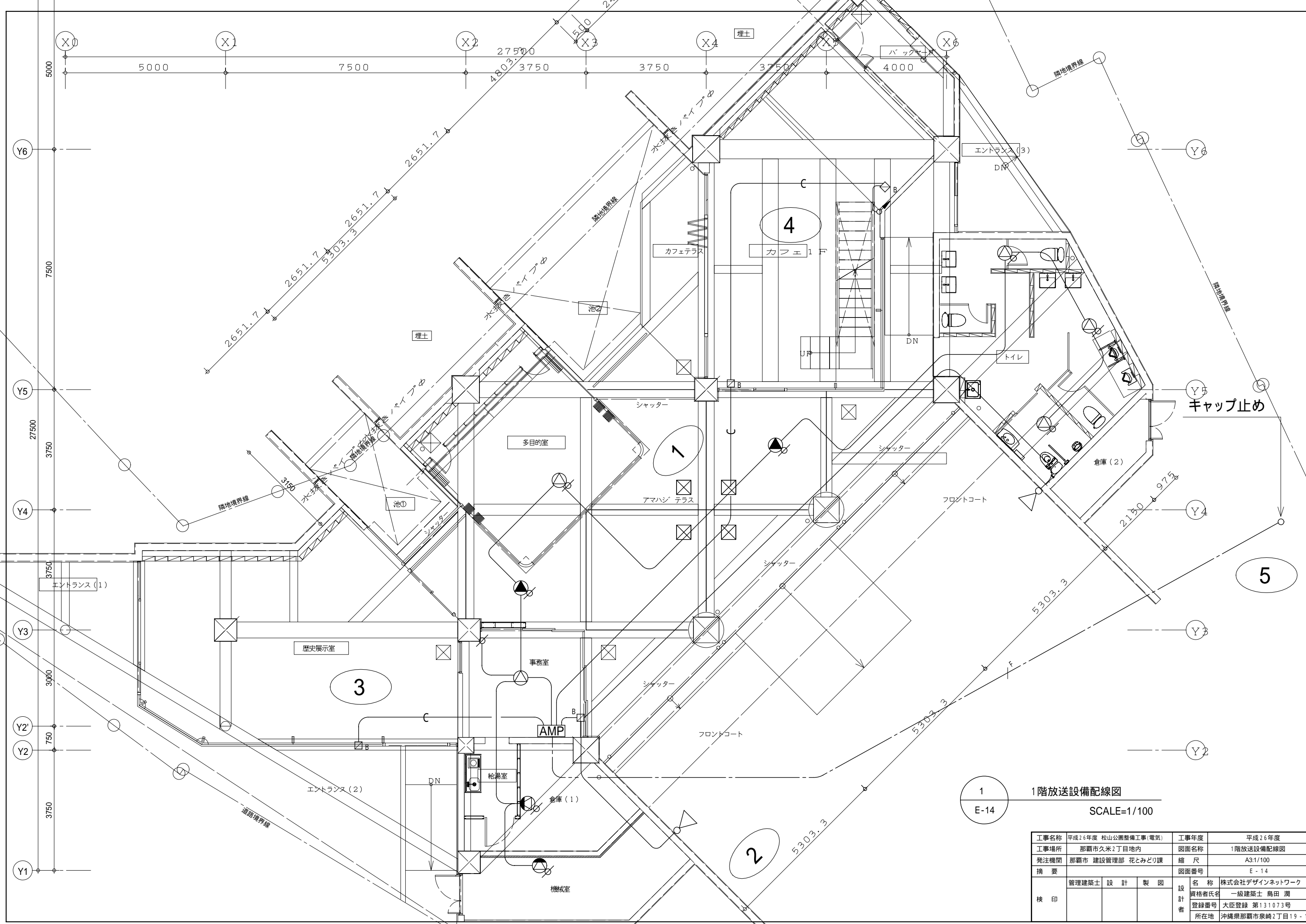
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階弱電設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-12
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1
E-13

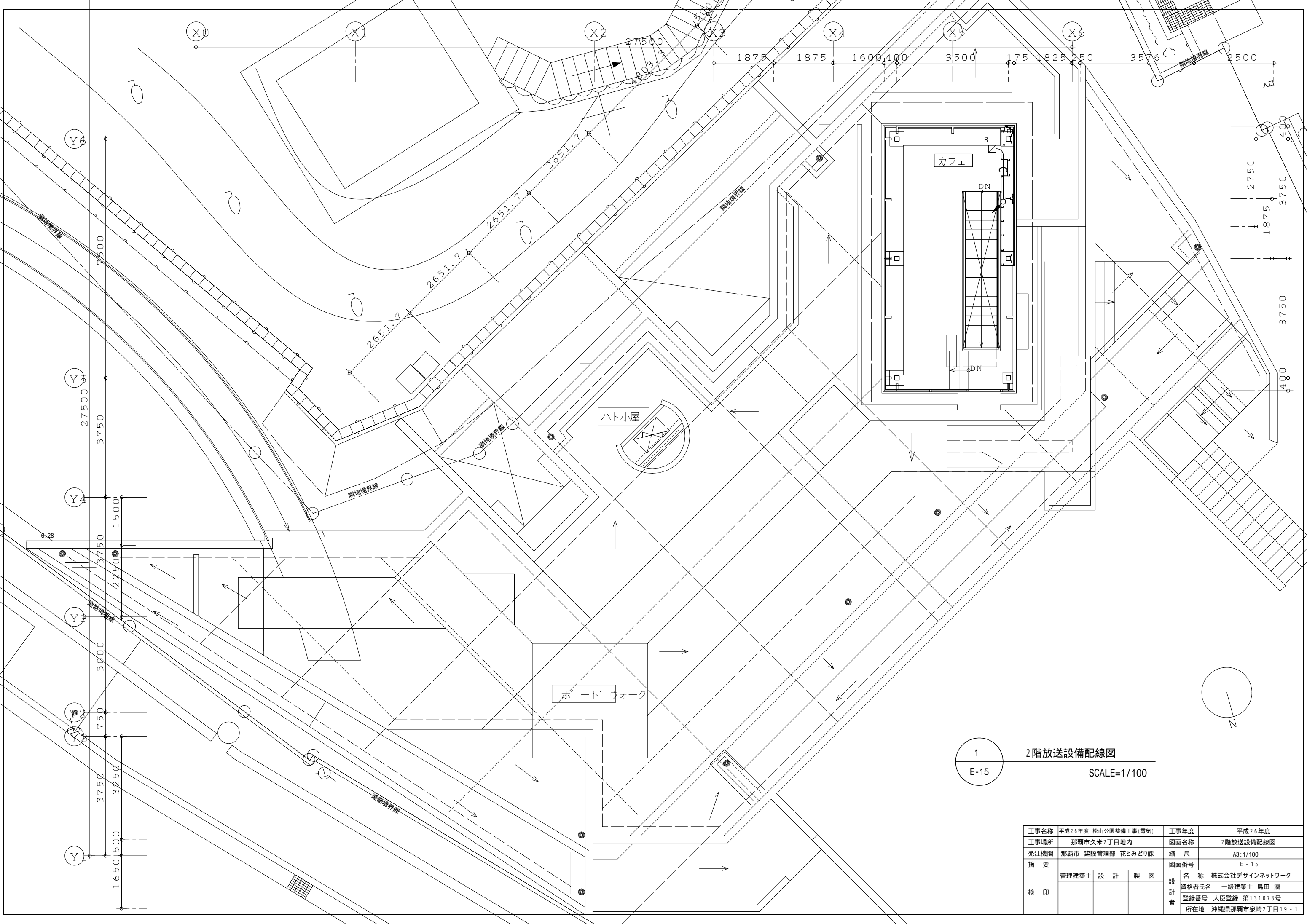
2階弱電設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階弱電設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1 1階放送設備配線図
E-14 SCALE=1/100

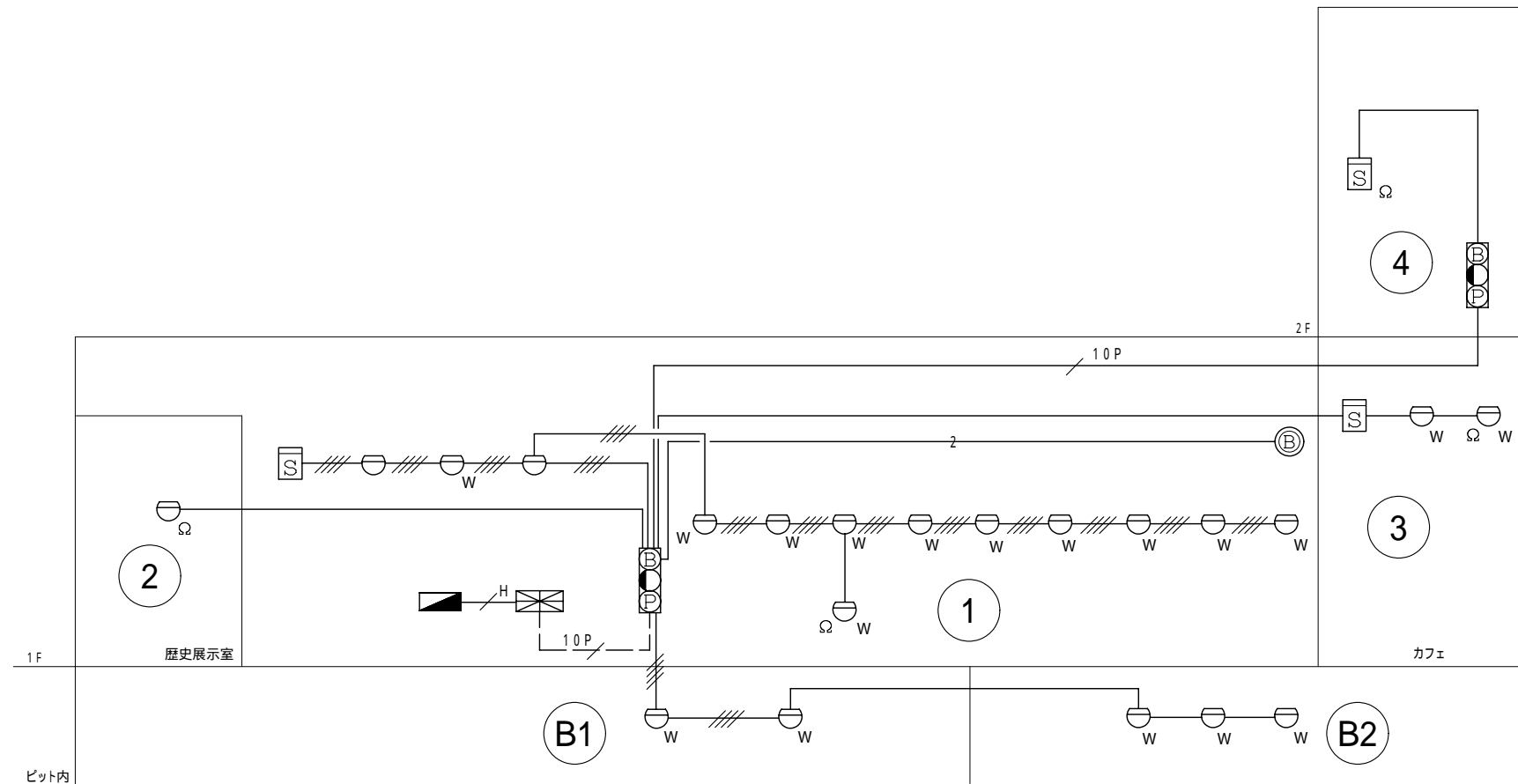
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階放送設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1
E-15

2階放送設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階放送設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



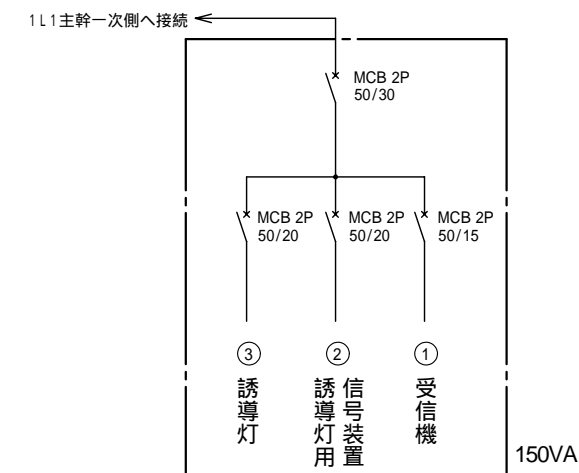
1 自動火災報知設備系統図
E - 16 NO SCALE

記号	名称	備考
	受信機	P型1級 10回線
	総合盤	P型1級 埋込
	スポット型感知器	DC24V
	スポット型感知器	DC24V 防雨型
	スポット型感知器	差動式 2種
	スポット型感知器	差動式 2種防水
	スポット型感知器	定温式 特種
	スポット型感知器	定温式 1種防水
	煙感知器	光電式 2種
	ガス感知器	
	終端抵抗	10k
	警戒区域番号	
	非常用分電盤 (LF)	
	誘導灯信号装置	誘導音+点滅用(1回路用)
	配管、配線	FP5.5-3C E1.6(PF22)
	配管、配線	HIV2.0 x 2 E1.6(PF16)
	配管、配線(誘導灯)	EM-AE1.2-2C(PF16)
	配管、配線(誘導灯)	EM-IE2.0 x 2 E1.6(PF16)
	配管、配線	EM-IE2.0 x 2 E1.6(PF16)
	配管、配線	EM-HP1.2-2C(PF16)
	配管、配線	EM-AE1.2-2C(PF16)
	配管、配線	EM-AE1.2-4C(PF16)
	配管、配線	EM-HP1.2-7P(PF22)
	配管、配線	EM-HP1.2-10P(PF28)

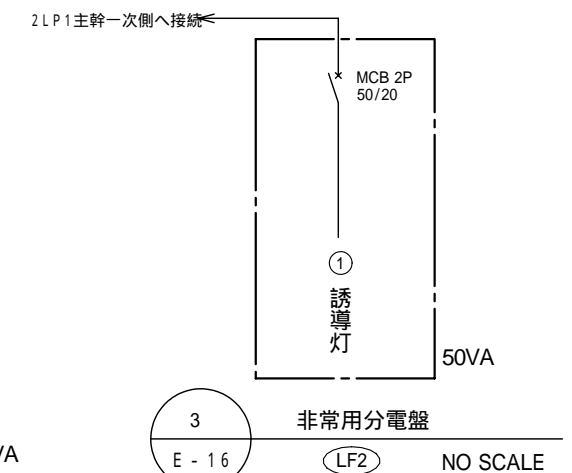
特記

- 1) 感知器は壁又は、はり等から0.6m(熱感知器は0.4m)以上、換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。

 JB13W x 1 埋込非常灯 K1-IRS4-JE13 電池内蔵 器具取付高さ <table border="1"> <tr><th>器具取付高さ</th><th>2.1m</th><th>2.4m</th><th>2.6m</th><th>3.0m</th><th>4.0m</th><th>5.0m</th><th>6.0m</th></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.0m</td><td>4.4</td><td>4.6</td><td>4.7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>8.6m</td><td>9.5</td><td>10.1</td><td>11.2</td><td>7.3</td><td></td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>6.9m</td><td>7.6</td><td>8.0</td><td>8.9</td><td>7.3</td><td></td></tr> </table> 注: 建築基準法関係法令による非常照明とする。	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7			直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3		四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3		 JB30W x 1 直付非常灯 K1-ISC14MP-JE30 電池内蔵 器具取付高さ <table border="1"> <tr><th>器具取付高さ</th><th>2.1m</th><th>2.4m</th><th>2.6m</th><th>3.0m</th><th>4.0m</th><th>5.0m</th><th>6.0m</th></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.3m</td><td>4.7</td><td>4.9</td><td>5.3</td><td>5.9</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>9.9m</td><td>10.7</td><td>11.2</td><td>12.2</td><td>14.4</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>8.1m</td><td>8.8</td><td>9.2</td><td>10.1</td><td>11.9</td><td>13.5</td></tr> </table> 注: 建築基準法関係法令による非常照明とする。	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.3m	4.7	4.9	5.3	5.9	4.4	直接配置	A2	9.9m	10.7	11.2	12.2	14.4	16.0	四角配置	A4	8.1m	8.8	9.2	10.1	11.9	13.5	 K1-ISS4-JE13 JE13W 電池内蔵 器具取付高さ <table border="1"> <tr><th>器具取付高さ</th><th>2.1m</th><th>2.4m</th><th>2.6m</th><th>3.0m</th><th>4.0m</th><th>5.0m</th><th>6.0m</th></tr> <tr><td>単体配置</td><td>A1</td><td>4.0m</td><td>4.4</td><td>4.6</td><td>4.7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直接配置</td><td>A2</td><td>8.6m</td><td>9.5</td><td>10.1</td><td>11.2</td><td>7.3</td><td></td></tr> <tr><td>四角配置</td><td>A4</td><td>6.9m</td><td>7.6</td><td>8.0</td><td>8.9</td><td>7.3</td><td></td></tr> </table> B級・B H形 壁・天井直付・吊下兼用型 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7			直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3		四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3		 避難口誘導灯 B級 B H形 片面 SH1-FBF20-BH 電池内蔵
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7																																																																																														
直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3																																																																																													
四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3																																																																																													
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.3m	4.7	4.9	5.3	5.9	4.4																																																																																												
直接配置	A2	9.9m	10.7	11.2	12.2	14.4	16.0																																																																																												
四角配置	A4	8.1m	8.8	9.2	10.1	11.9	13.5																																																																																												
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																																																																												
単体配置	A1	4.0m	4.4	4.6	4.7																																																																																														
直接配置	A2	8.6m	9.5	10.1	11.2	7.3																																																																																													
四角配置	A4	6.9m	7.6	8.0	8.9	7.3																																																																																													
 避難誘導灯 B級 B H形 矢印付 SH1-FBF20-BH 電池内蔵 B級・B H形 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型	 防湿・防雨型 避難誘導灯 B級 B H形 B級・B H形 内照パネル形 自己点検機能付 電池内蔵型	 通路誘導灯 B級 両面 ST1-FSF22-BH 電池内蔵 注: 消防法関係法令による通路誘導灯とする。	 SH1-FBF20AF-BH B級 電池内蔵 音声付																																																																																																

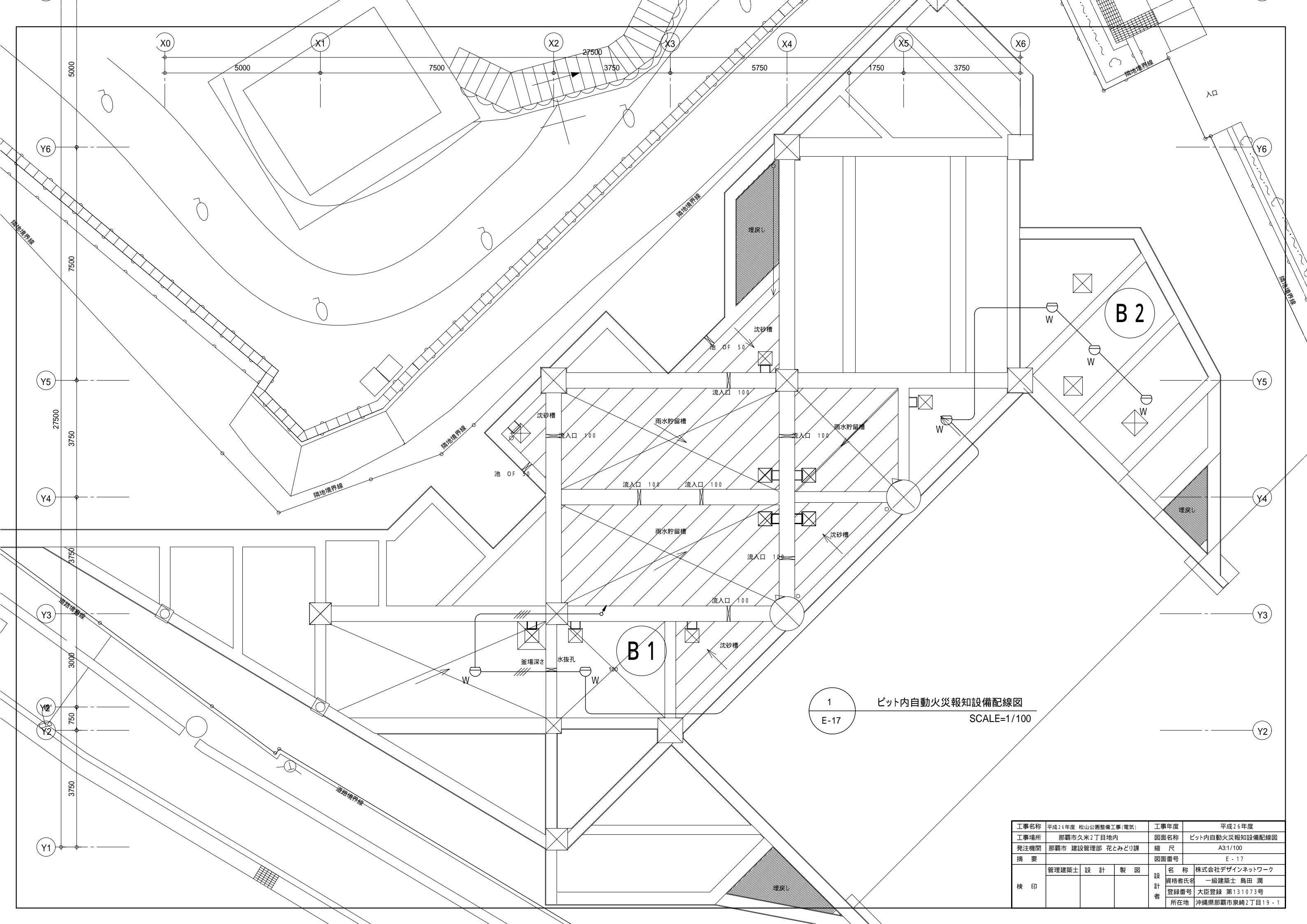


2 非常用分電盤
E - 16 (LF1) NO SCALE



3 非常用分電盤
E - 16 (LF2) NO SCALE

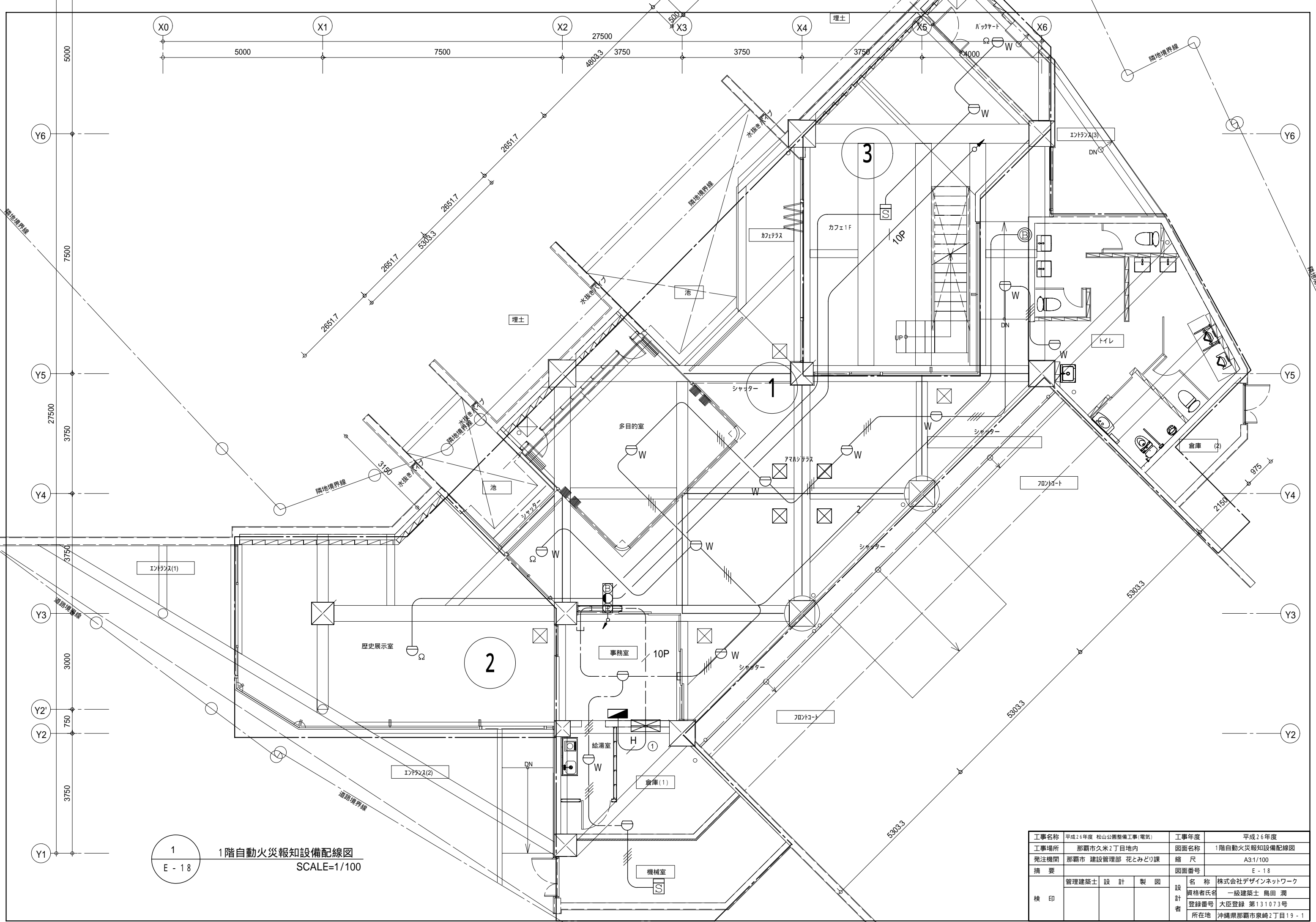
工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	自動火災報知設備系統図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:N/S
摘要		図面番号	E-16
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	一級建築士 鳥田 潤	設計者
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市字泉崎2丁目19-	



1
E-17

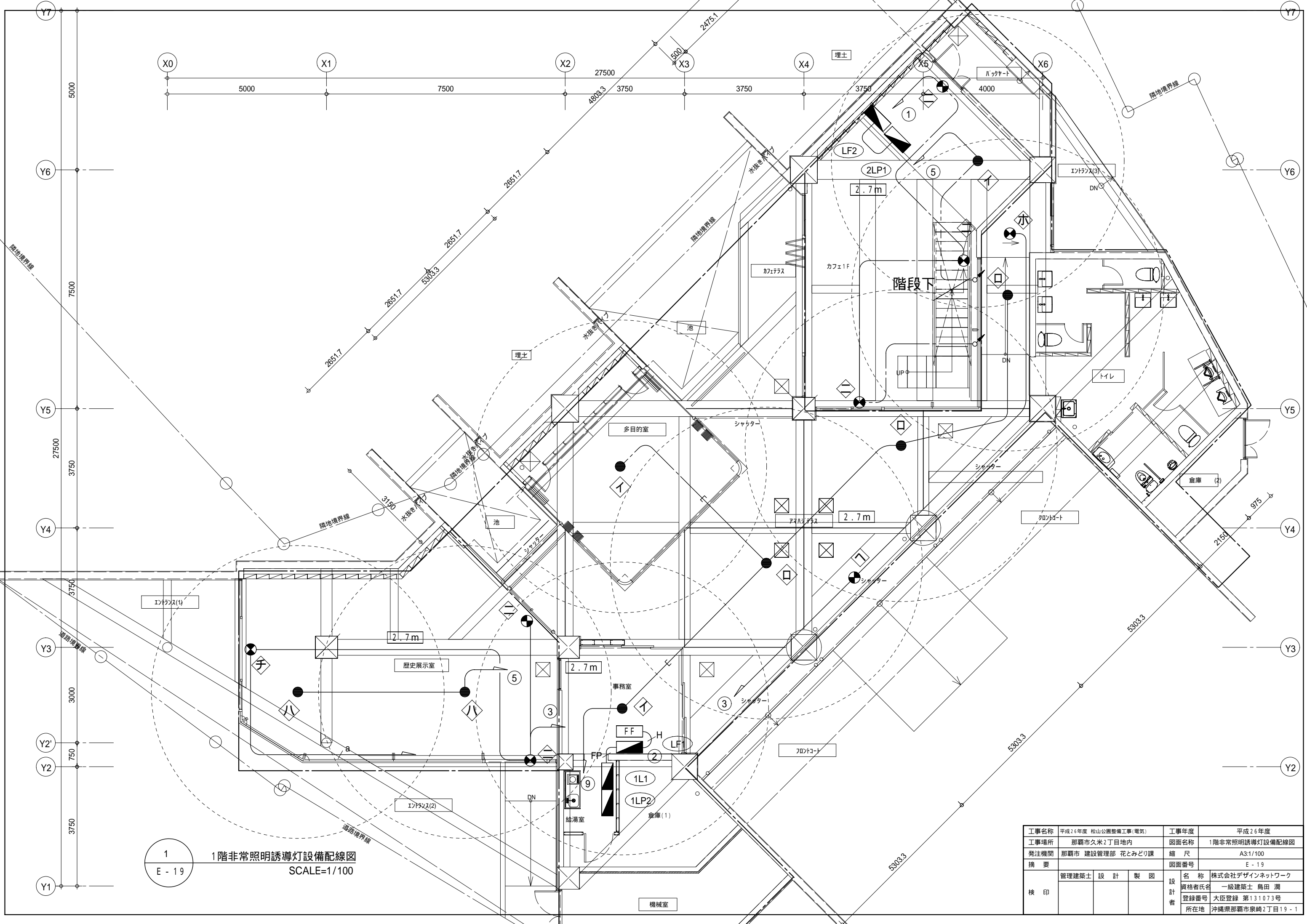
ピット内自動火災報知設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度	
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	ピット内自動火災報知設備配線図	
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100	
摘要		図面番号	E-17	
検印	管理建築士	設計	製図	
	資格者氏名	株式会社デザインネットワーク		
	登録番号	一級建築士 島田 潤		
	所在地	大臣登録 第131073号		
			所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1



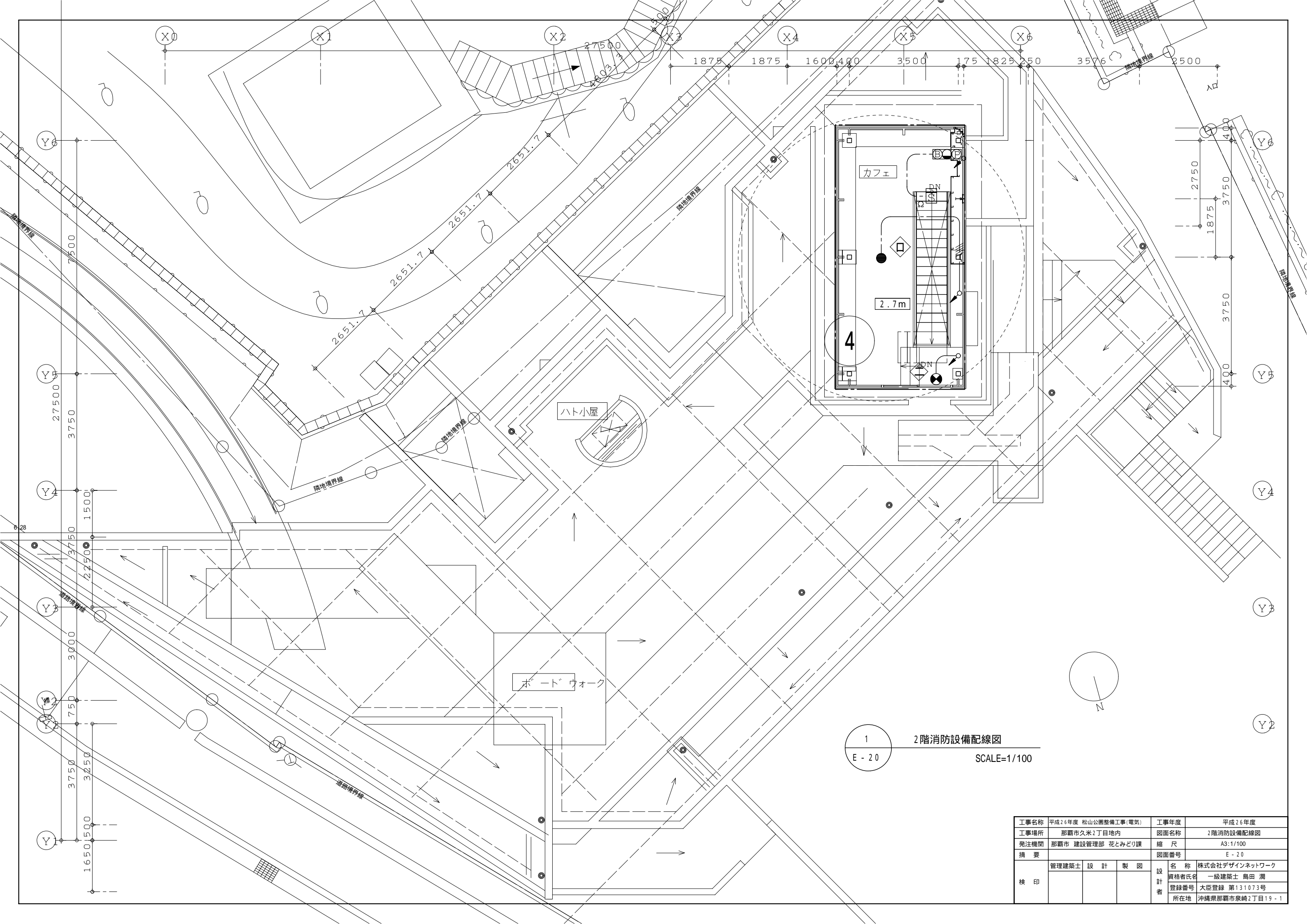
1 1階自動火災報知設備配線図
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階自動火災報知設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-18
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1		



1 1階非常照明誘導灯設備配線図
E - 19
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階非常照明誘導灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3.1/100
摘要	図面番号 E - 19		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

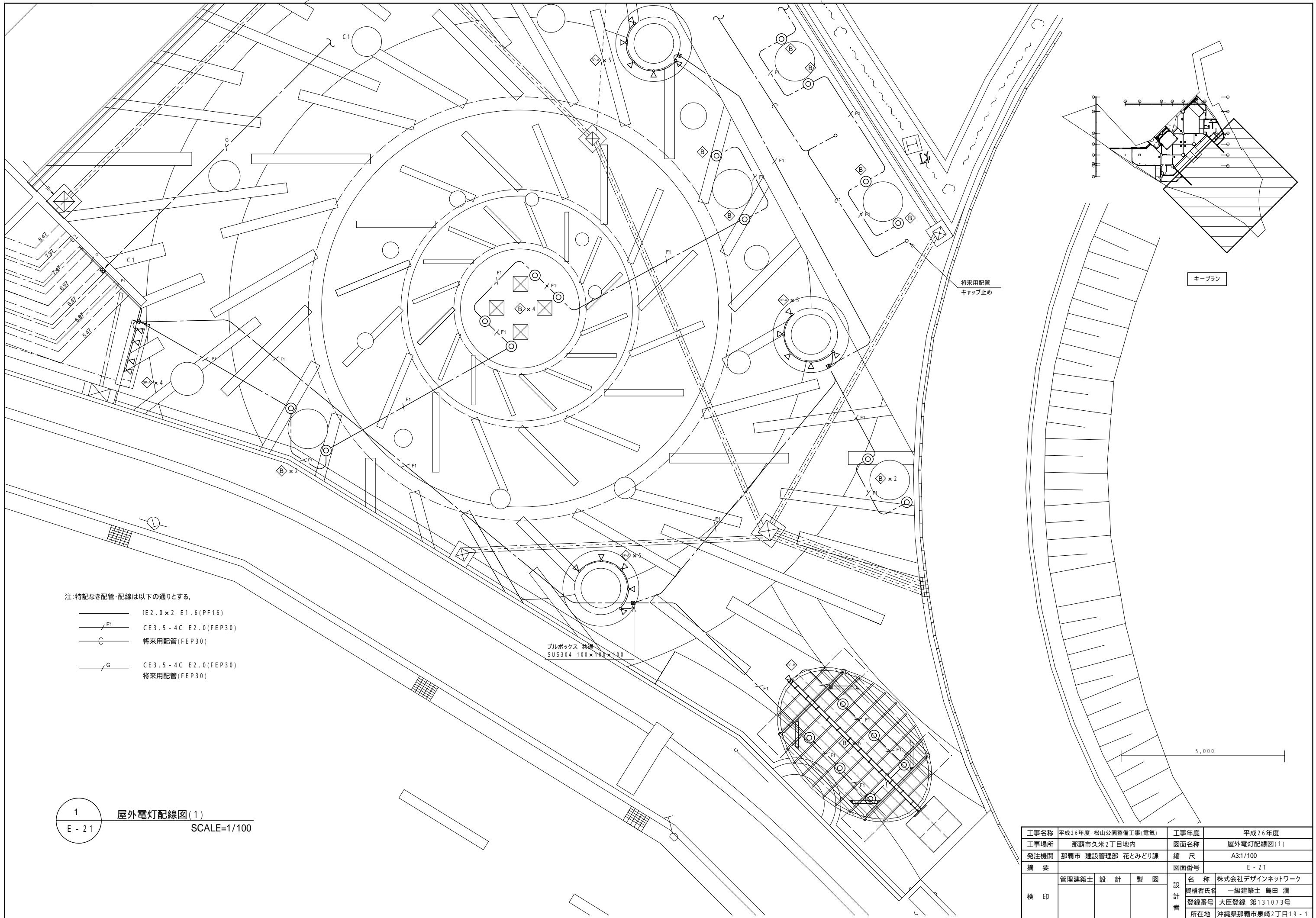


1
E-20

2階消防設備配線図

SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	2階消防設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E-20		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



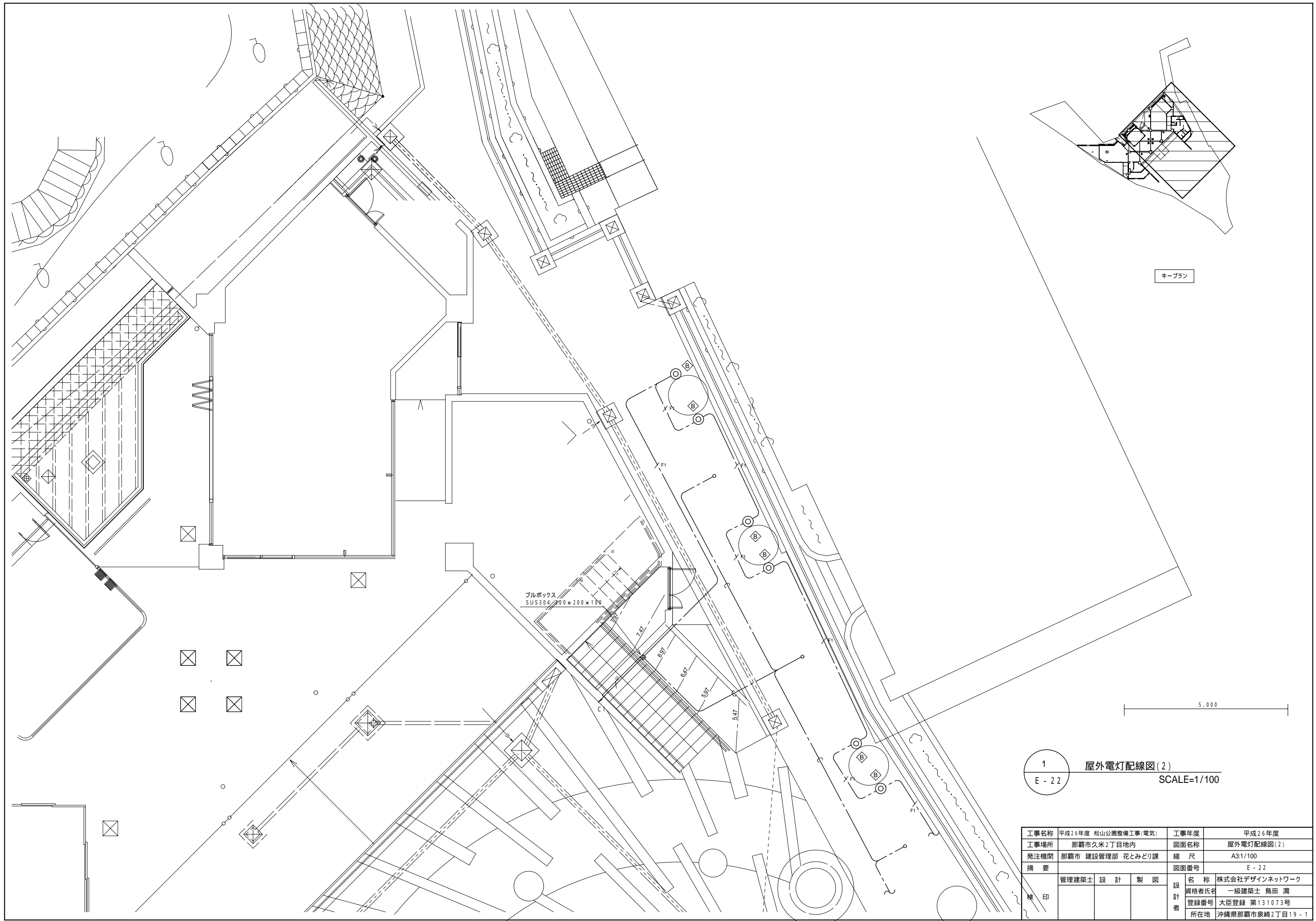
注: 特記なき配管・配線は以下の通りとする。

- IE2.0×2 E1.6(PF16)
- /F1 CE3.5-4C E2.0(FEP30)
- C 将来用配管(FEP30)
- /G CE3.5-4C E2.0(FEP30)
- 将来用配管(FEP30)

プルボックス 共通
SUS304 100×100×100

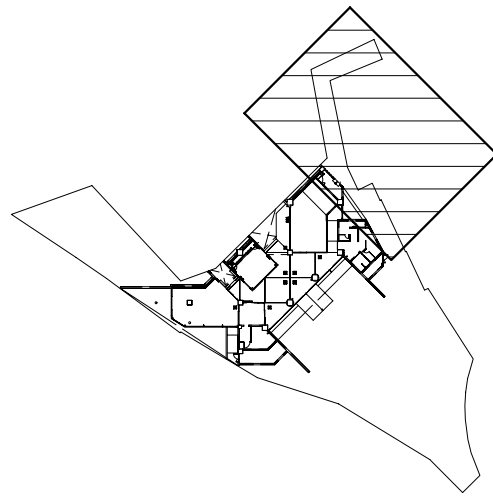
1 屋外電灯配線図(1)
E - 21 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(1)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-21
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

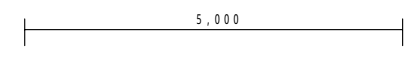
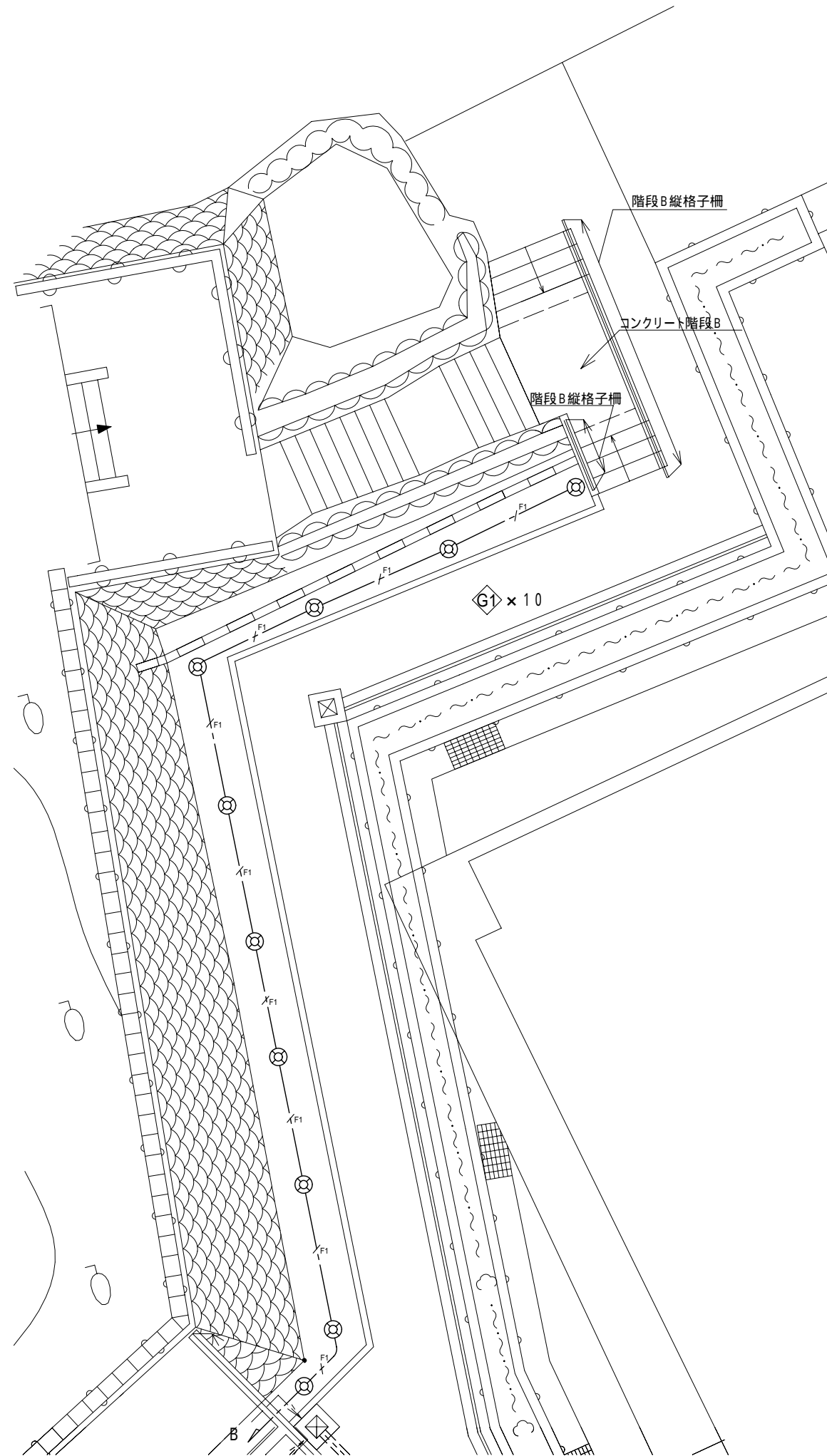


1 屋外電灯配線図(2)
E-22 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(2)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E-22
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	

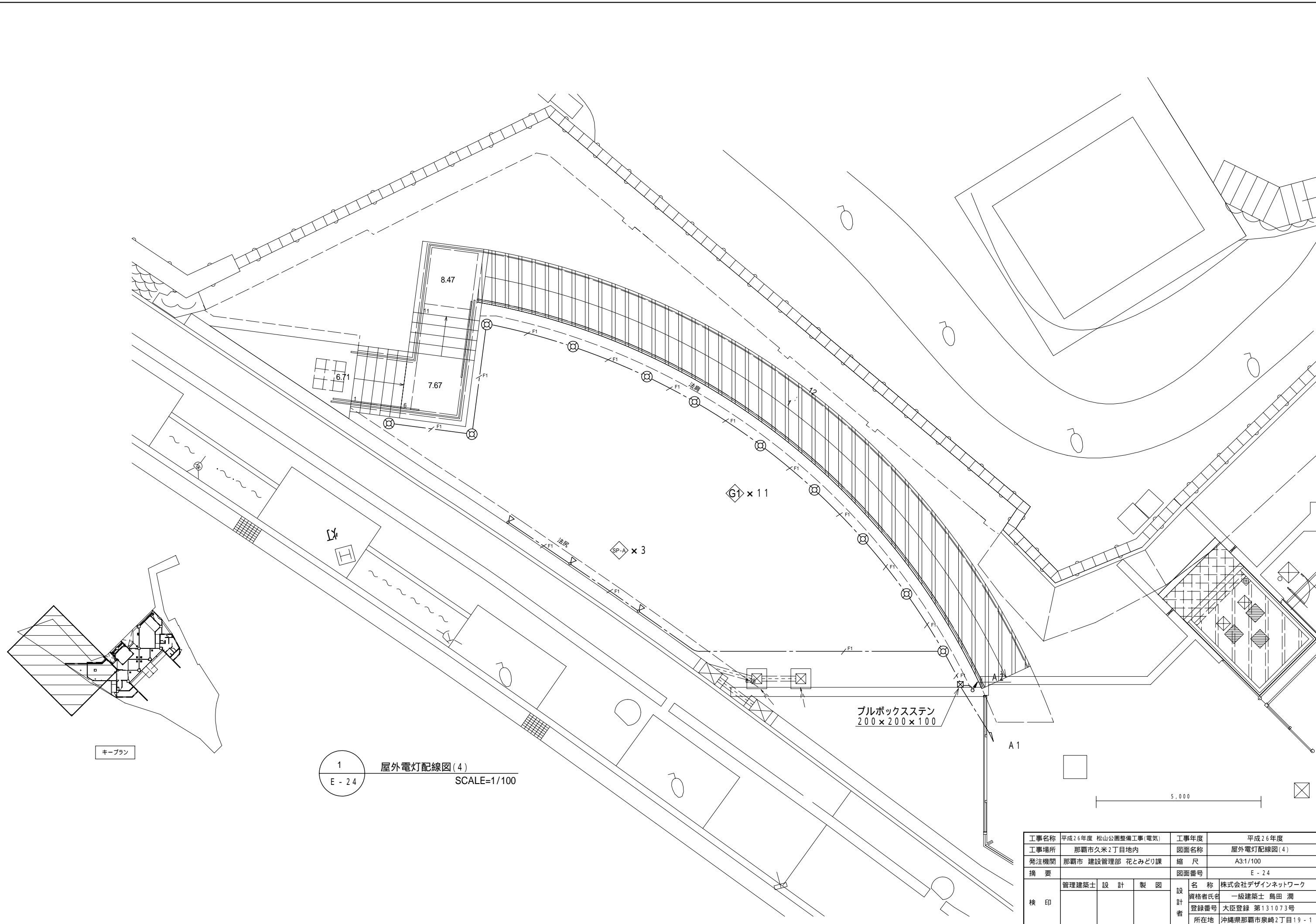


キープラン



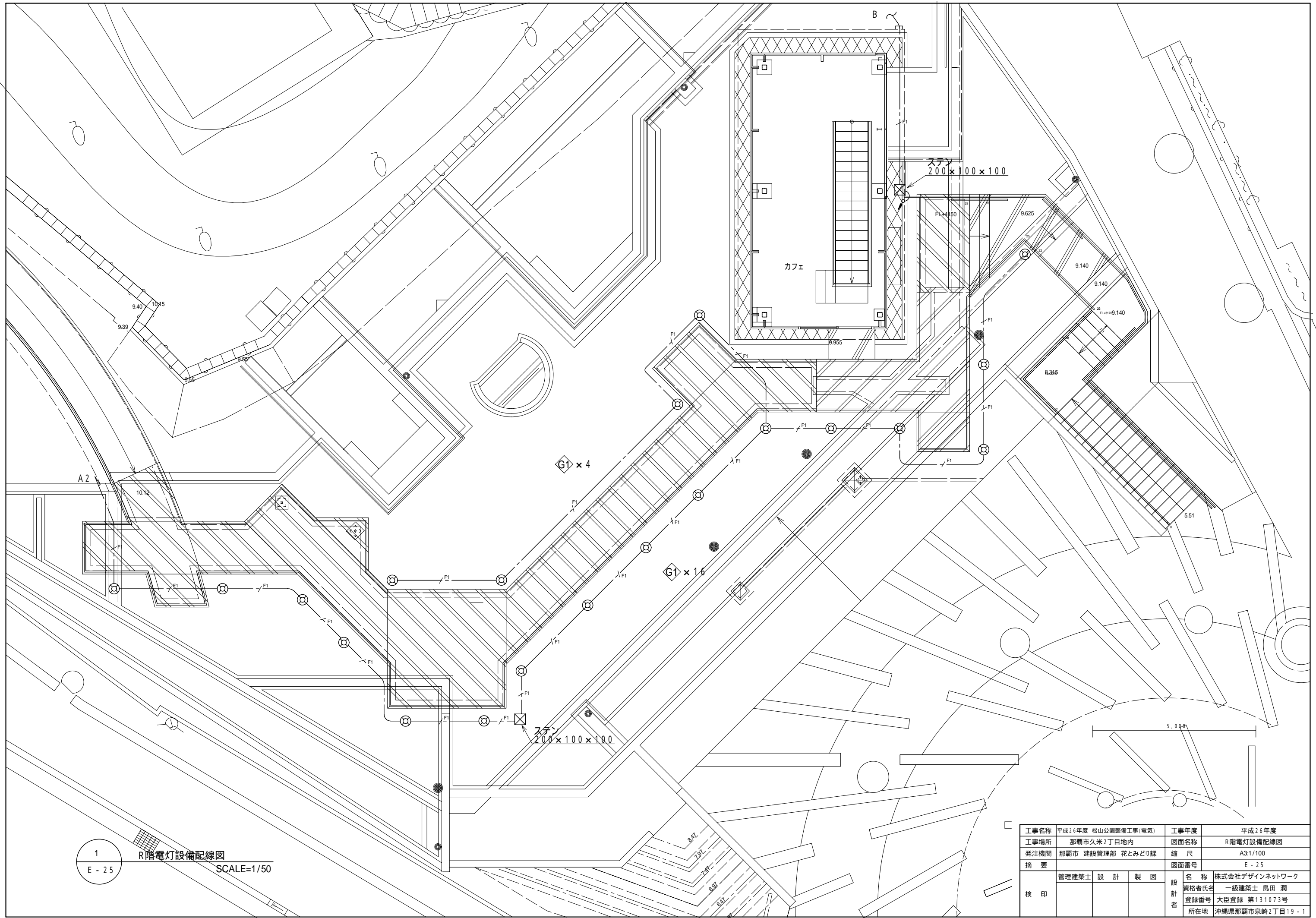
1 屋外電灯配線図(3)
E - 23 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(3)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 23
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



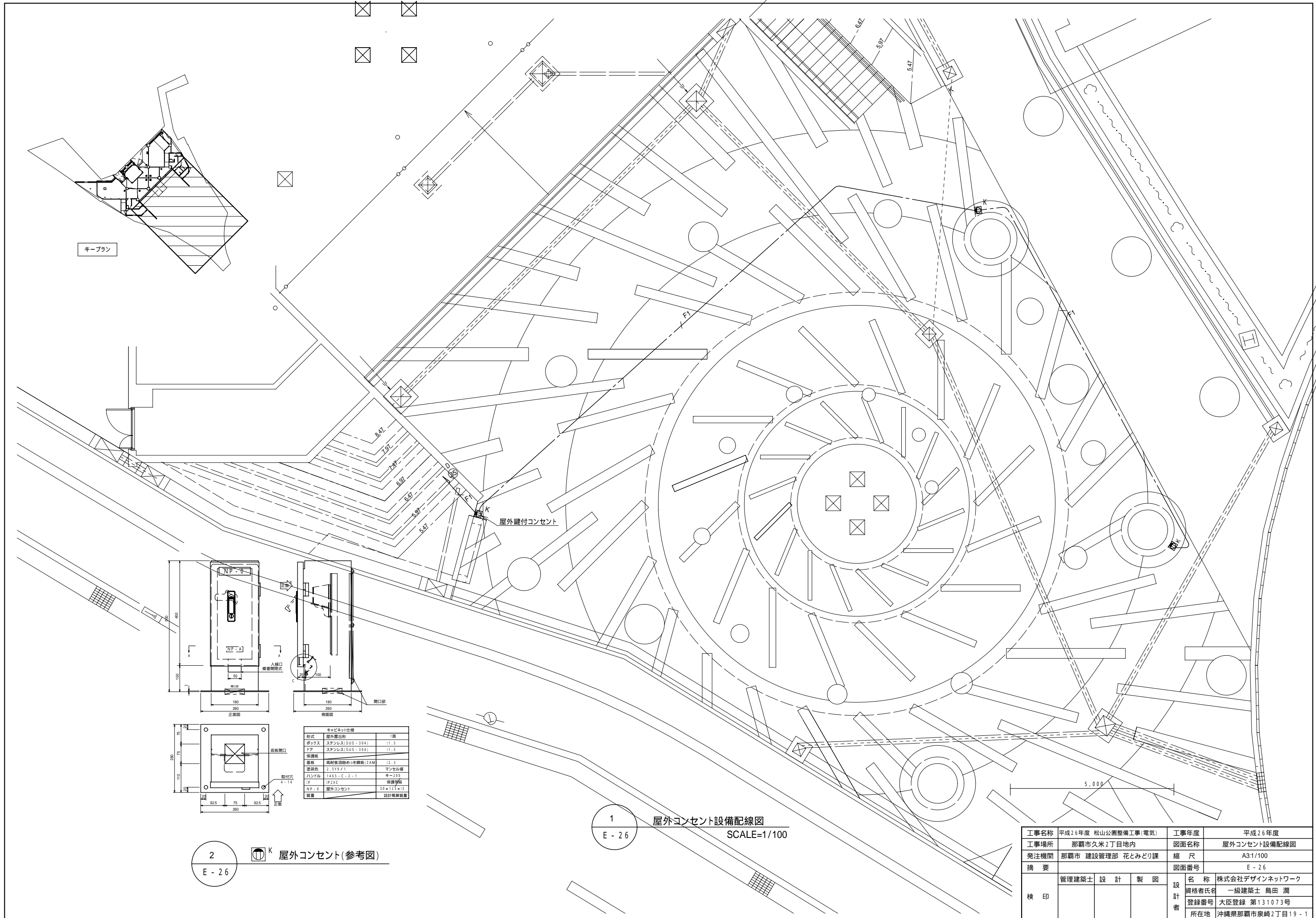
1 屋外電灯配線図(4)
E - 24 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外電灯配線図(4)
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 24
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



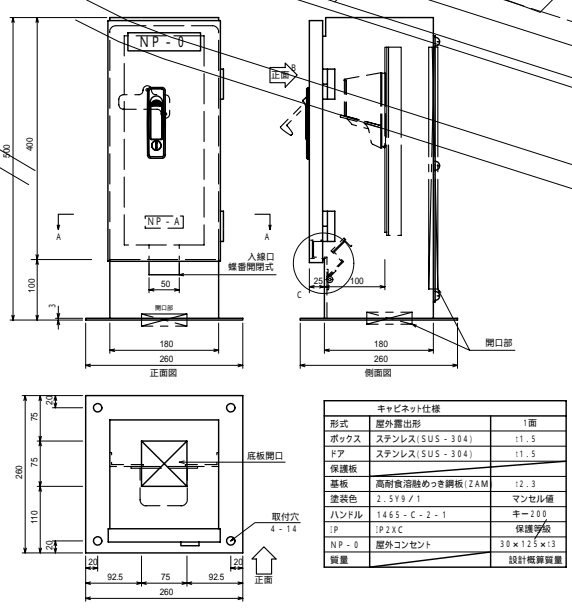
1 R階電灯設備配線図
E - 25 SCALE=1/50

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	R階電灯設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 25
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



キープラン

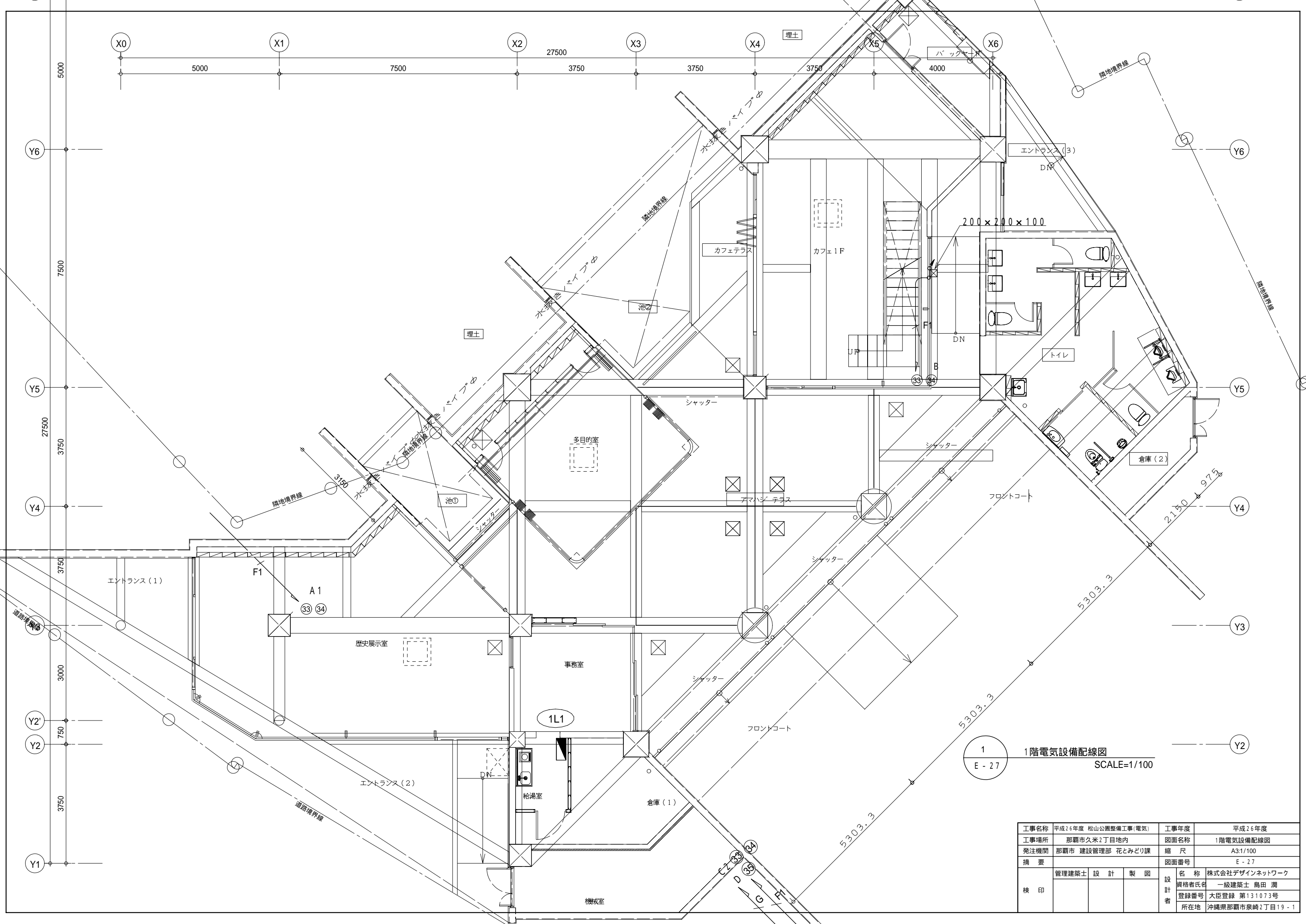
屋外継付コンセント



2 屋外コンセント(参考図)
E - 26

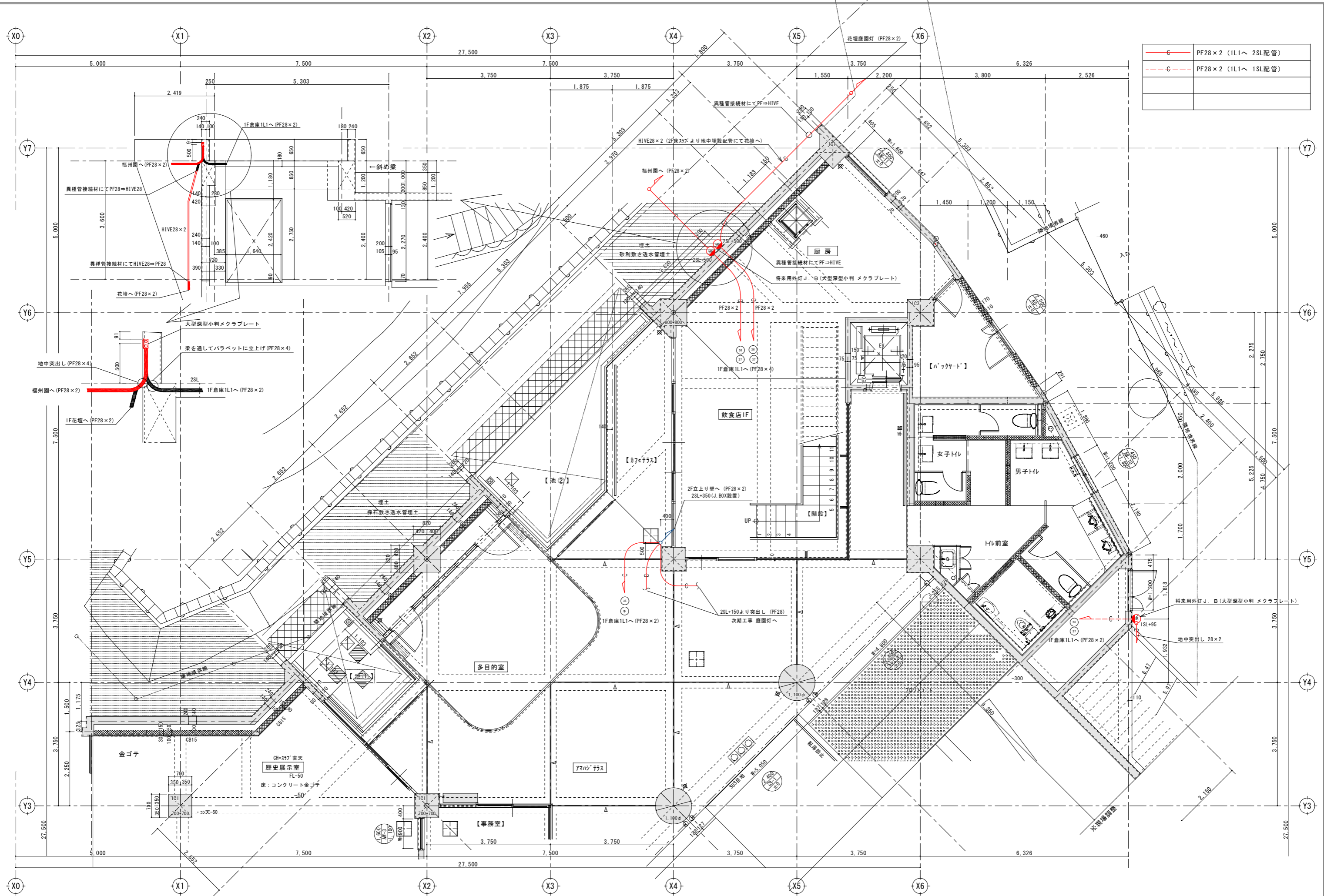
1 屋外コンセント設備配線図
E - 26 SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	屋外コンセント設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要		図面番号	E - 26
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



1 1階電気設備配線図
E - 27
SCALE=1/100

工事名称	平成26年度 松山公園整備工事(電気)	工事年度	平成26年度
工事場所	那覇市久米2丁目地内	図面名称	1階電気設備配線図
発注機関	那覇市 建設管理部 花とみどり課	縮尺	A3:1/100
摘要	図面番号 E - 27		
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社デザインネットワーク	
	資格者氏名	一級建築士 島田 潤	
	登録番号	大臣登録 第131073号	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎2丁目19-1	



	PF28×2 (1L1～2SL配管)
	PF28×2 (1L1～1SL配管)

記事

有限会社 当江電気工事

監理者 現場担当 製図 縮尺
 印 印 印 1/50 (1/100)

工事名称 平成26年度 松山公園整備工事(設備)

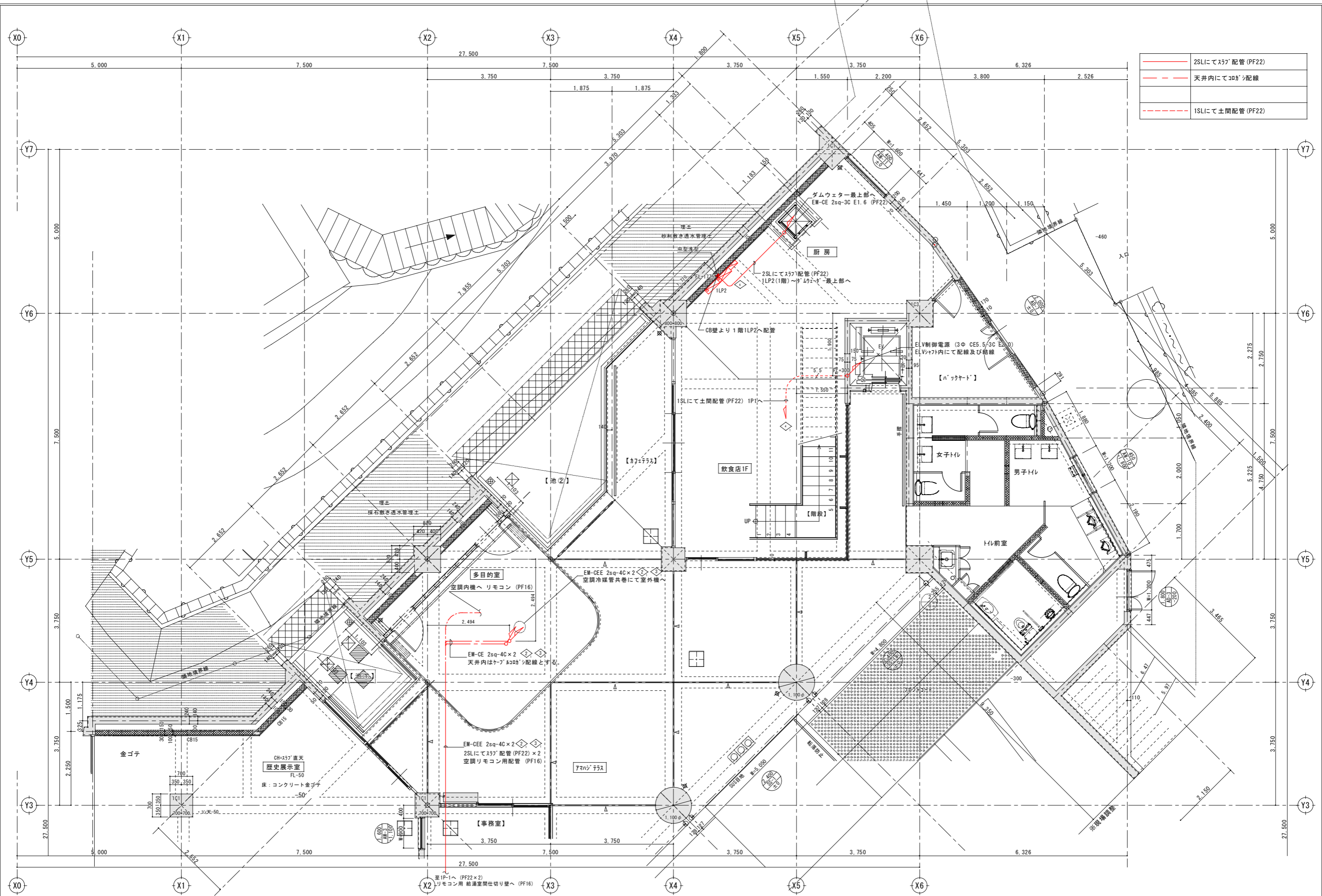
図面名称

図面番号

出図年月日
 工事場所 沖縄県那覇市久米2丁目地内

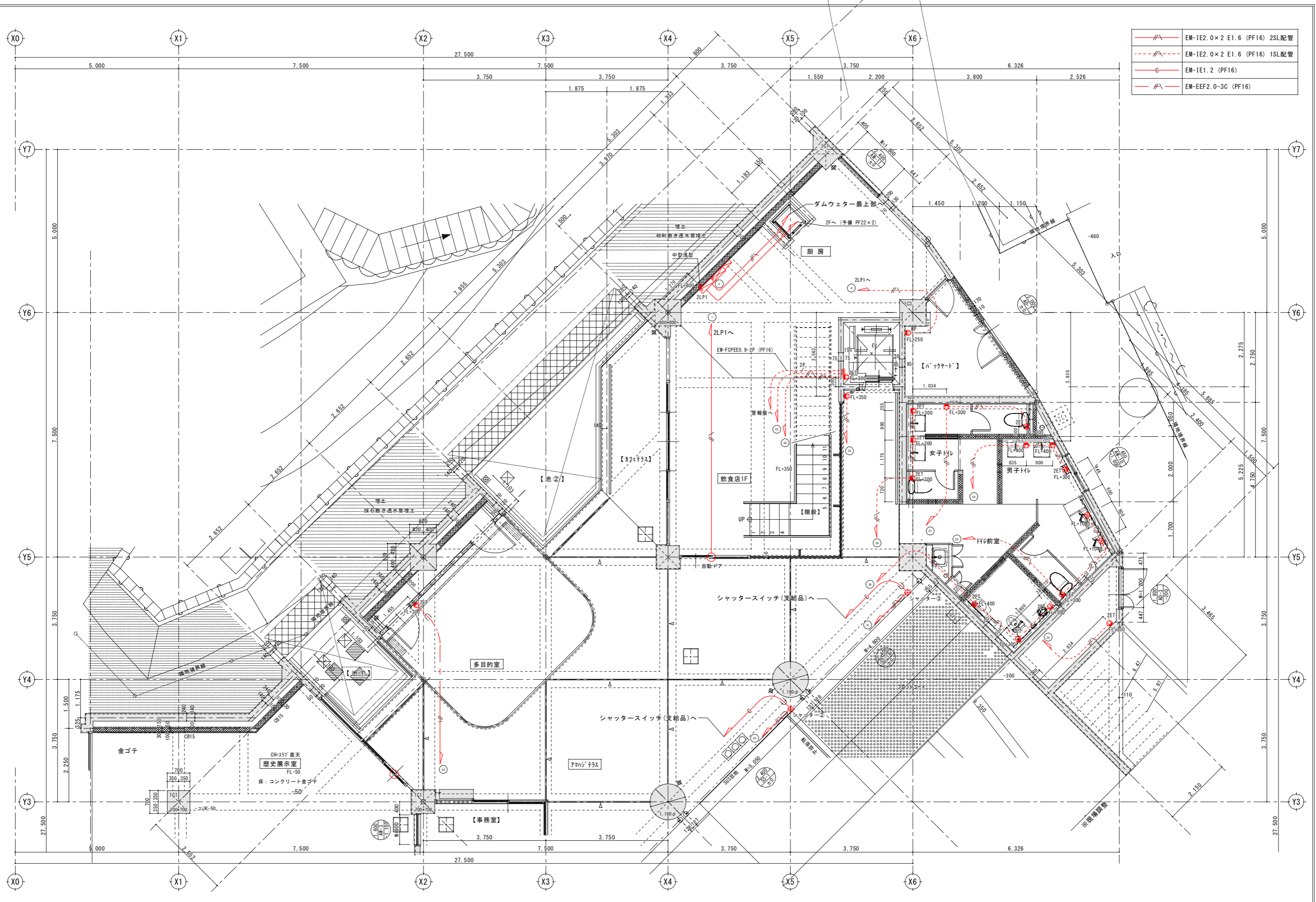
将来用外灯配線図 1

施工-7



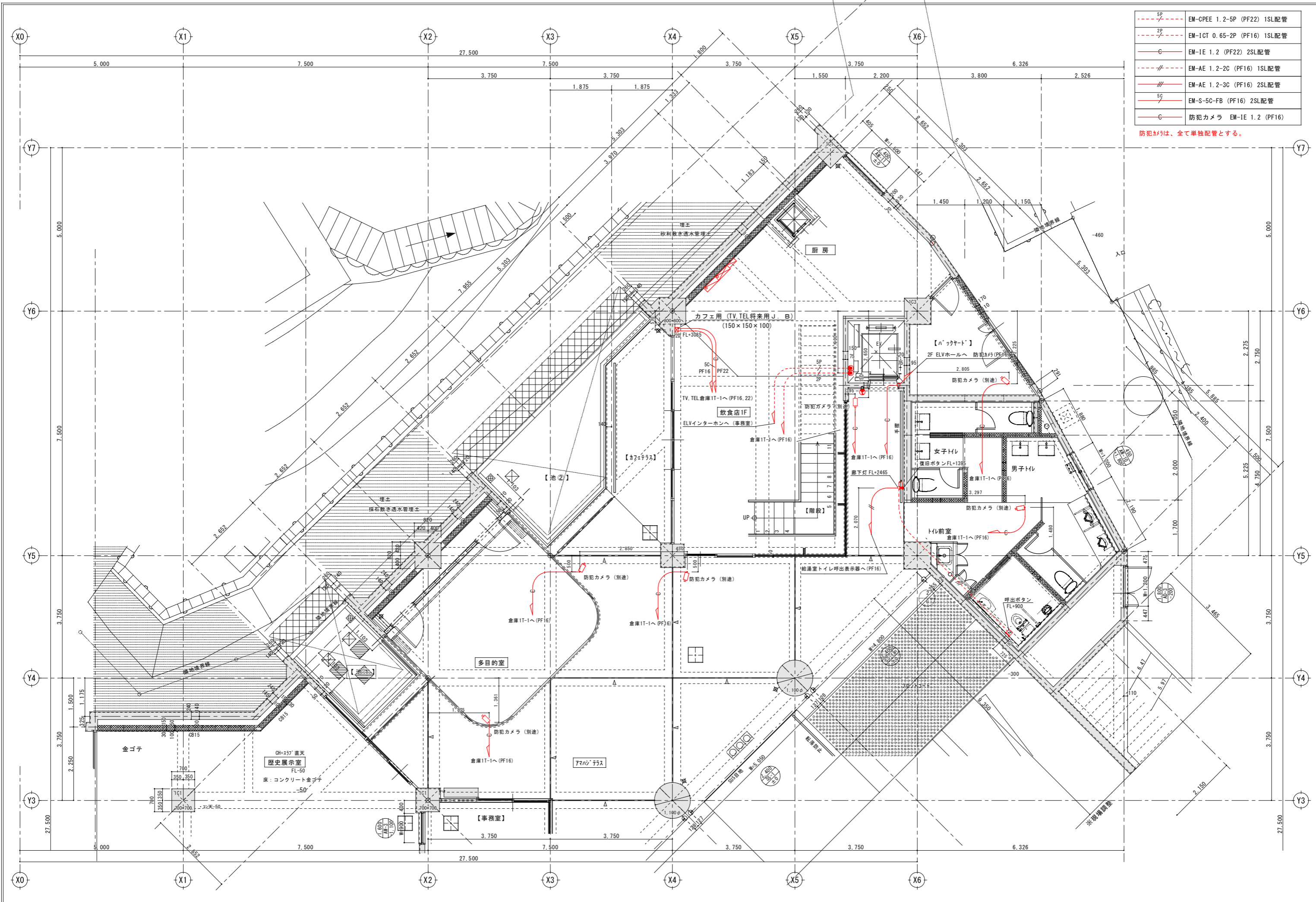
	2SLにてｽﾌﾟ配管 (PF22)
	天井内にてｺﾝｸﾞ配線
	ISLにて土間配管 (PF22)

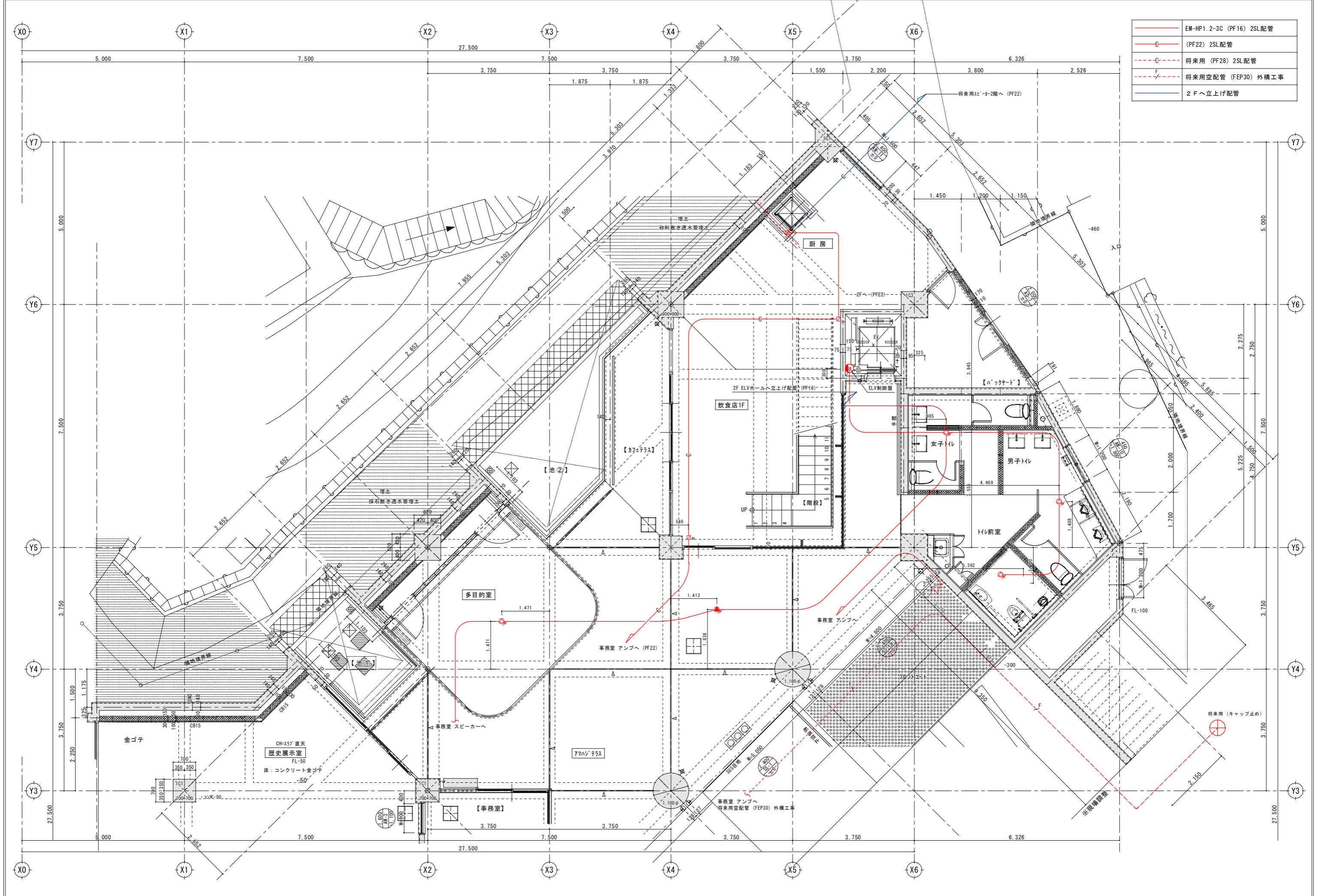
	EM-1E2.0×2 E1.6 (PF16) 2SL配管
	EM-1E2.0×2 E1.6 (PF16) 1SL配管
	EM-1E1.2 (PF16)
	EM-EEF2.0-3C (PF16)



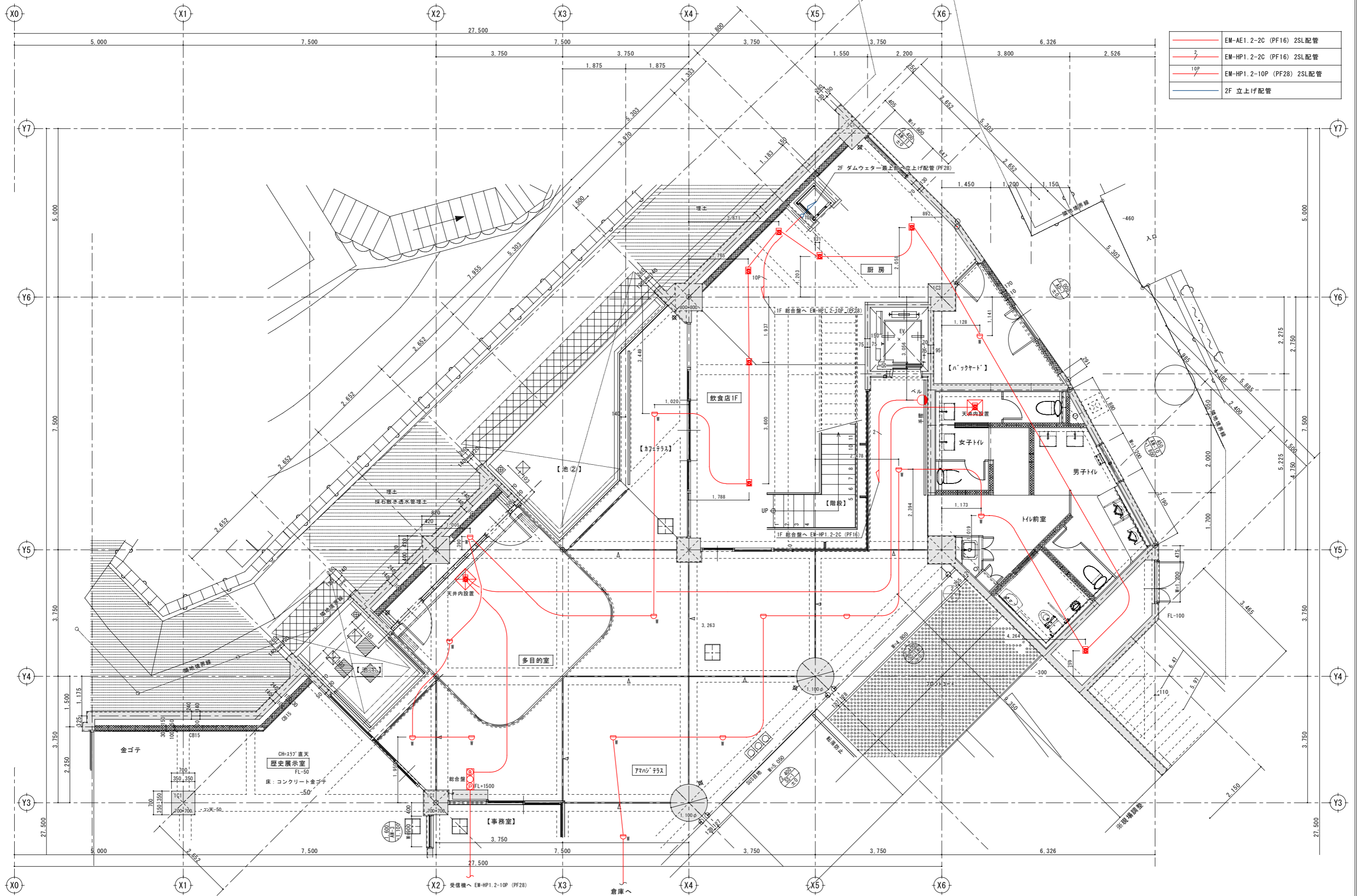
	EM-CPEE 1.2-5P (PF22) 1SL配管
	EM-ICT 0.65-2P (PF16) 1SL配管
	EM-IE 1.2 (PF22) 2SL配管
	EM-AE 1.2-2C (PF16) 1SL配管
	EM-AE 1.2-3C (PF16) 2SL配管
	EM-S-5C-FB (PF16) 2SL配管
	防犯カメラ EM-IE 1.2 (PF16)

防犯カメラは、全て単独配管とする。





	EM-HP1.2-3C (PF16) 2SL配管
	(PF22) 2SL配管
	将来用 (PF28) 2SL配管
	将来用空調管 (FEP30) 外構工事
	2Fへ立上げ配管

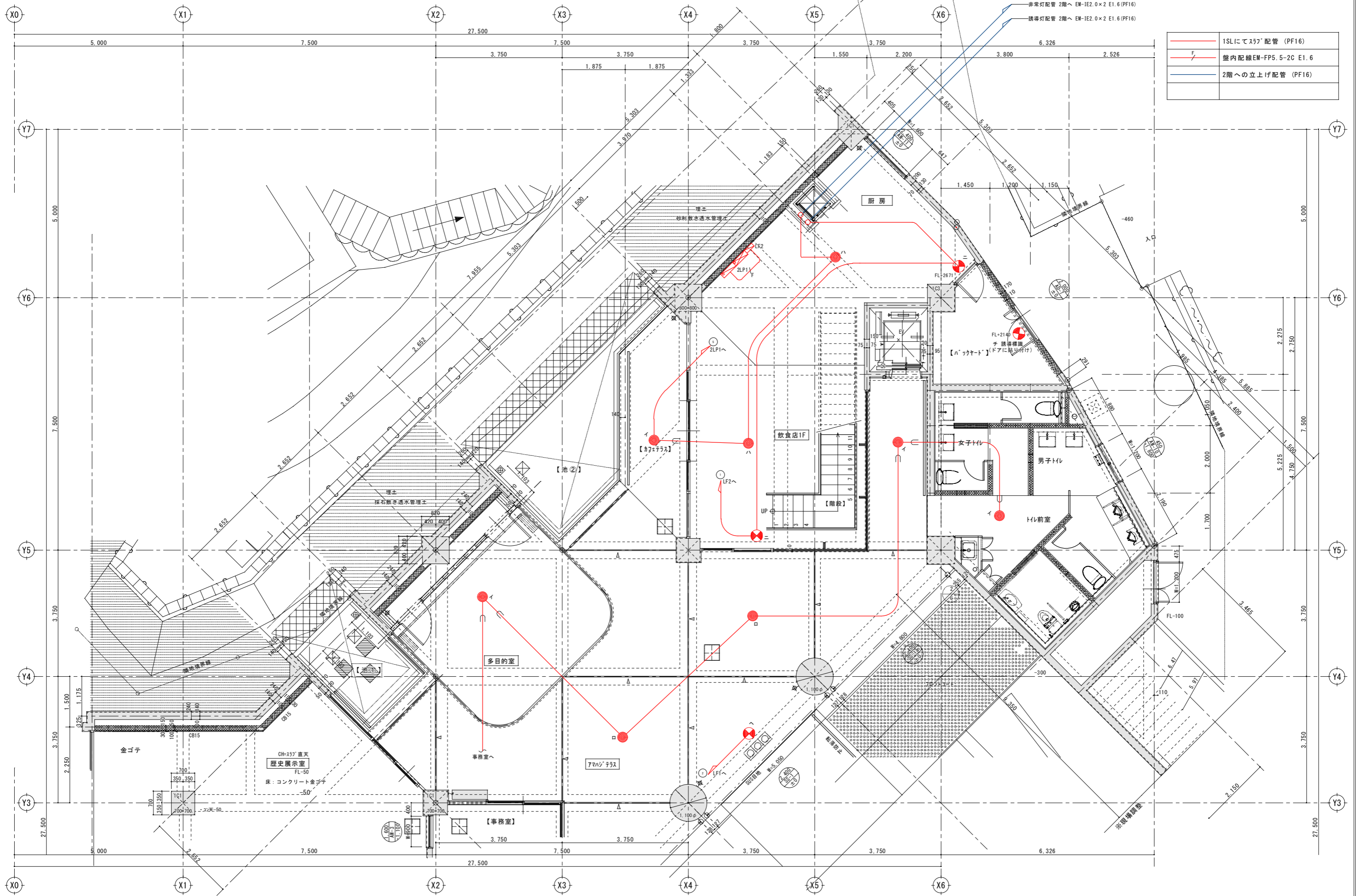


	EM-AE1.2-2C (PF16) 2SL配管
	EM-HP1.2-2C (PF16) 2SL配管
	EM-HP1.2-10P (PF28) 2SL配管
	2F 立上げ配管

記号
 監理者
 現場担当
 製図
 縮尺
 1/50 (1/100)
 出図年月日

有限会社 当江電気工事
 工事名称
 平成26年度 松山公園整備工事 (設備)
 工事場所
 沖縄県那覇市久米2丁目地内

図面名称
 1F 自動火災報知設備配線図 1
 図面番号
 施工-18



—	1SLにて37'配管 (PF16)
—	盤内配線EM-FP5.5-2C E1.6
—	2階への立上げ配管 (PF16)

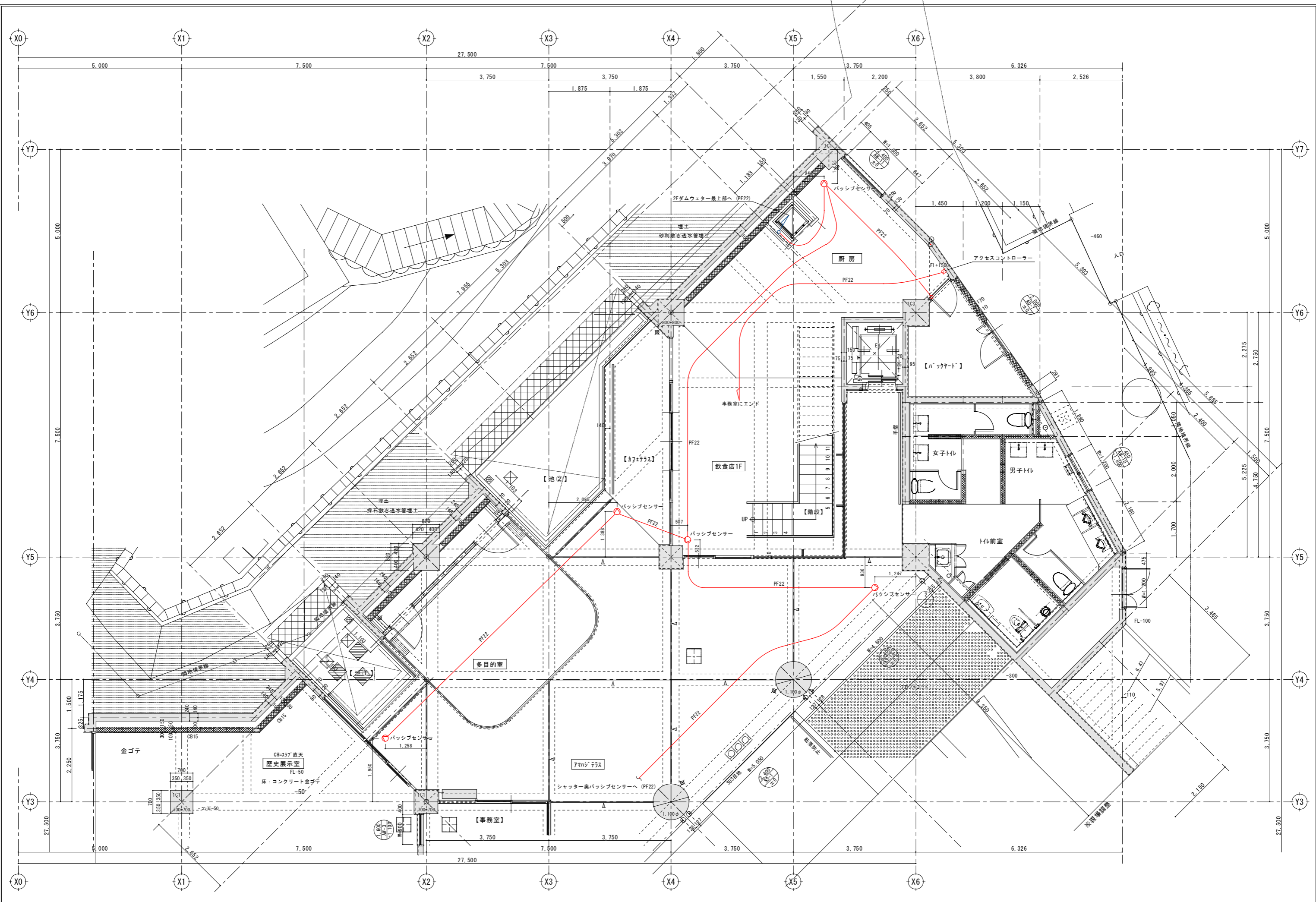
記号
 1/50 (1/100)
 出図年月日

有限会社 当江電気工事

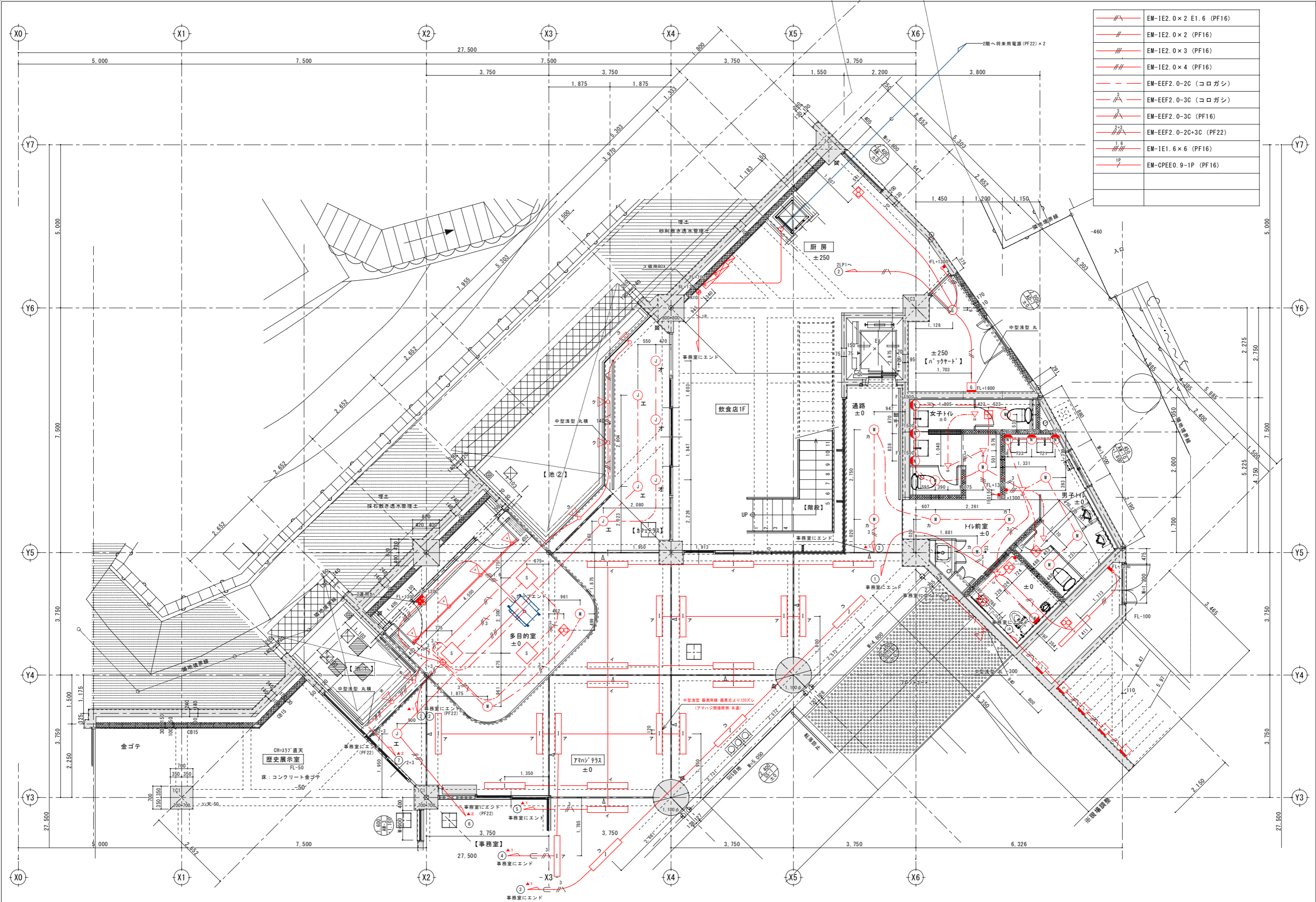
監理者
 現場担当
 製図
 印

工事名称
 平成26年度 松山公園整備工事(設備)
 工事場所
 沖縄県那覇市久米2丁目地内

図面名称
 1F 非常照明・誘導灯設備配線図 1
 図面番号
 施工-21

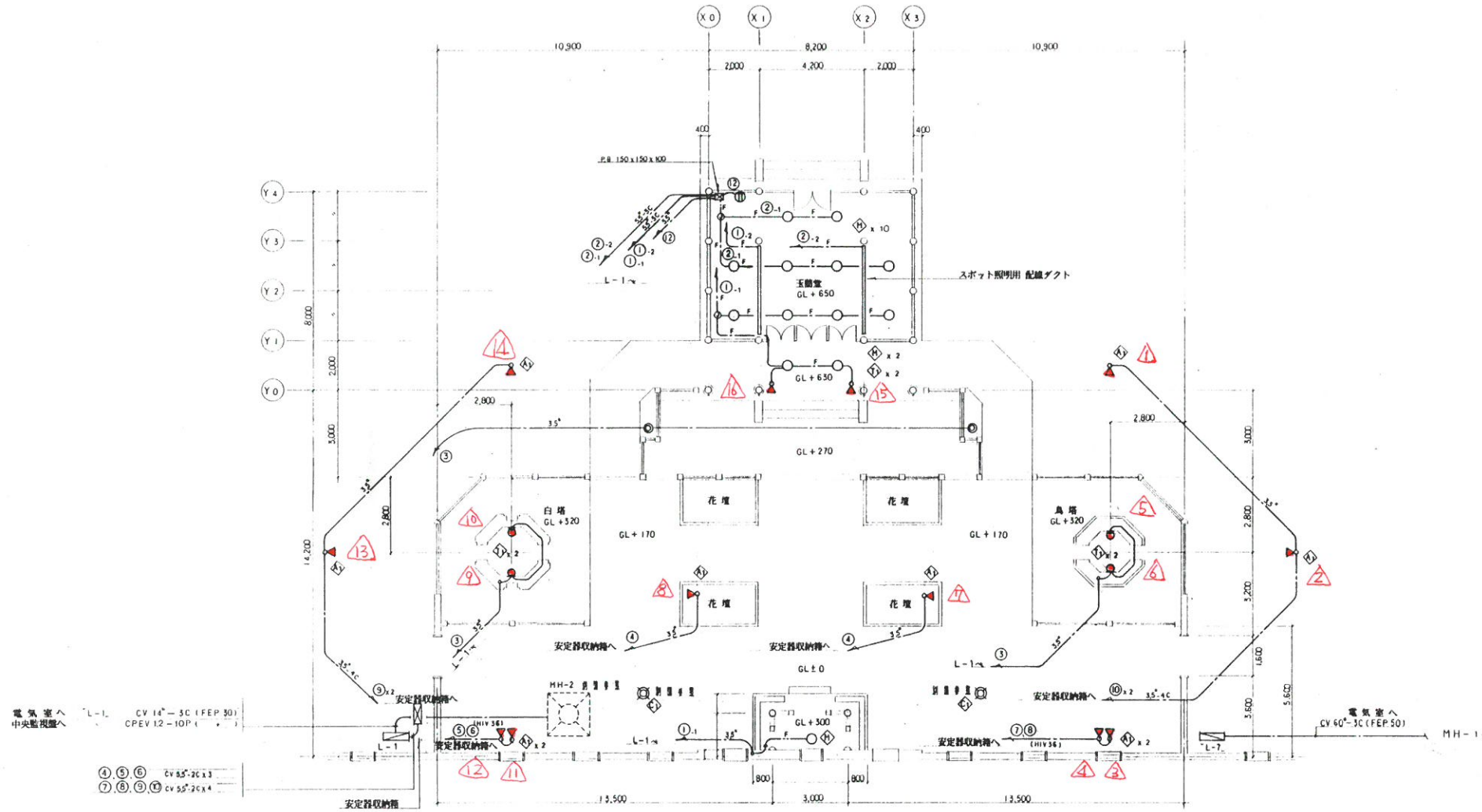


記号 監理者 現場担当 製図 縮尺 1/50 (1/100) 出図年月日	工事名称 平成26年度 松山公園整備工事(設備) 工事場所 沖縄県那覇市久米2丁目地内	図面名称 1F 警備設備配線図 1	図面番号 施工-23



	EM-IE2.0x2 E1.6 (PF16)
	EM-IE2.0x2 (PF16)
	EM-IE2.0x3 (PF16)
	EM-IE2.0x4 (PF16)
	EM-EEF2.0-2C (コロガシ)
	EM-EEF2.0-3C (コロガシ)
	EM-EEF2.0-3C (PF16)
	EM-EEF2.0-2C+3C (PF22)
	EM-IE1.6x6 (PF16)
	EM-CPEE0.9-1P (PF16)

ライトアップ ¼



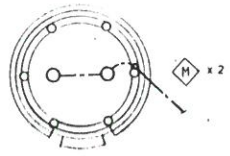
玉櫛堂、白塔、烏塔、電灯設備平面図 S=1/100

(注)

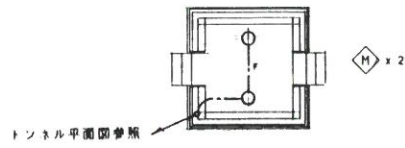
- 1) 本図は、電燈配線工事の図面であり、照明器具の取付位置等は、現場の状況により異なる。
- 2) シンボルは、現場の状況により異なる。

工事名	鉄山公園園内照明設備工事 (電燈設備)	縮尺	1/100
図面名称	玉櫛堂、白塔、烏塔、電灯設備平面図	月付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-11

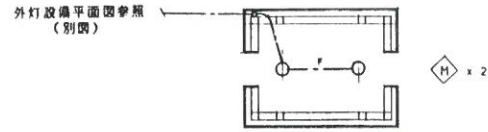
ライトアップ 3/4



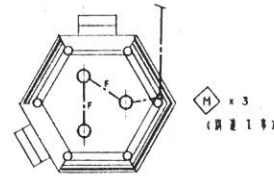
加算亭 平面図 S=1/100



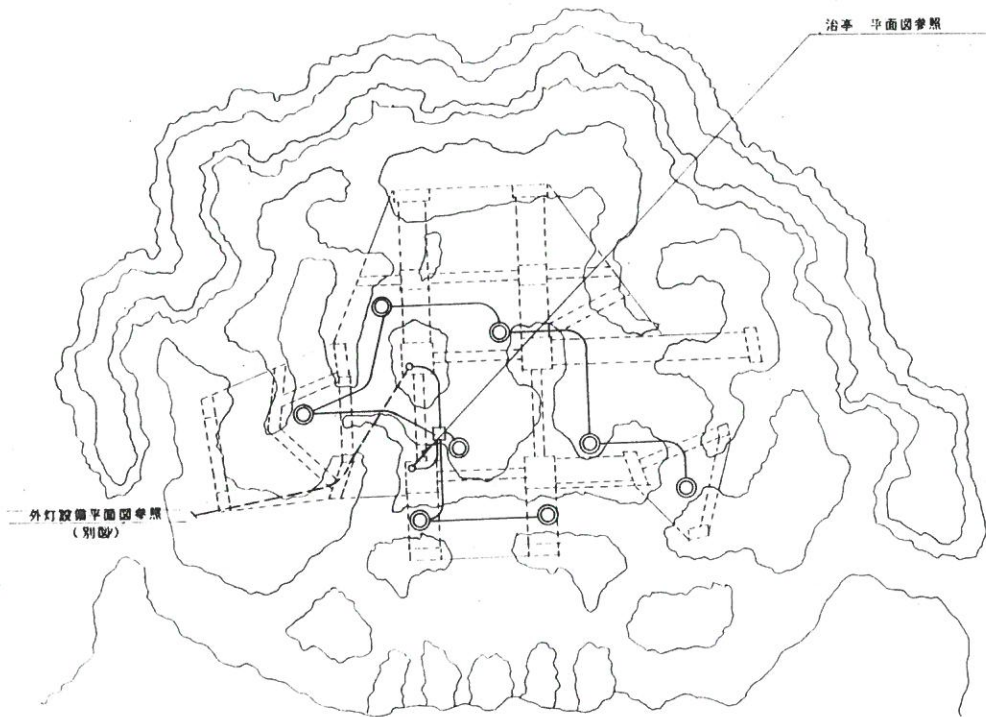
治亭 平面図 S=1/100



安波亭 平面図 S=1/100



観柱亭 平面図 S=1/100

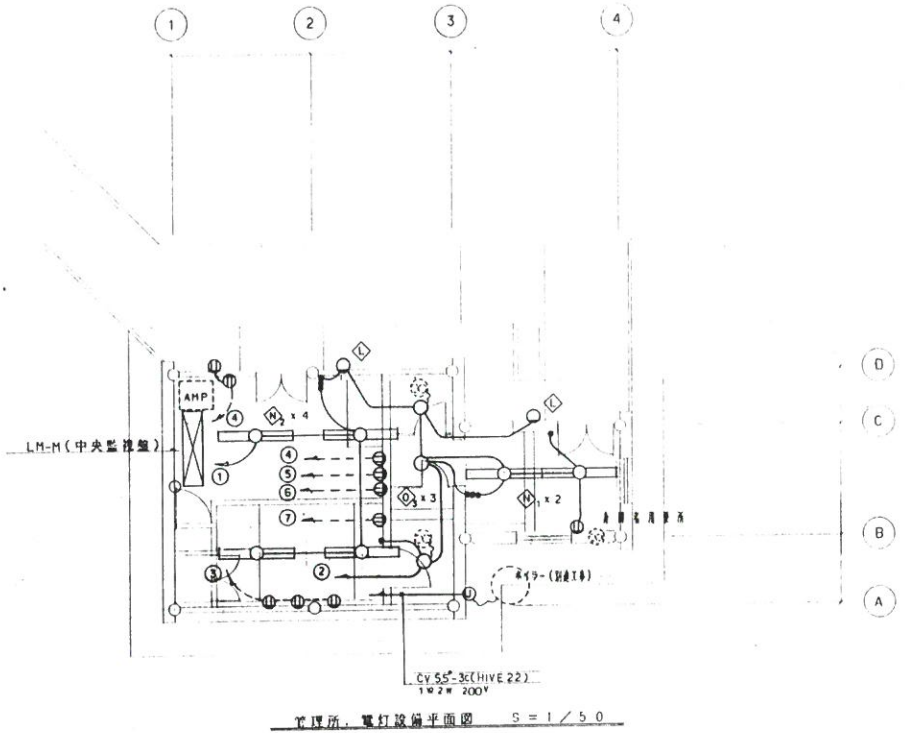


トンネル (治亭) 電灯設備平面図 S=1/80

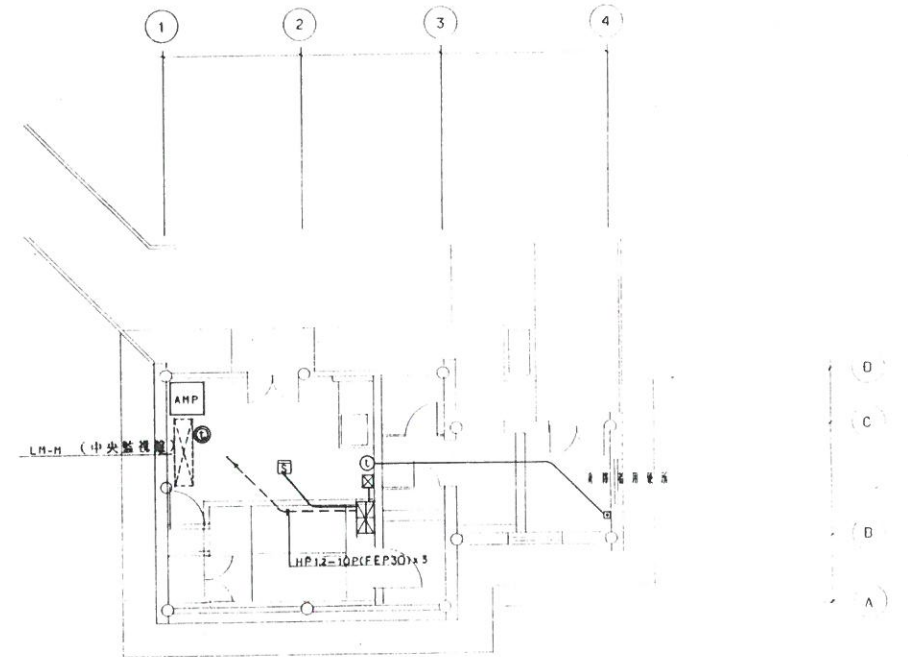
29 30
△△

31 32
△△

A₁ × 4



管理所 電灯設備平面図 S=1/50



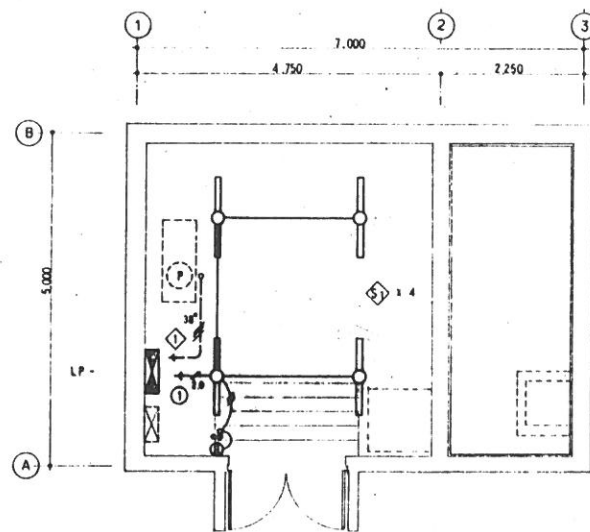
管理所 電灯設備平面図 S=1/50

(中央監視盤)

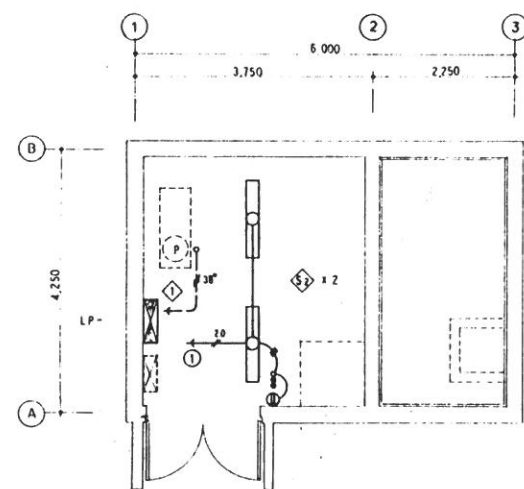
(注意)

- 1) 41号口、電線及びケーブルの入室、並列分岐盤、監視器具等の設置の取組工事とする
- 2) マンホ-41号の設置、電線とする

工事名	松山公園第3期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/50, 1/100
図面名称	加算亭、治亭、安波亭、観柱亭 1/100(23), 1/100(24), 1/100(25)	頁付	
マエダ電気工事株式会社	図番	E-12	

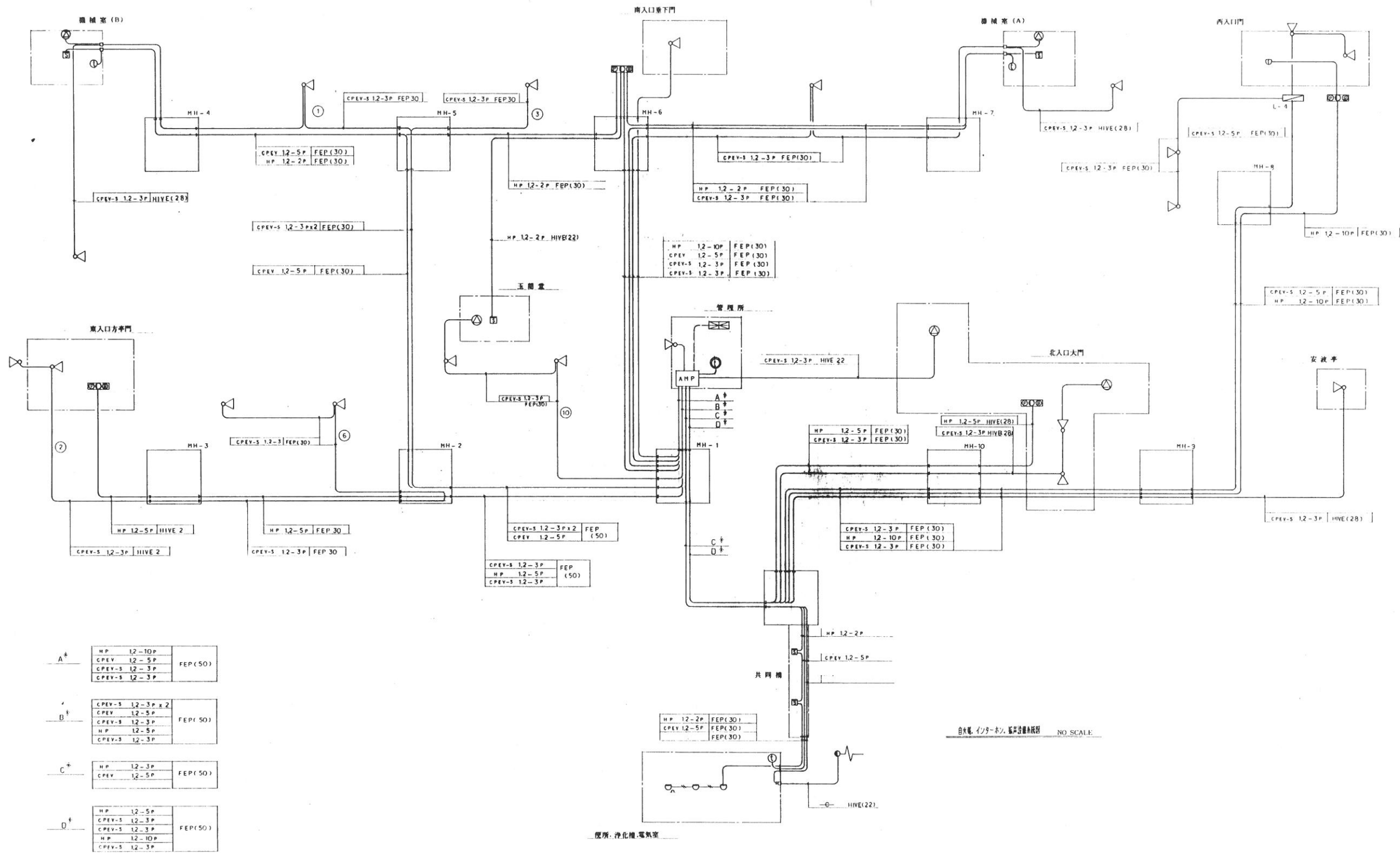


機械室 A 平面図 1 : 50



機械室 B 平面図 1 : 50

工事名	松山公園第9期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/50
図面名称	機械室 A・B 平面図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-13



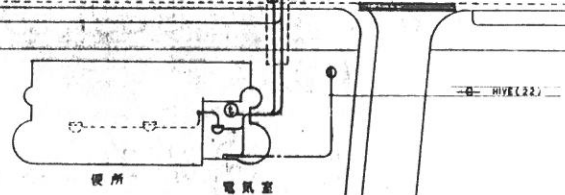
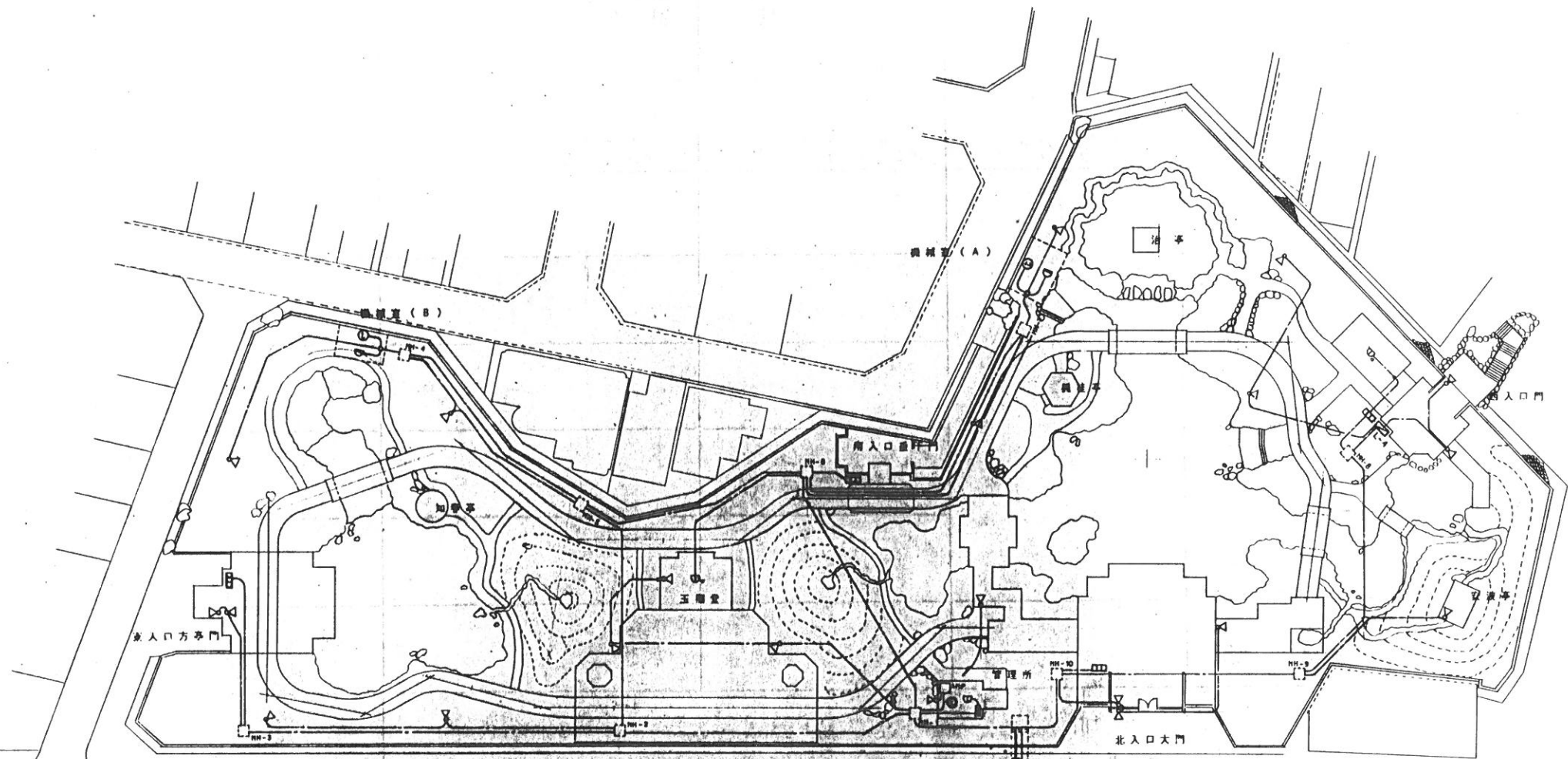
A*	HP 12-10P CPEV-S 12-5P CPEV-S 12-3P CPEV-S 12-3P	FEP(50)
B*	CPEV-S 12-3P x 2 CPEV-S 12-5P CPEV-S 12-3P HP 12-5P CPEV-S 12-3P	FEP(50)
C*	HP 12-3P CPEV-S 12-5P	FEP(50)
D*	HP 12-5P CPEV-S 12-3P CPEV-S 12-3P HP 12-10P CPEV-S 12-3P	FEP(50)

原所: 浄化槽・電気室

自火報、インターホン、警報設備系統図 NO SCALE

工事名	松山公園第9期警備工事 (電気設備)	概算	NO SCALE
図面名称	自火報、インターホン、 警報設備系統図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-14

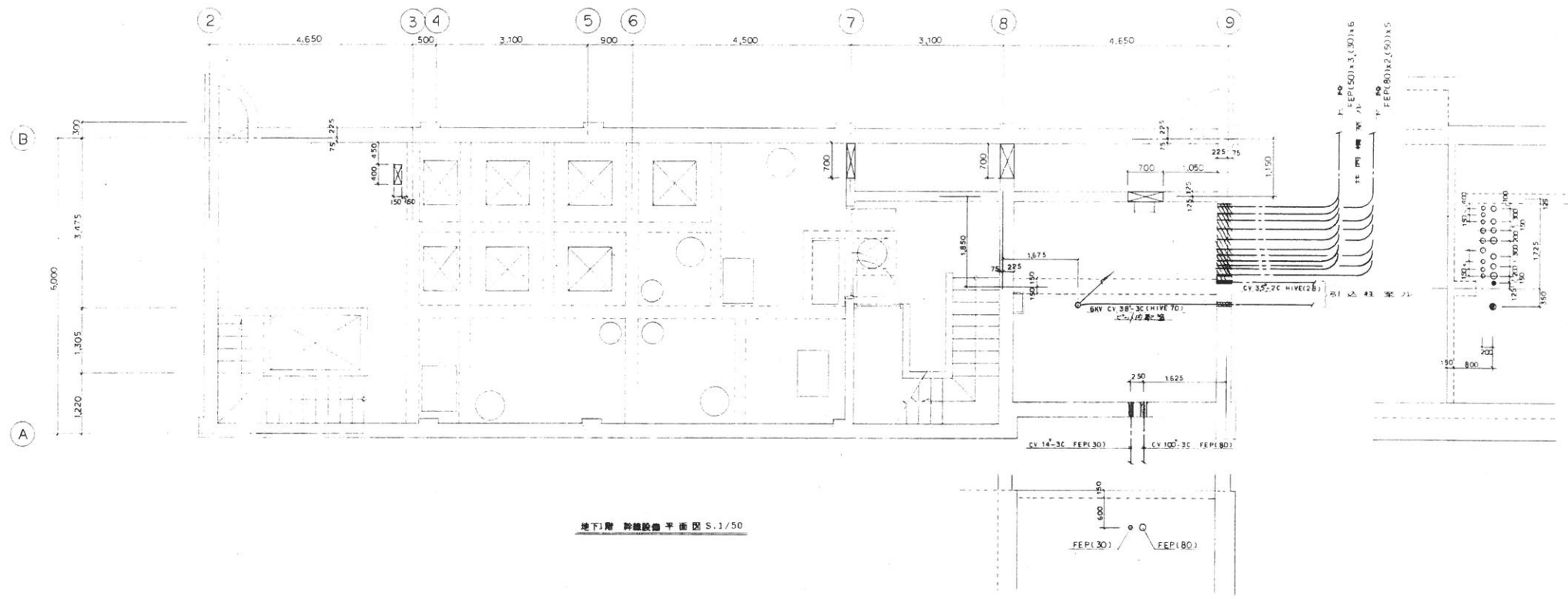
91KG030-015



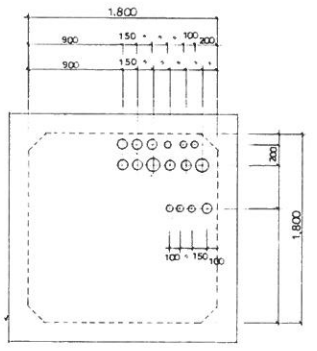
- (注)
- 1) 本図は、電線敷設の一例であり、実際の工事には、現場の状況に応じて変更される。
 - 2) マンホ-Aは、電線管の出口とする。

工事名	泰山公園園内電気工事 (電気設備)	図尺	1/300
図面名称	図面名称	取得	
マエダ電気工事株式会社		製	E-15

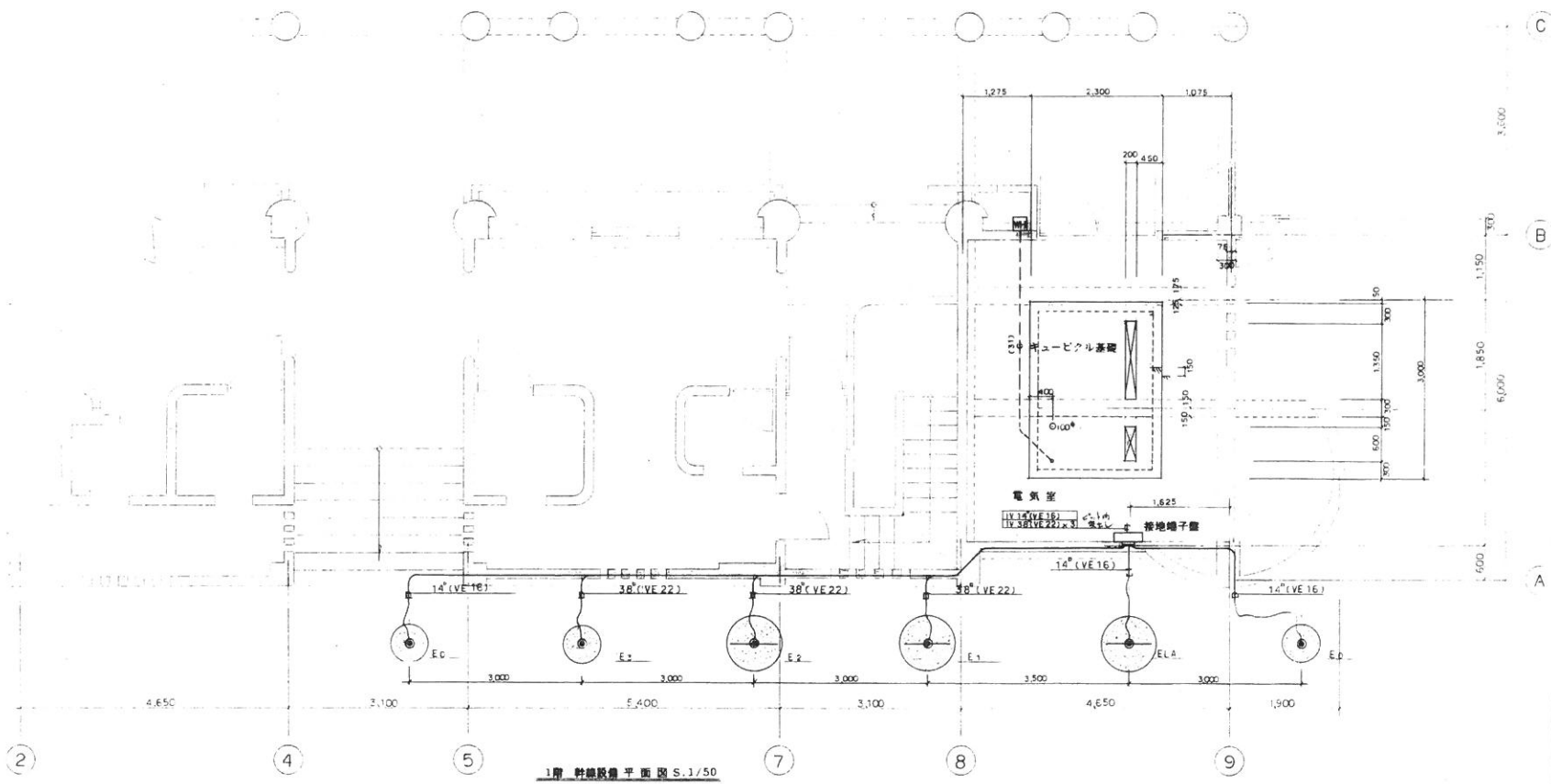
OK



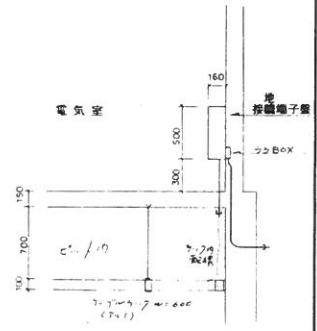
地下1階 幹線設備平面図 S.1/50



共同槽スリーブ取付詳細図 S.1/30



1階 幹線設備平面図 S.1/50



接地端子盤取付詳細図 S.1/30

工事名	松山公園第9期整備工事 (電気設備)	縮尺	1/30 1/50
図面名称	地下1階 幹線設備平面図	日付	
マエダ電気工事株式会社		図番	E-16

91KG030-017

全体計画平面図

S=1/300

1号园路

名称	BP
X	23793 714
Y	17830 994

名称	IP-1
X	23803 403
Y	17847 768
IA	22-56-41
R	6.000
TL	1.218
CL	2.402
SL	0.122

名称	IP-2
X	23802 971
Y	17846 139
IA	22-56-58
R	6.000
TL	1.220
CL	2.406
SL	0.123

名称	EP
X	23850 622
Y	17809 642

2号园路

名称	BP
X	23783 817
Y	17822 056

名称	IP-1
X	23784 545
Y	17823 179
IA	23-22-16
R	6.000
TL	1.235
CL	2.212
SL	0.390

名称	IP-2
X	23775 958
Y	17830 992

名称	IP-3
X	23795 814
Y	17860 588

名称	IP-4
X	23803 737
Y	17873 901

名称	IP-5
X	23795 840
Y	17918 484
IA	100-07-16
R	6.000
TL	9.555
CL	13.990
SL	4.461

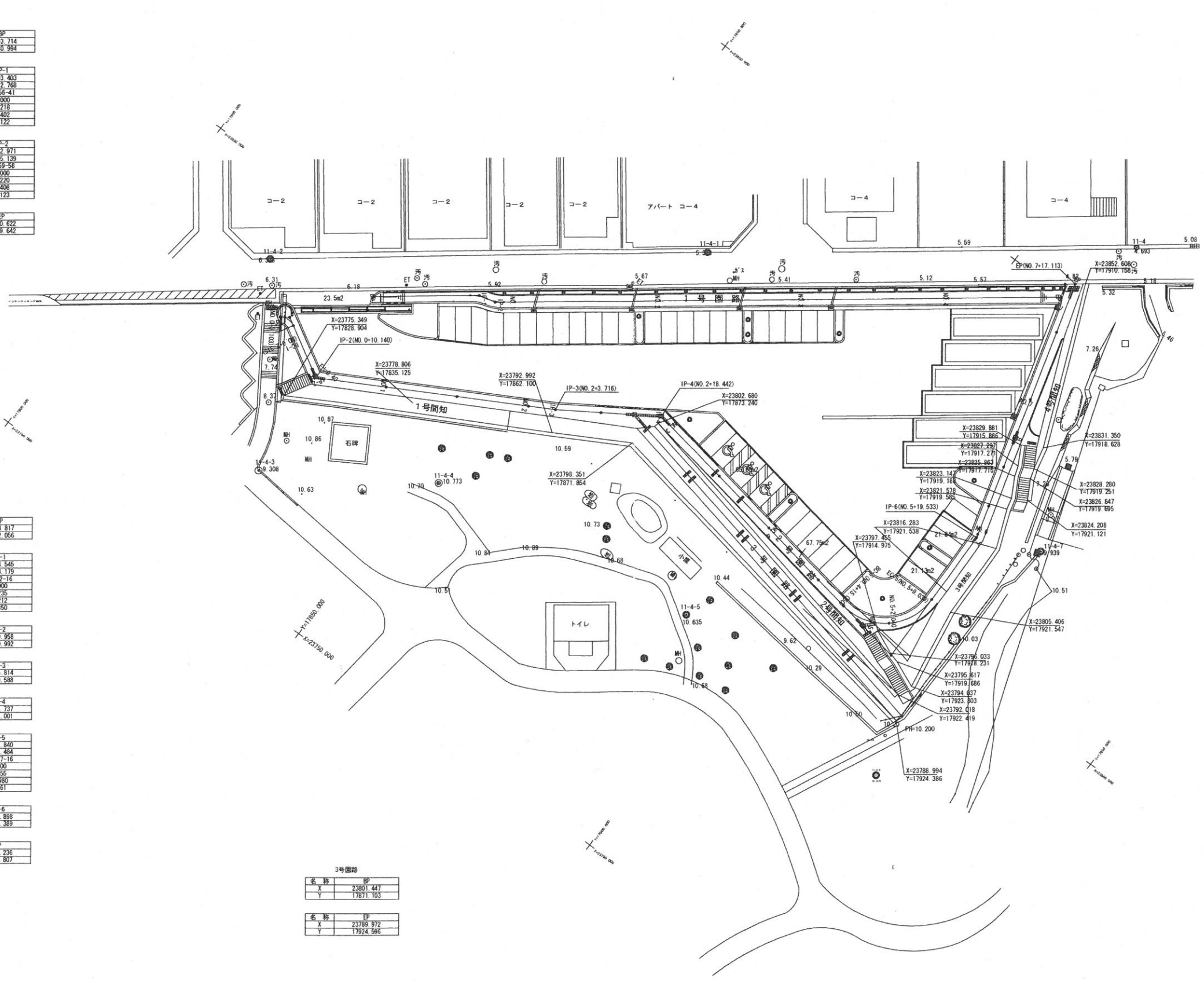
名称	IP-6
X	23815 898
Y	17918 389

名称	EP
X	23852 236
Y	17908 807

3号园路

名称	BP
X	23807 447
Y	17877 103

名称	IP
X	23789 972
Y	17924 596



竣工図

施工年度	平成17年度
工事名	平成17年度松山公園整備工事(土木)
工事位置	那覇市松山地区内
施工業者	有限会社大豊建設
工期	平成17年11月9日~平成18年2月20日
図面説明	全体計画平面図
図面番号	21室中の1室
完成年月日	平成18年2月20日
那覇市建設管理部 花とみどり課	

造成計画平面図

S=1/300

1号道路

名称	BP
X	23793.714
Y	17830.994

名称	IP-1
X	23803.403
Y	17842.768
IA	22.55-41
R	6.000
TL	1.218
CL	2.402
SL	0.122

名称	IP-2
X	23802.971
Y	17845.139
IA	22.55-58
R	6.000
TL	1.220
CL	2.408
SL	0.123

名称	EP
X	23850.622
Y	17909.642

2号道路

名称	BP
X	23783.817
Y	17822.656

名称	IP-1
X	23784.545
Y	17823.179
IA	63.22-16
R	7.000
TL	2.235
CL	2.212
SL	0.350

名称	IP-2
X	23779.958
Y	17830.992

名称	IP-3
X	23795.814
Y	17860.588

名称	IP-4
X	23803.737
Y	17873.001

名称	IP-5
X	23795.840
Y	17918.484
IA	100.07-16
R	8.000
TL	9.545
CL	13.680
SL	4.461

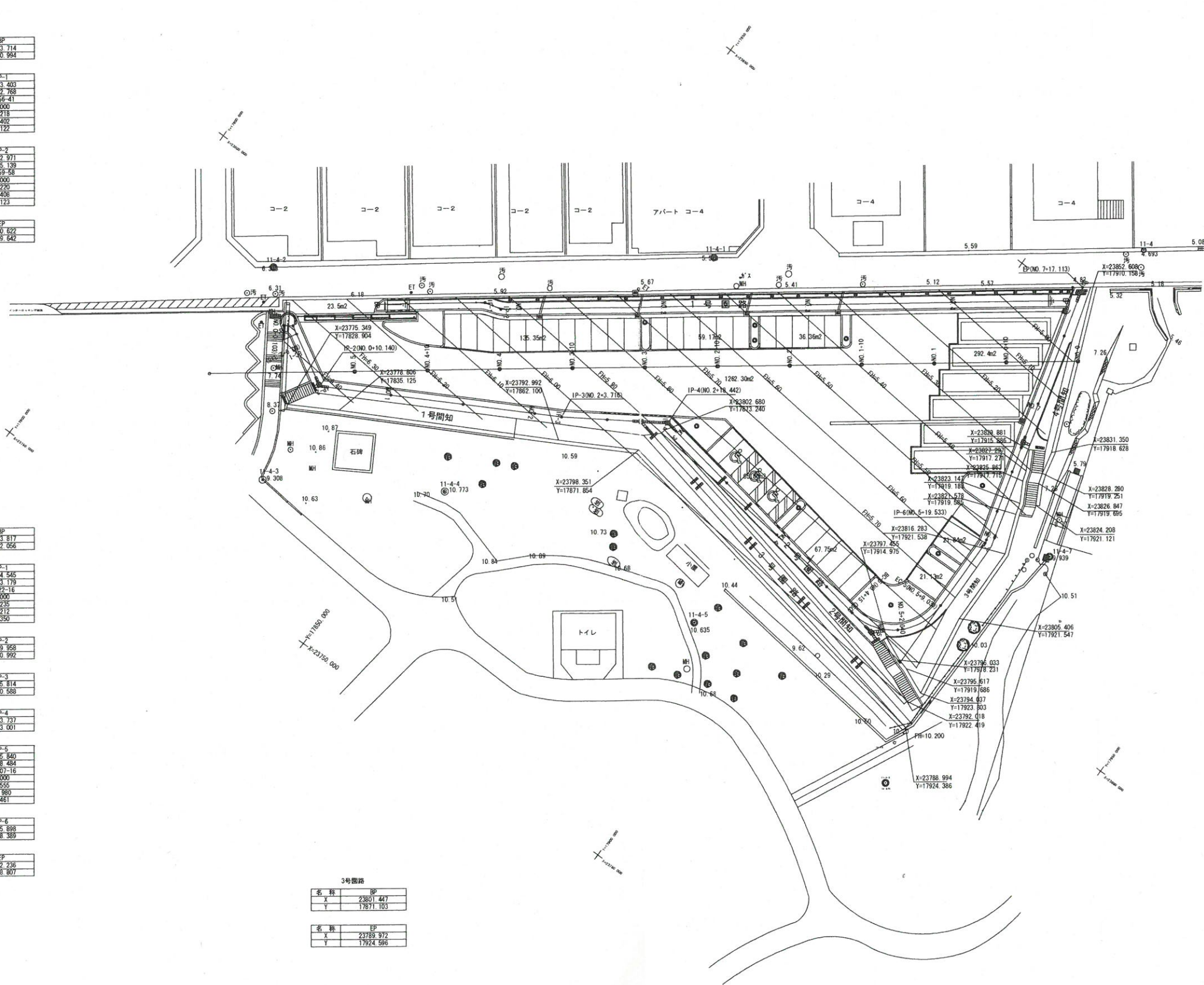
名称	IP-6
X	23815.898
Y	17918.389

名称	EP
X	23862.236
Y	17908.807

3号道路

名称	BP
X	23801.447
Y	17871.103

名称	EP
X	23789.972
Y	17924.596



竣工図

施工年度	平成17年度
工事名称	平成17年度松山公園整備工事(土木)
工事位置	那覇市松山地区内
施工業者	有限会社大豊建設
工期	平成17年11月9日~平成18年2月20日
図面説明	造成計画平面図
図面番号	2.1策中の2策
完成年月日	平成18年2月20日

那覇市建設管理部 花とみどり課